１．定款および規約等

(1) 定　　款

一部改正（９月１０日第２２３回（臨時）議員総会・第７２８回常議員会）　＿＿＿＿＿が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞	＜省　略＞
（会員の表決権） **第１３条**　会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって表決権を行うことができる。 3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。 4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。	（会員の表決権） **第１３条**　会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって表決権を行うことができる。 3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 4 第2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。 5 第２項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。
＜省　略＞	＜省　略＞
（会員の選挙権） **第１４条**　会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の1号議員（第36条第2項第1号の議員）の選挙権を有する。ただし、1会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。 (1) 会費持口数1口から10口迄は1口について3個 (2) 会費持口数11口以上は5口につき3個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって選挙権を行うことができる。 3 会員は、前項の規定による書面をもつてする選挙権の行使に代えて、選挙権を本商工会議所が定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 4 第2項及び第3項の代理人は、選挙権を行う前にその代理権を証する書面又は本商工会議所が定める電磁的方法による証明により本商工会議所に届け出なければならない。	（会員の選挙権） **第１４条**　会員は、会費の負担口数に応じて次に掲げる個数の1号議員（第36条第2項第1号の議員）の選挙権を有する。ただし、1会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。 (1) 会費持口数1口から10口迄は1口について3個 (2) 会費持口数11口以上は5口につき3個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数 2 前条第２項、第３項、第５項（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。
＜省　略＞	＜省　略＞
（議員総会の議事） **第４２条**　議員総会は、第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 議員総会の議事は、第4項但書及び第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。	（議員総会の議事） **第４２条**　議員総会は、第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 議員総会の議事は、第4項但書及び第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。 4 議員総会においては、第39条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2

4 議員総会においては、第39条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。 5 第13条第2項から第4項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、議員総会について準用する。 6 議員総会においては、その総会の延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第39条第5項（招集の通知）の規定は、適用しない。	以上の同意があった場合には、この限りでない。 5 第13条第2項から第5項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、議員総会の表決および選挙について準用する。 6 議員総会においては、その総会の延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第39条第5項（招集の通知）の規定は、適用しない。 ＜省　略＞ （実施の時期） 1 第13条（会員の表決権）、第14条（会員の選挙権）、第42条（議員総会の議事）の改正規定は、令和2年9月10日から実施する

一部改正（２月２６日第２２５回（通常）議員総会）　　が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞ （会員の表決権） **第１３条**　会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって表決権を行うことができる。 3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 4 第2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。 5 第 2 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。 ＜省　略＞ （特定商工業者の権利） **第２５条**　特定商工業者に係る1号議員（第36条第2項第1号の議員）の選挙権は、各々1個とする。 2 本商工会議所は、特定商工業者たるの義務を怠ったものに対しては、常議員会の議を経て選挙権の行使を停止することができる。 3 特定商工業者であって、負担金を滞納したものの選挙権の行使の停止については、東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規則の定めるところによる。 4 第14条第2項、第3項及び第4項（書面若しくは電磁的方法又は代理人による権利の行使）並びに第20条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。	＜省　略＞ （会員の表決権） **第１３条**　会員は、各々1個の表決権を有する。 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって表決権を行うことができる。 3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。 4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。 5 第 2 項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。 ＜省　略＞ （特定商工業者の権利） **第２５条**　特定商工業者に係る1号議員（第36条第2項第1号の議員）の選挙権は、各々1個とする。 2 本商工会議所は、特定商工業者たるの義務を怠ったものに対しては、常議員会の議を経て選挙権の行使を停止することができる。 3 特定商工業者であって、負担金を滞納したものの選挙権の行使の停止については、東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規則の定めるところによる。 4 第14条第2項~~、第3項及び第4項~~（書面若しくは電磁的方法又は代理人による権利の行使）並びに第20条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

＜省　略＞	＜省　略＞
（議員総会及び議員） **第３６条**　本商工会議所に、議員総会を置く。 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員（この定款において「1 号議員」という。）76 人 (2) 部会が部会に所属する会員の中から主要業種別に選任した議員（この定款において「2 号議員」という。）52 人 (3) 前 2 号の議員の外、会頭が、常議員会の意見を徴して会員のうちから選任した議員（この定款において「3 号議員」という。）22 人 3 前項第 2 号の各部会に対する議員の割当員数は、会頭が各部会長の意見を徴して、その都度定める。 4 第 2 項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 5 法人その他の団体であって、第 2 項の議員となったものは、議員の職務を行う者 1 人を定め、書面をもって、本商工会議所に届け出なければならない。 6 第 34 条第 9 項各号(資格)の一に該当する者は、第 2 項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。 7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。 8 何人も、同時に、2 以上の議員又は第 5 項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第 5 項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。	（議員総会及び議員） **第３６条**　本商工会議所に、議員総会を置く。 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員（この定款において「1 号議員」という。）76 人 (2)部会が部会に所属する会員の中から主要業種別に選任した議員（この定款において「2 号議員」という。）52 人 (3) 前 2 号の議員の外、会頭が、常議員会の意見を徴して会員のうちから選任した議員（この定款において「3 号議員」という。）22 人 3 前項第 2 号の各部会に対する議員の割当員数は、会頭が各部会長の意見を徴して、その都度定める。 4 第 2 項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。 5 法人その他の団体であって、第 2 項の議員となったものは、議員の職務を行う者 1 人を定め、~~書面をもって、~~本商工会議所に届け出なければならない。 6 第 34 条第 9 項各号（資格）の一に該当する者は、第 2 項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。 7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。 8 何人も、同時に、2 以上の議員又は第 5 項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第 5 項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。
＜省　略＞	＜省　略＞
（議員総会の議事） **第４２条**　議員総会は、第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 議員総会の議事は、第4項但書及び第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。 4 議員総会においては、第39条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。 5 第13条第2項から第5項まで（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、議員総会の表決および選挙について準用する。	（議員総会の議事） **第４２条**　議員総会は、第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。 2 議員総会の議事は、第4項但書及び第43条（議員総会の特別議決方法）に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。 4 議員総会においては、第39条第5項（招集の通知）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。 5 第13条第2項から第5項まで（書面又は代理人、電磁的方法による権利の行使）の規定は、議員総会の表決および選挙について準用する。 6 議員総会においては、その総会の延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、

6 議員総会においては、その総会の延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第39条第5項（招集の通知）の規定は、適用しない。 ＜省　略＞ （常議員会） **第４５条**　本商工会議所に、常議員会を置く。 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の議決権は、各々1個とする。 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。 ＜省　略＞ （準用規定） **第４７条** 第41条（議員総会の議長）、第42条（第5項を除く。）（議員総会の議事）及び第44条（議員総会の議事録）の規定は、常議員会について準用する。	第39条第5項（招集の通知）の規定は、適用しない。 ＜省　略＞ （常議員会） **第４５条**　本商工会議所に、常議員会を置く。 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）をもって組織する。 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く。）の議決権は、各々1個とする。 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。 ＜省　略＞ （準用規定） **第４７条** 第41条（議員総会の議長）、第42条（第3項を除く。）（議員総会の議事）及び第44条（議員総会の議事録）の規定は、常議員会について準用する。この場合、第42条中「表決及び選挙」とあるのは「表決」と読み替えるものとする。 ＜省　略＞ 附　則 （実施の時期） 1 第13条（会員の表決権）、第25条（特定商工業者の権利）、第36条（議員総会および議員）、第42条（議員総会の議事）、第45条（常議員会）、第47条（準用規定）の改正規定は、令和３年２月26日から実施する。

(2) 規 約 等

① 東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

一部改正（２月２６日第２２５回（通常）議員総会）　　が改正箇所

現　　行	新 条 文
＜省　略＞ **（選任の方法）** **第51条**　各部会は、定款第36条第２項第２号の規定により、その部会に割り当てられた定数の２号議員を選任しなければならない。 ２　各部会から選任する２号議員の割当数は、各部会に所属する部会員の数、各部会の部会員が有する選挙権の票数等を勘案の上、会頭が各部会長の意見を聴いて定める。	＜省　略＞ **（選任の方法）** **第51条**　各部会は、定款第36条第２項第２号の規定により、その部会に割り当てられた定数の２号議員を選任しなければならない。 ２　各部会から選任する２号議員の割当数は、各部会に所属する部会員の数、各部会の部会員が有する選挙権の票数等を勘案の上、会頭が各部会長の意見を聴いて定める。

3　部会長は、部会において２号議員を選任したときは、直ちに氏名又は名称及び住所を商工会議所に報告しなければならない。 4　商工会議所は、前項の報告を受けたときは、直ちに選任された会員にその旨を通知しなければならない。 5　２号議員に選任された者は、前項の通知を受けた日から５日以内に、文書で就任を承諾する旨を商工会議所に届け出なければならない。 6　前項の文書の様式は、別に定める。 7　前各項のほか、２号議員の選任方法に関しては、各部会において別に定めるものとする。	3　部会長は、部会において２号議員を選任したときは、直ちに氏名又は名称及び住所を商工会議所に報告しなければならない。 4　商工会議所は、前項の報告を受けたときは、直ちに選任された会員にその旨を通知しなければならない。 5　２号議員に選任された者は、前項の通知を受けた日から５日以内に、~~文書で~~就任を承諾する旨を商工会議所に届け出なければならない。 6　前項の届出の様式は、別に定める。 7　前各項のほか、２号議員の選任方法に関しては、各部会において別に定めるものとする。
＜省　略＞	＜省　略＞
（選任の方法） **第56条**　３号議員の選任は、定款第36条第２項第３号の規定により、第49条第１項に規定する会員の中から会頭が常議員会の意見を聴いて選任する。 2　商工会議所は、３号議員を選任したときは、直ちに３号議員に選任された者にその旨を通知しなければならない。 3　３号議員に選任された者は、その通知を受けた日から５日以内に文書で就任を承諾する旨を商工会議所に届け出なければならない。 4　前項の文書の様式は、別に定める。	**（選任の方法）** **第56条**　３号議員の選任は、定款第36条第２項第３号の規定により、第49条第１項に規定する会員の中から会頭が常議員会の意見を聴いて選任する。 2　商工会議所は、３号議員を選任したときは、直ちに３号議員に選任された者にその旨を通知しなければならない。 3　３号議員に選任された者は、その通知を受けた日から５日以内に就任を承諾する旨を~~文書で~~商工会議所に届け出なければならない。 4　前項の届出の様式は、別に定める。
	＜省　略＞
	附　　則　（令和３年２月 26 日） この規約は、令和３年２月 26 日から実施する。

２．組　　織

(1) 会　　員

① 会 員 数

（２０２１年３月３１日現在）

種別＼区分	2019年度末現在会員数	2020年度新規加入者数	2020年度脱退者数	種別変更	2020年度末現在会員数
法　　人	63,588	3,519	3,638	39	63,508
団　　体	2,670	91	143	11	2,629
個　　人	14,325	1,461	1,737	-83	13,966
特　　別	651	91	62	33	713
合　　計	81,234	5,162	5,580	0	80,816

1)　会費負担口数別会員数

（２０２１年３月３１日現在）

口数＼区分	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
1	32,750	2,040	13,832	524	49,146
2	9,217	312	97	114	9,740
3	12,921	112	16	44	13,093
4	3,079	43	2	18	3,142
5	1,636	47	4	4	1,691
6	774	25	2	2	803
7	69	3	2	0	74
8	1,216	12	1	3	1,232
9	22	2	1	0	25
10	825	23	9	1	858
11	19	0	0	0	19
12	13	1	0	0	14
13	105	1	0	0	106
14	15	0	0	0	15
15	28	1	0	0	29
16	134	0	0	0	134
17	8	0	0	0	8
18	6	0	0	0	6
19	58	1	0	0	59
20	55	5	0	1	61
21	4	0	0	0	4
22	60	0	0	0	60
23	2	0	0	0	2
24	2	0	0	0	2
25	51	0	0	0	51
26	3	0	0	1	4
28	46	0	0	0	46
29	2	0	0	0	2
30	30	0	0	0	30
31	21	0	0	0	21
32	3	0	0	0	3
33	3	0	0	0	3
34	22	0	0	0	22
35	11	0	0	1	12
36	1	0	0	0	1
37	12	0	0	0	12
40	41	0	0	0	41
43	15	0	0	0	15
45	15	0	0	0	15
46	9	1	0	0	10
48	1	0	0	0	1
49	11	0	0	0	11
50	5	0	0	0	5

区分 / 口数	法 人	団 体	個 人	特別	合 計
52	11	0	0	0	11
53	1	0	0	0	1
54	1	0	0	0	1
55	33	0	0	0	33
56	1	0	0	0	1
57	2	0	0	0	2
58	1	0	0	0	1
60	30	0	0	0	30
62	2	0	0	0	2
63	1	0	0	0	1
64	1	0	0	0	1
65	13	0	0	0	13
66	2	0	0	0	2
68	2	0	0	0	2
69	1	0	0	0	1
70	8	0	0	0	8
73	1	0	0	0	1
75	9	0	0	0	9
80	7	0	0	0	7
85	3	0	0	0	3
90	2	0	0	0	2
94	1	0	0	0	1
95	4	0	0	0	4
100	3	0	0	0	3
105	6	0	0	0	6
108	1	0	0	0	1
110	3	0	0	0	3
115	1	0	0	0	1
116	1	0	0	0	1
120	2	0	0	0	2
125	3	0	0	0	3
130	3	0	0	0	3
135	1	0	0	0	1
145	2	0	0	0	2
150	1	0	0	0	1
155	1	0	0	0	1
162	1	0	0	0	1
165	2	0	0	0	2
170	1	0	0	0	1
180	1	0	0	0	1
185	1	0	0	0	1
200	3	0	0	0	3
215	2	0	0	0	2
220	3	0	0	0	3
235	1	0	0	0	1
260	1	0	0	0	1
270	1	0	0	0	1
305	1	0	0	0	1
320	1	0	0	0	1
380	1	0	0	0	1
424	1	0	0	0	1
610	1	0	0	0	1
821	1	0	0	0	1
総合計	63,508	2,629	13,966	713	80,816

2)　地区別資本金別会員数・口数

（２０２１年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,282	497	2,440	625	325	230	381	5,780	425	1,033	0	7,238	27,954
中央	1,344	517	2,606	668	385	236	345	6,101	264	994	0	7,359	23,689
港	1,555	547	2,228	593	340	215	360	5,838	290	890	0	7,018	23,617
新宿	1,123	418	1,604	306	134	65	100	3,750	205	729	0	4,684	12,205
文京	560	167	979	144	51	23	35	1,959	86	395	0	2,440	5,470
台東	908	337	1,545	252	89	48	50	3,229	107	404	0	3,740	7,714
北	521	156	566	68	20	14	16	1,361	73	481	0	1,915	3,413
荒川	543	161	620	68	16	4	4	1,416	49	369	0	1,834	3,107
品川	716	225	1,023	249	91	89	99	2,492	85	435	0	3,012	8,067
目黒	572	168	581	73	31	7	11	1,443	39	371	0	1,853	3,230
大田	846	210	1,341	214	63	36	34	2,744	101	575	0	3,420	7,278
世田谷	988	230	910	125	39	20	15	2,327	104	805	0	3,236	5,100
渋谷	1,504	494	1,587	246	107	53	81	4,072	156	629	0	4,857	10,951
中野	522	135	563	76	23	14	17	1,350	71	463	0	1,884	3,406
杉並	728	172	743	94	23	5	7	1,772	64	616	0	2,452	3,734
豊島	857	308	1,038	151	56	14	35	2,459	84	543	0	3,086	5,831
板橋	836	221	953	119	32	9	14	2,184	58	688	0	2,930	4,980
練馬	713	199	782	78	17	6	8	1,803	55	673	0	2,531	3,729
江東	789	257	1,146	213	80	52	66	2,603	83	503	0	3,189	7,235
墨田	665	199	1,010	143	62	25	33	2,137	64	368	0	2,569	5,268
足立	947	313	1,069	115	20	7	5	2,476	51	712	0	3,239	4,995
葛飾	822	211	762	51	8	5	4	1,863	81	694	0	2,638	3,598
江戸川	925	293	1,015	81	17	13	5	2,349	34	596	0	2,979	4,662
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	713	713	1,103
合計	20,266	6,435	27,111	4,752	2,029	1,190	1,725	63,508	2,629	13,966	713	80,816	190,336

3)　業種別資本金別会員数

（２０２１年３月３１日現在）

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円~1千万円未満	1千万円~5千万円未満	5千万円~1億円未満	1億円~3億円未満	3億円~10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	1	1	6	3	0	1	11	23	0	0	0	23
建設業	1,994	775	3,311	490	191	77	140	6,978	1	599	68	7,646
製造業	2,119	680	5,423	1,121	483	339	625	10,790	3	685	95	11,573
電気・ガス・熱供給・水道業	60	7	15	6	8	10	17	123	0	15	0	138
情報通信業	2,224	723	2,607	437	193	108	100	6,392	11	341	44	6,788
運輸業	357	167	1,000	205	75	48	92	1,944	5	1,187	13	3,149
卸売業	2,265	1,121	5,923	1,183	464	343	278	11,577	8	453	67	12,105
小売業	1,859	563	1,486	177	91	26	63	4,265	3	999	29	5,296
金融・保険業	1,430	56	204	30	29	38	160	1,947	125	262	5	2,339
不動産業	1,422	485	1,958	312	135	58	97	4,467	3	799	11	5,280
教育･学習支援業	3,105	814	2,557	375	153	67	52	7,123	732	6,162	250	14,267
宿泊業	87	13	61	14	20	4	16	215	1	12	0	228
飲食店	1,043	345	433	67	29	5	17	1,939	2	1,127	3	3,071
サービス業	1,981	592	2,024	310	145	59	54	5,165	46	937	47	6,195
医療・福祉	311	87	98	20	11	5	2	534	145	383	9	1,071
団体	2	1	2	0	0	2	0	7	1,519	1	12	1,539
その他	6	5	3	2	2	0	1	19	25	4	60	108
合計	20,266	6,435	27,111	4,752	2,029	1,190	1,725	63,508	2,629	13,966	713	80,816

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

4)　地区別業種別会員数

（２０２１年3月３１日現在）

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	7	273	798	14	1,024	99	1,196	267	229	358	147	22	50	2,046	494	204	10	7,238
中　央	2	287	877	8	746	158	1,705	397	247	374	354	20	38	1,494	477	173	2	7,359
港	5	299	697	21	901	207	1,135	312	166	472	219	24	66	1,727	589	173	5	7,018
新　宿	2	280	400	8	691	55	510	262	138	331	209	24	51	1,198	434	88	3	4,684
文　京	0	186	412	2	266	31	381	175	44	148	98	10	40	426	166	53	2	2,440
台　東	1	217	741	5	292	34	1,016	274	85	144	151	29	22	438	207	77	7	3,740
北	0	270	313	6	68	94	222	164	54	127	95	6	34	271	153	35	3	1,915
荒　川	0	223	455	3	59	65	269	156	37	108	81	6	43	181	116	31	1	1,834
品　川	2	272	513	6	267	118	447	198	96	177	133	15	26	470	217	54	1	3,012
目　黒	0	140	223	4	156	32	240	175	42	155	95	3	32	341	185	28	2	1,853
大　田	1	398	907	8	111	188	467	204	113	194	99	9	43	385	228	64	1	3,420
世田谷	0	398	264	5	212	103	362	285	100	322	151	3	73	607	276	74	1	3,236
渋　谷	1	226	428	7	716	96	635	291	129	369	175	12	60	1,139	485	86	2	4,857
中　野	0	206	170	2	152	62	200	159	69	169	99	1	33	338	175	47	2	1,884
杉　並	0	330	201	4	146	86	251	259	85	245	130	3	42	404	219	46	1	2,452
豊　島	1	268	318	3	354	34	369	200	103	329	131	18	41	615	264	38	0	3,086
板　橋	0	507	574	6	86	186	291	248	76	210	113	3	65	307	223	35	0	2,930
練　馬	0	524	220	5	84	213	264	205	78	190	95	2	63	362	194	30	2	2,531
江　東	0	378	549	5	152	269	618	223	85	159	101	2	38	327	222	60	1	3,189
墨　田	0	253	674	5	88	87	526	168	69	138	88	12	34	233	157	37	0	2,569
足　立	1	629	622	3	75	365	361	231	102	185	95	0	54	255	232	29	0	3,239
葛　飾	0	404	614	4	44	225	240	196	89	180	129	1	69	202	195	45	1	2,638
江戸川	0	610	508	4	54	329	333	218	98	185	80	3	45	251	240	20	1	2,979
特　別	0	68	95	0	44	13	67	29	5	11	3	0	9	250	47	12	60	713
合　計	23	7,646	11,573	138	6,788	3,149	12,105	5,296	2,339	5,280	3,071	228	1,071	14,267	6,195	1,539	108	80,816

※２００７年１１月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

②　部　　会

（２０２１年3月３１日現在）

部　会　名	所　　属　　業　　種	所属部会員数
商　　業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	10,568
商　業　卸　売	卸売業	9,688
工　　業	製造業	8,087
資源・エネルギー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	731
貿　　易	貿易業	2,721
金　　融	銀行業、保険業、証券業他	1,064
交　通　運　輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	3,078
建設・不動産	総合工事、職別工事、不動産業	13,641
サ　ー　ビ　ス	事業所サービス、専門サービス業他	22,259
情　報　通　信	放送、広告、出版他	6,136

③ 委 員 会・懇 談 会

（２０２１年3月３１日現在）

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総　合　政　策	18	教育・人材育成	29	エネルギー・環境	37	ものづくり推進	38
組　　織	28	中　小　企　業	41	経　済　法　規	37	流通・サービス	42
事業・会員サービス向上	40	事業承継対策	40	知的財産戦略	34	中小企業のデジタルシフト推進	49
税　　制	40	新事業・イノベーション創出	44	首　都　圏　問　題	55	健康づくり・スポーツ振興	42
労　　働	45	国　際　経　済	41	災　害　対　策	44	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ特別	55
多様な人材活躍	54	社　会　保　障	27	観　　光	53	東京の将来を考える懇談会	30

(2) 特定商工業者

２０２０年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日　２０２０年4月２４日

資本金または払込済出資総額　　１，０００万円以上

従業員数　　２０人以上

（特定商工業者内訳）　　（２０２１年3月３１日現在）

区　　分	特定商工業者	内　　訳	
		会　　員	非　会　員
個　　人	71	56	15（　1）
法　　人	62,573	37,240	25,333（11,123）
計	62,644	37,296	25,348（11,124）

（注）１．　商工会議所法第１２条第２項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち２０２０年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1)　負担金額　　２，５００円（均一賦課）

(2)　同意を得た数　　４７，０９２件

２．　表中の非会員欄の（　）は同意・負担金納入者数

(3) 役　　員

① 役員の定数および実数

（２０２１年3月３１日現在）

区　分	定　数	実　数	区　分	定　数	実　数
会　　頭	1	1	常　議　員	50	50
副　会　頭	4	10（注）	監　　事	3	3
専務理事	1	1	理　　事	4	3

（注）副会頭に準ずる者６名を含む。

② 役員の氏名

２０２１年3月３１日現在）

役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および企業上の役職
会頭	三村明夫	日本製鉄㈱名誉会長	常議員	後藤信夫	㈱帝国データバンク社長
名誉会頭	岡村正	㈱東芝名誉社友		後藤亘	東京ﾒﾄﾛﾎﾟﾘﾀﾝﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ㈱会長
副会頭	伊東孝紳	本田技研工業㈱取締役相談役		小松節子	小松ばね工業㈱会長
	垣内威彦	三菱商事㈱社長		今野由梨	ﾀﾞｲﾔﾙ・ｻｰﾋﾞｽ㈱社長・CEO
	大久保秀夫	㈱フォーバル会長		櫻田厚	㈱モスフードサービス会長
	野本弘文	東急㈱会長		下村節宏	三菱電機㈱特別顧問
	田川博己	㈱ＪＴＢ相談役		杉江俊彦	㈱三越伊勢丹ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ社長
	広瀬道明	東京ガス㈱会長		鈴木貴士	五十鈴㈱社長
	金子眞吾	凸版印刷㈱会長		関根正裕	㈱商工組合中央金庫社長
	斎藤保	㈱ＩＨＩ相談役		多田憲之	東映㈱相談役
	上條努	ｻｯﾎﾟﾛﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱特別顧問		田沼千秋	㈱グリーンハウス社長
	大島博	㈱千疋屋総本店社長		田畑日出男	いであ㈱会長
専務理事	石田徹			綱川智	㈱東芝会長
監事	石井宏治	㈱石井鐵工所社長		長岡勤	㈱東京ドーム社長
	木村惠司	三菱地所㈱特別顧問		日覺昭廣	東レ㈱社長
	坂本隆	㈱きらぼし銀行顧問		野末尚	東洋熱工業㈱最高顧問
常議員	秋田正紀	㈱松屋社長		服部津貴子	㈻服部学園常務理事
	淺野秀則	㈱フォーシーズ会長兼ＣＥＯ		馬場彰	㈱ｵﾝﾜｰﾄﾞﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ名誉顧問
	飯島彰己	三井物産㈱会長		濱逸夫	ライオン㈱会長
	池田朝彦	東京レジャー㈱会長		東原敏昭	㈱日立製作所社長兼ＣＥＯ
	石井卓爾	三和電気工業㈱会長		廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱社長
	井上裕之	愛知産業㈱会長		宮入正英	㈱宮入社長
	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱特別顧問		宮田孝一	㈱三井住友銀行会長
	大谷信義	松竹㈱会長		森洋二	㈱ワールドケミカル会長
	大山忠一	光陽産業㈱会長		矢口敏和	グローブシップ㈱社長
	岡田元也	イオン㈱会長		山内隆司	大成建設㈱会長
	梶原德二	梶原工業㈱会長		山村雅之	東日本電信電話㈱相談役
	神谷一雄	松久㈱社長		吉髙紳介	デンカ㈱会長
	北島義俊	大日本印刷㈱会長		渡辺元	渡辺パイプ㈱社長
	北村雅良	電源開発㈱特別顧問		渡邊順彦	㈱アテナ会長
	桑島俊彦	東京都商店街連合会会長		鰐渕美惠子	㈱銀座テーラーグループ会長
	郡正直	郡リース㈱会長	常務理事	西尾昇治	
	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ	理事・事務局長	小林治彦	
	小坂敬	㈱小松ストアー社長	理事	湊元良明	
	後藤忠治	セントラルスポーツ㈱会長			

(4) 議　員

① 議員の定数および実数

（２０２１年3月３１日現在）

区分	定数	実数
1号議員	76	76
2号議員	52	52
3号議員	22	22
計	150	150

②　議　　員

（２０２１年3月３１日現在）

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
㈱ＩＨＩ	相談役　斎藤　保	工業
愛知産業㈱	会長　井上裕之	工業
アクサ生命保険㈱	副社長　幸本智彦	金融
㈱浅井	社長　浅井　隆	交通運輸
旭化成㈱	名誉会長　伊藤一郎	工業
㈱アテナ	会長　渡邊順彦	情報通信
㈱アプリコット	社長　畠山笑美子	情報通信
㈱アリスマジック	社長　本多保隆	情報通信
イオン㈱	会長　岡田元也	商業
㈱石井鐵工所	社長　石井宏治	工業
五十鈴㈱	社長　鈴木貴士	商業卸売
いであ㈱	会長　田畑日出男	サービス
㈱伊藤園	会長　本庄八郎	商業
伊藤忠商事㈱	名誉理事　小林栄三	商業卸売
㈱榮太樓總本鋪	社長　細田　眞	商業
ＡＮＡホールディングス㈱	相談役　大橋洋治	交通運輸
ＳＭＫ㈱	社長　池田靖光	工業
㈱エヌケービー	ｴｽｹｰﾋﾞｰ･ぐるなび創業者会長	滝　久雄	サービス
㈱ＮＴＴドコモ	相談役　加藤　薫	情報通信
王子ホールディングス㈱	会長　矢嶋　進	工業
オーウイル㈱	会長　小口英嚴	貿易
大崎電気工業㈱	会長　渡辺佳英	工業
㈱オンワードホールディングス	名誉顧問　馬場　彰	商業卸売
鹿島建設㈱	社長　押味至一	建設・不動産
梶原工業㈱	会長　梶原徳二	工業
学校法人片柳学園	理事長　千葉　茂	サービス
㈱桂川精螺製作所	社長　石井昌景	工業
㈱関電工	特別顧問　山口　学	建設・不動産
㈱きらぼし銀行	顧問　坂本　隆	金融
㈱銀座テーラーグループ	会長　鰐渕美恵子	商業
㈱グリーンハウス	社長　田沼千秋	商業
グローブシップ㈱	社長　矢口敏和	サービス
㈱啓文社	会長　小渕勝一	情報通信
光陽産業㈱	会長　大山忠一	工業
郡リース㈱	会長　郡　正直	建設・不動産
国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ　國分勘兵衛	商業卸売
㈱小松ストアー	社長　小坂　敬	商業
小松ばね工業㈱	会長　小松節子	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
西京信用金庫	理事長　北村啓介	金融
サッポロホールディングス㈱	特別顧問　上條努	工業
三機工業㈱	特別顧問　梶浦卓一	建設・不動産
山九㈱	会長　中村公一	交通運輸
三和電気工業㈱	会長　石井卓爾	工業
㈱ＪＴＢ	相談役　田川博己	サービス
Ｊ．フロントリテイリング㈱	取締役議長　山本良一	商業
㈱シオザワ	社長　塩澤好久	商業卸売
㈱資生堂	社長兼 CEO　魚谷雅彦	商業
清水建設㈱	会長　宮本洋一	建設・不動産
㈱商工組合中央金庫	社長　関根正裕	金融
松竹㈱	会長　大谷信義	サービス
㈱新宿高野	社長　髙野吉太郎	商業
㈱すかいらーくホールディングス	会長兼社長　谷真	商業
スキャネット㈱	会長　小池隆彦	情報通信
住友商事㈱	特別顧問　岡素之	貿易
住友林業㈱	最高顧問　矢野龍	建設・不動産
セイコーホールディングス㈱	会長兼グループCEO兼グループCOO　服部真二	商業卸売
㈱世界貿易センタービルディング	社長　宮﨑親男	商業
セコム㈱	会長　中山泰男	サービス
㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長　井阪隆一	商業
セントラルスポーツ㈱	会長　後藤忠治	商業
㈱千疋屋総本店	社長　大島博	商業
綜合警備保障㈱	社長　青山幸恭	サービス
双日㈱	社長　藤本昌義	貿易
ソニー㈱	会長兼社長ＣＥＯ　吉田憲一郎	工業
第一三共㈱	常勤顧問　中山譲治	工業
醍醐ビル㈱	社長　田中常雅	建設・不動産
大成建設㈱	会長　山内隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長　柳沢祥二	金融
大日本印刷㈱	会長　北島義俊	情報通信
ダイヤル・サービス㈱	社長・ＣＥＯ　今野由梨	情報通信
大陽ステンレススプリング㈱	会長　横山正二	工業
㈱髙島屋	会長　鈴木弘治	商業
㈱帝国データバンク	社長　後藤信夫	情報通信
デンカ㈱	会長　吉髙紳介	工業
電源開発㈱	特別顧問　北村雅良	資源・エネルギー
㈱電通グループ	顧問　石井直	サービス
東映㈱	相談役　多田憲之	サービス
東急㈱	会長　野本弘文	交通運輸

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
東急建設㈱	会長　飯塚恒生	建設・不動産
㈱東急百貨店	社長　大石次則	商業
東急不動産ホールディングス㈱	会長　金指潔	建設・不動産
㈱東京會舘	社長　渡辺訓章	商業
東京海上日動火災保険㈱	副会長　北沢利文	金融
東京ガス㈱	会長　広瀬道明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス㈱	社長　小早川智明	資源・エネルギー
㈱東京ドーム	社長　長岡勤	サービス
東京都商店街連合会	会長　桑島俊彦	商業
（一社）東京都信用金庫協会	会長　澁谷哲一	金融
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会長　後藤亘	情報通信
㈱東京流通センター	社長　小野真路	商業
東京レジャー㈱	会長　池田朝彦	サービス
東光薬品工業㈱	社長　小林洋一	工業
㈱東芝	会長　綱川智	工業
東洋ドライルーブ㈱	社長　飯野光彦	工業
東洋熱工業㈱	最高顧問　野末尚	建設・不動産
東レ㈱	社長　日覺昭廣	工業
戸田建設㈱	社長　今井雅則	建設・不動産
凸版印刷㈱	会長　金子眞吾	情報通信
㈱中村塗装店	社長　中村節雄	建設・不動産
日本製鉄㈱	名誉会長　三村明夫	工業
日本通運㈱	会長　渡邉健二	交通運輸
日本郵船㈱	会長　内藤忠顕	交通運輸
日本航空㈱	会長　植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長　鈴木茂晴	金融
㈱日本レーザー	会長　近藤宣之	貿易
㈻服部学園	常務理事　服部津貴子	サービス
東日本電信電話㈱	相談役　山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道㈱	副社長　西野史尚	交通運輸
㈱日立製作所	社長兼ＣＥＯ　東原敏昭	工業
ビリングシステム㈱	社長　江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング㈱	社長　廣瀬元夫	建設・不動産
㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ　淺野秀則	商業卸売
㈱フォーバル	会長　大久保秀夫	サービス
富士ゼロックス㈱	社長　玉井光一	情報通信
藤田観光㈱	特別顧問　本村哲	サービス
㈱フジマック	社長　熊谷光治	建設・不動産
㈱ベアーズ	副社長　高橋ゆき	サービス
本田技研工業㈱	取締役相談役　伊東孝紳	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
前田建設工業㈱	相談役　小原好一	建設・不動産
松久㈱	社長　神谷一雄	工業
㈱松屋	社長　秋田正紀	商業
丸源飲料工業㈱	社長　阿部貴明	工業
㈱丸高工業	社長　髙木一昌	建設・不動産
丸紅㈱	常任顧問　朝田照男	貿易
ミクニ化学工業㈱	会長　宮下仁志	工業
みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問　塚本隆史	金融
三井住友海上火災保険㈱	特別顧問　江頭敏明	金融
㈱三井住友銀行	会長　宮田孝一	金融
三井物産㈱	会長　飯島彰己	貿易
三井不動産㈱	会長　岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル㈱	社長　藤林清隆	建設・不動産
㈱三越伊勢丹ホールディングス	社長　杉江俊彦	商業
三菱ケミカル㈱	特別顧問　石塚博昭	工業
三菱商事㈱	社長　垣内威彦	貿易
三菱電機㈱	特別顧問　下村節宏	工業
三菱マテリアル㈱	会長　竹内章	資源・エネルギー
㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問　小山田隆	金融
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	特別顧問　若林辰雄	金融
㈱宮入	社長　宮入正英	商業卸売
㈱モスフードサービス	会長　櫻田厚	商業
森ビル㈱	社長　辻慎吾	建設・不動産
山崎金属産業㈱	社長　山崎洋一郎	資源・エネルギー
㈱ヤマシタ	社長　山下和洋	サービス
㈱山下ＰＭＣ	社長　川原秀仁	サービス
ヤマトホールディングス㈱	会長　山内雅喜	交通運輸
(医)友和会　太陽歯科衛生士専門学校	理事長　櫻井善忠	サービス
ライオン㈱	会長　濱逸夫	工業
㈱龍角散	社長　藤井隆太	工業
㈱ワールドケミカル	会長　森洋二	工業
㈱渡辺パイプ	社長　渡辺元	建設・不動産

③　名誉議員

（２０２１年3月３１日現在）

氏名	企業の名称	企業上の役職
飯田亮	セコム㈱	最高顧問
田村逸也	㈱タムラ製作所	特別社友
西澤宏繁		
古屋勝彦	㈱松屋	名誉会長
細田安兵衛	㈱榮太樓總本鋪	相談役

④　議員待遇者

（２０２１年3月３１日現在）

氏　名	企業の名称	企業上の役職
伊藤雅人	オーデリック㈱	社長
井上秀一	東日本電信電話㈱	元社長
今村治輔	清水建設㈱	元会長
岡田明重	㈱三井住友銀行	名誉顧問
熊谷俊範	㈱フジマック	会長
熊谷直彦	三井物産㈱	元会長
児玉幸治	(一財)機械システム振興協会	顧問
齋藤朝子	㈱ピアチェーレ	会長
清水仁	東急㈱	特別顧問
鈴木義雄	㈱鈴屋	取締役相談役
多田公人		
多田修人	日本システムウエア㈱	名誉会長
辻亨	丸紅㈱	名誉理事
中村胤夫	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社友
根津公一	㈱東武百貨店	名誉会長
平井克彦	東レ㈱	社友
松橋功	㈱ＪＴＢ	相談役
茂木友三郎	キッコーマン㈱	取締役名誉会長
山本恭人		

(5) 部会長等

（２０２１年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
商業部会長	杉江俊彦	㈱三越伊勢丹ホールディングス	社長
副部会長	桑島俊彦	東京都商店街連合会	会長
〃	小坂敬	㈱小松ストアー	社長
〃	井阪隆一	㈱セブン&アイ・ホールディングス	社長
〃	鰐渕美恵子	㈱銀座テーラーグループ	会長
〃	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
商業卸売部会長	國分勘兵衛	国分グループ本社㈱	会長兼ＣＥＯ
副部会長	宮入正英	㈱宮入	社長
〃	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ
〃	服部真二	セイコーホールディングス㈱	会長兼グループCEO兼グループCOO
〃	鈴木貴士	五十鈴㈱	社長
工業部会長	下村節宏	三菱電機㈱	特別顧問
副部会長	石井宏治	㈱石井鐵工所	社長
〃	森洋二	㈱ワールドケミカル	会長
〃	吉髙紳介	デンカ㈱	会長
〃	日覺昭廣	東レ㈱	社長
〃	濱逸夫	ライオン㈱	会長
資源・エネルギー部会長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
副部会長	竹内章	三菱マテリアル㈱	会長
〃	牧野明次	岩谷産業㈱	会長兼ＣＥＯ
〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
〃	月岡隆	出光興産㈱	会長
貿易部会長	飯島彰己	三井物産㈱	会長
副部会長	朝田照男	丸紅㈱	常任顧問
〃	岡素之	住友商事㈱	特別顧問
〃	小口英嗣	オーウイル㈱	会長
〃	藤本昌義	双日㈱	社長
〃	伊藤滋	マルハニチロ㈱	会長
金融部会長	宮田孝一	㈱三井住友銀行	会長
副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
〃	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	若林辰雄	三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	特別顧問
〃	鈴木茂晴	日本証券業協会	会長
〃	澁谷哲一	（一社）東京都信用金庫協会	会長
交通運輸部会長	大橋洋治	ＡＮＡホールディングス㈱	相談役
副部会長	浅井隆	㈱浅井	社長
〃	渡邉健二	日本通運㈱	会長
〃	西野史尚	東日本旅客鉄道㈱	副社長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
建設・不動産 部会長	山内隆司	大成建設㈱	会長
副部会長	押味至一	鹿島建設㈱	社長
〃	廣瀬元夫	廣瀬ビルディング㈱	社長
〃	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	宮本洋一	清水建設㈱	会長
〃	今井雅則	戸田建設㈱	社長
〃	金指潔	東急不動産ホールディングス㈱	会長
サービス 部会長	中山泰男	セコム㈱	会長
副部会長	滝久雄	㈱エヌケービー	ｴｽｹｰﾋﾞｰ・ぐるなび創業者会長
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長
〃	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
〃	本村哲	藤田観光㈱	特別顧問
情報通信 部会長	玉井光一	富士ゼロックス㈱	社長
副部会長	今野由梨	ダイヤル・サービス㈱	社長・CEO
〃	後藤信夫	㈱帝国データバンク	社長
〃	後藤亘	東京メトロポリタンテレビジョン㈱	会長
〃	山村雅之	東日本電信電話㈱	相談役
〃	加藤薫	㈱ＮＴＴドコモ	相談役

(6) 委員長等

（２０２１年３月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
総合政策 委員長	小林栄三	伊藤忠商事㈱	名誉理事
共同委員長	渡辺佳英	大崎電気工業㈱	会長
〃	宮田孝一	㈱三井住友銀行	会長
組織 委員長	斎藤保	㈱ＩＨＩ	相談役
共同委員長	池田朝彦	東京レジャー㈱	会長
〃	鈴木貴士	五十鈴㈱	社長
事業・会員ｻｰﾋﾞｽ向上 委員長	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼CEO
共同委員長	髙野吉太郎	㈱新宿高野	社長
〃	長岡勤	㈱東京ドーム	社長
税制 委員長	田中常雅	醍醐ビル㈱	社長
共同委員長	阿部貴明	丸源飲料工業㈱	社長
〃	郡正直	郡リース㈱	会長
労働 委員長	塚本隆史	みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問
共同委員長	中村公一	山九㈱	会長
〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	社長
多様な人材活躍 委員長	上條努	サッポロホールディングス㈱	特別顧問
共同委員長	梶浦卓一	三機工業㈱	特別顧問
〃	近藤宣之	㈱日本レーザー	会長
〃	小山田隆	㈱三菱ＵＦＪ銀行	特別顧問

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
教育・人材育成　委員長	矢口敏和	グローブシップ㈱	社長
共同委員長	小松節子	小松ばね工業㈱	会長
〃	本村哲	藤田観光㈱	特別顧問
中小企業　委員長	大久保秀夫	㈱フォーバル	会長
共同委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
〃	関根正裕	㈱商工組合中央金庫	社長
事業承継対策　委員長	宮入正英	㈱宮入	社長
共同委員長	坂本隆	㈱きらぼし銀行	顧問
〃	塩澤好久	㈱シオザワ	社長
新事業・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ創出　委員長	垣内威彦	三菱商事㈱	社長
共同委員長	田沼千秋	㈱グリーンハウス	社長
〃	淺野秀則	㈱フォーシーズ	会長兼ＣＥＯ
〃	武田健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング	社長
国際経済　委員長	朝田照男	丸紅㈱	常任顧問
共同委員長	小口英嚞	オーウイル㈱	会長
〃	鰐渕美惠子	㈱銀座テーラーグループ	会長
〃	藤本昌義	双日㈱	社長
社会保障　委員長	江頭敏明	三井住友海上火災保険㈱	特別顧問
共同委員長	中山譲治	第一三共㈱	常勤顧問
〃	細田眞	㈱榮太樓總本鋪	社長
〃	藤井隆太	㈱龍角散	社長
ｴﾈﾙｷﾞｰ・環境　委員長	広瀬道明	東京ガス㈱	会長
共同委員長	北村雅良	電源開発㈱	特別顧問
〃	野末尚	東洋熱工業㈱	最高顧問
経済法規　委員長	渡辺元	渡辺パイプ㈱	社長
共同委員長	大山忠一	光陽産業㈱	会長
〃	細田眞	㈱榮太樓總本鋪	社長
知的財産戦略　委員長	荒井寿光	東京中小企業投資育成㈱	特別参与
共同委員長	濱逸夫	ライオン㈱	会長
首都圏問題　委員長	野本弘文	東急㈱	会長
共同委員長	今井雅則	戸田建設㈱	社長
〃	藤林清隆	三井不動産レジデンシャル㈱	社長
災害対策　委員長	中山泰男	セコム㈱	会長
共同委員長	田畑日出男	いであ㈱	会長
〃	山口学	㈱関電工	特別顧問
観光　委員長	田川博己	㈱ＪＴＢ	相談役
共同委員長	植木義晴	日本航空㈱	会長
〃	西野史尚	東日本旅客鉄道㈱	副社長
ものづくり推進　委員長	伊東孝紳	本田技研工業㈱	取締役相談役
共同委員長	森洋二	㈱ワールドケミカル	会長
〃	飯野光彦	東洋ドライルーブ㈱	社長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
流通・ｻｰﾋﾞｽ 委員長	大島　博	㈱千疋屋総本店	社長
共同委員長	鈴木貴士	五十鈴㈱	社長
〃	江田敏彦	ビリングシステム㈱	社長
〃	佐藤　仁	㈱東急レクリエーション	相談役
中小企業のﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ推進 委員長	金子眞吾	凸版印刷㈱	会長
共同委員長	下村節宏	三菱電機㈱	特別顧問
〃	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	副会長
健康づくり・ｽﾎﾟｰﾂ振興 委員長	櫻田　厚	㈱モスフードサービス	会長
共同委員長	幸本智彦	アクサ生命保険㈱	副社長
〃	服部津貴子	㈻服部学園	常務理事
ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ特別 委員長	渡辺佳英	大崎電気工業㈱	会長
共同委員長	野本弘文	東急㈱	会長
〃	山内隆司	大成建設㈱	会長
〃	青山幸恭	綜合警備保障㈱	社長
東京の将来を考える懇談会 座長	北沢利文	東京海上日動火災保険㈱	副会長
共同座長	西野史尚	東日本旅客鉄道㈱	副社長

(7) 女性会長等

（２０２１年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	市瀬優子	美和商事㈱	社長
副会長	緒方智英子	㈱象英企画	社長
〃	財津澄子	㈱京王興産	社長
〃	内川あ也	ブレイン㈲	社長
〃	倉光美也子	㈱フミヤスポーツ	常務取締役

(8) 青年部会長等

（２０２１年3月３１日現在）

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会長	加藤貴久	東立電機㈱	社長
副会長	木原一雄	キハラ㈱	社長
〃	井上博貴	愛知産業㈱	社長

(9) 顧問および参与

① 特別顧問

（２０２１年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
本庄　八郎	㈱伊藤園会長	塚本　隆史	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
井上　裕之	愛知産業㈱会長	杉江　俊彦 (部会長兼務)	㈱三越伊勢丹ホールディングス社長
渡辺　佳英	大崎電気工業㈱会長	國分　勘兵衛 (部会長兼務)	国分グループ本社㈱会長兼ＣＥＯ
石井　卓爾	三和電気工業㈱会長	下村　節宏 (部会長兼務)	三菱電機㈱特別顧問
田中　常雅	醍醐ビル㈱社長	北村　雅良 (部会長兼務)	電源開発㈱特別顧問
神谷　一雄	松久㈱社長	飯島　彰己 (部会長兼務)	三井物産㈱会長
今野　由梨	ダイヤル・サービス㈱社長・ＣＥＯ	宮田　孝一 (部会長兼務)	㈱三井住友銀行会長
矢野　　龍	住友林業㈱最高顧問	大橋　洋治 (部会長兼務)	ＡＮＡホールディングス㈱相談役
小林　栄三	伊藤忠商事㈱名誉理事	山内　隆司 (部会長兼務)	大成建設㈱会長
朝田　照男	丸紅㈱常任顧問	中山　泰男 (部会長兼務)	セコム㈱会長
岡　　素之	住友商事㈱特別顧問	玉井　光一 (部会長兼務)	富士ゼロックス㈱社長

② 顧　　問

（２０２１年3月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
小池　百合子	東京都知事	小島　順彦	三菱商事㈱相談役
中西　宏明	(一社)日本経済団体連合会会長	上條　清文	東急㈱特別顧問
櫻田　謙悟	(公社)経済同友会代表幹事	池田　彰孝	ＳＭＫ㈱最高顧問
黒田　東彦	日本銀行総裁	杉山　清次	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
田中　一穂	㈱日本政策金融公庫総裁	福井　威夫	本田技研工業㈱社友
木下　康司	㈱日本政策投資銀行会長	小林　　健	三菱商事㈱会長
豊永　厚志	(独)中小企業基盤整備機構理事長	宮村　眞平	三井金属鉱業㈱名誉相談役
佐々木　伸彦	(独)日本貿易振興機構理事長	鳥原　光憲	東京ガス㈱特別参与
安藤　立美	東京信用保証協会理事長	清野　　智	東日本旅客鉄道㈱顧問
望月　晴文	東京中小企業投資育成㈱社長	児玉　幸治	(一財)機械システム振興協会顧問
片桐　　裕		伊藤　一郎	旭化成㈱名誉会長
岡田　卓也	イオン㈱名誉会長相談役	佐々木　隆	㈱ＪＴＢ相談役
福原　義春	㈱資生堂名誉会長	前田　新造	㈱資生堂社友
佐々木　幹夫	三菱商事㈱元会長	釜　　和明	㈱ＩＨＩ特別顧問
川本　信彦	本田技研工業㈱社友	北山　禎介	㈱三井住友銀行名誉顧問
浅地　正一	浅地事務所代表	中村　満義	鹿島建設㈱相談役
吉野　浩行	本田技研工業㈱社友	中村　利雄	公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長

③　常任顧問

（２０２１年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
荒井　寿光	東京中小企業投資育成㈱特別参与	久保利　英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
市川　　晃	住友林業㈱社長	小林　文彦	伊藤忠商事㈱専務執行役員
植松　　敏		鈴木　善久	伊藤忠商事㈱社長
加留部　淳	豊田通商㈱会長	安永　竜夫	三井物産㈱社長

④　参　　与

（２０２１年３月３１日現在）

氏　　名	企業の名称および企業上の役職	氏　　名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		神谷　隆一	松久㈱執行役員
久保田 政一	(一社)日本経済団体連合会事務総長	今野　譲司	ダイヤル・サービス㈱取締役
橋本 圭一郎	(公社)経済同友会副代表幹事・専務理事	水野　　隆	住友林業㈱秘書室長
河津　　司	(一社)日本貿易会専務理事	河合　良介	伊藤忠商事㈱調査・情報部 調査・情報室 シニアマネージャー
前田　和敬	(公財)日本生産性本部理事長	重吉　玄徳	丸紅㈱丸紅経済研究所 企画・渉外チーム長
佐藤　哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事	福原　基文	住友商事㈱グローバル業務部　渉外担当部長
村松　明典	東京都産業労働局局長	長谷川 智彦	㈱みずほ銀行秘書室参事役
高橋　淑郎	東京中小企業投資育成㈱特別参与	高木　勝徳	㈱三越伊勢丹ホールディングス秘書室・室長
(参　与)		岡村　宏隆	国分グループ本社㈱社長室参与
有田 進之介	日本製鉄㈱総務部広報センター所長	黄檗　満治	三菱電機㈱総務部長
中嶋　哲也	㈱東芝人事・総務部 産業政策渉外室長	久保田 百年	電源開発㈱経営企画部　経営調査室長
中川　淳一	本田技研工業㈱渉外部担当部長	奥村　　隆	三井物産㈱秘書室長
篠原　徹也	三菱商事㈱地域総括部長	田中　雄介	㈱三井住友銀行管理部秘書室長
須田　憲和	㈱フォーバル執行役員・会長室室長	濱田　秀樹	ＡＮＡホールディングス㈱秘書部長
但馬　英俊	東急㈱執行役員　社長室長	遠藤　洋介	大成建設㈱営業総本部 まちづくり・ＩＲプロジェクト推進部 担当部長
立川　基久	㈱ＪＴＢ秘書室長	大井　　新	セコム㈱会長付担当部長 会長秘書
西村　暢明	東京ガス㈱秘書部会長秘書役	荒木　康晴	富士ゼロックス㈱秘書室長
高橋　　淳	凸版印刷㈱秘書室長	角島　義之	㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員
和田　季也	㈱ＩＨＩ総務部 渉外グループ　部長	江川　　巧	三菱地所㈱総務部ユニットリーダー
土田　泰生	サッポロホールディングス㈱総務部秘書室長	須田　信之	㈱きらぼし銀行秘書室長
橋本　建治	㈱千疋屋総本店取締役総務・人事部長	井手　孝浩	旭化成㈱秘書室長
松永　　聡	㈱伊藤園秘書部長	田代　裕美	㈱資生堂秘書・渉外部長
井原　直明	愛知産業㈱常務取締役管理本部長	新妻　　充	鹿島建設㈱執行役員 秘書役 総務管理本部副本部長
根本　和郎	大崎電気工業㈱専務取締役	堀口　政浩	東映㈱執行役員 経営戦略部長
下中 佑一朗	三和電気工業㈱総務部長	(常任参与)	
永田　　隆	醍醐ビル㈱社長室兼事業企画部マネージャー	間部　彰成	一般財団法人日本ファッション協会専務理事

(10) 支部会長

（２０２１年3月３１日現在）

支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職	支部名	氏　　名	企業及び企業上の役職
千代田	栃木　一夫	㈱栃木屋社長	渋　谷	佐藤　　仁	㈱東急レクリエーション相談役
中　央	大谷　信義	松竹㈱会長	中　野	麻沼　雅海	アサヌマコーポレーション㈱社長
港	池田　朝彦	東京レジャー㈱会長	杉　並	和田　新也	箱根植木㈱社長
新　宿	髙野　吉太郎	㈱新宿高野社長	豊　島	渡邊　裕之	渡邊建設㈱社長
文　京	吉岡　　新	共立速記印刷㈱会長	板　橋	岩月　宏昌	イワツキ㈱社長
台　東	桑山　征洋	㈱桑山会長	練　馬	髙内　恒行	豊玉タクシー㈱会長
北	越野　充博	越野建設㈱社長	江　東	鈴木　健之	鈴直商事㈱社長
荒　川	富永　新三郎	㈱新吉社長	墨　田	阿部　貴明	丸源飲料工業㈱社長
品　川	武田　健三	㈱大崎コンピュータエンヂニアリング社長	足　立	近藤　　勝	美濃紙業㈱会長
目　黒	相馬　熊郎	㈱手塚興業社社長	葛　飾	浅川　弘人	㈱浅川製作所会長
大　田	深尾　定男	㈱巴商会社長	江戸川	森本　勝也	東亜物流㈱社長
世田谷	大場　信秀	世田谷信用金庫理事長			

３．選任および退任

⑴ 役　　員

①　副会頭

中　村　満　義（鹿島建設㈱相談役）退任（２０２０年９月１０日）
伊　東　孝　紳（本田技研工業㈱取締役相談役）退任（２０２１年３月３１日）

②　常議員

古　屋　勝　彦（㈱松屋名誉会長）退任（２０２０年５月３１日）
岡　田　裕　介（東映㈱会長）退任（２０２０年１１月１８日ご逝去）
秋　田　正　紀（㈱松屋社長）就任（２０２０年７月１４日第２２２回（通常）議員総会）
長　岡　　勤（㈱東京ドーム社長）就任（２０２０年７月１４日第２２２回（通常）議員総会）
多　田　憲　之（東映㈱相談役）就任（２０２１年２月２７日第２２５回（通常）議員総会）

③　常務理事・理事

西　尾　昇　治　常務理事退任（第２２６回（臨時）議員総会）※３月３１日付

⑵ 議　　員

①　議員の職務を行う代表者の変更について

㈱東京ドーム（２０２０年４月１日付）
（新）社　長　長　岡　勤　（旧）特別顧問　久　代　信　次
㈱松屋（２０２０年６月１日付）
（新）社　長　秋　田　正　紀　（旧）名誉会長　古　屋　勝　彦
大東京信用組合（２０２０年６月２日付）
（新）会　長　柳　沢　祥　二　（旧）会　長　安　田　眞　次
㈱資生堂（２０２０年７月１日付）
（新）社長兼CEO　魚　谷　雅　彦　（旧）相　談　役　前　田　新　造
鹿島建設㈱（２０２０年９月１１日付）
（新）社　長　押　味　至　一　（旧）相　談　役　中　村　満　義
東映㈱（２０２０年１１月１９日付）
（新）相 談 役　多　田　憲　之　（旧）会　長　岡　田　裕　介

⑶ 部会長等

＜交通運輸部会＞
西　野　史　尚（東日本旅客鉄道㈱副社長）副部会長退任（２０２１年３月３１日）
＜建設・不動産部会＞
押　味　至　一（鹿島建設㈱社長）副部会長就任（２０２０年９月１１日）
＜サービス部会＞
長　岡　　勤（㈱東京ドーム社長）副部会長就任（２０２０年４月１日）
岡　田　裕　介（東映㈱会長）部会長退任（２０２０年１１月１８日ご逝去）
中　山　泰　男（セコム㈱会長）部会長就任（２０２１年２月２７日）
本　村　　哲（藤田観光㈱特別顧問）副部会長退任（２０２１年３月３１日）

⑷ 委員長等

①　常設委員会

＜事業・会員サービス向上委員会＞

長　岡　　勤（㈱東京ドーム社長）共同委員長就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

＜知的財産戦略委員会＞

岡　田　裕　介（東映㈱会長）共同委員長退任（２０２０年１１月１８日ご逝去）

＜観光委員会＞

西　野　史　尚（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同委員長退任（２０２１年３月３１日）

＜ものづくり推進委員会＞

伊　東　孝　紳（本田技研工業㈱取締役相談役）委員長退任（２０２１年３月３１日）

②　懇談会

＜東京の将来を考える懇談会＞

中　村　満　義（鹿島建設㈱相談役）座長退任（２０２０年９月１０日）

北　沢　利　文（東京海上日動火災保険㈱副会長）共同座長退任（２０２０年９月１０日）

北　沢　利　文（東京海上日動火災保険㈱副会長）座長就任（２０２０年９月１１日）

西　野　史　尚（東日本旅客鉄道㈱副社長）共同座長退任（２０２１年３月３１日）

(5) 青年部

加　藤　貴　久（東立電機㈱社長）会長就任（２０２０年４月１日）

(6) 顧問および参与

①　特別顧問

岡　田　裕　介（東映㈱会長）退任（２０２０年１１月１８日）

中　山　泰　男（セコム㈱会長）就任（２０２１年2月２７日第２２５回（通常）議員総会）

②　顧　　問

関　家　憲　一（オフィス・セキヤ代表）退任（２０２０年４月２６日ご逝去）

中　村　満　義（鹿島建設㈱相談役）就任（２０２０年9月１１日第２２３回（臨時）議員総会・第７２８回常議員会）

③　常任顧問

安　永　竜　夫（三井物産㈱社長）就任（２０２０年４月１日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

小　澤　　哲（豊田通商㈱シニアエグゼクティブアドバイザー）退任（２０２０年４月９日）

加留部　　淳（豊田通商㈱会長）就任（２０２０年４月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

吉　田　朋　史（伊藤忠商事㈱副社長）退任（２０２０年５月１４日）

鈴　木　善　久（伊藤忠商事㈱社長）就任（２０２０年５月１５日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

④　名誉議員

古　屋　勝　彦（㈱松屋名誉会長）就任（２０２０年６月１２日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

庄　山　悦　彦（㈱日立製作所名誉相談役）退任（２０２０年６月５日ご逝去）

三　浦　　守　退任（２０２０年７月２２日ご逝去）

⑤　議員待遇者

美　安　達　子（㈱電脳名誉会長）退任（２０２０年５月３日ご逝去）

鈴　木　謙　一（㈱東京會舘元社長）退任（２０２０年１２月２０日ご逝去）

島　村　元　紹（島村楽器㈱会長）退任（２０２０年１２月２６日ご逝去）

⑥　参　　与

大　西　史　哲（日本製鉄㈱総務部広報センター所長）退任（２０２０年４月９日）

有　田　進之介（日本製鉄㈱総務部広報センター所長）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）

空　岡　正　英（東京ガス㈱秘書部企画調査チームリーダー）退任（２０２０年４月９日）
西　村　暢　明（東京ガス㈱秘書部　会長秘書役）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）
村　田　　真（サッポロホールディングス㈱総務部秘書室長）退任（２０２０年４月９日）
土　田　泰　生（サッポロホールディングス㈱総務部秘書室長）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）
中　村　幸　則（㈱三井住友銀行管理部秘書室長）退任（２０２０年４月９日）
田　中　雄　介（㈱三井住友銀行管理部秘書室長）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）
栁　下　純　一（三菱地所㈱総務部　専任部長）退任（２０２０年４月９日）
江　川　　巧（三菱地所㈱総務部ユニットリーダー）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）
原　田　桂　介（㈱きらぼし銀行秘書室長）退任（２０２０年４月９日）
須　田　信　之（㈱きらぼし銀行秘書室長）就任（２０２０年4月１０日第２２１回議員総会・第７２７回常議員会）
石　川　智　之（凸版印刷㈱　秘書室長）退任（２０２０年７月１３日）
高　橋　　淳（凸版印刷㈱　秘書室長）就任（２０２０年７月１４日第２２２回（通常）議員総会）
鈴　木　正　則（㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員）退任（２０２０年７月１３日）
角　島　義　之（㈱石井鐵工所取締役・常勤監査等委員）就任（２０２０年７月１４日第２２２回（通常）議員総会）
志　村　丈　晴（㈱みずほ銀行秘書室　参事役）退任（２０２０年１０月３１日）
長谷川　智　彦（㈱みずほ銀行秘書室　参事役）就任（２０２０年１１月１日第７３０回常議員会）
大　井　　新（セコム㈱会長付担当部長会長秘書）就任（２０２１年２月２７日第２２５回（通常）議員総会）

４．事　務　局

(1) 機　　構

- 東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ準備室……　オリンピック・パラリンピックに関する調査研究及び企画、その他オリンピック・パラリンピック一般に関すること
- 総務統括部
  - 総務課……　機密及び秘書事務、部間の総合調整、危機管理、定款・その他諸規則、印章の保管、文書の収受、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関すること
    - 組織連携担当…　関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関すること
    - 支部運営担当…　支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関すること
  - 組織運営課……　組織強化、議員選挙、コンプライアンスの推進、会員増強推進及び退会防止に関する企画立案、中・長期の組織運営計画の立案、会費及び負担金の徴収、契約の締結及び管理、その他組織運営・会員増強に関すること
    - 事業推進担当…　事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関すること
  - 人事課……　人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関すること
- 財務部
  - 財務課……　予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、財務体質強化に係る計画立案、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関すること
    - 財政担当……　財務体質強化に係る計画の立案、収支の執行管理、その他財政に関すること
- オフィス環境部
  - オフィス管理担当…　本所に所属するビルの土地・建物及び施設の管理、設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関すること
  - 情報システム担当…　会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びＯＡ化の推進、その他所内の情報管理に関すること
- 広報部
  - 広報担当……　広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関すること
  - 編集担当……　機関紙の刊行に関すること
  - 見える化推進担当…　ホームページ・メールマガジンの運営、ＰＲ資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他ＰＲ一般に関すること
  - 経済資料センター…　経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関すること
- 国際部
  - 国際政策担当……　国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関すること
  - 国際経済担当……　当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関すること
- 企画調査部
  - 総合政策・教育担当…　総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項、教育に関する調査研究及び企画、その他調査・教育一般に関すること
  - 社会保障担当……　社会保障に関する調査研究及び企画、その他社会保障一般に関すること
- 産業政策第一部
  - 産業経済担当……　経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関すること
  - 税制担当……　税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関すること
- 産業政策第二部
  - 労働担当……　労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関すること
  - 環境・エネルギー担当…　環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関すること
- 地域振興部
  - 都市政策担当……　交通運輸政策、建設・不動産業振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関すること
  - 観光・流通サービス担当…　商業振興施策、流通対策、サービス業振興施策、観光施策に関する調査研究及び企画、その他観光、流通サービス、まちづくり一般に関すること

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、下請関係の改善適正化に関する調査研究及び企画、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新や新たな経営課題への対応に関する調査研究及び企画、事業承継対策に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策や経営一般に関すること
	ものづくり担当……	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当……	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	IT 活用推進担当…	中小企業の生産性向上を目的とした IT 活用推進に関する調査研究及び企画、その他中小企業の生産性向上・IT 活用推進一般に関すること
中小企業相談部	中小企業相談センター 業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、ＰＲ資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、Ｍ＆Ａ支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当 浅草分室	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	ビジネスサポートデスク（東京東） ビジネスサポートデスク（東京西） ビジネスサポートデスク（東京南） ビジネスサポートデスク（東京北）	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
人材･能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター……	経営者及び従業員の教育及び研修、経営改善普及事業に係る講習会及び講演会等に関すること
検定事業部	検定センター……	各種技能検定及び資格試験、技能向上のための講習会等の開催及び助成、商工実務及び技術の振興、その他検定事業一般に関すること
ビジネス交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済･証明事業部	共済センター……	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	ＣＬＵＢ　ＣＣＩの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター……	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	２３支部……	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関すること 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

２０２１年３月３１日現在における事務局員５１３名

常務理事	西尾　昇治
理事・事務局長	小林　治彦
理　　事	湊元　良明
常任参与	間部　彰成

① 本　　部

会頭秘書役　林　謙志

東京オリンピック・パラリンピック準備室

副部長　進藤　創

総務統括部

部　長　大下　英和
副部長　佐藤幸太郎
副部長　長嶋　収一
総務課長　(長嶋　収一)
総務課調査役　張替　健吾
総務課主幹　廣江みどり
総務課組織連携担当課長　津田裕紀子
総務課組織連携担当調査役　中村　昭紀
総務課支部運営担当課長　(長嶋　収一)
総務課支部運営担当課長補佐　水村　裕一
組織運営課長　碓井　秀直
組織運営課事業推進担当主任調査役　助川　宜寛
組織運営課事業推進担当参事　矢口　和彦
組織運営課事業推進担当主幹　菅谷　顕一
組織運営課事業推進担当主幹　須藤　憲一
人事課長　(佐藤幸太郎)
人事課専任調査役　深山　親弘

財　務　部

部　長　橋本　一朗
副部長　清水　竜
財務課長　(清水　竜)
財務課財政担当課長　兼崎　志郎
財務課調査役　小林利恵子
財務課専任調査役　西村　正子

オフィス環境部

部　長　染谷　政克
オフィス管理担当課長　井上　敦子
情報システム担当課長　鈴木　康修
情報システム担当主任調査役　安藤　憲吾

広　報　部

部　長　大井川智明
広報担当課長　吉野　陽
広報担当専任調査役　横田美穂子
編集担当課長　石井　洋介
見える化推進担当課長　向山　理
経済資料センター所長　(石井　洋介)

国　際　部

部　長　西谷　和雄
担当部長　宮本　雅廣
担当部長　佐々木和人
副部長　清水　力
副部長　羽生　明央
課　長　杉　健太郎
課　長　(羽生　明央)
課　長　西澤　正純
課　長　(清水　力)
課　長　(宮本　雅廣)
主任調査役　森本　康宏
主任調査役　人見　欧司
主任調査役　井尻　收一
主任調査役　松川　孝司
主任調査役　山地　茂
調査役　寺居　明香

企画調査部

部　長　荒井　恒一
副部長　高山祐志郎
総合政策・教育担当課長　山下　晃代
社会保障担当課長　鶴岡　雄司
主任調査役　福田　康司
主任調査役　川井　徹郎

産業政策第一部

部　長　山内　清行
副部長　清水　繁
副部長　宮澤　伸
産業経済担当課長　石井　豪
税制担当課長　(宮澤　伸)

産業政策第二部

部　長　(湊元　良明)
担当部長　杉崎　友則
労働担当課長　清田　素弘
主任調査役　村田　真
調査役　井上　智博
環境・エネルギー担当課長　石井　照之
主任調査役　後藤　麻里

地域振興部

部　長　上田　裕子
担当部長　平澤　哲哉
都市政策担当課長　(平澤　哲哉)
主任調査役　福島　浩次
観光・流通サービス担当課長　小島　和明
主任調査役　伊藤　成明
調査役　木幡　朋子

中小企業部

部　長　山下　健
中小企業振興担当課長　大山　智章
主任調査役　土谷　亨
ものづくり担当課長　山本　泰之
主任調査役　小鍛治満弥
調査・統計担当課長　(山本　泰之)
IT 活用推進担当課長　長濱　正史
主任調査役　三上　徹
主任調査役　闕山　暢之

中小企業相談部

部　長　福田　泰也
副部長　田中　秀明
副部長　小野田賀人
副部長　菊池　圭二
副部長　柳本　満生
副部長　米村　達郎
中小企業相談センター所長　(小野田賀人)
中小企業相談センター業務推進担当課長　紺谷　直之
中小企業相談センター経営相談担当課長　安部　泰起

中小企業相談センター経営相談担当主任調査役	吉田　　晋
中小企業相談センター経営相談担当調査役	小林　大祐
中小企業相談センター経営相談担当調査役	佐藤　崇史
中小企業相談センター経営相談担当調査役	安冨　聡一
中小企業相談センター経営相談担当調査役	庄崎　裕太
中小企業相談センター経営相談担当調査役	福田　研二
中小企業相談センター経営相談担当調査役	岩間　幸浩
中小企業相談センター金融対策担当課長	(米村　達郎)
中小企業相談センター金融対策担当調査役	伊東　康祐
中小企業相談センター金融対策担当専任調査役	新井　洋一
ビジネスサポートデスク東京東課長	(柳本　満生)
ビジネスサポートデスク東京西課長	山本　　格
ビジネスサポートデスク東京南課長	豊留　秀一
ビジネスサポートデスク東京北課長	(菊池　圭二)

人材・能力開発部

部　長	和泉　純治
担当部長	貫井　晴宣
人材支援センター所長	(貫井　晴宣)
研修センター所長	(貫井　晴宣)
研修センター主任調査役	西薗　健史

検定事業部

部　長	高橋　芳行
担当部長	山口　　健
検定センター所長	(山口　　健)

ビジネス交流部

部　長	藤田　善三
副部長	馬目　　学
ビジネス交流センター所長	(馬目　　学)
ビジネス交流センター調査役	原　　憲昭
会員交流センター所長	(馬目　　学)
会員交流センター調査役	高野　恵司

共済・証明事業部

部　長	小堺　　浩
共済センター所長	渡辺　紀子
共済センター主任調査役	石田　　孝
福利厚生支援センター所長	小山内奏介
証明センター所長	山崎　幹人
証明センター証明事業推進担当課長	原田　芳明
証明センター主席調査役	岡本　貴志
証明センター参事	加藤　和夫

② 支 部 等

支 部 名	事 務 局 長	事務局次長	調　査　役　等
千　　代　　田	大　野　靖　二		
中　　央	栗　山　幸　夫	松　本　知　珠	調査役　小林　　巧
港	荒　井　隆一郎		
新　　宿	森　まり　子	安　藤　　薫	
文　　京	城　戸　口　隆　俊	寺　田　直　子	
台　　東	中　井　宏　好		
北	小　倉　政　則		
荒　　川	小　林　美樹子		
品　　川	渋　谷　貴　司		
目　　黒	佐　塚　太　一		
大　　田	小　山　康　司		
世　田　谷	霜　崎　敏　一		
渋　　谷	鳥　光　周　一		
中　　野	伊　東　　海		
杉　　並	酒　井　崇　好		
豊　　島	粟　野　　浩		
板　　橋	近　野　孝　行		
練　　馬	蔵　方　康太郎		
江　　東	西　郷　直　紀		
墨　　田	上　條　久　美		
足　　立	金　井　文　隆		調査役　中　山　甲　一
葛　　飾	宇田川　裕　司		
江　戸　川	山　本　順　一	山　下　　聡	主任調査役　漆原　　佳
浅　草　分　室	（田中秀明）		

③ 出　　向

(公財)東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会
大会運営局選手村マネジメント部選手村渉外課長
井田千香子

東京メトロポリタンテレビジョン㈱
総務部担当部長　星野ひとみ

(公財)東京観光財団
常務理事　小林　英文

(公財)東京観光財団
地域振興部次長兼経営支援担当課長　新保　邦彦

(公財) 全国中小企業振興機関協会
水谷　幸宏

日本商工会議所
(ベトナム日本商工会議所事務局長)
八田城之介

日本商工会議所
(ジャカルタ・ジャパン・クラブ事務局長)
富澤　陽一

５．庶　　務

(1) 受章・表彰

① 受　　章

４月２９日　○２０２０年春の叙勲・褒章受章者
榊原定征君、岡素之君、小村武君、髙橋晴樹君、梶原德二君、吉川秀隆君、島田健一君、是常博君、八木原保君、齋藤裕君、井口健二君、池田正己君

１１月　３日　○２０２０年秋の叙勲・褒章受章者
小原好一君、辻亨君、浅野健君、羽山正孝君、根津公一君、天野正義君、森本善三君、西田洋君、矢島幹也君、髙野允雄君、吉井公明君

② 表　　彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第１条による永年在職役員、議員等表彰
７月１３日
該当者なし
２月２６日
馬場彰君

７月１３日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第２条による退任役員、議員等表彰
古屋勝彦君

１０月　８日　○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

＜７０年表彰＞	３０ 事業所	＜４０年表彰＞	５１５ 事業所
＜６０年表彰＞	１５１ 事業所	＜３０年表彰＞	５３１ 事業所
＜５０年表彰＞	４６３ 事業所	計	１，６９０ 事業所

４月　１日　○本商工会議所役員、議員等表彰規則第４条による永年勤続事務局員表彰

＜４０年勤続＞	渡邊 浩江				
＜３５年勤続＞	小堺　浩	中台　浩正	廣江みどり	水谷　幸宏	矢口　和彦
＜３０年勤続＞	新井　洋一	大井川智明	霜崎　敏一	中山　甲一	
＜２５年勤続＞	篠　美智子	貫井　晴宣	安本　貴代	和田　詩織	
＜２０年勤続＞	伊東　海	山本　泰之			
＜１５年勤続＞	大野　靖二	大山　智章	小松　隼人	山下　聡	
＜１０年勤続＞	猪原可美里	小林　千春	小林　幹広	小森　一樹	髙田　絢子
	反田　雄大	山田　淳			

３月１８日　○経営改善普及事業発足６０周年記念表彰

＜経済産業大臣表彰＞	優良経営指導員	山下 昌敏
＜中小企業庁長官表彰＞	役職員功労者	山下　健
＜日本商工会議所会頭表彰＞	優良経営指導員	山本　格

(2) 慶　　弔

① 慶　　祝

1) 祝　　電　　３２９件
2) 祝　　意　　０件

② 弔　　慰

1) 弔　　電　　７４件

2) 弔　　意　　０件

(3) 行　　事

１月　５日　　新年祝賀パーティー（経済三団体共催）　　於： ホテルニューオータニ
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

６．会　　議

(1) 議員総会

① 第２２１回議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２０年　６月１１日（木）　午後１時００分～午後２時０２分
場　　所　　東京商工会議所 役員会議室・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　　９９名（うち代理出席２０名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　後　藤　　亘　君、　野　末　　尚　君
会頭挨拶
説　　明　　今後の当所会議・事業等の運営方針について
議　　件　　1)　会員加入の承諾について（３・４・５月追認・６月承認）
2)　７・８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　共同委員長の委嘱について
4)　常任顧問の委嘱について
5)　名誉議員の委嘱について
6)　参与の委嘱について
7)　第２２２回（通常）議員総会について
8)　新型コロナウイルス感染拡大に伴う
東京都への緊急要望（第三次）について（追認）
9)　新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、
観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望について（追認）
10)　新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望について（追認）
11)　新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望について（追認）
12)　新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた
中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望について（追認）
13)　雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望について（追認）
14)　最低賃金に関する要望について（追認）
15)　持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見について（追認）
16)　知的財産政策に関する意見について（追認）
17)　事務規則等の一部改正について
報　　告　　1)　「パートナーシップ構築宣言」について
(以下は配布資料による報告)
2)　副部会長の選任結果について
3)　エネルギー・環境に関する意識・実態調査 結果概要について
4)　東商環境アクションプラン　２０１９年度取組実績について
5)　人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査について
6)　２０１９年度　中小企業支援事業の結果概要について
7)　第４次少子化対策大綱（案）に対する意見について

② 第２２２回（通常）議員総会

日　　時　　２０２０年　７月１３日（月）　午後０時１３分～午後１時３３分
場　　所　　東京會舘　「ローズ」・「ロイヤル」

出　席　者　　１５０名（うち委任状出席者６８名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
中　村　満　義　君、　大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、
田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　中　村　公　一　君、　阿　部　貴　明　君
役員・議員表彰
議　　件　　1)　２０１９年度東京商工会議所事業活動報告について
2)　２０１９年度東京商工会議所収支決算について
3)　常議員の選任について
4)　参与の委嘱について
5)　「小池新都政に望む」について（追認）
6)　東京都の中小企業対策に関する重点要望について
7)　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望について
8)　首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望について
9)　国土強靭化対策に関する要望について（追認）
報　　告　　1)　パートナーシップ構築宣言　「書面、押印、対面」を原則とした
制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言について
2)　「新事業・イノベーション創出委員会」活動方針について
3)　「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」結果概要について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について
5)　議員の職務を行う代表者の変更について
6)　「会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会」の開催について

③　第２２３回（臨時）議員総会

日　　時　　２０２０年　９月１０日（木）　午後０時０３分～午後１時０７分
場　　所　　Ｔｈｅ　Ｏｋｕｒａ　Ｔｏｋｙｏ　「平安の間」
出　席　者　　１５０名（うち委任状出席者７１名）
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、
本　村　　哲　君、　森　　洋　二　君
説　　明　　東京２０２０大会に向けて
公益財団法人日本オリンピック委員会　会長　山下　泰裕　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　顧問の委嘱について
3)　２０２０年度収支補正予算について
4)　活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と
医療提供体制の安定化に向けて（追認）
5)　国の中小企業対策に関する重点要望について（追認）
6)　コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言について（追認）
7)　雇用調整助成金の特例措置の延長に関する緊急要望について（追認）
8)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について（追認）
9)　令和３年度税制改正に関する意見について

10)　定款の一部改正について

報　　告　1)　副部会長の選任結果について

2)　２０２０年度最低賃金額の改定結果について

(以下は配布資料による報告)

3)　委員会活動方針について

4)　コロナ禍における各国・地域の動向について（８月・９月）

④　第２２４回議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　２０２０年１２月１０日（木）　午後０時１５分～午後１時５９分

場　　所　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ

出　席　者　１１７名（うち代理出席３０名）　※オンライン出席２６名

議　　長　三　村　明　夫　君

議事録署名人　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　廣　瀬　元　夫　君

講　　演　ＣＯＶＩＤ－１９これまで、そしてこれから
独立行政法人地域医療機能推進機構　理事長　尾身　茂　氏

議　　件　1)　会員加入の承諾について

2)　スポーツ振興に関する要望について

3)　多様な人材の活躍に関する要望等について

4)　新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に対する意見等について（追認）

5)　雇用・労働政策に関する要望について

報　　告　1)　ものづくり企業の現状・課題に関する調査結果について

2)　令和３年度税制改正について

3)　コロナ禍における各国・地域の動向について

4)　東商企画６検定のＷｅｂ化について

5)　「公正取引委員会との意見交換会」結果概要について

6)　「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について

7)　「地域の魅力向上懇談会」結果概要について

8)　政府「成長戦略会議」の「実行計画（中間とりまとめ)」について

(以下は配布資料による報告)

9)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備状況ならびに
２０２０年度連絡会議の結果概要について

⑤　第２２５回（通常）議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　２０２１年　２月２６日（金）　午後０時２８分～午後１時３５分

場　　所　東京商工会議所「役員会議室」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ

出　席　者　１５０名（うち委任状出席者７５名）

議　　長　三　村　明　夫　君

議事録署名人　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、　小　口　英　嚞　君、
中　村　公　一　君

役員・議員表彰

議　　件　1)　２０２１年度　東京商工会議所事業活動計画について
2)　２０２１年度　東京商工会議所収支予算について
3)　特別顧問の選任同意について
4)　常議員の選任について
5)　参与の委嘱について
6)　新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた公共交通に係る要望について
7)　「定款」および「議員選挙及び選任に関する規約」の一部改正について

報　　告　1)　「スマートものづくり実践事例集」について
2)　「緊急事態宣言下における中小企業のテレワーク実施状況に関する緊急調査」および「ＩＴ活用実態調査」結果概要について
3)　事業承継対策委員会「事業承継実態アンケート」および「意見の実現状況」について
4)　部会長の選任結果について
5)　議員の職務を行う代表者の変更について

⑥　第２２６回（臨時）議員総会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　２０２１年　３月１１日（木）　午後０時１６分～午後１時２６分
場　　所　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　１５０名（うち委任状出席者６９名）
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、伊　東　孝　紳　君、垣　内　威　彦　君、大久保　秀　夫　君、野　本　弘　文　君、田　川　博　己　君、広　瀬　道　明　君、斎　藤　　保　君、上　條　　努　君、大　島　　博　君、石　田　　徹　君、細　田　　眞　君、髙　野　吉太郎　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　副会頭の選任同意について
3)　顧問の委嘱について
4)　委員長の委嘱について
5)　参与の委嘱について
6)　理事の選任同意について
7)　知的財産政策に関する意見について

報　　告　1)　中小企業のイノベーションの実態調査について
2)　「移動中小企業委員会」中止に伴うヒアリング結果について
3)　「本支部労働懇談会」の結果概要について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について
5)　東日本大震災復興ラウンドテーブルおよび被災地支援物産展について
6)　支部活動の状況について
・「ようこそ！モノづくりのまち あらかわへ」の発行について
7)　東商青年部の活動について
8)　「災害等非常時における東京都内商工会議所間の相互協力に関する連携協定」について

(2) 常議員会

※２０２０年４月・５月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

①　第７２７回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２０年　６月１１日（木）　午後１時００分～午後２時０２分
場　　所　　東京商工会議所 役員会議室・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　　４４名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　中　村　満　義　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　後　藤　　亘　君、　野　末　　尚　君
会 頭 挨 拶
説　　明　　今後の当所会議・事業等の運営方針について
議　　件　　1)　会員加入の承諾について（３・４・５月追認・６月承認）
2)　７・８月休会中の会員加入の取扱いについて
3)　共同委員長の委嘱について
4)　常任顧問の委嘱について
5)　名誉議員の委嘱について
6)　参与の委嘱について
7)　第２２２回（通常）議員総会について
8)　新型コロナウイルス感染拡大に伴う
東京都への緊急要望（第三次）について（追認）
9)　新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、
観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望について（追認）
10)　新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望について（追認）
11)　新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望について（追認）
12)　新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた
中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望について（追認）
13)　雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望について（追認）
14)　最低賃金に関する要望について（追認）
15)　持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見について（追認）
16)　知的財産政策に関する意見について（追認）
17)　事務規則等の一部改正について
報　　告　　1)　「パートナーシップ構築宣言」について
（以下は配布資料による報告）
2)　副部会長の選任結果について
3)　エネルギー・環境に関する意識・実態調査 結果概要について
4)　東商環境アクションプラン　２０１９年度取組実績について
5)　人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査について
6)　２０１９年度　中小企業支援事業の結果概要について
7)　第４次少子化対策大綱（案）に対する意見について

②　第７２８回常議員会

日　　時　　２０２０年　９月１０日（木）　午後０時０３分～午後１時０７分
場　　所　　Ｔｈｅ　Ｏｋｕｒａ　Ｔｏｋｙｏ　「平安の間」
出 席 者　　４８名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、

広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、
本　村　　哲　君、　森　　洋　二　君

説　　明　　東京２０２０大会に向けて
　　公益財団法人日本オリンピック委員会　会長　山下　泰裕　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　顧問の委嘱について
3)　２０２０年度収支補正予算について
4)　活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と
　　医療提供体制の安定化に向けて（追認）
5)　国の中小企業対策に関する重点要望について（追認）
6)　コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言について（追認）
7)　雇用調整助成金の特例措置の延長に関する緊急要望について（追認）
8)　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見について（追認）
9)　令和３年度税制改正に関する意見について
10)　定款の一部改正について

報　　告　　1)　副部会長の選任結果について
2)　２０２０年度最低賃金額の改定結果について
(以下は配布資料による報告)
3)　委員会活動方針について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について（８月・９月）

③　第７２９回常議員会

日　　時　　２０２０年１０月　８日（木）　午後０時０８分～午後０時５３分
場　　所　　ホテルニューオータニ　宴会場階　「鶴の間」
出　席　者　　４８名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、
小　松　節　子　君、　秋　田　正　紀　君
永年会員表彰

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
3)　東京都の防災・減災対策に関する要望について

報　　告　　1)　人手不足の状況、多様な人材の活躍に関する調査結果について
2)　多様な人材活躍に関する政府へのパブリックコメントの提出について
3)　「菅内閣に望む」について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について
5)　「建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会」結果概要について
6)　「事業・会員サービス向上委員会」活動方針について
7)　企業における感染症対策に関する実態調査について
8)　「東京商工会議所女性会」の活動について
(以下は配布資料による報告)
9)　「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・
　　消費税率引上げの影響調査」結果について

10)　「日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合」結果概要について
11)　「リチャード・コート駐日豪州大使講演会」結果概要について
12)　「第３回国際経済委員会」概要について

④　第７３０回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２０年１１月　９日（月）　午後０時０８分～午後１時３３分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　４６名　　※オンライン出席３名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、
服　部　津貴子　君、　江　頭　敏　明　君
講　　演　　エネルギー政策の現状について
経済産業省　資源エネルギー庁　長官　保坂　伸　氏
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　東京都の雇用就業施策に関する要望について
3)　「東京２０２０大会開催に向けた東商アピール」について
4)　参与の委嘱について
報　　告　　1)　Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について
2)　「国土交通省幹部と東京商工会議所との懇談会」結果概要について
3)　「会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会」結果概要について
4)　第１９回「勇気ある経営大賞」の実施について
5)　「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について
6)　「テレワークの実施状況に関するアンケート調査結果概要」および
「はじめてＩＴ活用１万社プロジェクト関連施策の展開」について
7)　「流通・サービス委員会」活動方針について
8)　交通運輸部会「交通事業における新型コロナウイルス等感染症への対策と
課題に関する意見交換会」結果概要について
9)　２０２０年秋の叙勲褒章受章者について
(以下は配布資料による報告)
10)　「ものづくり推進委員会　江東支部との懇談会」結果概要について
11)　コロナ禍における各国・地域の動向について
12)　２０２１年東商本支部新年賀詞交歓会について

⑤　第７３１回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

日　　時　　２０２０年１２月１０日（木）　午後０時１５分～午後１時５９分
場　　所　　東京商工会議所　渋沢ホール・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　５１名　　※オンライン出席１０名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　郡　　正　直　君、　廣　瀬　元　夫　君
講　　演　　ＣＯＶＩＤ－１９これまで、そしてこれから
独立行政法人地域医療機能推進機構　理事長　尾身　茂　氏

議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　スポーツ振興に関する要望について
3)　多様な人材の活躍に関する要望等について
4)　新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に対する意見等について（追認）
5)　雇用・労働政策に関する要望について
報　　告　　1)　ものづくり企業の現状・課題に関する調査結果について
2)　令和３年度税制改正について
3)　コロナ禍における各国・地域の動向について
4)　東商企画６検定のＷｅｂ化について
5)　「公正取引委員会との意見交換会」結果概要について
6)　「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について
7)　「地域の魅力向上懇談会」結果概要について
8)　政府「成長戦略会議」の「実行計画（中間とりまとめ)」について
(以下は配布資料による報告)
9)　東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備状況ならびに
２０２０年度連絡会議の結果概要について

⑥　第７３２回常議員会

日　　時　　２０２１年　１月　７日（木）　午後４時０３分～午後５時０５分
場　　所　　東京會舘「ローズ」
出　席　者　　４２名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　広　瀬　道　明　君、
金　子　眞　吾　君、　斎　藤　　保　君、　大　島　　博　君、
石　田　　徹　君、　野　末　　尚　君、　淺　野　秀　則　君
会頭・副会頭年頭所感
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
報　　告　　1)　「中小企業の経営課題に関するアンケート」調査結果について
2)　「東京電力柏崎刈羽原子力発電所視察」結果概要について
3)　「小泉環境大臣と日本商工会議所との意見交換会」結果概要について
4)　東京２０２０大会に向けた「＋１（プラス・ワン）運動」の展開について
(以下は配布資料による報告)
5)　「厚生労働省と商工会議所との雇用・労働政策に関する意見交換会」
結果概要について

⑦　第７３３回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　　２０２１年　２月１０日（水）　午後０時１６分～午後１時１７分
場　　所　　東京商工会議所「役員会議室」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出　席　者　　４７名
議　　長　　三　村　明　夫　君
議事録署名人　　三　村　明　夫　君、　垣　内　威　彦　君、　大久保　秀　夫　君、
野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、　広　瀬　道　明　君、
上　條　　努　君、　大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、
鰐　渕　美惠子　君、　宮　入　正　英　君
議　　件　　1)　会員加入の承諾について
2)　第２２５回（通常）議員総会について

（１）２０２１年度　東京商工会議所事業活動計画について
（２）２０２１年度　東京商工会議所収支予算について

報　　告　1)　コロナ禍における各国・地域の動向について
2)　支部活動の状況について
・北区渋沢栄一大河ドラマ館のオープンおよび散策マップ等の関連事業について
・品川区・ＩＴ企業の横顔とＩＣＴ活用事例―ＤＸ時代のデジタル経営とは―
・大田支部設立６０周年記念事業について
3)　その他
ＮＨＫ大河ドラマ「青天を衝け」ＰＲ
ＮＨＫ 制作局 第４制作ユニット（ドラマ）チーフ・プロデューサー
菓子 浩 氏

⑧　第７３４回常議員会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

日　　時　２０２１年　３月１１日（木）　午後０時１６分～午後１時２６分
場　　所　東京商工会議所「渋沢ホール」・オンライン会議システム　Ｚｏｏｍ
出 席 者　４７名
議　　長　三　村　明　夫　君
議事録署名人　三　村　明　夫　君、　伊　東　孝　紳　君、　垣　内　威　彦　君、
大久保　秀　夫　君、　野　本　弘　文　君、　田　川　博　己　君、
広　瀬　道　明　君、　斎　藤　　保　君、　上　條　　努　君、
大　島　　博　君、　石　田　　徹　君、　細　田　　眞　君、
髙　野　吉太郎　君

議　　件　1)　会員加入の承諾について
2)　副会頭の選任同意について
3)　顧問の委嘱について
4)　委員長の委嘱について
5)　参与の委嘱について
6)　理事の選任同意について
7)　知的財産政策に関する意見について

報　　告　1)　中小企業のイノベーションの実態調査について
2)　「移動中小企業委員会」中止に伴うヒアリング結果について
3)　「本支部労働懇談会」の結果概要について
4)　コロナ禍における各国・地域の動向について
5)　東日本大震災復興ラウンドテーブルおよび被災地支援物産展について
6)　支部活動の状況について
・「ようこそ！モノづくりのまち あらかわへ」の発行について
7)　東商青年部の活動について
8)　「災害等非常時における東京都内商工会議所間の相互協力に関する連携協定」について

(3) 会頭・副会頭会議

※２０２０年４月・２０２１年１月（特別顧問合同会議）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

５月１４日（１４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

報告事項
1)　議員総会・常議員会（３月・４月・５月）議件事項について

（１）会員加入の承諾について（３・４・５月）
（２）共同委員長の委嘱について
（３）常任顧問の委嘱について
（４）参与の委嘱について
（５）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望について（追認）
（６）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望について（追認）
（７）雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望について（追認）
（８）新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、
観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望について（追認）
（９）最低賃金に関する要望について（追認）
(10) 持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見について（追認）
(11) 知的財産政策に関する意見について（追認）
(12) 事務規則の一部改正について

2) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応について
・東商の取組について
・各社の対応等について

3) ２０２０年度の会議スケジュールについて

6月１１日（１６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

討議事項

1) 国土強靭化対策に関する要望について
2) 東京都の中小企業対策に関する重点要望について
3) 東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望について
4) 首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望について

報告事項

1) 第２２１回議員総会・第７２７回常議員会について
2) 第２２２回（通常）議員総会について
3) 「パートナーシップ構築宣言」について
4) 今後の当所会議・事業等の運営方針について

7月１３日（１８名）

報告事項

1) 第２２２回（通常）議員総会について
2) ２０１９年度事業活動報告（案）及び収支決算（案）について
3) 「会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会」の開催について

説明・意見交換

1) 今後の業界動向等について（新型コロナウイルスの影響からの今後の見通し）

9月１０日（１７名）

報告事項

1) 第２２３回（臨時）議員総会・第７２８回常議員会について
2) ２０２０年度収支補正予算について
3) 本日のスケジュールについて

討議事項

1) 国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
2) 東京都の防災・減災対策に関する要望について

１０月 ８日（１６名）

報告事項

1) 第７２９回常議員会について

2)　本日のスケジュールについて

討議事項

1)　Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について

2)　東京都の雇用就業施策に関する要望について

１１月　９日（１７名）

報告事項

1)　第７３０回常議員会について

2)　「東京２０２０大会開催に向けた東商アピール」について

3)　２０２１年東商本支部新年賀詞交歓会について

討議事項

1)　多様な人材の活躍に関する要望について

2)　雇用・労働政策に関する要望について

１２月１０日（１４名）

報告事項

1)　第２２４回議員総会・第７３１回常議員会について

討議事項

1)　２０２１年の景気見通しについて

２月１０日（１６名）

討議事項

1)　新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた公共交通に係る要望について

報告事項

1)　第７３３回常議員会ならびに第２２５回（通常）議員総会について

2)　２０２１年度　事業活動計画・収支予算について

３月１１日(１５名)

講　　演

米国バイデン政権の経済・外交政策と日本・世界への影響

丸紅株式会社　経済研究所　所長　今村　卓　氏

報告事項

1)　第２２６回（臨時）議員総会・第７３４回常議員会について

(4) 特別顧問会議

６月４日　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

９月３日（２３名）

講演：世界経済動向とポストコロナ社会―レジリエントで持続可能な社会に向けて―

(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター　センター長　武田　洋子氏

質疑・意見交換

１２月３日（２０名）

説明・意見交換

1)　業界の景気見通しについて

３月４日（２０名）

説明・意見交換

1)　今後の景気見通しについて

⑸ 会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会

９月１０日（５９名）

懇談：新型コロナウイルスによる影響を踏まえた各社・各業界の課題および今後の見通し
・コロナ禍で進展した各社のデジタル化や新たな働き方について
・Ｗｉｔｈコロナにおける東京のあるべき姿・東商の果たすべき役割について

１０月　８日（６１名）

懇談：新型コロナウイルスによる影響を踏まえた各社・各業界の課題および今後の見通し
・コロナ禍で進展した各社のデジタル化や新たな働き方について
・Ｗｉｔｈコロナにおける東京のあるべき姿・東商の果たすべき役割について

⑹ 監事会

７月　６日　①２０１９年度（令和元年度）東京商工会議所事業活動報告（案）について
②２０１９年度（令和元年度）東京商工会議所収支決算（案）について
同一般会計収支決算（案）について
同小規模企業対策事業特別会計収支決算（案）について
同建物特別会計収支決算（案）について
同貸借対照表（案）について
同財産目録（案）について

９月　１日　※補正予算（案）審議のため、「監事懇談会」として開催
①２０２０年度　主な中止事業について
②新型コロナ　東商の企業支援の取り組みについて
③２０２０年度補正予算資料について
２０２０年度収支予算総合表（案）概要について
２０２０年度収支予算総合表（案）について
２０２０年度補正収支予算書（案）について

⑺ 部　　会

①　商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および所属議員懇談会を合同で開催した。

1）部会

６月２３日　講演「生活者１万人アンケートにみる日本人の価値観・消費行動の変化」
㈱野村総合研究所 インサイトシグナル事業部 上級コンサルタント
松　下　東　子　氏
説明「２０２０大会期間中のＴＤＭ（交通需要マネジメント）・交通対策に関する説明会」
東京都オリンピック･パラリンピック準備局 大会施設部輸送課長
松　本　祐　一　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2）所属議員懇談会

５月１９日　卓話　「いま押さえておくべき流通業界と消費のポイント」
㈱日本経済新聞社　編集局　調査部　次長　　白　鳥　和　生　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

１０月２７日　（３７名）　　卓話　「コロナ禍における企業のデジタル転換」
野村総合研究所　研究理事　未来創発センター長　　桑　津　浩　太　郎　氏

3)　所属議員懇談会
１２月９日　（２７名）　　所属議員年末懇親会

4)　新年講演会
１月２７日（１８９名）　　講演「２０２１年内外経済の見通し～今後の消費動向～」
㈱第一生命経済研究所　経済調査部　首席エコノミスト　　熊　野　英　生　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、２月１日～２月１５日限定公開の動画配信に変更

②　商業部会

商業部会では、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

1)　部　　会
３月　５日～１８日（１００名）　動画講演会「コロナ禍における消費者の価値観・消費行動の変化
～生活者１万人アンケートをふまえて～」
㈱野村総合研究所　インサイトシグナル事業部　上級コンサルタント
松　下　東　子　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

③　商業卸売部会

商業卸売部会では、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

1)　部　　会
３月２４日～４月６日（３６１名）　動画講演会「コロナ禍における流通業界の課題と展望」
㈱日本経済新聞社　編集局　調査部　次長　　白　鳥　和　生　氏
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ＹｏｕＴｕｂｅにて動画配信

④　工業部会

工業部会では、コロナ禍を乗り越える企業の参考とすべく、現場力の強化や新商品の開発、販路開拓などをテーマに、講演を実施し、中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流を図り意見を交換した。

1)　部　　会
１０月１３日　（７４名）　　講演　「不確実性の時代における中小ものづくり企業の戦略」
東京大学大学院経済学研究科教授・ものづくり経営研究センター長　　藤　本　隆　宏　氏

2)　所属議員昼食懇談会
１０月１３日　（２４名）　　卓話　「自動車依存への危機感バネに多角化へ挑戦」
㈱東鋼　社長　　寺　島　誠　人　氏

3)　新年講演会
１月２９日～２月１２日　　講演　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
（申込者数：１２３名）　　「新商品の生み出し方のＤＸ」
㈱マクアケ　社長　　中　山　亮太郎　氏

⑤ 資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最新の情報を会員に提供するため、オンライン講演会（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）を行った。

1) 講演会・報告

7月２９日 （９１名）講演会「ポストコロナの中東情勢と日本のエネルギー安全保障の課題」（視聴回数：１１０回）

（一財）日本エネルギー経済研究所 常務理事 首席研究員 小 山 堅 氏

報告「資源循環政策について」（視聴回数：６６回）

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課長 横 手 広 樹 氏

報告「東京都の中小企業向け省エネ支援策」（視聴回数：４３回）

東京都 環境局 地球環境エネルギー部 中小規模事業所対策担当課長 松 川 英 郎 氏

１０月１５日 （７４名）講演会「企業の温暖化対策の進め方 ～ 様々な技術の役割と展望」（視聴回数：１０６回）

（公財）地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー 秋 元 圭 吾 氏

報告「エネルギー政策の現状について」（視聴回数：７４回）

経済産業省 資源エネルギー庁 資源エネルギー政策統括調整官 佐々木 雅 人 氏

3月２４日 （９１名）講演会「２０５０年カーボンニュートラルに向けた各国動向と課題」（視聴回数：１１７回）

東京大学 公共政策大学院 教授 有 馬 純 氏

報告「グリーン成長戦略と経済産業省の取組」（視聴回数：７０回）

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室長 梶 川 文 博 氏

報告「令和３年度のカーボンニュートラルに向けた環境省の施策について」（視聴回数：７８回）

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 室長 加 藤 聖 氏

報告「石油販売業界の現状と今後の動向」（視聴回数：１０９回）

東京都石油業協同組合 理事長 矢 島 幹 也 氏

⑥ 貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、コロナ禍における世界経済の現状や企業の海外展開、ＥＣの活用等をテーマに、セミナーを開催した。

1) 部 会

7月 8日 （６９名） 講演 「アジアの人材市場、アンダー・コロナの現地事情～中国・タイ・ベトナムの現地専門家によるＬＩＶＥセミナー～」

㈱ジェイ エイ シー リクルートメント 海外進出支援室長 佐 原 賢 治 氏

タイ法人 社長 山 下 勝 弘 氏

中国法人 総経理 小梁川 舞 香 氏

ベトナム法人 ハノイ事務所長 桑 田 聡 氏

9月 4日（１３０名） 講演 「ＦＴＡ・ＥＰＡ時代のビジネス展開～ＦＴＡ・ＥＰＡの活用とそのメリット～」

外務省 経済局 経済連携課 企画官 上 野 裕 大 氏

財務省 税関 ＥＰＡ原産地センター 上席調査官 今 泉 竜 幸 氏

伊藤忠商事㈱ 法務部 貿易・物流統括管理室室長代行 伏 谷 信 行 氏

ゲイル㈱ 代表取締役 國 分 由喜夫 氏

9月１７日 （５９名） 講演 「安全保障貿易管理セミナー～中小企業における輸出管理体制の構築に向けて～」

令和２年度中小企業等アウトリーチ事業 輸出貿易管理アドバイザー 濱 宏 氏

１０月 6日 （３１名） 講演 「ｗｉｔｈコロナ時代の海外進出モデル！～１週間で事業を開始でき

る『雇用代行モデル』を活用事例も交えて解説～」
ＧｏＧｌｏｂａｌ㈱　代表取締役社長　矢　頭　了　氏
１０月　８日　（７０名）　講演　「新たな販路開拓へ、中小企業のＥＣ活用メリット～最新トレンドと成功事例をご紹介～」
㈱ウェブライフジャパン　ＣＥＯ　山　岡　義　正　氏
Ｓｈｏｐｉｆｙ　Ｊａｐａｎ㈱
コミュニティー＆パートナー・マーケティング　石　田　浩　平　氏
１０月１６日　（３９名）　講演　「技術流出防止管理セミナー～中小企業における輸出管理体制の構築に向けて～」
令和２年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　佐　藤　長　光　氏
経済産業省　安全保障貿易管理課　技術・認証係長　大　木　章　弘　氏
独立行政法人日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部
知的財産課　弁理士　渡　辺　浩　司　氏
１０月２２日　（３３名）　講演　「海外取引不払い事故対策セミナー～コロナ禍におけるアジア各国の信用リスクと対応策～」
コファスジャパン信用保険㈱　与信業務部　シニア・バイスプレジデント　田　中　豊　氏
営業部統括部長　杉　井　淳　氏
１１月　５日　（４８名）　講演　「テキサス州（ダラス都市圏）ビジネスセミナー～米国内トップクラスのビジネス優位性と進出メリットをご紹介～」
ダラス地区商工会議所　上席副会頭　サラ・カラビアス　氏
Ａｘｘｅｓｓ　社長兼ＣＥＯ／ダラス地区商工会議所　理事長　ジョン・オラジデ　氏
ＮＥＣ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　ｏｆ　Ａｍｅｒｉｃａ　社長兼ＣＥＯ　池　野　昌　宏　氏
テキサス日本事務所　代表　渡　邉　博　之　氏
１１月１１日　（１４名）　講演　「中小企業のための安全保障貿易管理セミナー～貴社の技術流出防止体制は万全ですか～」
令和２年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　濱　宏　氏
１１月１３日　（６５名）　講演　「ｗｉｔｈコロナ時代の米国ビジネスセミナー～大統領選挙と『ニューノーマル』の行方、そして今後の米国投資～」
スミス・ガンブレル＆ラッセル法律事務所　パートナー弁護士　小　島　清　顕　氏
１１月１８日（１６８名）　講演　「米国大統領選挙の結果と、これからの通商・貿易」
三井物産戦略研究所　北米・中南米室長　山　田　良　平　氏
ＳＣＭソリューションデザイン代表／神奈川大学経済学部　非常勤講師　魚　住　和　宏　氏
１１月２６日　（５９名）　講演　「米国新政権の経済・通商政策～鍵を握る直接投資～」
米国テネシー州　経済開発庁　日本事務所代表　寺　澤　英　光　氏
１２月　４日　（３６名）　講演　「不確実な時代における海外ビジネスのリスクマネジメント～貿易保険の活用を通じた回避策と対処事例をご紹介～」
㈱日本貿易保険　営業第一部　営業推進グループ　営業推進グループ長　田　中　宏　之　氏
１２月１８日　（３１名）　講演　「貴社の輸出管理体制は万全ですか？～中小企業のための安全保障貿易管理セミナー～」
令和２年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　濱　宏　氏
１月２６日　（３６名）　講演　「グローバルビジネスの技術流出防止管理セミナー～リスク回避と競争力維持のために取り組むポイント～」
令和２年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　佐　藤　長　光　氏
経済産業省　安全保障貿易管理課　技術・認証係長　大　木　章　弘　氏
独立行政法人　日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部
知的財産課　弁理士　渡　辺　浩　司　氏
１月２８日　（３５名）　講演　「～オンラインショップの活用で売上アップ＆販路開拓へ～アカウン

ト登録から公開までＥＣストアの作成方法を徹底説明！」
Ｓｈｏｐｉｆｙ　Ｊａｐａｎ㈱
コミュニティー&パートナー・マーケティング　石　田　浩　平　氏
２月１５日　（３３名）　講演　「～今後の英国とのビジネスにおけるＥＰＡ利用の留意点を解説！～
日英ＥＰＡ（包括的経済連携協定）の概要」
経済産業省　通商政策局　経済連携課長　福　永　佳　史　氏
２月１９日　（５０名）　講演　「グローバルビジネス時代の安全貿易保障管理セミナー～中小企業が
取り組むべきポイントを紹介します～」
令和２年度中小企業等アウトリーチ事業　輸出貿易管理アドバイザー　濱　宏　氏
２月２４日（１０５名）　講演　「越境ＥＣサイトを活用して海外販路を開拓！～準備・出店から広報
・集客までのノウハウを紹介～」
Ｓｈｏｐｅｅ　Ｊａｐａｎ㈱　日本越境ＥＣチーム　安　井　裕太郎　氏
ビークルーズ㈱　Ｇｌｏｂａｌ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｈａｃｋ　岩　本　夏　鈴　氏
コマースメディア㈱　バイヤーマネージャー　鈴　木　健　徳　氏

⑦　金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

1)　部　　会

１１月１３日　（６９名）　講演　「ウィズコロナ・アフターコロナにおける内外経済・市場見通し」
ＪＰモルガン・チェース銀行　市場調査本部長・マネジングディレクター　佐々木　融　氏

２月２４日　（８７名）　講演　「２０２１年世界経済・日本経済の見通し
～あふれるマネーと資産急膨張の行方～」
マネックス証券㈱　執行役員　チーフ・アナリスト　大　槻　奈　那　氏

⑧　交通運輸部会

交通運輸部会では、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で交通事業者の課題を把握するための意見交換会を開催し、政府に対する意見要望活動につなげた。

1)　意見交換会

１０月１６日　（１２名）　講話　「交通事業における新型コロナウイルス対応について」
国土交通省大臣官房　公共交通・物流政策審議官　久保田　雅　晴　氏
国土交通省航空局　航空ネットワーク部長　鶴　田　浩　久　氏
国土交通省　関東運輸局長　河　村　俊　信　氏
意見交換
１月１５日　（１１名）　講話　「次期交通政策基本計画について」
国土交通省総合政策局　交通政策課長　中　村　広　樹　氏
意見交換

⑨　建設・不動産部会

建設・不動産部会では、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会を開催した。

1)　新年賀詞交歓会

１月２６日　式典　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

2)　本部・支部役員懇談会

９月１４日　（１９名）　講話　「建設業・不動産業の現状と課題について」
国土交通省　不動産・建設経済局長　青　木　由　行　氏

意見交換

3)　幹事会

８月　３日　（８名）　説明　「前期の活動報告及び今期の部会活動について」

意見交換

⑩　サービス部会

サービス部会では、岡田部会長逝去に伴い、新部会長を選任するため部会を開催した。

1)　部会

１月２９日　（１４名）　議件「定款第４９条、部会規約第３条の規定による部会長の選任について」

2)所属議員の昼食懇談会

１月２９日　（１４名）　コロナに関する意見交換

⑪　情報通信部会

情報通信部会では、部会員の経営に資する時宜を得たテーマによる講演会をオンラインで開催したほか、中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催でオンライン特別講演会を実施し、コロナ禍における情報発信の強化に努めた。また、交流促進や情報交換の機会創出のため、所属議員昼食懇談会や幹事会を実施した。

1)　部　　会

１２月　１日　（１５名）　講演「急速なデジタルシフトがもたらす経済社会の大変革」

情報経営イノベーション専門職大学　学長　　中　村　伊知哉　氏

３月１０日～３１日（１２９名）　講演「コロナ時代」に必要な「考え方改革」

㈱圓窓　代表取締役　　澤　　円　氏

2)　所属議員昼食懇談会

１２月　１日（１１名）

3)　オンライン特別講演会

１１月２０日～１２月　７日（２７７名）　講演「ＤＸで変わる社会と新たに生まれるビジネスチャンス」

㈱ブロードバンドタワー　会長兼社長　ＣＥＯ　　藤　原　　洋　氏

4)　幹事会

１０月２９日（　６名）　説明「前期活動報告」について

討議「今期の活動内容」について

⑻　委員会

①　総合政策委員会

総合政策委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が広がる中、その打撃を大きく受け続けている地方経済、地方創生について、有識者および学識委員から意見聴取すると共に、委員等へのアンケートによって調査・検証しながら、国の施策などを含めオンラインにて積極的な情報発信、周知活動を行った。また、これらを踏まえ、ウィズコロナ・アフターコロナにおける地方創生のあり方について進むべき方向性や支援のあり方等について討議を行い、政府検討会議で意見活動を行った。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

７月２２日～８月２１日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため録画配信形式

挨拶　　総合政策委員会　委員長　　小　林　栄　三　氏

講演　「アフターコロナの経済と企業行動」

東京大学大学院　教授・経済財政諮問会議　議員

柳　川　範　之　氏

講演　「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」

前・内閣府　地方創生推進事務局　審議官

（現・中小企業庁　経営支援部長）

村　上　敬　亮　氏

８月３１日～９月２５日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため録画配信形式

講演　「コロナウイルスによる国内外経済の影響、日本経済、就中、地方経済の展望について」

新潟県立大学　国際経済学部　教授（総合政策委員会　学識委員）

中　島　厚　志　氏

講演　「ＤＸを通じた地域産業活性化支援について」

慶應義塾大学大学院　メディアデザイン研究科　岸博幸研究室

地域みらいプロジェクト　研究員

オークツ㈱　代表　　大　江　貴　志　氏

１０月１２日　（３８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「ニューノーマルのデジタル戦略」

情報イノベーション専門職大学　学長　　中　村　伊知哉　氏

意見交換

１２月　２日　（３８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「地方創生のための官民連携によるひとづくり～横に広がるイノベーター育成とネットワーク構築」

(一財)地域活性化センター　理事長　　椎　川　　忍　氏

意見交換

報告　「地方創生についてのアンケート調査」について

２月２２日　（３９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「コロナ禍の１年の検証とコロナ後の地域経営」

㈱日本総合研究所　主席研究員　　藻　谷　浩　介　氏

意見交換

2)　新春経済講演会

１月２２日～３月１２日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため録画配信形式

講演　「世界経済と金融市場の動向」

法政大学大学院　政策創造研究科　教授（総合政策委員会　学識委員）

真　壁　昭　夫　氏

講演　「東アジア国際分業と国際通商秩序：２０２１年の課題」

慶應義塾大学　経済学部　教授（総合政策委員会　学識委員）

木　村　福　成　氏

講演　「社会保障制度の現状と課題」

㈱大和総研　執行役員（総合政策委員会　学識委員）

鈴　木　　準　氏

講演　「第６期科学技術基本計画とＳＯＣＩＥＴＹ５．０」

政策研究大学院大学　学長特別補佐（総合政策委員会　学識委員）

角　南　　篤　氏

講演　「新型コロナウイルス感染症に直面したわが国財政の今後」

慶應義塾大学　経済学部　教授（総合政策委員会　学識委員）

土　居　丈　朗　氏

②　組織委員会

組織委員会では、コロナ禍における組織基盤増強の取組みについて討議を行うとともに、委員に対し必要な情報提供を行った。

1)　委員会

７月２１日　（２２名）　議題　①会頭・副会頭と議員・支部会長との懇談会について
②組織基盤強化に向けた取組みについて
③コロナ禍における渋沢ネットワークを通じた対応について
④質疑応答・意見交換

１月１３日　（２４名）　説明　組織基盤強化に向けた取り組みについて
討議　ｗｉｔｈコロナ・ａｆｔｅｒコロナにおける東商の組織基盤強化について
報告　東商役員・議員の現状（年齢構成、企業規模、業種等各種データ）について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

③　事業・会員サービス向上委員会

事業・会員サービス向上委員会では、これまでの事業・会員サービスの報告および今後の計画に関する説明を行い、委員に対し今後の事業・会員サービスの提案を募り、広く意見交換を行った。

1)　委員会

９月１４日　（３０名）　議事　活動方針・スケジュールについて
報告　事業・会員サービスの現状報告
意見交換
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催

３月１９日　（２６名）　報告　２０２０年度実績報告
説明　２０２１年度計画説明
意見交換
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

④　税制委員会

税制委員会では、コロナ禍により深刻な打撃を受けている中小企業の現況等を踏まえつつ、事業継続・雇用維持や環境変化への対応を後押しする観点から、税制に係る多種多様な課題を取り上げた。会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書をとりまとめ、政府・政党、東京２３区選出の国会議員、東京都等へ提出した。

２３区選出国会議員等への陳情を精力的に行った結果、令和３年度税制改正大綱においては、土地に係る令和３年度固定資産税の据置措置や、経営資源の集約化による生産性向上等を後押しする措置が盛り込まれたほか、デジタル化に対応した納税環境整備として電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和がなされるなど、要望が数多く実現した。

1)　委員会

５月１１日　※緊急事態宣言発令による感染拡大防止のため、対面での会議に代えて協議事項についての説明を録画配信したうえで、書面にて意見照会を実施
協議　令和３年度税制改正意見論点整理（案）について
報告　（１）令和３年度税制改正等に関するアンケート調査（項目案）について
（２）本支部税制懇談会の意見照会結果について

７月　３日　（３８名）　協議　令和３年度税制改正に関する意見（素案）について

８月２４日　（３４名）　講演　「社会経済活動を維持しながらの感染防止対策」
(公財)東京財団政策研究所　研究主幹　小　林　慶一郎　氏

協議　　令和３年度税制改正に関する意見（案）について

２月１２日　※緊急事態宣言発令による感染拡大防止のため、対面での会議に代えて講演・協議事項についての説明を録画配信したうえで、書面にて意見照会を実施

講演　「令和３年度税制改正の概要と今後の課題」

経済産業省　経済産業政策局　企業行動課長　　大　貫　繁　樹　氏

協議　　令和４年度税制改正に向けた検討課題（案）について

その他　本支部税制懇談会の対面での会議中止および動画配信・書面による意見照会の実施について

2)　本支部税制懇談会

緊急事態宣言発令による感染拡大防止のため、対面での会議に代えて報告・討議事項の説明を録画配信するとともに、企業への意見照会、ヒアリングを実施した。

（意見照会）

報告　令和３年度税制改正について

討議　令和４年度税制改正に向けたご意見等について

・コロナ禍からの経済再生・経済社会の構造変化への対応

・２０２３年１０月導入予定の消費税インボイス制度導入への対応

・円滑な事業承継に資する税制措置

（当初予定していた日程）

２月２５日　城西ブロック　本支部税制懇談会（参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）

３月　５日　城北ブロック　本支部税制懇談会（参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立）

３月　９日　城東ブロック　本支部税制懇談会（参加支部：江戸川・台東・江東・墨田・葛飾）

３月１２日　城南ブロック　本支部税制懇談会（参加支部：中央・千代田・港・品川・目黒・大田）

⑤　労働委員会

労働委員会は、コロナ禍の中小企業の「事業の存続」と「雇用の維持」を支援すべく、雇用調整助成金をはじめとする支援策の強化・拡充に加え、最低賃金や中小企業の働き方改革支援等の重要政策課題についての意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　労働専門委員会）

４月　６日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、協議事項について、書面にて意見照会を実施

議件　最低賃金に関する要望（素案）について

６月　５日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信形式にて実施

報告・最低賃金に関する要望、雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望について

・人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査集計結果について

・感染拡大に伴う雇用・労働関係の支援策について

８月　６日（３４名）　講演　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた今後の雇用情勢

株式会社大和総研　経済調査部　日本経済調査課長　シニアエコノミスト

神　田　慶　司　氏

報告　本年度最低賃金改定の目安額等について

意見交換　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた今後の労働分野における課題について

１０月１９日（７１名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催

講演　東京都の雇用就業施策について

東京都　産業労働局　雇用就業部長　　村　西　紀　章　氏

議件　東京都の雇用就業施策に関する要望（素案）について
意見交換　東京における労働・多様な人材活躍に関する課題等について

１１月２６日（３９名）　講演　アフターコロナに求められる雇用労働政策のあり方について
株式会社日本総合研究所　副理事長　山　田　久　氏
議件　雇用・労働政策に関する要望(素案)について

2)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策に関する意見交換会（共催：多様な人材活躍委員会）

１２月１８日　（３４名）　施策説明　経済対策について（雇用・労働、多様な人材の活躍推進関係）
厚生労働省　政策立案総括審議官　村　山　誠　氏
意見発表①時間にとらわれない柔軟な働き方（裁量労働制等）の対象拡大
②中小企業の実態を考慮した最低賃金の決定
③同一労働同一賃金に関する支援策の強化・拡充
④外国人材の受入れに向けた施策の強化
⑤改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知と円滑な運用
意見交換

3)　本支部労働懇談会　（共催：多様な人材活躍委員会）

２月１８日　（２２名）　対象支部　千代田、中央、港、品川、目黒、大田、台東、江東、墨田、葛飾、江戸川
３月　２日　（１９名）　対象支部　新宿、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬、文京、北、荒川、豊島、板橋、足立
内容　・ウィズコロナ・アフターコロナにおける雇用・就業上の課題
・最低賃金引上げによる影響
・雇用・労働政策全般に対する課題
・多様な人材の活躍推進に係る現状および課題

4)　労働セミナー

６月１１日～　（動画本数５本・視聴回数延べ１３，７９３回）
「雇用調整助成金セミナー」
社会保険労務士法人ＧＯＡＬ　代表　社会保険労務士　久保田　慎　平　氏

７月１４日～８月３１日（動画本数６本・視聴回数延べ９６３回）
「自社にあったテレワーク環境整備のポイントセミナー」
東京テレワーク推進センター 事業責任者　湯　田　健一郎　氏

１２月１５日～３月７日（会場参加１５名／オンライン２３６名）
「テレワークの課題を克服する！労務管理・マネジメントのポイント」
米澤社労士事務所　代表　米　澤　裕　美　氏

１２月２２日～２月１０日（会場参加１５名／オンライン１７２名）
「早わかり！同一労働同一賃金解説セミナー」
社会保険労務士　山口事務所　代表　山　口　寛　志　氏

１月２８日～２月２８日（オンライン４３名）
「雇用シェア説明会～在籍型出向の仕組みと支援策～」
公益財団法人産業雇用安定センター　情報ネットワーク部長　成　子　素　行　氏
厚生労働省　職業安定局　労働移動支援室長　小　林　学　氏

5)　「同一労働同一賃金まるわかりＢＯＯＫ」の発行

中小企業における「同一労働同一賃金」への対応の一助となるよう、制度の概要・全体像や厚生労働省のガイドライン、２０２０年１０月の最高裁判所の判例等最新の情報を基に、企業がとるべき具体的な対応策を各待遇・手当ごとに分かりやすく解説し、広く周知・啓発を行った。

6)　採用情報緊急掲示板事業（共催：多様な人材活躍委員会）

コロナ禍によって求職活動を余儀なくされている求職者向けに採用に積極的な中小企業の情報を紹介する特設サイトを開設。５２２社の情報を掲載するとともにハローワーク等とも連携し、雇用のマッチングに努

めた（延べ閲覧数５５，６０９回）。

⑥　多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性・シニアの更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大に向けた意見・要望活動を展開するとともに、オンラインセミナー等を開催し、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

1)　委 員 会（共催：日本商工会議所　女性・シニア・外国人材活躍推進専門委員会）

６月１９日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信形式にて実施
報告・少子化社会対策大綱に対する意見について
・人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査の集計結果について
・多様な人材の活躍に関する政策の最新動向について
・新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用・労働関係の支援策について

９月　８日（５１名）　講演　「多様な人材の活躍推進に向けた厚生労働省の施策について」
厚生労働省　職業安定局長　　田　中　誠　二　氏
報告　人手不足の状況、多様な人材の活躍に関する調査結果について
報告　パブリックコメントに対する当所の意見について
・第５次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）に対する意見
・高年齢者等職業安定対策基本方針・高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（案）に対する意見
・障害者の雇用の促進等に関する政令案に対する意見

１０月１９日（７１名）　※東商労働委員会・多様な人材活躍委員会合同開催
講演　東京都の雇用就業施策について
東京都　産業労働局　雇用就業部長　　村　西　紀　章　氏
議件　東京都の雇用就業施策に関する要望（素案）について
意見交換　東京における労働・多様な人材活躍に関する課題等について

１２月　７日（５３名）　講演　今後の外国人材の受入れ政策について
法務省　出入国在留管理庁　政策課長　　近　江　愛　子　氏
講演　今後の人材開発政策について
厚生労働省　人材開発統括官　　小　林　洋　司　氏
議件　多様な人材の活躍に関する要望（素案）について
意見交換

2)　厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策に関する意見交換会（共催：労働委員会）

１２月１８日　（３４名）　施策説明　経済対策について（雇用・労働、多様な人材の活躍推進関係）
厚生労働省　政策立案総括審議官　村　山　　誠　氏
意見発表①時間にとらわれない柔軟な働き方（裁量労働制等）の対象拡大
②中小企業の実態を考慮した最低賃金の決定
③同一労働同一賃金に関する支援策の強化・拡充
④外国人材の受入れに向けた施策の強化
⑤改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知と円滑な運用
意見交換

3)　本支部労働懇談会　（共催：労働委員会）

２月１８日　（２２名）　対象支部　千代田、中央、港、品川、目黒、大田、台東、江東、墨田、葛飾、

江戸川

３月　２日　（１９名）　対象支部　新宿、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬、文京、北、荒川、豊島、板橋、足立

内容　・ウィズコロナ・アフターコロナにおける雇用・就業上の課題
・最低賃金引上げによる影響
・雇用・労働政策全般に対する課題
・多様な人材の活躍推進に係る現状および課題

4)　セミナー

２月１７日～３月１２日（オンライン７５名）

「中小企業のための外国人材雇用・活躍オンラインセミナー」

一般社団法人キャリアマネジメント研究所　代表理事　　千　葉　祐　大　氏

２月１９日～３月１９日（オンライン２０９名）

「改正高年齢者雇用安定法・改正女性活躍推進法対応セミナー」

金綱社会保険労務士事務所　副所長　　金　綱　　孝　氏

レゾナントコンサルティング株式会社　代表取締役　　菊　地　和　志　氏

5)　採用情報緊急掲示板事業（共催：労働委員会）

コロナ禍によって求職活動を余儀なくされている求職者向けに採用に積極的な中小企業の情報を紹介する特設サイトを開設。５２２社の情報を掲載するとともにハローワーク等とも連携し、雇用のマッチングに努めた（延べ閲覧数５５，６０９回）。

⑦　教育・人材育成委員会

教育・人材育成委員会では、行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援、産業人材の確保・育成、リカレント教育推進等について検討し、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、大学生を対象とした東商リレーションプログラムの実施、中央教育審議会 初等中等教育分科会への意見の提出など政策提言と事業活動の両面から活動を展開した。

1)　委員会

７月３１日　（２０名）　講演　「新型コロナウイルスによる学校教育の影響と今後の課題」

文部科学省　生涯学習政策局　局長　　浅　田　和　伸　氏

意見交換

報告　教育・人材育成委員会の活動方針について

１２月　８日　（１８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「高校、大学等における、産業界のニーズを踏まえた人材育成について」

(独)労働政策研究・研修機構

副統括研究員（教育・人材育成委員会　学識委員）

堀　　有喜衣　氏

意見交換

報告　a.　中央教育審議会 初等中等教育分科会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中間まとめ）」への意見

b.　東商人材支援事業について

２月１５日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式

講演　「教育再生実行会議の新たなテーマについて」

内閣官房　教育再生実行会議担当室　参事官　　谷　合　俊　一　氏

意見交換

講演　「社会で活躍する人材輩出のために「産」「学」がやるべきこととは何か」
(一社)Ｆｕｔｕｒｅ　Ｓｋｉｌｌｓ　Ｐｒｏｊｅｃｔ研究会
事務局長（教育・人材育成委員会　学識委員）
平　山　恭　子　氏
意見交換

2)　委員長・共同委員長・副委員長会議
７月３１日　（　７名）　協議　a.　所属委員の変更について
b.　活動方針（案）について
意見交換

3)　東商リレーションプログラム
「7.事業　(17)各種支援事業　③人材確保支援事業　5)」を参照

4)　専門高校と支部役員企業等による交流会
「7.事業　(17)各種支援事業　③人材確保支援事業　9)」を参照

5)　リカレント教育推進活動
a.　日本女子大学内における講座開催およびリカレント教育課程への講師紹介
「7.事業　(10)講演会・講座　⑤日本女子大との『女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書』に基づく連携事業」を参照

⑧　中小企業委員会

中小企業委員会では、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな打撃と混乱が生じ、事業継続の危機に直面している中小企業の現場の生の声を集めるべくヒアリングやアンケートなどを実施し、要望活動を展開。また、今後の金融支援のあり方について集中的に議論すべく、新たに研究会を設置した。

1)　委員会
４月１５日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
４月２８日　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
６月　８日（動画配信）　報告　「２０１９年度中小企業要望の実現状況について」
「新型コロナウイルス対策関連の要望活動および国・東京都の緊急対策について」
「『品川支部２０２０年度中小企業施策に関する要望』について」
「移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）結果概要について」
協議　「活動方針（案）について」
「『東京都の中小企業対策に関する重点要望（素案)』について」
７月　３日（３７名）　委員ご紹介
報告　「『パートナーシップ構築宣言』の登録募集について」
「『東京の中小企業振興を考える有識者会議』について」
「新型コロナウイルス感染症対策の中小企業支援施策について」
協議　「『東京都の中小企業対策に関する重点要望（案)』について」
「『国の中小企業対策に関する重点要望（素案)』について」
８月　３日（３３名）　報告　「中小企業政策審議会　基本問題小委員会　制度設計ＷＧの動向について」

「『東京都の中小企業対策に関する重点要望』の提出について」
協議　「『国の中小企業対策に関する重点要望（案)』について」
３月２４日（３１名）　卓話　「今後の中小企業政策の方向性」
中小企業庁　事業環境部　企画課長　神　﨑　忠　彦　氏
報告　「２０２０年度中小企業対策要望の実現状況について」
「中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果について」
「企業ヒアリングの実施結果について」
「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会の設置について」
協議　「『中小企業対策に関する重点要望（骨子案)』について」

2)　中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会
１０月２８日　（１１名）　挨拶
東京商工会議所　副会頭　大久保　秀　夫
中小企業庁　長官　前　田　泰　宏　氏
説明「来年度の概算要求及び今後の中小企業支援施策について」
意見交換

3)　移動中小企業・中小企業のデジタルシフト推進・事業承継対策委員会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議を中止し、参加予定者に対しては個別ヒアリングを実施した。
２月　２日　城南ブロック（千代田・中央・港・品川・目黒・大田）
２月　５日　城東ブロック（台東・江東・墨田・葛飾・江戸川）
２月　９日　城北ブロック（文京・北・荒川・豊島・板橋・足立）
２月１２日　城西ブロック（新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）

4)　経営課題に関するヒアリング
国・東京都に提出する要望のとりまとめにあたり、企業経営の現場から生の声を収集することを目的として実施。
４月　３日～４月　６日　（５９件）　新型コロナウイルス感染症の影響に関する電話ヒアリング
５月　８日～５月１２日　（３０件）　新型コロナウイルス感染症の影響に関する電話ヒアリング
６月　８日～６月１２日（１００件）　新型コロナウイルス感染症の影響に関する電話ヒアリング
１０月１２日～２月１０日　（３７件）　調査回答企業に対するヒアリング（事業承継対策委員会・新事業・イノベーション創出委員会実施分を含む）
１月１８日～２月１６日　（２３件）　移動中小企業・中小企業のデジタルシフト推進・事業承継対策委員会中止に伴う個別ヒアリング

5)　オンラインセミナー
a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信
６月１２日～１５日（申込数：１０５名）
「早分かり解説！事業者向け新型コロナ対策･支援施策活用セミナー」
七田総合研究所　代表　七　田　亘　氏
７月１３日～２０日、７月２２日～２９日（申込者数：３５０名）
「早分かり解説！～ 家賃支援給付金・補助金制度等
～新型コロナ対策施策（第２次補正予算）解説セミナー」
七田総合研究所　代表　七　田　亘　氏
７月１７日～２２日、７月２２日～２９日（申込者数：１０５名）
「～補助金を有効活用～きちんと続ける『テレワーク』と

コロナ時代の非対面型ビジネスのヒント」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
８月　７日～２４日（申込者数：　５６名）
「コロナショックに打ち勝つ『補助金を活用したネット販売の始め方』
～今からでも遅くない！新しい販売方法～」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
９月１８日～２８日、９月２８日～１０月１２日（申込者数：２０６名）
「製造業もサービス業も使えるぞ！高額補助金の活用セミナー」
㈱ＧＩＭＳ　代表取締役　　寳　積　昌　彦　氏
※ものづくり推進委員会との共催
９月２３日～２９日、１０月　２日～１２日（申込者数：１６２名）
「知らないと損をする！ＩＴ、テレワークの補助金活用虎の巻」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　　西　内　孝　文　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
９月２５日～１０月　１日、１０月　２日～１２日（申込者数：２３０名）
「まだ間に合う！これからはじめるオンライン営業の基礎」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　　津　山　淳　二　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１０月３０日～１１月１６日、１１月２０日～１２月　９日（申込者数：１３７名）
「早分かり解説！『家賃支援給付金』申請の極意」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
１１月１６日～１１月２５日、１１月２７日～１２月　９日（申込者数：１３５名）
「まだ間に合う！これからはじめる『オンライン営業』実践編」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　　津　山　淳　二　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１２月　４日～１４日、１２月１７日～２８日（申込者数：１３２名）
「知ればやりたくなる！クラウドファンディングの始め方」
ｂｉｚ＋ｕ　代表　　横　山　加代子　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１２月２５日～　１月１２日、１月１５日～２５日（申込者数：３２７名）
「早分かり解説！第３次補正予算における中小企業対策（補助金等）
のあらまし」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
１月１９日～　２月　２日、２月　５日～１９日（申込者数：１８３名）
「コロナの今こそ！越境ＥＣ丸わかりセミナー
～失敗しないための６のポイント～」
ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　　齋　藤　　直　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
１月２１日～　２月　４日、２月　５日～１９日（申込者数：　７４名）
「自社に合ったネット販売の手法が分かる！ＥＣの具体的な始め方と
成功の秘訣」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催
２月１２日～　３月　１日、３月　５日～２２日（申込者数：２４４名）
「プロが教える！ＥＣサイトの売上を上げる写真撮影法」
フォト・パートナーズ㈱　代表取締役　　石　田　紀　彦　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

２月２６日～　３月１５日、３月１９日～３１日（申込者数：２５３名）
「ネット販売の全てが分かる！失敗しないＥＣサイト運営のいろは」
ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　　齋　藤　　直　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

３月２３日～　４月　５日、４月　６日～３０日（申込者数：４７３名）
「早分かり解説！事業再構築補助金など最新の補助金を
いち早くご紹介」
七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏
※中小企業のデジタルシフト推進委員会との共催

6)　東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後１０年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびＰＤＣＡのため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。ＩＴ人材育成や経営資源の引継ぎに対する支援等、東商の意見を陳述し、補正予算や令和３年度予算では多数の項目で要望内容が反映された。

7)　ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済活性化に向けて、コロナ禍で存続が危ぶまれる企業の価値ある事業の引継ぎや、事業から撤退する経営者の再チャレンジ支援について議論するため、本研究会を設置。経営支援の相談現場や、調査・ヒアリングを通じて生の声を収集し、実効性の高い支援策や政策について検討し、中小企業委員会へ意見を提出する。

１月２６日（　６名）　卓話　「新型コロナウイルス感染症にかかる事業者への資金繰り支援等について」
金融庁　監督局　総務課長　　尾　﨑　　有　氏
報告　「研究会の設置と今後の進め方について」
「マル経融資制度の概要と東商における実績について」
３月　３日（　６名）　卓話　「コロナ禍における金融支援、本業支援」
㈱きらぼし銀行　連携推進部長　　岡　部　光　洋　氏
「東京都中小企業再生支援協議会事業について」
東京都中小企業再生支援協議会　統括責任者　　小　林　信　久　氏
協議　「中小企業委員会への中間報告（素案）について」

⑨　事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業の増加が予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について意見収集を行った。政府や東京都に対して、実効性の高い支援策や必要な政策を提言することで、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備に取り組んだ。

1)　委員会

４月１３日　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
４月２７日　　新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
６月　４日（動画配信）　　報告　「前期の委員会活動について」
「事業承継支援ハンドブックの発行について」
「『移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）』
結果概要について」
「事業承継支援関連施策について」

協議　「事業承継対策委員会の活動方針（案）について」
「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』（骨子案）について」

７月１４日（３３名）　委員ご紹介
協議　「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』（素案）について」

８月　５日（３２名）　報告　「『事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート』について」
協議　「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』（案）について」

３月２５日（３２名）　卓話　「中小企業の事業承継施策について」
経済産業省　中小企業庁　財務課長　日　原　正　視　氏
報告　「『事業承継の取り組みと課題に関するアンケート報告書』の発行、および今年度意見書の実現状況について」
「『事業承継支援に関するポータルサイト』の開設について」
協議　「『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』（骨子案）について」

2)　移動中小企業・中小企業のデジタルシフト推進・事業承継対策委員会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議を中止し、参加予定者に対しては個別ヒアリングを実施した。

２月　２日　城南ブロック（千代田・中央・港・品川・目黒・大田）
２月　５日　城東ブロック（台東・江東・墨田・葛飾・江戸川）
２月　９日　城北ブロック（文京・北・荒川・豊島・板橋・足立）
２月１２日　城西ブロック（新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）

3)　オンラインセミナー

a.　１月１９日（申込者数：　９４名）　「将来を見据え早めの一手を～早期事業承継対策の重要性と事業の磨き上げ支援～」
弁護士法人フォーカスクライド　弁護士　伊　藤　良　太　氏
㈱きらぼし銀行　海外戦略部　近　藤　健太郎　氏
※㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティングとの共催

b.　２月１９日（申込者数：１３４名）　「大事な財産を次代へつなぐ～中小企業経営者が今日からはじめる資産承継対策～」
北澤淳税理士事務所　税理士　北　澤　　淳　氏
㈱きらぼしコンサルティング　執行役員　岡　本　圭　介　氏
※㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティングとの共催

c.　３月１２日（申込者数：１５４名）　「後継者不在企業に向けた会社の上手な譲り方」
㈱経営承継支援　社長　笹　川　敏　幸　氏
㈱きらぼしコンサルティング　シニアコンサルタント　柳　澤　　至　氏
※㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティングとの共催

4)　「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート報告書」の発行

「大事業承継時代」が到来する中、事業承継税制をはじめM&A関連施策など、国、東京都の支援施策は充実してきている。しかし、中小企業経営者が事業承継に対して抱える課題と必要とする支援は日々変化していることから、現在の実態を把握し、支援策をさらに充実させることを目的に調査を行い、報告書として取りまとめた。なお、本誌発行にあたり、専門家を含めたワーキンググループを設置し、３度の会議を開催したほか、本調査回答企業より１０社にヒアリング調査を実施した。

5)　「事業承継支援ポータルサイト」の開設

事業承継税制の特例をはじめ、かつてないほどに充実している国や東京都の支援施策をわかりやすく発信し、ビジネスサポートデスク等東京商工会議所の支援も含め事業者の活用を促進するべく、３月２５日付けで特設サイトを開設した。

⑩　新事業・イノベーション創出委員会

新型コロナウイルス感染拡大により企業を取り巻く環境が急速に変化する中、危機を乗り越えるために、中小企業におけるイノベーション活動の重要性が高まっている。そこで新事業･イノベーション創出委員会では、中小企業におけるイノベーション創出に向け、調査および調査回答先企業１０社へのヒアリングを行い実態の把握ならびにイノベーション促進に向けた提言の検討を開始したほか、セミナー開催、「産学公連携相談窓口事業」の運営を通じて、イノベーション創出に向けた活動を展開した。

また、起業創業の促進のため、アントレプレナーシップ醸成に向けた起業家講演や、東京都のスタートアップ支援事業と連携した、スタートアップ支援にも取り組んだ。

1)　委員長・共同委員長・副委員長会議

５月１８日　（　８名）　報告･協議　「今期の新事業･イノベーション創出委員会の活動について」

2)　委員会

７月　８日　（４３名）　協議　「今期の新事業・イノベーション創出委員会の活動について」
委員ご紹介
その他「パートナーシップ構築宣言の登録募集について」
「今後のスケジュールについて」

３月　４日　（２９名）　協議　「『中小企業のイノベーション実態調査』報告書案について」
「『中小企業のイノベーション促進に向けた提言』骨子案について」
報告　「新事業・イノベーション創出委員会　活動報告について」

3)　専門委員会

８月２４日　（　６名）　協議　「『中小企業のイノベーション実態調査』調査項目について」
報告　「新事業・イノベーション創出委員会　実施事業について」

１２月１５日　（　６名）　協議　「『中小企業のイノベーション実態調査・ＩＴ活用実態調査』報告書の作成について」
「『中小企業のイノベーション実態調査・ＩＴ活用実態調査』集計結果について」
報告　「新事業・イノベーション創出委員会　実施事業について」

１月１８日　（　６名）　協議　「『中小企業のイノベーション実態調査』報告書案について」
「『中小企業のイノベーション促進に向けた提言』項目案について」

２月２４日　（　５名）　協議　「『中小企業のイノベーション実態調査』報告書案について」
「『中小企業のイノベーション促進に向けた提言』骨子案について」
報告　「産学公連携プラットフォーム『産学公連携相談窓口』について」
「新事業・イノベーション創出委員会　活動報告について」

4)　起業家講演

５月２０日　武蔵野大学
㈱ユビレジ　代表取締役　木　戸　啓　太　氏

７月１５日　明治大学
㈱宿場ＪＡＰＡＮ　代表取締役　渡　邊　崇　志　氏

１２月　２日　慶應義塾大学

㈱カラダノート　代表取締役　　佐　藤　竜　也　氏

5)　オンラインセミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

１０月２８日～１１月　４日（申込者数：１０９名）

「コロナに打ち勝つ　今こそ取り組む中小企業のイノベーション」

早稲田大学　商学学術院　教授　　清　水　　洋　氏

b.　Ｚｏｏｍライブ配信

１１月１８日（申込者数：　３９名）

「Ｗｉｔｈコロナ時代のスタートアップの資金調達・
オープンイノベーションの動向」

㈱ゼロワンブースター　共同代表／取締役　　合　田　ジョージ　氏

※東京都「スタートアップ・エコシステム・東京コンソーシアム」連携事業

１２月２２日（申込者数：１００名）

「コロナに打ち勝つためのビジネス革新
最先端のイノベーショントレンドについて」

デロイトトーマツベンチャーサポート㈱　代表取締役　　斎　藤　祐　馬　氏

※東京都「ＤＸ推進のためのスタートアップ実証実験促進事業」連携事業

6)　産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う。２０１３年3月の窓口開設から１６２件（本年度３０件）の申し込みを受け付け、大学から５１３件の回答があり、うち５０件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の４４大学、２研究機関、６区、２１金融機関。

＜協力研究機関(順不同)＞

宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、上智大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、電子学園、東京海洋大学、東京工科大学、東京工業大学、東京電機大学、東京都市大学、東京都立大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本工学院専門学校、日本工学院八王子専門学校、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、日本獣医生命科学大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、立正大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

＜協力支援機関(順不同)＞

荒川区、北区、江東区、墨田区、台東区、港区

朝日信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、きらぼし銀行、興産信用金庫、江東信用組合、小松川信用金庫、商工組合中央金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、大東京信用組合、東榮信用金庫、東京信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、日本政策金融公庫、東信用組合、中ノ郷信用組合

協力機関との意見交換会（オンライン開催）

９月２８日～２９日　　意見交換　産学公連携相談窓口の運営上の課題等について

（２日間で全３回に分けて開催）

7)　東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。２０２０年４月は約２，２００件だった中小企業製造業配信先も２０２１年３月時点では約２，６００件へと拡大、ほぼ毎週末配信を行い、合計で４２回１２０件の情報を配信した。

⑪　国際経済委員会

新型コロナウイルスの蔓延による人の往来制限、世界的な貿易・投資環境の変化にともなう中小企業を取り巻く課題・問題点を洗い出すとともに、ＥＣの活用も含めた好取組み事例の調査・研究などをテーマに委員会活動を展開した。

1)　委員会（いずれも日本商工会議所　中小企業輸出投資専門委員会との合同開催）

６月１２日（録画配信）講演　「コロナショックと世界経済の展望」
丸紅経済研究所　所長　今　村　　卓　氏
説明　活動・運営方針（案）について

７月３０日（４３名）　講演　「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」
経済産業省　通商政策局　通商戦略室長　宮　下　正　己　氏
報告　アンケート集計結果および商工会議所の政府・都への要望活動
意見交換

９月１４日（５１名）　講演　「中国ビジネス環境の最新状況とこれから起きること」
Ｄａｏ　ａｎｄ　Ｃｒｅｗ㈱　代表　小　島　庄　司　氏
講演　「世界のＥＣ市場の現状とジェトロのＥＣ事業展開について」
(独)日本貿易振興機構　副理事長　信　谷　和　重　氏
意見交換
報告　「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター」について

１２月１５日（４６名）　事例発表　「コロナ禍における海外ビジネスについて」
川端鐵工㈱　代表取締役　川　端　康　夫　氏
㈱板通　代表取締役社長　板　橋　信　行　氏
石川金網㈱　代表取締役社長　石　川　幸　男　氏
意見交換
報告　「新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見」について

３月　３日（５５名）　講演　「コロナ禍における各国の状況および在外日本商工会議所の取り組みについて」
中国日本商会　事務局長　松　岡　鉄　也　氏
ベトナム日本商工会議所　副会頭　中　島　丈　雄　氏
事務局長　八　田　城之介　氏
在英日本商工会議所　事務総長　花　岡　高　明　氏
意見交換

2)　新型コロナウイルス禍における各国・地域の動向の発信

a.　ホームページの公開

７月　１日～　新型コロナ禍で頻繁に更新される渡航制限の緩和状況や各国･地域の最新動向、経済・貿易関連セミナー情報等を東京商工会議所ホームページで公開。

b.　資料「各国・地域の動向」の常議員会報告・ホームページ公開

７月１３日～　直近の主要な国際経済トピックスを一覧にまとめ、俯瞰的に各国・地域の情勢を朝田照男委員長より常議員会で毎月報告。資料はホームページで公開。

⑫　社会保障委員会

社会保障委員会では、前期に引き続き、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介

護等の社会保障各分野における課題をはじめ、健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進等についての調査・研究を行い、社会保障審議会各部会等での意見活動を行った。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1)　委員会

９月１７日～１０月１６日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため録画配信形式
講演　「ポストコロナにおける社会保障制度」
㈱日本総合研究所　主席研究員（社会保障委員会　学識委員）
西　沢　和　彦　氏
議件　医療ワーキンググループの設置について
報告　a.「全世代型社会保障検討会議第２次中間報告」について
b.「活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化に向けて」について
c.「パートナーシップ構築宣言」ご協力のお願いについて

１１月１２日～１２月１１日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため録画配信形式
講演　「マイナンバーカードの保険証利用について」
厚生労働省　保険局　医療介護連携政策課長　　山　下　　護　氏
報告　a.「医療保険制度の改革に向けた被用者保険関係５団体の意見」について
b.　医療ワーキンググループについて
c.　月刊Ｊ－ＬＩＳ９月号「優れた医療制度を将来に引き継ぐために医療情報の整備を！」（社会保障委員会　藤井共同委員長 寄稿）について

１月２５日　（２５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
講演　「全世代型社会保障改革の方針」について
厚生労働省　政策統括官（総合政策担当）
伊　原　和　人　氏
意見交換
講演　「レセプトデータを活用した医療費のプライマリーバランスへの取り組み」について
㈱データホライゾン 代表取締役　　内　海　良　夫　氏
意見交換

2)　医療ワーキンググループ

１２月　１日　（　６名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン形式
説明　医療保険制度の現状と考えられる改革項目等について
自由討議・意見交換

⑬　エネルギー・環境委員会

地球温暖化対策を巡る国内外の最新動向、わが国におけるプラスチック資源循環政策の方向性などに関する意見交換のほか、エネルギー・環境関連調査の結果概要について報告を行った。

1)　委員会

５月２６日　（３０名）　報告「日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会および東京商工会議所エネルギー・環境委員会　活動方針・スケジュールについて」（視聴回数：９６回）
報告「日商『商工会議所におけるエネルギー・環境関連の取組に関する調査』結果概要について」（視聴回数：６６回）
報告「東商『エネルギー・環境に関する意識・実態調査』結果概要について」

（視聴回数：６５回）
報告「『東商環境アクションプラン』２０１９年度取組実績について」（視聴回数：７１回）
※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）。
１０月１５日　（３０名）講演「資源循環政策について」
経済産業省　産業技術環境局　資源循環経済課長　横手広樹氏
講演「地球温暖化対策の現状について」
経済産業省　産業技術環境局　環境経済室長　梶川文博氏
※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催（ハイブリッド形式）。

⑭　経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開したほか、新型コロナウイルスへの対応として、中小企業経営においてリスクとなり得る賃貸借をはじめとする民法問題について、セミナーを通じた支援を行った。２０２０年１１月には、公正取引委員会との意見交換会を開催し、中小企業の生産性向上を図るため、適正な取引関係の構築に向けた環境整備を求めた。また、かねて商工会議所が政府等に意見陳述を行ってきた２０２０年４月１日施行の改正民法、２０２０年１２月２５日施行の改正独占禁止法、２０２１年３月１日施行の改正会社法に関しては、改めて会員事業者等に対してホームページや東商新聞、チラシ等により周知するとともに、２３支部等との連携セミナーの開催、動画配信形式のセミナーなどを開催した。

1)　委員会
１２月１６日～２８日（３７名）　講演「令和元年独占禁止法改正により導入される新制度について」
公正取引委員会　経済取引局総務課　企画室長　山本　大輔　氏
※日本商工会議所　経済法規専門委員会との合同開催
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信方式にて開催

2)　公正取引委員会との意見交換会
１１月２４日　（１６名）説明　「競争政策の現状と課題」
意見交換
公正取引委員会　委員長　古谷一之　氏
公正取引委員会　事務総長　菅久修一　氏
公正取引委員会　官房総括審議官　東出浩一　氏
公正取引委員会　官房政策立案総括審議官　藤本哲也　氏
公正取引委員会　経済取引局長　粕淵功　氏
公正取引委員会　経済取引局取引部長　田辺治　氏
東京商工会議所　経済法規委員長　渡辺元
東京商工会議所　知的財産委員長　荒井寿光
前橋商工会議所　会頭・日本商工会議所中小企業経営専門委員会　共同委員長　曽我孝之　氏
東京商工会議所経済法規委員会　共同委員長　細田眞
東京商工会議所議員・大田支部副会長　小松節子
ほか、内部役員等
※日本商工会議所との合同開催

3)　セミナー
６月　９日公開　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた賃貸借契約に関するＱ＆Ａ
法務省　民事局　参事官　笹井朋昭　氏

８月　７日　（８３名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】新型コロナウイルス感染症をめぐる民法問題を中心としたリスクセミナー
～２８日　弁護士　髙　井　章　光　氏

１２月２８日　（３１名）　知らないと大変な事になる！「民法改正後の受発注契約に関する法律講座」（荒川支部共催）
弁護士　晝　間　光　雄　氏

１月２２日　（１３名）　民法改正が不動産売買・賃貸経営に与える影響（葛飾支部共催）
弁護士　江　口　正　夫　氏

２月１５日　（９４名）　【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】インターネット販売を始めたい！消費者トラブルを防ぐコンプライアンスの基本※
～２６日　弁護士　池　本　誠　司　氏

２月２６日　（１４名）　【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】オーナー・テナントさんのための民法改正対応（豊島支部共催）
弁護士　犬　塚　暁比古　氏

３月　９日　（２８名）　【オンラインセミナー（Ｚｏｏｍライブ配信）】中小企業が知っておくべき受発注契約のポイント（新宿支部共催）
弁護士　江　口　正　夫　氏

⑮　知的財産戦略委員会

知的財産戦略委員会では、中小企業の知財活用・保護の推進と、知財紛争処理システムの見直しに向け、内閣府　知的財産戦略本部　構想委員会・本会合や産業構造審議会　知的財産分科会　特許制度小委員会等、既存の会議体に加え、新設された産業構造審議会　知的財産分科会　基本問題小委員会や中小企業庁の知財取引検討会等、１２会議体に参画し、政府への働きかけを強化した。こうした活動の結果、知財取引の適正化については、パートナーシップ構築宣言の宣言企業数が１，０００社を突破したほか、２０２１年３月には大企業と中小企業間で知財取引を行う際の契約のガイドラインやひな形が公表された。また、特許庁において、特許特別会計の剰余金減少等を理由とした出願料や審査請求料等の手数料引き上げが検討されたが、２０１９年４月から始まった中小企業向けの減免制度の大枠は維持する方向で閣議決定された。加えて、新型コロナウイルス感染症による社会変化への対応、中小企業の知財活用による成長を後押しする環境整備、経済安全保障の観点から知財の育成と保護の強化などの課題解決に向け、２０２１年３月に「知的財産政策に関する意見」をとりまとめ、内閣府知的財産戦略本部や特許庁等の関係先に意見活動を行った。

1)　委員会

１１月１１日　（２７名）講演　特許行政を巡る現状　～コロナに負けない知財戦略～
特許庁長官　糟　谷　敏　秀　氏
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

２月　１日　（２５名）講演①　小さな大企業ナベルの知財経営
㈱ナベル　会長　南　部　邦　男　氏
講演②　「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」及び「スタートアップとの事業連携に関する指針（案）について」
公正取引委員会　事務総局　経済取引局　取引部　取引調査室　室長　栗　谷　康　正　氏
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催

２月１６日　議事　「知的財産政策に関する意見（素案）」について
※日本商工会議所　知的財産専門委員会との合同開催
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて開催

2)　セミナー

９月　７日　（１３名）他社と差がつく！企業力を上げる知財活用術（品川支部共催）

アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　　伊　藤　夏　香　氏
１０月２８日　（１２名）商品開発時に商標のリスクを避けチカラを生かす方法（足立支部共催）
アイエヌ知財特許事務所　代表・弁理士　　伊　藤　夏　香　氏
１０月２８日　（１０名）海外進出を成功させる商標制度活用入門（中野支部共催）
Ｍａｒｋｓｔｏｎｅ知的財産事務所　代表・弁理士　中　村　祥　二　氏
１１月２５日　（９２名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～１２月２５日　　中小企業のための技術契約（初級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　　琴　寄　　俊　氏
１１月２５日　（７２名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～１２月２５日　　中小企業のための技術契約（中級編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　　星　　克　宏　氏
１１月２５日　（９７名）【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信）】
～１２月２５日　　中小企業のための技術契約（著作権・コンテンツ編）
東京都知的財産総合センター　知的財産アドバイザー　　金　木　健　二　氏
１２月　３日　（　８名）おさえておきたい商標の勘どころ（世田谷支部共催）
エソリア国際特許事務所　代表・弁理士　　清　水　聡　子　氏

⑯　首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の国際競争力強化に資する都市基盤、ビジネス環境の整備、Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策等について調査・検討を行った。また、「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、観光委員会、災害対策委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会等を実施した。

1)　委員会

６月　４日（書面開催）　議件　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた
社会資本整備等に関する要望（骨子案）について
８月３１日（４８名）　講話　「新型コロナ危機を踏まえた新しいまちづくりの方向性について」
国土交通省　都市局長　　榊　　真　一　氏
議件　今後の検討テーマについて
９月１７日（４５名）　報告　①新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関するアンケート結果概要について
②「Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策」に関する首都圏問題委員会幹事会における検討状況について
首都圏問題委員会　委員兼幹事　　東　浦　亮　典
意見交換
報告　外環道整備促進に関する赤羽国土交通大臣への要望手交について
３月　１日　（４３名）　講話　「首都圏の社会資本整備について」
国土交通省　関東地方整備局長　　土　井　弘　次　氏
報告　（1）インフラ整備のスピードアップに関する検討状況について
（2）新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた
公共交通に係る要望について

2)　国土交通省との「官民連携プロジェクト」（懇談会）

１０月１３日　（１３名）　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催
説明　「国土交通省令和３年度予算概算要求について」
国土交通省　大臣官房長　　水　嶋　　智　氏

「防災・減災プロジェクトについて」
国土交通省　総合政策局長　　石　田　　優　氏
懇談　重要政策課題について
・首都圏の国際競争力強化、
Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について
・ウィズ/ポストコロナの観光振興について
・都市防災力の強化について

3)　幹事会

５月２９日　（　７名）　報告　東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた
社会資本整備等に関する要望（素案）について

７月２８日　（　７名）　講話　「ウィズ／ポスト・コロナの東京の都市戦略」
明治大学　名誉教授　　市　川　宏　雄　氏
議題　首都圏問題委員会　今後の検討テーマ等について
報告　新型コロナ感染症を踏まえた東京のオフィス等に関する
アンケート調査について

８月１９日　（　８名）　議題　「新型コロナ危機を踏まえた新しいまちづくりの方向性」について
報告　新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関する
アンケートの実施について

９月　８日　（　８名）　講話　「新しい日常にも対応した東京の都市づくりの展開について」
東京都都市整備局都市づくり政策部
政策調整担当課長　　伊　東　健　二　氏
報告　(1)新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に
関するアンケート集計結果　概要報告
(2)Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策に関する
幹事会検討状況、中間報告案について

１２月１８日　（　８名）　説明　首都圏問題委員会　今後の検討テーマ等について
講話　「インフラ整備のための補償制度・土地収用制度の課題」
東京都建設局用地部　調整課長　　清　水　　充　氏
東京都建設局用地部　用地専門課長　　吉　岡　孝　一　氏
報告　交通運輸部会「交通事業における新型コロナウイルス等感染症への
対策と課題に関する意見交換会」結果概要等について

１月２０日　（　８名）　講話　「関東地方の交通インフラ構想」
(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部交通インフラ構想特別委員会
幹事長　　上　野　俊　司　氏
WG代表幹事　　笹　森　秀　樹　氏

２月　１日　（　８名）　講話　「インフラ整備のスピードアップのための用地取得の現状と
課題」
元全国用地対策連絡協議会　事務局長
（関東地方整備局用地部長）
現内閣官房水循環政策本部事務局　参事官
兼国土交通省水管理・国土保全局水資源部
水資源政策課長　　藤　川　眞　行　氏
報告　新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた
公共交通に係る要望案について

⑰　災害対策委員会

災害対策委員会では、都市防災力の強化に向け、東京商工会議所各支部・東京都との共催により、風水害

に備えたタイムライン作成セミナーを実施した。

また、会員企業の防災意識の醸成に向け、帰宅困難者対策促進チラシの全会員への配布や会員企業の防災対策に関するアンケート調査、中小企業のＢＣＰ策定支援事業、家族との安否確認訓練等を行った。

被災地支援活動では、復興の進捗と課題を共有するラウンドテーブルを開催するとともに、東日本大震災被災地等のニーズを踏まえ、物産展の開催や復興状況の周知等を行った。

1)　委員会

６月　２日（書面開催）　議件　国土強靭化対策に関する要望（骨子案）について
報告　２０２０年会員企業の防災対策に関するアンケートの結果概要について

７月２７日　（３８名）　報告　「国土強靭化対策に関する要望」の報告について
講話　「国土交通省の防災対策について」
国土交通省大臣官房　海外プロジェクト審議官
（前国土交通省　関東地方整備局長）　石　原　康　弘　氏
討議　国土交通省ならびに東京都の防災・減災対策に関する要望（骨子素案）について

９月２５日　（３１名）　講話　「東京都の防災対策について」
東京都総務局総合防災部　防災計画課長　佐　藤　義　昭　氏
討議　「国土交通省の防災・減災対策に関する要望（案)」及び「東京都の防災・減災対策に関する要望（案)」について

１月２０日　（３４名）　講話　「大災害の時代に備える首都を創る～時代のトレンドを超える～」
災害対策委員会　委員
東京大学生産技術研究所　教授　加　藤　孝　明　氏
報告　（１)国土交通省・東京都への要望手交について
（２)荒川視察会について
（３)東日本大震災復興支援、防災・減災パッケージについて

2)　東京都と東京商工会議所との都市防災に関する意見交換会

２月　３日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3)　被災地支援活動

a.　東日本大震災復興ラウンドテーブルの開催

３月　３日　（４４名）　挨拶　東京商工会議所　副会頭　田　川　博　己
復興副大臣　亀　岡　偉　民　氏
報告　復興に向けた取り組みについて
福島県東京事務所　所長　松　本　雅　昭　氏
宮城県東京事務所　所長　千　葉　　章　氏
岩手県東京事務所　所長　高　橋　達　也　氏
災害対策委員会　委員長　中　山　泰　男
意見交換
東日本大震災からのさらなる復興に向けた共同アピール

b.　被災地応援物産展の開催

３月１８日～１９日　東日本大震災被災地支援物産展（東京商工会議所主催）

c.　被災地の復興状況等を伝えるパネル展示の実施

３月　３日　東日本大震災復興ラウンドテーブルと併せて開催
３月１８日～１９日　東日本大震災被災地支援物産展と併せて開催

d.　被災地の産品を使用した食事の提供

２月２６日　　第２２５回議員総会参加者に提供
（オンライン参加者には後日キャピトルホテル東急より配送）

３月　３日　　東日本大震災復興ラウンドテーブル参加者に提供

4)　都市防災力の強化に向けた活動

a.　防災に関するセミナー／説明会

１１月１２日　（１０名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
講話　「社員と家族のレジリエンスが会社のレジリエンスにつながる！」
㈱深谷レジリエンス研究所　代表　深　谷　純　子　氏
説明　「東京マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント
あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！
講評
（共催：世田谷支部、東京都）

１１月１７日　（１８名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
※内容は同上
（共催：品川支部、東京都）

１１月２５日　（１９名）　働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー
※内容は同上
（共催：台東支部、東京都）

b.　防災訓練等の実施

８月３０日～９月５日　　家族との安否確認訓練

c.　意見交換会

１０月１３日　（１３名）　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催
説明　「国土交通省令和３年度予算概算要求について」
国土交通省　大臣官房長　水　嶋　　智　氏
「防災・減災プロジェクトについて」
国土交通省　総合政策局長　石　田　　優　氏
懇談　重要政策課題について
・首都圏の国際競争力強化、
Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について
・ウィズ/ポストコロナの観光振興について
・都市防災力の強化について

d.　防災関連情報・施策の周知

・東商新聞２月２０日号「被災地復興支援特集」
・東商新聞３月２０日号「帰宅困難者対策特集」
・帰宅困難者対策促進チラシの作成・全会員への配付（東商新聞３月２０日号ラッピング）
・対話型アンケート　メールマガジンの配信（年５回）
・東京都の防災関連事業・施策普及への協力
（「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力、オンラインによる「パパママ東京ぼうさい＜在宅＞出前教室」周知協力、「令和２年度防災ウーマンセミナー」周知協力、「令和２度防災コーディネーター育成研修」周知協力、「一時滞在施設戦略アドバイザー支援事業」周知協力、「令和２年度一斉帰宅抑制推進企業認定制度」周知協力、「令和２年度東京都民間一時滞在施設備蓄品配備支援事業」周知協力、

「発災時の一斉帰宅抑制普及啓発キャンペーン」周知協力）

5)　中小企業のＢＣＰ策定支援事業

３月１１日～４月３０日（２６６名）　オンラインセミナー「中小企業がおさえるべき防災・減災対策とＢＣＰ策定のポイント」

東京海上日動火災保険㈱公務開発部　課長代理　　新谷松　真　美　氏

⑱　観光委員会

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、宿泊・交通・旅行業などの観光産業をはじめ、小売業、飲食業・レジャー産業等のサービス業など、感染拡大により需要が大幅に減退した産業や、感染拡大防止を目的に中止・延期を余儀なくされた展示会・イベント産業など 、多くの産業で事業活動に甚大な影響が出ている。こうした中、観光委員会では、観光はわが国経済の発展に寄与する重要な産業分野であり、これらの産業に対しては、資金繰り等の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルスの影響が収束した後に需要を喚起するための取組や風評被害を防止するための対策を講じるなど、集中的かつ重点的な支援が急務であるとの認識のもと、緊急電話ヒアリングによる会員企業の声を踏まえ、国・都に対する緊急要望・提言を行った。

また、事業面では、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会、東京販売士協会との連携により、小売、飲食、宿泊および観光関連事業者を対象に、ウィズコロナで求められる旅行者受入に関するセミナーを開催した他、ウェブサイト「地域の宝ネット」による地域資源情報の発信強化に努めた。

1)　委員会

５月１８日　　議題　今期委員会活動方針等について

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

７月２８日　（３７名）　　報告　（１）委員会活動方針について

（２）「新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望」について

討議　「コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言（案)」について

１１月　４日　（３４名）　　報告　（１）「コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言」の提出について

（２）「第１回地域の魅力向上懇談会」結果概要について

講演　「観光復活に向けて」

東洋大学　国際観光学部　国際観光学科　教授

一般社団法人日本旅行業協会　参与　　越　智　良　典　氏

３月３０日　（３７名）　　講演　「コロナ禍における観光振興について」

㈱ＪＴＢ総合研究所　コンサルティング事業部

交流戦略部長　主席研究員　　山　下　真　輝　氏

2)　幹事会

７月　１日　（　５名）　　議題　「コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言（案)」について

3)　地域の魅力向上懇談会

４月２７日　　意見交換

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

１０月２３日　（　１９名）　　説明（１）コロナ禍における東京の観光振興策に関する
緊急提言について
（２）事前ヒアリングの結果について
意見交換

4)　オンラインセミナー

１２月　４日（１１２名）　　ディズニー流ｗｉｔｈコロナの現場オペレーション
㈱チャックスファミリー　代表取締役　　安　孫　子　薫　氏

２月　６日（１２８名）　　地球の歩き方[東京版]編集者が見たＴＯＫＹＯ～東京の魅力再発見～
『地球の歩き方 東京』編集・プロデューサー　　斉　藤　麻　里　氏

5)　東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」

「東商　地域の宝ネット」は、東京の魅力ある観光・地域資源を国内外の旅行者へ広く発信することを目的として、２０１５年６月に開設したウェブサイト。東京の日常に根差した魅力を「地域の宝」として捉え、地域に密着した観光資源を東商独自の視点で紹介している。

・ＵＲＬ：ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｔａｋａｒａｎｅｔ／
・登録数（２０２１年　３月３１日現在）　２５０件

6)　江戸・日本橋の歴史からたどる東京の魅力再発見　視察会

本視察会は、「東京の魅力発信プロジェクト」の第１弾として、江戸時代から商いの拠点として、今なお息づく日本橋の伝統・文化・産業を学ぶことを通じ、東京への郷土愛の醸成を図りつつ、コロナ禍で打撃を受ける地域の消費喚起、及び観光関係産業の支援を目的に実施した。

１１月２５日　（１４名）　【視察先】
東京都江戸東京博物館、小津史料館、株式会社榮太樓總本鋪、
株式会社山本海苔店、株式会社千疋屋総本店

7)　東京再発見フェア「ＴＯＫＹＯショーケース」

東商本部ビル１階の多目的スペースを活用し、都内観光事業者・観光団体等による、展示・販売イベント。本事業の継続的な実施を通じ、長引くコロナ禍で疲弊する域内観光や地元消費喚起を図るとともに都民・都内事業者の東京への郷土愛を醸成し、観光振興の観点から地域の持続的発展に貢献することを目的としている。

２月１８日～１９日　　会場：東京商工会議所　本部ビル１階　多目的スペース内
出展団体：①東京都歴史文化財団（展示）
②東京観光財団　（展示・販売）
③はとバス（展示・販売）
④墨田区観光協会（展示・販売）
⑤中央区観光協会（展示・販売）
⑥江東区観光協会（展示・販売）
⑦千疋屋総本店（販売）
⑧小津和紙（販売）
⑨東京商工会議所（展示）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

8)　国土交通省との「官民連携プロジェクト」（懇談会）

１０月１３日（１３名）　国土交通省幹部と東京商工会議所３委員長との懇談会
※３委員会（首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会）合同開催
説明　「国土交通省令和３年度予算概算要求について」
国土交通省　大臣官房長　水　嶋　智　氏
「防災・減災プロジェクトについて」
国土交通省　総合政策局長　石　田　優　氏
懇談　重要政策課題について
・首都圏の国際競争力強化、
Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について
・ウィズ/ポストコロナの観光振興について
・都市防災力の強化について

⑲　ものづくり推進委員会

新型コロナウイルス感染症の世界的な影響拡大により、これまでにない環境変化に直面する中、２３区内ものづくりの実態や課題を把握し、会員企業へものづくりに関する最新の情報を提供することを活動の柱とし、専門家を招いた卓話と協議、視察等を行った。

1)　委員会

６月２４日　（３１名）　意見交換　「不確実性の高まる世界における企業変革力
Ａｆｔｅｒ／Ｗｉｔｈ コロナ」
～「２０２０年版ものづくり白書」から～
経済産業省製造産業局長　髙　田　修　三　氏
協　議　「東京の地域特性を踏まえたものづくり産業の
競争力強化支援事業」について
報　告　（１）ものづくり推進委員会　視察会（江東区）について
（２）「北海道視察会」概要報告

１１月２０日　（３２名）　卓　話　「アフリカビジネスの現状と今後の展望」
ＡＡＩＣ　Ｊａｐａｎ㈱　社長　難　波　昇　平　氏
議　件　「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」中間報告について
報　告　（１）「江東支部との懇談会・横井醸造工業視察会」について
（２）「第１９回勇気ある経営大賞」の募集開始について

２月　３日　（３８名）　卓　話　「中小企業経営者の交流と発展」
※オンライン開催　事業創造大学院大学 事業創造研究科　教授　里　見　泰　啓　氏
議　件　「スマートものづくり実践事例集」について

2)　本支部懇談会（江東支部）

１０月１９日　（１５名）　意見交換　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各社・業界の動向
デジタルツールの活用状況
都内立地における構造的課題・現状 等

3)　視察会

１０月１９日　（２６名）　訪問先：(独)東京都立産業技術研究センター、横井醸造工業㈱

4)　オンラインセミナー

a.　ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

９月１８日～２８日　　「製造業もサービス業も使えるぞ！高額補助金の活用セミナー」
９月２８日～１０月１２日　　㈱ＧＩＭＳ　代表取締役　　寶　積　昌　彦　氏
（申込者数：２０６名）　　※中小企業委員会との共催

b.　Ｚｏｏｍライブ配信
７月３０日（２１０名）　　「２０２０年版ものづくり白書勉強会」
ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　　大　川　真　史　氏
経済産業省製造産業局総務課　課長補佐　　石　山　裕　二　氏

5)　【地域持続化支援事業（活性化事業)】東京の地域特性を踏まえたものづくり産業の競争力強化支援事業

a.　目的

第四次産業革命が進展していく中で、安価なＩｏＴツールが多数登場しており、小規模企業においてもＩｏＴ化に取り組める環境となりつつある。東京都中小企業振興ビジョンにおいて「ＩＣＴ化の推進や設備導入などによる生産性の向上」や「次世代型ものづくりのサポート」が取りあげられるなど、ＩＣＴ、ＩｏＴをはじめとするデジタルツール導入によるものづくり産業の生産性向上は喫緊の課題である。

それらを踏まえ、都内製造業においてデジタルツールの活用状況や取り組み内容、課題について調査を行うほか、効果的にデジタルツールを活用している企業へのインタビューを実施し、取りまとめた内容を広く周知することで、都内ものづくり産業の生産性向上や経営改善に貢献する。

b.　事業概要

専門家ワーキンググループを設置のうえ、「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」を企画・実施し、報告書をとりまとめたほか、効果的にデジタルツールを活用している企業を取材し、「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」へ事例１０社を追加した。また、調査結果および「スマートものづくり実践事例集」追加企業を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c.　事業

(a) ものづくり企業の現状・課題に関する調査

▽調査期間：２０２０年7月２１日（火）～8月１４日（金）
▽調査対象：２３区内中小製造業１１，８２９社（回答数：１，９８８社(回答率１６．８％))
▽調査方法：郵送による調査票の送付、ＦＡＸ・メール・ＷＥＢによる回答
▽従業員規模構成：１０名以下：８９２社(４４．９％)、１１～２０名：３３１社(１６．６％)
２１～５０名：３３９社(１７．１％)、５１～１００名：１９４社(９．８％)
１０１～３００名：１４５社（７．３％)、３０１名～：６５社（３．３％)

(b) 調査報告書発行

調査結果をまとめた報告書を作成し、１２月１０日にプレスリリースのうえ、ウェブサイトで公開

(c) 「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」への事例追加

今まで掲載していた２０社に加え、ＳＮＳや動画配信を用いて販売チャネルを業務用から一般消費者まで広げた事例や、タブレットの活用により衛生管理と品質管理の面で業務効率化を図った事例など、新たに１０社を追加。また、従来のカテゴライズから、コロナ禍により事業者から課題として挙げられた需要の急減を踏まえ、「販路拡大」「現場の効率化」「コミュニケーションの促進」の３つの切り口に改編した。

さらに本事例集をより具体的かつ分かり易い内容とするため、各社の取組を豊富な写真や映像（１分程度の動画）を用いて紹介している。

(d) 講演会

３月１８日（３２名）　「デジタルツールを活用し成長する中小ものづくり企業」

ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大川真史氏
㈱マツブン　社長　松本照人氏
山本計器製造㈱　社長　山本直子氏
㈱平沢製餡所　営業課長　平沢樹氏

(e) 専門家ワーキンググループ

座長　ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大川真史氏
委員　三和電気工業㈱　社長　石井保雄氏
委員　㈲ミツミ製作所　社長　山田賢一氏
委員　中小企業診断士　寶積昌彦氏

第１回　６月　８日　議　題
（　８名）　ⅰ.委員自己紹介
ⅱ.調査の概要について
ⅲ.調査票（案）について
ⅳ.意見交換
ⅴ.その他

第２回　１０月１７日　議　題
（　８名）　ⅰ.調査結果（速報）について
ⅱ.ヒアリング候補について
ⅲ.その他

第３回　１月２９日　議　題
（　８名）　ⅰ.「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」について
ⅱ.意見交換
ⅲ.その他

⑳　流通・サービス委員会

流通業および関連サービス業は、わが国経済の血流の役割を果たす重要かつ不可欠な産業であり、流通の活性化は経済の持続可能な発展と雇用の創出に大いに寄与するものである。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の長期化と二度にわたる緊急事態宣言の発令は流通･サービス業に甚大な影響を与えた。こうした中、流通・サービス委員会では、コロナ禍における流通・サービス業の現況、および、コロナ以前からの恒常的な経営課題、今後を見据えたデジタル化への対応・サプライチェーンの改善に向けた課題等を把握するため、専門委員会を立ち上げ、「中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート」を実施した。

また、流通・サービス業のコロナ禍における経営に役立つ情報を紹介するポータルサイト「東商　流通・サービスＮａｖｉ」を開設し、非接触ビジネスのノウハウや各種支援制度等の情報提供を行った。

1)　委員会

６月　１日　議題　流通・サービス委員会活動方針等について
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

７月３０日　（２６名）　議件　委員会活動方針について

報告　（１）「新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望」について
（２）新型コロナウイルス感染症対策に関する政府・東京都の支援施策、東商の取組みについて
（３）流通・サービス業　支援情報サイト（仮称）開設について

１０月２９日　（２８名）　講演　今後の流通・サービス分野における諸課題について
経済産業省　商務サービスグループ
大臣官房審議官（商務・サービス担当）　岩　城　宏　幸　氏
討議　専門委員会の設置について
報告　活動報告および今後の活動予定について
（「東商 流通・サービスＮａｖｉ」の開設について）

３月２２日　（３１名）　報告　（１）専門委員会の活動について
（２）「中堅･中小流通･サービス業の経営課題に関するアンケート」結果概要について

2)　委員長・共同委員長会議

７月１５日　（　４名）　議題　（１）第１回流通・サービス委員会の開催について
（２）流通・サービス委員会活動方針（案）について（討議）
（３）「緊急要望」内容および実現状況について
（４）流通・サービス業　支援情報サイト（仮称）の開設について
（５）討議、意見交換

3)　専門委員会

１２月２５日（１２名）　議題　（１）流通の現状と課題について（橋本座長、加藤副座長）
（２）会員企業アンケート調査の実施について
意見交換

３月１１日（１１名）　報告　「中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート」調査結果概要について
意見交換

4)　中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート

新型コロナウイルス感染拡大に伴う二度にわたる緊急事態宣言の発令および期間延長により、甚大な影響を受ける流通・サービス業の現況、コロナ以前からの恒常的な経営課題、今後を見据えたデジタル化への対応・サプライチェーンの改善に向けた課題等を把握するため、アンケート調査を実施、調査報告書を取りまとめた。

＜実施期間＞

２月１６日～３月１日　ＦＡＸ・メール・ＷＥＢアンケートによる調査の実施

＜調査内容＞

流通・サービス業の現況、恒常的な経営課題、デジタル化への対応・サプライチェーンの改善に向けた課題

＜調査対象＞

７，９２７件（ＦＡＸ７，６５４件／メール２７３件）

＜有効回答件数＞

６４０件（回収率　８．０７％）

＜報告書＞
２０２１年４月８日にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表

5)　流通・サービス業向け支援情報サイト　東商　流通・サービスＮａｖｉ
「東商　流通・サービスＮａｖｉ」はコロナ禍の事業継続、売上確保のため、課題解決に役立つ情報をわかりやすく紹介するための専用ウェブサイト。
・ＵＲＬ：　ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ－ｄｓｃ．ｃｏｍ／
・開設日：２０２０年１０月２日
・掲載内容：トピックス／動画セミナー／経営お役立ち情報（支援施策／ＩＴ活用／感染症対策／非接触ビジネス／売上向上／イベント情報）

6)　セミナー
７月１４日公開　「売上向上を目指す飲食店のための取り組みのポイント」（全５回）
中小企業診断士　　髙　田　泰　弘　氏
第１回 飲食店における新型コロナウイルスの影響と対策
第２回 新型コロナウイルスに関する対策の取り組み方と公的支援
第３回 飲食店経営に必要な視点（経営状況の把握とコンセプトの見直しについて）
第４回 飲食店の営業内容の改善（店舗運営の改善のポイント）
第５回 飲食店のプロモーション（新しいお客様への認知とファン化）

１０月２６日公開　「小売・サービス業のための、非接触時代の売上の作り方」（全５回）
中小企業診断士　　山　口　　亨　氏
第１回 非接触時代で変化する「マーケティング」
第２回 時代の流れに乗る「売れるネットショップ」
第３回 昼夜休日を問わない営業マン「動画」の活用
第４回 認知を拡散させる「ＳＮＳ」による仕掛け
第５回 非接触時代にこそ求められる「パーパス（存在意義）」

３月　３日公開　「コロナ禍での飲食店の生き残り戦略～お客様に選ばれる店になるために～」
株式会社ＦＢＡ　代表取締役　　石　田　義　昭　氏

㉑　中小企業のデジタルシフト推進委員会

本委員会では、企業が直面する課題や業務改革と関連したＩＴ活用の実態を調査し、またこれを通じて得られた好事例を取材した。これらの業務改革に資する情報を発信したほか、委員会メンバー同士の交流や委員企業が抱えるデジタルシフトの課題整理を目的にオンラインでの懇談会を初めて実施した。また、情報通信部会との共催でオンライン特別講演会を実施し、コロナ禍における情報発信の強化に努めた。

1)　委員会
７月１５日（３９名）　討議「中小企業のデジタルシフト推進委員会今期活動方針（案）」について
２月１６日（３８名）　卓話「中小企業に求められるデジタルシフト対応～伸びしろへの期待と意識改革～」
明治大学　教授　　岡　田　浩　一　氏
討議「ＩＴ活用実態調査」について
報告「オンライン懇談会」について
「標的型攻撃メール訓練」について
「オンラインセミナー」について

2)　委員長・共同委員長・副委員長会議

７月　９日（　５名）　討議「中小企業のデジタルシフト推進委員会今期活動方針（案)」について

3)　オンライン懇談会

１月２７日（１２名）　討議「デジタルシフトに必要な課題の共有と整理」
「自社のＩＴ活用の取組み事例の紹介と共有」

１月２９日（１１名）　討議「デジタルシフトに必要な課題の共有と整理」
「自社のＩＴ活用の取組み事例の紹介と共有」

4)　オンライン特別講演会

１１月２０日～１２月　７日（２７７名）　講演「ＤＸで変わる社会と新たに生まれるビジネスチャンス」
㈱ブロードバンドタワー　会長兼社長　ＣＥＯ　藤　原　洋　氏

5)　「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト

a.　「はじめてＩＴ活用」ウェブサイト

ＩＴ未活用の経営者向けにビジネス・業務におけるＩＴツールの導入を支援する「はじめてＩＴ活用」特設サイトと、ＩＣＴ活用・生産性向上に役立つ情報を発信する中小企業・小規模事業者向けポータルサイト「東商ＩＣＴスクエア」の２つのＷＥＢサイトを統合し、ＩＴ活用に関する情報をワンストップで発信する「はじめてＩＴ活用」ウェブサイトを３月１０日にリニューアル公開した。

b.　セミナー

(a)　オンラインセミナー

ⅰ.ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

８月３１日～９月１３日(申込者数：７６名)
中小企業こそＩＴ活用で経営改革
～なぜ町の豆腐屋が豆腐作りにもう一度集中できるようになったのか？～
つづく㈱　代表取締役　井　領　明　広　氏

９月２３日～２９日、１０月　２日～１２日（申込者数：１６２名）
「知らないと損をする！ＩＴ、テレワークの補助金活用虎の巻」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　西　内　孝　文　氏
※中小企業委員会との共催

９月２５日～１０月　１日、１０月　２日～１２日（申込者数：２３０名）
「まだ間に合う！これからはじめるオンライン営業の基礎」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　津　山　淳　二　氏
※中小企業委員会との共催

１０月１６日～１２月３１日(申込者数：７４名)
中小企業経営者が考えるべき
ｗｉｔｈコロナ時代のサイバーセキュリティ「新常識」
㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　那　須　慎　二　氏

１０月２０日～２６日（申込者数：１３９名）
販売促進のためのＳＥＯ、ＳＮＳ活用の動画配信
㈱スプラム　代表取締役　竹　内　幸　次　氏

１１月　６日～２４日(申込者数：５８名)
テレワークだけでない～中小企業のための「非接触」ＩＴ活用のすすめ～
つづく㈱　代表取締役　井　領　明　広　氏

１１月１６日～２５日、１１月２７日～１２月　９日（申込者数：１３５名）
「まだ間に合う！これからはじめる『オンライン営業』実践編」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　津　山　淳　二　氏
※中小企業委員会との共催

１１月２０日～１２月７日(申込者数：１８４名)
ＤＸで変わる社会と新たに生まれるビジネスチャンス
㈱ブロードバンドタワー　代表取締役 会長兼社長ＣＥＯ　藤　原　　洋　氏

１２月　４日～２月２８日(申込者数：１７５名)
中小企業向け業務効率を落とさないテレワーク環境構築方法
国際事務機㈱　代表取締役　山　田　太　熙　氏

１２月　４日～１４日、１２月１７日～２８日（申込者数：１３２名）
「知ればやりたくなる！クラウドファンディングの始め方」
ｂｉｚ＋ｕ　代表　横　山　加代子　氏
※中小企業委員会との共催

１２月１１日～２５日(申込者数：６６名)
急速なデジタルシフトがもたらす経済社会の大変革
ｉＵ(情報経営イノベーション専門職大学)　学長　中　村　伊知哉　氏

１月　４日～２２日(申込者数：１４５名)
２０２１年ＩＴ・デジタルの展望
㈱野村総合研究所　研究理事・未来創発センター　センター長・コンサルティング事業本部
副本部長　桑　津　浩太郎　氏

１月１３日～２９日(申込者数：１４３名)
古いホームページの見直しを考えている方必見！
今どきのＷＥＢサイト事情と裏側の仕組みについて
㈱ＰＥＮＴＡＧＯＮ　代表取締役　冨　田　さより　氏

１月１９日～　２月　２日、２月　５日～１９日（申込者数：１８３名）
「コロナの今こそ！越境ＥＣ丸わかりセミナー
～失敗しないための６のポイント～」
ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　齋　藤　　直　氏
※中小企業委員会との共催

１月２１日～　２月　４日、２月　５日～１９日（申込者数：　７４名）
「自社に合ったネット販売の手法が分かる！ＥＣの具体的な始め方と
成功の秘訣」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　村　上　知　也　氏
※中小企業委員会との共催

２月１２日～　３月　１日、３月　５日～２２日（申込者数：３０６名）
「プロが教える！ＥＣサイトの売上を上げる写真撮影法」
フォト・パートナーズ㈱　代表取締役　石　田　紀　彦　氏
※中小企業委員会との共催

２月２６日～　３月１５日、３月１９日～３１日（申込者数：２８８名）
「ネット販売の全てが分かる！失敗しないＥＣサイト運営のいろは」
ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　齋　藤　　直　氏
※中小企業委員会との共催

３月２３日～　４月　５日、４月　６日～３０日（申込者数：１５９名）
「早分かり解説！事業再構築補助金など最新の補助金を
いち早くご紹介」
七田総合研究所　代表　七　田　　亘　氏
※中小企業委員会との共催

３月１０日～２６日(申込者数：１５８名)
中小企業が狙われる標的型攻撃の最新実態と対策
㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　那　須　慎　二　氏

３月２３日～　４月　６日(申込者数：９１名)
これからはじめる「オンライン営業」～基本から実践まで～
㈱中小企業営業支援　代表取締役　津　山　淳　二　氏
３月２６日～　４月　９日(申込者数：６７名)
ｗｉｔｈコロナの今だからこそ始める！脱ハンコの進め方
ＫＦＳコンサルティング　中小企業診断士　松　本　年　史　氏
３月２６日～　４月　９日(申込者数：５６名)
危機に強くなる！テレワーク活用術～攻めと守りのテレワーク～
Ｔ＆Ｉ　アソシエイツ　代表　田　中　薫　氏

ⅱ．Ｚｏｏｍライブ配信
２月　１日（申込者数：４０名）
ＥＣサイトの売上アップにつながる集客のコツ
㈱にぎわい研究所　代表取締役　村　上　知　也　氏
３月　５日（申込者数：２８名）
ＥＣサイトの売上アップにつながる集客のコツ
㈱にぎわい研究所　代表取締役　村　上　知　也　氏

c. アプローチ活動件数：９４８件（中小企業部、ＰＲサポーター、ＢＳＤ職員、支部）
d. 優待サービス申込件数：１１２件
e. 相談窓口件数：２０３件

㉒　健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、個々の従業員の心身の健康増進に向けた「行動変容」を促すために有効な取り組みを検討するという考え方に基づき、食、運動、睡眠、およびメンタルヘルスをテーマとした調査・研究の推進や、ヘルスケア産業の育成・発展に向けた具体的な事業のあり方を検討していくという活動方針について議論をした。

1)　正共同副委員長顧問会議
６月１７日（　９名）　討　議　「コロナ下における従業員の
健康管理･感染症対策のあり方等について」

2)　委員会
８月　４日　（４１名）　講　話　「新型コロナウイルス対策経営者の方にお伝えしたいこと」
厚生労働省クラスター対策班（現・疫学データ班）メンバー
国際医療福祉大学　教授　和　田　耕　治　氏
議　件　活動方針（案）について
報　告　企業の感染症対策に関する実態調査の実施について

１０月２３日　（３８名）　講　話　「経済活動と感染症対策の両立に向けて」
ＯＨサポート㈱　代表　今　井　鉄　平　氏
㈱ＪＴＢ総合研究所　主席研究員　高　橋　伸　佳　氏
議　件　（１）感染症対策・健康経営専門委員会の設置について
（２）スポーツ振興ワーキンググループの設置について
報　告　企業の感染症対策に関する実態調査報告について
１１月２５日　（３３名）　講　話　「スポーツ機運盛り上げに向けた施策について」
スポーツ庁　健康スポーツ課　課長補佐　吉　野　賢　一　氏
「コロナ禍におけるスポーツ推進をめぐる課題」
立教大学　コミュニティ福祉学部　教授　松　尾　哲　矢　氏
議　件　スポーツ振興に関する要望（素案）について

3)　スポーツ振興ワーキンググループ

１０月　６日（　５名）　※オンライン形式で開催
自己紹介
説　　明
（１）設置要綱
（２）要望骨子（たたき台）
（３）各省庁・関係団体等のヒアリング結果について
（４）今後の進め方・スケジュール等について
意見交換

１０月１６日（　５名）　※オンライン形式で開催
討　　議「スポーツ振興に関する要望（骨子)」について

１１月１３日（　５名）　※オンライン形式で開催
討　　議「スポーツ振興に関する要望（骨子)」について

１２月　４日（１０名）　東京商工会議所　5F RoomA3-4
説　　明
（１）スポーツ振興に関する要望（案）
（２）スポーツポイント（仮称）について
（３）その他
施策説明等について
「地域×スポーツクラブ産業研究会」
経済産業省　商務情報政策局　商務・サービスグループサービス政策課
サービス産業室　室長補佐　　遠　藤　佐知子　氏
「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（ＳＯＩＰ）について」
スポーツ庁　参事官（民間スポーツ担当）付参事官補佐
坂　本　弘　美　氏
意見交換

㉓　オリンピック・パラリンピック特別委員会

委員会では、２０２１年に延期された東京２０２０大会の準備状況、および新型コロナ感染症対策の検討状況について大会組織委員会、内閣官房より説明があった。そのうえで、新型コロナウイルス感染症という新たな「社会的課題」の影響を踏まえて、大会に対する東商のスタンスと大会に向けた取組の方向性をまとめた「東京２０２０大会開催に向けた東商アピール」の文案について協議し、承認された。

1)　委員会

４月２１日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

１０月２８日（５１名）　講　演　東京２０２０大会に向けた準備状況等について
講　師　公益財団法人東京オリンピック･パラリンピック競技大会組織委員会
副事務総長　古宮 正章 氏

講　演　東京２０２０大会の開催に向けた新型コロナウイルス感染症対策の検討状況について
講　師　内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

企画・推進統括官　伊吹 英明 氏
協　議　「東京２０２０大会開催に向けた東商アピール」(声明文案)について

㉔ 東京の将来を考える懇談会

本懇談会は、２０２０年以降の継続的な東京の都市力向上と更なる発展を目的に、事業者の立場から検討を進めること、全国の商工会議所ネットワークを生かし、東京の活力を地方創生につなげる「東京と地方が共に栄える真の地方創生」に向けた取り組みを進めること、東商で分野別・課題別に設置されている各委員会で対応している東京に関する課題を集約し、横串をさして対応を図ることを方針に掲げて、活動を展開している。

本年は、活動方針について議論を行ったほか、講演を実施し、東京が抱える課題の共有および意見交換を行った。また、7月の都知事選を踏まえ、中小企業・小規模事業者の支援と、東京の都市力向上に向けた取り組みの推進を要望する「小池新都政に望む」を取りまとめ、東京都に提出したほか、１１月には「都知事との懇談」を開催し、新型コロナウイルスに関する東商の取り組みを紹介して、意見交換を行った。

1)　懇談会

９月　１日（２４名）　説明１．東京の将来を考える懇談会　活動方針について
説明２．「新都政に望む」について
説明３．「都知事と会頭・副会頭の懇談」について
意見交換

３月　１日（２５名）　講　演　東京の目指すべき将来像について
講　師　明治大学 名誉教授　市川 宏雄 氏（当懇談会 学識委員）
説明１．東京の将来を考える懇談会　今後の検討の方向性について
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

2)　座長・共同座長会議

２月１６日（　２名）　説明１．東京の将来を考える懇談会　今後の検討の方向性について
説明２．第２回 東京の将来を考える懇談会について
意見交換

3)　会頭・副会頭と都知事との懇談

１１月１７日（２０名）　出席者紹介
開会挨拶（東京商工会議所・東京都）
説明１．新型コロナウイルスに関する取り組みについて
(1) 企業支援に向けた今後の課題
(2) 「Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策」について
説明２．東京２０２０大会に向けて
意見交換
総括（東京商工会議所・東京都）

(9) 会頭の支部訪問

３月　８日　（１３名）　視察・説明「ハッピーロード大山商店街」
（１３名）　東京都健康長寿医療センターへの寄付金贈呈式 ・意見交換
会場：板橋区立文化会館
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
「会頭・副会頭と城北ブロックとの懇談会」中止

(10) 会頭・支部会長との懇談

５月２２日（１５名）　城南ブロック
（１５名）　城北ブロック
５月２５日（１６名）　城西ブロック
（１５名）　城東ブロック
※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
「新型コロナウイルス感染症拡大による区内経済への影響について」

６月２３日（２８名）※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
「新型コロナによる事業者の動向を踏まえた各区の特徴的な取組みについて」

７月２７日（３０名）　会場：東京商工会議所　渋沢ホール
「新型コロナ対応を踏まえた今後の支部事業について」

２月１０日（３０名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催
ａ.「地域の主要産業の動向」について
または 「支部役員・評議員企業の状況」について
ｂ.「Ｗｉｔｈコロナ」「Ａｆｔｅｒコロナ」の支部事業活動について

(11) 青年部

① 総会

６月２４日　（６２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1) 開会
2) 挨拶　東京商工会議所青年部　会長　加　藤　貴　久
東京商工会議所　常務理事　西　尾　昇　治
3) 議件
a. ２０１９年度 事業活動報告（案）について
b. ２０１９年度 収支決算（案）について
4) 閉会

２月１９日　（５３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1) 開会
2) 挨拶　東京商工会議所青年部　会長　加　藤　貴　久
東京商工会議所　常務理事　西　尾　昇　治
3) 議件
a. ２０２１年度 事業計画（案）について
b. ２０２１年度 収支予算（案）について
4) 報告
a. ２０２１年度 スケジュール予定について
5) 閉会

② 理事会

４月２３日　（２１名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催
1) 議件
a. 会長の選任
b. 副会長の選任
c. 入会の承認（案）

６月　４日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

1)　議件
a.　第６回通常総会について
(a)　２０１９年度事業活動報告（案）について
(b)　２０１９年度収支決算（案）について
b.　入会の承認（案）について
2)　報告
a.　第１９回理事会（書面開催）の結果について
b.　その他
3)　意見交換
a.　青年部の今後の活動について

９月２４日　（２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　２０２０年度実施事業・実施体制（案）について
2)　報告
a.　各ブロック担当事業の検討状況について
b.　Ｆａｃｅｂｏｏｋの開設について
C.　東商本部の委員会活動状況について
d.　その他

１０月２１日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　２３支部青年部幹事長会議について
b.　講演会（オンライン）について
2)　報告
a.　各ブロック担当事業の検討状況について
b.　東商本部の委員会活動状況について
c.　今後のスケジュールについて
d.　その他

１２月　３日　（１９名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
1)　議件
a.　２３支部青年部幹事長会議について
b.　講演会（オンライン）について
c.　第７回通常総会における議案について
2)　報告
a.　各ブロック担当事業の検討状況について
b.　東商本部の委員会活動状況について
c.　今後のスケジュールについて
d.　その他

２月２５日　（１８名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　議件
a.　ＴＯＫＹＯ　ＹＥＧ　ＡＷＡＲＤＳ　事業概要について
b.　講演会（オンライン）について
c.　２０２１年度の事業運営について
2)　報告
a.　駒澤大学への講師派遣について
b.　東京・八王子・町田商工会議所青年部正副会長会議について
c.　東京青年会議所との懇談会について
d.　今後のスケジュールについて

e.　東商本部の委員会活動状況について
f.　その他
3)　説明
a.　商工会議所の税制要望活動状況について

③　正副会長会議

５月２１日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
６月１５日　（　３名）　1)　ブロック別理事懇談会について
2)　三村会頭との懇談会について
６月２２日　（　３名）　1)　三村会頭との懇談会について
７月　３日　（　３名）　1)　三村会頭との懇談会について
９月２３日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
１０月１９日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
１２月　２日　（　３名）　1)　理事会上程議案について
２月１７日　（　３名）　1)　理事会上程議案について

④　監事会

５月２７日　（　２名）　1)　議件
a.　２０１９年度事業活動報告（案）について
b.　２０１９年度収支決算（案）について

⑤　２３支部青年部幹事長会議

１２月２２日　（３５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　支部青年部幹事長自己紹介ならびに支部青年部事業紹介
2)　ブロック別ブレイクアウトセッション
a.　青年部活動の現状と課題について
b.　コロナ禍における今後の青年部運営について

⑥　懇談会

６月１６日・１７日・２２日　ブロック別理事懇談会
（延べ２２名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　報告　新型コロナウィルスに関する影響調査
2)　懇談・意見交換
７月　７日　（　３名）　三村会頭と正副会長との懇談会
1)　説明
a.　青年部概要等について
b.　ブロック別理事懇談会について
c.　今後の活動について
2)　説明
７月２９日　（２２名）　理事・監事懇談会
1)　「ブロック別理事懇談会」・「会頭との懇談会」の結果概要について
2)　組織体制（ブロックリーダー）について
3)　今後の事業について
4)　支部青年部の活動状況（意見交換）
３月　２日　（１０名）　東京青年会議所との懇談会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会

2)　挨拶　　東京青年会議所　理事長　　外　口　真　大
東京商工会議所青年部　会長　　加　藤　貴　久
3)　２０２０年度実施事業ならびに２０２１年度事業計画について
4)　情報交換
5)　閉会

⑦　講演会

１２月２１日（１３４名）　三村会頭講演会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ハイブリッド形式で開催
東京商工会議所　会頭　　三　村　明　夫

３月　３日（　７２名）　パラリンピアン講演会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
『「出来ない」を「出来る」に～多様性をプラスの力に変える～』
２０００年シドニーパラリンピック男子車いすバスケットボール
日本代表　キャプテン　根　木　慎　志　氏

⑧　講師派遣協力事業

1)　日本工学院専門学校
１２月１４日　東京商工会議所プレゼンツ未来学２０２０
『輝ける人生は自分次第』
東京商工会議所青年部　会長　　加　藤　貴　久

2)　駒沢大学
３月１０日　キャリアデザイン講座（オンライン形式）
『活躍の場は、あなた次第』
東京商工会議所青年部　副会長　　井　上　博　貴

⑨　会員数　　６８名（２０２１年3月末日現在）

⑩　その他

1)　外部催事への参加
１１月　７日　（　４名）　日本商工会議所青年部　第４０回関東ブロック大会「ＣＨＩＢＡふなばし大会」（オンライン形式）へ参加
３月　５日　（　３名）　日本商工会議所青年部　第４０回全国大会「しあわせ福井さばえ大会」（オンライン形式）へ参加

(12)　女性会

①　総会

６月１９日（１１４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催
1)　議件
a.　２０１９年度事業活動報告（案）について
b.　２０１９年度収支決算（案）について
c.　２０２０年度事業活動計画（案）について
d.　２０２０年度収支予算（案）について

②　理事会

４月　１日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
５月１３日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

1)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　２０２１年度新年懇親会について
c.　２０２０年度事業活動計画（案）について
d.　２０２０年度収支予算（案）について（委員会収支予算を含む）

６月　３日　（１７名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　総会への上程議案について
(a)２０１９年度事業活動報告（案）について
(b)２０１９年度収支決算（案）について
(c)２０２０年度事業活動計画（案）について
(d)２０２０年度収支予算（案）について
3)　その他
a.　今年度の東商女性会総会について
b.　東商女性会表彰について
c.　「東商ＬＡＤＹ」 について
d.　今後の予定について
e.　委員会について
4)　閉会

７月　８日　（２１名）
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動について
3)　その他
a.　本部委員会の動向について
b.　「運営の手引き」の更新について
c.　通常総会（書面会議）における会員の意見について
d.　前期体制から今期体制への申し送り事項について
e.　当面のスケジュールについて
4)　閉会

９月　９日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　会費未納による除名について
c.　委員会活動について
d.　２０２１年新年賀詞交歓会について
3)　報告
a.　運営の手引きの更新について
b.　前期体制から今期体制への申し送り事項について
c.　東商の委員会活動状況について
d.　当面のスケジュールについて
4)　意見交換
a.　選挙制度の在り方について
5)　閉会

１０月　７日　（２４名）
1)　開会
2)　議件

a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動について
3)　報告
a.　東商の委員会活動状況について
b.　当面のスケジュールについて
4)　意見交換
a.　選挙制度の在り方について
5)　閉会

１１月　４日　（２５名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動について
3)　報告
a.　運営の手引きの更新について
b.　都内商工会議所女性会 共催事業について
c.　本部委員会の動向について
d.　当面のスケジュールについて
e.　その他
4)　意見交換
a.　選挙制度の在り方について
5)　閉会

１２月　２日　（２２名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動について
c.　「東商ＬＡＤＹ検討チーム」、「ホームページ構成検討チーム」について
3)　報告
a.　運営の手引きの更新について
b.　本部委員会の動向について
c.　当面のスケジュールについて
4)　意見交換
a.　女性会理事選任に関する内規の変更（案）について
5)　閉会

１月　６日　（２０名）
1)　開会
2)　議件
a.　会員の入退会（案）について
b.　委員会活動について
3)　報告
a.　積立金の表記方法の変更について
b.　本部委員会の動向について
c.　当面のスケジュールについて
4)　意見交換
5)　閉会

１月２２日　（２１名）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　討議

a.　女性会理事選任に関する内規の変更（案）について
3)　閉会

２月　３日　（２４名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動について
c.　２０２１年度委員会事業計画・収支予算（素案）について
3)　報告
a.　東商Ｌａｄｙの発行について
b.　本部委員会の動向について
c.　当面のスケジュールについて
d.　その他
4)　意見交換
a.　女性会理事選任に関する内規の変更（案）について
5)　閉会

３月　３日　（２３名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
1)　開会
2)　議件
a.　入会の承認（案）について
b.　委員会活動について
c.　東商Ｌａｄｙの発行について
3)　報告
a.　本部委員会の動向について
b.　当面のスケジュールについて
c.　その他
4)　意見交換
a.　女性会理事選任に関する内規の変更（案）について
5)　閉会

③　監事会

５月２０日　（　４名）　1)　開会
2)　議件
a.　２０１９年度事業活動報告（案）について
b.　２０１９年度収支決算（案）について
3)　閉会

④　正副会長会議

５月２８日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
理事会上程議案について
７月　８日　（　５名）　理事会上程議案について
９月　９日　（　５名）　理事会上程議案について
１０月　７日　（　５名）　理事会上程議案について
１１月　４日　（　５名）　理事会上程議案について
１１月１９日　（　５名）　理事会上程議案について
１２月　２日　（　５名）　理事会上程議案について
１２月　４日　（　５名）　理事会上程議案について

１月　６日　（　５名）　理事会上程議案について
２月　３日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
理事会上程議案について
３月　３日　（　５名）　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催
理事会上程議案について

⑤　正副会長委員長会議

１１月１９日　（　８名）
1)　開会
2)　討議
a.　運営の手引きについて
b.　予算執行・次年度予算について
c.　東商Ｌａｄｙ、ホームページ掲載内容について
3)　閉会

⑥　委員会

1)　国際ビジネス委員会
８月６日，１２月３日，２月１５日（全3回）
2)　社会貢献・少子化委員会
７月２２日，８月４日，１０月１５日，１１月５日，２月１２日，
３月１５日（全6回）
3)　交流・観光委員会
６月５日，７月１５日，９月１６日，１０月１４日，１１月１３日，
１２月９日，１月２７日，３月１７日（全8回／オンライン形式）
4)　イノベーション推進委員会
７月３０日，１０月１５日，１２月９日，２月１７日（全4回）

⑦　都内商工会議所女性会正副会長会議

１０月１９日　（　４名）
1)　開会
2)　挨拶
3)　報告
a.　各女性会の活動状況について
4)　議題
a.　都内女性会共催事業（関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）
について
5)　閉会

⑧　事　業

1)　新年懇親会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
（市瀬女性会長による新年挨拶動画を配信）

2)　講演会（オンライン形式）
１０月２９日　（４２名）　「企業の成長とＳＤＧｓ」（国際ビジネス委員会企画）
コミュニケーションエナジー㈱　代表取締役　　湯ノ口　弘　二　氏
１２月　１日　（４０名）　「児童虐待から考える」（社会貢献・少子化委員会企画）
ライター　　杉　山　　春　氏
３月３０日　（３４名）　「女性の編み出すしなやかなイノベーション」
（イノベーション推進委員会企画）
㈱箔一　会長　　浅　野　邦　子　氏

3)　交流会（オンライン形式）
　２月２５日　（５０名）　「徳島商工会議所女性会とのオンライン交流会
　　～ニューノーマル時代の経営者～」（交流・観光委員会企画）
4)　アンケート調査
　１１月１８日　　「コロナ後への女性経営者の視点
～１２月１８日　（６０名）　～ニューノーマル時代を活きるヒント～」　（交流・観光委員会企画）
5)　各地女性会との共催事業
　２月１５日～１７日　　オンライン講演会（配信型）「コロナをチャンスに！地域から輝く日本へ」
　（視聴回数１０６回）　（八王子・町田・武蔵野商工会議所女性会共催・
　　関東商工会議所女性会連合会政策委員会活動）
　　キャスター・事業創造大学院大学　客員教授　伊　藤　聡　子　氏
　３月３日～１０日　　オンライン講演会（配信型）
　（視聴回数４８８回）　「国際化時代のコミュニケーション～コロナの先の世界～」
　　（関東商工会議所女性会連合会共催）
　　㈱サイマル・インターナショナル　顧問　長　井　鞠　子　氏

⑨　会員数　　２９９名（２０２１年3月末日現在）

⑩　慶弔　　2件

⑪　その他
1)　発行物
a.　機関紙『東商Ｌａｄｙ』第２５号　６００部　7月発行
b.　アンケート結果報告書・好事例集（交流・観光委員会企画）３５０部　3月発行
2)　ホームページ
a.　ページビュー数　　4月1日～3月３１日延べ３７８，３８５件
b.　会員情報コーナー　会員（掲載希望者）の事業紹介・ＰＲ情報をホームページで紹介
　（延べ９社掲載）
3)　主な催事への参加・協力
　４月　　全国商工会議所女性会連合会第１９回女性起業家大賞募集協力
　５月２６日　　関東商工会議所女性会連合会　第３５回総会＜ひたちなか大会＞
　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催
　７月　１日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（オンライン形式）へ参加
　９月１７日　（　３名）　日本商工会議所第１３１回通常会員総会（ハイブリット形式）へ参加
　（於：帝国ホテル）
１０月　１日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　合同委員会・理事会（オンライン形式）へ参加
１０月２３日　　第５２回全国商工会議所女性会連合会　倉敷総会（オンライン形式）へ参加
　３月１０日　（　３名）　全国商工会議所女性会連合会　拡大理事会（オンライン形式）等へ参加
　３月１８日　（　３名）　日本商工会議所第１３２回通常会員総会（オンライン形式）へ参加

(13) 国際会議

①　アジア商工会議所連合会（ＣＡＣＣＩ）

1)　パネルディスカッション「Ｒｏａｄｍａｐ　ｔｏｗａｒｄｓ　ｂａｃｋ　ｔｏ　ｂｕｓｉｎｅｓｓ　ｆｏｒ　Ａｓｉａ　Ｐａｃｉｆｉｃ　Ｃｏｕｎｔｒｉｅｓ」（6月2日）
オンライン形式にて開催。パネリスト（参加国：日本、インド、フィリピン、ジョージア、トルコ、豪州、スリランカ）から、各国における新型コロナウイルス感染拡大の状況、各商工会議所の取り組み、ＣＡＣＣＩに期待される役割等に関して説明、見解が述べられた。

2)　第３４回ＣＡＣＣＩ総会（１０月３０日）
オンライン形式にて開催。「激動と破壊的なグローバル市場における持続可能な成長の実現」をテーマに、世界の市場環境や地政学的状況における現在のトレンド、課題、不確実性、そして世界的な混乱が経済や事業運営に与える影響を緩和する上での政府や企業の役割について、講演者がそれぞれの見解を述べた。

3)　第９２回ＣＡＣＣＩ理事会（１１月２０日）
オンライン形式にて開催。朝田照男ＣＡＣＣＩ副会長が出席し、新型コロナウイルスの日本経済への影響、同影響を踏まえた日商の要望活動、ポスト・コロナを見据えた所感等について特別挨拶を行った。その後、議案の承認、新型コロナウイルス感染拡大下におけるＣＡＣＣＩの活動について話し合いが行われた。

②　世界商工会議所連合（ＷＣＦ）

※例年実施している世界商工会議所連合・国際商業会議所等を通じた各国商工会議所とのネットワーク強化のための総会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため次年度に延期となった。

③　ＡＳＥＡＮ・日本経済協議会日本委員会

1)　２０２０年度総会（２０１９年度収支決算（案）・事業報告（案）および２０２０年度収支予算（案）・事業計画（案）の承認）
７月１７日（紙上総会）

2)　行事

a.　オンラインセミナー・意見交換会「ＡＳＥＡＮにおけるポストコロナ経済対策と日本の役割」
９月１１日　（７４名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
「ＡＳＥＡＮを取り巻く最近の政治経済情勢」
経済産業省　大臣官房参事　アジア大洋州地域統括　シンガポール駐在
((独)日本貿易振興機構　シンガポール事務所　産業調査員)　　小　林　大　和　氏
「ポストコロナを見据えた新たな日ＡＳＥＡＮ協力」
経済産業省　通商政策局　アジア大洋州課長　　藤　澤　秀　昭　氏
(c)　質疑応答・意見交換
(d)　閉会

b.　オンラインセミナー・意見交換会「コロナを受けたＡＳＥＡＮの経済統合の変化とＪＥＴＲＯ関連事業のご紹介」
３月　５日　（２２名）
開催地：オンライン
(a)　開会
(b)　講演
(独)日本貿易振興機構　ＤＸ推進チーム　課長代理　　蒲　田　亮　平　氏
(c)　質疑応答／意見交換会
(d)　閉会

c.　最近のブルネイ・ダルサラーム国の政治・経済情勢オンラインセミナー
３月２３日（１１１名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

「最近のブルネイ政治・経済情勢について」

駐ブルネイ日本国大使　　山　本　栄　二　氏

在ブルネイ日本国大使館　参事官　　阿　部　　宏　氏

「ブルネイにおける事業について」

三菱商事(株)ブルネイ駐在事務所　所長　　藤　原　正　樹　氏

ＡＨＥＡＤ水素サプライチェーン実証事業　支店長　　若　林　信　介　氏

タベルモバイオファーム　代表　　鈴　鹿　　暁　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

3)　ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）との合同会議

ＡＳＥＡＮビジネス諮問評議会（ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ）と各国協議会との合同会議（ＪＢＣ）

第１５回会合

５月１５日　（６７名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第１４回会合）の振り返り

(c)　各国協議会及び団体からの情報共有と提案

(d)　閉会

第１６回会合

９月　９日　（７６名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第１５回会合）の振り返り

(c)　議長より近況報告

(d)　各国協議会及び団体からの近況報告

(e)　閉会

第１７回会合

２月　２日　（８５名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　ＡＳＥＡＮ事務局より前会（第１６回会合）の振り返り

(c)　２０２１年議長国ブルネイの優先事項と想定スケジュール

(d)　各国協議会及び団体からの近況報告

(e)　閉会

4)　日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク（ＡＪＩＮ）

オンラインセミナー「シンガポールと日本企業のデジタル・イノベーション加速に向けて」

１２月１１日（１４０名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

「シンガポールビジネス環境・イノベーションエコシステムについて」
シンガポール経済開発庁日本事務所　代表　　Ｌｉｎ Ｙｉｔｉｎｇ　氏
「シンガポールにおけるＮＴＴデータのデジタルトランスフォーメーションとイノベーションプレイ」
ＮＴＴデータシンガポール　社長　　Ｋｒｉｓｈｎａｐｐａｎ Ｒａｍａｎａｔｈａｎ　氏
「Ｏｃｅａｎ ｏｆ Ｏｐｐｏｒｔｕｎｉｔｉｅｓ－海運業におけるデジタライゼーションへの挑戦」
Ｓｙｍｐｈｏｎｙ Ｃｒｅａｔｉｖｅ Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ Ｐｔｅ．Ｌｔｄ社
社長　鶴 身 明 子 氏
「ＧｌｏｂａｌＣｏｎｎｅｃｔ　Ｂ２Ｂ　ｅＭａｒｋｅｔｐｌａｃｅの紹介」
Ｂｉｚｍａｎｎ Ｓｙｓｔｅｍｓ　ＣＥＯ　Ｋｅｎ Ｌｏｋｅ　氏
「あなたの会社がレバレッジなしで市場を１５％アウトパフォームし、自己資本の十分性を確認し、顧客への独自のデジタルブランディングを維持するのをどのように支援できますか？」
ＨｅｄｇｅＳＰＡ　会長　Ｂｅｒｎａｒｄ Ｌｅｅ　氏
「革新的なワンストップ・グローバル・フォワード、そしてリバース・サプライチェーンと修理サービス」
ＳＭＳ ＩｎｆｏＣｏｍｍ　ダイレクター　Ｄｅｓｍｏｎｄ Ｃｈｉｎ　氏
「テック分野のビジネスマッチング支援プログラムの紹介」
(独)日本貿易振興機構　シンガポール事務所　所長　　久 冨 英 司 氏

(c)　質疑応答
(d)　閉会

5)　日ＡＳＥＡＮ経済大臣会合
８月２８日
開催地：オンライン
日本から斎藤保副会長が出席し、コロナ禍を受け、日ＡＳＥＡＮ協力が大きな転換期を迎える中、産業界（日ＡＳＥＡＮイノベーションネットワーク）の立場から、新たな日ＡＳＥＡＮ協力の中で、特に重点的に取り組むべき具体的分野（デジタルやイノベーション）について具体例と共に提言。結果、官民学で共同の対アセアン対話であるイノベーティブ＆サステナブル成長対話ＤＩＳＧの創設に繋がった。

6)　各機関への協力等
a.　ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会（ＦＪＣＣＩＡ）への協力
ＡＳＥＡＮ日本人商工会議所連合会総会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

b.　ＤＩＳＧ（Ｄｉａｌｏｇ ｆｏｒ Ｉｎｎｏｖａｔｉｖｅ ａｎｄ Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ Ｇｒｏｗｔｈ）への協力
１２月１７日
開催地：オンライン
本年開催された日アセアン経済大臣会合で創設されたＤＩＳＧ対話のタスクフォースメンバーとして、今後のＤＩＳＧ運営および方向性について、経産省およびバンコクＡＭＥＩＣＣ事務局、ＡＳＥＡＮ－ＢＡＣ事務局と協議。また、来年度議長国であるブルネイ・ダルサラーム国の方針などを確認、更なる協力を提言。

7)　表敬
７月　９日　ピーター・タン　駐日シンガポール特命全権大使の三村会頭表敬

１２月　７日　金杉憲治　駐インドネシア特命全権大使の三村会頭表敬

④　日印経済委員会

1)　第４４回日印経済合同委員会会議

３月１２日　（２３７名）

開催地：日本国際紛争解決センター（ハイブリッド）

a. インド州政府セミナー

(a)　開会挨拶

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

(b)　挨拶

ＳＡＭ&ＣＯ　パートナー　　ルドラ・パンディ　氏

(c)　講演

スリ・シティ　プレジデント　　ラメシュ・スブラマニアム　氏

パンジャブ州政府　ＩＡＳ　　ラジャット・アガルワール　氏

(d)　謝辞

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

b.　第４４回日印経済合同委員会会議

(a)　開会挨拶

印日経済委員会　委員長　　オンカール・カンワール　氏

日印経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己

(b)　特別挨拶

駐日インド大使　　サンジャイ・クマール・ヴァルマ　氏

駐インド日本国大使　　鈴　木　　哲　氏

(c)　基調講演

インド商工省産業国内取引促進局（ＤＰＩＩＴ）　次官　　グルプラサド・モハパトラ　氏

(d)　謝辞

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

(e)　全体会議１

i.　講演

東芝インド社　社長　　岡　田　朝　彦　氏

Ａｓｓｏｃｉａｔｅｄ　Ｃｏｎｔａｉｎｅｒ　Ｔｅｒｍｉｎａｌｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ（ＡＣＴＬ）

ダイレクター　　バラット・ジョシ　氏

(f)　全体会議２

i.　基調講演

Ｉｎｄｉａ－Ｊａｐａｎ　Ｆｒｉｅｎｄｓｈｉｐ　Ｆｏｒｕｍ　会長・元駐日インド大使

ディーパ・ゴパラン・ワドワ　氏

ii.　講演

三井物産(株) アジア ・大洋州本部インド副総代表 兼

ＭＩＴＳＵＩ　＆　ＣＯ. ＩＮＤＩＡ　ＰＶＴ. ＬＴＤ.

Ｄｅｐｕｔｙ　Ｍａｎａｇｉｎｇ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒ

村　上　周一郎　氏

多田精機グループ　代表・株式会社岐阜多田精機　代表取締役社長　　多　田　憲　生　氏

(g)　閉会挨拶

日印経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己

印日経済委員会　委員長　　オンカール・カンワール　氏

2)　日印ラウンドテーブル

１１月　６日　（３２名）

開催地：日本国際紛争解決センター（ハイブリッド）

a.　開会挨拶

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

日印経済委員会　事務総長　　西　谷　和　雄

日印経済委員会　常設委員会委員長　　藤　末　浩　昭

b.　第４４回日印経済合同委員会会議　日程・議題

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

質疑応答

c.　ポスト・コロナを見据えた日印連携関係

桜美林大学　准教授　　岩　垂　好　彦　氏

Ｉｎｄｉａ－Ｊａｐａｎ　Ｆｒｉｅｎｄｓｈｉｐ　Ｆｏｒｕｍ　会長・元駐日インド大使

ディーパ・ゴパラン・ワドワ　氏

質疑応答

d.　閉会挨拶

日印経済委員会　常設委員会委員長　　藤　末　浩　昭

印日経済委員会　共同委員長　　ロヒット・レラン　氏

3)　懇談

９月　２日　（１０５名）　インド大使館 ラージ・スリヴァスタヴァ首席公使ご夫妻 送別会

（※公益社団法人在日インド商工協会との共催）

4)　表敬

６月２５日　　倉内宗夫常設委員長、藤末新常設委員長の三村会頭表敬

5)　セミナー

３月　２日　（４４名）　「インド情勢ブリーフィング」(外務省南西アジア室による説明)

6)　後援・協力

５月１３日　オンライン投資誘致セミナー　電子・通信分野における挑戦と機会
（主催：在日インド大使館）

５月２２日　オンライン投資誘致セミナー　医療機器、医薬品有効成分における挑戦と機会
（主催：在日インド大使館）

６月　３日　日印ビデオ会議　インド南部州における投資機会（主催：在日インド大使館）

６月１０日　日印ビデオ会議　繊維分野：挑戦と台頭する商機（主催：在日インド大使館）

６月１７日　日印ビデオ会議　インド西部州・中部州における投資機会
（主催：在日インド大使館）

６月２２日、２６日　食品加工分野フォーラム（主催：ＩＮＶＥＳＴ　ＩＮＤＩＡ）

６月２４日　日印ビデオ会議 資本材分野：挑戦と台頭する商機（主催：在日インド大使館）

７月　１日　日印ビデオ会議　インド北部州における投資機会（主催：在日インド大使館）

７月　２日　ウェビナー「新型コロナウイルスをめぐる 南西アジアの現状と企業の対応」
（主催：(独)日本貿易振興機構）

７月　８日　日印ビデオ会議　農産物加工分野：挑戦と台頭する商機
（主催：在日インド大使館）

７月２２日　日印ビデオ会議　インド東部州・北東部州における投資機会
（主催：在日インド大使館）

７月２９日　　日印ビデオ会議　鉄鋼分野：挑戦と台頭する商機（主催：在日インド大使館）
８月　５日　　日印ビデオ会議　電気自動車分野：挑戦と台頭する商機
（主催：在日インド大使館）
８月１９日　　日印ビデオ会議　スタートアップ&イノベーション分野：挑戦と台頭する商機
（主催：在日インド大使館）
２月１９日　　２０２１年度インド国家予算セミナー
（主催：Ｇｒａｎｔ　Ｔｈｏｒｎｔｏｎ　Ｂｈａｒａｔ、印日商工会）
３月１１～１２日　サプライチェーン強靭化フォーラム ―不確実性の時代の製造業及びサービス業―
（主催：(独)日本貿易振興機構）
３月１７～１９日　Ｉｎｄｉａ　Ｃｈｅｍ　２０２１　第１１回インド国際バーチャル会議&博覧会
（主催：インド商工会議所連合会）

⑤　日本・バングラデシュ経済委員会

1)　表敬
９月２４日　　伊藤直樹駐バングラデシュ日本国大使の朝田委員長表敬
１０月２１日　　朝田委員長のシャハブッディン・アーメド駐日バングラデシュ大使表敬

2)　セミナー
８月２７日　（５９名）　スリランカ・バングラデシュ現地情勢ブリーフィング

3)　後援・協力
７月　２日　　ウェビナー「新型コロナウイルスをめぐる南西アジアの現状と企業の対応」
(主催：(独)日本貿易振興機構）
７月２２日　　バングラデシュへの投融資に関する日本企業向けＷＥＢセミナー
(主催：バングラデシュ首相官邸、国際協力機構、国際金融公社）
１１月１０日　　バングラデシュ・ビジネスセミナー／商談会
(主催：国連工業開発機関東京事務所）
１２月２２日　　バングラデシュ貿易・投資・人材育成セミナー
(主催：駐日バングラデシュ大使館）

⑥　日本・パキスタン経済委員会

1)　表敬
１０月１２日　　松田邦紀駐パキスタン日本国大使の朝田委員長表敬

2)　後援・協力
７月　２日　　ウェビナー「新型コロナウイルスをめぐる南西アジアの現状と企業の対応」
(主催：(独)日本貿易振興機構）
９月２９日　　パキスタン投資セミナー（オンライン）
(主催：国連工業開発機関東京事務所、国際協力機構、日本貿易振興機構、
パキスタン首相府投資庁）
１０月２２日　　第２回パキスタン投資セミナー（ウェビナー）
(主催：国連工業開発機関東京事務所、国際協力機構、日本貿易振興機構、
パキスタン首相府投資庁）
１月１３日～１４日　　パキスタンバーチャル視察ミッション、バーチャル視察（ウェビナー）
(主催：国連工業開発機関東京事務所、国際協力機構、日本貿易振興機構、
パキスタン首相府投資庁、パキスタン貿易開発庁、駐日パキスタン大使館）

⑦　日本・スリランカ経済委員会

1)　表敬

２月２４日　　小林委員長のウィシュラマール・サンジーヴ・グナセーカラ駐日スリランカ大使表敬

2)　セミナー

８月２７日　（５９名）　スリランカ・バングラデシュ現地情勢ブリーフィング

3)　後援・協力

７月　２日　　ウェビナー「新型コロナウイルスをめぐる南西アジアの現状と企業の対応」（主催：(独)日本貿易振興機構）

１０月２２日　　Ｏｖｅｒｖｉｅｗ　ｏｆ　Ｔａｘａｔｉｏｎ　ｉｎ　ＳＲＩ　ＬＡＮＫＡ　ｐｅｒｔａｉｎｉｎｇ　ｔｏ　ｉｎｖｅｓｔｉｎｇ　ａｎｄ　ｃａｒｒｙｉｎｇ　ｏｎ　ｂｕｓｉｎｅｓｓ　ｏｐｅｒａｔｉｏｎｓ（主催：セイロン商業会議所）

⑧　日本マレーシア経済協議会

1)　２０２０年度総会（２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）および２０１９年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

７月　２日（紙上総会）

2)　第３８回合同会議

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3)　主催・共催　懇談会・セミナー等

a.　オンラインセミナー「最近のマレーシア政治・経済情勢」

８月　５日　（４４名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

「最近のマレーシア政治・経済情勢」

駐マレーシア日本国大使館　特命全権大使　　岡　　浩　氏

駐マレーシア日本国大使館　参事官　　中　島　英　登　氏

「最近のマレーシア経済情勢とポスト・コロナのビジネスの可能性」

(独)日本貿易振興機構　クアラルンプール事務所　所長　　小野澤　麻　衣　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

b.　第１回日本マレーシア経済協議会合同オンラインセミナー「デジタル化における日本とマレーシアの協力」

１０月２２日（１１４名）

開催地：オンライン

(a)　開会挨拶

日本マレーシア経済協議会　事務総長　　佐々木　和　人

マレーシア日本経済協議会　副会長　　ダト・スリ・モハメド・イクバル

(b)　講演

「デジタルマレーシア」

マレーシア・デジタル経済公社　投資開発　副会長　　Ｈｅｗ　Ｗｅｅ　Ｃｈｏｏｎｇ　氏

「マレーシア・ライトハウスプロジェクト」

マレーシア投資開発庁　最先端技術Ｒ＆Ｄ部門　ダイレクター
Ｎｏｒｈｉｚａｍ Ｉｂｒａｈｉｍ 氏
「アジア・デジタルトランスフォーメーション（ＡＤＸ）プログラムについて」
(独)日本貿易振興機構　クアラルンプール事務所　所長　小野澤　麻　衣　氏

(c)　両国企業による講演
モデレーター
マレーシア日本経済協議会事務総長　タン・スリ・マイケル・ヤオ
パネリスト
(株)トイエイトホールディングス　代表取締役ＣＥＯ　石　橋　正　樹　氏
(株)スマートドライブ　代表取締役（ＣＥＯ）　北　川　　烈　氏
ｉＰａｙ８８マレーシア　エグゼクティブディレクター　齋　藤　　浩　氏
メディニ・イスカンダル・マレーシア社　マーケティング戦略　副会長
Ｓｈａｆｉｑｕｅ Ｉｑｂａｌ 氏
ＪＦテクノロジー社　チーフエグゼクティブオフィサー
Ｄｉｌｌｏｎ Ａｔｍａ Ｓｉｎｇｈ 氏

(d)　質疑応答
(e)　閉会

c.　第２回日本マレーシア経済協議会合同オンラインセミナー「デジタル・クリエイティブ・コンテンツ産業における日本とマレーシアの協力」（マレーシア貿易開発公社共催）
１月２７日（２８５名）
開催地：オンライン
(a)　開会挨拶
日本マレーシア経済協議会　事務総長　佐々木　和　人
マレーシア日本経済協議会　副会長　ダト・スリ・モハメド・イクバル

(b)　セッション１　日本およびマレーシアのデジタルコンテンツ産業の概要
「日本マレーシア間の貿易状況およびビジネスチャンス」～デジタル・コンテンツ分野において～
マレーシア貿易開発公社　日本事務所長
ニックマン・ラファイー・モハマッド・サハール 氏
「東南アジアのデジタルコンテンツ、アニメーション、ゲームなどの中心、マレーシア」
マレーシア・デジタル・エコノミー公社　デジタルクリエイティブヘッド
モーハン・ロウ 氏
「日本のデジタルコンテンツ市場の概要」
(一財)デジタルコンテンツ協会　調査部主任　岩　井　美　樹　氏
「ＶＩＰＯとＪ－ＬＯＤ補助金の紹介」
(特)映像産業振興機構　グローバル事業推進部　部長代理　土　田　健太朗　氏

(c)　セッション２　両国を代表する企業による「サクセスストーリー、共通のチャレンジ、そしてコラボレーションとパートナーシップによる機会創造」
「シネマティック・デザイン」
グロウ・プロダクション　プロジェクト・ダイレクター　フォング・シュウジ　氏
「永続する長期パートナーシップの構築そして維持するために」
ストリームライン・スタジオ　事業部長　シェ・リチャード　氏
「プレイステーション・スタジオ・マレーシアとその成長のチャンス」
プレイステーション・スタジオ・マレーシア　スタジオヘッド
ハスヌル・ハディ・サムスディン 氏
「ゲーム開発における海外事業への取り組み」
バンダイナムコ・マレーシア　ＣＥＯ　中　村　彰　司　氏

(d)　質疑応答
(e)　閉会

4)　モハマド・アズミン・アリマレーシア上級大臣兼国際貿易産業大臣との懇談会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

5)　表敬訪問等
８月　６日　小林賢一　外務省アジア大洋州局南部アジア部長、曽根健孝　アジア大洋州局兼アジア大洋州局南部アジア部参事官の佐々木会長表敬訪問

6)　各機関への協力等
８月３１日　ザ・ジャパン・タイムズ　マレーシア・ナショナルデー特集に佐々木会長の祝辞寄稿

⑨　日比経済委員会

1)　第３８回日比経済合同委員会日本代表団結団式
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

2)　第３８回日比経済合同委員会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

3)　日本-フィリピン・ビジネス投資フォーラム２０２０
１２月１日（３５０人）
主催：㈱日経ＢＰ
共催：駐日フィリピン大使館貿易投資部、日本アセアンセンター、日比経済委員会
開催方法：オンライン

4)　「コロナ禍における日比経済協力の最新の現状について」
１２月９日（３９人）
主催：日比経済委員会
開催方法：オンライン

5)　フィリピン投資ＷＥＢセミナー
１２月１８日（１００人）
主催：日本商工会議所
　　きらぼし銀行
後援：日比経済委員会
開催方法：オンライン

6)　後援
３月２５日
ビジネスセミナー「フィリピンビジネス環境：ＣＲＥＡＴＥ（企業復興税優遇法案）とＳＩＰＰ（戦略的優遇措置)」(オンライン)

３月２９日
「フィリピンオンライン商談会&セミナー」

⑩　日豪経済委員会

1)　幹事会

１２月　７日　（２７名）

a.　「最近の豪州情勢と日豪関係について」

外務省　アジア大洋州局大洋州課　首席事務官　　八　幡　浩　紀　氏

b.　「コロナ禍における豪州の経済政策と日豪経済協力の現状」

経済産業省　通商政策局アジア大洋州課　参事官　　布　施　吉　章　氏

c.　第４８回日豪／豪日経済委員会 運営委員会について

d.　第５８回日豪経済合同委員会会議について

2)　日豪／豪日経済委員会運営委員会

１０月２０日　（３０名）＜第４７回＞

日本側：１３名

豪州側：１７名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、ブリスベン（オンライン）

a.　第５８回日豪経済合同委員会会議の開催可否と日程・議題

b.　コロナ禍による影響と全体的印象(政治的変化、生活様式の変化をふまえて)

c.　コロナ禍による各社・業界への影響と今後の方向性（変化・変更点など）

３月１９日　（３６名）＜第４８回＞

日本側：１３名

豪州側：２３名

開催地：東京～メルボルン、シドニー、ブリスベン、キャンベラ、アデレード、パース、シンガポール（オンライン）

a.　第５８回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

b.　日豪両国の経済・政治情勢

c.　日本からの対豪M＆Aの最新動向

3)　２０２０年度日豪経済委員会総会

８月２１日（紙上総会）

a.　２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

4)　第５８回日豪経済合同委員会会議　日本代表団結団式

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

5)　第５８回日豪経済合同委員会会議

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、２０２１年１０月３日～５日に延期

6)　日豪次世代リーダーズプログラム

２月１０日　　小冊子「異文化をつなぐガイドブック」発行

３月１６日（７３名）　合同ビジネスフォーラム（次世代リーダーズ主催）

形式：オンライン

7)　その他の会議・イベント

６月３０日（７５名）　国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関する説明会

（日本メコン地域経済委員会、日本ニュージーランド経済委員会と共催）

※詳細は日本メコン地域経済委員会に記載

９月　８日（９６名）　リチャード・コート駐日オーストラリア特命全権大使講演会
（主催、東京商工会議所、日本商工会議所と共催）
開催地：東商渋沢ホールおよびオンライン

a. 開会挨拶
東京商工会議所・日本商工会議所　会頭、日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫

b. 講演
駐日オーストラリア特命全権大使　　リチャード・コート　閣下

c. 質疑応答

９月　８日（１９名）　リチャード・コート駐日オーストラリア特命全権大使と運営委員との昼食懇談会
開催地：東京商工会議所５階
日本側：１２名
豪　側：　７名

a. 昼食
b. 挨拶
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫

c. 高話
駐日オーストラリア特命全権大使　　リチャード・コート　閣下

d. 運営委員との意見交換

１１月１７日（　８名）　スコット・モリソン オーストラリア連邦首相との水素ラウンドテーブル
開催地：東京／帝国ホテル
日本側：４名
日豪経済委員会　委員長　　三　村　明　夫
東京ガス㈱　会長　　広　瀬　道　明　氏
丸紅㈱　会長　　國　分　文　也　氏
川崎重工業㈱　会長　　金　花　芳　則　氏
豪　側：４名
オーストラリア連邦　首相　　スコット・モリソン　閣下
駐日オーストラリア特命全権大使　　ジャン・アダムズ　閣下
他２名

8)　後援・協力
６月１１日　ウェビナー「コロナ禍における豪州政府のビジネス支援策について」
（後援、主催：ジェトロ　シドニー事務所）
６月１７日　ウェビナー「コロナ禍におけるオーストラリアビザ申請の注意点について」
（後援、主催：ジェトロ　シドニー事務所）
６月１７日　在シドニー日本国総領事館発信（協力）　西シドニー空港都市計画情報の提供
７月２９日　ＮＳＷ州主催ウェビナー（協力）「ＮＳＷ州と日本：経済回復への協力」
８月１８日　ジェトロ・在日オーストラリア大使館共催ウェビナー（協力）
「外資投資規制の公開草案のポイント」
１１月　４日　ＮＳＷ州政府主催オンラインセミナー（協力）「ＮＳＷ州と日本：将来に向けた協力」

9)　表敬・懇談
７月　９日　メラニー・ブロック在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所名誉会頭の
三村委員長表敬

９月　４日　次世代リーダーズの西谷事務総長表敬
１１月１３日　ジャン・アダムズ　駐日オーストラリア大使の三村委員長表敬
１２月　９日　山上信吾 駐オーストラリア日本国大使の三村委員長・飯島副委員長表敬
１２月１１日　猪飼裕司 在オーストラリア日本国大使館一等書記官の西谷事務総長表敬
１月１９日　島田順二 在メルボルン日本国総領事の飯島副委員長表敬
１月２２日　島田順二 在メルボルン日本国総領事の西谷事務総長表敬
２月　２日　髙橋礼一郎 前駐オーストラリア日本国大使の飯島副委員長表敬
２月１９日　松永一義 前在メルボルン日本国総領事の三村委員長オンライン表敬
３月２２日　髙橋礼一郎 前駐オーストラリア日本国大使の三村委員長表敬
３月２３日　ブレット・クーパー 在日オーストラリア大使館公使の三村委員長表敬

⑪　日本ニュージーランド経済委員会

1)　委員長・副委員長会議
８月　６日（　５名）
形　式：オンライン
a.　２０２０年度事業計画について
b.　組織基盤強化について

2)　２０２０年度日本ニュージーランド経済委員会総会
８月２８日（紙上総会）
a.　２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件
b.　日本ニュージーランド経済委員会副委員長の選任ついて

3)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4)　第４７回日本ニュージーランド経済人会議
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、２０２１年１１月１４日～１６日に延期

5)　その他の会議・イベント
６月３０日　（７５名）　国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関する説明会
（日本メコン地域経済委員会、日豪経済委員会と共催）
※詳細は日本メコン地域経済委員会に記載
１２月２２日（１１６名）　「ヘイミッシュ・クーパー駐日ニュージーランド特命全権大使講演会」（主催）
開催地：東商渋沢ホールおよびオンライン
a.　開会挨拶
日本ニュージーランド経済委員会　委員長　　市　川　　晃
b.　講　　演
駐日ニュージーランド特命全権大使　　ヘイミッシュ・クーパー　閣下
在日ニュージーランド大使館　公使　　ドミニク・ウォルトン - フランス　氏
在日ニュージーランド大使館　一等書記官　　トーマス・アップルトン　氏
ニュージーランド貿易経済促進庁　商務官　　今　村　吉　文　氏

２月１８日　　「ジャパン・フォーラム」（共催）
主催：日本ニュージーランド経済委員会ニュージーランド側委員会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、２０２１年4月２１日に延期

6)　表敬・懇談

６月１９日　濱田真一 在オークランド日本国総領事の市川委員長表敬
１１月１０日　伊藤康一 駐ニュージーランド日本国大使の矢嶋副委員長表敬
１１月１８日　伊藤康一 駐ニュージーランド日本国大使の市川委員長表敬
１２月１４日　小林弘裕 前駐ニュージーランド日本国大使の矢嶋副委員長表敬
１２月１８日　小林弘裕 前駐ニュージーランド日本国大使の市川委員長表敬

⑫　日智経済委員会

1)　２０２０年度日智経済委員会日本国内委員会総会

８月　７日（紙上総会）

a.　２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　第３２回日智経済委員会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3)　日智経済委員会オンライン・コンファレンス～コロナ禍を越えて～

１１月１０日（１８９名）

形　式：オンライン

※事前録画した両教授のビデオを参加者に送付し、参加者より質問を受け付け、当日はその質問に対して両教授より説明いただいた。

a.　講演「新型コロナウイルス禍における、日本・アジアおよびチリ・南米の経済・社会情勢と展望について」（事前録画したビデオを参加者に送付）

東京大学大学院経済学研究科・経済学部　教授　　柳　川　範　之　氏
元・チリ中銀総裁／チリカトリック大学　教授　　ビットリオ・コルボ　氏
経済産業省　通商政策局　中南米室長　　村　山　勝　彦　氏

b.　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健
日智経済委員会チリ国内委員会　委員長　　フアン・エドゥアルド・エラスリス・オッサ　氏

c.　意見交換・質疑応答

4)　表敬・懇談

８月　５日　経済産業省通商政策局 柴田裕憲 前大臣官房審議官、山中修 新大臣官房審議官の小林委員長、宮本事務総長表敬
８月１７日　渋谷和久 駐チリ共和国日本国大使の小林委員長表敬
２月１７日　フリオ・フィオル 駐日チリ共和国大使の小林委員長表敬

5)　その他の会議・イベント

１０月２３日（２９２名）「外務省・林禎二 中南米局長講演会」
（日智・日亜・日本ペルー経済委員会共催）

形　式：オンライン

a.　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会・日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健

b.　講演～コロナ禍における中南米の政治経済情勢～

外務省　中南米局長　　林　　禎　二　氏

c.　質疑応答

⑬　日亜経済委員会

1)　２０２０年度日亜経済委員会総会

８月　７日（紙上総会）

a.　２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　表敬・懇談

８月　５日　経済産業省通商政策局 柴田裕憲 前大臣官房審議官、山中修 新大臣官房審議官の小林委員長、宮本事務総長表敬

１月１３日　アラン・ベロー 駐日アルゼンチン共和国大使の小林委員長表敬

３月　８日　ギジェルモ・ハント 駐日アルゼンチン共和国大使の小林委員長表敬

3)　その他の会議・イベント

１０月２３日（２９２名）「外務省・林禎二 中南米局長講演会」

（日亜・日智・日本ペルー経済委員会共催）

形　式：オンライン

a.　開会挨拶

日亜経済委員会・日智経済委員会日本国内委員会　委員長　　小　林　　健

b.　講演～コロナ禍における中南米の政治経済情勢～

外務省　中南米局長　　林　　禎　二　氏

c.　質疑応答

３月２６日（１９９名）オンラインセミナー「コロナ禍のアルゼンチン～政治・経済情勢～」

（主催、(一社)ラテンアメリカ協会、(一社)日本アルゼンチン協会と共催）

形　式：オンライン

a.　講演

在アルゼンチン共和国日本国大使館　二等書記官　　大　田　浩　貴　氏

b.　質疑応答

⑭　日本ペルー経済委員会

1)　２０２０年度日本ペルー経済委員会総会

８月　７日（紙上総会）

a.　２０１９年度事業報告（案）・収支決算（案）ならびに２０２０年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認の件

2)　表敬・懇談

９月１１日　片山和之 駐ペルー共和国日本国大使の飯島委員長表敬

3)　その他の会議・イベント

１０月２３日（２９２名）「外務省・林禎二 中南米局長講演会」

（日本ペルー・日智・日亜経済委員会共催）

形　式：オンライン

a.　開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会・日亜経済委員会　委員長　　小　林　　健

b.　講演～コロナ禍における中南米の政治経済情勢～

外務省　中南米局長　　林　　禎　二　氏

c.　質疑応答

１月２６日（１９０名）「土屋定之　前駐ペルー日本大使帰朝講演会」
（主催、(一社)ラテンアメリカ協会、(一社)日本ペルー協会と共催）
形　式：オンライン
a.　開会挨拶
日本ペルー経済委員会　委員長　　飯　島　彰　己
b.　講演　～ペルーから帰国して～
前・駐ペルー共和国特命全権大使　　土　屋　定　之　氏
c.　質疑応答

⑮　日本エジプト経済委員会

1)　日エジプトラウンドテーブル
２月１７日　（１３１名）
開催場所：日本国際紛争解決センター（ハイブリッド）
a.　開会挨拶
日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳
エジプト・日本経済委員会　委員長　　イブラヒム・エル・アラビー　氏
b.　来賓挨拶
駐日エジプト大使　　アイマン・アリ・カーメル　氏
c.　セッション
エジプト産業近代化センター（ＩＭＣ）　ＣＥＯ　　モハマド・アブデル・カリム　氏
日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）　カイロ事務所長　　常　味　高　志　氏
エジプト投資フリーゾーン庁（ＧＡＦＩ）　投資促進ディレクター　　アハマド・ゾヘイル　氏
国際協力機構（ＪＩＣＡ）　エジプト事務所長　　大　村　佳　史　氏
国際協力銀行（ＪＢＩＣ）　ドバイ事務所首席駐在員　　豊　田　康　平　氏
d.　閉会挨拶
日本・エジプト経済委員会　委員長　　加留部　　淳
エジプト・日本経済委員会　委員長　　イブラヒム・エル・アラビー　氏

2)　表敬
５月１９日　　加留部委員長による三村会頭表敬
１２月　３日　　アイマン・カーメル駐日エジプト大使による加留部委員長表敬

⑯　日西経済委員会

1)　共催
１１月　１日～１２月３１日　　京都スマートシティエキスポ２０２０（主催：京都スマートシティエキスポ運営協議会（京都府、京都市、日西経済委員会他１６団体））

2)　後援・協力
１１月１２日　　スペイン・フィンテック・ウェビナー～グローバル金融機関ＢＢＶＡのＤＸ戦略～（主催：スペイン大使館経済商務部、スペイン投資局、野村総合研究所）
３月１１日　　スペイン経済問題・デジタル移行省による日本企業向けウェビナー（主催：スペイン経済問題・デジタル移行省）

⑰　日本・カナダ商工会議所協議会

1)　日本・カナダ商工会議所協議会 オンライン会合

１１月２０日（１７０名）
オンライン開催
a. 開会挨拶
カナダ商工会議所　会頭　　ペリン・ビーティー　氏
b. 講演
在日カナダ大使館　公使（商務）　トレイシー・レイノルズ　氏
カナダ三菱商事会社　社長　兼　トロント支店長　　並　木　香　織　氏
Ｄａｔａｐｅｒｆｏｒｍｅｒｓ　共同創業者・ＣＯＯ　　アミン・ベン・エイド　氏

c. パネルディスカッション
モデレーター：カナダ側会長　　スティーブ・デッカ　氏
d. 質疑応答
e. 閉会挨拶
日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫

2)　２０２０年度総会
３月２５日（２２名）
オンライン開催
a. 開会挨拶
日本・カナダ商工会議所協議会　会長　　安　永　竜　夫
b. 報告　①２０２０年度活動報告
②２０２０年度収支決算（見込み）
c. 議件　①２０２１年度活動計画（案）
②２０２１年度収支予算（案）
d. 講演
外務省　北米局　北米第二課長　　岡　崎　泰　之　氏
在日カナダ大使館　参事官・シニアトレードコミッショナー
ディビッド・ボストウィック　氏

3)　主催イベント
a.　１２月　１日　日本・カナダ次官級経済協議における要望事項に関する鈴木外務審議官との意見交換
b.　　３月１５日　オンラインセミナー「カナダの最新情報とビジネスチャンス～注目産業における
～１９日　日本企業との連携可能性～」

4)　後援・協力
a.　　２月１６日　カナダ大使館主催「ＸＲスタートアップＢ２Ｂ面談会」
～１９日
b.　　３月１１日　カナダ大使館主催「カナダ・スタートアップショーケース（ＢｔｏＢイベント)」

⑱　日本メコン地域経済委員会

1)　２０２０年度総会（２０１９年度事業報告（案)・収支決算（案）および２０１９年度事業計画（案)・収支予算（案）の承認）
７月２７日（紙上総会）

2)　第１６回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議
※ミャンマー国軍によるクーデター発生のため延期

3)　懇談会、セミナー等

a.　国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関する説明会

６月３０日　（７５名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　各省庁より説明

内閣官房　内閣参事官（国家安全保障局）　石　川　誠　己　氏
出入国在留管理庁　出入国管理部審判課長　礒　部　哲　郎　氏
外務省　領事局参事官　大　隅　　洋　氏
外務省　南部アジア部　南東アジア第一課長　山　田　欣　幸　氏
厚生労働省　大臣官房医薬・生活衛生局　生活衛生・食品安全審議官　浅　沼　一　成　氏
経済産業省　通商政策局　通商交渉官　赤　星　　康　氏
国土交通省　航空局参事官　黒　須　　卓　氏

(c)　意見交換・質疑応答

b.　ベトナムにおけるポストコロナ経済対策オンラインセミナー

７月２２日　（２８名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

駐日ベトナム社会主義共和国大使館　参事官・投資促進部長
グエン・スアン・ティエン　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

c.　オンラインセミナー「ポストコロナを見据えたベトナム人材の動向について」

８月２６日　（５０名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

「ベトナムにおける高度人材の活用事例と法的課題について」

明倫国際法律事務所　弁護士　原　　智　輝　氏

「ベトナム高度人材の活用促進について」

(一社)外国人材支援機構(ＨｕＲｅＤｅｅ)　常務理事　山　口　貴美雄　氏

「ベトナム才能の採用チャンス」

ベトナム・ジャパン・リンク　代表　チャン・ティ・カイン　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

d.　オンラインセミナー「コロナ禍のメコン経済回廊とその可能性」～タイとミャンマーの連結性を中心に～

１０月１５日　（５０名）

開催地：オンライン

(a)　開会

(b)　講演

国士館大学政経学部　教授　助　川　成　也　氏

(c)　質疑応答

(d)　閉会

e. オンラインセミナー「変わりゆくメコン最後のフロンティア」～「ラオス１００」に見るビジネスの可能性～
１１月　６日　（３３名）
開催地：オンライン
(a) 開会
(b) 講演
(独)日本貿易振興機構　ビエンチャン事務所　所長　　岩　上　勝　一　氏
(c) 質疑応答
(d) 閉会

f. オンラインセミナー「急速にライフスタイルの変貌をとげるカンボジア」～新たな市場ニーズとビジネスチャンスについて～
１２月２２日　（２９名）
開催地：オンライン
(a) 開会
(b) 講演
(独)日本貿易振興機構　対日投資部　ＤＸ推進チーム　主幹　　宮　尾　正　浩　氏
(c) 質疑応答
(d) 閉会

g. 外務省・経産省による「ミャンマー情勢説明会」
２月２５日　（６９名）
開催地：オンライン
(a) 開会挨拶
日本メコン地域経済委員会　委員長　　鈴　木　善　久　氏
(b) 各省より説明
「ミャンマー情勢及び米国の制裁」
外務省　南部アジア部長　　小　林　賢　一　氏
「ＯＤＡ関連」
外務省　国際協力局長　　植　野　篤　志　氏
「現地企業の状況」
経済産業省　通商政策局長　　広　瀬　　直　氏
(c) 意見交換・質疑応答

h. オンラインセミナー「ミャンマー国軍の政権掌握」～２・１クーデターとその影響について～
２月２５日　（９９名）
開催地：オンライン
(a) 開会
(b) 講演
京都大学東南アジア地域研究研究所　准教授　　中　西　嘉　宏　氏
(c) 質疑応答
(d) 閉会

4) 表敬訪問等
７月　８日　梅田邦夫　前駐ベトナム特命全権大使の三村会頭表敬訪問
８月１８日　プラーンティップ・ガーンジャナハッタキット　在京タイ大使館公使の事務局表敬訪問

１１月　６日　ガノッポーン・ショーティパーン　在京タイ大使館経済・投資事務所（ＢＯＩ東京事務所長）公使の事務局表敬訪問

5)　各機関への協力等

a.　第１３回日メコン産業政府対話への協力

７月１７日

開催地：オンライン

オンライン開催のため、委員企業へ案内を展開。

b.　日・ミャンマー投資ダイアローグへの協力

７月２９日

開催地：オンライン

主催：(独)日本貿易振興機構、在ミャンマー日本国大使館、ミャンマー政府

塩田誠共同委員長が委員会を代表して参加し、経済界からの参加団体の一人としてコメントを発表。

c.　日越大学に関する事業

１１月　６日　第５回日越大学理事会（オンライン）

d.　ミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォームに関する事業

７月　９日　第１５回世話人会（オンライン）

９月　１日　第１６回世話人会（紙上）

１０月　２日　臨時総会（紙上）

１２月　８日　第１７回世話人会（オンライン）

３月　３日　第１８回世話人会・２０２０年度総会（オンライン）

⑲　全国商工会議所中国ビジネス研究会

1)　会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。

本年度は日商との共催で「越境ＥＣ」や「日中往来」などをテーマに以下のとおりセミナーを９回開催した。

５月２２日（３００名）　オンラインセミナー「ネットを通じて全世界と繋がり商機を掴む！～越境ＥＣによる海外販路開拓編～」

６月　５日（３９０名）　オンラインセミナー「ネットを通じて全世界と繋がり商機を掴む！～越境ＥＣによる海外仕入れ編～」

６月　９日（２８０名）　中国ビジネスオンラインセミナー～ポストコロナを見据えた日本企業の人事労務～

７月２２日（１２０名）　中国ビジネスオンラインセミナー～中国経済の現状・法整備について～

９月　９日（２８３名）　中小企業のためのＡｍａｚｏｎ活用オンラインセミナー～１８０か国以上の購入者が訪れる世界のＡｍａｚｏｎサイトに出展！～

１０月　２日（５９８名）　中国ビジネスオンラインセミナー～日中間往来の最新事情とビザの手続きについて～

１０月１３日（１９１名）　第２回中小企業のためのＡｍａｚｏｎ活用オンラインセミナー

１１月３０日（１４８名）　中小企業のためのアリババ越境ＥＣ活用オンラインセミナー

３月　５日（５００名）　香港春節ビジネスセミナー

⑳　東アジア・ビジネスカウンシル（ＥＡＢＣ）

1)　第４７回ＥＡＢＣ会合

６月１７日　（４６名）

開催地：オンライン

a. 議長挨拶
b. 前会（第４６回）振り返り
c. 各国及び各ワーキンググループより近況と課題の共有
d. ＡＳＥＡＮ＋３高級実務者会合への提出内容について
e. その他

2) 第４８回ＥＡＢＣ会合
８月１８日　（３５名）
開催地：オンライン

a. 議長挨拶
b. 前会（第４７回）振り返り
c. 各国及び各ワーキンググループより近況と課題の共有
d. ＡＳＥＡＮ＋３高級実務者会合の報告
e. ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合への提出内容について
f. その他

3) 第４９回ＥＡＢＣ会合
１１月　９日　（３７名）
開催地：オンライン

a. 議長挨拶
b. 前会（第４８回）振り返り
c. 各国及び各ワーキンググループより近況と課題の共有
d. ＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合の報告
e. ＡＳＥＡＮ＋３首脳会合への提出内容について
f. ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３首脳会議の接触準備
g. その他

4) 第５０回ＥＡＢＣ会合
１月２２日　（３３名）
開催地：オンライン

a. 議長による挨拶と２０２０年振り返り
b. 議長交代
c. ２０２１年議長の挨拶
d. ２０２１年のＥＡＢＣに関して（副議長の選定、議題と優先項目、活動予定など）
e. 前会（第４９回）振り返り
f. その他

5) ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３経済大臣会合
８月２８日
開催地：オンライン

6) ＥＡＢＣとＡＳＥＡＮ＋３首脳会合
１１月１４日
開催地：オンライン

㉑　アジア・大洋州地域大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）

※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

㉒　駐中南米地域日本国大使との懇談会（日本経済団体連合会との共催）

※新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止

㉓　その他国際関係会議

1)　アフリカビジネスオンライン講演会 ～ＴＩＣＡＤ８（於：チュニジア）開催に向けて～

１月１９日（２０８名）

2)　ＪＩＩＮ総会

３月９日（１７名）

開催方法：オンライン

3)　ＪＩＩＮ日本・イスラエルビジネスフォーラム２０２１

３月１０日（７２８名）

a．開会挨拶

b．基調講演

c．パネルディスカッション

＊テーマ：デジタルヘルス、スマートシティ、グリーンテック

d.　閉会挨拶

4）トルコ投資セミナー～トルコの市場と製造拠点としての魅力を探る～

３月１９日（１５２名）

(14) その他の会議

①　参与会

１０月２０日　（３６名）

1）開会挨拶
2）新任参与紹介
3）説明（動画上映）
・新型コロナウイルスへの東商の対応について
4）意見交換　※４グループに分かれての討議
・各社、業界における「ウィズコロナ」の現状について
・新型コロナウイルス関連で東商に期待すること
5）総括、閉会

②　秘書会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

③　部会長会議　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催

６月　４日　　（１６名）

1)　開会挨拶
2)　説明
(1) 新型コロナウイルス東商の対応状況について
(2) 各業界の現状について
3)　意見交換
4)　閉会

④　福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑤　四木会

１０月２１日　（　９名）　1)　意見交換・情報交換
３月３０日　（　９名）　1)　意見交換・情報交換

⑥　東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、１５団体にて構成する「東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）整備促進連絡会議」を開催し、意見交換を行った。

1)　連絡会議

１１月２０日　（２９名）　東京外かく環状道路（関越道～湾岸線）整備促進連絡会議
意見交換会
来賓挨拶　東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟
会長　中嶋義雄氏
国土交通省関東地方整備局　道路部長　髙松諭氏
東京都建設局　三環状道路整備推進部長　福島眞司氏
説明　「東京外かく環状道路の現状について」
国土交通省関東地方整備局　東京外かく環状国道事務所長　関信郎氏
東日本高速道路㈱関東支社　東京外環工事事務所長　辻功太氏
中日本高速道路㈱東京支社　東京工事事務所長　中岡毅氏
意見交換

⑦　各種検定試験に関する会議等

1)　ビジネス実務法務検定試験

第１回１級作問・採点委員会	５月１１日	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
第２回１級作問・採点委員会	８月２１日	（２１名）	第４８回１級問題作成について
第３回１級作問・採点委員会	１０月　６日	（１７名）	第４８回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１８日	（　５名）	第４８回１級最終採点審査

2)　福祉住環境コーディネーター検定試験

第１回１級作問委員会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
第２回１級作問委員会	８月１４日	（　８名）	第４５回１級問題作成について
１級最終採点委員会	２月１２日	（　４名）	第４５回１級最終採点審査

3)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

第１回作問委員会	５月２７日	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
第２回作問委員会	１０月２２日	（　７名）	第４０回問題作成について

4)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

第１回作問委員会	３月１７日	（　５名）	第２９回問題作成について
第２回作問委員会	９月２４日	（　５名）	第２９回問題作成について
第１回テキスト作成委員会	５月１９日	（１２名）	改訂８版公式テキストについて
第２回テキスト作成委員会	１０月　８日	（１２名）	改訂８版公式テキストについて
「ｅｃｏ検定アワード２０２０」審査委員会			
	１０月　６日	（　７名）	ｅｃｏ検定アワード２０２０最終審査

5)　日商簿記検定試験

第１５６回日商簿記検定試験施行説明会
　１０月２８日（１４名）　　第１５６回検定試験施行運営について
第１５６回日商簿記検定試験施行説明会
　１０月２９日（　９名）　　第１５６回検定試験施行運営について
第１５７回日商簿記検定試験施行説明会
　２月　９日（　５名）　　第１５７回検定試験施行運営について
第１５７回日商簿記検定試験施行説明会
　２月１０日（　４名）　　第１５７回検定試験施行運営について

6)　そ の 他

東京商工会議所企画検定試験　「新任担当者向け施行研修会」
　４月２４日　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
東京商工会議所企画検定試験「大都市商工会議所検定担当課長会議」
　１月　７日・８日　　２０２０年度～２１年度の検定試験施行運営について
　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
東京商工会議所企画検定試験「担当者会議」
　１１月臨時担当者会議（動画配信および資料掲載）東商企画６検定試験のＷｅｂ化等について
　１月担当者会議　　（資料掲載）２０２１年度東京商工会議所企画検定試験の施行運営について

⑧　新型コロナウイルス感染拡大に関する意見交換等

1)　小池都知事と三村会頭の意見交換（オンライン形式）
　５月２０日　「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格)」について　他
　７月３１日　「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示について　他
　１２月２５日　年末年始の外出自粛、休暇・テレワーク・時差出勤等の協力要請　他

2)　小池都知事による緊急ヒアリング
　４月　７日（　　５名）　挨拶（緊急事態宣言に伴う協力要請）
　　東京都知事　　小　池　百合子　氏
　　東京商工会議所　副会頭　　大久保　秀　夫
　　新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京商工会議所の取り組みについて
　　東京商工会議所　専務理事　　石　田　　徹
　　東京都の中小企業支援に関する要望事項について（新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京都への緊急要望（第二次））
　　東京商工会議所　副会頭　　大久保　秀　夫
　　意見交換

新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京都への緊急要望（第二次）

Ⅰ．倒産・廃業防止のため前例にとらわれない緊急対策の実施
○　徹底した資金繰り支援の拡充
　・　東京都のコロナ関連の制度融資を国の制度に準じて、実質ゼロ金利とすべき
○　売上が減少した企業に対する固定資産税や法人事業税など都税の減免・納税猶予、申告納付期限の延長にかかる延滞金等の柔軟な取り扱い
○　休業や営業時間短縮に協力する中小事業者に対する感染拡大防止協力金について、早急かつ明確な制度構築
○　雇用調整助成金に対応した窓口機能のさらなる強化
○　混乱に乗じた、中小・小規模事業者への取引上のしわ寄せ防止

Ⅱ．徹底した感染拡大防止の下、地域経済社会活動への影響を最小限に留める対策

○　緊急事態措置のもとで休業等を要請する施設や企業活動に関する具体的なガイドラインの提示
・　休業要請等対象施設のカテゴリー毎により明確な対象範囲を早急に提示すること
・　休業要請等対象施設以外の一般の企業活動の維持や従業員の安全確保に関するガイドラインを提示すること
○　テレワークやオンライン会議など、働き方改革を見据えたデジタル技術の活用促進
・　事業継続緊急対策（テレワーク）助成金における機器購入費の拡充（パソコンが１０万未満のみが対象など条件が厳しい等)、事後申請の許容

Ⅲ．経済のＶ字回復に向けた大胆な経済対策
○　大胆な個人消費の喚起策
○　企業の活力を取り戻すための方策（ＥＣサイト構築・運用に対する支援や、終息期・終息後の展示会・商談会等）

以上

２０２０年　４月　７日

＜実現状況＞　○　徹底した資金繰り対策の拡充
・　緊急融資を新設するとともに、融資に係る信用保証料を全額補助
（融資目標額１，０００億円→１兆５，０００億円／実質無利子化）
・　徴収猶予制度の創設、延滞税なし　※売上２０％以上減少要件あり
○　助成金や協力金の拡充
・　「感染拡大防止協力金」の早急な制度発表（４月１０日発表、予算規模９６０億円）
・　新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業の拡充（１００社→１，３００社）
○　休業要請等施設、企業活動の明確化
・　事業者の相談窓口「緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」設置
・　東京都のＨＰにて、休業要請等対象施設の明確化
・　企業活動における適切な感染防止対策の公表

７．事　　業

(1) 渋沢栄一記念事業

渋沢栄一記念事業については、２０１９年４月、渋沢初代会頭が２０２４年からの新１万円札の肖像画に採用、また、２０１９年９月には、２０２１年２月１４日ＮＨＫ放送開始の大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、５つの主なテーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき、昨年度に引き続き、渋沢記念事業プロジェクトチームをオフィス環境部内に設置し、様々な記念事業を実施した。

①　渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定

1)　「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」への東京都板橋区の追加加入

東京商工会議所（三村明夫会頭）、埼玉県深谷市（小島進市長）、東京都北区（花川與惣太区長）、公益財団法人渋沢栄一記念財団（締結時：渋沢雅英理事長）、深谷商工会議所（村岡正巳会頭）、ふかや市商工会（沼尻芳治会長）が２０１９年８月２７日（火）に締結した「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」について、東京都板橋区（坂本健区長）を追加する覚書を締結した。

（締結日）２０２０年１１月１１日（水）

（締結者）	東京商工会議所	三　村　明　夫　会　頭
	埼玉県深谷市	小　島　　進　　市　長
	東京都北区	花　川　與惣太　区　長
	公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一　理事長
	深谷商工会議所	村　岡　正　巳　会　頭
	ふかや市商工会	沼　尻　芳　治　会　長
	東京都板橋区	坂　本　　健　　区　長

2)　「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」への東京都江東区の追加加入

東京商工会議所（三村明夫会頭）、埼玉県深谷市（小島進市長）、東京都北区（花川與惣太区長）、公益財団法人渋沢栄一記念財団（樺山紘一理事長）、深谷商工会議所（村岡正巳会頭）、ふかや市商工会（沼尻芳治会長）及び２０２０年１１月１１日付覚書にて追加した東京都板橋区（坂本健区長）の７者で締結している「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」（２０１９年８月２７日締結）について、東京都江東区を追加する覚書を締結した。

（締結日）２０２１年1月２９日（金）

（締結者）	東京商工会議所	三　村　明　夫　会　頭
	埼玉県深谷市	小　島　　進　　市　長
	東京都北区	花　川　與惣太　区　長
	公益財団法人渋沢栄一記念財団	樺　山　紘　一　理事長
	深谷商工会議所	村　岡　正　巳　会　頭
	ふかや市商工会	沼　尻　芳　治　会　長
	東京都板橋区	坂　本　　健　　区　長
	東京都江東区	山　﨑　孝　明　区　長

②　渋沢栄一記念事業の実施

1)　渋沢プレミアム・ミーティングの実施

渋沢栄一翁が係わった企業・団体の中から、代表的企業等に参集いただき、渋沢翁の精神の伝承を目的とし実施した。（実施部署：オフィス環境部）

（開催日）２０２０年１０月　９日

（参加者）	東京商工会議所	三　村　明　夫　会　頭
	東急㈱	野　本　弘　文　会　長

㈱ＪＴＢ	田　川　博　己	相談役
東京ガス㈱	広　瀬　道　明	会　長
㈱ＩＨＩ	斎　藤　　保	相談役
みずほフィナンシャルグループ	塚　本　隆　史	名誉顧問
東京商工会議所	石　田　　徹	専務理事
王子ホールディングス㈱	矢　嶋　　進	会　長
清水建設㈱	宮　本　洋　一	会　長
㈱東京會舘	渡　辺　訓　章	社　長
東京海上日動火災保険㈱	北　沢　利　文	副会長
日本郵船㈱	内　藤　忠　顕	会　長
越野建設㈱	越　野　充　博	社　長
㈱ＮＨＫエンタープライズ	安　齋　尚　志	社　長
澁澤倉庫㈱	大　隅　　毅	社　長
㈱帝国ホテル	定　保　英　弥	社　長
学校法人日本女子大学	今　市　涼　子	理事長
東京商工会議所	西　尾　昇　治	常務理事
	小　林　治　彦	理事・事務局長
	湊　元　良　明	理事・産業政策第二部長

2)　その他の渋沢栄一記念事業

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
―逆境の時こそ、力を尽くす― 第１回セミナー「渋沢が創り上げた金融の形とこれからの在り方」 〔講師〕 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問（東京商工会議所　特別顧問） 塚　本　隆　史　氏 〔聞き手〕 作家・中国古典研究家 守　屋　　淳　氏	7月　6日	東商渋沢ホール	49名 （Ｙｏｕｔｕｂｅ再生回数：４９０回） ※再生回数は２０２１年３月末時点	広報部
―逆境の時こそ、力を尽くす― 第２回セミナー「ガス事業の父」渋沢栄一が育んだガス屋魂 〔講師〕 東京ガス㈱　取締役会長（東京商工会議所　副会頭） 広　瀬　道　明　氏 〔聞き手〕 作家・中国古典研究家 守　屋　　淳　氏	9月28日	東商渋沢ホール	62名 （Ｙｏｕｔｕｂｅ再生回数：５３０回） ※再生回数は２０２１年３月末時点	広報部
渋沢シンポジウム「逆境の時こそ、力を尽くす」 第１部基調講演「祖父・渋沢栄一から学んだこと」 エッセイスト 鮫　島　純　子　氏 第２部パネルディスカッション 「渋沢の志を活かして」 〔コーディネーター〕	11月　4日	東京會舘　ローズルーム	198名 （Ｙｏｕｔｕｂｅ再生回数：７８０回） ※再生回数は２０２１年３月末時点	広報部

作家・中国古典研究家 守　屋　　淳　氏 〔パネリスト〕 深谷市　市長 小　島　　進　氏 日本女子大学　理事長 今　市　涼　子　氏 東京商工会議所　会頭 三　村　明　夫 第３部２０２１年大河ドラマ「青天を衝け」見どころのご紹介 大河ドラマ「青天を衝け」チーフ・プロデューサー 菓　子　　浩　氏				
企画展 「受け継がれる渋沢栄一の精神」	12 月～2 月	東京商工会議所ビル １階多目的スペース	－	オフィス環境部
「論語とそろばん」セミナー２０２１ ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン形式で開催。	3 月 1 日 ～3 月 30 日	※場所の記載なし	258 名	総務統括部
「渋沢ネットワークフォーラム２０２１～渋沢トークイベント(逆境の時こそ、力を尽くす)」(仮称)	2 月 14 日	帝国ホテル　孔雀西の間	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	オフィス環境部
―逆境の時こそ、力を尽くす― 第３回セミナー 〔講師〕 作家・中国古典研究家 守　屋　　淳　氏 大河ドラマ「青天を衝け」チーフ・プロデューサー 福　岡　利　武　氏	3 月　2 日	東商渋沢ホール	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	広報部
三村会頭　深谷大河ドラマ館視察会	3 月 10 日	渋沢栄一 青天を衝け 深谷大河ドラマ館、渋沢栄一記念館 他	5 名	オフィス環境部

③　東商渋沢ミュージアムの展示状況

東商渋沢ミュージアムは、２０１９年１１月１日（金）に開設。その後、渋沢栄一翁生誕１８０年を機に、２０２０年2月１３日（木）リニューアルオープン。以降、渋沢翁に関する東商保有の歴史資料のほか、東京商工会議所製作の渋沢翁グッズを販売するなど、会員企業のみならず一般公開している。

（展示概要）東商所有の歴史資料の展示

・展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
・東商所有の歴史資料
・渋沢栄一翁直筆の書「不平等即平等」
・展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齋之以禮』(滝野川警察署 所蔵)」
・初代会頭 渋沢栄一像（深谷市寄贈、ミニチュア版）
・写真パネル「渡米実業団　西陣織の感謝状（見本)」
「初代会頭渋沢栄一自筆の書『業精干勤荒干嬉』」
「初代会頭　渋沢栄一胸像」
・展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
・映像「大礼記念国産振興東京博覧会」
・壁面展示「１４０年にわたる歩み」
・渋沢栄一直筆掛け軸「雲無心以出岫鳥倦飛而知還」

（㈱カジワラ　梶原 徳二 代表取締役会長　寄贈）
・大河ドラマ「青天を衝け」出演者直筆サイン展示

（販　　売）渋沢翁グッズの販売
・Ａ５サイズ　リングノート
・歴代会頭名入り湯呑み
・渋沢翁の訓言・解説付き　箸、箸置きセット
・渋沢翁珈琲
・渋沢翁ピンバッジ

④　東商新聞における渋沢栄一事業

1)　渋沢栄一に関連がある著名人へのインタビュー

内容／見出し	掲載号	取材対象者	実施部署
道徳と経済の融合へ挑戦続ける	4月20日号	(公財)渋沢栄一記念財団・渋沢史料館　館長　　井上　潤　氏	広報部
先の見えない時代こそ『論語と算盤』が生きる	12月20日号	シブサワ・アンド・カンパニー㈱代表取締役　　渋澤　健　氏	広報部
大河ドラマ『青天を衝け』の意気込みや見どころ、渋沢栄一の魅力	1月20日号	大河ドラマ『青天を衝け』主人公・渋沢栄一役　　吉沢　亮　氏	広報部
大河ドラマ『青天を衝け』の意気込みや見どころ、渋沢喜作の魅力	3月20日号	大河ドラマ『青天を衝け』　渋沢喜作役　　高良　健吾　氏	広報部

2)　渋沢栄一に関連した特集・記事

内容／見出し	掲載号	取材対象企業・団体	実施部署
特集「渋沢栄一が設立に関わった企業のＤＮＡを探る」 第12回「世のため人のために力を尽くす」	5月20日号	東京都健康長寿医療センター	広報部
特集「渋沢栄一記念事業」 セミナー「渋沢が創り上げた金融の形とこれからの在り方」を紹介	8月20日号	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問　　塚本　隆史　氏	広報部
記事　ＬＩＮＥ公式アカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設	10月20日号		広報部
特集「渋沢栄一記念事業」 セミナー「『ガス事業の父』渋沢栄一が育んだガス屋魂」を紹介	10月20日号	東京ガス㈱ 会長　　広瀬　道明　氏	広報部
記事「逆境の今こそ、渋沢翁の志を」 渋沢シンポジウム	11月20日号		広報部
記事「各社の取り組みを共有」 渋沢プレミアム・ミーティング	11月20日号		広報部
記事「大河ドラマ館を応援」 深谷市・北区へ寄付金を贈呈	11月20日号		広報部
記事「渋沢翁の精神をバッジに」 オリジナルピンバッチ発売中	11月20日号		広報部
記事「渋沢翁の思想を社会へ」 三村会頭 吉沢亮氏らと対面	1月20日号		広報部
記事「大河ドラマ『青天を衝け』」放送開始	2月20日号		広報部
特集「渋沢栄一記念事業」 東商渋沢ミュージアムや東商渋沢ホールなど、渋沢栄一に関連する施設などを紹介	3月20日号		広報部

3)　連載「渋沢栄一と関東大震災～逆境の時こそ、力を尽くす～」

見出し	掲載号	執筆者	実施部署
第1回「そして地震は起こった」	8月20日号	作家・中国古典研究家 守屋　淳　氏	広報部
第2回「壮心已まず」	9月20日号		
第3回「自立した民間の力」	10月20日号		
第4回「百年前の『トモダチ作戦』」	11月20日号		
第5回「無私の調整役として」	12月20日号		
最終回「どう東京を復興するのか」	1月20日号		

4)　連載「渋沢栄一の言葉」(過年度からの継続連載)

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第40回「足るを知りて分を守り、これは如何に焦慮すればとて、天命であるから仕方ないとあきらめるならば、如何に処しがたき逆境にいても、心は平らかなるを得る」	5月20日号	シブサワ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役 渋澤　健　氏	広報部
第41回「われ一人ぐらいはいかなる事をしても、多数の人がよくしてくれるからと思うは、大いなる心得違いである。誰もがそう思うときには、国を挙げて誤謬におちいることとなる」	8月20日号		
第42回「口舌の利用によって福は来るものではないか。もともろ多弁は関心せぬが、無言もまた珍重すべきものではない」	10月20日号		
最終回「真に理財に長ずる人は、よく集むると同時によく散ずるようでなくてはならぬ」	3月20日号		

⑤　東京商工会議所初　公式ＬＩＮＥアカウント『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～の開設

東京商工会議所での渋沢栄一翁に関する取り組み、大河ドラマ情報、渋沢翁が係った企業情報、記念グッズの紹介、関係機関の活動などを幅広く配信するため、東京商工会議所で初めての公式ＬＩＮＥアカウント「『渋沢通信』～受け継がれる渋沢栄一の精神～」を開設した。

(開 設 日) ２０２０年９月２８日（月）
(名　　称)「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～
(配信内容) 東京商工会議所の渋沢栄一に関する取り組み・イベント
・渋沢ミュージアムの見どころ・記念グッズ紹介など
・大河ドラマ「青天を衝け」に関する情報・コラム
・渋沢翁が係った企業における情報・コラム
・大河ドラマに関連した会員企業の商品やサービス紹介

⑥　新型コロナウイルス禍における渋沢事業の寄付金活動の実施

生涯に約５００の企業の育成に関わり、同時に約６００の社会公共事業設立にも尽力していた渋沢栄一翁の「逆境の時こそ、力を尽くす」という精神を受け継ぎ、社会公共活動として寄付金事業を実施した。

1)　渋沢翁ピンバッジの製作

「逆境の時こそ、力を尽くす」をテーマに渋沢翁ピンバッジを製作し、収益金（１個４００円のうち２００円分）を寄付する。

(販売個数)　９，３８９個
(売 上 金)　３，７５５，６００円
(募 金 額)　１，８７７，８００円

2)　ＮＨＫ歳末助け合い募金活動の実施

東京都共同募金会「赤い羽根共同募金運動」として毎年１２月実施している募金運動に参画し、募金活

動を行った。

a.　東京都共同募金会を通じ、歳末助け合い募金のブースをＮＨＫ前に出展

（実施期間）　１２月　１日（火）～１２月２５日（金）

（募 金 額）　９５，３８１円

b.　東京商工会議所１階多目的スペースにて歳末助け合い募金を実施

（実施期間）　１２月　３日（水）～１２月１７日（水）

（募 金 額）　２８，７６７円

c.　常議員会にて歳末助け合い募金を実施

（実 施 日）　１２月１０日（木）

（募 金 額）　１２１，６９１円

3)　地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センターへの寄付金贈呈式の実施

渋沢翁ピンバッジ収益金のうち１００万円を、地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センターへ寄付し、これに伴う寄付金贈呈式を実施した。

（日　　時）　２０２１年　3月　8日（月）１６時　5分～１６時３５分

（場　　所）　板橋区立文化会館４階「大会議室」

（出 席 者）　東京商工会議所　三　村　明　夫　会　頭

石　田　　徹　　専務理事

西　尾　昇　治　常務理事

小　林　治　彦　理事・事務局長

湊　元　良　明　理事・産業政策第二部長

岩　月　宏　昌　板橋支部会長

東京都板橋区　坂　本　　健　　区　長

地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター

鳥　羽　研　二　理事長

許　　俊　鋭　センター長

4)　社会福祉法人　東京都共同募金会への寄付金贈呈式の実施

渋沢翁ピンバッジ収益金およびＮＨＫ歳末助け合い募金活動による募金額のうち１００万円を、社会福祉法人 東京都共同募金会を通じて都内児童養護施設５団体へ寄付し、これに伴う寄付金贈呈式を実施した。

（日　　時）　２０２１年　3月１５日（月）１３時～１３時３０分

（場　　所）　東京商工会議所5階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ　ＲｏｏｍＢ１－２

（出 席 者）　東京商工会議所　三　村　明　夫　会　頭

石　田　　徹　　専務理事

西　尾　昇　治　常務理事

小　林　治　彦　理事・事務局長

湊　元　良　明　理事・産業政策第二部長

社会福祉法人　東京都共同募金会　加　納　高　仁　常務理事

荒　木　公　雄　事務局長

社会福祉法人　福音寮　飯　田　政　人　理事長

（寄 付 先）　社会福祉法人　福音寮（施設名：福音寮）

社会福祉法人　松柏児童園（施設名：西台こども館）

社会福祉法人　救世軍社会事業団（施設名：救世軍世光寮）

特定非営利活動法人　ありがとう（施設名：ありがとう）

社会福祉法人　カリヨン子どもセンター（施設名：カリヨン子供の家ガールズ）

(2) 組織基盤強化活動

① 会員訪問活動による、顧客満足度の向上

1) 全会員訪問

例年ヒアリング活動として展開していた「全会員訪問」は、新型コロナウイルスの影響で実施を見送った。

2) ＰＲサポーター制度

東商事業の利用促進を目的とした訪問活動を２３支部対象に展開した。また、緊急事態宣言下においては訪問活動を見送り新型コロナヒアリングを目的としたテレコール活動を実施し、東商ＨＰにおけるコロナ対策事業のＰＲを行った。

＜訪問活動＞

実施期間：４月１日～４月７日／７月１日～１月１１日

訪問企業数：１，０５７件、４事業の紹介件数：２２５件

＜テレコール活動＞

実施期間：４月８日～６月３０日／１月１２日～３月３１日

テレコール企業数：１２，９１９件、ヒアリング件数：４，６１８件

② 新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は５，１６２件となった。一方、コロナ禍において退会が５，５８０件となり、本年は９年ぶりの会員数純減（４１８件）となった。

＜加入＞	５，１６２件	（前年比９８．８％）
うち議員・支部役員等募集	６０件	（〃　５４．１％）
〃　事務局募集	５，１０２件	（〃　９９．７％）
＜退会＞	５，５８０件	（前年比１２０．６％）

1) 議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

＜直接募集件数＞	６０件
＜紹介による件数＞	４８３件
【合計】	５４３件

2) 事務局会員増強表彰

件数目標及び口数目標達成率において顕著な実績を上げた部署に対し表彰を実施した。

本部：	中小企業相談部	（件数達成率１８３．８％、口数達成率１１５．６％）、
	企画調査部	（件数達成率１００．０％、口数達成率１６６．２％）、
	中小企業部	（件数達成率１４４．４％、口数達成率１００．０％）、
	共済・証明事業部	（件数達成率１０７．３％、口数達成率１３９．７％）、
支部：	北支部	（件数達成率１４６．７％、口数達成率１３８．８％）、
	足立支部	（件数達成率１５７．３％、口数達成率１２１．０％）、
	世田谷支部	（件数達成率１４０．０％、口数達成率１１３．４％）、
	豊島支部	（件数達成率１３２．２％、口数達成率１１９．７％）、
	港支部	（件数達成率１１０．０％、口数達成率１２１．０％）、
	大田支部	（件数達成率１２６．７％、口数達成率１０４．１％）、
	江戸川支部	（件数達成率１２４．８％、口数達成率１０４．１％）、
	練馬支部	（件数達成率１０１．１％、口数達成率１２１．１％）

3) 入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、２０１２年度より実施。２０２０年度は、２０２０年１１月～２０２１年１月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

・期間中の加入者には「事業・サービス共通ご優待券（１枚３，０００円分)」を１枚追加で進呈
※通常は加入時に１会員につき一律１枚
・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「東商オリジナル・渋沢栄一デザインのＱＵＯカード（５００円分)」１枚を、紹介した会員に進呈

③　業務推進・業務改善

1)　業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる７事業・１３部署の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

（表彰対象）

・「繁忙を極めた相談窓口対応をはじめとする、中小・小規模事業者の事業継続支援」
（中小企業相談部、千代田・中央・港・文京・渋谷支部）
・「コロナ禍における安心・安全なビル運営と事務局のテレワークへの対応」（オフィス環境部）
・「緊急事態宣言下の円滑な証明発給と事務所移転の対応」（共済・証明事業部）
・「景気情勢を適切に踏まえた新型コロナ感染拡大に伴う迅速な政策活動の展開」（産業政策第一部）
・「タイムリー且つ分かりやすいコロナ関連情報の積極的な発信」（広報部）
・「区内飲食店への継続的な魅力向上支援による関係の構築」（練馬支部）
・「コロナ禍の財政回復と将来を見据えた事業強化を目的とする中期財政計画の策定」
（総務統括部、財務部）

(3) 意見活動

①　意見・要望・提言一覧

NO.	摘　　要
１	最低賃金に関する要望～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～
２	持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見
３	雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～
４	新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望について
５	新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京都への緊急要望（第三次） (東京都議会令和二年第二回定例会へ提案予定の補正予算等に対する要望)
６	新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望について
７	国土強靭化対策に関する要望
８	東京都の中小企業対策に関する重点要望
９	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望
１０	首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望
１１	小池新都政に望む
１２	活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化に向けて
１３	国の中小企業対策に関する重点要望
１４	コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言
１５	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
１６	雇用調整助成金の特例措置の延長に関する緊急要望～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～
１７	令和３年度税制改正に関する意見
１８	国土交通省の防災・減災対策に関する要望
１９	東京都の防災・減災対策に関する要望
２０	東京都の雇用就業施策に関する要望

２１	東京２０２０大会開催に向けた東商アピール
２２	雇用・労働政策に関する要望
２３	スポーツ振興に関する要望
２４	多様な人材の活躍に関する要望
２５	事業主拠出金率の引上げに対する意見
２６	新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に対する意見
２７	新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた公共交通に係る要望～コロナ禍の影響を大きく受ける公共交通事業者への支援ならびに、次期交通政策基本計画に関する要望～
２８	知的財産政策に関する意見

パブリックコメント・大会決議文　等

１．最低賃金に関する要望～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

Ⅰ．現状認識

【「コロナショック」による危機的な経済情勢】

○新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。

○日本商工会議所が３月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した企業は９割を超えた。また、全産業合計の業況ＤＩはマイナス４９．０で、前月比マイナス１６．４ポイント、前年同期比マイナス３２．１ポイントと急速かつ大幅に悪化し、売上ＤＩや採算ＤＩ等も同様の傾向にある。わが国経済は今、「コロナショック」とも言うべき未曽有の危機に直面している状況であり、景気後退を懸念する声が多く聞かれている。

○特に、経営基盤の脆弱な中小企業では倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果断に実行している。

○こうした危機的な経済情勢にあって、多くの中小企業はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

【深刻な人手不足による実力以上の賃上げ】

○一方、企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がっており、労働分配率も大企業が４０％台であるのに対して中小企業は７０％台で推移しており、付加価値額の多くが人件費に費やされている。

○こうした状況の中、上記ＬＯＢＯ調査によると、２０１９年度に賃上げをした中小企業は６３．６％であるが、そのうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は約７割を占めている。

○更に、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応により、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることに加え、コスト増加分の価格転嫁については、ＢｔｏＣ、ＢｔｏＢともに転嫁に難航している企業が７割に達している。

○このように、中小企業の経営環境は先行きの見通しも含め厳しさを増していることに加え、中小企業の経営者は賃金支払余力が乏しい中、深刻な人手不足に対処するために、実力以上の賃上げを強いられているのが実態である。

【最低賃金の大幅な引上げに伴う影響】

○最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、近年、最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（２０１９年：１．３％）を大きく上回る引上げが続いている。

○特に昨年度は、「景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、『より早期に』全国加重平均が１，０００円になることを目指す」という新たな政府方針により、引上げ率は４年連続３％台となる３．１％、引上げ額の全国加重平均は昭和５３年度に目安制度が始まって以降で最高額となる２７円となった。

○また、１９の県で目安額を上回る引上げとなり、東京都、神奈川県では全国初の時間額１，０００円を超えるなど全ての都道府県で大幅な引上げとなった。その結果、当所が実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合は、２０１５年度の２０．７％から２０２０年度は実に４１．８％に上り、年々増加の一途をたどっている。

○更に、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は２００８年度の２．７％、２０１３年度の７．４％から２０１８年度は１３．８％と大幅に上昇しており、東京都（１１．６％）を含む３４都道府県では１０％を超

え、特に神奈川県（２５．６％）、青森県（２１．６％）では２０％を超えている。

【高まっている中小企業の不満と不安】
○こうした状況により、全国の中小企業から最低賃金の大幅な引上げに対して悲鳴にも近い「生の声」が当所へ寄せられている。また、最低賃金の審議で政府方針に代表される「時々の事情」が重視され、明確な根拠が示されない中で大幅に引上げられていることに対する不満が高まっている。
○加えて、最低賃金に関しては、より大幅に引上げることで生産性の低い中小企業を淘汰し新陳代謝を促すべきといった意見や、最低賃金を全国で一元化することで地方から都市部への労働移動を抑制し地方創生を推進すべきといった意見など、様々な論調があることから、多くの中小企業は戸惑い、大きな不安を訴える声が高まっている。

【引上げ凍結も視野に、中小企業の経営実態を考慮した審議が不可欠】
○中小企業は、企業数の９９％、雇用の約７割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎であることは言うまでもない。
○当所はかねてから、最低賃金は中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきであると主張してきたが、「コロナショック」による危機的な経済情勢の中で、特に今年度は引上げありきではなく、引上げの凍結も視野に、中小企業の経営実態や地域経済の状況を考慮した審議が不可欠である。
○また、こうした危機的な経済情勢にあっても、中小企業は事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をし、地域経済を支えていることに加え、わが国経済の成長・発展にも重要な役割を担っていることから、思い切った支援策を通じて中小企業の生産性向上を支援し、経済の持続的な成長につなげていくことが求められる。
○こうした現状認識のもと、当所は今年度の審議にあたり下記の事項を強く要望するとともに、最近の様々な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

記

Ⅱ．今年度の審議に対する要望

１．危機的な経済情勢を反映した新たな政府方針の設定を
○最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に罰則付きで一律に適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。４年連続３％台の大幅な引上げが続いている中で、全国の中小企業から今年度の審議に関して、昨年６月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が１，０００円になることを目指す」という政府方針を踏まえると、「コロナショック」による影響は計り知れず、先行きの見通しも立たない危機的な経済情勢にも関わらず、例年にも増してより大幅な引上げになるのではないか、といった不安を訴える声が高まっている。
○現在の全国加重平均９０１円が、政府が目指す１，０００円になると約１１％の大幅な引上げになり中小企業の経営に与えるインパクトが非常に大きいことから、これまで当所は政府方針ありきではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。
○昨年６月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が１，０００円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としており、例年６月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」には最低賃金に関する政府方針が示されることから、政府は最低賃金に関して急速かつ大幅に悪化している足元の景況感や危機的な経済情勢を反映した新たな方針を設定すべきである。

２．引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を
○地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第９条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められている。しかし、近年は審議の結果、明確な根拠が示されていない中で、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げが続いていることから、当所の調査で直接的な影響を受けた企業の割合は４１．８％に上り、その割合は年々増加の一途をたどっている。
○安倍内閣総理大臣は去る３月１４日、２８日、４月７日の記者会見等で、「地域経済の核である中小・小規模事業者には、あらゆる手を尽くして事業を継続していただかなければならない。そのことによって、地域の雇用、働く場所はしっかりと守り抜いていく」旨の決意を述べたが、中小企業は、企業数の９９％、雇用の約７割を占めるなど、わが国の経済活力の源泉であり、地域経済を支える礎であることは言うまでもない。
○しかし、最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ７年間で６３万者も減少し、かつ「コロナショック」により事業活動に甚大な影響が出ている中小企業が増えている中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。
○したがって、最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目ＧＤＰ成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、上記三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率（２０１９年：１．３％）など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感

のある水準を決定すべきである。
○特に、わが国経済は今、「コロナショック」とも言うべき未曽有の危機に直面している状況であり、景気後退を懸念する声が多く聞かれていることから、リーマンショック時の２００９年度の引上げ率は１．４２％、東日本大震災時の２０１１年度は０．９６％であったことを踏まえ、今年度は現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げありきではなく、引上げの凍結も視野に入れ審議することが不可欠である。
○なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。

３．生産性向上及び取引適正化対策の強化・拡充を
○最低賃金の大幅な引上げに加え、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金など働き方改革への対応に伴い、多くの企業で人件費が増加している中で、コスト増加分の価格転嫁については、ＢｔｏＣ、ＢｔｏＢともに転嫁に難航している企業が７割に達している。したがって、人件費を含めたコスト増加分を適正に価格転嫁できるよう、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、下請け取引適正化対策を含めた取引支援をより一層強化・拡充していくべきである。
○また、中小企業は人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や最低賃金の引上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応する必要がある。こうした制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、ＩＴ導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する中小企業生産性革命推進事業は非常に有効な施策であることから、幅広く周知し、利用を促進していくべきである。
○中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する業務改善助成金は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。本助成金に関しては、当所の要望に基づき「２５円コース」が新設された他、「３０円コース」の助成対象事業場が３０人以下から１００人以下に拡大されたことに加え、助成上限額が１００万円から４５０万円に拡充された。更に、申請時に必要であった納税証明書の提出を不要とするなど申請手続きも簡素化し、使い勝手が向上したことは高く評価する。一方、昨年度の本助成金の予算執行率は４０％にとどまっていることから、厚生労働省は本助成金を幅広く周知し、利用を促進していくべきである。

４．改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を
○例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では１０月１日前後に発効するプロセスとなっている。
○このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から１０月１日前後の発効までの２カ月程度で最低賃金の引上げに対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。
○したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は１０月１日前後ではなく、指定日発効により全国的に年初めまたは年度初めとすべきである。

５．特定最低賃金の廃止に向けた検討を
○特定の産業または職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが２２７件ある。特定最低賃金の改定または新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
○一方、２０１９年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は５１件あり、このうち改正の申出が無かったものが２７件、また直近３年間で改定されていないものが３８件ある。
○地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

Ⅲ．最低賃金に関する主な論調に対する見解

○最近、最低賃金に関する様々な論調があり、多くの中小企業が不安を募らせていることから、主な論調に対する当所の見解を改めて申し述べる。

論調①：日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である。したがって、最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する。

【わが国経済における中小企業の位置付け】

○日本全体の生産性は長きにわたり低迷し、先進国の中で下位にあるのは事実である。また、大企業の労働生産性は回復傾向だが、中小企業はここ数年一貫して横ばいである。
○一方、次頁の数値が示している通り、わが国経済における中小企業の位置付けは極めて重要であることは言うまでもない。中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在である。また、大企業のサプライチェーンの中でも重要な役割を担っている。
○したがって、中小企業の成長・発展、大企業と中小企業との連携や共存共栄なしに、日本経済は成立しない。

＜わが国経済における中小企業の位置付け＞

項目	中小企業における数値	中小企業が占める割合
企業数	358 万者	99.7%
従業者数（全国）	3,220 万人	68.8%
従業者数（政令市と東京２３区の合計）	1,265 万人	52.8%
従業者数（政令市と東京２３区以外の地域）	1,955 万人	85.6%
付加価値額	156.9 兆円	49.9%
給与等支払額	87.2 兆円	約 51%
法人税の支払額	4.2 兆円	約 35%
社会保険料の支払額	14.5 兆円	約 51%

※従業者数に関するデータは、経済センサスで本社等一括調査を導入していることに留意する必要がある。
※出典：中小企業庁、日本商工会議所

【新陳代謝が進む中で、今まさに生産性向上に取り組んでいる中小企業】
○「日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において、生産性の低い中小企業を温存していることが要因である」との論調に対して、中小企業数は市場メカニズムや後継者難などにより７年間（２００９年→２０１６年）で６３万者（４２１万者→３５８万者）、直近２年間（２０１４年→２０１６年）では２３万者（３８１万者→３５８万者）と、人口の減少率を大きく上回るペースで減少しており、すでに新陳代謝は進んでいる。
○多くの中小企業は「働き方改革関連法」の施行を契機に、時間外労働の削減等の働き方改革や身の丈ＩｏＴの導入など、今まさに労働生産性の向上に取り組んでいる最中であり、こうした取組が成果を出すまでには相応の時間がかかる。対して、最低賃金は業績の良し悪しに関わらず、罰則付きで直ちに適用される。
○当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として、「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。こうした観点からも、中小企業の経営実態を考慮することなく、最低賃金を大幅に引上げるべきではない。

【最低賃金の大幅な引上げと生産性向上との関係性】
○「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調について、最低賃金の引上げによる生産性向上への効果は確認されないとする研究がある。
○加えて、日英仏３か国の労働生産性上昇幅と最低賃金の平均引上げ率を見てみると強い関係性は見られない。
○特に、ＯＥＣＤ加盟国の中で労働生産性が比較的近い日本とイギリスを見てみると、イギリスは１９９９年に最低賃金を導入し、その後大幅に引上げているにもかかわらず、イギリスの労働生産性上昇幅は日本に比べて低い。この点から、「最低賃金を大幅に引上げれば、国全体の生産性が向上する」という結論は見出せない。

＜労働生産性上昇幅と最低賃金平均引上げ率（左：２００２年→２０１７年、右：２０１２年→２０１７年）＞

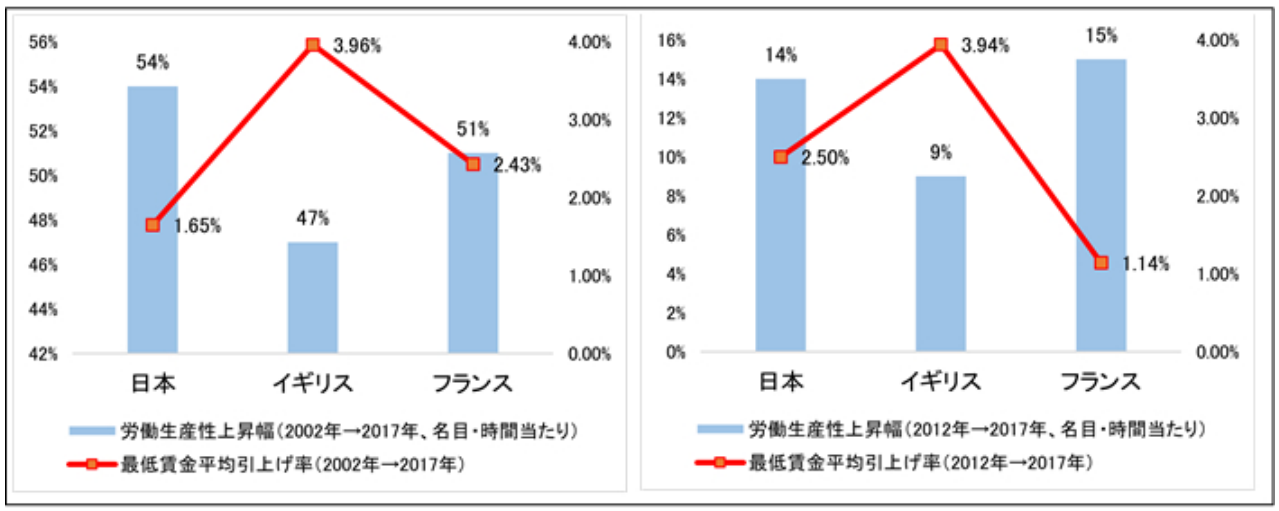

※日英仏の労働生産性（名目・時間当たり、出典：公益財団法人日本生産性本部）
2002年：日本　30.9USD（20位）、イギリス　36.5USD（15位）、フランス　44.9USD（5位）
2012年：日本　41.7USD（20位）、イギリス　49.1USD（17位）、フランス　59.2USD（10位）
2017年：日本　47.5USD（20位）、イギリス　53.5USD（19位）、フランス　67.8USD（10位）

○更に、「人手不足の状況下では、中小企業が倒産しても失業は増えない」との意見は、職探しに時間がかかることによって発生する摩擦的失業を無視しており、企業の合併・統合も容易に行われるとは限らない。
○したがって、日本全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅な引上げにより中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促す手法は採るべきではなく、取引適正化やＩｏＴ等の活用支援、働き方改革への対応支援等を講じることで、中小企業が生み出す付加価値をより一層高めていくとともに、中小企業の労働生産性を向上させていくことが不可欠である。
○なお、この論調に関しては、そもそも「日本全体の生産性が向上した結果、支払原資が増えることで、最低賃金を含む賃金水準が引上がる」のであって、因果関係が逆である。

【地域経済の発展や地方創生の視点が欠如】
○「最低賃金を大幅に引上げることで、生産性の低い中小企業の倒産・廃業もしくは合併・統合を促せば、日本全体の生産性は向上する」という論調により、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることが懸念される。
○中小企業は経済活力の源泉であり、特に地方では多くの雇用を創出し、消費者の購買を支える必要不可欠な存在であるが、地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて１社あたりの付加価値額が低いことから、仮に最低賃金を大幅に引上げれば、地方の中小企業が経営不振に陥り、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが強く懸念される。
○加えて、この論調は、中小企業が倒産・廃業しても、人手不足の状況下であれば労働者は他社へ円滑に移動できることから失業は発生しないという考えを前提としている。しかし、地方など大都市以外の地域では中小企業の従業者比率は８割を超えており、大都市部の５割強に比べて格段に高い中で、この論調は景気後退により雇用情勢が悪化する可能性や、労働者が他社へ移動する際のスキル習得に要する時間や社会的費用を考慮していないことから、円滑な労働移動が保障されているという前提は適当ではない。
○したがって、最低賃金を大幅に引上げると、失業者が発生するリスクがあると考える方が自然である。また、地方の中小企業で雇用されていた労働者が失業すれば、仕事を求め都市部へ移動することも十分に予見される。
○以上から、東京一極集中が加速し地方創生の重要性が一層増している中で、この論調には地域経済の発展や地方創生の視点が欠如していると言わざるを得ない。

＜最低賃金のランク別 企業１社あたり付加価値額（万円）＞

項目	企業１社あたり付加価値額	
		中小企業１社あたり付加価値額
Ａランク	12,249	5,058
Ｂランク	4,430	3,165
Ｃランク	4,213	3,162
Ｄランク	2,980	2,508

※出典：中小企業庁資料

【最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障】
○そもそも、最低賃金の目的は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、だからこそ強制力を伴っている。また、最低賃金は公労使が参加する審議会で議論し決定するものであり、その決定基準も最低賃金法により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定める、とされている。
○余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、最低賃金の目的や法の趣旨を踏まえると、政府は賃金水準の引上げや日本全体の生産性の向上に際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、あくまで取引適正化やＩｏＴ等の活用支援、働き方改革への対応支援を通じて中小企業の労働生産性を向上させていくことで、中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備していくべきである。

【中小企業基本法は生産性の低い中小企業を温存させていない】
○最低賃金に関する論調に関連して、「国の中小企業支援策や、支援策の基本的な事項を定めている中小企業基本法が生産性の低い中小企業を温存させている」との指摘もある。しかしながら、中小企業基本法は１９９９年に改正され、その基本理念は中小企業と大企業の格差是正や経済的・社会的制約による不利の是正から、自助努力を旨とした中小企業の多様で活力ある成長発展へと見直されており、支援策に関しても中小企業の経営革新や創業支援が施策の大きな柱に位置付けられている。また、２０１０年には中小企業政策の基本的考え方

と方針を定めた「中小企業憲章」も策定されている。
○生産性の低い中小企業を温存させているとの指摘に関しては、中小企業数は中小企業基本法が改正された１９９９年からの１７年間（１９９９年→２０１６年）で１２６万者も減少し、すでに新陳代謝が進んでいることに加えて、現在の中小企業支援策の大きな柱には事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進が位置付けられていることからも、こうした指摘は適当ではない。

【大企業と中小企業の新たな「共存共栄関係の構築」が必要】
○中小企業の取引構造に関して、中小製造業の実質労働生産性の伸びは大企業と遜色ないレベルにある一方で、大企業に比べて価格転嫁力に差があることから、中小製造業の生産性は低迷したままであり、売上高伸び率や営業利益率も取引の階層が下がるに連れて低下する傾向がある。
○このため、中小企業が生産性を向上し、賃上げ原資を確保するには「取引価格の適正化」を通じて、大企業と中小企業が生産性向上の果実もコストアップ分もサプライチェーン全体で分け合い共に付加価値向上を目指していく、新たな「共存共栄関係の構築」が必要であり、わが国経済全体の成長基盤の強化、ひいては「経済の好循環」にも不可欠な取組である。
○したがって、中小企業庁は関係省庁等との連携のもと、下請け取引適正化対策を含めた取引支援をより一層強化・拡充していくべきである。

論調②：最低賃金の引上げは、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、更に消費の拡大につなげる「経済の好循環」を継続・拡大させることに寄与するので、今後も引上げを継続していくべきである。

【最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的】
○最低賃金は「経済の好循環」を継続・拡大させることを目的の一つとして、４年連続３％台の大幅な引上げが続いている。
○しかし、「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金分布下位１０％の者（２０１９年、１７万４，１００円）、下位２５％の者（同年、２１万１，０００円）の賃金の対前年比伸び率は、最低賃金が３％台の大幅な引上げとなった２０１６年以降、３％に達しておらず低い伸び率にとどまっていることから、最低賃金の引上げによる一般労働者への賃上げ効果は極めて限定的である。
○また、影響率（２００８年度２．７％、２０１３年度７．４％、２０１８年度１３．８％）や最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合（２０１５年度２０．７％、２０２０年度４１．８％）がそれぞれ高まっていること、高止まりしている中小企業の労働分配率（大企業４４．９％、中小企業７１．７％）を考慮すると、中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている。

【最低賃金の大幅な引上げは「経済の好循環」を阻害する恐れ】
○そうした中、賃上げの原資を創出するには生産性の向上が必要だが、当所の調査では、最低賃金の大幅引上げへの対応として「設備投資の抑制等」が最も多いことから、最低賃金の大幅な引上げは設備投資による生産性向上の阻害要因になっている。
○したがって、最低賃金の引上げは、企業の生産性向上、労働者の賃上げ、ひいては消費者の購買力向上、消費の拡大という「経済の好循環」を阻害する恐れがある。
○また、最低賃金で働く多くのパート主婦が、引上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引上げは人手不足に拍車をかけているとの指摘もある。

論調③：日本の最低賃金を全国で一元化すれば、地方から都市部への労働移動が抑制され、地方創生につながる。

【全国一元化により地域経済が一層衰退する懸念】
○日本の最低賃金を全国で一元化すべきであるという論調は、東京都をはじめとしたＡランクの地域別最低賃金額がＣランクやＤランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金が低い地域の金額を高い地域に合わせることを意図しているものと思われる。仮に、地域別最低賃金額が最も安い県（７９０円）を、最も高い東京都（１，０１３円）に合わせると、最も安い県の企業は、従業員一人あたり年間で約５０万円の負担増になる。
○こうした中、仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。
○また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動をすることができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。
○そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の一層の衰退、中心市街地の更なる疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。そうなってからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。
○したがって、最低賃金の全国一元化が地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねない。

【地域別最低賃金額の違いは地方創生の阻害要因ではない】
○最低賃金の決定には、地域ごとの労働者の生計費が考慮されている。都道府県ごとの標準生計費に占める地域別最低賃金額の割合を比較してみると、都道府県ごとにバラツキはあるものの、ＣランクやＤランクが総じて低いということはない。また、都道府県別の一般労働者の賃金額や一人当たり家計消費額との比較においても同様である。
○つまり、東京都をはじめとしたＡランクは地域別最低賃金額は高いものの生計費も高いことから、ＣランクやＤランクと比べて、労働者にとって金銭面でのアドバンテージがある訳ではない。したがって、地域別最低賃金額の違いは東京一極集中に代表される地方から都市への労働移動、地方創生の阻害要因になっているとは言えない。
○それでも、東京一極集中に歯止めがかからないのは、進学や就職など、東京圏には充実した教育環境や雇用機会、多様な商品やサービス、文化やレジャーが揃っていることが要因と思われる。
○東京一極集中を是正し、地方創生を推進していくことは国是である。ただし、地方創生を推進していくには最低賃金を全国で一元化するのではなく、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に則り、国・地方・民間が連携して様々な施策を総合的に推進していくことが求められる。
○なお、日本の最低賃金の決定システムは、生計費の違いを考慮しランク制のもとで地域別最低賃金額を決定していることから、諸外国のシステムに比べて、より地域の実態を反映した合理的なシステムであると言える。

論調④：最低賃金は政府方針により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る引上げが続いているが、雇用情勢に大きな影響がないことから、更に引上げても問題はない。

【中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている】
○最低賃金の大幅な引上げが続いているが、雇用情勢は「コロナショック」による影響が懸念されるものの、現時点では概ね良好であり、有効求人倍率は全ての都道府県で１倍を超え、就業者数も増加傾向にある他、失業率も完全雇用に近い状態で推移している。
○しかし、最低賃金は中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、明確な根拠が示されないまま、名目ＧＤＰ成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率（２０１９年：１．３%）を大きく上回る３%台の引上げが４年連続で続いている。
○こうした状況に対して、影響率（２００８年度２．７%、２０１３年度７．４%、２０１８年度１３．８%）や最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業の割合（２０１５年度２０．７%、２０２０年度４１．８%）がそれぞれ高まっていること、高止まりしている中小企業の労働分配率（大企業４４．９%、中小企業７１．７%）を考慮すると、中小企業の賃金支払余力は乏しくなっている。

【景気後退による雇用情勢の悪化により失業者が発生するリスク】
○また、最低賃金は下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引下げることはできない。このため、景気後退により雇用情勢がひとたび悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見される。
○したがって、中小企業の経営実態を超える大幅な引上げは、「コロナショック」に伴い今後、景気が後退し雇用情勢が悪化した場合には、失業者が発生するリスクがあると考えるべきである。
○最低賃金の審議では、政府方針ありきでの大幅な引上げを前提とせず、あくまで名目ＧＤＰ成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、最低賃金決定の三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

論調⑤：日本の最低賃金は国際的に見て低い水準である。

【全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は国際的に見て低くない】
○日本は最低賃金だけが低いのではなく全産業平均賃金が低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べて決して見劣りするレベルではない。また、一人当たり家計消費額との比較においても同様である。
○なお、諸外国の最低賃金制度には、労働者の年齢や技能に基づく適用除外や減額措置があることから、最低賃金を国際比較する際には、こうした違いを十分に考慮しなければならない。

以上

２０２０年度第１号
２０２０年４月１６日提出
第７２７回常議員会追認

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省

＜実現状況＞

○中央最低賃金審議会での審議結果は、「新型コロナウイルスの感染拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」という、商工会議所の主張に沿った結論に至った。その後の地方最低賃金審議会の審議を経て、２０２０年度の最低賃金引上げ額（全国加重平均）は１円となった。

○最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」について、「２０円コース」が新設された。

２．持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見

Ⅰ．はじめに（現状認識）

病気、怪我、老齢、失業などのリスクに直面し自立した生活が維持できなくなった個人を、社会全体で支え合う仕組みである社会保障制度は、長らくセーフティネットとしてわが国に根付き、国民の生活を支えてきた。しかしながら、制度創設時には想定できなかったほどのスピードで進展する少子高齢化により、わが国の人口構造は大きく変化し、それに伴い、制度を支えるために**現役世代や企業が負担する社会保険料は、賃金を上回るペースで上昇を続けている**（図１）。２０２２年には団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者になりはじめることも影響し、２０１８年に約１２０兆円であった社会保障給付は、今後、経済成長を上回るペースで増大すると見込まれており（図２）、医療・介護・年金を合わせた社会保険料率が３０％となる時代が目前に迫る（図３）など、**すでに限界に達している現役世代や企業の保険料負担は、今後一層過重になることが予想されている**。

また、将来にわたって見込まれる社会保障給付の増大とそれに伴う社会保険料の上昇は、社会保障制度に対する不安、とりわけ現役世代にとっては、自らの将来に対する不安に繋がっており、このことが、**足元で個人消費が低迷する大きな要因となり**、これに伴って、**企業の投資意欲が削がれる**など、**わが国経済が持続的な成長を実現するうえでの大きな障害となっている**。さらに、**若い世代が家庭を持ち、子どもを産み、育てることに慎重になるなど少子化の一因にもなっている**。

加えて、社会保障給付の増大は、**歳出面における社会保障費の増加とそれによる財政赤字を構造的に引き起こしており**、赤字国債の発行額は足元で約２５兆円程度、累積で約９００兆円にも達している。

このように、わが国の社会保障制度は、人口構造の変化に応じた抜本的な改革が行われず今日まで来たことで、あらゆる課題を誘発している。そこで今般、商工会議所は、持続可能な社会保障制度の構築に向け、本意見を取りまとめた。政府におかれては、雇用の約７割を支え、社会保険料の約４割を拠出する中小企業の実態を踏まえた本意見を真摯に受け止め、長期安定政権が確立されている今こそ、**政策の軸足を「足元の安心」から「将来の安心」へシフトし、痛みを伴う改革にも真正面から取り組む**ことで、将来世代が、“人生１００年時代”を明るく展望できる社会を実現することを強く期待する。

商工会議所としても、働き方改革や健康経営の普及・促進により、中小企業の従業員の健康増進を図り、社会保障給付の抑制に努めていく所存である。

（図１）賃金と社会保険料負担の上昇率

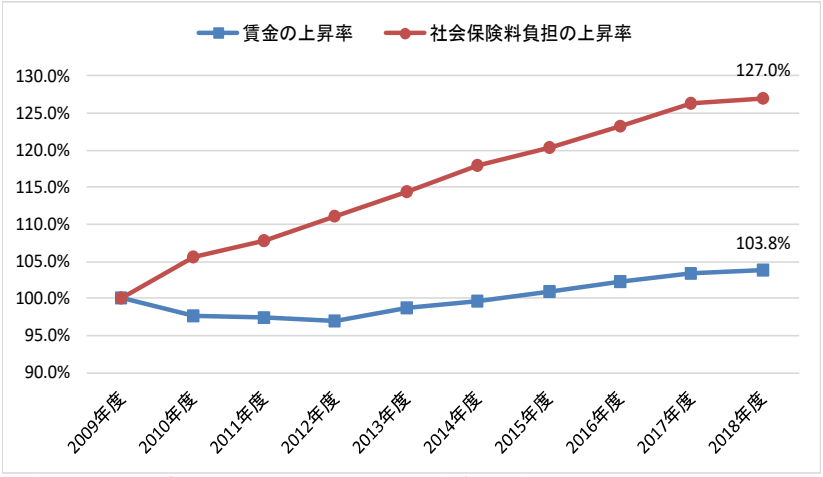

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」等から事務局作成

（図２）将来の社会保障給付の見通し

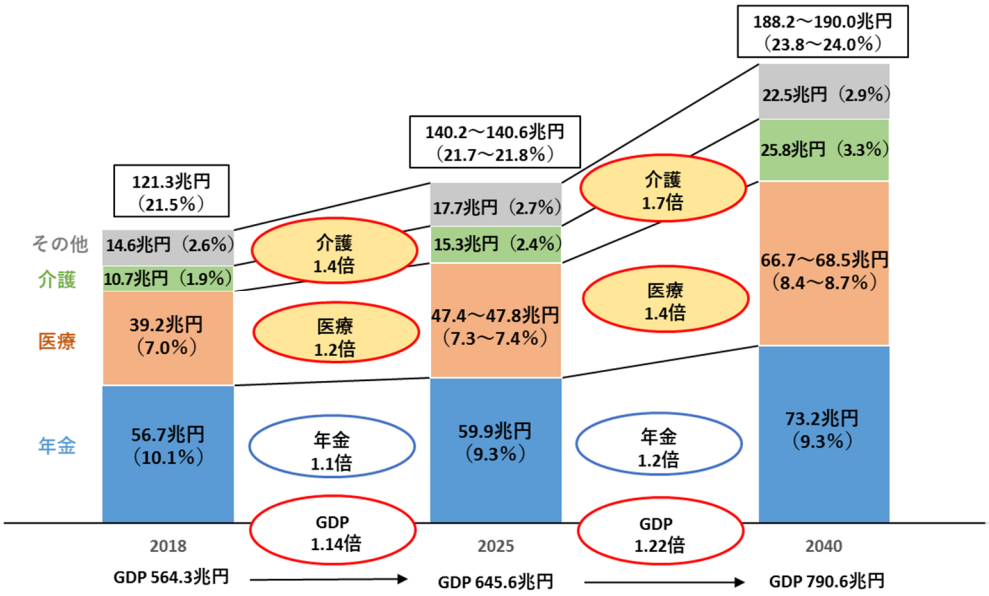

（図３）将来の社会保険料率の見通し

	2019 年度	2022 年度	2025 年度
健保組合の平均保険料率	9.218%	9.8%	10.4%
介護保険料率	1.573%	2.0%	2.3%
年金保険料率	18.3%	18.3%	18.3%
合計	**29.091%**	**30.1%**	**31.0%**

（※保険料率は労使負担分の合計）

出典：健康保険組合連合会「今、必要な医療保険の重点施策－2022 年危機に向けた健保連の提案－」（2019 年９月９日）

Ⅱ．社会保障制度改革に向けた基本的考え方

上記の現状認識に基づき、商工会議所は、以下の４つの「基本的考え方」の下、社会保障制度改革を進める必要があると考える。

①世代間の公平性確保

増大する社会保障給付の主な対象は高齢者である一方で、それを支える負担は現役世代や企業に偏っ

ており、こうした現状をあらためる必要がある。また、現状、高齢者世帯に偏っている給付については、可能な限り少子化対策に資する形で現役世代への給付に振り向けていく必要がある。

（例）マクロ経済スライドにおける名目下限措置の撤廃

社会保障制度改革や女性、高齢者の活躍を通じた財源確保による少子化対　策の充実　等

②高所得の高齢者の負担増

①に関連し、増加の一途を辿り、すでに限界に達している現役世代や企業にかかる負担を抑制するためには、所得が高い高齢者には相応の負担をしてもらう必要がある。

（例）後期高齢者（７５歳以上）の窓口負担割合の原則２割への引き上げ

介護サービスの利用者負担の引き上げ　等

③現役世代や企業にかかる負担の抑制

①に関連し、医療・介護・年金を合わせた社会保険料率が３０％となる時代が目前に迫るなど、すでに限界に達し、今後一層過重となることが予想される現役世代や企業の保険料負担を抑制する必要がある。

（例）高齢者医療制度への拠出金のあり方の見直し　等

④小さなリスクには「自助」で対応するという生き方・暮らし方の推進

社会保障制度の守備範囲を見直すとともに、「自助」の範囲を広げ、過度に社会保障制度に依存しない生き方・暮らし方を推進していく必要がある。

（例）薬剤の保険給付範囲の見直し

健康経営の普及・促進

私的年金の普及・拡大　　等

Ⅲ．各分野（医療、介護、年金等）で取り組むべき改革項目

１．医療

（1）後期高齢者（75歳以上）の窓口負担割合の原則2割への引き上げ

医療保険財政の健全化と世代間の公平性確保の観点から、**後期高齢者（７５歳以上）の窓口負担割合を現状の原則１割から、原則２割へと引き上げるべき**である。

なお、２０１９年１２月にまとめられた「全世代型社会保障検討会議中間報告」に、後期高齢者の窓口負担割合について、「一定所得以上は２割とする」ことが盛り込まれたが、所得要件の設定如何によって制度の持続性を高める効果が限定的になってしまうこと、負担割合が１割、２割、３割（現役並み所得者）の３種類になってしまい制度が複雑化すること、低所得者に対して過度な負担とならないようすでに「高額療養費制度」が講じられていることなどを踏まえ、原則として２割に引き上げるべきである。

加えて、将来的には、７０歳～７４歳の高齢者の窓口負担割合を現状の２割から、原則３割へと引き上げることも検討すべきである。

(2)いわゆる“ワンコイン型”の受診時定額負担の導入

広く薄く、国民全体で医療保険財源を負担するため、すべての医療機関で外来受診した患者から一律で少額の定額負担を求める、いわゆる“ワンコイン型”の受診時定額負担を導入すべきである。

なお、２０１９年１２月にまとめられた「全世代型社会保障検討会議中間報告」に、紹介状なしで大病院を受診した場合に患者に定額を負担してもらうという、現行の受診時定額負担の「大幅な拡充」が盛り込まれたが、本措置は元々、病院と診療所間の機能分化の観点から導入されたものである。したがって、中間報告にあるとおり「増額分を公的医療保険の負担を軽減するよう改める」としても、医療保険財政の健全化の面から言えば不十分と考える。

一方、わが国国民全体の年間外来受診回数（医科、歯科の合計）は約２１億回と言われており、患者の受診行動が変化し受診回数が減少するとの指摘はあるものの、仮に１回の受診につき１００円を徴収するとした場合であっても、相当程度の財源の確保が期待できると考える。

(3)薬剤の保険給付範囲の見直し

医療費を抑制するためには、医療費全体の約２割を占めると言われる薬剤費の削減は避けて通れない。例えば、現在、ビタミン製剤、うがい薬、湿布薬（７０枚超）については保険給付の対象外とされているが、医療保険財政への影響を見極めつつ、小さなリスクには「自助」で対応していくという考え方の下、薬剤の保険給付範囲の見直しをさらに進めていく必要がある。

その際、例えば、海外の事例を参考に、薬剤の種類や有効性等に応じて、自己負担割合を引き上げるという方策も検討すべきである。

(4)マイナンバーカードやICTを活用した多重投薬や重複診療の抑制

多重投薬や重複診療は、医療保険財政の面のみならず、過剰な投薬により患者に悪影響を及ぼすポリファーマシーの観点からも徹底的に無くしていく必要がある。これには、マイナンバーカードやＩＣＴを活用し、医師が処方箋を作成する段階で、患者個人の投薬歴や受診歴を把握できるようにし、明らかな過剰投薬の場合は処方しないように促す、あるいは処方できないようにする仕組み、さらには、重複診療を抑制する仕組みを構築することが効果的と考える。

なお、現在政府は、患者本人の同意の下で、マイナンバーカードにより、医師が患者の投薬歴等を知ることができる仕組みの導入を検討中であるが、これが導入されたとしても、本人同意が前提のもとでは、同意がない限り医師も投薬歴等を知りえず、結果的に患者にとって過剰な投薬が行われてしまう可能性は排除できない。したがって、明らかに過剰投薬が疑われる場合には、患者本人の同意に関わらず、医師が患者の投薬歴等を把握できるような仕組みとする必要がある。

また、医療費の削減に向けては、薬の飲み残しや飲み忘れ等による残薬の解消も重要である。そのためには、上記仕組みの下、医師が処方箋を作成する段階で、過度に処方日数が長期にならないよう促すことや、薬剤師による残薬把握と医師への処方日数調整を強化していくことも有効である。

(5)高齢者医療制度への拠出金のあり方の見直し

現状、全国健康保険協会（協会けんぽ）の支出の約３．５割、健康保険組合の支出の約４割が、高齢者医療への拠出金（仕送り）に充てられているなど、高齢者を支える現役世代の負担は過重となっている。特に、２０１７年度に導入された後期高齢者支援金の全面総報酬割の影響もあり、健康保険組合の一部（約３割）では、加入者のために使う医療給付費よりも高齢者への拠出金の方が上回るケースが発生している。

こうした状況を踏まえ、例えば、健康保険組合が高齢者医療に拠出する割合に一定の上限を設け、これを超える場合には国による補助を行うことなど、**高齢者医療制度への拠出金のあり方を見直し、現役世代の負担軽減を図る必要**がある。

(6)健康経営の普及・促進

健康経営は、医療費の削減のみならず、従業員へのメンタルヘルス対策などによる組織の活性化や人材の定着、生産性の向上、企業のイメージアップとそれによる人材の確保などを通じて、企業業績や企業価値の向上に繋がるものであり、特に中小企業がその取り組みを進められるよう、積極的に普及・促進を図る必要がある。このため、例えば、健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家（健康経営アドバイザー）の派遣や、中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設、健康経営優良法人認定を受けた企業に対するインセンティブの拡充（公共調達における加点評価を行う自治体の拡充等）などを講じる必要がある。

加えて、健康保険組合など保険者が保有する健診データやレセプトデータを活用し、保険者と企業が積極的に連携して、加入者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行する「コラボヘルス」も、引き続き推進していく必要がある。

(7)小さなリスクには「自助」で対応するという生き方・暮らし方の意識醸成

わが国の国民１人あたりの年間外来受診回数（医科）は、ＯＥＣＤ平均の６．８回を大きく上回る１２．６回となっており、日本国民は国際的に見て、頻繁に医療機関を受診している状況にある。こうした点を踏まえれば、国民に、あらゆる場面で過度に社会保障制度に依存せず、大きなリスクには「共助」（社会保障制度）、小さなリスクには「自助」で対応するという生き方・暮らし方の意識を高めてもらう必要がある。

このため、例えば、政府広報等を活用し、医療機関へのかかり方や薬の使い方、医療費の財源や使われ方について周知することや、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品を拡大するとともにその活用を推進するなど、「自助」による生き方・暮らし方に向けた国民の意識醸成を図る必要がある。

(8) 医師・診療科目等の偏在是正

医療の現場は、医師の都市部への集中、外科医・産科医・救急医等の不足、病院勤務医・看護職員の過重労働、医療事故リスクの増大など様々な問題を抱えている。これらの問題のなかには医師の地理的偏在や診療科目の偏在に起因しているものも少なくない。高齢化に伴う医療ニーズが増大するなか、地域包括

ケアシステムを整備する観点、あるいは地方創生を推進する観点からも、一日も早い偏在是正が望まれる。また、今般の新型コロナウィルス感染症対策の観点からも、非対面型遠隔診療の充実・強化があらためて認識されているところである。このため、ＩＣＴを活用したオンライン診療・服薬指導の普及により、医師不足地域でも一定水準の医療サービスを受けられる環境整備を進める必要がある。

さらに、大学医学部の入学定員における地域枠や地元出身者枠の増員に加え、小児科医、産科医、救急医などが不足する一方で、眼科や歯科などが増加を続ける診療科目の偏在を是正するため、診療報酬の加減によって政策誘導を図る必要がある。

(9)健康・医療産業の成長力強化

社会保障制度改革を進めるにあたっては、民間の力を活用するという視点も重要である。このため、健康・医療分野におけるセンサーやロボット、ウェアラブル機器など次世代技術を活用した実証実験に対する支援や、次世代技術の社会実装を加速させるための規制緩和、高度な技術を有するものづくり分野の中堅・中小企業の健康・医療分野への参入支援など、国をあげて、健康・医療産業の成長力強化を加速していく必要がある。

2. 介護

(1)介護サービスの利用者負担の引き上げ

介護給付費は、２０００年の制度発足時の約３．２兆円から、２０１７年度では約９．４兆円まで増大しており、年金や医療と比べて金額ベースでは少ないものの、その伸び率は高い状況にある。これまで、利用者の負担割合を元々の１割のみから、所得に応じて２割や３割とする制度改正が行われてきたが、現状でも利用者のほとんど（９割強）が依然として１割負担の枠内で収まっている。今後、医療給付費を上回るペースで介護給付費が増大することが見込まれるなかで、現状の介護サービスをこのまま続けていけば、それを支える保険料はさらに大幅に上昇することが予想されている。

このため、現役世代や企業にかかる負担抑制と世代間格差是正の観点から、低所得者への過度な負担増に配慮しつつ、現状、２割とされている対象を拡大することなどにより、**介護サービスの利用者負担を引き上げていくべき**である。

なお、介護保険における２０１９年度予算ベースの利用者負担の総額は、約９，０００億円となっている。

(2)ケアマネジメントにおける利用者負担の検討

介護サービス利用者の介護状態、生活状況、本人の希望等を把握し、様々な介護サービスのなかからその種類や利用頻度を決める計画書（ケアプラン）を作成し、それに従ってサービスが提供されるよう事業者と調整し、実際のサービスの状況を確認し、実績を市町村に報告するという一連の流れである「ケアマネジメント」については、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるよう、介護保険制度の創設以来、利用者負担が設定されてこなかった。

一方、介護保険制度の創設から約２０年が経ち、利用者を含めた関係者の間ですでに本サービスの利用が浸透・定着してきていること、利用者負担を通じて、サービスの質の向上につながること、ケアマネジ

メント以外のサービスでは利用者負担が求められていること、加えて、利用者負担を導入して給付に制限を加えることで現役世代や企業にかかる負担抑制と世代間格差の是正に繋がるといった指摘がされているところである。

こうした観点から、**ケアマネジメントについては、適切な介護サービスの利用を阻害しないよう配慮しつつ、将来的に利用者負担を求めることについて、検討していくことが求められる**。

(3)軽度者に対する生活援助サービスの地域支援事業への移行

現在、要支援者への訪問介護・通所介護は、介護保険の給付範囲から除外され、自治体によっては、ＮＰＯやボランティアなどが主体となった多様な生活援助サービスが提供されるなど、全国一律ではない地域の実情にあった事業が展開されている。これに関し、要介護者への生活援助サービスについても、地域の実情にあわせて実施した方が効果的であると同時に、介護保険給付の抑制による現役世代や企業の負担抑制と世代間格差是正に繋がるとの指摘がされているところである。

こうした点を踏まえ、**要介護者のうち軽度者に対する生活援助サービスは、地域支援事業へ移行すべき**である。

(4)介護分野における規制緩和・手続簡素化

介護事業者にとって、介護の現場における書類の多さや手続の煩雑さは深刻な課題となっており、人手不足に直面している介護事業者における生産性向上や人材確保に向け、ケアマネージャーや介護福祉士が、現場でのサービスに専念できる環境を整備することは不可欠となっている。

このため、例えばＩＣＴの活用などを前提に、毎月１回以上実施することが義務付けられているケアマネージャーによる利用者宅の訪問・面接の回数を削減することなど、**介護分野における規制緩和や手続簡素化を徹底的に行う必要がある**。

3. 年金

(1)マクロ経済スライドにおける名目下限措置の撤廃

現在の高齢者の年金給付額を抑制し、現役世代が将来もらえる年金給付額を確保する仕組みであるマクロ経済スライドは、年金制度の持続性確保と世代間格差是正の観点から優れた制度であると言える。しかしながら、名目下限措置（名目上の年金給付額が、前年度の年金給付額を下回らないようにする措置）が設定されていることにより、２００４年の導入以来、これまで３度しか発動されておらず、その効果が十分に発揮されていない。

このため、同制度における**名目下限措置は撤廃する必要がある**。

(2)高所得者の基礎年金(国庫負担分)の段階的な減額

老齢基礎年金の１／２は国庫負担（消費税が充当）となっているが、財政健全化の観点から、一定年収を超えた高額所得者については、**年収に応じて徐々に基礎年金における国庫支給分を減額していく措置（クローバック）を導入するべき**である。

(3)私的年金の普及・拡大

２００４年の年金制度改正により、年金財政のフレームワークが導入され、将来にわたって保険料水準を固定しつつ、その範囲内で給付を賄えるよう、年金の給付水準を調整する仕組みが整備された。その結果、２０１９年の財政検証では、一定の条件のもとで将来にわたり所得代替率５０％が確保されるものの、現状の６１．７％と比較すると、その水準は下落することとなる。

老後の生活を安定、安心したものとするためには、国民一人ひとりが現役世代のうちから老後に向けた資産形成に取り組み、公的年金に頼り過ぎない、「自助」の考え方を取り入れた老後の生き方・暮らし方を志向していくことが重要となる。国は、こうした国民の意識醸成を図るための環境整備を行っていく必要がある。

このため、企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃をはじめ、企業年金等の掛金の拠出限度額（原則ｉＤｅＣｏ２．３万円／月、企業型確定拠出年金５．５万円／月）の引き上げ、企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化、ｉＤｅＣｏ等の加入手続のオンライン化などに加え、将来的には、一定の拠出限度額内で、ｉＤｅＣｏや企業型確定拠出年金等を自由に組み合わせて拠出できるようにするといった、**私的年金の普及・拡大に向けた制度改正を行うべき**である。

(4)第3号被保険者制度の抜本的見直し

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという、昔ながらの雇用・家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は、そのような標準モデルより共働き世帯が多数となるなど、働き方や家族のあり方が大きく変化している。

こうした状況変化を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、**第３号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべき**である。

4. 保険料の未納対策

国税庁と連携して適用促進を行うことなどにより、厚生年金保険の未適用事業者が減少してきていることは評価できる。

こうした取り組みをこれまで以上に推進し、「国民皆保険・皆年金」の大原則の下、**社会保険料未納者を徹底的に無くすことで、制度の持続性をさらに高めていくとともに、現状、保険料を負担している者が抱く不公平感を払拭することが求められる**。

Ⅳ. 社会保障制度改革を進めるうえで不可欠な取り組み

以上、持続可能な社会保障制度の構築に向け、医療、介護、年金等の各分野において取り組むべき改革項目を示してきたが、これだけで制度の持続性が確保されるわけではなく、制度の“支え手”である労働力人口を増やしていくことが何より重要である。そのためには、**女性、高齢者、外国人など、多様な人材が活躍できる環境を整備すること**が必要であり、中小企業への改正女性活躍推進法の周知、企業と高齢者とのマッチング強化、外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充等を進めていくことが求められる。他方、**将来の労働力人口の増に向けては、少子化対策を徹底的に講じていくことが必要不可欠**であり、ライフプランニング教育の実施、不妊治療への助成の拡充、シングルマザーに対する支援、商工会議所などが実施する婚活事業への支援などの施策を総動員していくことが求められる。

また、社会保障制度に関する知識の不足や誤った認識が、社会保障制度に対する国民の不安に繋がっている面もあることから、**国民に対して、社会保障制度の仕組みや必要性をわかりやすく周知する**ことが重要であり、その際は、**改革のプロセスや内容をわかりやすく“見える化”すること**や、**子どもから社会人までの幅広い世代に対して、「薬育」**（薬の正しい服用の仕方や副作用などについての教育）**や「社会保障教育」を行っていくことが必要である**。

加えて、近年、次々に誕生する**高額新薬・高額医療や終末期医療などについて、どこまで「共助」（社会保障制度）でカバーするのか**といった、人の生死に関わる根源的なテーマについて真摯に向き合い、**国民的議論を巻き起こしていくことも必要である**。

以　上

２０２０年　６月１１日
第７２７回常議員会追認

＜提出先＞

閣僚、政府の全世代型社会保障検討会議メンバー、自由民主党、公明党、内閣官房、厚生労働省等

＜実現状況＞

後期高齢者の窓口負担割合については、「全世代型社会保障改革の方針」（２０２０年１２月１５日閣議決定）にて、一定以上の収入がある者は２割とし、それ以外を１割とする旨が記載された。

また、介護分野における規制緩和・手続簡素化については、「規制改革実施計画」（２０２０年７月１７日閣議決定）にて、文書量の半減やＩＣＴ・ロボット・ＡＩ等の導入推進による生産性向上に取り組む旨が記載された。

３．雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～

【「コロナショック」による危機的な経済情勢】

○日本商工会議所が本年４月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に９６．９％に達するなど、広範囲の業種、地域が突然の需要喪失と先行きが見えない中で、かつてない苦境に直面している。

○特に、経営基盤の脆弱な中小企業では倒産・廃業が日を追うごとに増加することが懸念されているが、政府は累次の緊急対応策において「中小企業を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面から各種支援策を打ち出している。

○こうした危機的な経済情勢にあっても、上記調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業のうち、経営上の対応として「従業員の人員整理を検討・実施」すると回答した企業は僅か４．３％にとどまるなど、多くの中小企業は各種支援策を期待しつつ、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

【雇用情勢の悪化を防ぐために、非常に大きな役割を担う「雇用調整助成金」】

○今般の「コロナショック」による経済への打撃は「リーマンショック」を上回る旨の声が多く聞かれるが、２００８年９月のリーマンブラザーズの経営破綻の後、完全失業率は１０カ月で４．０％から５．５％にまで悪化し、有効求人倍率も１１カ月で０．８３倍から０．４２倍に低下した。このことからも、今後の雇用情勢は予断を許さない状況であると認識すべきであり、雇用の維持・安定に向けた取組は時間との闘いでもある。

○こうした状況下で、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定や感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っている。

○中でも、雇用の７割を占め、地域経済を支える礎である中小企業、特に「雇用調整助成金」を初めて利用する中小企業が円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

【窓口の混雑により申請に至らない、申請要件が複雑で分かりづらいとの「生の声」】

○感染拡大防止に向けた長期戦も予想される中、出勤人数の抑制や、緊急事態宣言の発出に伴う都道府県知事からの要請等により、休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多く、「雇用調整助成金」の利用ニーズは日を追うごとに格段に高まっている。

○しかし、各地商工会議所や全国の中小企業から、「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変に混雑してお

り、相談や申請をすることができない」、「早急に申請したいが、窓口の混雑ぶりを見て、仕方なくあきらめた」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
○加えて、「申請要件が複雑で分かりづらい」、「初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない」といった声も多く聞かれている。
○一方、各地商工会議所では、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、中小企業からの相談に親身に対応している他、社会保険労務士会と連携して独自に「雇用調整助成金」の相談会を実施するなど、中小企業の支援に懸命に取り組んでいるところである。
○また、日本商工会議所は、去る３月３０日に策定した「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望」をはじめ、中小企業の「生の声」をもとに、政府に対する累次の要望活動に取り組んできたが、その結果、「雇用調整助成金」に関しては、助成率の引上げ（一定の要件を満たす場合、中小企業は１０割）や申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減等）が実現するなど、厚生労働省におかれては懸命かつ迅速に対応していただいているところである。
○こうした現状認識のもと、中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて、「雇用調整助成金」の円滑な申請や迅速な支給に関して、下記の事項を緊急要望する。

記

１．申請段階、審査段階での「目詰まり」の解消
○休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多く、「雇用調整助成金」の利用ニーズは日を追うごとに格段に高まっているが、各地商工会議所や全国の中小企業から、「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変に混雑しており、相談や申請をすることができない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
○また、４月３０日時点での支給決定は４００件にとどまっていることから、「雇用調整助成金」は、都道府県労働局やハローワークへの申請段階や、申請後の審査段階で「目詰まり」が生じている状況にある。
○中小企業が円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにするためには、こうした「目詰まり」を解消する必要があることから、厚生労働省は申請や審査を担う職員のマンパワーの強化、更には事業主の負担軽減、行政手続きの簡素化、感染拡大防止の観点から申請手続きのオンライン化を早急に実現すべきである。
○また、マンパワー強化策の一環として、「雇用調整助成金」の緊急対応期間（４月１日から６月３０日まで）においては、都道府県労働局が「支援担当者」として委嘱した社会保険労務士等専門家が商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等の要請に基づき、窓口において本助成金の申請受付を担うことができるよう、措置を講じるべきである。
○なお、緊急対応期間に関しては、感染状況や経済・雇用情勢を見極めた上で、期間の延長を柔軟に検討していくべきである。

２．申請要件の更なる緩和・撤廃
○「雇用調整助成金」は２月１４日の特例措置の開始以降、対象事業主の範囲の拡大や生産指標要件の緩和、休業等計画届の事後提出、助成率の引上げなど、数次にわたり特例措置が拡大されてきた。
○しかし、前年同期に比べて業容を拡大した企業から「売上高等の生産指標が前年同期に比べて５％以上低下していることを定めた生産指標要件がネックになり、使いたくても使えない」といった声が聞かれている。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は生産指標要件に関して、比較対象となる月の要件を緩和したが、生産指標要件自体の撤廃を求める声が聞かれている。
○また、雇用調整（休業）の実施について労使間で事前に協定し、その決定に沿って雇用調整（休業）することが申請要件となっており、申請にあたってはその確認書類として、雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した協定書や、労働者代表の確認のための書類を提出する必要があることから、国難とも言うべき危機的な経済情勢下においては、労使協定に係る要件の撤廃や関連する添付書類を削減してほしいといった声も聞かれている。
○したがって、緊急対応期間においては、こうした申請要件の撤廃や添付書類の更なる削減を図ることで、円滑な申請・支給につなげていくべきである。

３．助成金の前払いの実施
○感染拡大防止に向けた長期戦も予想される中、出勤人数の抑制や、緊急事態宣言の発出に伴う都道府県知事からの要請等により、休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多いが、売上が立たない中でも、「雇用調整助成金」は休業手当を支払った後に支給される「後払い」の制度であることから、迅速に支給されるようにすることが不可欠である。
○こうした中、厚生労働省は、申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減等）により、申請手続きの負担軽減と、申請から支給までの期間の短縮化（２カ月程度から１カ月程度へ短縮）を図ったところである。
○このような措置は大変に有効であるが、全国の中小企業から「予定納税に倣って、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れてほしい」旨の声が多く聞かれている。

○したがって、国難とも言うべき危機的な経済情勢下においても、事業主や従業員が安心して休業や営業時間の短縮に対応できるよう、「雇用調整助成金」の前払い（見込み払い）、または支給までのつなぎ資金を即日で融資できる公的支援制度を創設するなど、前例のない大胆な措置を講じていただきたい。

４.対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ

○「雇用調整助成金」の対象労働者一人一日当たりの上限額は、失業給付の一日当たりの上限額に合わせて、８，３３０円となっている。

○この上限額に対して、更なる引上げを求める要望が多く、特に東京など大都市圏の企業から「最低賃金額に法定労働時間の限度である８時間を掛けた金額でしかなく、この上限額ではとても足りない」といった声が多く聞かれている。

○したがって、対象労働者一人一日当たりの上限額８，３３０円は引上げるべきである。なお、「雇用調整助成金」は事業主が負担している保険料（雇用保険二事業、料率：雇用者の賃金総額の３／１，０００）が財源になっているが、政府は「何としても雇用と生活を守り抜かなければならない」との決意を示していることからも、引上げ分の財源は国庫で負担すべきである。

５．申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制の強化、分かりやすい周知

○日本商工会議所が本年４月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業のうち、３４．８％の企業が経営上の対応として「雇用調整助成金を検討・申込」と回答している。

○このことからも、今般の「コロナショック」により、「雇用調整助成金」を初めて申請する中小企業は相当数に上ると思われる。しかし、「申請要件が複雑で分かりづらい」、「初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない」といった声が当所へ多く寄せられている。

○したがって、厚生労働省は都道府県労働局やハローワークの窓口、更にはコールセンター等において、中小企業からの問合せや相談にきめ細かく丁寧に対応されたい。

○また、商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等が、都道府県労働局やハローワークに対して、窓口相談のために社会保険労務士等の専門家の派遣を依頼した場合には、速やかに調整し派遣するなどして、申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制をより一層強化されたい。

○加えて、「雇用調整」助成金というネーミングが分かりづらいという声もあることから、「雇用の維持」のための助成金である旨が中小企業にストレートに伝わるような分かりやすい周知や、数次にわたる特例措置に関する丁寧な周知も求められる。

以　上

２０２０年度第３号
２０２０年５月１日提出
第７２７回常議員会追認

＜提出先＞厚生労働省

＜実現状況＞

雇用調整助成金に関して、支給に係る要件の緩和により対象が拡大され、また、対象労働者一人一日当たりの上限額の引き上げが実現した。

４．新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望について

新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国経済は未曽有の打撃を受けており、業種や規模を問わず事業継続と雇用維持が非常に厳しい状況にある。政府の緊急事態宣言の発令に伴い東京都をはじめとする各地方自治体において休業要請が出されたことにより、営業活動が全くできない状況にある企業が多くあるが、今般、緊急事態宣言延長が決定したことを受け、地域の経済社会活動への自粛が継続されることとなり、国民および事業者への影響は更に厳しさを増している。

今後どのように感染拡大を抑えつつ、正常な経済活動への復帰を実現していくのか、そのために必要な条件や期間を含めた道筋を早期に国民・事業者に提示し、目標に向かって一致協力して対応していくことが求められる。各事業者の予見可能性を高めるため、宣言解除の目安や自粛緩和の具体的かつ定量的な基準の明示が望まれる。

これまで、国や各地方自治体においては、資金繰り等様々な支援策が講じられているが、大企業に比べ経営資源に余力のない中小・小規模企業では、いまだ不十分との声が強い。緊急事態宣言が延長されたことにともない、まずは、今回の補正予算で措置された持続化給付金を含む各種支援施策がいち早く事業者などのもとに届くよう

にすることが緊要である。また、現行の融資制度や給付金、協力金、雇用調整助成金の特例制度など各種制度については、長期化を前提とする以前の内容であることに加え、現行の各種制度を利用している企業からは、条件の緩和や金額面の不足を訴える声が、申請中及び検討している企業からは、窓口対応の遅さ、申請書類の煩雑さに対する不満の声が多い。非常時の対応としての迅速性や手続きの簡素化等、更に柔軟かつ抜本的な運用改善が求められる。

とりわけ、観光関連、飲食・宿泊、流通・サービス業については、今回の延長による経営環境の更なる悪化を踏まえた集中的支援を、迅速かつ的確に行うことが不可欠である。観光はわが国の基幹産業であり地方創生の切り札として重要な産業分野である。飲食・宿泊・交通をはじめ関連産業の裾野が広く、雇用創出、地域活性化に多いに寄与する。また、流通・サービス業はわが国経済、国民の生活基盤を支える重要な産業であり、国民の生活を豊かにするのみならず、増加する外国人旅行者の快適な訪日滞在にも貢献している。しかしながら、これらの産業は他業種に比べて規模の小さい企業の割合が高く、労働集約型で利益率が低い等の特徴がある。商品・サービスを、人を介して提供する、人の往来・交流を前提に成り立つ産業であるため、感染拡大による外出自粛や「３密」を回避することへの対応が特性上難しい。

こうした状況を受け、東京商工会議所では関連部会・委員会の声をもとに、下記の意見を取りまとめた。もとより中小・小規模事業者の資金繰り支援は重要であるが、観光および流通・サービス産業の特性を踏まえ、事業継続に向けて特に強化すべき支援や今後の需要回復に向けた支援について、下記のとおり重点的に要望する。

１．休業要請・自粛協力要請の長期化に伴う更なる政策対応に関する要望

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、観光・流通サービス産業の経営環境は急激に悪化している。とりわけ、政府の緊急事態宣言が出された後、特に顕著な影響を受けた業種においては今後廃業も視野に入れざるを得ないなど、悲痛な声が多数あがっている。公的支援については、多くの企業が既に利用している、あるいは今後利用を検討しており、満足しているとの声がある一方、実際に利用した企業からは、手続きの煩雑さや申請から支給までに時間を要するなどの苦情もあがっており、改善を求める声も多い。今般、緊急事態宣言の延長が正式に決定したことにともない、現在の各種支援策については、期間延長や条件の更なる緩和を早急に検討することが求められる。以下の事項を緊急かつ重点的に取り組むべき事項として要望する。

（１）雇用調整助成金の円滑な申請・支給

申請要件の更なる緩和・撤廃

緊急対応期間においては、申請要件（生産指標要件：売上高等の生産指標が前年同期に比べ５％以上低下、労使協定に係る要件等）の撤廃や添付書類の更なる削減を図ることで、円滑な申請・支給を図られたい。

対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ

対象労働者一人一日当たりの上限額については、東京など大都市圏の企業から不足を訴える声が多い。今般の緊急事態宣言延長という状況を踏まえ、現行の上限額８，３３０円の引上げを早急に実施されたい。なお、引き上げ後は遡及して支給すると共に、引上げ分の財源は、事業主が負担する雇用保険二事業に基づく財源ではなく、国庫で負担すべきである。

助成金の前払いの実施

事業主や従業員が安心して休業や営業時間の短縮に対応できるよう、雇用調整助成金の前払い（見込み払い）、または支給までのつなぎ資金を即日で融資できる公的支援制度を創設するなど、前例のない大胆な措置を講じられたい。

申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制の強化、分かりやすい周知

今般の「コロナショック」により、雇用調整助成金を初めて利用する中小企業は相当数に上ると思われることから、厚生労働省は都道府県労働局やハローワークの窓口、更にはコールセンター等において、中小企業からの問合せや相談にきめ細かく丁寧に対応されたい。また、商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等が都道府県労働局やハローワークに対して、窓口相談のために社会保険労務士等の専門家の派遣を依頼した場合には、速やかに調整し派遣するなどして、申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制をより一層強化されたい。あわせて、数次にわたる特例措置に関する丁寧な周知を図られたい。

申請段階、審査段階での「目詰まり」の解消

申請や審査を担う職員のマンパワーの強化、申請手続きのオンライン化を早急に実現すべきである。また、都道府県労働局が支援担当者として委嘱した社会保険労務士等専門家が商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等からの要請に基づき、窓口において本助成金の申請受付を担うことができるよう、措置を講じるべきである。あわせて、緊急対応期間（４月１日～６月３０日）についても延長を検討されたい。

≪企業の主な声≫

○最低賃金額に法定労働時間の限度である８時間を掛けた金額でしかなく、この上限額ではとても足りない。（各業種で意見多数）

○申請要件が複雑で分かりづらい。初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない。（各業種で意見多数）

○社労士に相談しているが内容の変更が相次いでいるため、遡及申請を勧められている。（旅行関連業）

金額がわずかなので申請していない。申請が煩雑で、度重なる手続き変更により担当者が翻弄されている。（飲

食業）
○申請が煩雑であり、顧問の社労士に申請の指導を受けているが難しい。補償上限の日額８，３３０円では従業員の生活を到底維持できない。（娯楽業）
○給与支払いを前提とする条件を手元資金がショートする中小零細企業に配慮してほしい。（専門店）
○公的支援策は、現在は性悪説で要件や手続き等も分かりにくくなっているが、このような時は性善説で考えてほしい。（卸売業）

（２）商業施設所有者及びテナント等の事業継続に向けた負担軽減措置の拡充

休業要請や外出自粛要請等の影響による「売上蒸発」により、飲食店をはじめ商業施設に入居するテナント事業者においては賃料支払いが困難となるケースが急増している。とりわけ東京都をはじめ家賃の高い都市部の中小・小規模事業者においては、一刻も早い家賃支援が求められる。

現在、こうしたテナント事業者から商業施設所有者に対して、賃料引き下げの要請が相次いでいる。現状は、売上比率に応じた減免、支払い猶予など、商業施設所有者とテナント事業者が個別に協議し対応しているが、影響が長期化すれば共倒れとなりかねない。テナント事業者に対する直接的な支援を講じるとともに、テナント事業者の相談に応じる商業施設所有者に対する支援の拡充が必要である。

現在、政府・与党で検討されている、融資と補助金によるテナント賃料支援等、スピーディに必要な事業者に行き渡る支援策を早急に具体化・実施されたい。また、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に盛り込まれている「新型コロナウイルスの影響による事業等に係る収入に相当の減少があった場合の固定資産税等の減免措置」については、対象事業者について企業規模にかかわらず、広く商業施設所有者すべてを対象とし、商業施設内のテナントに対し、商業施設所有者が賃料の猶予・減額等に応じやすくなるような環境整備を図られたい。

≪企業の主な声≫
○家賃補助を希望、とにかく早く制度を明示していただかないと家賃交渉も進められない。（ビル管理業）
○専門店が多くテナントとして入居する商業施設の多くは中小規模の範囲に入らない。（専門店）
○家賃と雇用維持が最優先課題。特に中小の飲食店は元々利益率が低いため、休業・自粛が長期化すればキャッシュフローが持たなくなる。規模を問わず立て直しのための支援策が急務である。（飲食業）
○施設運営事業者の賃料減額分の損金算入は、対象規模を問わず適用となるため評価する。一方、固定資産税の減免措置は、ショッピングセンターには非該当となるところが大半であるため、現状の対象要件ではテナント事業者への積極的な賃料減額や支払い猶予が促進できない。（ショッピングセンター）
○支援対象を中小規模に絞らず、業種も飲食業に絞らず、対象規模・業種を拡大すべき。（専門店）
○非食品販売など休業指定業種となっていない店舗であってもテナント料や家賃が負担となっているため、対象業種を問わず売上が一定程度減少している店舗に対する支援策がほしい。（小売業）

（３）持続化給付金等の支援措置について

持続化給付金の対象要件については、売上が前年同月比５０％以上の減少となっているが、一律でなく一定程度条件を緩和されたい。

一方、休業要請に協力した事業者に対する協力金については、特措法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大したことを受け、東京都をはじめ各地方自治体で個別に取り組みや検討が進められているが、地域によるばらつきの無いよう、各自治体の取り組みを国としても後押しされたい。そのための地方創生臨時交付金（現行１兆円）について、スピーディな交付、手続き簡素化、交付金の増額を図られたい。

今般、東京都において、緊急事態宣言の延長を受け、「感染拡大防止協力金」を追加で支給する方針が示されたことは、困窮する事業者に寄り添った支援であり大変心強い。事業者への迅速な支給を実施するとともに、店舗数に応じた協力金の更なる増額を検討されたい。加えて、対象事業者については、休業等要請施設以外の事業者、具体的には、休業要請対象外で自主的に休業する商業施設の出店者をはじめ、休業要請対象外の店舗施設を保有する衣料品店等小売業、休業要請施設と取引を有する食品卸売業等への対象拡大を求める声があることにも留意いただきたい。

≪企業の主な声≫
○持続化給付金の対象要件について、売上が前年同月比５０％以上の減少となっているが、一律でなくある程度条件を緩和してほしい。（各業種で意見多数）
○持続化給付金は１回でなく複数回の給付を継続してほしい。（各業種で意見多数）
○商店街では、一斉休業した場合の近隣住民への影響を考えると対応が難しいところもある。（商店街組合）
○東京都の協力金は複数店舗で一律１００万円となっているが４０店舗の休業はとても賄えない。店舗数に比例した補償をお願いしたい。（飲食業）

２．影響長期化を見据えた感染拡大防止と事業継続の両立支援

冒頭に述べたとおり、今後どのように感染拡大を抑えつつ、正常な経済活動への復帰を実現していくのか、そ

のために必要な条件や期間を含めた道筋を早期に国民・事業者に提示し、目標に向かって一致協力して対応していくことが求められる。各事業者の予見可能性を高めるため、宣言解除の目安や自粛緩和の具体的かつ定量的な基準の明示が望まれる。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう日常生活の中で取り入れるべき実践例を提示する一方、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点も提示した。今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になると指摘しており、業界団体等が主体となり感染拡大を予防するガイドラインを作成し普及することを求めている。

長期にわたり感染防止策を継続させるためには、データと科学的根拠に基づく取り組みと、利用者・消費者の理解が何よりも重要である。現在一部で、感染防止に努めながら営業を継続している店舗等への中傷や批判が行われていることも憂慮されており、業種団体によるガイドライン策定や各事業者による安全・安心を担保する取組みに対してきめ細かく支援し、事業の存続を図られたい。

（１）店舗の衛生管理・混雑緩和に関する支援の拡充

小売や物流など、国民の生活を支える産業については、店舗における衛生管理を強化する観点から、衛生用品の安定的な供給を確保されたい。また、店内の混雑緩和についても、事業者による自助努力では限界があることから、来店抑制に関する働きかけをより厳格化されたい。あわせて、感染拡大防止のための「新しい生活様式」の具体例に示される、業種毎のガイドラインに基づき事業活動を再開する企業に対して、その対策に関わる設備投資への助成を検討されたい。

≪企業の主な声≫

○ワクチンができない状況では「３密」の負担は重くのしかかる。お客様同士の間隔を空けると売上が厳しくなり、空気清浄機等設備投資の支援をお願いしたい。（旅客運送業）

○今後の事業は「ｗｉｔｈコロナ」で企画する。「３密」を避け、ソーシャルディスタンスを保ちながら入場制限、行列を管理したイベントの開催を検討している。（観光協会）

○来館人数の制御、事前チケット制、入退館人数を把握するシステム等のＩＴ・デジタル化に関する設備投資に対する助成をお願いしたい。（不動産業）

（２）従業員の安全・安心に関する支援の拡充

食料品や医薬品等、生活必需品を扱う業種については、従業員の安全・安心の確保が喫緊の課題となっている。従業員用のマスク・消毒液等衛生用品の安定的な供給はもとより、来店抑制や混雑緩和、迷惑行為の軽減等対応に疲弊する従業員の負担軽減のため、店舗の警備や周知の強化に対する支援を検討されたい。

≪企業の主な声≫

○一番の課題は従業員の疲弊。更に長期化した場合には輪番での店舗休業日を設定することを検討せざるを得ない。（スーパー）

○繁忙期が続き、顧客からのクレーム対応などで従業員が疲弊しているため、人材確保や働き方の観点からも早急な対策が必要な状況。（スーパー）

○家庭を持つ女性従業員が多い。現時点では皆子供を預かってもらう先がある状況だが、長期化するようであれば預け先の受け皿を絶やさないようにしてほしい。（食品製造業）

（３）キャッシュレス決済の更なる推進

キャッシュレス決済は、これまでの利便性やインバウンド対策といった面だけでなく、衛生管理の面でも注目されており、政府の感染症対策専門家会議においても買い物に電子決済を利用することが推奨されている。今般のコロナウイルス感染拡大防止ならびに収束後の個人消費喚起の観点から、キャッシュレス決済の更なる推進を図られたい。

≪企業の主な声≫

○キャッシュレス決済は中小企業だけでなく小売全体に広げるべき。一方、今後の経済再生のためには住宅や自動車など大きなものを動かすような政策が必要。（百貨店）

○キャッシュレス・ポイント還元事業について、今までは消費税引上げ対策として実施されていたが、今回は今後の消費拡大を目的として今後も継続してほしい。（飲食業）

○外国人のお客様が多いためキャッシュレス対応は進めていたが、商店街では手数料と手間の関係であまり進んでいないのが現状。（小売業）

○高齢のお客様に対してのキャッシュレス決済のＰＲがもっとあれば良い。（百貨店）

３．社会変化を見据え緊急かつ重点的に取り組むべき事項

観光・流通サービス産業の多くの企業においては、今回の感染拡大をきっかけに、経営を取り巻く環境変化が

当面継続・常態化するとの認識を持っている。企業等において感染症対策を盛り込んだＢＣＰ策定が進むことや、オフィスワークにおいてテレワーク・時差通勤の普及・定着、衛生管理が徹底されるなど、職場環境の向上に資する前向きな変化と捉えられるものがある。一方で、ソーシャルディスタンス（社会的な距離を置くこと）の公衆マナー化が進むことにより、接客・サービスに変化（接触を避ける、距離を置く等）が生じる、非接触型のビジネス、業態（テイクアウト、デリバリー、ネット販売など）のニーズが高まるなど、企業においてはこうした社会通念上の新たな「スタンダード」への対応を迫られるとの声もある。ついては、こうした状況に対処する企業への支援策として、以下の事項を緊急かつ重点的に取り組むべき事項として要望する。

（１）小売業のネット販売への取り組み支援

政府において不要不急な商品については通販・ＥＣでの買い物を推奨していることもあり、店舗販売による売上が見込めない小売業においては、新たにネット販売を検討する事業者も多い。現在、小規模事業持続化補助金（コロナ特別対応型）等の制度により、小売業のネット販売等の資金的支援が行われているが、今回の期間延長を踏まえ、制度の一層の周知に努めると共に、申請から支給までの手続きのより一層の迅速化を図られたい。

≪企業の主な声≫

○ネット販売は今後増えるだろう。これまで「賑やかし」で集客していた手法が封じられ、リアル店舗は今後どう生きていくのかが課題。（卸売業）

○小売のネット販売は有効であるが、小規模店舗ではどこに頼めばよいか分からないところも多い。（小売業）

○ＥＣサイトを運営しているが今回を機に改善を図り全国に展開していきたい。（飲食業）

○ＥＣサイトを運営しているが、今後は消費者ニーズの変化や海外需要を見越したＥＣの加速化は避けられない。（飲料製造業）

（２）飲食店のテイクアウト・デリバリーへの取り組み支援

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛要請等に伴い、大きく売上が落ち込む飲食店では、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を希望する事業者が増加しているが、資金やノウハウがなく取り組みに着手できないとの声が多い。また開始したものの、思う通りの売り上げにつながらず苦慮する事業者も多い。現在、東京都をはじめ各地方自治体において、テイクアウト・デリバリーを新規に取り組む際の経費の一部助成が行われているが制度を知らない事業者も多く、東京商工会議所としてもこうした施策の普及に努めるが、各地方自治体は制度の事業者への一層の周知に努めると共に、地域により支援内容にばらつきの無いよう、国としても各地方自治体の支援策を後押しされたい。あわせて、ＥＣ販売の際の「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続き、およびテイクアウト商品の店頭販売時の道路使用許可について緩和されたい。

≪企業の主な声≫

○テイクアウトやデリバリーへの対応は、ノウハウや業容拡大に割く余裕がなく取組みが難しい。（商店街組合）

○当初予定していた観光振興事業が実施できない代わりに、協会の自己資金で飲食店支援（ウェブサイトによる弁当配達等）を行っている。主に医療者への配達を行っていきたい。（観光協会）

○出前では非接触デリバリーを開始し、独自にウェブサイトも立ち上げた。コロナの前から民間の配達代行サービスを利用しているが、売上の半分が差し引かれてしまう。他の区では費用の一部助成が受けられるため不公平さを感じる。（飲食業）

（３）物流の停滞防止に関する支援

通信販売やテイクアウト、デリバリー等の需要増加に伴い、ライフラインとしての物流業界の重要性がこれまで以上に増している。とりわけ感染リスクを常に抱える配達スタッフの人手不足は物流の停滞に直結することから、衛生用品の優先調達はもとより保健所の優先対応、配達負荷軽減に向けた駐車スペースの確保、不要不急な買い物を控える国民への情報発信を強化されたい。

≪企業の主な声≫

○物流業界の崩壊を防ぐために国としても物流の重要性を発信してほしい。衛生用品（消毒液、マスク）の優先調達を可能にするなど働く側が危険を感じないようにお願いしたい。あわせて物流業界に対する保健所の優先的対応を希望する。（物流業）

○配達スタッフの減少が物流の停滞に直結する。医療現場への配達時などには感染防止のための装備を優先的に調達できるように。配達効率を上げるために交通規制の緩和（駐車スペースの確保など）や、通販やＣ　ｔｏＣ取引が増加しているため不要不急な買い物を控えるよう発信してほしい。（物流業）

（４）業種間の連携に関する取り組み支援

外出抑制が続く中、ネット通信販売が好調であるが、宅配事業者が疲弊している一方でバス会社のドライバーは仕事がない等、業種間の需給格差も見られる。こうした業界間の提携・マッチングしていくことは有効であり、国は地方自治体と共に取り組みを後押しされたい。

≪企業の主な声≫
○観光需要が減少する一方、物流現場はひっ迫している。バス運転手と、物流トラック運転手のマッチング支援を検討されたい。（食品卸売業）
○商店街の活性化策として事業承継のマッチングの推進を望む。（設備工事業）

（５）テレワークの取り組みに関する支援

テレワークは感染症予防等の安全対策はもとより、風水害に伴う計画運休時など災害時の事業継続にも有効である。東京商工会議所が本年３月に実施した調査では、都内企業のテレワーク導入率は２６．０％であり、実施検討中の企業は１９．５％となっていた。実施検討中の企業については、従業員規模別では５０人以上３００人未満、業種別では商業・サービス業の割合が高い傾向にある。こうした企業の取り組みに対しては、助成金制度の拡充をはじめ、企業規模や業種に応じた導入モデルの紹介、専門家による導入支援、業種の特性上導入が難しい企業への支援など、企業の実態に即した施策の展開を図ることが必要である。東京商工会議所としてもテレワークに取り組む企業の導入・活用支援に努めているが、国においては、新たな働き方のモデルを定着させるべく、引き続き企業のテレワーク環境整備を強力に推進されたい。

≪企業の主な声≫
○現状はテレワークの仕組みがなく、この状況でシステムに投資する余裕はないが、今後は管理部門を地方に分散し東京一極集中を解決できるようにしていきたい。テレワークの普及推進に対する支援があれば良い。（飲食業）
○テレワークを進める上で、テレワーク時の労務管理に関する法整備が必要。（運送業）
○テレワークはデータの秘匿性を守る、有事の際の一斉アクセスに耐えられるシステム構築が課題。政府にはインフラ整備のための資金支援を検討してほしい。（物流業）

（６）企業間取引のデジタル化への支援

新型コロナウイルス感染拡大防止策としてテレワークや在宅勤務に取り組む企業が増加する中、企業間で行う様々な取引のデジタル化が重要性を増してきている。中小・小規模事業者が顧客管理や受発注管理、売上・会計、決済等、企業間取引を一気通貫で管理できる共通基盤（中小企業共通ＥＤＩ等）の導入支援を図られたい。東京商工会議所としても「はじめてＩＴ活用１万社プロジェクト」等によりＩＴツールの導入支援に努めているが、国においても中小・小規模事業者のクラウドソーシング等、ＩＴ導入・活用促進の一層の充実を図られたい。

≪企業の主な声≫
○受発注のＥＤＩ化をこれを機に推進してほしい。電話、ＦＡＸによる受発注は出社が前提であり、テレワークの妨げになる。ＥＤＩ化により卸だけでなく小売でもテレワークが可能になる。小規模、中小企業のＥＤＩ化推進のための支援をお願いしたい。（食品卸売業）

４．今後の消費喚起に向けた政策的対応として重点的に取り組むべき事項

現在、政府は、新型コロナウイルスの流行収束後、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテイメント業などを対象とした、官民一体での消費喚起キャンペーン「Ｇｏ　Ｔｏキャンペーン」について、令和２年度補正予算案に１兆６，７９４億円を計上している。また、東京都をはじめ各地方自治体等においても、消費喚起に向けた各種プロモーション、キャンペーンが予定されている。

しかしながら、こうした施策の対象となる企業からは、段階的な自粛解除から移動解禁までに至る、今後の期間を明示した対コロナ政策をしっかり立て共通目標とすること、あとどのくらい我慢すればいいかの指標が必要との声が多くあがっている。また、安全・安心を担保した旅行等についてのガイドラインの発信、効果的なキャンペーンの実施を政府に求める声が強い。

したがって、今後の消費喚起に向けた政策的対応に向けては、足元で感染防止対策を十分に講じた上で、あるいは緊急事態宣言が解除され段階的に緩和される見通しがある程度はっきりした段階で、スケジュール・行動指針を具体的に明示していくことが大前提である。また、これらの施策については、国土交通省・観光庁だけでなく、衛生に関しては厚生労働省、一部遊戯施設は経済産業省など、関係省庁が連携して取り組むことが不可欠である。

そのうえで、感染収束後の観光需要・個人消費の回復策として、以下を重点的に取り組むべき事項として要望する。

（１）観光・レジャー産業、展示会・イベント産業に対する支援

旅行業などの観光・レジャー産業など、感染拡大により需要が大幅に減退した産業や、感染拡大防止を目的に中止・延期を余儀なくされた展示会・イベント産業など、多くの産業で事業活動に甚大な影響が出ている。こうした産業に対しては、資金繰り等の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルスの影響が収束した後に需要を喚起するための取組や風評被害を防止するための対策を講じるなど、集中的かつ重点的な支援を実

施されたい。

≪企業の主な声≫
○消費マインドの向上には解除の仕方の工夫が重要。「ここまでは大丈夫」という例示を細かく示していくことが必要。（卸売業）
○演劇、ＴＶ制作、興行業については補助がないので要望してほしい。（映像・演劇）
○美術館コンテンツのバーチャル、オンライン提供に関する助成を要望（不動産業）

（２）旅行や飲食、イベント等の需要喚起、国内の人的交流の活発化

広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャー等で活用可能なクーポン券の発行など、国民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策を講じられたい。これらの直接的な消費喚起策とあわせて、商店街などが地域の賑わい創出のために実施するキャンペーンなどに係る地域商品券の発行等の費用を補助されたい。また、国や地方自治体が所有し、運営する観光施設の入場・利用料金の無料化、および地方自治体が無料化措置を行う場合については、国による補填を行われたい。

観光地での消費を喚起させるなど、国内観光を活発化させるため、交通費の負担を軽減して人々の移動を促進すべく、高速道路料金の無料化など軽減措置や、鉄道・バス・内航フェリーなど公共交通機関利用料金割引に対する補助を講じられたい。あわせて、空港利用料、航空燃油税、貸切バスの軽油引取税の減免等により、関係運送事業者のコスト軽減と利用料金引き下げを図られたい。

≪企業の主な声≫
○インバウンドの前に国内需要の立て直し。日本人に日本の魅力を確りと伝え、消費回復の基盤を固めていく必要がある。（ウェブ企画制作）
○旅行は、交通・飲食・宿泊が一体となった商品であるため、各業界の感染拡大防止への取組をとりまとめ、安全・安心な旅行を消費者にアピールしていきたい。（旅行関連業）
○回復期の段階でプレミアムフライデーのような大規模なイベントを行えば、各業界も呼応する。官民一体となって全国規模の回復策を行うことが重要。（衣料品製造業）
○消費喚起策について、業界に還元できる商品券の配布が望ましい。（小売業）
○金のばらまきではなく、観光・飲食等目的を限定して利用できる施策を期待。（飲食業）

（３）地元の消費喚起につながる地域団体への支援

消費喚起に向けたプロモーションやキャンペーンの施策は、一つの行政エリアが単独で実施するのではなく、広域で連携していくことが不可欠である。地元の消費喚起につながる地域団体の取り組みについては、国としてもサポートしていくことが重要である。

≪企業の主な声≫
○Ｇｏ　Ｔｏキャンペーンについて、エリア（区単位）に対しての補助金（数百万円規模）があれば、各エリアの実情に合わせて地域を盛り上げられる。各区の観光センター等もその役割を担い、各商店のＰＲができる。区内で買ったものに関して区民への補助金制度があれば、地元への消費喚起につながる。（観光協会）
○政府の「Ｇｏ　Ｔｏ　Ｔｒａｖｅｌ」の対象となる旅行取扱事業者には大手旅行会社やＯＴＡ（オンライントラベルエージェント）だけでなく、地域限定旅行商品を開発・販売している各地の観光協会・ＤＭＯ等も対象に広げていただきたい。（旅行関連業）
○通販・ネットでの購入は活況を呈しているが、それよりも地元の店舗、例えば商店街等地域の活性に目を向ける必要がある。商店街が活性化すれば街自体も活性化する。収束後には、便利さよりも地元の経済を良くするような施策を期待したい。（建設業）

以上

２０２０年度第４号
２０２０年６月１１日
第７２７回常議員会決議（追認）

＜提出先＞　内閣官房、東京都

＜実現状況＞

○雇用調整助成金　上限額引上げ、オンライン申請手続き開始、助成率一律１０／１０、３か月期間延長

○東京都家賃等支援給付金（都）創設

○持続化給付金（国）条件緩和、支援対象拡大

○感染拡大防止協力金（都）

第１回協力金の申請者の約９割支給達成、第１回期間で支給を受けた企業も第２回期間の申請が可能

○「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」（東京都中小企業振興公社）創設
○「小規模企業持続化補助金（コロナ特別対応型）」（中小機構）申請要件拡充（EC サイト）
○「業態転換支援（新型コロナウイルス 感染症緊急対策）事業」（東京都）予算拡充
○「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（国土交通省）テイクアウトやテラス営業のための路上利用について道路占用の許可基準が緩和
○テレワーク助成金（東京都）実施期間延長、助成率拡充
○ＧｏＴｏＴｒａｖｅｌの実施（観光庁）

５．新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京都への緊急要望（第三次）（東京都議会令和二年第二回定例会へ提案予定の補正予算等に対する要望）

４月７日に開始された東京都の緊急事態措置が５月末まで延長されることになり、休業要請や営業自粛などにより、多くの都内中小企業・小規模事業者は事業存続の危機に直面するほど経営に大きな影響が出ている。そのような中、東京都においては都内中小企業・小規模事業者を守るため、迅速に令和二年度４月補正予算を編成し、感染拡大防止協力金の創設や民間金融機関を通じたゼロ金利の制度融資など約３，５００億円の事業者支援策を打ち出している。今般の緊急事態措置の延長においても、感染拡大防止協力金の再支給を含めた緊急対策の補正予算を編成し、東京都議会令和二年第二回定例会に提案することを表明していることは、危機に直面している中小企業・小規模事業者に寄り添った支援であり非常に心強い。新たな補正予算では、新型コロナウイルスとの戦いの長期化が想定される中で、都内中小企業・小規模事業者が緊急事態を乗り越え、政府の専門家会議が提案した新しい生活様式に対応し、事業活動を回復軌道に乗せるための支援策を強力に打ち出していただきたい。

未曾有の危機に直面する中、東京商工会議所では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた事業者を支えるべく、コロナ対策パッケージの６本の柱に基づく活動を実施し、いち早く事業者の生の声を収集するとともに、４月末まで５，０００件を超える事業者からの経営に関する相談の実施、「採用支援」「飲食店応援」「テレワーク・サテライトオフィス提供」緊急掲示板の開設など、事業者の応援に尽力してきた。今後さらに、社会情勢や事業者のニーズなどを踏まえ、ＷｅｂやＩＴなど非接触型のビジネスモデルへの転換支援策を充実・拡大するとともに、経営の危機に直面する事業者へ中小企業支援施策の利用促進を図るなど、都内経済を支える中小企業・小規模事業者の支援に全力を尽くす所存である。

東京都におかれては、まずは資金繰りに苦しむ事業者に対して民間金融機関を活用した無利子の制度融資を強力に周知するなど、令和二年度４月補正予算における支援策を迅速に都内中小企業・小規模事業者に届くようにすることが必要である。そのうえで、当商工会議所が事業者の声を踏まえてとりまとめた以下の要望について、東京都議会令和二年第二回定例会に提案予定の補正予算および、東京都の中小企業支援施策に反映することを強く要望する。

記

1.「緊急事態措置」による都内中小企業・小規模事業者の倒産・廃業防止に向けた緊急対策の実施

都内中小企業・小規模事業者は新型コロナウイルス感染拡大によって需要が消滅する事態に直面しており、緊急事態措置によって休業等を要請された事業者のみならず、広範囲な業種で経営に大きな影響が出ている。感染拡大防止に向けた長期戦も予想される中で、事業者は先行きが見通せない状況であり、事業継続の危機に直面している。

まずは、事業者の足元の資金繰りが急務であるが、現在、政府系金融機関の窓口事務が混雑し、融資実行まで時間がかかっていることから、事業者からは悲鳴に近い声があがっている。そのため、令和二年度４月補正予算で措置された上限１億円の無利子の制度融資を活用するよう、民間金融機関を通じて事業者に周知するなどあらゆる手段で活用促進を図るべきである。なお、事業の成長時期にあった創業して間もない企業からは、売上減少要件が障壁となって支援を受けられずに事業継続の危機にあるとの声もあがっていることから、創業間もない事業者に関しては売上減少要件を撤廃されたい。

今回の緊急事態措置の延長でさらなる休業要請等を受ける事業者に対しては、感染拡大防止協力金を迅速に支給するとともに、店舗数に応じた協力金のさらなる増額を検討されたい。くわえて、対象事業者については、休業等要請施設以外の事業者、具体的には、休業要請対象外で自主的に休業する商業施設の出店者をはじめ、休業要請対象外の店舗施設を保有する衣料品店など小売業、休業要請施設と取引を有する食品卸売業やイベント企画業などへの対象拡大を求める声があることにも留意いただきたい。

また、家賃の支払いに困る中小企業・小規模事業者に対する支援は、足元の緊急事態にあっては、融資や協力金などで対応しつつ、自粛期間の長期化を見据え、不動産オーナーが家賃の猶予・減免などに応じやすい環

境を整備することが重要である。そのため、企業規模にかかわらず、テナントの家賃の支払い猶予・減免などに協力した不動産オーナーに対する土地・建物等の固定資産税の減免措置などを検討すべきである。

【要望事項】

- 政府系金融機関の窓口が非常に混雑している中、事業者の資金繰りを強力に支援するため、民間金融機関を活用した上限１億円の無利子の東京都制度融資について、民間金融機関へ活用の働きかけ、事業者への周知強化
- 上記制度融資における創業間もない事業者に対する売上減少要件の撤廃
- ５月７日以降も東京都の休業要請等に対応した事業者に対する「東京都感染拡大防止協力金」の実施および事業者への迅速な支給、対象事業者拡大の検討
- 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中小企業・小規模事業者の家賃減額や支払い猶予に応じた事業者に対する支援措置の創設（土地・建物等の固定資産税の減免措置）
- 新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（雇用調整助成金申請等に関する相談事業）の周知強化、利用促進
- 公共事業の予定どおりの発注および柔軟な工期・納期の設定・変更、新型コロナウイルス感染拡大に伴う原材料費、人件費などの上昇を考慮した予定価格の見直し、迅速な支払い
- 混乱に乗じた、中小企業・小規模事業者への取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や、下請センター東京における相談対応の強化）

【都内中小企業・小規模事業者の声】

＜小売業＞

- 外資系の企業向けに弁当を販売しているが、顧客の社員のほとんどが在宅勤務となっているため、売上が７５％減少の状態。（オーガニック食材の弁当小売業）
- ３月の売上は前年同期比６０％減、４月は８０％減、４月８日以降は百貨店休業に伴い、今後の仕入れの支払い資金が不足。（婦人靴小売業）

＜サービス業＞

- ２月から売上が減少し、直近では前年同期比１割以下にまで落ち込んでいる。（宿泊業）
- イベントの開催中止など、早期から感染防止対策に取り組んできたにも関わらず、感染拡大防止協力金の対象外となり、資金繰りに窮している。感染拡大防止協力金の対象拡大を希望する。（イベント企画業）
- 営業自粛に伴い、飲食店の受注案件が延期になっている。協力金について、営業自粛の対象となる企業と取引をしているところにも対象範囲を拡大して支援をしてほしい。（水回りメンテナンス業）
- 創業直後であり、さまざまな支援施策にある売上減少要件に当てはまらない。（企業向けメンタルヘルスケア業）
- 資金繰りに窮しているが、融資の相談予約が取れない。融資手続きの迅速化に向けて対策をお願いしたい。（講師業）
- 商流の上位企業ではテレワークがかなりの割合で実施されているが、元請企業からは、客先開発拠点での作業を求められている。下請にしわ寄せがないような対策を発注元が講じることを指導するよう行政に求めたい。（システム開発請負業）

＜飲食業＞

- 売上が減少し、家賃の支払いが厳しい。不動産会社・オーナーなどへの家賃の支払いを一部免除されるような仕組みを行政で検討してほしい。（飲食店）
- 雇用調整助成金の申請書類を作成中だが、簡素化したといいながらかなり複雑でわかりにくく、自力では作成不可能だと思う。（飲食店）

＜建設・不動産業＞

- 飲食店などに物件を貸しているが、家賃滞納や減額依頼があり苦慮している。（不動産賃貸）
- 当社は自主的に４月上旬から従業員・協力会社作業員の感染防止のため、工事をストップしているが、元請からは現場を続けるように要請がある。業種ごとに明確な自粛要請や指示が必要。（建設業）

＜製造業＞

- 主力販売先であるアパレルの多くは、百貨店を中心に店舗閉鎖を余儀なくされており、在庫増、資金繰り難などにより取引に今後影響が出てくる可能性が高い。（衣料品製造業）
- 客先のテレワーク実施によって新規引き合いが大幅に減少し、大手ゼネコンで建設工事一時中断の動きも広がっている。今後は売上減少が必至だが、発注済みの資材は次々と入ってくるため、支払いが先行する。この状態が続くと資金繰りが厳しい。（建築資材製造業）

＜卸売業＞

- 百貨店、催し物の出展がなくなり、売上が非常に落ち込んでいる。（食品卸売業）
- 例年であれば夏に向けたグッズなど製作の商談が入る時期だが、現状は全くなく、４月から売上はゼロの状態。（イベント関連グッズ卸売業）

➢ 賃貸倉庫に商品を保管し、日々の受注に応じて出荷しているため、家賃もさることながら倉庫代の負担が大きい。販売先である飲食店や小売店の営業自粛などにより売上も大幅に減少しているため、事務所家賃だけでなく倉庫代に対する支援も検討してほしい。（家庭用品雑貨輸入業）

＜その他＞

➢ 各自治体も受付窓口を拡大して対応しているようだが、セーフティネットの認定書発行にかなりの時間を要しており、資金化に至るまでの時間が長期化している。（金融業）

2.「緊急事態措置」終了後の事業継続および経済回復に向けた支援

(1)「新しい生活様式」に即した事業継続に取り組む中小企業に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大を機に社会生活は一変し、緊急事態措置終了後に経済活動を本格再開させるにあたって、業種や規模を問わず、全ての企業が感染予防をふまえた企業活動への対応を求められている。政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージできるよう日常生活の中で取り入れるべき実践例のほか、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点も提示している。今後、東京都においては、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、緊急事態措置終了後の企業活動に関するガイドラインを提示していただきたい。あわせて、各事業者による、「新しい生活様式」に対応した店舗・オフィス環境整備や継続的なテレワーク体制の構築、飲食店における業態転換などの具体的な取り組みについて、支援を強化されたい。

通信販売やテイクアウト、デリバリーなどの需要増加に伴い、ライフラインとしての物流の重要性がこれまで以上に高まっている。配達負荷軽減に向けた荷捌きスペースの確保や駐車規制緩和区間の拡大など、物流の停滞防止に向けて支援いただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大によって多くの企業が業務縮小を余儀なくされ、雇用の維持が急務である一方、人口減少という構造的課題を抱え、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題である。都内中小企業からも、本格的な事業再開や収束後の経済回復を見据えて採用意欲があるものの、従来の集合型・対面式の採用活動や従業員教育に取り組むことができず、今後の人材確保・育成について不安の声があがっている。雇用を維持し、収束期・収束後の経営の持続性を確保すべく、「新しい生活様式」に対応した人材確保・育成の取り組みを後押しされたい。

【要望事項】

- 緊急事態措置終了後の事業本格再開と安全を確保した事業継続に向け、企業活動に関するガイドラインの提示
- 「新しい生活様式」に対応するための店舗・オフィス環境整備に対する支援（対面接触を控えるための改装、アクリル板などの購入費用、個室導入費用などに対する補助）
- 業態転換支援事業の周知強化および予算枠の拡充、コンサルティング支援
- 小売・サービス・物流など、都民の生活を支える店舗・事業所における衛生管理を強化するべく、衛生用品の安定的な供給の確保
- ライフラインとしての物流の停滞防止に向けた支援（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間の拡大等）
- 事業継続対策（テレワーク）助成金における受付・審査窓口の強化、期間により料金設定がある場合の助成対象期間の拡充（現状最長３か月分が対象）、対象機器の拡充（１０万円以上は自己負担を認める）
- 迅速なテレワークの実施に資する、テレワーク導入モデル体験事業における貸与期間や一社当たり貸出台数の拡充
- 継続的なテレワークの実施やＩＴ活用による業務効率化を促進すべく、サイバーセキュリティ対策支援の強化（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算枠の拡充）
- 中小企業の若手人材確保に対する支援（Ｗｅｂ上での合同会社説明会や、収束後の集合型合同会社説明会の開催）
- 在宅勤務中の従業員教育・育成に資する、オンラインでの職業訓練に対する支援強化（「中小企業職業訓練助成金」や「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」において、Ｗｅｂ上でリアルタイムに実施される「オンライン講座」の対象化）
- 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（民間団体などと連携したキャリア人材採用支援の展開）
- 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進など、行政サービスにおけるＩＣＴ活用や都庁のデジタルシフト加速化

【都内中小企業・小規模事業者の声】

＜小売業＞

➢ テレワークを導入したが、小さい企業なので厳密なルールの策定やセキュリティ対策、コンプライアンス強化などまで手が回っていない状態。（小売業）

➢ 人手不足に苦しんでいたが、求人に対する応募が増え始めた。今後の需要増を見越し、予定より多め

に採用するつもりである。（石油製品販売業）

＜サービス業＞

- 新入社員教育を対面で行えないことが予想されるため、支援策があるとありがたい。（産業廃棄物処理業）
- 荷物の配達効率を上げるため、交通規制の緩和等を実施してほしい。（運送業）
- 物流は止められないため人手不足が続いている。難しいかもしれないが、合同会社説明会を開催してほしい。（運送業）

＜飲食業＞

- ５月末までは営業自粛などに応じざるを得ないが、緊急事態措置終了までに、営業再開に向けたガイドラインを策定するべき。（飲食店）
- 夜間営業の短縮による売上減少分を補うため、店頭での惣菜販売、デリバリー業者との契約で売上を確保している。早急に自前のデリバリー営業を始める計画を策定したい。（飲食店）

＜建設・不動産業＞

- 昨年度、サーバーを入れ替えたのでテレワークが実施できている。簡易な機器だとセキュリティ面や業務で限界があるため、サーバーを含むハード費用を支援するとテレワークが進むのではないか。（設備メンテナンス業）
- ４月に採用を考えていたが、顧客からの受注減少により見通しが立たなくなり、採用を断念せざるを得ない状況になった。今後採用を進められるよう、支援、補助をお願いしたい。（建設業）

＜製造業＞

- セキュリティには目をつぶって急いでテレワークを導入した。ハード、ソフト両面での支援拡充を希望する。（ニット製品製造業他複数）
- 採用を検討しているが、合同会社説明会が開催されないので、学生へのアプローチができない。非対面で実施する仕組みを検討してほしい。（配電盤製造業他複数）
- 補助金・助成金の申請手続きが煩雑で、従業員の出社抑制下で書類を整えるのも手間がかかるため、簡便にしてほしい。（印刷業他複数）

＜卸売業＞

- 収束後は必ずテレワークが一つの働き方として定着する。中小企業への指針が欲しい。（機械設備卸）
- １０万未満の安価なテレワーク用ＰＣは品薄になっており、納期が読めない。助成金採択を待っているといつまでもテレワークが開始できない。（設備・家具卸）
- テレワーク実施に必要な機器購入のため助成金を申請したが、支給が決まるまでは機器など購入できない、また支給決定後の購入期日、報告期日が短いなど制約が多い。中国からの部品輸入が停滞しているパソコンや通信機器は納入が遅れており、現実との乖離が大きい。（非鉄金属卸）

(2) 収束期・収束後における経済の早期回復に向けた中小企業支援の強化

緊急事態措置終了後には、感染拡大の予防と社会経済活動のバランスを取りながら、経済回復に向けて中小企業・小規模事業者の取り組みを支援する必要がある。緊急事態措置にあっても、インターネット通販（ＥＣ）が売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ＥＣは好調」との声が多くあがっている。一方で、売上・受注量が減少する中、ＥＣサイト構築や利用料、出品料など、軌道に乗るまでの費用負担は大きい。そのため、「新しい生活様式」に対応し、安定的な売上確保に貢献するＥＣや、同じく非対面・非接触型の販売方式であるテレビ、通販カタログなど、中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援されたい。

新型コロナウイルス感染拡大に一定の収束が見通せた段階においては、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻し、経済の早期回復に向けて、消費喚起や供給力の強化など、官民を挙げた景気対策を迅速に進める必要がある。企業間の機動的な受発注を促進する緊急商談会の実施や、出展者の販路拡大はもとより、イベント関連事業者への支援にもつながる展示会・イベントなどについて、民間団体などと連携し、積極的に開催されたい。

【要望事項】

- 非対面での売上確保に有効な、ＥＣサイト構築・運用やＥＣモール出店に係る初期費用に対する幅広い支援
- テレビ通信販売や通販カタログ出品による新たな販路開拓に対する支援
- マスク・消毒液・医療用防護服など、医療や介護・福祉などにおいて緊急で必要とされる物資について、民間団体などと連携し、現場と物資を供給する企業とのマッチング支援
- 機動的な受発注を支援するための緊急受発注商談会の実施
- 相次ぐ展示会・イベント中止により大きな打撃を受けているイベント関連事業者や、販路開拓に取り組む中小企業を支援するため、収束後の展示会・イベントなどの積極開催
- 収束期・収束後の展示会による販路拡大支援の強化（緊急販路開拓助成事業の拡充（申請・助成対象期間の拡大）、販路拡大助成事業において令和元年度申請者も助成対象とするなど要件の緩和）

- 広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャーなどで活用可能なクーポン券の発行など、収束後に都民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策の実施
- 観光需要喚起のため、東京都が所有・運営する観光施設の入場・利用料金の無料化
- 商店街や地域団体が実施する、地域の賑わい創出を目的としたキャンペーンやイベントなどの取り組みに対する支援
- 創業間もない企業や、感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充および申請要件の緩和）

【都内中小企業・小規模事業者の声】

＜小売業＞

➢ 展示会場が売り場であるため、２月後半から７月までのイベントが全て中止となり、仕事が皆無の状況。（治療器販売業）

＜サービス業＞

➢ ３月、４月と売上は前年同期比５０%減。大型書店休業により店舗向けの受注増は見込めず、ＥＣモールで何とか売上を確保している。（出版業）

＜飲食業＞

➢ 店舗の来店客数が減少しており、デリバリーに取り組んでいるが売上がなかなか上がらない。収束後は思い切った支援の強化を求める。（飲食店）

＜建設・不動産業＞

➢ 収束期・収束後の景気対策として、波及効果の高い商品券やイベント開催などを強力に進めてほしい。（不動産賃貸業）

➢ 業種特性上マスクを備蓄しており、必要なところに提供したいが、区に問い合わせても話が進まなかった。情報をとりまとめてマッチングしてもらえるとありがたい。（建設業）

＜製造業＞

➢ 主に観光客向けの実店舗売上は減少しているが、ＥＣサイト経由での販売は増加している。（婦人服製造販売）

➢ 春商戦の展示会が軒並み中止となり、売上は前年同期比で８０%減にまで落ち込んでいる。（皮革製品製造卸）

＜卸売業＞

➢ 飲食店などの卸先の店舗休業により売上が９割減。自社で経営する飲食店も休業しているため、新たに餃子の通販事業を始めた。（食肉卸売業）

➢ 既存取引先である美容室の休業により売上が立たないので、新たに個人向けＥＣを開始したいがやり方が分からない。（化粧品卸売業）

➢ ギフトショーなどでの販売が中心だったため、イベント中止の影響で３月頃から売上が８割減少しており、収束後には積極的なイベント開催を希望する。（雑貨卸売業）

＜その他＞

➢ 緊急事態措置終了後、商店街の店舗で消費してもらえるよう、商品券発行やイベント開催を支援してほしい。（商店街振興組合）

以上

２０２０年　５月１５日

＜提出先＞　東京都、東京都議会

＜実現状況＞　○　中小企業制度融資の拡充（融資目標額を２兆５，０００億円にまで引上げ）

○　５月７日～２５日に東京都からの要請に応じる中小・小規模事業者に対する東京都感染拡大防止協力金の支給（９３０億円）

○　事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインの策定（５月２２日）

○　新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業の創設（３５億円）

○　飲食事業者の業態転換支援事業の拡充（６億円）

６．新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望について

今般、緊急事態宣言が３９県で解除され、各地域で段階的に自粛の解除・緩和の措置がとられることになった。

わが国は、国民の協力に最大限依存して感染を克服する、世界に例をみない独自モデルを遂行しており、新たな感染爆発を防ぎ、この取組みを成功させるためには、国民の理解と国民一人ひとりの継続的かつ自発的な協力が不可欠である。政府には、ＰＣＲ検査等を通じた科学的見地から定量的でより分かりやすい緊急事態宣言の解除・再宣言基準の明示、「新たな日常」に向けた「新しい生活様式」に対応した環境整備や取組み支援とともに、国民や事業者が将来に希望を持てる収束へのロードマップを示していただきたい。

４月の当所調査では、緊急事態宣言下で需要が蒸発した深刻な経営状況の中でも、人員整理を行った中小企業は４％に止まるなど、経営者は事業と雇用の維持に必死に取り組んでいるものの、我慢の限界にあるとの声が多数寄せられている。影響長期化に伴う人件費や家賃などの固定費負担増により経営者の心が折れ、倒産や廃業が急増することを強く懸念している。

現在、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充など、財政・金融・税制等の政策手段を総動員した緊急経済対策が実行されているが、いまだ現場では目詰まりを起こしている状況もうかがえる。困窮する事業者の手元に一刻も早く資金が供給されるよう、非常時対応として、手続き簡素化やオンライン化等を加速化させ、より一段の迅速化に向けた抜本的な運用改善を強く求めたい。また、影響長期化に対しては、家賃等の固定費の負担軽減や資本強化、持続化給付金や地方創生臨時交付金の増額、「新しい生活様式」に資するデジタル化の推進等への追加対策が必要である。

日本・東京商工会議所では、３月３０日に発出した緊急提言に続き、刻一刻と変化する現場の声を踏まえ、以下のとおり要望をとりまとめたので、政府におかれては、中小・小規模事業者、中堅企業の実態や地域経済の窮状をご賢察いただき、下記事項を実現されたい。

記

Ⅰ．影響長期化に伴う、倒産・廃業防止に向けたさらなる政策対応

休業や営業自粛などの対応を継続せざるを得ない各地域の中小・小規模事業者や地域経済の中核となる中堅企業においては、売上の蒸発・激減により収益が確保できないまま、人件費や賃料などの固定費負担が経営を大きく圧迫している。新型コロナウイルスの完全な収束が見通せず、長期戦も予想される中、幅広い業種で事業継続の危機的状況が続いている。

政府の緊急経済対策として、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充、持続化給付金等の政策が実行されているが、刻一刻と企業の経営環境が厳しさを増す中、窓口への相談・申請が急増し、各支援策の実行までに時間がかかる「目詰まり」が起こり、手続きが煩雑なために申請を断念してしまうなど、折角の支援メニューが困窮者に行き渡らない実情もうかがえる。段階的な活動再開が始まっているが、影響の長期化により、売上回復が見込めずに事業継続を諦めてしまう事業者も出始めており、今後、コロナ倒産や廃業のさらなる急増が懸念される。

地域経済社会の基盤であり、雇用の受け皿である中小・小規模事業者や中堅企業の事業継続のため、政府支援策がより迅速に広く行き渡る一層の体制整備・強化を進めるとともに、以下のさらなる支援策の拡充と追加対策を果断に講じられたい。

１．中小・小規模事業者の倒産・廃業を防ぐためのさらなる支援

（１）雇用調整助成金の円滑な申請・支給、上限額の引上げ

雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する雇用調整助成金については、①マンパワーの強化などによる申請段階・審査段階での「目詰まり」の解消、②生産指標要件など申請要件のさらなる緩和・撤廃、申請手続きや添付資料のでき得る限りの簡素化、③助成金の前払い、④対象労働者１人１日当たりの上限額８，３３０円の国庫負担による引き上げ、⑤申請手続きに不慣れな中小・小規模事業者に対する相談体制の強化を講じられたい。また、６月以降の情勢を踏まえつつ、特例措置を実施する緊急対応期間を延長していくことも必要である。

なお、「みなし失業給付」を具体化する場合には、企業・労働者双方が混乱しないよう、制度内容や要件について、丁寧に周知していくことが不可欠である。また、相談体制を構築するとともに、申請手続きや添付資料を可能な限り簡素化するなど、迅速な給付を可能とする環境整備を図られたい。

（２）貸倉庫・工場・事務所などの賃料助成制度の創設、
および不動産オーナーが賃料の猶予・減免などに応じやすい環境の整備

休業要請や外出自粛要請等による売上蒸発により、オフィスや店舗、倉庫等のテナント事業者において、固定費（家賃、共益費など）の支払いが困難なケースが急増している。現在、不動産オーナーとテナント事業者が個別に協議して対応しているが、影響が長期化すれば共倒れとなりかねない。

融資と補助金によるテナント賃料支援など、困窮する事業者に迅速に行き渡る支援策を早急に実施されたい。また、不動産オーナーが賃料の猶予・減免等に応じやすい環境整備に向けて、企業規模にかかわらず、テナント家賃の支払い猶予・減免等に協力した不動産オーナーに対する土地・建物等の固定資産税の減免措置などが必要である。

（３）持続化給付金の拡充（売上減少要件緩和、規模に応じた給付額上限引上げ、複数回支給）

緊急事態宣言が３９県で解除されたが、完全収束までは「新しい生活様式」を前提とした、人と人との接触機会が制約された経済社会活動が長期間継続することが想定される。国民や事業者の感染再拡大への不安は根強く、宿泊・旅行、飲食、レジャー等の対人サービス業を中心に、売上回復が相当遅れることが想定される。

ついては、影響長期化の影響を鑑み、持続化給付金の拡充（売上減少要件の緩和、規模に応じた給付額上限の引上げ、複数回支給、申請サポート会場の充実など）により、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模事業者の事業継続をより一層支援されたい。

（４）中小・中堅企業の財務基盤強化に資する出資、資本性劣後ローン、税制による支援強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済社会を支える中小・中堅企業、出資の見直し等の影響を受けるベンチャー企業に加え、サプライチェーン等で中小企業と関係の深い大企業においても長期の売上減少で自己資本が傷み、大幅な財務悪化が見込まれる。これら企業の資本強化に向け、政府系金融機関やファンドによる出資や資本性劣後ローンを措置されたい。

また、欠損金の繰越控除の拡充（繰越期間の無期限化、中堅企業への適用拡大等）、繰戻還付の拡充、建物等の減価償却の前倒し措置（定率法の対象拡大、償却期間の短縮化等）、中堅企業への固定資産税の軽減、事業所税の軽減などの税制措置を講じられたい。

さらに、納税猶予を受けてもなお業績回復が困難となる企業を想定し、猶予していた納税を減免する措置を検討するとともに、地域の実情に応じて企業へ税負担を軽減する地方自治体に対する財政支援も講じられたい。

（５）無利子・無担保融資の民間金融機関の積極活用、創業間もない者への売上減少要件撤廃

無利子・無担保融資の利用を希望する中小・小規模事業者は、相談（融資・認定）予約が取れず、申し込みまでに時間がかかる場合があるなど、融資実行までの資金繰りに大きな不安を抱えている。すでに相談窓口では相当な努力をなされていると理解しているが、政府系金融機関や地方自治体、信用保証協会の相談・認定体制の強化や、市区町村のセーフティネット保証の認定等窓口業務について、事前の金融機関等の要件確認を図るなど、融資手続きの簡素化および融資実行の迅速化を図られたい。また、政府が資金繰り支援に関する要請の対応状況をモニタリングするなど、民間金融機関の積極活用の実効性を確保されたい。あわせて、創業間もない事業者への売上減少要件を撤廃されたい。

（６）社会保険料などの減免

新型コロナウイルス感染症の影響で給与などの額が大幅に減少した場合でも、事業主や従業員は、減額した月を含む３ヶ月間は、減額する前の給与などの額（標準報酬月額）に応じた社会保険料を負担しなければならない。社会保険料（子ども手当の事業主拠出金等を含む）の納付が困難な中小・小規模事業者および従業員に対しては、減額した月から即時に減額改定する措置（即時改定）を認められたい。

あわせて、労働保険を含む社会保険料率を一時的に引き下げることなどによる、保険料負担の減免措置を講じられたい。

（７）商工会議所経営相談窓口の体制強化

全国の商工会議所は１月２９日以来、中小企業庁の依頼により「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた中小・小規模事業者の相談対応や国の支援策の活用支援などを実施してきているが、緊急事態宣言の延長等により資金繰り支援に加え、持続化給付金や自治体の休業補償、家賃減額など、想定以上に幅広い相談に対応し、さらに、雇用調整助成金については、社会保険労務士など、専門家の支援も含めて、相談の対応にあたっている。こうした相談対応を強化するための費用を措置するなど、商工会議所経営相談窓口の体制を強化されたい。

２．倒産・廃業の危機に直面している地域企業への支援

（１）地方創生臨時交付金の大幅な拡充と国による認定の簡素化、迅速化

新型コロナウイルスの感染拡大防止および感染拡大の影響を受けている地域経済を支援するため、１兆円の予算が設けられているが、６月以降も需要回復には相当の時間を要することが確実視されている。特に宿泊、飲食、サービス業の落ち込みはリーマン・ショック時の比ではなく、倒産・廃業の危機に直面している地域企業への支援は待ったなしであり、各自治体の実情に応じたきめ細やかな各種支援策の抜本的拡充が不可欠である。さらに、休業協力に対する支援金額について、自治体によって差があることから事業者から公平に給付して欲しいとの不満の声があがっている。地域間格差を埋めるためにも、地方創生臨時交付金を大幅に拡充されたい。

また、地方自治体が、地域における事業継続や雇用維持を図る観点から、スピード感をもって中小・小規模事業者支援などの各種施策に取り組めるよう、国から県等に対して、休業協力企業の負担軽減を図る給付金の財源に積極的に活用するよう指導するとともに、手続きの簡素化などによる早期交付を図られたい。

（２）クラウドファンディングを活用した資金調達を行う者への助成

来店客が激減している地域の飲食店等がインターネットを通じたチケット販売等により、営業継続に必要な資金を調達する手法としてクラウドファンディングが注目されていが、中小・小規模事業者はその活用ノウハウと資金が不足しており、それを支援・運営する主体に係る費用やリターン（返礼）として上乗せするプレミアム分への助成等を措置されたい。あわせて、「ふるさと納税」と同様に支援者（寄附者）への税制優遇も措置されたい。

（３）官公需の予定通りの発注と納期などの柔軟化、予定価格見直しと迅速な支払いの実施

影響長期化に伴い地域需要が消滅しており、公共事業については予定どおりの発注とし、納期・工期については柔軟に設定されたい。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、原材料費、人件費等の上昇を考慮した予定価格の見直しと迅速な支払いを講じられたい。

３．中小・小規模事業者の事業継続に資する環境整備

（１）引き上げの凍結も視野に入れた、最低賃金の適正な水準の決定

昨年６月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が１，０００円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定されたい。

わが国経済が未曽有の危機に直面している中、リーマンショック時の２００９年度の引き上げ率は１．４２％、東日本大震災時の２０１１年度は０．９６％であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引き上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準で決定されたい。

（２）取引環境の適正化と大企業と中小企業の共存共栄

新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請けの中小・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を迫られるような事態が生じないよう防止されたい。

中小企業庁「価値創造企業に関する賢人会議」の中間報告（２月２８日）では、大企業と中小企業間における取引価格の適正化や、知財やノウハウの不当な吸い上げ等を排除するため、取引適正化に取り組む方針が示されるとともに、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（５月１８日）において、大企業と中小企業との共存共栄に取り組むことを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を官民あげて広く推進することになった。現下の非常事態から脱却し再起を図る過程において、大企業と中小企業が共存共栄関係を再構築し、この取組方針やパートナーシップ構築宣言により、取引適正化を図るよう指導されたい。

（３）政策効果の検証と政策効果を行き渡らせるための手続きの迅速化

令和２年度補正予算で措置された支援メニューについて、現場のマンパワー不足や手続きの煩雑さから、申請・審査・実行までにタイムロスが発生しており、経営環境がより危機的な状況におかれている事業者も多く存在する。政策効果を広く行き渡らせるためには、現場における課題の解決に向けた政策効果の検証が不可欠である。

検証結果を踏まえ、手続きの簡素化・迅速化や申請窓口の体制強化を図るとともに、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れるなど、従来の手法にとらわれない、よりスピード感をもった対応を講じられたい。また、事業者の予見可能性を高め、先行きへの不安を払拭するため、支援メニューにあわせ、執行スケジュールを示されたい。

Ⅱ．影響長期化を見据えた、感染拡大防止と経済社会活動の両立支援

官民一体となった感染拡大防止への取組みにより、国内の新規感染状況は漸減傾向にあるが、新たな感染拡大への懸念など、依然として予断の許さない状況が続いており、完全な収束までには長期戦が予想される。政府においては、治療薬やワクチン等の開発・提供の加速化、検査体制や医療提供体制のさらなる拡充を図るとともに、徹底した感染拡大防止策を講じられたい。国民、事業者においては、「新たな日常」へ気を緩めず、行動変容の必要性を認識し、感染拡大防止に向けた自発的な取組みを継続・徹底していくことが不可欠である。

今後、特定警戒都道府県を含めたすべての都道府県で緊急事態宣言が解除された場合であっても、直ちに経済社会活動が新型コロナウイルス感染症の流行前に戻ることはなく、３密対策や「新しい生活様式」の徹底など、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立に配慮した取組みへ段階的に移行していくこととなる。

収束の先行きが見通せない中で、国民や事業者の不安を払拭し、経済社会活動を回復させていくためには、国民や事業者の予見可能性を高める必要があり、科学的根拠に基づく具体的かつ定量的なより分かりやすい緊急事態宣言の解除または再宣言の基準や、オフィスや工場等の仕事、飲食店などの営業、集会やイベントの開催、個人の移動等の許容範囲を段階的に緩和していくための業種ガイドライン等が適切に実行される環境整備が必要である。

また、感染拡大防止のため、ヒトやモノの移動に制約がある中で、テレワーク、オンライン会議などデジタル

技術の活用や新商品・新サービスの開発、Ｅコマースの活用など、事業者は創意工夫を凝らし、「新しい生活様式」に対応した事業活動を取り始めている。今回の危機は、多種多様な事業者へのデジタル技術の実装を促進させ、構造的な課題である人手不足の克服や生産性向上、働き方の変革を喚起する好機と捉え、「新しい生活様式」や新たな消費ニーズ等を踏まえた新しいビジネスモデルに挑戦する中小企業等の取組みを強力に後押しされたい。

感染拡大防止を徹底する一方で、刻一刻と経営が悪化している中小・小規模事業者の事業継続を後押しし、地域の経済社会活動を維持・回復させていく中・長期的な対策を進めていくことも重要である。

１．緊急事態宣言解除後における感染拡大防止と経済社会活動の両立への環境整備

（1）緊急事態宣言の解除または再宣言に対する、より分かりやすい基準の明示

新たな感染拡大の抑制・防止に予断を許さない状況が続き、特定警戒都道府県では、休業や自粛等の対応が続く中、国民や事業者の間には先行きの見通しが立たないことによる不安が拡大している。緊急事態宣言の解除については、一定の基準が示されたものの、今後、新たな感染拡大が発生する可能性も懸念されることから、再感染拡大時を想定し、再度緊急事態宣言を発令する場合、科学的根拠に基づく具体的かつ定量的なより分かりやすい基準を示されたい。

（2）新たな感染拡大の抑制・防止と経済社会活動維持との両立

緊急事態宣言が解除された地域では、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立に配慮した取組みへと段階的に移行していくこととなる。いずれ特定警戒都道府県でも同様のフェーズに移行すると予想されるが、経済社会活動の再開に伴い、人と人との接触機会の増加や、域外からの通勤・通学など、新たな感染拡大リスクへの懸念がある。

経済社会活動の維持・再開との両立のためには、新たな感染拡大が起こらないように、「新しい生活様式」を保つことが前提である。政府におかれては、オフィスや工場等の仕事や通勤、飲食店などの営業、集会やイベントの開催、人の移動等の許容範囲を段階的に緩和していく業種別のガイドラインが適切に実行されるような環境整備を進められたい。

（3）「新しい生活様式」に対応した事業活動再開に向けた設備などの費用補助

「新しい生活様式」に対応した事業活動再開には、事業所や工場、店舗等で一定の設備や備品などが必要となる。対面接触を抑制するための改装、アクリル板などの購入費用、個室導入費用など、新たなビジネスモデルの転換に取り組む中小企業への補助・助成制度の創設、既存制度の補助率引上げ、補助対象の拡大など、「新しい生活様式」に対応した事業所や工場、店舗等の環境整備を講じられたい。

また、生活者を支える小売・サービス・物流等の店舗・事業所における衛生管理を強化するため、マスク・消毒薬等の衛生用品の安定的な供給確保を図られたい。

さらに、通信販売やデリバリー等の需要増加に伴う物流の重要性が高まりを受け、配達負荷軽減に向けた荷捌きスペースや、駐車規制緩和区間の拡大など、物流の停滞防止への対策を講じられたい。

（4）事業活動再開に伴う、地方空港や駅における利用客の安全性確保に向けた体制整備

事業活動再開による国内移動の安全性確保・向上のため、地方空港や駅などにおける、サーモグラフィ（体温検知機器）設備およびチェック体制を整備し、発熱者などへの適切な対応を取ることができる措置を講じられたい。

（5）中小企業の新卒採用支援、学業継続が困難となる大学生等への支援

２０１９年度の新卒採用（２０２０年４月入社）を実施した中小企業のうち、計画どおりに採用できていない企業が４割を超える中、２０２０年度の新卒採用に関しては、感染拡大の影響により個別企業の会社説明会や合同会社説明会が軒並み中止になっている。都道府県労働局による中小企業を対象としたウェブ上での合同会社説明会の実施や、ウェブ上で採用活動に取り組む中小企業への費用助成や助言など、中小企業の新卒採用支援を講じられたい。

また、アルバイト収入や親の収入が激減した大学生等の学業継続が深刻な問題となっている。このまま退学を余儀なくされる学生が多数発生することは、わが国の将来を支える人材の喪失につながるとともに、将来を見据えて採用を継続したい中小企業における人材確保をより困難にさせることにもなる。大学等独自の対応だけでは限界があり、学生本人および大学等による学費減免等の取組みに対する支援策を講じられたい。

（6）ハローワークの就職支援機能の強化、公共職業訓練の拡充

今般のコロナショックによる経済への打撃は、リーマンショックを上回るとの声が多く聞かれる中、解雇等見込み労働者数が増加しており、今後、雇用・就業への甚大な影響が懸念される。こうした状況を踏まえ、求職者の就職と中小企業の人材確保の両面を支援するために、ハローワークの就職支援ナビゲーターの増員等の就職支援機能を強化するとともに、建設や介護など、特に人手不足が深刻な分野に係る公共職業訓練を拡充されたい。

また、地域の雇用を維持するためにも、雇用を増加させた企業に対する税額控除制度を措置されたい。

２．デジタルを活用した新しいビジネスモデル・経済社会への変革支援

新しいビジネスモデルへの変革支援

（１）中小企業におけるテレワーク導入支援の拡充

感染拡大防止の観点からテレワークを実施する企業が増加しているが、企業規模が小さくなるほどテレワークは難しく、中小・小規模事業者への普及をより一層後押しするため、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）については、制度内容を分かりやすく丁寧に周知していくことに加え、パソコンやタブレットなど導入費の支給対象化や補助率の引上げなどを講じられたい。また、中小企業がテレワークのメリットを体験できるよう、テレワーク用端末・ツールの無償貸与制度を創設されたい。

あわせて、テレワークなどに資する機材の導入を支援するため、少額減価償却資産特例の拡充を講じられたい（年間限度額３００万円の引上げ等）。

（２）「中小企業デジタル化応援隊事業」の補助額引上げと複数年度化

緊急経済対策において、中小企業のデジタル化を支援するためのＩＴ専門家の派遣事業「中小企業デジタル化応援隊事業」が単年度事業として予算化されているが、デジタル化への取組みは継続的な課題であることから、補助額の引上げや複数年度化を図られたい。

（３）電子チケットを活用したコンサートや演劇等のイベントのライブ配信に対する費用助成

感染拡大防止のための自粛により、コンサート、演劇等のイベントの開催が困難となり、関連する事業者の売上や出演者の収入に大きな影響が出ている。イベント等をライブ配信で視聴する権利を電子チケット化して、国内外の希望者に販売することにより、チケット枚数の上限を設ける必要がなくなり、売上の一部補填に有効である。中小・小規模事業者がオンラインでイベントをライブ配信する際に必要なシステム利用や撮影機材等にかかる費用や、こうした取組みをＰＲするキャンペーン費用の助成などを措置されたい。

（４）ＥＣサイトの構築・活用による地域の特産品などの販売支援

地域では、観光客など人の移動が激減し、観光業や小売業において、特産品の売上減、生鮮食品の在庫拡大など大きな影響が生じている。観光地などでは、ＥＣサイトに出店し、来訪できない顧客に特産品を販売する動きが出てきているが、地域の特産品等を取り扱う中小・小規模事業者がＥＣサイトを利用するには費用負担が大きく、出店に必要な費用を助成されたい。また、販売支援サイトの出店料を抑制する観点から、ＥＣサイトの構築や運用に係る費用の助成も措置されたい。

（５）オンライン展示会・商談会などの開催による販路拡大への支援

新たな感染拡大の抑制・防止に留意しながら、売上減少に苦慮する中小・小規模事業者の販路やビジネスチャンス拡大のために開催する、オンラインでの展示会・商談会などの開催費用等への助成を講じられたい。

新しい経済社会への変革を加速化させる環境整備

（１）行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善

国や地方自治体、支援機関等におけるデータ連携の整備が進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークが進みつつあるが、一方で電子決裁業務等が満足に行えない状況がボトルネックとなっており、地方自治体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒しの実施を図られたい。あわせて、雇用関係や営業許可などをはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きを徹底的に見直されたい。

（２）マイナンバーの活用による社会基盤の整備とマイナンバーカードの普及促進

感染症対策のみならず、近年多発化、激甚化する自然災害への対策において、限られた財源を政策目的の実現に最大限、効果的に活用するために、マイナンバーを徹底活用し、真に救済が必要な者を迅速かつ確実に支援できる社会基盤の早急な整備を進められたい。

加えて、マイナポイントの上限額の引上げや、運転免許証等公的身分証との統合、個人の投薬情報や受診情報との紐づけ、災害時等を想定したＩＤカードとしての機能拡充などにより、マイナンバーカードの普及促進を図られたい。

（３）キャッシュレス決済のさらなる推進

対面販売時の時間短縮に資する、モバイルオーダー（スマートフォンでの商品選定・ 注文・決済等）とキャッシュレス決済の推進は、「新たな日常」の構築に不可欠である。このため、システム導入・活用への助成、キャッシュレス決済における手数料や初期投資の低減、入金までのタイムラグの短縮化等を支援されたい。また、地域における消費喚起の基盤構築のため、地域で一体的に行うキャッシュレス決済の導入を支援されたい。

あわせて、災害時でもキャッシュレス決済が利用可能な環境も整備されたい。

（４）デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応
テレワークやテレビ会議を活用した新たなビジネスモデルが浸透してきており、今後、緊急事態宣言が解除され、経済が回復していく中、オンラインによる事業活動のさらなる増加が見込まれ、デジタル回線基盤の混雑が予想されるためことから、通信環境が混雑、遅延しないよう防止策を講じられたい。

３．今後の需要喚起および供給力向上への取組み支援

（１）旅行や飲食、イベントなどの需要の回復に向けた支援
新型コロナウイルス感染症に一定の収束が見通せた段階において、令和２年度補正予算に盛り込まれた「Ｇｏ Ｔｏキャンペーン」の早期実施により、広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャー等で活用可能なクーポン券の発行など、国民の幅広い消費意欲を喚起する対策を講じられたい。加えて、商店街を含む地域内の消費喚起や賑わい創出のため、「Ｇｏ Ｔｏキャンペーン」を活用したキャンペーンの取り組み支援や、クーポン券等の発行について、プレミアム分を補助するなど十分な支援を実施されたい。
その際、各地域がどのような条件・環境が整えば、事業が実施が可能となるのかを予め明確にし、執行スケジュールとあわせて示されたい。
また、国や地方自治体が所有し、運営する観光施設の入場・利用料金の無料化、および地方自治体が無料化措置を行う場合については、国による補填を講じられたい。

（２）国際的なサプライチェーンの国内再構築への支援
新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの寸断に伴い、材料・部品の輸出入が滞るなど、企業の生産や在庫確保に大きな影響が及んでいる。医療関係の器具・備品のみならず、各業種において安定的に生産・供給する仕組みの構築が不可欠であり、国際的なサプライチェーンの国内再構築への取組みを支援されたい。
また、各国で感染拡大が収束し、国際的な経済交流活動が再開した際には、政府系機関と連携し、海外に材料・部品の供給状況を発信して国内中小企業の輸出促進を図るなど、外需取込みに向けた中小企業の国際化支援を強化されたい。

以　上

２０２０年度第６号
２０２０年６月１１日
第７２７回常議員会追認

＜提出先＞
菅内閣総理大臣、関係閣僚、関係省庁等
＜実現状況＞
一般会計の追加歳出３１兆９１１４億円、財政投融資や民間融資なども含めた事業規模１１７兆１０００億円からなる第２次補正予算が成立。
○雇用調整助成金の上限額１５，０００円への引上げ
○家賃支援給付金の創設
○持続化給付金の拡充（フリーランスを含む個人事業主への対象拡大）
○新型コロナウイルス感染症に関する資本性劣後ローン制度の創設
○地方創生臨時交付金を１兆円から３兆円に増額
○中小企業デジタル化応援隊事業の創設
○ＩＴ導入補助金Ｃ類型の補助率引き上げ
など、商工会議所の意見が多数実現した。

７．国土強靭化対策に関する要望

＜はじめに～レジリエントな都市『東京』の構築に向けて～＞
気候変動の進展に伴い、これまでの常識を超えた災害が多発する新たなステージに入り、災害はいわば進化し続けている状態となっている。新たなステージにふさわしい災害対策が求められている。
今般の新型コロナウイルスへの対応において、私たちは生命の危険か経済かの選択を迫られたが、そのどちらも疎かにはできないことを認識した。経済の長期的な停滞は、サステナブルな社会の実現に大きなマイナスの影

響を及ぼすことが明らかとなった。
都市災害である首都圏での大規模広域水害や首都直下地震、南海トラフ地震、さらには火山噴火・火山灰などの自然災害においても、新型コロナウイルスと同様の、あるいはそれ以上の、人命および経済の危機となることが想定される。また、複合災害のリスクも大きい。それゆえ、今まさに、徹底した事前の備えを行っておくことが必須である。事前の備えが奏功した例として、米国では、ハリケーン・サンディ襲来時、事前のタイムライン告知などにより、人的被害を大きく抑えることができた。
さらに、新型コロナウイルスへの対応を経験して、他者に感染させない・自分も感染しないという利他心からの行動が、感染症の拡大を防止し、自身および社会を感染から守ることにつながることが、はっきりした。この考え方は、災害対応における自助・共助が大きな意味を持つことを示しており、その推進役としての防災人材・リーダーの育成も急務である。以上のような考え方のもと、国土交通省に以下のとおり要望する。

＜国土強靭化対策に関する考え方＞
西日本豪雨、北海道胆振東部地震、台風２１号（関西国際空港浸水）など自然災害が頻発、激甚化したことを踏まえ、政府は２０１８年１２月、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」を閣議決定した。ハード・ソフト対策１６０項目について、概ね７兆円の事業規模により２０２０年度までの３年間に集中的に取り組むとして、全国で２千を超える河川の改修・整備、関西国際空港を含む６空港での浸水対策等を実施してきた。大規模な自然災害が多発する中、迅速な緊急対策の実行は大変心強く、政府は現下の新型コロナウイルス感染症との戦いに資源を最大限振り向けつつも、その厳しい環境下であればこそ尚更、複合災害のリスクを軽減し、災害から国民の生命と財産を守るため、緊急対策を確実に完了させることが必要である。
わが国では緊急対策の実行中もなお、２０１９年の台風１５号、１９号など重大な災害は後を絶たない。一方、防災対策をはじめとした政府の公共事業関係費は近年、当初予算ベースで横ばいが続いている。また、気候変動に伴う水害の頻発化・激甚化や将来の降雨量の増加、インフラの老朽化等、災害対策を巡る環境変化が顕在化してきている。緊急対策では手当できていない、新たな環境変化に応じたハード・ソフト対策を新たなステージにおける抜本的対策として複数年度にわたる計画期間と事業規模を明示して、着実に実施していくことが必要である。前例のない風水害、首都直下地震、南海トラフ地震、さらには火山噴火・火山灰を含め、大災害はいつか必ず起こると想定し、国民の理解の下、事前の備えに万全を期し、減災・縮災（被害が起こることを前提にして、回復をできるだけ早くすること）につないでいくことが重要である。まずは、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」が掲げる、「３か年緊急対策後も、国土強靭化基本計画に基づき、必要な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める」ことが肝要であり、国土交通省におかれては、３か年緊急対策にとどまることなく、以下の政策課題を重点に２０２１年度以降の対策を策定し、迅速に取り組んでいただきたい。
また、国難ともいうべき大規模災害による日本経済の壊滅を回避するため、インフラの整備はもとより、我々企業自身も自助・共助、利他の意識を持ち、主体的に行動しなければならない。特に、ＢＣＰ（事業継続計画）の策定と訓練の実施が重要である。当所としても、引き続きＢＣＰ策定支援など中小企業の災害対策の促進に向け自ら行動するとともに、国土交通省、関係先に最大限協力する所存である。

１．気候変動等を見据え「３か年緊急対策」以降のステージを更に高めた対策の策定・実行を
２０１５年の関東・東北豪雨（鬼怒川堤防決壊）、１６年熊本地震、１７年九州北部豪雨、１８年、１９年は上記のとおり、大規模な災害は毎年発生している。新型コロナウイルス感染症との戦いに全力を注ぐ一方で、国土強靭化への歩みも遅らせることはできない。特に、気候変動に伴う水害の頻発化・激甚化や将来の降雨量の増加、インフラの老朽化が予測されるところ、広域豪雨、集中豪雨が懸念されており、その対策の加速化が必要である。２０１９年の台風１９号では、神奈川県の箱根町で７２時間に１０００ｍｍ以上の雨量が観測されたが、広域豪雨で３日間の雨量が７００㎜を超えると荒川が氾濫し、わが国の中枢部である都心部を含めた広い範囲が浸水してしまう。
国や都道府県が管理する河川の治水計画は、原則として過去のデータに基づく降雨を前提に策定されている。気候変動の予測には幅があり想定は難しいものの、記録的な豪雨が将来頻発することを前提にして河川の最大流量、浸水想定区域等を再検討し、堤防の高さやダムのかさ上げ等治水計画を見直すことが必要である。また、現状において施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、決壊しにくい構造の堤防等の整備を実施することが重要である。さらに、今後の降雨量の増大に対応していくためには、河川管理者による治水目的のダム等の対策のみならず、発電等を目的としたダムの活用や、河川への流出量を抑制するためのため池の活用など、地域特性に応じて様々な主体の協力を促すことが必要である。気候変動による降雨量の増加は次元の異なるステージになったと捉え、この新たな環境に対応するハード・ソフト対策を抜本的対策として複数年度にわたる計画期間と事業規模を明示して、着実に策定・実行することが重要である。

２．災害への事前の備えである災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備・更新
災害に備えた強靭（レジリエント）な都市を構築するためには、以下の重要インフラの整備・更新等を迅速かつ着実に実施していくことが重要である。推進に当たっては、インフラのストック効果をできる限り定量的に示し、積極的にアピールすることで、整備の重要性に係る国民の理解を促進していくことが不可欠であり、当所と

しても最大限の協力を行う所存である。

【要望事項】
①陸･海･空の主要な交通施設の点検、強化（道路、橋梁､鉄道施設､東京湾の重要港､羽田空港等）
②高規格堤防や調節池など河川、海岸施設の点検、整備、機能強化
③レジリエンスの観点を重視した生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策の点検・強化、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援（通信基地等の耐震・停電・浸水対策）
④木造住宅や老朽ビルなど密集市街地の防災力向上、災害危険区域等ハザードエリアからの移転促進と助成
⑤地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進、下水道施設の整備（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）
⑥無電柱化の推進

災害の被害を最小限に抑えるためには、避難や、防災拠点と他県等との連絡、迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う、陸・海・空の主要な交通施設が発災時でも機能することが極めて重要である。

また、大雨や地震等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、荒川、江戸川、多摩川といった直轄管理河川の高規格堤防を含む堤防の点検、整備、強化対策、荒川第二調節池、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策のほか、水門、排水機場といった海岸保全施設・河川管理施設の整備、耐震化、液状化対策等に取り組んでいる。今年３月の当所会員企業へのアンケートでは、水害の防止や被害軽減におけるインフラのストック効果について実感したことがある企業は４８．４％と、前年度調査から倍増した。企業の防災インフラへの関心は高まっている。東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、水害や土砂災害の対策を迅速かつ着実に進められたい。もとより、大規模かつ同時多発的な災害が発生した際の施設の迅速な復旧のためには、行政と民間事業者との協力が不可欠であり、その連携体制の強化を図ることも重要である。

さらに、北海道胆振東部地震によるブラックアウト、昨年の台風１５号による千葉県等での大規模停電では、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。緊急対策に盛り込まれた電力、燃料、通信に関する取組を確実に完了させるとともに、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）を検討し、避難所への蓄電池の配備等の取組を強化することが重要である。加えて、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、住民、旅行者等にとっての安全・安心を確保する必要がある。災害発生時に災害医療にたずさわる災害拠点病院の耐震化や浸水対策など、医療機関の防災力強化も重要である。

あわせて、民間における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたが、民間全体における対策促進のために対象の拡大や支援の強化を図ることが必要である。

他方、木造住宅密集地域（木密地域）や老朽化した中小規模のビル密集地では、地震火災により、死者数や全壊・焼失棟数等甚大な被害が想定されている。国土交通省には、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えの促進に向けた規制緩和や財政措置に加え、密集市街地の防災・減災を目的とした再開発を促進するため、所有者不明土地問題対策の推進（土地の適正な利用・管理の確保に係る周知啓発、地籍調査の推進等）や、所有者の合意形成の円滑化に向けた区分所有法の見直し等を実施していただきたい。また、６月の都市計画法等の改正を踏まえ、災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けて、地方自治体、民間への周知啓発の徹底、助成制度等の後押しが重要である。

また、都市機能が高密度に集積した首都圏においては、地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化、下水道施設の整備が重要である。下水道施設等については、昨年の台風１９号による多摩川付近での内水氾濫や、近年多発する局地的大雨（ゲリラ豪雨）を踏まえ、都市部において道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害への懸念があることから、排水能力の強化が必要である。無電柱化も、暴風からの電線類の被災や電柱倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与することから更なる推進が必要である。

３．省庁の連携強化のもと、地域の特性を理解した災害リスクの認知度向上、利他の心でのぞむ自助・共助の促進

災害対策はインフラ整備などハード対策と、個々人や企業が災害リスク情報をしっかりと把握し備えるソフト対策、すなわち自助・共助、利他を意識した取組を両輪として推進することが重要である。国土交通省には、新型コロナウイルスの感染拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備え、関係省庁との連携強化のもと、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、ハザードマップ等災害リスクの認知度向上をはじめとした下記の取組を促進していただきたい。

各企業においても、各現場における防災のリーダー人材を育成し、人的被害の防止とＢＣＰに基づく中核事業の継続・早期復旧に向け、主体的に取り組むことが重要である。

【要望事項】

①新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援（衛生管理・医療や救護活動への支援体制の確立、避難所開設・運営訓練ガイドラインのスピーディーな知見の共有と継続的な見直し）
②ハザードマップ等災害リスクの認知度向上
③企業等におけるＢＣＰの策定、訓練の促進
④防災のリーダー人材育成、タイムライン（事前防災行動計画）の活用、周知
⑤大規模な風水害の際の広域避難計画の早期策定、訓練等の実施
⑥訪日外国人を中心とした旅行者への情報提供と具体的な避難誘導方法の確立

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置、医師の確保といった衛生管理・医療や救護活動への支援体制の確立に留意する等運営方法の見直しが必要である。今年もすでに出水期を迎えており、政府には６月に作成・公表した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、最新の知見、技術的助言を地方自治体に対してスピーディーに共有するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。国土交通省には、避難所を設置・運営する地方自治体とホテル・旅館等との間の連携や情報共有等について引き続き支援されたい。

さらに、当所会員へのアンケートで事業所所在地の災害リスクについて聞いたところ、昨年３月は「災害リスクの内容について詳しく、あるいは概ね知っている」企業が４７．６％であった。今年３月のアンケートでは「ハザードマップ等に基づいて災害リスクを把握している」企業は過半数に達したものの、依然６１．７％にとどまっている。国土交通省のリーダーシップの下、地方公共団体における地震や洪水、高潮、土砂災害に関するハザードマップ、液状化の危険度マップ等の作成・公表を促進するとともに、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助、利他の意識を向上させていくことが必要である。

加えて、国土交通省には、地域や企業の各現場における防災のリーダー人材育成を後押しすることが重要である。防災リーダーを中心に、各企業等のＢＣＰ策定とそれを実践的、効果的にする見直しや訓練の実施を促進するとともに、経営者・従業員・その家族一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）の作成を支援することが必要である。

また、昨年の台風１９号により都内でも河川氾濫が起きたことは記憶に新しい。幸いにも江東５区において大規模な水害は発生しなかったが、このことが行政はもとより国民や企業の間で事前の広域避難のあり方についての課題を投げかける重要な機会になった。大規模な風水害の際の広域避難の検討は正に喫緊の課題であり、国土交通省、内閣府、東京都には区市町村や関係機関の連携強化を促進し、計画策定を加速させる必要がある。また、今年３月の当所会員へのアンケートでは、広域避難に関する国や自治体による情報提供として、「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域単位で一括して情報提供してほしい」「空振りに終わってもいいから、早めに情報提供してほしい」との回答がそれぞれ７割以上に達した。こうした声を踏まえた計画の策定、国民や企業への情報提供、周知啓発等を実施していくことが重要である。

加えて、観光産業は日本の基幹産業として地方創生の柱であるが、日本が世界から選ばれる観光地になるためには、頻発する自然災害が大きなネックになりかねない。訪日外国人や旅行者にとって滞在中の安全・安心を確保するために、旅行者への情報提供（多言語対応を含む）と具体的な避難誘導方法の確立が必要である。

以上

２０２０年度第７号
２０２０年７月１３日
第２２２回議員総会追認

＜提出先＞　　国土交通副大臣、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

○政府は事業規模約１５兆円からなる「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を閣議決定

【関連予算の拡充】

○あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の推進　８，７９４億円（前年度比１．９４倍)］

○南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の推進
３，１４８ 億円（同２．１５倍）

○災害時における人流・物流の確保　７，２５９億円（同２．５０倍）　等

８．東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じている。新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた、イベントや会合、外出の自粛、学校の一斉休校の要請により、ヒト・モノの移動は大きく制限され、幅広い業種で需要が蒸発するなど、経済に甚大なマイナスの影響が出ている。首都圏の１都４県では５月末に緊急事態措置は解除されたものの、東商けいきょう４－６月期の調査結果によると、業況ＤＩが▲７０．１と調査開始以来最大の落ち幅・最低の水準となるなど、広範囲な事業者が事業継続の危機に直面する状況に陥っている。とりわけ、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者からは、悲鳴に近い声が上がっており、実際に事態の長期化にともない、廃業や倒産が増加してきている。

未曾有の危機に直面する中、東京商工会議所では新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の生の声を迅速に収集し、３次にわたって緊急要望を行ってきた。東京都においては、当商工会議所の要望も取り入れ、都内中小企業・小規模事業者を守るため、新型コロナウイルス対策で１兆円を超える対策予算を編成するなど、迅速な対応を図ってきている。将来が見渡せず心が折れそうな事業者に寄り添う支援であり非常に心強い。今後、経済回復を実現するためには、想定される新型コロナウイルスの第二波を警戒しつつも、経済活動の再開と感染拡大防止を両立する「新しい日常」を確立していく必要がある。一方、中小企業が今まで抱えてきたＩＣＴの活用、人手不足、事業承継などの本質的な課題は残ったままである。新型コロナウイルスの影響を乗り越えて事業を継続することが緊急かつ最大の課題であるが、本質的な経営課題の解決を後回しにすることはできない。東京都においては、昨年、中長期的な施策の方向性を示すものとして「『未来の東京』戦略ビジョン」と「東京都中小企業振興ビジョン」を策定している。２つのビジョンと中小企業の現状をふまえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれたい。

当商工会議所においても、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた事業者を支えるべく、新型コロナウイルス対策パッケージの６本の柱に基づく活動を実施し、いち早く事業者の生の声を収集するとともに、６月末までに１万２千件を超える事業者からの経営に関する相談の実施、「採用情報」「飲食店応援」「勇気ある挑戦」といった５つの緊急掲示板の開設など、事業者の支援に尽力してきている。今後も、社会情勢や事業者のニーズなどを踏まえ、ＷｅｂやＩＴなど非接触型のビジネスモデルへの転換支援策を充実・拡大するとともに、経営の危機に直面する事業者へ中小企業支援施策の利用促進を図るなど、都内経済を支える中小企業・小規模事業者の支援に全力を尽くす所存である。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。ついては、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ．「新しい日常」への対応と事業継続に向けた支援

【「東京都中小企業振興ビジョン」が目指すべき姿】

東京都中小企業振興ビジョンでは、１０年後の中小企業像として、ＩＣＴ化や設備導入、販路開拓に積極的に取り組み、生産性向上・付加価値向上を進める姿が掲げられている。同時に、挑戦を続けながら安定的な経営を行うには、その基盤となる公正な取引環境の整備や、価値ある事業を着実に次代へ承継することが重要である。持続可能性のある経営の実現に向けて、都内中小企業・小規模事業者の現状や課題をふまえ、改善に向けた支援を強化されたい。

１．「新しい日常」の定着に向けたＩＣＴ化や設備導入の加速化

新型コロナウイルス感染拡大により「新しい日常」への対応を進めるうえで、中小企業・小規模事業者の生産性向上の鍵であるＩＣＴ活用の重要性は急速に高まっている。テレワーク導入や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築にあたっても一層の活用が必要である。しかしながら、急激な経営環境の変化と業況悪化に苦しむ中小企業にあっては、専門知識の不足や導入効果の不透明さ、活用を進める上での人材育成や社内体制の整備に対する不安から、導入に踏み切れない企業も多い。こうした不透明さを払拭してＩＣＴ活用の裾野を広げ、中小企業におけるＩＣＴ導入の“発火点”に到達するには、費用補助のみならず専門家によるコンサルティングなど伴走型支援を強化する必要がある。新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みで生まれた好事例や、小規模なものづくり企業でも成果を上げている「身の丈ＩｏＴ」などの成功事例を広く周知、横展開していくことで、ＩＣＴ活用に対する心理的障壁を下げるとともに、専門家による経営診断などを通じて、円滑な導入に向けた支援を強化されたい。なお、ランサムウェアやフィッシング等による被害が世界的にも拡大する中、中小企業がＩＣＴを活用する際に情報セキュリティ対策も同時に行う必要がある。しかしながら、感染拡大への対応に迫られる中、セキュリティ対策が不十分なまま導入・利用を進め、ハード・ソフトの両面からセキュリティを心配する企業も多いことから、中小企業の情報セキュリティリテラシーの向上、ソフト・設備導入の支援を拡充されたい。

また、東京都から示されている事業者向け感染拡大防止ガイドラインや、業界団体などで策定されているガイドラインに沿った事業活動の展開には、ウイルスとの戦いの長期化やオリンピック・パラリンピック開催を見据え、オフィス・店舗・工場の改装など各企業における取り組みには時間を要することが予想される。

東京都におかれても、中小企業における店舗・オフィス・工場の環境整備に対する支援を引き続き継続されたい。

くわえて、「新しい日常」に即したビジネスモデルへ転換を進めるためには、自社が保有する顧客等のデータを有効に活用することが重要となる。そのため、「顧客データ等利活用モデル創出事業」などにより個別企業への支援を強化するとともに、本事業で創出されたモデル事例を広く周知されたい。あわせて、データ分析や、適切な設備・ツールを選び活用し、中小企業のイノベーションを推進する中核的な人材の育成や実地支援を継続するとともに、専門家と企業とのマッチング支援に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

① 「新しい日常」構築に向けて、ＩＣＴ活用に関する専門家の経営診断やコンサルティング、専門人材と中小企業とのマッチング、導入費用に対する補助などによる支援強化（生産性向上のためのＩｏＴ、ＡＩ、ロボットの導入支援事業拡充等）

② 中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク関連助成金において、テレワークの導入前後のコンサルティングや費用補助の継続および遡及適用も含めた助成対象期間の拡充、対象機器の拡充（上限額の引上げおよび、上限額を超えた機器も対象とし、上限額を超える部分の自己負担を認める）など柔軟な運用、助成金申請から採択までの期間の迅速化、サテライトオフィスの利用促進）

③ 新型コロナウイルス感染拡大の取り組みで生まれたＩＣＴ活用の好事例や「身の丈ＩｏＴ」実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援

④ 中小企業の保有する情報をサイバー攻撃から守るべく、中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算拡充等）

⑤ 「新しい日常」に対応するための店舗・オフィス・工場の環境整備に対する支援の継続（「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」の継続）

⑥ 顧客データ等利活用モデル創出事業の予算拡充および周知強化

⑦ 中小企業でＩＣＴツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成に対する支援（「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の継続）

⑧ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるＩＣＴ活用など、「スマート東京」実現に向けたデジタルガバメントの推進

※東商の取組(2019 年度実績)
○ICT推進支援:普及・啓発セミナー7回開催・829 名参加、「東商ICT相談室」によるICT個別相談対応、東商ICTスクエア・メールマガジン・東商新聞による情報提供
○中小企業向けICT関連情報サイト「東商ICTスクエア」の全面リニューアル
○「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」(2016 年1月締結)に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業
:東京 23 区と、各区内警察署等と東商 23 支部との協定に基づくセミナー16 回開催・延べ 732 名参加、
○標的型攻撃メール訓練:70 社・569 名を対象に実施

２．販路開拓に対する支援の強化

新型コロナウイルス感染症拡大により需要が蒸発し、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者にとって、新規取引先の獲得、販路開拓は、今後の事業継続に向けて重大な課題となっている。先般の緊急事態措置下にあっても、インターネット通販（ＥＣ）が売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ＥＣは好調」との声が多く上がり、非接触型の販売強化を目指す中小企業での取り組み拡大が期待される。一方で、売上・受注量が減少する中、ＥＣサイト構築や利用料、出品料など、ＥＣが軌道に乗るまでの費用負担は大きい。そのため、「新しい日常」に対応し、安定的な売上確保に貢献するＥＣや、同じく非対面・非接触型の販売方式であるテレビ・通販カタログなど、中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援されたい。あわせて、インターネット上で受発注マッチングを行う「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」は、広域かつ効率的に販路開拓を行うものとして有用であるため、本サイト利用者に対する優遇措置の拡大を図るとともに、その他の施策利用につなげるなど、多方面から中小企業の販路開拓を後押しされたい。

新型コロナウイルス感染拡大に一定の収束が見通せた段階においては、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、展示会や商談会などを通じた販路開拓強化に向けた対策を迅速に進める必要がある。「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路拡大に関する助成、マッチング商談会の開催など、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意されている。同事業を積極的に実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」により展示会出展助成を受けた事業者が、アシストコースや経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後

押しされたい。

【具体的要望内容】

① 非対面での売上確保に有効な、ＥＣサイト構築・運用やＥＣモール出店に係る初期費用に対する幅広い支援（「非対面型サービス導入支援事業」の継続および助成対象拡充）
② 「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」のさらなる活用、本サイトを契機とした取引拡大に対する金融支援、中小企業世界発信プロジェクト構成団体向け補助金を活用した販路開拓支援の継続
③ テレビ通信販売への出品や通販カタログ掲載による新たな販路開拓に対する支援
④ 飲食業における業態転換支援事業の継続
⑤ 業態転換に取り組む事業者への専門家支援、費用補助制度の創設
⑥ 収束期・収束後の展示会による販路拡大支援の強化（「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の出口施策である展示会出展助成金の対象拡大やその他の販路開拓策への適用拡大、緊急販路開拓助成事業の継続）
⑦ 相次ぐ展示会・イベント中止により大きな打撃を受けているイベント関連事業者や、販路開拓に取り組む中小企業を支援するため、収束後の展示会・イベントなどの積極開催
⑧ 機動的な受発注を支援するための緊急受発注商談会の実施
⑨ 都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な地域連携型商談機会創出事業について、事業実施体制の強化を含む拡充

※東商の取組(2019 年度実績)
○中小企業活力向上プロジェクトネクスト 支援実績延べ 875 社　○商談会:14 回開催、商談件数 2,133 件
○ビジネス交流会:23 回開催、延べ 1,398 名参加（本部主催分 同業種交流会等含む）
○展示会出展支援:2 回実施、40 社、商談件数 2,520 件
○地域連携型商談機会創出事業:3 か所(広島・名古屋・諏訪)で開催、商談件数 637 件

３．安定的な経営の基盤となる適正な取引環境の整備

中小企業・小規模事業者が「新しい日常」に合わせたビジネスモデルへの転換や業務体制の構築を円滑に行い、経営を安定させるには、基盤となる公正な取引環境の整備を進める必要がある。感染拡大期には、下請事業者においても安全を確保するため通常とは異なる業務体制で事業継続に取り組もうとしたにも関わらず、発注元からの指示によりテレワーク可能な業務でも現場での作業を余儀なくされ、受注を断念したり感染リスクを抱えながら事業を継続せざるを得なかった等、不合理な取引環境に対する声が上がっている。また、混乱に乗じて、下請事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない低い価格での受注、知的財産やノウハウの不当な提供を迫られるような事態を防ぐ必要がある。下請センター東京における相談強化を図るとともに、不公正な取引の事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進め、是正に努められたい。

日本企業の生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められるなど、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、未来を拓くパートナーシップ推進会議が策定した「パートナーシップ構築宣言」などを通じた個社の取り組みとともに、業界毎の取り組みが必要である。東京都においては、「パートナーシップ構築宣言」を革新的事業展開設備投資支援事業など各種補助金の加点要素や、東京都の委託事業の採択条件に盛り込むなど、取引適正化の向けた取り組みを強力に推進するとともに、業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】

① 新型コロナウイルス感染症の混乱に乗じた、中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や、下請センター東京における相談対応の強化）
② 官公共事業の予定通りの発注および柔軟な工期・納期の設定・変更・予定価格の設定、迅速な支払い
③ 適切な価格転嫁の促進や知財取引の適正化など、公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
④ 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金への加点要素への追加、東京都の委託事業の採択条件へ盛り込む等）
⑤ 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
⑥ 業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援
⑦ 社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるＳＤＧｓ経営の推進（中小企業ＳＤＧｓ経営推進事業の継続）

４．危機発生時の事業継続に向けた対策の推進

中小企業の経営を取り巻く環境にはさまざまなリスクが潜んでいる。当商工会議所で実施した「会員企業の防災対策に関するアンケート」によると、リスクへの対応策として有効と考えられるＢＣＰ（事業継続計画）を策定している企業の割合は３０．４％と低水準にとどまっている。こうした実態の中、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大は、大多数の中小企業にとって想定外のリスクであり、多くの中小企業が緊急の対応に迫られ、事業継続の危機にさらされている。東京都においては、令和２年度補正予算において、感染症のリスクもふまえたＢＣＰ策定促進に向け支援事業の予算拡充を行っており、引き続き、今後の感染拡大の第二波に備え、中小企業におけるＢＣＰ策定促進を強化されたい。また、災害による被害の防止とＢＣＰに基づく中核事業の継続・早期復旧に向けては、各企業の現場における防災のリーダー人材育成が重要である。さらに、新型コロナウイルス感染拡大期において、感染拡大防止のための技術開発のニーズが急速に高まっており、今後も拡大が見込まれる。東京都においては、感染症対策ほか都市防災力を高める製品の改良・実用化の支援を強化し、防災関連市場における中小企業の活躍を後押しされたい。

近年、首都直下型地震などにくわえ、大規模な風水害への懸念など、首都・東京が抱える災害リスクは大きくなっている。こうしたリスクに対しては、重要インフラの整備・補強などハード対策と、個々人や企業が災害リスク情報をしっかり把握し備えるソフト対策を、両輪として取り組むことが重要である。特に、帰宅困難者対策や、木造住宅密集地域の不燃化対策、タイムラインの周知啓発をはじめとした風水害への対策など、東京における防災・減災対策を強化されたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業・小規模事業者のＢＣＰ策定率向上に向けた支援策の拡充（感染症発生時の対策も含むＢＣＰ策定支援講座の拡充、ＢＣＰ策定企業に対するインセンティブの強化、防災のリーダー人材育成への支援）

② 感染症対策を含む都市防災力強化に向けた技術開発に対する支援強化（先進的防災技術実用化支援事業の予算拡充）

③ 地域防災力の向上と強靭な都市の構築（帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の不燃化対策、タイムラインの周知啓発など風水害への対策、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等）

※東商の取組（2019 年度実績）
○「東京都の防災・減災対策に関する要望」（10 月、提出先：東京都知事等）
○東京都帰宅困難者対策条例説明会：1回開催、計 98 名参加
○BCP策定支援講座：1回、92 名参加
○働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー（東京都・東商4支部との共催）：4回開催、計 129 名参加
○全会員への防災チラシ配布　○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施：回答企業 1,353 社
○防災訓練の実施
・家族との安否確認訓練3回実施（東商会員企業等 421 社、3万4千名とその家族が参加）
・東京都・港区合同帰宅困難者対策訓練への協力

５．円滑な事業承継の実現に向けた支援強化

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が今後数年以内に経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来した。後継者不在により廃業せざるを得ないケースも多く、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を次代へ円滑につなぐことは喫緊の課題である。一方、新型コロナウイルス感染拡大により、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや新製品・新サービス開発など新たな事業ドメインの再構築が今まで以上に求められている。今こそ、後継者が時代に合った経営を行い、企業の活力を高め、生産性を向上させていくことが必要である。しかし、日々の事業活動が一層優先され事業承継対策が後回しになる恐れがあることから、円滑な事業承継の促進に向けてさらなる支援強化が必要である。

抜本拡充された事業承継税制を利用するために必須である特例承継計画の申請件数は、２０２０年４月末時点で累計６，５００件を超え、東京都においても月平均５０件の申請があり、利用が広がってきている。一方で、申請期限までは３年を切っているが、当商工会議所の調査によると、経営者の認知度や理解度は高くないことから、さらなる周知強化を図り、法人・個人版ともに事業承継税制の利用を強力に推し進める必要がある。東京都におかれては、産業労働局内の事業承継税制担当により、抜本的に拡充された事業承継税制を利用するために必要な特例承継計画や、事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

当商工会議所の調査によると、承継後新たな取り組みに挑戦しているのは、３０代で事業を引き継いだ経営者が多く、業況が改善している割合も最も高い結果となった。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社内体制の再構築やビジネスモデルの転換が求められている今こそ、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進すべきである。昨年度より東京都において「地域金融機関による事業承継促進事業」が創設され、事業

者個々の状況をよく知る地域金融機関を通じた事業承継支援の枠組みが構築されたことは、早期の事業承継対策に関する経営者の「気づき」の促進につながると期待される。東京都の各事業承継施策において、現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進するとともに、後継者が円滑に事業を承継するための後継者教育や後継者の右腕人材育成などを進めていくべきである。

他方で、事業承継に際し、後継者や後継者の親族が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断る事例も多い。借入の経営者保証は事業承継促進における残された大きな課題となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せない中で、ますます障害となることが予想される。昨年末に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」は、金融機関が旧経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則禁止としており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となる旨を十分に考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁の一つである債務保証の引継ぎ問題を解決する一助になり得ることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関などに対して周知徹底を図られたい。また、本年４月より東京信用保証協会において、一定の要件のもとに事業承継時の経営者保証を不要とする「経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度」が始まっており、東京都の制度融資「事業承継（経営者保証特例）」においても、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえて、財務要件等を「事業承継特別保証制度」と同等の要件に緩和することで、円滑な事業承継を一層後押しされたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（M&A）への注目が増してきている一方で、自社の株価すら把握しておらず、実際の検討に至らない中小企業も多い。昨年度、東京都において創設された事業承継支援助成金では、民間M&A会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになり、第三者承継の促進につながることから、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。また、本年３月に中小企業庁が改訂・公表した「中小M&Aガイドライン」は、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となり得るものであることから、東京都においても周知を図られたい。

【具体的要望内容】

①　「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底
②　東京都制度融資（事業承継（経営者保証））における財務要件等を「経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度」と同様の要件へ緩和
③　事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
④　事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
⑤　事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続
⑥　事業承継の早期対策に関する経営者の「気づき」を促進させるための取り組み
⑦　地域金融機関を中心に支援機関が連携した「オール東京」での事業承継支援のさらなる促進（現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の実現）
⑧　次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
⑨　後継者による新たな取り組みを支援するため、後継者主導による経営革新計画認定企業に対する支援（各施策への優先採択等）
⑩　経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（事業承継支援助成金（企業継続支援）、経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進）
⑪　「中小M&Aガイドライン」の周知

※東商の取組(2019 年度実績)
○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7 月、提出先:東京都知事等)
○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:780 社 3,130 件
○事業者向け・支援者向け事業承継支援ハンドブックの発刊
○事業承継診断の実施:診断企業 99 社（社長60歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断）
○東京都事業引継ぎ支援センター:相談企業数 908 社、相談延べ件数 1,536 件、成約件数 75 件
○事業承継税制セミナー:29 回開催、延べ約 500 名参加

Ⅱ．新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

【「東京都中小企業振興ビジョン」が目指すべき姿】

東京都中小企業振興ビジョンでは、１０年後の中小企業像として、先端技術の活用やオープンイノベーションにより創出した革新的な技術・サービスにより海外でも広く活躍する姿が掲げられている。中小企業のイノベーション創出や海外展開によって東京の国際競争力強化を図るべく、中小企業の前向きな挑戦を後押しされたい。

１．革新的な製品・サービスの開発から市場展開に対する支援

（１）新市場や成長産業進出に向けた取り組みの後押し

新型コロナウイルス感染拡大により、日本企業は新たなビジネスモデルへの転換を迫られており、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや、新たな働き方に対応した新製品・新サービス開発など、イノベーションの重要性がかつてないほど高まっている。今後も、東京が競争力を強化し、力強い成長を続けるためには、地域を支える中小企業のポテンシャルを最大限に発揮し、「新しい日常」に対応した新たな事業展開や製品・サービスの開発に向けた取り組みなど、イノベーションを推進する必要がある。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されているが、都内中小企業・小規模事業者の挑戦をさらに後押しすべく、各施策による支援強化と利用促進に取り組まれたい。

「革新的事業展開設備投資支援事業」は、補助上限１億円という厚い支援により、高額な設備投資が必要となる大型プロジェクトや成長分野への参入を行う中小企業を支援してきた。本年度募集開始回より助成対象期間が最長１年６か月に拡大されたことで、より中小企業の取り組みの実態に即した支援が実現するものと期待される。引き続き、中小企業の革新的な挑戦の後押しに取り組まれたい。

開発した製品の市場展開に際し、実際の取引交渉においては、新製品の場合でも取引・販売実績が重要な要素となることも多い。トライアル発注認定制度による認定件数の拡充や、認定事業者に対するフォローアップなどにより、中小企業・小規模事業者による新製品・新サービスの市場開拓を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① 新製品・新サービス開発から事業化に向けたハンズオン支援の強化（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良／規格適合・認証取得支援事業の採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場の継続、革新的サービスの事業化支援事業の拡充等）

② 業態転換に取り組む事業者への専門家支援、費用補助制度の創設（再掲）

③ 「革新的事業展開設備投資支援事業」の継続・拡充

④ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援

⑤ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）

⑥ 「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の継続（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）

（２）技術革新の進展への対応や先端技術導入に向けた支援

ＩｏＴやＡＩ、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを活用することで、「新しい日常」に対応した非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上を実現することができる。経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者が自助努力のみで先端技術の活用を進めることは困難であることから、試作・性能評価などによる研究開発支援のほか、都立産業技術研究センターのＩｏＴテストベッドを活用した実機体験を通じて、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。なお、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および中小企業とのマッチングに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進などの企業活動において、ビッグデータの活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法などに関する知識不足のため活用に至らないことが多い。中小企業のビッグデータ活用を促進するためには、どのような準備が必要なのか、企業にどのような気づきや効果が得られるかなど、活用の検討を行ううえで必要な情報とともに具体例を示す必要がある。「東京都オープンデータカタログサイト」などを通じて情報発信や事例提供を強化し、中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続して行うべきである。

【具体的要望内容】

① ＩｏＴやＡＩ、ＲＰＡ、ロボット、３Ｄプリンターなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのＩｏＴ、ＡＩ、ロボットの導入支援事業の拡充、都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用

② 新型コロナウイルス感染拡大により一層ニーズの高まる医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し

③ 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組(2019 年度実績)
○「エンタープライズ IoTLT勉強会」(協賛) 1 回･100 名参加

（３）オープンイノベーションの加速化に向けた支援

東京には、さまざまな規模・業種の企業のほか、大学・研究機関など研究開発を行う主体が多数集積して

おり、「新しい日常」に即した新製品・新サービス開発にあたっても、産学公連携など、オープンイノベーションの活発化が期待されている。中小企業・小規模事業者やスタートアップ企業が研究開発のパートナーを事業者自身で見つけることは困難であるため、当商工会議所では、都内に拠点を有する全国４１の大学をはじめとする研究機関と連携し、産学公連携相談窓口事業を展開している。オープンイノベーションを推進し都内中小企業の成長力を強化するために、東京都におかれても、当事業に関する都内企業への周知や、都内に拠点を有する大学への参画要請など、協力をお願いしたい。くわえて、新技術や新製品・新サービスの開発や改良、大学・研究機関との連携などを促進するため、費用助成事業のさらなる充実を図るなど、産学公連携促進に取り組まれたい。

また、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【具体的要望内容】

① 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進強化（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、東京都立大学や都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価する一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）

② 新製品・新サービス開発から事業化に向けたハンズオン支援の強化（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良／規格適合・認証取得支援事業の採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場の継続、革新的サービスの事業化支援事業の拡充等）（再掲）

③ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組（2019 年度実績）
○産学公連携相談窓口（大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う）：19 件受付、うち6件が共同研究・委託研究へ進展（相談件数合計 132 件、うち 44 件が共同研究・委託研究へ進展）
○知的財産セミナー：19 回開催、1,043 名参加

２．中小企業の海外展開の後押し

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世界的に経済活動が制限されたことにより、企業による輸出入の停滞や移動制限による直接投資などが困難な状況におかれている。このような中で中小企業が持続的な成長発展に向けて海外需要を取り込むにあたっては、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい越境ＥＣの活用が期待される。海外販路開拓の後押しをするべく、ＥＣサイト構築費用や出店・翻訳・決済および物流に必要な費用等の助成、支援を強化されたい。

また、海外販路開拓の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的な手段である。新型コロナウイルス感染拡大により、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、「販路拡大助成事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者などへの渡航・滞在費や通訳の手配などに対する対象経費の拡大、助成限度額の引上げなど、同事業の拡充を図られたい。

くわえて、グローバルな経済活動の再開に向け各国で国境封鎖の緩和が進む中、健康な出国希望者へのＰＣＲ検査体制の構築・拡充など、出入国手続きがスムーズに行われるような体制強化を図られたい。

【具体的要望内容】

① 海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援

② ＷＥＢサイトの多言語対応などに向けた支援の強化（インバウンド対応力強化支援補助金の業種拡充）

③ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「販路拡大助成事業」の利用促進、予算・補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化

④ 出入国の際に新型コロナウイルスに感染していないことを確認するＰＣＲ検査の体制強化

※東商の取組（2019 年度実績）
○中小企業国際展開アドバイザー：登録アドバイザー企業数 86 社、アドバイザーによる支援件数 26 社 59 件
○海外現地事情視察会：5回開催、延べ 177 名参加
○海外展開セミナー：58 回開催、延べ 3,779 名参加（公的機関との協力事業等を含む）
○海外展開窓口相談件数：628 社 1,260 件
○「海外ビジネスハンドブック」の発刊

Ⅲ．中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

【「東京都中小企業振興ビジョン」が目指すべき姿】

東京都中小企業振興ビジョンでは、１０年後、東京が世界有数の起業しやすい都市へと発展し、さまざまな層による起業・創業が活発に行われる様子が掲げられている。同時に、小規模企業が地域の支援機関や金融機関などと連携しながら持続的な成長・発展を成し遂げ、地域経済を支え、活性化に貢献することが掲げられている。ビジョンに記載された１０年後の中小企業像を実現すべく、経営基盤が脆弱な創業企業や小規模企業に対するきめ細やかな支援を継続されたい。

１．起業エコシステム形成に向けた取り組みの加速化

地域経済が持続的に成長するためには、起業・創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍が低水準であることが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援とともに、起業が身近な選択肢となる機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、高校生起業家養成プログラムの新設や、小中学校向け起業家教育推進事業の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

また、創業初期企業が創業後５年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた創業予定者や創業初期企業の中には、「各施策の業歴や売上減少要件により施策を十分に活用できなかった」との声もあることから、創業助成事業の予算拡充や創業企業向けファンドによる迅速な支援、業歴や売上要件の緩和に取り組まれたい。また、販路に乏しい創業企業へ既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、展示会でのマッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続すべきである。

起業・創業は、自身が他社で主導した事業の独立や、経営の経験者による再挑戦など、そのあり方は多様である。これらの創業者が着実なスタートを切るには、経営初心者向けの支援施策のみならず、幅広い施策で特性に合った支援を行う必要がある。経営者や経営幹部の経験がある創業者に対し、各助成金や支援施策の要件となっている事業継続期間などについて、創業者の経歴や事業の実態等を勘案した柔軟な運用を行うことで、リスタートする創業者を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、都立高校や大学における起業家教育の推進
② 創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充および申請要件の緩和）
③ 起業エコシステム形成に向けて、スタートアップエコシステム東京コンソーシアムのＨＵＢ機能の充実・強化
④ 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援
（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給）
⑤ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
⑥ 創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用
⑦ 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援
（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等）
⑧ 中小企業支援機関などの創業支援を受けた創業者に対する、創業５年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設
⑨ ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資
⑩ 過去の起業・経営からリスタートする創業者に対する支援（リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業の継続、各支援施策における条件となっている事業継続期間などについて、創業者の経歴や事業実態を勘案した要件緩和）
⑪ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策について、創業間もない事業者に対する売上減少や業歴要件などの緩和

※東商の取組(2019 年度実績)
○創業窓口相談:2,890 件(個別・専門相談)　○創業塾:2回開催、延べ 208 名参加
○創業ゼミナール:2003 年 11 月から開講、2019 年度3回開催・61 名参加/延べ卒業者数 1,206 名
/2020 年3月時点開業率 33.7%　※開業者数は連絡を受けた数の集計　○創業フォーラム:1回開催、124 名参加
○創業テーマ別セミナー:年3回開催、182 名参加　○創業フォローアップセミナー:2回開催、68 名参加
○大学や高校における起業家講演:4大学で5回開催

２．小規模企業の持続的発展に向けたきめ細やかな支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大により、事業継続の危機に直面するほど大きな影響が生じている。また、事態の長期化に伴い、今後は「新しい日常」に対応した感染防止策を講じながら経済活動を再開していくことが求められている。同時に、急速な経済の構造変化や時代のニーズの変化、新たな技術の進化への対応、人手不足、生産性向上、事業承継など、本質的な課題への対応も求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、これらの環境変化に対応し、持続的な成長を遂げる必要があり、その成長を促進するためにきめ細やかな支援を行う必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、２３支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間１３万件を超える経営相談に対応し、今般の新型コロナウイルス感染拡大により深刻な経営状況に直面する中小企業に対し、各種支援策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延べ２万３千人近くにのぼっている。新型コロナウイルスによる事業継続の危機を回避し、収束期・収束後の業績回復や、本質的な課題解決に向けて、継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠である。事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増し、経営指導員の業務が逼迫していることから、これまで以上の商工会議所の小規模企業対策予算確保に努められたい。ビジネスサポートデスク４か所を含む都内７か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や創業、経営革新など、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のため、事業者に寄り添った支援を行っており、事業者の満足度も高い。現状はコロナ禍における事業継続が最大の課題であるが、中小企業が本質的な課題解決にも引き続き取り組むためには、各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図る必要があり、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保とコーディネータおよび専門家派遣の予算拡充を求める。

また、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」は、事業者自身に、気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして有効である。新型コロナウイルスによって影響を受けた企業業績を回復軌道に乗せ、潜在的な課題解決を目指す事業者を後押しするべく、引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保

② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（コーディネータを統括するプロジェクトマネジャーの設置、拠点の増設、質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）

③ 「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用

④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2019 年度実績)
○指導件数:巡回指導(対象企業数)20,109 社　実績 54,764 件　／　窓口指導(対象企業数):14,780 社　実績 60,541 件
集団指導(講習会): 562 回開催、22,736 名参加　／　エキスパートバンク事業:278 社、実績 630 件
○東商における経営改善普及事業予算:約 21 億円(内、東京都補助約 16 億円)

３．地域金融機関等からの円滑な資金調達

新型コロナウイルスの影響による資金繰り対策として東京都の制度融資をはじめ、セーフティネット融資など支援メニューが整備され、多くの中小企業・小規模事業者により積極的に活用されている。足元の資金繰り支援として、売上高減少要件を満たした企業に対し実行後当初３年間実質無利子や保証料ゼロなど、中小事業者にとって比較的負担の少ない制度融資が創設されたことは大いに歓迎したい。

２０１３年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業、創業して間もない経営者、事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所が行った調査においても、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えている。他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。中小企業の身近

な存在である金融機関はもとより、支援機関も連携したオール東京で「経営者保証に関するガイドライン」の内容や企業が求められる対応について周知活動を行うべきである。あわせて、中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、キャッシュフローの可視化や事業計画の策定など経営支援強化や、金融機関より企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

信用保証協会では、２０１８年４月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いが始まっている。しかし、経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、東京都におかれては、国の基準に捉われず、新たに原則として経営者保証を不要とする制度融資を創設されたい。

また、東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度は、企業の事業に基づいた資金調達手段であり、近年取扱残高が増加傾向であるものの、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害に対する懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。ＡＢＬは資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法であることから、利用促進に向けたＰＲ活動を図るとともに、ＡＢＬ利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などの補助率の拡大を図られたい。

【具体的要望内容】

① 金融機関、支援機関などオール東京での「経営者保証に関するガイドライン」の周知活動の徹底・中小企業に対する経営支援の強化（キャッシュフローの可視化や事業計画策定に対する支援等）
② 国の基準に拠らない、原則として経営者保証を不要とする新たな制度融資の創設
③ 動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度利用促進のためのＰＲ展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大

４．新型コロナウイルス感染症からの再チャレンジ・リスタート等出口対応への後押し

新型コロナウイルス感染拡大により、中小企業の多くは深刻な影響を受けており、東京都の制度融資やセーフティネット融資など資金繰り支援策を利用し急場をしのいでいる。しかし、収束後、業況が回復していく中で、借入金の返済負担増加により資金繰りが悪化し、民事再生や法的整理を選択するケースの増加が見込まれる。当商工会議所においては中小企業再生支援協議会（経済産業省委託事業）にて、中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援しているが、今後事業の円滑な撤退と経営者のリスタートの支援強化が求められる。

事業価値の毀損が進行する前に実施する早期の事業再生は、サプライチェーンを含む債権者などへの悪影響の抑制にも寄与するが、早期の事業再生にあたり大きな障壁が経営者保証の存在となっている。抜本的な事業再生や廃業支援を促進するため、２０１３年に「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、さらに２０１９年、中小企業庁は「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」を改訂している。

業況悪化に伴う資金繰り難などにより倒産寸前の経営者が、円滑な事業撤退と再チャレンジを早期に決断できるようにするためには信用保証協会をはじめとした公的機関にくわえ地域金融機関などオール東京で、本ガイドラインの順守に取り組む必要がある。特に、中小企業経営者のリスタートや再チャレンジを支援する観点からも、中小企業再生支援協議会による本ガイドラインに則った積極的な保証債務の整理が望まれた場合、破産手続きによらず、ゼロ弁済での債務整理計画についても許容すべきである。とりわけ、信用保証協会など公的機関は「経営者保証に関するガイドライン」の出口対応における政策的意義を重んじて、民間金融機関の範を示す立場として率先して行動されたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業再生支援協議会による「経営者保証に関するガイドライン」に則った積極的な保証債務の整理が望まれた事業再生に対して、信用保証協会など公的機関における「経営者保証に関するガイドライン（出口対応）」に対する真摯な対応、民間金融機関に範を示す行動の順守
② ２０１９年に中小企業庁が改訂した「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」の周知促進
③ 円滑な事業撤退と再チャレンジの早期決断に向けて、信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などオール東京での支援強化

Ⅳ．中小企業の成長を支える人材の確保と活躍推進

【「東京都中小企業振興ビジョン」が目指すべき姿】

東京都中小企業振興ビジョンでは、中小企業が円滑に人材を確保・育成し、多様な人材がその能力を十分に発揮して活躍する姿が掲げられている。慢性的な人手不足に苦しむ中小企業における人材の確保・育成や雇用環境の整備について引き続き支援されたい。あわせて、有用な施策が必要とする企業へ行きわたるよう、周知徹底や運用改善も強化していただきたい。

１．危機的状況にあっても人材確保に取り組む中小企業に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大により多くの企業で業務縮小が余儀なくされる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者においても、雇用の維持に懸命に取り組んでいる。一方で、人口減少という構造的課題を抱え、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後ビジネスモデルや業務体制の転換を進めるうえでも、若年層、女性、外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。

当商工会議所が主催している採用支援事業の利用企業を対象に、２０２１年卒の採用活動における新型コロナウイルスの影響について調査した結果、影響が生じた企業は８３．８％にのぼった。従来の集合型・対面式の採用活動に存分に取り組めず、学生へのＰＲが不十分であるなどの不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大や採用活動のオンライン化など人材確保に向けて変革に取り組む企業も見受けられている。危機的状況にあっても採用活動に真摯に取り組む中小企業を支援すべく、オンラインによる合同会社説明会の開催など、多様な人材とのマッチングの機会を提供されたい。

また、若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校、大学生を対象としたインターンシップ受入支援制度を新たに創設されたい。あわせて、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

女性の労働参画に関しては、改正女性活躍推進法の成立に伴い中小企業に対する事業主行動計画の策定が義務化されることを契機として、女性のさらなる労働参画と活躍が期待される。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革への対応も迫られている中にあっては、職場環境の整備に関する現場負担は増加している。東京都におかれては、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のための支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を継続されたい。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心はこれまでになく高まっている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、準備や相談窓口が分からず活用に至らない、十分に活躍してもらうため既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からないといった声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングにくわえ、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Ｗｅｂ上での合同会社説明会の開催）
② 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（都立高校普通科や商業高校、大学生を対象としたインターンシップ受入支援制度の創設）、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）
③ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保）、企業主導型保育施設設置促進事業の周知等）
④ 女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充（女性の活躍推進加速化事業の継続、好事例の周知）
⑤ 外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
⑥ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（民間団体などと連携したキャリア人材採用支援の展開）
⑦ 新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した中小企業の雇用継続に対する支援（国の雇用関連助成金に関する申請支援や、助成金申請を機とした雇用環境整備に対する支援）

※東商の取組（2019 年度実績）
○中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商学生サイト」「東商ジョブサイト」の運営：134 社掲載
○東商主催「合同会社説明会」：3回開催、参加企業延べ 100 社、来場者延べ 632 名
○会員企業と学校法人との就職情報交換会：3回開催、参加企業延べ 911 社、参加学校法人延べ 237 校、面談数 9,369 件
○東商リレーションプログラム（大学1・2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業）：ツアー71 回開催、参加企業延べ 71 社、参加大学延べ 28 校、参加学生延べ 979 名
○都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業：238 社、連携高校 12 校
○上記取り組み等による人材確保数：242 名（新卒 199 名（うち外国人留学生 31 名）、キャリア 24 名、シニア 19 名）

２．新たな挑戦や生産性向上のための人材開発に対する支援

わが国経済が未曽有の危機を乗り越えて成長軌道へ向かうためには、中小企業における労働力の量的確保

とともに、人材の能力・資質を高めることが不可欠であり、従業員のスキルアップや技術・技能の振興をはじめとした人材開発に係る支援策の重要性が高まっている。また、ＡＩやロボット技術の進展により産業構造が大きく変動する中、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都におかれては、企業のニーズをふまえた職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まれたい。

また、東京都では人材育成に取り組む中小企業を対象に東京都中小企業職業訓練助成制度を実施しているが、２０１８年度から「新入社員講座」など「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練」などは助成対象外となっている。若手社員の早期の戦力化・レベルアップを課題と感じる中小企業は多く、当制度の助成対象講座について、本年度新設された「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」での助成対象の訓練要件と同様に「専門的」の文言を削除されるなど、運用を改善していただきたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として広がりを見せている。テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。とりわけ、健康経営の取り組みの一つでもある感染症対策の強化は喫緊の課題であり、感染症ＢＣＰの策定など専門家によるサポート体制の強化など支援拡充を図られたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業で活躍する人材の能力向上に資する施策の着実な実施、職業能力開発センターなどの機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラム（最新のアプリ開発に係る言語等）や現場訓練の充実、オーダーメイド講習の拡充）

② 中小企業職業訓練助成制度の支援対象講座拡充（特に若手社員の戦力化・レベルアップに資する講座群の助成対象追加）

③ 中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業の継続

④ 若者への技能・技術継承の支援強化

⑤ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化

⑥ 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および感染症ＢＣＰの策定などに係る支援拡充

※東商の取組(2019 年度実績)
○研修事業:152 テーマ 298 回開催、総受講者数 8,657 名
○感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援 193 社
○健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援 166 社

３．中小企業におけるテレワークのさらなる拡大と働き方改革に対する支援強化

新型コロナウイルス感染拡大を契機にテレワーク導入が加速し、収束期・収束後にあっても「新しい日常」における働き方の大きな選択肢となる。東京都におかれては、かねてよりテレワーク普及を強力に推進し、今般の危機にあっても早期の段階から導入に係る費用補助などにより中小企業のテレワーク導入を後押ししており、中小企業のテレワークの推進に寄与してきている。一方で、中小企業の中には、「テレワーク可能な業務が洗い出せない」など業務プロセス見直しが困難といった声や、「安価なＰＣの品薄や納品遅延などにより助成金が活用できず、業況悪化の中で導入するには負担が大きい」「急いで導入したためセキュリティ対策が不十分であり継続することに不安を感じる」といった声が上がっており、さらなる導入や定着に向けて課題は残っている。テレワーク関連の助成金において、業務の洗い出しや社内体制整備など導入前にくわえ、導入後の定着に向けたコンサルティング支援のほか、対象機器や期間など実態に即した要件にするとともに、申請から採択までのスピードアップを図られたい。くわえて、サイバーセキュリティ対策支援を強化し、中小企業におけるテレワークのさらなる拡大と定着に向けた支援を継続・拡充されたい。

「新しい日常」に対応した働き方への転換を図るうえでは、長時間労働の是正や働き方・休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援など、かねてより課題であった働き方改革を同時に進める必要がある。東京都におかれては、「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の推進により機運を高めるとともに、専門家によるきめ細やかなコンサルティングを強化されたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク関連助成金において、テレワークの導入前後のコンサルティングや費用補助の継続および遡及適用も含めた助成対象期間の拡充、対象機器の拡充（上限額の引上げおよび、上限額を超えた機器も対象とし、上限額を超える部分の自己負担を認める）など柔軟な運用、助成金申請から採択までの期間の迅速化、サテライトオフィスの利用促進）（再掲）

② 「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業」６千社の目標達成に向けた周知強化ならびに好事例発信、取り組

みの実効性を高める生産性向上コンサルティングの利用促進

※東商の取組(2019 年度実績)
○東京都の雇用就業施策に関する要望(7 月、提出先:東京都)

４．効果的な施策展開に向けた取り組みの強化

東京都においては、新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対する緊急対策のほか、中小企業・小規模事業者の成長ステージやニーズに応じた多様な施策が設けられている。一方で、利用者である中小企業からは、「補助金の募集期間が短い」「品薄な製品や海外製品は納期が不明確な場合もあり、助成対象期間中の取り組みが難しく申請を断念せざるを得ない」といった声が上がっている。より多くの中小企業・小規模事業者を支援すべく、十分な公募期間を設定し、最長で１年９か月間の取り組みが対象となる製品改良／規格適合・認証取得支援事業のような複数年度にわたる助成対象期間の設定、施策の単年度での予算措置の見直しなど、より中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した運用を図るべきである。

「新しい日常」の中で企業活動を行うにあたっては、中小企業支援においても、非対面・非接触型の対応を行う必要がある。既に取り組みが開始されているオンラインセミナーや動画配信による情報提供を継続・拡大するとともに、公的機関窓口におけるＷｅｂ会議システムなどオンラインツールを活用した相談体制の構築に取り組まれたい。

また、支援を求める事業者に必要な情報を届けるべく、東京都においては、「東京都中小企業振興施策早見表」や「東京都　新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」により分かりやすい周知に取り組んでいる。今後も、ＷＥＢサイトを中心とした、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信にくわえ、申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知に努められたい。

【具体的要望内容】

① 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
② 各施策の単年度での予算措置見直し、助成対象期間の拡大
③ 公的機関窓口におけるオンラインツール活用による相談体制の構築およびオンラインセミナーや動画配信による情報提供の拡大
④ 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知
⑤ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるＩＣＴ活用など、「スマート東京」実現に向けたデジタルガバメントの推進（再掲）

Ⅴ．輝く未来の東京に向けた環境整備

１．経済と環境の両立に向けた、省エネ推進等の支援強化

東京都は、「環境基本計画」において２０３０年までにエネルギー消費量を２０００年比３８％削減するなど高い目標を設定し、長期戦略においても２０４０年代に「ゼロエミッション東京」の実現に向けてあらゆる手段を用いて取り組むことが掲げられている。都内中小企業でも不要な照明の間引きなどが行われているが、ＰＤＣＡのためのエネルギー使用量の見える化（ＢＥＭＳ、ＦＥＭＳ等）など一層促進する必要がある。そのため、当商工会議所が実施した「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」においても要望の声が大きかった、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援、ならびに事例・データの発信など情報面の支援を強化するとともに、新型コロナウイルス収束後の景気回復期において、エネルギーコスト低減に繋がるよう、中小企業の自主的な省エネへの取り組みを一層推進されたい。

【具体的要望内容】

① ＩｏＴ活用による中小企業のエネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入する上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援
② 中小企業も取り組みやすいＬＥＤ照明への更新、省エネを考慮した空調・温度管理機器の導入など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充
③ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信
④ 中小企業に対する省エネ支援体制強化（「クール・ネット東京」の活用）

※東商の取組（2019 年度実績）
○エネルギーに関するセミナー：15 回開催、825 名参加　　○ブルネイ産業視察会：１回開催、16 名参加
○省エネセミナー：１回開催、175 名参加（クール・ネット東京との共催）

２．安心・安全で快適な都市の構築、国際競争力の強化

東京は人口の流動性が高く、オフィス・住宅などの都市構造が極めて高密である。くわえて、中小企業ではＩＣＴ活用の遅れが指摘されている。これらの社会・都市基盤の弱点を克服するため、ＩＣＴ活用の促進、交通混雑の緩和、道路空間・公園・公開空地の利活用などによる、あらゆる現場においての３つの密の徹底的な解消や、遠隔・非接触・非対面の取り組み・サービスの拡大、建物、インフラの感染症対策強化など、安心・安全で快適な都市の構築に向けた取り組みを一層スピードアップしていくことが重要である。さらに、新型コロナウイルスの収束を見据え、国民・事業者の高い意識と自発的な協力に基づくわが国の感染症対策を積極的に紹介し、安心・安全な日本を広く世界に発信していくことが必要である。

一方、わが国は、人口減少・少子高齢化、低い経済成長率といった難題も抱えている。これらを乗り越えていくためには、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間の積極的な事業展開を実現し、国際競争力を強化しなければならない。東商ではそのための鍵として、「東京及び首都圏が日本の成長のエンジンであり続けること」「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が重要と考える。また、これらの実現に向けては、東京および首都圏において、①各地域との直結（魅力をつなげるネットワークの充実・連携）、②都市の基盤（安心・安全、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長）、③インフラ整備などを支えるために必要な基盤を強化し、東京の都市としての総合力を引き上げていくことが不可欠である。

ネットワークの充実・連携では、引き続き、外環道（関越道～東名高速、東名高速～湾岸道路）や環状二号線などの道路整備に加え、都心と首都圏空港間のアクセス改善など鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港のふ頭整備の推進に取り組まれたい。また、都市の基盤については、オフィス・住宅の機能更新について、柔軟かつスピード感をもって推進できるよう、都心はもとより郊外においても用途地域等土地利用のさらなる高度化、都市計画の運用が求められる。くわえて、「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染拡大による通信販売やテイクアウト、デリバリーなどの需要増加に伴い、ライフラインとしての物流の重要性がこれまで以上に高まっている。配達負荷軽減に向けた荷捌きスペースの確保や駐車規制緩和区間の拡大など、物流の停滞防止に向けて支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

① 陸・海・空の交通・物流ネットワーク強化（外環道および環状２号線など幹線道路の整備、都心と首都圏空港間などの鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）

② オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）

③ 民間活力による都市再生の推進（東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成、都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進等）

④ インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

⑤ ライフラインとしての物流の停滞防止に向けた支援（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間の拡大等）

※東商の取組(2019 年度実績)
○「東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見」(6 月、提出先:東京都知事等)
○三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長の羽田空港視察

３．中小企業の前向きな投資活動を促進する税制措置および納税環境の整備

都内の土地価格は上昇傾向にあり、本年発表された公示価格においても２３区内ほぼすべての地点で上昇している。新型コロナウイルスにより経営に大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者とって家賃の負担は重く、感染拡大の第二波も予想される中、不動産オーナーが家賃の猶予・減免などに応じやすい環境を整備することが重要である。そのため、企業規模にかかわらず、テナントの家賃の支払い猶予・減免などに協力した不動産オーナーに対する土地・建物などの固定資産税の減免措置などを検討すべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、「新しい日常」への対応に迫られる中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、9 都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

① 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

② 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中小企業・小規模事業者の家賃減額や支払い猶予に応じた事業者に対する支援措置の創設（土地・建物等の固定資産税の減免措置）
③ 企業活動の拡大を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
④ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
⑤ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

４．観光産業の事業継続および需要回復に向けた迅速な支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、需要が大幅に減退した観光産業における中小企業の経営環境は急激に悪化し、廃業も視野に入れざるを得ないなど、悲痛な声が上がっている。こうした企業に対しては、資金繰りなどの経営支援に万全を期すことはもとより、収束期・収束後に需要を喚起するため官民を挙げて取り組まなければならない。クーポン券発行など直接的な消費喚起策のほか、商店街や地域団体による取り組みについても支援されたい。

今後の需要回復に向けては、良質で安全・安心な受入環境整備はもとより、都内観光資源の磨き上げ、魅力の発信などにより、まずは停滞した国内観光の活性化に最優先で取り組むことが不可欠である。そのうえで、感染収束後の社会環境変化を見据え、新たな観光需要の創出に中長期的かつ戦略的に取り組むことを通じ、国内外の観光・ビジネス客による需要安定・持続的成長への回復を図り、国際競争力の強化を図っていくことが重要である。

【具体的要望内容】
① 広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャーなどで活用可能なクーポン券の発行など、収束後に都民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策の実施
② 観光需要喚起のため、東京都が所有・運営する観光施設の入場・利用料金の無料化
③ 商店街や地域団体が実施する、地域の賑わい創出を目的としたキャンペーンやイベントなどの取り組みに対する支援
④ 感染拡大防止および個人消費喚起の観点からキャッシュレス決済のさらなる推進
⑤ 観光危機管理態勢の強化（災害発生時などの安全・安心の確保、レジリエンスの向上）
⑥ 旅行者と地域との共存共栄に資する環境整備（地域住民の安全・安心、観光客の分散）
⑦ 日本人旅行者の需要喚起（安全・安心に配慮した旅行の推進、若者の旅行経験の促進）

※東商の取組(2019 年度実績)
○「持続可能な観光を考える」現地視察会:参加者 18 名
○観光セミナー・説明会:1回開催、59 名参加
○東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報 232 件掲載
○「るるぶ特別編集 TOKYO23」(日本語版2万5千部、英語版1万5千部)の発行
○関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト(共催:国土交通省関東運輸局)
○「東京とわが国における観光振興に関する意見」(4月、提出先:国土交通省等)
○「東京の観光振興策に関する意見」(7月、提出先:東京都知事等)
○「東商オリパラ・アクションプログラム」に基づく事業の展開

以　上

２０２０年度第８号
２０２０年　7月１３日
第２２２回議員総会決議

＜提出先＞東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関 等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

●２０２０年度　４，３３３億円⇒２０２１年度　４，３１９億円（前年度比△１４億円）
※金融支援費を除いた中小企業対策予算は７３９億円で昨年とほぼ同水準。

○ＩＣＴ活用に関する専門家の経営診断やコンサルティング、専門人材と中小企業とのマッチング、導入費用に対する補助などによる支援強化
・【新規】生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業　１．８億円

○中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続
・テレワーク等普及推進事業　３１．６億円（＋１４．６億円）

○新製品・新サービス開発から事業化に向けたハンズオン支援の強化
・【新規】躍進的な事業推進のための設備投資支援事業　５５．９億円
○商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
・商工会・商工会議所補助等　３４．６億円（＋１．２億円）
○中小企業の多様な人材確保に対する支援
・人材確保支援事業　３．８億円（＋０．４億円）

９．東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望

＜基本的な考え方＞

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症の影響長期化を踏まえて

新型コロナウイルス感染症への対応は、新たな感染拡大防止を図りつつ、社会・経済活動を再開することで、正常化を目指すステージへと移行する状況となった。しかし、第２波、第３波といった新たな感染拡大を防止しつつ、正常化に至るまでにはかなりの長期戦を覚悟しなくてはならない。これまでの経済停滞や自粛、休業要請等により、事業者への深刻な打撃は規模、業種を問わずに広がり続けており、事業や雇用の継続に必死に耐えてきた中小・小規模事業者等の多くは今まさにぎりぎりの正念場に立っている。経済の回復までに多くの事業者の心が折れ、多数の廃業・倒産に至ることが強く懸念される。

政府におかれては、すべての事業者がこの正念場を乗り越えられるよう、政策の実行スピードを高めるとともに、完全な終息までの希望を持てる道筋を示し、今後も状況に応じ躊躇なく必要な対策を講じていただきたい。外出の自粛により、特に、観光、流通・サービス、旅客運輸等の企業は存続の危機に直面している。観光は、わが国の基幹産業であり地方創生の切り札として重要な産業分野であり、飲食・宿泊・観光バス・タクシーをはじめ関連産業の裾野が広く、雇用創出、さらには伝統文化を含め地域の魅力向上や活性化に大いに寄与している。流通・サービス業については、わが国経済、国民の生活基盤を支える重要な産業であり、国民の生活を豊かにするのみならず、商店街等地域の個性や増加する外国人旅行者の快適な訪日滞在にも貢献している。こうした産業分野の事業継続や今後の需要回復に向けた支援が不可欠であり、関係省庁が連携し、対策を進めていただきたい。さらに、移動自粛により需要の大幅な減少が続き、航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者も厳しい経営状況に直面している。感染症対策を徹底しつつ、継続的に旅客運輸事業者の状況を注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な支援が必要である。

新型コロナウイルスへの対応が長期化の様相を呈する中、経済活動を可能な限り早期に回復させるためには、安全・安心の確保が不可欠である。まずは、治療薬やワクチンが行き届くまでの間、感染拡大の第２波、第３波への対処として、ＢＣＰの観点から、検査・医療体制の拡充に関する数値目標やスケジュールの明確化を図ることが必要である。風水害等など自然災害との複合災害のリスクも大きい。関係省庁との連携強化のもと、十分な備えが急務である。

また、東京及び首都圏は人口の流動性が高く、オフィス・住宅等の都市構造が極めて高密である。加えて、企業とりわけ中小企業では、ＩＣＴ活用の遅れや、取り組みの不十分さが指摘されている。当所調査によれば、緊急事態宣言発令中の中小企業のテレワーク実施率は６７．３％であり、発令前の３月調査の実績（２６．０％）と比較し４１．３ポイント増加したが、依然として企業規模が小さくなるほど導入が遅れている。これらの社会・都市基盤の弱点を克服するため、ＩＣＴ活用の促進、交通混雑の緩和、道路空間・公園・公開空地の利活用等による、あらゆる現場においての３つの密の徹底的な解消や、遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大、建物、インフラの感染症対策強化など、安全・安心で快適な都市の構築に向けた取組を一層スピードアップしていくことが重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、国民・事業者の高い意識と自発的な協力に基づくわが国の感染症対策を積極的に紹介し、対応力に優れ安全・安心な日本を広く世界に発信していくことが必要である。

加えて、新型コロナウイルスは、オフィスや交通等における東京の高密な都市構造の負の側面を明らかにした。従来より、東京一極集中の圏域構造から、東京と、多様な魅力や資源を有する圏域内の各地域の様々な主体が連携をさらに深めて、人、モノ、情報等の双方向の流れを面的に活発化することで、新たな活力や付加価値、イノベーションを生み出していく圏域構造である「対流型首都圏」の構築が推進されてきたが、今後の都市政策においては、こうした取組の成果を踏まえつつ、分散化の必要性や意義等を含めた長期戦略を検討していくことが重要である。

Ⅱ．人口減少・少子高齢化、低い経済成長率等の難題を乗り越えるため国際競争力強化を

一方、わが国は、人口減少・少子高齢化、低い経済成長率といった難題も抱えている。これらを乗り越えていくためには、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間の積極的な事業展開を実現し、国際競争力を強化しなければならない。東京商工会議所（以下、当所）はそのための鍵として、「東京及び

首都圏が日本の成長のエンジンであり続けること」「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が重要と考える。
また、これらの実現に向けては、東京及び首都圏において、①各地域との直結《魅力をつなげるネットワークの充実・連携》、②都市の基盤《安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長》、③インフラ整備等を支えるために必要な基盤を強化し、東京の都市としての総合力を引き上げていくことが不可欠である。また、情報化・技術革新、グローバル化、深刻化する気候変動・環境問題、災害の頻発化・激甚化等の課題についても、広範な議論が必要である。

Ⅲ．激しさを増す国際競争を踏まえ東京の都市力向上のスピードアップが重要
さらに、激しさを増す国際的な都市間競争を考えれば、東京の都市力向上への取組に停滞は許されない。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、①各地域との直結、②都市の基盤、③インフラ整備等を支えるために必要な基盤を強化する取組、特に、陸・海・空の交通・物流ネットワーク等インフラ整備や、民間における街づくりといった都市再生への取組みをスピードアップさせることが重要である。
施策のスピードアップに向けては、様々な法制度、慣行等に課題があると考えるが、本要望では、まず法改正を視野に議論が進んでいる所有者不明土地問題と、企業の関心の高い区分所有について申し述べる。所有者不明土地問題については、公共事業等での利用に支障が生じており、総合的な対策が急務である。政府が所有者不明土地対策等の観点から３月に土地基本法等を改正し、土地の適正な利用、管理に関する責務の明確化や、地籍調査の円滑化・迅速化に向けた施策を措置したことは極めて重要である。引き続き、所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた法制度等についても議論を進め、早期に成案を得て、法改正することが必要である。
また、区分所有等権利関係が複雑なため、老朽化し防災上の懸念が生じている建物において、建替え等が停滞するケースも見受けられる。そのため、建替え等を円滑化するための新たな制度について区分所有法の改正を含め検討すべきである。
さらに、施策のスピードアップに向けては、借地借家、土地収用といった法制度や社会的・経済的な慣行等様々な課題が考えられるが、そうした課題の検討を含め、今後は、人口減少・高齢化の進行の下、情報化・技術革新、グローバル化、深刻化する環境問題、災害の頻発化・激甚化等社会・経済情勢の構造的な変化に対応し、国際競争力の高い、持続可能な都市・東京をスピード感を持って形成していくための広範な議論が求められる。
これらの基本的な考え方のもと、国土交通省には以下のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応支援や、各地域との直結、都市の基盤を強化するインフラ整備、さらに施策のスピードアップに向けた取組等を迅速かつ着実に推進していただきたい。
近年、インフラ整備計画の実行により、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、国際的な都市間競争の中で、その整備には一層のスピード感が求められている。なお、ストック効果の発現には、インフラを利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、国土交通省と緊密に連携を図っていく所存である。

【国土交通省への要望】

Ⅰ．新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた事業継続への更なる支援
新型コロナウイルス感染症への対応により、休業や営業自粛などを継続せざるを得ない企業においては、需要の消滅に伴う売上の激減により収益が確保できないまま、人件費や賃料などの固定費負担が経営を大きく圧迫している。新型コロナウイルスの完全な終息が見通せず、長期戦も予想される中、幅広い業種で事業継続の危機的状況が続いている。
政府はすでに数次に渡り、無利子・無担保融資や雇用調整助成金の拡充、持続化給付金、テナント賃料の補助等の政策を実行しており、東京及び首都圏の都市力向上を担うインフラ関連産業（建設・不動産業、交通運輸業等）においても、厳しい経営環境から、窓口への相談・申請を求める企業が急増しているが、各支援策の実行までに時間がかかる「目詰まり」が起こり、手続きが煩雑なために申請を断念してしまうなど、折角の支援メニューが困窮する企業に行き渡らない実情もうかがえる。
新型コロナウイルスの影響の長期化により、売上回復が見込めずに事業継続を諦めてしまう事業者があらわれ、今後の廃業や倒産のさらなる増加が懸念される中、インフラ関連産業をはじめとした企業の事業継続のため、政府の支援策がより迅速に広く行き渡るよう一層の体制整備・強化を進めるとともに、国土交通省には以下のさらなる支援策を講じられたい。

重点要望　1．インフラ関連産業をはじめ企業の廃業、倒産の防止、感染症対策の徹底

①固定資産税・都市計画税・事業所税の負担軽減
・固定資産税負担の軽減措置の継続（商業地等に係る固定資産税の負担調整措置、東京都条例減額制度等）
・２０２１年度の固定資産評価替えにおける評価額の据え置きまたは減額
・新型コロナウイルスへの対応のため、テナント料の猶予・減免に応じた事業者に対する固定資産税の軽減等
・新型コロナウイルスの影響により売上減少した事業者に対する事業所税の減免
・緊急経済対策で講じられた固定資産税等負担軽減措置の拡充（土地を追加、大法人への適用拡大など）

②航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者について、需要の大幅減少等の状況を継続的に注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な経営上の支援を
・空港使用料等の支払い猶予、減免。航空機燃料税等各種税等の支払い猶予、減免
・バリアフリー設備をはじめ、駅、線路、変電所、車両等の固定資産税・都市計画税の減免
・高速道路料金の無料化など軽減措置や、鉄道・バス・内航フェリーなど公共交通機関利用料金割引に対する補助等
③再開発事業等に係る補助金について、認可された事業計画に基づく着実な執行
④公共・民間工事について、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や工事現場のある地域を管轄する地方公共団体からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応など適切な措置をとるよう民間発注者への指導も含め周知徹底を
⑤施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底への支援
⑥下請への配慮及び元請と下請との間の取引の適正化推進
⑦物流の停滞防止に関する支援
⑧感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援
⑨建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税される。新型コロナウイルスの影響により、事業継続への正念場を迎えている企業にとっては経営への大きな圧迫となりかねず、固定資産税の負担軽減が必要である。また、休業要請や外出自粛要請等の影響による「売上蒸発」により、飲食店をはじめ商業施設に入居するテナント事業者においては賃料支払いが困難となるケースが急増している。とりわけ東京都をはじめ家賃の高い都市部の中小・小規模事業者においては、一刻も早い家賃支援が求められており、現在、こうしたテナント事業者から商業施設所有者に対して、賃料引き下げの要請が相次いでいる。現状は、売上比率に応じた減免、支払い猶予など、商業施設所有者とテナント事業者が個別に協議し対応しているが、影響が長期化すれば共倒れとなりかねない。政府は家賃支援給付金を通じてテナント事業者に対する直接的な支援を講じているが、今後も事業者の状況を踏まえ、引き続き適時適切な施策を展開していくことが必要である。また、テナント事業者の相談に応じる商業施設所有者に対する支援の拡充なども重要である。

さらに、建設工事については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、安全・安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事等）は、最低限の事業継続が求められている。他方、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている。インフラ関連産業がこうした要請に応えていくためには、事業の安定性を確保しつつ、各現場における感染症への対応を徹底することが重要である。

また、工事の一時中止等により、経営基盤がぜい弱な下請企業に追加費用の発生などのしわ寄せが生じることのないように対応することが必要である。下請契約において、工期・納期の見直しや一時中止への措置等を適切に講ずるとともに、適正な請負代金の設定、支払い等を行うなど、元請と下請の間の取引の適正化を図ることが重要である。

加えて、通信販売やテイクアウト、デリバリー等の需要増加に伴い、ライフラインとしての物流業界の重要性がこれまで以上に増している。とりわけ 感染リスクを常に抱える配達スタッフの人手不足は物流の停滞に直結することから、衛生用品の優先調達はもとより配達負荷軽減に向けた駐車スペースの確保、感染拡大期においては不要不急な買い物を控える国民への情報発信を強化されたい。

また、新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等において推奨される換気の方法をまとめており、各施設ではこれを踏まえ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進しているが、こうした対策を促進するため、対策に関わる設備投資への助成が重要である。

さらに、建物や車両等の混雑緩和についても、事業者による自助努力では限界があることから、継続的に国民に働きかけることが必要である。あわせて、小売や旅客運輸、物流など、国民の生活を支える産業については、店舗や車両等における衛生管理を強化する観点から、衛生用品の安定的な供給を確保されたい。

重点要望　2.「新しい生活様式」と新たなビジネス展開のためのデジタル環境の整備

①新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」促進のためのデジタル回線網の混雑解消、遅延防止、ならびに良質で低廉な通信網の整備の後押し
②５Ｇ通信環境の整備と、それを活用した官民の新たなサービス、新用途に関する好事例の展開（例：５Ｇを活用した自動運転技術の実用化や交通渋滞の回避・解消、遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大等）
③中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続ならびにテレワークを後押しするサテライトオフィス設置・活用支援サイバーセキュリティへの支援、
④デジタル・ガバメントの一層の推進
・許可申請や届出の簡素化・オンライン化をはじめ、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直し、地方公共団体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒し実施

・マイナンバーの活用による、真に救済が必要な者を迅速、確実に支援するための社会基盤の整備促進

新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやオンライン会議を活用した新たなビジネスモデルが浸透してきている。今後は、オンラインによる事業活動のさらなる増加が見込まれ、デジタル回線基盤の混雑が予想されることから、通信環境が混雑、遅延しないよう防止策を講じることが重要である。

また、テレワークの普及には、企業数の９９％を占める中小企業の動向が鍵を握っており、中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援が引き続き必要である。

さらに、高速大容量の次世代通信規格「５Ｇ」のサービスが今年３月から始まった。５Ｇは高速性のほか、低い遅延性や高密度な接続など優れた特徴を持ち、これからの都市に必要な多様な新サービス、新用途を生み出す基盤となることが期待される。特に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（テレワーク、オンライン会議等働き方の新しいスタイル）や、デジタル技術の活用で事業を変革し新たな市場を切り開くデジタル・トランスフォーメーションを企業に迅速に普及させていく上で、強力なエンジンとなり得る。

東京都では２月に、５Ｇを活用した情報社会「スマート東京」実現の実施戦略を発表した。都道などに５Ｇのアンテナを配備するほか、デジタルサイネージ（電子看板）や、５Ｇ対応の携帯を持たない人も使えるＷｉ―Ｆｉ（無線ＬＡＮ）を搭載した多機能型基地局「スマートポール」を設置する。また、西新宿など５つの先行実施エリアで、それぞれの地域特性を活かしたモデルを構築し、都内各地へ取組を拡大する。こうした取組について、国と東京都は積極的に連携し、５Ｇ通信環境の全国への普及や、官民による新たなサービス、新用途の拡大につなげていくことが重要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、緊急に取り組むべきと考える対面手続や書面手続（押印を含む）を求める規制・制度などの見直しについて、日本商工会議所が今年４月に内閣府規制改革推進室に提出した要望に対し、政府は５月、各省庁の回答をとりまとめ、各種行政手続き等についてｅメールでの提出を認めること等対応を進めていただいている　。しかしながら、国や地方公共団体、支援機関等におけるデータ連携の整備は進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、各種の企業支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークが進みつつあるが、一方で電子決裁業務等が満足に行えない状況がボトルネックとなっており、許可申請や届出の簡素化・オンライン化をはじめ、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直し、地方公共団体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒し実施などを図られたい。また、甚大な災害時には、住民の安否確認や被災者の識別・特定、救急対応、各種支援策の迅速かつ円滑な実施が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等への対応が必要である。マイナンバーを有効活用し、こうした真に救済が必要な者に迅速、確実に支援が行き届く社会基盤を整備することが重要である。

Ⅱ．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

インフラは、「都市の魅力向上（国際競争力向上）」、「対流創出（対流型首都圏への転換）」、「生産性向上」、「防災力強化」に極めて重要な役割を担うことから確実な整備が求められる。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。さらに、インフラのストック効果を最大限に発現させるためには、民間の役割が重要である。ユーザーである民間がインフラの活用についてソフト面の観点から、意見を述べ、それを踏まえて、ハード面のあり方に反映させるといった、一連のプロセスを官民双方で繰り返していくことが必要である。当所としても引き続き、国土交通省をはじめとした関係機関と緊密に連携を図っていく所存である。

以上の考え方のもと、重要インフラの整備等の施策について下記のとおり要望する。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、迅速に取り組まれたい。

1．各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

重点要望　①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
◆圏央道：早期の全線開通及び４車線化の加速化

既に概成した圏央道や外環道の開通区間では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な効果が確実に表れており、首都圏三環状道路の整備に対する期待はますます高まっている。

未開通区間として残っている外環道（関越道～湾岸道路間）は、特に高い経済効果が期待される区間であるものの、未だ完成時期の目途が立っていない。従って、外環道（関越道～東名高速間）は、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで１日も早い開通が望まれる。

また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）については、スピード感をもって検討を進め、ルート全体の計画を早期に具体化、事業化することが重要である。

さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が必要である。

重点要望　②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線［豊洲～住吉］、東京１２号線［光が丘～大泉学園町］）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、東京は「空港アクセス時間の短さ」が課題として挙げられている。羽田空港アクセス線や新空港線といった首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、地方公共団体や事業者から要望が強い東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）等については、国、東京都、関係機関が連携し、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

重点要望　③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備、横浜港：南本牧ふ頭整備等）
◆南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備・客船誘致促進
◆官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組推進

今年開業の東京国際クルーズターミナルの開業では、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが極めて重要である。また、クルーズ客船は一度に多数の乗客が訪れることから、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも安全・安心で使いやすい環境整備が必要である。日本への大型クルーズ客船の寄港需要は高まっていることから、横浜港の国際旅客船拠点形成港湾としての取組を引き続き確実に推進することが重要である。

さらに、京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点であるが、昨今シンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭しており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進するとともに、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが必要である。

重点要望　④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加
横田基地の軍民共用化と横田空域を含めた航空管制見直し推進

◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ検疫体制の強化
◆出入国管理、税関の体制確保、操縦士の確保・育成
◆横田空域の早期全面返還による、首都圏の空域を再編成、一体的な管制業務

海外の空港では空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

東京２０２０大会に向けた対応などとして、羽田空港の飛行ルートの見直しや成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など首都圏空港の機能強化が実施されたところだが、東京２０２０大会以降も、年間発着回数約１００万回の実現に向け、羽田空港第５滑走路の増設に向けた検討の深化・具体化など首都圏空港の機能強化に向けた取組の更なる推進が重要である。もとより、安全・安心や利便性を高めていくため、新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ検疫体制の強化や、出入国管理、税関の体制確保、操縦士の確保・育成も必要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

⑤首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆主要国道のバイパス化、道路拡幅等（３５７号線、６号線、２０号線等）
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充

◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。高速道路等のピンポイント対策や踏切における連続立体交差事業等の実施、観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立が重要である。また、大災害時における通行機能強化の観点からも、重要物流道路の指定と合わせた、体系的な道路ネットワークの構築が必要である。

加えて、スマートインターチェンジの整備や、主要観光スポットをめぐる企画料金の設定などとも合わせた「賢い料金」は、既存の高速道路の利便性向上や地域活性化に有用であり、促進していくべきである。とりわけ、より多くの事業者が発意できる環境を整備・周知することで、工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組が望まれる。

⑥物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動隊列走行の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進（新東名高速他）、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化
◆東京２０２０大会時の物流対策に関し、関係事業者等への幅広い情報提供・対策による事前の準備や対策の促進等

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、トラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が依然として発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペース・駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への支援物資供給等、様々な課題が存在している。そのため、国において進められている物流生産性革命による生産性の向上や、重要物流道路制度による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては、圏央道沿道や東京港、羽田空港周辺などの物流拠点と都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。また、東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図るべく、情報を早期かつ幅広く周知することで、企業や市民に対し事前の準備や対策を促していくことが必要である。

⑦バスや新たなモビリティサービス等、中規模な公共交通の整備

◆公共交通をはじめとした旅客運輸事業者について、新型コロナウイルス感染症による需要の大幅減少等の状況を継続的に注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な経営上の支援を（再掲）
◆地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保と円滑な運行環境整備
◆環境に優しいＢＲＴ・ＬＲＴ（次世代型路面電車システム）や、都心・住宅街における新たなモビリティサービスの検討、具体化
◆舟運の活性化に向けた支援、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の一般開放や利用条件の統一等の利便促進

公共交通をはじめとした旅客運輸事業者については、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛により、需要の大幅な減少に見舞われている。特に、地方都市では、経営破綻に至る事業者も発生している。地域から公共交通手段が失われれば、高齢者等にとっては死活問題となりかねない。公共交通をはじめとした旅客運輸事業者が、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な支援を実施することが重要である。

また、高齢者の人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。国、東京都、事業者間の連携のもと、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保や、地域の実情に合わせた運行路線の柔軟な変更等が円滑に行われる必要がある。加えて、バスのみならず、人と環境に優しい公共交通手段であるＢＲＴ、ＬＲＴや、都心や住宅街において検討が進められている「新たなモビリティサービス」についても、早期具体化、事業化が望まれる。

さらに、東京都等では通勤利用を想定した舟運の社会実験が行われているが、今後公共交通としての本格的な運用に向けて、行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一、手続きの簡素化等の利便性向上を図る必要がある。

⑧ソフト面におけるシームレスな移動環境の充実（「ＭａａＳ」）

◆インバウンドなど観光客、住民、通勤・通学者といった利用者の目線に立った一元的なサービスを提供する移動サービス（「ＭａａＳ」）の推進（都市⇔観光地、拠点駅・職場⇔住宅地等）
◆地域の特性に応じたモデルの構築やオープンデータを活用した基盤の構築

観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）など民間主導による様々な検討が進んでいるが、共通基盤の構築など、解決すべき課題も多いことから、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、オープンデータを活用した基盤の構築等が重要である。

⑨リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

新型コロナウイルスを契機に、急速に進むリモートワークなど働き方の見直しやデジタル化を追い風に、二地域居住や地方への移住といった動きが出てきている。リニア中央新幹線の開業により、こうした動きを促進することが期待される。

また、リニア中央新幹線の開業では、東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが求められている。リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」などのプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大・波及させることが重要である。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

⑩自動運転システムを見据えた高速道路と生活道路の安全・安心対策の推進

◆高速道路の安全対策の促進（４車線化、ワイヤロープ設置、トンネル照明強化、逆走対策）
◆生活道路におけるビッグデータを活用した交通安全対策の実施

首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ない箇所における危険性の高さ、暫定２車線区間における死亡事故率の高さ、重大な死傷事故を招く逆走の散発などが指摘されており、安全対策の着実な実施が必要である。これらの対策においては、自動運転システムの将来的な普及を見据えた検討も求められる。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は多いことから、道路交通において、生活道路や物流道路における安全・安心対策の推進が重要である。

2．都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

(1)事業・居住環境（建物・インフラ）の維持・拡大

重点要望　①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた用途地域等の柔軟な運用
（容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進）
◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における
日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）

東京及び首都圏が将来にわたり安全・安心が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、事業所や住居の機能更新や高度化など土地利用が柔軟かつスピード感をもって進められることが必要である。新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、今後は働く機能が分散化される可能性が高いことから、都心はもとより郊外においても従来型の都市計画では対応できないニーズが生まれることに対応して、柔軟で、必要に応じてスピーディな都市計画変更・用途地域の見直し等ができるようにする必要がある。

また、現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減 や生産性向上に資する建替え等における容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

重点要望　②インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆まちづくりと連携した老朽化対策（日本橋区間等）の検討推進、早期の事業化
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、関東地方整備局が管理する道路橋のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年度末時点で２５％、その２０年後には６５％まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後５０年以上が経

過したトンネルは５２％、その２０年後には７１％まで増加する見込みとなっている。また、東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

③空き家・空き地対策の推進、既存ストックの活用促進

◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用
（資産価値の適切な評価、現況検査、瑕疵保険等）
◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方公共団体が中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、首都圏（１都７県）における空き家率は２０１８年時点で１１．８％と、まだ対策が十分であるとは言えない。

また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。

加えて、空き家の発生を抑制していく上で、良質な既存住宅市場の形成により、流通を促進していく観点も重要である。そのためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。現在、国土交通省及び関係機関が取り組んでいる「安心Ｒ住宅」制度や「住宅ストック維持・向上促進事業」等の更なる周知や拡充が重要である。

④老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化の促進、ならびに解体撤去に向けた仕組み作り

◆老朽マンション等の再生・耐震化促進、ならびに解体撤去に向けた仕組み作り
・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和
・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
・借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進
・耐震化や再生が難しいストックを適切に解体撤去することが可能となるような仕組み作りの検討
◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進
◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し

東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、今後、更新期を迎えるマンションの増加も見込まれる。除却の必要性に係る認定対象について、本年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生の促進、ならびにストックの適切な解体撤去に向けた施策を充実させていくことが必要である。

加えて、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、保育施設や高齢者支援施設の計画的な設置といった視点も含めて検討していくことが重要である。

⑤集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進等）

◆コンパクトシティ形成に向けた支援強化と分野横断型の取り組みの推進
・新技術を活用し効率的・効果的な都市を目指す「スマートシティ」の取組の加速化
・公的スペースの民間開放と、「官民」「官官」連携の深化
・地方公共団体等への支援を通じた立地適正化計画策定の推進
・国民・都民に対する一層の周知や理解促進
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度等の後押し

都心（中央区、港区、江東区等）では人口増加が続くものの、その他の区や多摩地域では、総じて人口減少に転ずるものと予測されている。加えて、２０３０年代の東京における高齢者人口の絶対的な増加は、東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりに大きな影響を及ぼす。都市におけるサービスの持続性を確保するため、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくことが重要である。また、近年自然災害が頻発化・激甚化していることから、災害時に危険なエリアにおける新規立地の抑制や安全なエリアへの移転促進など、防災・減災の観点も踏まえた対策の推進が必要である。

⑥木密地域等密集市街地の早期改善

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１％、居住人口の約２０％を占めている。木密地域においては、地震や火災等の発生時、甚大な被害が想定されているが、居住者の高齢化や狭小な敷地、複雑な権利関係を背景に、整備・改善が進みにくい状況となっている。

内閣府による首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。木密地域の早期解消に取り組むとともに、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備をあわせて進めることで、多様な世代や世帯の居住を促進していくことが重要である。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、東京都や各区との緊密な連携が不可欠であり、そうした連携を支援されたい。

⑦無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。２０１８年４月に策定された「無電柱化推進計画」により、２０２０年度までに約１，４００㎞の無電柱化の目標が掲げられるなど、施策が推進されているところであるが、多額の費用を要すること等がネックとなり、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、国民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

(2)感染症、地震、水害等災害の不安解消

①避難所、建物、インフラの感染症対策強化への支援

◆新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援
◆感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援（再掲）
◆建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充（再掲）

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。今年もすでに出水期を迎えており、政府には６月に作成・公表した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、最新の知見、技術的助言を地方公共団体に対してスピーディに共有するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。国土交通省には、避難所を設置・運営する地方公共団体とホテル・旅館等との間の連携や情報共有等について支援されたい。

②災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害危険区域等ハザードエリアからの移転促進と助成

◆河川、港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
・堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策推進
・高規格堤防、調節池の整備等、防災・減災に高いストック効果を有する事業の着実な推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
・災害時における国際コンテナ物流の早期復旧や、緊急物資・復旧資機材等の輸送拠点とするべく耐震強化岸壁、緊急輸送道路の増加に向けた取組推進
・災害時の開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保に向けた取組推進
◆羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
・災害時でも利用可能な滑走路等確保に向けた耐震化、液状化対策、高潮対策の推進

・訪日外国人をはじめとした災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度等の後押し（再掲）

首都圏での大規模広域水害や首都直下地震等、これまでの常識を超えた災害の発生に備え、地震や風水害等、昨今の災害リスクの高まりに備え、防災インフラの整備を着実に行うことが重要である。墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがある。また、大型台風により東京湾に高潮氾濫の発生も懸念されるなど、東京は、水に関わる深刻な災害リスクを有している。従って、国、東京都をはじめとした関係機関等が緊密に連携し、これらの対策を鋭意推進するとともに、その効果を広くアピールしていくことが重要である。

加えて、東京港や羽田空港等の重要インフラ施設は、災害時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。これらの施設において、耐震化・液状化・高潮等の対策を行うとともに、災害時にも確実にアクセスできるよう、周辺の整備も進めていくことが必要である。

また、６月の都市計画法等の改正を踏まえ、災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けて、地方公共団体、民間への周知啓発の徹底、助成制度等の後押しが重要である。

③民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
・建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し
・総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等
・道路幅員２分の１未満の高さの建築物や一般緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
（対策の考え方や技術的な助言、避難経路の検討方法等を記載したガイドラインの周知、浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援等）
◆地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進
・エリア防災、災害時業務継続地区（ＢＣＤ）の整備や、免震・制振装置の導入推進に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充
・容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じた再開発プロジェクトの誘導・促進と老朽ビルの更新

災害への備えには、行政による公助だけでなく、自助・共助の取組みが不可欠であることから、民間による防災・減災対策を後押しすることが重要である。

東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は８５．９％（２０１９年１２月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４６．１％にとどまっている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

また、東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、管理者が民間であっても公共性を有する。地下空間の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。

加えて、都市再生緊急整備地域や都市機能が集積する他地域において、民間の優良な再開発プロジェクトを誘導・促進することで、耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えた地域に更新していくことが望まれる。ソフト・ハード両面にわたる都市防災力向上に資するエリア防災や、災害時の業務継続地区（ＢＣＤ）の整備、免震・制振装置の導入についての後押しも重要である。

(3) 持続可能な都市の実現

①再生可能エネルギー・水素エネルギーの普及拡大

◆太陽光パネル等の再エネ設備や蓄電池等の導入に係る周知啓発および補助の拡充、ならびに、税制等のインセンティブにより、自家消費を推進
◆分散型エネルギー導入促進に向け、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進、技術開発への支援継続、ならびに、先進事例の横展開の推進
◆太陽光のみならずバイオマス、地中熱や排熱、及び水素など地域特性に応じた低炭素エネルギーへの支援の継続（エネルギー選択肢の多様化による地域活性化）
◆小型化が進む家庭用燃料電池や製品開発が進展する業務・産業用燃料電池の普及・定着支援
◆ＦＣＶ・ＦＣバス等の導入支援による普及台数の拡大や、水素ステーションの更なる整備促進
◆再エネによる水素活用設備導入事業者への支援
◆再エネ大量導入時代を見据えたエネルギー調整としての水素活用の推進
◆首都圏全体におけるスマートシティに向けた取組の推進、ＡＩ・ＩｏＴ等の活用により系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせた、レジリエンスに資するスマートで自立した電力と熱の面的利用の実現

政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を図り、今世紀後半のできるだけ早期に、最終到達点としてのカーボンニュー

トラルな社会の実現を目指すとともに、２０５０年までに温室効果ガスの８０％削減に取り組むことが掲げられている。また、東京都では昨年末、２０５０年にCO_2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、都市の脱炭素化に向けた指針を示した。

事業者の自主的な行動を促進すべく、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援ならびに事例・データの発信など情報面の支援をさらに推進し、また、コロナ収束後の景気回復期においてエネルギーコストの一層の低減が図られるよう、戦略的な施策を着実に実行されたい。

(4)コミュニティ再生・共助社会

①交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

◆交通政策基本計画等に基づくバリアフリー、ユニバーサルデザイン推進
（ホームドア、エレベーター、エスカレーター、車いすスペースの設置促進等）
◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進

誰もが安全・安心と感じ、成長が持続可能な都市であるためには、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させることが重要である。また、円滑な移動に必要なホームドア、エレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をする「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しており、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

②訪日外国人への多言語案内表示の推進

◆多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置促進
◆自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供推進
◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ（「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」、「東京都防災アプリ」）の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進

東京２０２０大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想される。平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を進め、周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

③地域の魅力向上に資する施策の推進（ソフトネットワーク作りへの支援）

◆道路占用特例の活用、公開空地の活用促進、事業促進の普及啓発
◆道路使用許可手続き等、手続きの簡素化
◆セミナー等による人材育成などエリアマネジメント団体運営に対する支援　等

新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、国土交通省は６月、テイクアウトやテラス営業のための路上利用について道路占用の許可基準を緩和した。また、地方公共団体に対し同様に取り組まれるよう要請され、東京都においても同様の対応をされた。当所の従来からの要望事項に沿った時宜を得た取組である。

他方、新型コロナウイルスの影響や、少子化・高齢化、外国人居住者の増加、ＩＣＴの進展などにより、さらなるライフスタイルの多様化が予測されるなか、コミュニティの維持や地域の魅力向上には、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備が重要である。また、エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、ＰＰＰ／ＰＦＩ、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。加えて、これらの取組みによって向上した地域の魅力を繋げる、ハードとソフトのネットワーク作りに対しても支援が必要である。

3．インフラ整備等を支えるために必要な基盤

①インフラ関連産業における人材確保・生産性の向上

◆担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備
◆適正取引の推進（運輸業における標準運送約款の改正等による適正取引の推進等）
◆インフラ関連産業における現場作業高度化・生産性向上支援（人手不足を見据えた生産性向上・自動化）
・「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進、中小企業の「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」導入促進のための導入コストを加えた公共工事の発注
・適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上、キャリ

アアップシステムの定着
・インフラの整備・管理に係るコストの縮減と平準化の両立、適正な利潤の確保
◆生産性向上に資する取組みの横展開の推進
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

インフラを支える建設業や運輸業では、少子高齢化の進行により、人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。多様な人材が業界についての理解を深めるための情報発信や、安心して働ける環境の整備に向け、官民を挙げた取組みが必要である。

また、業界の担い手確保に向けては、それぞれの企業が適切な利潤を確保し、従業者に対して適正な賃金を還元できることが前提となる。建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業における標準運送約款の改正等、引き続き適正取引の推進を図ることが重要である。

さらに、インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、人手不足を見据えた現場作業の高度化・自動化や生産性向上の取組みも重要である。建設業では「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の導入が推進されているが、コスト等がネックとなり中小建設業への普及が遅れていることから、公共工事の積算単価への導入コストの加算について一層の推進が必要である。

他方、高速鉄道、都市鉄道などアジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

②新技術の迅速な社会実装

◆国土交通省「生産性革命プロジェクト」、「スマートシティ構想」の推進（官民の緊密な連携による技術の確立や実現に向けた取組の加速）
◆「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じた羽田空港や臨海地域等における最先端の実証実験の推進、エリア物流の自動化に向けた都心等における実験の推進
◆後続無人での隊列走行、無人自動走行の実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」などの社会実装に向けた検討、実験の加速
◆屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、オープンデータ化等の推進

企業活動を活性化し、都市の魅力を高めるためには、技術革新の促進とともに、新たな技術やサービスを人々や地域に受け入れてもらい、円滑な普及につなげる社会実装を迅速に進めることが必要である。トラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスの実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」など、自動運転に向けた取組が期待される。

また、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されており、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要である。

③インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた国民への周知）

◆国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

国土交通省は、国土形成計画や首都圏広域地方計画など種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。また、インフラ整備には合意形成に時間を要することが多く、迅速かつ着実な整備には、その効果を国民に広く周知することが肝要である。そのため、これまでの国の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いながら、ストック効果を可能な限り数値化し、客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を推進することが重要である。また、インフラは観光資源としても注目されていることから、引き続きインフラツーリズムを推進することが望まれる。

Ⅲ．施策のスピードアップに向けた合意形成の円滑化

日本は１９６４年に東海道新幹線を開業させて以来、高速鉄道の総延長距離では４０年以上にわたり世界をリードしてきたが、２００９年に中国に追い抜かれた。

初の中国版新幹線となる京津鉄道は２００５年に着工、２００８年の北京五輪開幕直前に開通（北京－天津間／全長１２０㎞）したが、その僅か1年後に日本は中国に追い抜かれたこととなる。２００４年に決定された中国の中長期鉄道網計画（２０２０年までの高速鉄道路線整備計画）は、経済発展による輸送需要増に対処できなくなる懸念から、鉄道網をより大規模にするよう２００８年に改訂されており、中国の高速鉄道網の整備状況は２０２０年までに日本の高速鉄道網の１０倍の距離となる見込みである。一方、日本においては、１９７３年に計画決定した整備新幹線の未整備区間４０２㎞の整備完了が２０３０年の予定である。

新幹線は一例であるが、日本は中国に比べインフラ整備に長期間を要しており、その遅延による機会損失は大きい。原因の一つとして土地所有に関する基本的な法制度の違いが考えられるが、見過ごしたままでは日本の国

際競争力に多大な影響をもたらす。
施策のスピードアップに向けた合意形成の円滑化については、様々な法制度、慣習等に課題があると考えるが、本要望では、まず法改正を視野に議論が進んでいる所有者不明土地問題と、企業の関心の高い区分所有について申し述べる。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、以下の要望事項について議論を進め、迅速に政策立案、施行していくことが重要である。

重点要望　1．所有者不明土地問題への迅速かつ総合的な対策を

（1）土地所有に関する基本制度見直しの確実な執行
①土地の適正な利用・管理の確保へ周知啓発の徹底（２０２０年３月施行改正土地基本法の周知啓発）
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務（登記等権利関係の明確化、境界の明確化）についての周知啓発
◆土地政策全般の政府方針として土地基本方針（同年５月閣議決定）の周知啓発
②地籍調査の早期の進捗率向上
◆新たな国土調査事業十箇年計画の早期執行
◆所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等の周知啓発

（2）登記制度、土地所有権のあり方の早期見直し
①所有者不明土地の発生予防
◆相続登記の申請の促進策、あるいは義務化が必要
◆一定の要件の下で土地所有権を放棄できる制度を
②所有者不明土地の円滑・適正な利用
◆共有関係にある所有者不明土地の利用（民法の共有制度の見直し）が必要
※不明共有者等に対して公告等をした上で、裁判所の関与の下、残りの共有者の同意で、土地の利用を可能にする制度や、共有者が不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして、共有関係を解消する制度の創設が必要
③登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化
◆各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムが必要

本年３月に改正された土地基本法では、従来からの土地の利用・取引に当たっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され、利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、国民、企業等に対する周知啓発等確実に執行することが重要である。
また、所有者の判明とともに、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことも、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０１９年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は３月、国土調査法等を改正し、立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、地籍調査（一筆ごとの土地の境界や面積等の調査）が困難であったところ、所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や、所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等できることとされた。こうした取組により地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが必要である。
他方、国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在不明な土地の割合は約２２．２％であり、その要因として「相続による所有権移転の未登記」が約６５．５％、「住所変更の未登記」は約３３．６％、「売買・交換等による所有権移転の未登記」は約１．０％であった。この結果を踏まえれば、所有者不明土地の発生を予防するために、相続登記の申請を促進するための取組として、一定期間内に相続登記を行った者に対する登録免許税・手続き費用の減免措置等インセンティブ付与や、相続登記申請義務の実効性を確保するための相続人申告登記（仮称）の創設（法定相続分での相続登記とは別に、新たに、死亡した所有権の登記名義人の相続人が行う登記）、あるいは国民的な理解の下、一定期間内に相続登記完了を義務づける制度の創設等が必要である。
また、将来に渡る人口減少から、土地の需要縮小・価格下落が進行し、土地所有者の土地への関心が失われ、適切に管理されない土地が増加することが懸念される。土地所有権の放棄を可能とし、放棄された土地を国等の公的機関において管理する制度の創設を検討することが重要である。もっとも、こうした制度を無限定に創設すれば、所有者が土地を適切に管理しなくなるモラルハザードの発生や、土地所有に伴う義務・責任や管理コストの国等への転嫁、すなわち最終的には多大な国民負担となる恐れがある。そのため、土地の権利の帰属に争いがなく筆界が特定されていることや、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限定する必要があると考える。
さらに、所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組みを整備することが重要である。民法では、共有物の変更または処分には共有者全員の同意を求めているが、その同意を取得する方法については特に定めを置いていない。そのため、所在不明な共有者に賛否を問うことができない場合や催告をしても共有者が賛否を明らかにしない場合でも、共有物の利用が阻害されないよう、変更・処分や管理行為をすることができる新たな仕組み

を設けることが必要である。例えば、不明共有者に対して公告等をした上で、裁判所の関与の下、残りの共有者の同意で、土地の利用を可能にする制度や、共有者が不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして、共有関係を解消する制度の創設等が重要である。

加えて、国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在が不明となっている土地について、所在不明の要因として「住所変更の未登記」が約３３．６％を占めた。そのため、不動産登記所の登記官が個人情報保護の観点に留意しつつ、住民基本台帳ネットワークや商業・法人登記のシステムから所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の変更の情報を取得し、これを不動産登記に反映させるなど、不動産登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化を図ることが重要である。その際、円滑な不動産の取引、利用の観点から、各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムとすることが必要である。

重点要望　2．老朽ビル建替え等を円滑化する区分所有法の見直しを

(1) 市街地再開発事業の適用に関する適切な運用の周知啓発
(2) 市街地再開発事業によらない建替え促進のための区分所有法の見直し
◆非住宅区分所有建物に係る権利変換の仕組み（借家人対応を含む）をはじめ、区分所有状態の解消や共有床に係る合意形成等の仕組みのあり方についての早期の検討

世界の都市間競争が激しくなる中、東京及び首都圏においても、目指す都市像を明確にし、その実現に向けて施策、取組を加速させることが重要である。他方、東京は、都市構造が高密であることに加え、首都高速をはじめとしたインフラやオフィス、店舗、工場、住宅等の建物の老朽化が予測される。特に、都区部では２０３０年に築４０年～５０年が経過するオフィス・店舗が６割超（住宅は約４割）となる可能性がある。都市再生緊急整備地域を中心に都市再生は進められているものの、中小規模のビルが密集した地域や、空き地・空き家問題が顕在化している地域など、都心、郊外に関わらず都市再生が順調であるとは言い難い地域もある。安全・安心や持続的な経済成長を阻害しないよう、建物等の建替え、改修等市街地整備を迅速かつ確実に実行するための制度整備が不可欠である。

まず、法定の市街地再開発事業については、「土地の利用状況が著しく不健全」といった施行区域の要件や、高度利用に関する要件等を地域の実情に合った柔軟かつ適切な運用にしていくことが求められており、国土交通省には地方公共団体等関係先に一層周知していくことが必要である。また、より重要なのは、区分所有等権利関係の複雑さから市街地再開発事業への位置づけが難しい場合の対応である。マンション建替え円滑化法の対象外である、オフィスビル等の区分所有法による任意の建替えでは、区分所有者の５分の４以上の同意で建替を決議することができるものの、実際に建替事業を行うためには、関係権利者と契約の上で実施する必要があり、実質的に全員同意を得ることが求められるとの指摘がある。同様に、形状等の著しい変更を伴う共用部分のリノベーションについても事実上、全員同意を得ることが必要とされており、取組の停滞するケースが見られる。そのため、任意建替等の促進に向けて、非住宅の区分所有建物に係る権利変換の仕組みのあり方（借家人対応を含む）をはじめ、区分所有状態の解消や共有床に係る合意形成等の仕組みのあり方について早期に検討することが必要である。

以上

２０２０年度第９号
２０２０年７月１３日
第２２２回議員総会決議

＜提出先＞国土交通大臣、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

【関連予算の拡充】

○効率的な物流ネットワークの強化（三大都市圏環状道路の整備の推進等）
　４，４４２億円（前年度比１．５０倍）
○将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進　８，３５６億円（同１．２０倍）
○国土強靭化の強力な推進
　・流域治水の推進　８，７９４億円（対前年比１．９４倍）
　・災害時における人流・物流の確保　７，２５９億円（同２．５０倍）
　・南海トラフ巨大地震、首都直下地震等対策の推進　３，１４８億円（同２．１５倍）
○航空会社・空港会社に対する支援
【支援施策パッケージ】着陸料等・航空機燃料税の大幅な減免（約１，２００億円）等
○国土交通省幹部との懇談会（２０２０年１０月１３日）　等

１０．首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望

＜基本的な考え方＞

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症の影響長期化を踏まえて

新型コロナウイルス感染症への対応は、新たな感染拡大防止を図りつつ、社会・経済活動を再開することで、正常化を目指すステージへと移行する状況となった。しかし、第２波、第３波といった新たな感染拡大を防止しつつ、正常化に至るまでにはかなりの長期戦を覚悟しなくてはならない。これまでの経済停滞や自粛、休業要請等により、事業者への深刻な打撃は規模、業種を問わずに広がり続けており、事業や雇用の継続に必死に耐えてきた中小・小規模事業者等の多くは今まさにぎりぎりの正念場に立っている。経済の回復までに多くの事業者の心が折れ、多数の廃業・倒産に至ることが強く懸念される。

東京都におかれては、すべての事業者がこの正念場を乗り越えられるよう、政策の実行スピードを高めるとともに、完全な終息までの希望を持てる道筋を示し、今後も状況に応じ躊躇なく必要な対策を講じていただきたい。外出の自粛により、特に、観光、流通・サービス、旅客運輸等の企業は存続の危機に直面している。観光は、わが国の基幹産業であり地方創生の切り札として重要な産業分野であり、飲食・宿泊・観光バス・タクシーをはじめ関連産業の裾野が広く、雇用創出、さらには伝統文化を含め地域の魅力向上や活性化に大いに寄与している。流通・サービス業については、わが国経済、国民の生活基盤を支える重要な産業であり、国民の生活を豊かにするのみならず、商店街等地域の個性や増加する外国人旅行者の快適な訪日滞在にも貢献している。こうした産業分野の事業継続や今後の需要回復に向けた支援が不可欠であり、関係各局が連携し、対策を進めていただきたい。さらに、移動自粛により需要の大幅な減少が続き、航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者も厳しい経営状況に直面している。感染症対策を徹底しつつ、継続的に旅客運輸事業者の状況を注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な支援が必要である。

新型コロナウイルスへの対応が長期化の様相を呈する中、経済活動を可能な限り早期に回復させるためには、安全・安心の確保が不可欠である。まずは、治療薬やワクチンが行き届くまでの間、感染拡大の第２波、第３波への対処として、ＢＣＰの観点から、検査・医療体制の拡充に関する数値目標やスケジュールの明確化を図ることが必要である。また、風水害等など自然災害との複合災害のリスクも大きい。関係各所との連携強化のもと、十分な備えが急務である。

また、東京及び首都圏は人口の流動性が高く、オフィス・住宅等の都市構造が極めて高密である。加えて、企業とりわけ中小企業では、ＩＣＴ活用の遅れや、取り組みの不十分さが指摘されている。当所調査によれば、緊急事態宣言発令中の中小企業のテレワーク実施率は６７．３％であり、発令前の３月調査の実績（２６．０％）と比較し４１．３ポイント増加したが、依然として企業規模が小さくなるほど導入が遅れている。これらの社会・都市基盤の弱点を克服するため、ＩＣＴ活用の促進、交通混雑の緩和、道路空間・公園・公開空地の利活用等による、あらゆる現場においての３つの密の徹底的な解消や、遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大、建物、インフラの感染症対策強化など、安全・安心で快適な都市の構築に向けた取組を一層スピードアップしていくことが重要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、国民・事業者の高い意識と自発的な協力に基づくわが国の感染症対策を積極的に紹介し、対応力に優れ安全・安心な日本を広く世界に発信していくことが必要である。

加えて、新型コロナウイルスは、オフィスや交通等における東京の高密な都市構造の負の側面を明らかにした。従来より、東京一極集中の圏域構造から、東京と、多様な魅力や資源を有する圏域内の各地域の様々な主体が連携をさらに深めて、人、モノ、情報等の双方向の流れを面的に活発化することで、新たな活力や付加価値、イノベーションを生み出していく圏域構造である「対流型首都圏」の構築が推進されてきたが、今後の都市政策においては、こうした取組の成果を踏まえつつ、分散化の必要性や意義等を含めた長期戦略を検討していくことが重要である。

Ⅱ．人口減少・少子高齢化、低い経済成長率等の難題を乗り越えるため国際競争力強化を

一方、わが国は、人口減少・少子高齢化、低い経済成長率といった難題も抱えている。これらを乗り越えていくためには、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間の積極的な事業展開を実現し、国際競争力を強化しなければならない。東京商工会議所（以下、当所）はそのための鍵として、「東京及び首都圏が日本の成長のエンジンであり続けること」「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が重要と考える。

また、これらの実現に向けては、東京及び首都圏において、①各地域との直結《魅力をつなげるネットワークの充実・連携》、②都市の基盤《安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長》、③インフラ整備等を支えるために必要な基盤を強化し、東京の都市としての総合力を引き上げていくことが不可欠である。また、情報化・技術革新、グローバル化、深刻化する気候変動・環境問題、災害の頻発化・激甚化等の課題についても、広範な議論が必要である。

Ⅲ．激しさを増す国際競争を踏まえ東京の都市力向上のスピードアップが重要

さらに、激しさを増す国際的な都市間競争を考えれば、東京の都市力向上への取組に停滞は許されない。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、①各地域との直結、②都市の基盤、③インフラ整備等を支えるために必要な基盤を強化する取組、特に、陸・海・空の交通・物流ネットワーク等インフラ整備や、民間における街づくりといった都市再生への取組みをスピードアップさせることが重要である。

施策のスピードアップに向けては、様々な法制度、慣行等に課題があると考えるが、本要望では、まず法改正

を視野に議論が進んでいる所有者不明土地問題と、企業の関心の高い区分所有について申し述べる。所有者不明土地問題については、公共事業等での利用に支障が生じており、総合的な対策が急務である。政府が所有者不明土地対策等の観点から３月に土地基本法等を改正し、土地の適正な利用、管理に関する責務の明確化や、地籍調査の円滑化・迅速化に向けた施策を措置したことは極めて重要である。引き続き、所有者不明土地の発生抑制や解消に向けた法制度等についても議論を進め、早期に成案を得て、法改正することが必要である。

また、区分所有等権利関係が複雑なため、老朽化し防災上の懸念が生じている建物において、建替え等が停滞するケースも見受けられる。そのため、建替え等を円滑化するための新たな制度について区分所有法の改正を含め検討すべきである。

さらに、施策のスピードアップに向けては、借地借家、土地収用といった法制度や社会的・経済的な慣行等様々な課題が考えられるが、そうした課題の検討を含め、今後は、人口減少・高齢化の進行の下、情報化・技術革新、グローバル化、深刻化する気候変動・環境問題、災害の頻発化・激甚化等社会・経済情勢の構造的な変化に対応し、国際競争力の高い、持続可能な都市・東京をスピード感を持って形成していくための広範な議論が求められる。

これらの基本的な考え方のもと、東京都には以下のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応支援や、各地域との直結、都市の基盤を強化するインフラ整備、さらに施策のスピードアップに向けた取組等を迅速かつ着実に推進していただきたい。

近年、インフラ整備計画の実行により、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、国際的な都市間競争の中で、その整備には一層のスピード感が求められている。なお、ストック効果の発現には、インフラを利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、東京都と緊密に連携を図っていく所存である。

【東京都への要望】

Ⅰ．新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた事業継続への更なる支援

新型コロナウイルス感染症への対応により、休業や営業自粛などを継続せざるを得ない企業においては、需要の消滅に伴う売上の激減により収益が確保できないまま、人件費や賃料などの固定費負担が経営を大きく圧迫している。新型コロナウイルスの完全な終息が見通せず、長期戦も予想される中、幅広い業種で事業継続の危機的状況が続いている。

東京都においては、迅速に補正予算を編成し、二度にわたる感染拡大防止協力金の実施や各助成金の創設・拡充など、都内中小企業・小規模事業者に対する強力な支援策を打ち出してきた。感染拡大防止協力金については、休業等要請施設以外の事業者、具体的には、休業要請対象外で自主的に休業する商業施設の出店者をはじめ、休業要請対象外の店舗施設を保有する衣料品店等小売業、休業要請施設と取引を有する食品卸売業等への対象拡大を求める声があることにも留意いただきたい。

新型コロナウイルスの影響の長期化により、売上回復が見込めずに事業継続を諦めてしまう事業者があらわれ、今後の廃業や倒産のさらなる増加が懸念される中、インフラ関連産業をはじめとした企業の事業継続のため、政府の支援策がより迅速に広く行き渡るよう一層の体制整備・強化を進めるとともに、東京都には以下のさらなる支援策を講じられたい。

重点要望　1．インフラ関連産業をはじめ企業の廃業、倒産の防止、感染症対策の徹底

①固定資産税・都市計画税・事業所税の負担軽減
・固定資産税負担の軽減措置の継続（商業地等に係る固定資産税の負担調整措置、東京都条例減額制度等）
・２０２１年度の固定資産評価替えにおける評価額の据え置きまたは減額
・新型コロナウイルスへの対応のため、テナント料の猶予・減免に応じた事業者に対する固定資産税の軽減等
・新型コロナウイルスの影響により売上減少した事業者に対する事業所税の減免
・緊急経済対策で講じられた固定資産税等負担軽減措置の拡充（土地を追加、大法人への適用拡大など）
②航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者について、需要の大幅減少等の状況を継続的に注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な経営上の支援を
・空港使用料等の支払い猶予、減免。航空機燃料税等各種税等の支払い猶予、減免
・バリアフリー設備をはじめ、駅、線路、変電所、車両等の固定資産税・都市計画税の減免
・高速道路料金の無料化など軽減措置や、鉄道・バス・内航フェリーなど公共交通機関利用料金割引に対する補助等
③再開発事業等に係る補助金について、認可された事業計画に基づく着実な執行
④公共・民間工事について、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や工事現場のある地域を管轄する地方公共団体からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応など適切な措置をとるよう民間発注者への指導も含め周知徹底を
⑤施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底への支援

⑥下請への配慮及び元請と下請との間の取引の適正化推進
⑦物流の停滞防止に関する支援
⑧感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援
⑨建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税される。新型コロナウイルスの影響により、事業継続への正念場を迎えている企業にとっては経営への大きな圧迫となりかねず、固定資産税の負担軽減が必要である。また、休業要請や外出自粛要請等の影響による「売上蒸発」により、飲食店をはじめ商業施設に入居するテナント事業者においては賃料支払いが困難となるケースが急増している。とりわけ東京都をはじめ家賃の高い都市部の中小・小規模事業者においては、一刻も早い家賃支援が求められており、現在、こうしたテナント事業者から商業施設所有者に対して、賃料引き下げの要請が相次いでいる。現状は、売上比率に応じた減免、支払い猶予など、商業施設所有者とテナント事業者が個別に協議し対応しているが、影響が長期化すれば共倒れとなりかねない。政府は家賃支援給付金を通じてテナント事業者に対する直接的な支援を講じているが、東京都におかれても、事業者の状況を踏まえ、負担軽減のためのさらなる施策を適時適切に展開していくことが必要である。また、テナント事業者の相談に応じる商業施設所有者に対する支援の拡充なども重要である。

さらに、建設工事については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、安全・安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事等）は、最低限の事業継続が求められている。他方、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている。インフラ関連産業がこうした要請に応えていくためには、事業の安定性を確保しつつ、各現場における感染症への対応を徹底することが重要である。

また、工事の一時中止等により、経営基盤がぜい弱な下請企業に追加費用の発生などのしわ寄せが生じることのないように対応することが必要である。下請契約において、工期・納期の見直しや一時中止への措置等を適切に講ずるとともに、適正な請負代金の設定、支払い等を行うなど、元請と下請の間の取引の適正化を図ることが重要である。

加えて、通信販売やテイクアウト、デリバリー等の需要増加に伴い、ライフラインとしての物流業界の重要性がこれまで以上に増している。とりわけ感染リスクを常に抱える配達スタッフの人手不足は物流の停滞に直結することから、衛生用品の優先調達はもとより配達負荷軽減に向けた駐車スペースの確保、感染拡大期においては不要不急な買い物を控える都民への情報発信を強化されたい。

また、新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等において推奨される換気の方法をまとめており、東京都の事業者向け感染拡大防止ガイドラインでも換気の重要性が記載されている。各施設ではこれらを踏まえ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進しているが、こうした対策を促進するため、対策に関わる設備投資への助成が重要である。「ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」の周知を強化し、利用促進を図るとともに、９月以降も継続していただきたい 。

さらに、建物や車両等の混雑緩和についても、事業者による自助努力では限界があることから、継続的に国民に働きかけることが必要である。あわせて、小売や旅客運輸、物流など、国民の生活を支える産業については、店舗や車両等における衛生管理を強化する観点から、衛生用品の安定的な供給を確保されたい。

重点要望　2.「新しい日常」と新たなビジネス展開のためのデジタル環境の整備

①新型コロナウイルスを想定した「新しい日常」定着のためのデジタル回線網の混雑解消、遅延防止、ならびに良質で低廉な通信網の整備の後押し
②５Ｇ通信環境の整備と、それを活用した官民の新たなサービス、新用途に関する好事例の展開（例：５Ｇを活用した自動運転技術の実用化や交通渋滞の回避・解消、遠隔・非接触・非対面の取組・サービスの拡大等）
③中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続ならびにテレワークを後押しするサテライトオフィス設置・活用支援、サイバーセキュリティへの支援
④デジタル・ガバメントの一層の推進
・許可申請や届出の簡素化・オンライン化をはじめ、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直し、地方公共団体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒し実施への働きかけ
・マイナンバーの活用による、真に救済が必要な者を迅速、確実に支援するための社会基盤の整備促進

新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやオンライン会議を活用した新たなビジネスモデルが浸透してきている。今後は、オンラインによる事業活動のさらなる増加が見込まれ、デジタル回線基盤の混雑が予想されることから、通信環境が混雑、遅延しないよう防止策を講じることが重要である。

また、テレワークの普及には、企業数の９９％を占める中小企業の動向が鍵を握っており、中小企業のテレワーク導入・定着に向けた支援が必要である。

さらに、高速大容量の次世代通信規格「５Ｇ」のサービスが今年３月から始まった。５Ｇは高速性のほか、低い遅延性や高密度な接続など優れた特徴を持ち、これからの都市に必要な多様な新サービス、新用途を生み出す

基盤となることが期待される。特に、新型コロナウイルスを想定した「新しい日常」（テレワークをはじめ暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣）や、デジタル技術の活用で事業を変革し新たな市場を切り開くデジタル・トランスフォーメーションを企業に迅速に普及させていく上で、強力なエンジンとなり得る。

東京都では２月に、５Ｇを活用した情報社会「スマート東京」実現の実施戦略を発表した。都道などに５Ｇのアンテナを配備するほか、デジタルサイネージ（電子看板）や、５Ｇ対応の携帯を持たない人も使えるＷｉ―Ｆｉ（無線ＬＡＮ）を搭載した多機能型基地局「スマートポール」を設置する。また、西新宿など５つの先行実施エリアで、それぞれの地域特性を活かしたモデルを構築し、都内各地へ取組を拡大する。こうした取組について、国と東京都は積極的に連携し、５Ｇ通信環境の全国への普及や、官民による新たなサービス、新用途の拡大につなげていくことが重要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、緊急に取り組むべきと考える対面手続や書面手続（押印を含む）を求める規制・制度などの見直しについて、日本商工会議所が今年４月に内閣府規制改革推進室に提出した要望に対し、政府は５月、各省庁の回答をとりまとめ、各種行政手続き等についてｅメールでの提出を認めること等対応を進めていただいている 。しかしながら、国や地方公共団体、支援機関等におけるデータ連携の整備は進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、各種の企業支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークが進みつつあるが、一方で電子決裁業務等が満足に行えない状況がボトルネックとなっており、許可申請や届出の簡素化・オンライン化をはじめ、国・地方公共団体と民間の間における各種行政手続きの徹底的な見直し、地方公共団体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと前倒し実施などを国に働きかけられたい。また、甚大な災害時には、住民の安否確認や被災者の識別・特定、救急対応、各種支援策の迅速かつ円滑な実施が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等への対応が必要である。マイナンバーを有効活用し、こうした真に救済が必要な者に迅速、確実に支援が行き届く社会基盤を整備することが重要である。

Ⅱ．インフラ整備等の迅速かつ着実な推進

インフラは、「都市の魅力向上（国際競争力向上）」、「対流創出（対流型首都圏への転換）」、「生産性向上」、「防災力強化」に極めて重要な役割を担うことから確実な整備が求められる。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。さらに、インフラのストック効果を最大限に発現させるためには、民間の役割が重要である。ユーザーである民間がインフラの活用についてソフト面の観点から、意見を述べ、それを踏まえて、ハード面のあり方に反映させるといった、一連のプロセスを官民双方で繰り返していくことが必要である。当所としても引き続き、東京都をはじめとした関係機関と緊密に連携を図っていく所存である。

以上の考え方のもと、重要インフラの整備等の施策について下記のとおり要望する。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、迅速に取り組まれたい。

1．各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

重点要望　①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
◆圏央道：早期の全線開通及び４車線化の加速化

既に概成した圏央道や外環道の開通区間では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な効果が確実に表れており、首都圏三環状道路の整備に対する期待はますます高まっている。

未開通区間として残っている外環道（関越道～湾岸道路間）は、特に高い経済効果が期待される区間であるものの、未だ完成時期の目途が立っていない。外環道（関越道～東名高速間）は、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで１日も早い開通が望まれる。

また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）については、スピード感をもって検討を進め、ルート全体の計画を早期に具体化、事業化することが重要である。

さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が必要である。

重点要望　②都心と臨海部を結ぶ幹線道路（環状２号線等）、ＢＲＴの整備促進

◆環状２号線本線のトンネル整備の迅速かつ着実な推進
◆ＢＲＴ（バス高速輸送システム）の早期運行、路線拡大

都心と臨海部を結ぶ環状２号線は、東京２０２０大会を契機とした臨海部の発展に不可欠な道路であることから、２０２２年度を目標としている本線開通を迅速かつ着実に推進すべきである。

また、公共交通に対する更なる需要の増加が見込まれる臨海副都心へのアクセスを強化していく必要があり、ＢＲＴの速やかな運航開始と路線拡大が望まれる。

重点要望　③都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上

（羽田空港アクセス線、新空港線）
◆地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線［豊洲～住吉］、東京１２号線[光が丘～大泉学園町]）
◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、東京は「空港アクセス時間の短さ」が課題として挙げられている。羽田空港アクセス線や新空港線といった首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、地方公共団体や事業者から要望が強い東京８号線（豊洲～住吉）、東京１２号線（光が丘～大泉学園町）等については、国、東京都、関係機関が連携し、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

重点要望　④コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

◆新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備）
◆港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
◆大型クルーズ客船対応の客船ふ頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備・客船誘致促進
◆官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組推進

今年開業の東京国際クルーズターミナルでは、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが極めて重要である。また、クルーズ客船は一度に多数の乗客が訪れることから、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも安全・安心で使いやすい環境整備が必要である。日本への大型クルーズ客船の寄港需要は高まっていることから、横浜港の国際旅客船拠点形成港湾としての取組を引き続き確実に推進することが重要である。

さらに、京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支える重要な拠点であるが、昨今シンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭しており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進するとともに、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが必要である。

重点要望　⑤首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加
横田基地の軍民共用化と横田空域を含めた航空管制見直し推進

◆首都圏空港の処理能力強化
（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組みの推進、成田空港の処理能力強化）
◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
◆新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ検疫体制の強化
◆出入国管理、税関の体制確保、操縦士の確保・育成
◆横田空域の早期全面返還による、首都圏の空域を再編成、一体的な管制業務

海外の空港では空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。

東京２０２０大会に向けた対応などとして、羽田空港の飛行ルートの見直しや成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など首都圏空港の機能強化が実施されたところだが、２０３０年の訪日外国人旅行客数６，０００万人の政府目標を達成するためにも、羽田空港第５滑走路の増設に向けた検討の深化・具体化など首都圏空港の機能強化に向けた取組の更なる推進が重要である。もとより、安全・安心や利便性を高めていくため、新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐ検疫体制の強化や、出入国管理、税関の体制確保、操縦士の確保・育成も必要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

⑥首都圏の高速道路等の交通円滑化

◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
◆踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
◆観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立と展開
◆東京都の優先整備路線の計画的な取組・着実な整備
◆スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充

◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。高速道路等のピンポイント対策や踏切における連続立体交差事業等の実施、観光地市街部などにおけるＩＣＴやＡＩ等を活用した交通マネジメントの確立が重要である。また、大災害時における通行機能強化の観点からも、重要物流道路の指定と合わせた、体系的な道路ネットワークの構築が必要である。加えて、都道（優先整備路線）についても計画的な取組・着実な整備が求められる。

加えて、スマートインターチェンジの整備や、主要観光スポットをめぐる企画料金の設定などとも合わせた「賢い料金」は、既存の高速道路の利便性向上や地域活性化に有用であり、促進していくべきである。とりわけ、より多くの事業者が発意できる環境を整備・周知することで、工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組が望まれる。

⑦物流分野の生産性向上の加速及び関連施設の整備

◆自動隊列走行の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の推進（新東名高速他）、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
◆ドローンの利用、宅配便再配達の削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車の改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化
◆東京２０２０大会時の物流対策に関し、関係事業者等への幅広い情報提供・対策による事前の準備や対策の促進等

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、トラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が依然として発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペース・駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への支援物資供給等、様々な課題が存在している。そのため、国において進められている物流生産性革命による生産性の向上や、重要物流道路制度による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては、圏央道沿道や東京港、羽田空港周辺などの物流拠点と都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。また、東京２０２０大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図るべく、情報を早期かつ幅広く周知することで、企業や市民に対し事前の準備や対策を促していくことが必要である。

⑧バスや新たなモビリティサービス等、中規模な公共交通の整備

◆公共交通をはじめとした旅客運輸事業者について、新型コロナウイルス感染症による需要の大幅減少等の状況を継続的に注視し、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な経営上の支援を（再掲）
◆地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保と円滑な運行環境整備
◆環境に優しいＢＲＴ・ＬＲＴ（次世代型路面電車システム）や、都心・住宅街における新たなモビリティサービスの検討、具体化
◆舟運の活性化に向けた支援、船舶が運行するための川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の一般開放や利用条件の統一等の利便促進

公共交通をはじめとした旅客運輸事業者については、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛により、需要の大幅な減少に見舞われている。特に、地方都市では、経営破綻に至る事業者も発生している。地域から公共交通手段が失われれば、高齢者等にとっては死活問題となりかねない。公共交通をはじめとした旅客運輸事業者が、その公共的な責務を果たしていけるよう適宜適切な支援を実施することが重要である。

また、高齢者の人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。国、東京都、事業者間の連携のもと、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保や、地域の実情に合わせた運行路線の柔軟な変更等が円滑に行われる必要がある。加えて、バスのみならず、人と環境に優しい公共交通手段であるＢＲＴ、ＬＲＴや、都心や住宅街において検討が進められている「新たなモビリティサービス」についても、早期具体化、事業化が望まれる。

さらに、東京都は昨年、通勤利用を想定した舟運の社会実験「真夏のらくらく舟旅通勤」を実施したが、今後公共交通としての本格的な運用に向けて、行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一、手続きの簡素化等の利便性向上を図る必要がある。

⑨ソフト面におけるシームレスな移動環境の充実（「ＭａａＳ」）

◆インバウンドなど観光客、住民、通勤・通学者といった利用者の目線に立った一元的なサービスを提供する移動サービス（「ＭａａＳ」）の推進（都市⇔観光地、拠点駅・職場⇔住宅地等）

◆地域の特性に応じたモデルの構築やオープンデータを活用した基盤の構築

観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、ＭａａＳ（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）など民間主導による様々な検討が進んでいるが、共通基盤の構築など、解決すべき課題も多いことから、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、オープンデータを活用した基盤の構築等が重要である。

⑩リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

新型コロナウイルスを契機に、急速に進むリモートワークなど働き方の見直しやデジタル化を追い風に、二地域居住や地方への移住といった動きが出てきている。リニア中央新幹線の開業により、こうした動きを促進することが期待される。

また、リニア中央新幹線の開業では、東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが求められている。リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」などのプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を全国に拡大・波及させることが重要である。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

⑪自動運転システムを見据えた高速道路と生活道路の安全・安心対策の推進

◆高速道路の安全対策の促進（4 車線化、ワイヤロープ設置、トンネル照明強化、逆走対策）
◆生活道路におけるビッグデータを活用した交通安全対策の実施

首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ない箇所における危険性の高さ、暫定２車線区間における死亡事故率の高さ、重大な死傷事故を招く逆走の散発などが指摘されており、安全対策の着実な実施が必要である。これらの対策においては、自動運転システムの将来的な普及を見据えた検討も求められる。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は多いことから、道路交通において、生活道路や物流道路における安全・安心対策の推進が重要である。

2．都市の基盤…安全・安心、強靭化（レジリエンスの確保）、持続的な成長

(1)事業・居住環境（建物・インフラ）の維持・拡大

重点要望　①都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた用途地域等の柔軟な運用
（容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進）
◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用（柔軟な適用除外等）
◆東京都の都市計画・土地利用における（準）工業地域等の事業者への配慮
◆東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成

東京及び首都圏が将来にわたり安全・安心が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、事業所や住居の機能更新や高度化など土地利用が柔軟かつスピード感をもって進められることが必要である。新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、今後は働く機能が分散化される可能性が高いことから、都心はもとより郊外においても従来型の都市計画では対応できないニーズが生まれることに対応して、柔軟で、必要に応じてスピーディな都市計画変更・用途地域の見直し等ができるようにする必要がある。

また、現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、災害リスクの低減 や生産性向上に資する建替え等における容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

加えて、「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成を検討されたい。

重点要望　②インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
◆まちづくりと連携した老朽化対策（日本橋区間等）の検討推進、早期の事業化
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）

◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方公共団体への支援強化
◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、都有道路施設の橋梁のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年３月末時点で３４％、建設後３０年以上５０年未満も３６％に達する。同様に、トンネルでは建設後５０年以上経過が２１％、同３０年以上５０年未満が２６％、下水道管では建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

③空き家・空き地対策の推進、既存ストックの活用促進

◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進
◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用
（資産価値の適切な評価、現況検査、瑕疵保険等）
◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進
◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方公共団体が中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、東京都における空き家率は２０１３年時点の１１．１％から２０１８年時点には１０．６％と若干の改善が見られるものの、まだ対策が十分であるとは言えない。

また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。

加えて、空き家の発生を抑制していく上で、良質な既存住宅市場の形成により、流通を促進していく観点も重要である。そのためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。

東京都は既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発や、住宅リフォームに関する相談体制を充実させていくことが求められる。

④老朽マンション、団地、ニュータウンの再生・耐震化の促進、ならびに解体撤去に向けた仕組み作り

◆老朽マンション等の再生・耐震化促進、ならびに解体撤去に向けた仕組み作り
・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）の緩和への働きかけ
・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
・借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進への働きかけ
・耐震化や再生が難しいストックを適切に解体撤去することが可能となるような仕組み作りの検討に向けた働きかけ
◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進
◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し

東京都には全国のマンションストックの約４分の１が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、今後、更新期を迎えるマンションの増加も見込まれる。除却の必要性に係る認定対象について、本年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、耐震性不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンションやバリアフリー性能が確保されていないマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底し円滑な建替えや改修が困難なマンションへの対策を進めていくことが重要である。加えて、引き続きマンションの耐震化、再生の促進、ならびにストックの適切な解体撤去に向けた仕組みの検討に向けて働きかけていくことが必要である。

加えて、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、保育施設や高齢者支援施設の計画的な設置と

いった視点も含めて検討していくことが重要である。

⑤集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進等）

◆コンパクトシティ形成に向けた支援強化と分野横断型の取り組みの推進
・新技術を活用し効率的・効果的な都市を目指す「スマートシティ」の取組の加速化
・公的スペースの民間開放と、「官民」「官官」連携の深化
・地方公共団体等への支援を通じた立地適正化計画策定の推進
・国民・都民に対する一層の周知や理解促進
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度等の後押し

都心（中央区、港区、江東区等）では人口増加が続くものの、その他の区や多摩地域では、総じて人口減少に転ずるものと予測されている。加えて、２０３０年代の東京における高齢者人口の絶対的な増加は、東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりに大きな影響を及ぼす。都市におけるサービスの持続性を確保するため、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくことが重要である。また、近年自然災害が頻発化・激甚化していることから、災害時に危険なエリアにおける新規立地の抑制や安全なエリアへの移転促進など、防災・減災の観点も踏まえた対策の推進が必要である。

⑥木密地域等密集市街地の早期改善

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進
（建替え・除却、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）
◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化の支援

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布し、区部面積の約１１％、居住人口の約２０％を占めている。木密地域においては、地震や火災等の発生時、甚大な被害が想定されているが、居住者の高齢化や狭小な敷地、複雑な権利関係を背景に、整備・改善が進みにくい状況となっている。

東京都は「未来の東京」戦略ビジョンのなかで、２０２５年度までに震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域の半数において不燃領域率を７０％とし、２０３０年度までには全地域で７０％とする目標を掲げている。

内閣府による首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。木密地域の早期解消に取り組むとともに、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備をあわせて進めることで、多様な世代や世帯の居住を促進していくことが重要である。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、東京都や各区との緊密な連携が不可欠であり、そうした連携を支援されたい。

⑦無電柱化の推進

◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。東京都は２０２７年度までに環状七号線内側エリアの整備箇所全てにおいて事業着手する目標を掲げているところであるが、多額の費用を要すること等がネックとなり、東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、都民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

(2)感染症、地震、水害等災害の不安解消

①避難所、建物、インフラの感染症対策強化への支援

◆新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援
◆感染リスクを低減するための換気設備等の導入支援（再掲）
◆建物、インフラの混雑緩和・衛生管理に関する支援の拡充（再掲）

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。今年もすでに出水期を迎えており、政府が６月に作成・公表した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、スピーディに対応するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うよう国に働きかけていくことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。東京都には、ホテル・旅館等との間の連携や情報共有等を強化された

い。

②災害に備えたインフラ整備の着実な推進、災害危険区域等ハザードエリアからの移転促進と助成

◆河川、港湾施設の耐震・耐水対策、治水施設の整備推進
・堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策推進
・スーパー堤防、調節池の整備等、防災・減災に高いストック効果を有する事業の着実な推進
◆東京港等の耐震強化岸壁整備、災害時航路の安全確保
・災害時における国際コンテナ物流の早期復旧や、緊急物資・復旧資機材等の輸送拠点とするべく耐震強化岸壁、緊急輸送道路の増加に向けた取組推進
・災害時の開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保に向けた取組推進
◆羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立
・災害時でも利用可能な滑走路等確保に向けた耐震化、液状化対策、高潮対策の推進
・訪日外国人をはじめとした災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立に向けた取組推進
◆災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けた周知啓発の徹底、助成制度等の後押し（再掲）

首都圏での大規模広域水害や首都直下地震等、これまでの常識を超えた災害の発生に備え、防災インフラの整備を着実に行うことが重要である。墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがある。また、大型台風により東京湾に高潮氾濫の発生も懸念されるなど、東京は、水に関わる深刻な災害リスクを有している。従って、国、東京都をはじめとした関係機関等が緊密に連携し、これらの対策を鋭意推進するとともに、その効果を広くアピールしていくことが重要である。

加えて、東京港や羽田空港等の重要インフラ施設は、災害時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。これらの施設において、耐震化・液状化・高潮等の対策を行うとともに、災害時にも確実にアクセスできるよう、周辺の整備も進めていくことが必要である。

また、６月の都市計画法等の改正を踏まえ、災害危険区域等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進に向けて、地方公共団体、民間への周知啓発の徹底、助成制度等の後押しが重要である。

③民間による防災・減災対策の促進

◆緊急輸送道路沿道建築物や商業施設・病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進
・建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し
・総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等
・道路幅員２分の１未満の高さの建築物や一般緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進
◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援
（対策の考え方や技術的な助言、避難経路の検討方法等を記載したガイドラインの周知、浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援等）
◆地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進
・一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充
・容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じた再開発プロジェクトの誘導・促進と老朽ビルの更新

災害への備えには、行政による公助だけでなく、自助・共助の取組みが不可欠であることから、民間による防災・減災対策を後押しすることが重要である。

東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は８５．９％（２０１９年１２月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４６．１％にとどまっている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

また、東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、管理者が民間であっても公共性を有する。地下空間の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。

加えて、東京都は都市開発諸制度を適用する大規模建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備を推進し、建築物はもとより、その所在する地域の自立性の確保を図っているが、民間事業者に対するインセンティブを拡充し、民間による優良な再開発プロジェクトの誘導・促進を通じて、高度な防災都市を実現させることが重要である。

(3) 「ゼロエミッション東京」の実現

①再生可能エネルギー・水素エネルギーの普及拡大

◆太陽光パネル等の再エネ設備や蓄電池等の導入に係る周知啓発および補助の拡充、ならびに、税制等のインセンティブにより、自家消費を推進

◆分散型エネルギー導入促進に向け、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進、技術開発への支援継続、ならびに、先進事例の横展開の推進
◆太陽光のみならずバイオマス、地中熱や排熱、及び水素など地域特性に応じた低炭素エネルギーへの支援の継続（エネルギー選択肢の多様化による地域活性化）
◆小型化が進む家庭用燃料電池や製品開発が進展する業務・産業用燃料電池の普及・定着支援
◆ＦＣＶ・ＦＣバス等の導入支援による普及台数の拡大や、水素ステーションの更なる整備促進
◆再エネによる水素活用設備導入事業者への支援
◆再エネ大量導入時代を見据えたエネルギー調整としての水素活用の推進
◆首都圏全体におけるスマートシティに向けた取組の推進、ＡＩ・ＩｏＴ等の活用により系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせた、レジリエンスに資するスマートで自立した電力と熱の面的利用の実現

政府の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を図り、今世紀後半のできるだけ早期に、最終到達点としてのカーボンニュートラルな社会の実現を目指すとともに、２０５０年までに温室効果ガスの８０％削減に取り組むことが掲げられている。また、東京都では昨年末、２０５０年にCO_2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、都市の脱炭素化に向けた指針を示した。

事業者の自主的な行動を促進すべく、ＩｏＴ導入に対する補助金などの費用面に関する支援ならびに事例・データの発信など情報面の支援をさらに推進し、また、コロナ収束後の景気回復期においてエネルギーコストの一層の低減が図られるよう、戦略的な施策を着実に実行されたい。

(4)コミュニティ再生・共助社会

①交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

◆交通政策基本計画等に基づくバリアフリー、ユニバーサルデザイン推進
（ホームドア、エレベーター、エスカレーター、車いすスペースの設置促進等）
◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進

誰もが安全・安心と感じ、成長が持続可能な都市であるためには、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させることが重要である。また、円滑な移動に必要なホームドア、エレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をする「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しており、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

②訪日外国人への多言語案内表示の推進

◆多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置促進
◆自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供推進
◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ（「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ」、「東京都防災アプリ」）の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進

東京２０２０大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想される。平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を進め、周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

③地域の魅力向上に資する施策の推進（ソフトネットワーク作りへの支援）

◆道路占用特例の活用、公開空地の活用促進、事業促進の普及啓発
◆道路使用許可手続き等、手続きの簡素化
◆セミナー等による人材育成などエリアマネジメント団体運営に対する支援　等

新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、東京都は６月、テイクアウトやテラス営業のための路上利用について道路占用の許可基準を緩和した。当所の従来からの要望事項に沿った時宜を得た取組である。

他方、新型コロナウイルスの影響や、少子化・高齢化や外国人居住者の増加、ＩＣＴの進展などにより、さらなるライフスタイルの多様化が予測されるなか、コミュニティの維持や地域の魅力向上には、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行うエリアマネジメントの取組を推進する環境整備が重要である。また、エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、ＰＰＰ／ＰＦＩ、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、ま

ちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。加えて、これらの取組みによって向上した地域の魅力を繋げる、ハードとソフトのネットワーク作りに対しても支援が必要である。

3．インフラ整備等を支えるために必要な基盤

①インフラ関連産業における人材確保・生産性の向上

◆担い手確保・育成に向けた情報発信・環境整備
◆適正取引の推進（運輸業における標準運送約款の改正等による適正取引の推進等）
◆インフラ関連産業における現場作業高度化・生産性向上支援（人手不足を見据えた生産性向上・自動化）
・「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の推進、中小企業の「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」導入促進のための導入コストを加えた公共工事の発注
・適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上、キャリアアップシステムの定着
・インフラの整備・管理に係るコストの縮減と平準化の両立、適正な利潤の確保
◆生産性向上に資する取組みの横展開の推進
◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

インフラを支える建設業や運輸業では、少子高齢化の進行により、人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。多様な人材が業界についての理解を深めるための情報発信や、安心して働ける環境の整備に向け、官民を挙げた取組みが必要である。

また、業界の担い手確保に向けては、それぞれの企業が適切な利潤を確保し、従業者に対して適正な賃金を還元できることが前提となる。建設業における新・担い手３法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正を受けた取組みや、運輸業における標準運送約款の改正等、引き続き適正取引の推進を図ることが重要である。

さらに、インフラ関連産業におけるＩＣＴの活用等、人手不足を見据えた現場作業の高度化・自動化や生産性向上の取組みも重要である。建設業では「ｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ」の導入が推進されているが、コスト等がネックとなり中小建設業への普及が遅れていることから、公共工事の積算単価への導入コストの加算について一層の推進が必要である。

他方、高速鉄道、都市鉄道などアジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

②新技術の迅速な社会実装

◆「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じた羽田空港や臨海地域等における最先端の実証実験の推進、エリア物流の自動化に向けた都心等における実験の推進
◆後続無人での隊列走行、無人自動走行の実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」などの社会実装に向けた検討、実験の加速
◆屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、オープンデータ化等の推進

企業活動を活性化し、都市の魅力を高めるためには、技術革新の促進とともに、新たな技術やサービスを人々や地域に受け入れてもらい、円滑な普及につなげる社会実装を迅速に進めることが必要である。トラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスの実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」など、自動運転に向けた取組が期待される。

また、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されており、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが重要である。

③インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた都民への周知）

◆東京都の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
◆インフラツーリズムの推進

東京都は、社会資本総合整備計画など種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。また、インフラ整備には合意形成に時間を要することが多く、迅速かつ着実な整備には、その効果を都民に広く周知することが肝要である。そのため、これまでの東京都の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いながら、ストック効果を可能な限り数値化し、客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を推進することが重要である。また、インフラは観光資源としても注目されていることから、引き続きインフラツーリズムを推進することが望まれる。

Ⅲ．施策のスピードアップに向けた合意形成の円滑化

日本は１９６４年に東海道新幹線を開業させて以来、高速鉄道の総延長距離では４０年以上にわたり世界をリードしてきたが、２００９年に中国に追い抜かれた。

初の中国版新幹線となる京津鉄道は２００５年に着工、２００８年の北京五輪開幕直前に開通（北京－天津間/全長１２０㎞）したが、その僅か１年後に日本は中国に追い抜かれたこととなる。２００４年に決定された中国の中長期鉄道網計画（２０２０年までの高速鉄道路線整備計画）は、経済発展による輸送需要増に対処できなくなる懸念から、鉄道網をより大規模にするよう２００８年に改訂されており、中国の高速鉄道網の整備状況は２０２０年までに日本の高速鉄道網の１０倍の距離となる見込みである。一方、日本においては、１９７３年に計画決定した整備新幹線の未整備区間４０２㎞の整備完了が２０３０年の予定である。

新幹線は一例であるが、日本は中国に比べインフラ整備に長期間を要しており、その遅延による機会損失は大きい。原因の一つとして土地所有に関する基本的な法制度の違いが考えられるが、見過ごしたままでは日本の国際競争力に多大な影響をもたらす。

施策のスピードアップに向けた合意形成の円滑化については、様々な法制度、慣習等に課題があると考えるが、本要望では、まず法改正を視野に議論が進んでいる所有者不明土地問題と、企業の関心の高い区分所有について申し述べる。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、以下の要望事項について議論を進め、迅速に政策立案、施行していくことが重要であり、東京都におかれては国に働きかけられたい。

重点要望　1．所有者不明土地問題への迅速かつ総合的な対策を

（1）土地所有に関する基本制度見直しの確実な執行
①土地の適正な利用・管理の確保へ周知啓発の徹底
（２０２０年３月施行改正土地基本法の周知啓発）
◆土地所有者等に対する土地の適正な利用、管理に関する責務（登記等権利関係の明確化、境界の明確化）についての周知啓発
◆土地政策全般の政府方針として土地基本方針（同年５月閣議決定）の周知啓発
②地籍調査の早期の進捗率向上
◆新たな国土調査事業十箇年計画の早期執行への働きかけ
◆所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等の周知啓発

（2）登記制度、土地所有権のあり方の早期見直しへの働きかけ
①所有者不明土地の発生予防
◆相続登記の申請の促進策、あるいは義務化が必要
◆一定の要件の下で土地所有権を放棄できる制度を
②所有者不明土地の円滑・適正な利用
◆共有関係にある所有者不明土地の利用（民法の共有制度の見直し）が必要
※不明共有者等に対して公告等をした上で、裁判所の関与の下、残りの共有者の同意で、土地の利用を可能にする制度や、共有者が不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして、共有関係を解消する制度の創設が必要
③登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化
◆各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムが必要

本年３月に改正された土地基本法では、従来からの土地の利用・取引に当たっての責務規定に加え、単に所有されている場合の規律も規定された。人口減少社会の進展に伴い、土地の価格や利用意向が低下する中で、土地が適切に管理され、利用されるために、所有者が負うべき責務について明確にした。正に土地政策の再構築であり、都民、企業等に対する周知啓発等確実に執行することが重要である。

また、所有者の判明とともに、地籍調査の実施により土地の境界を明確にしておくことも、社会資本整備、まちづくり、土地取引の円滑化、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものとして重要である。地籍調査の進捗率は２０１９年３月時点の全国の面積ベースで約５２％である一方、東京都の進捗率は約２３％と低くなっている。政府は３月、国土調査法等を改正し、立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、地籍調査（一筆ごとの土地の境界や面積等の調査）が困難であったところ、所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や、所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等できることとされた。こうした取組により地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが必要である。

他方、国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在不明な土地の割合は約２２．２％であり、その要因として「相続による所有権移転の未登記」が約６５．５％、「住所変更の未登記」は約３３．６％、「売買・交換等による所有権移転の未登記」は約１．０％であった。この結果を踏まえれば、所有者不明土地の発生を予防するために、相続登記の申請を促進するための取組として、一定期間内に相続登記を行った者に対する登録免許税・手続き費用の減免措置等インセンティブ付与や、相続登記申請義務の実効性を確保するための相続人申告登記（仮称）の創設（法定相続分での相続登記とは別に、新たに、死亡した所有権の登記名義人の相続人が行う登記）、あるいは国民的な理解の下、一定期間内に相続登記完了を義務づける制度の創設等が必要である。

また、将来に渡る人口減少から、土地の需要縮小・価格下落が進行し、土地所有者の土地への関心が失われ、適切に管理されない土地が増加することが懸念される。土地所有権の放棄を可能とし、放棄された土地を国等の公的機関において管理する制度の創設を検討することが重要である。もっとも、こうした制度を無限定に創設すれば、所有者が土地を適切に管理しなくなるモラルハザードの発生や、土地所有に伴う義務・責任や管理コストの国等への転嫁、すなわち最終的には多大な国民負担となる恐れがある。そのため、土地の権利の帰属に争いがなく筆界が特定されていることや、土地所有者が土地の管理に係る費用を一部負担すること等一定の要件を満たす場合に限定する必要があると考える。

さらに、所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組みを整備することが重要である。民法では、共有物の変更または処分には共有者全員の同意を求めているが、その同意を取得する方法については特に定めを置いていない。そのため、所在不明な共有者に賛否を問うことができない場合や催告をしても共有者が賛否を明らかにしない場合でも、共有物の利用が阻害されないよう、変更・処分や管理行為をすることができる新たな仕組みを設けることが必要である。例えば、不明共有者に対して公告等をした上で、裁判所の関与の下、残りの共有者の同意で、土地の利用を可能にする制度や、共有者が不明共有者の持分を相当額の金銭を供託して取得するなどして、共有関係を解消する制度の創設等が重要である。

加えて、国土交通省の「平成２９年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」結果では、不動産登記簿のみでは所有者の所在が不明となっている土地について、所在不明の要因として「住所変更の未登記」が約３３．６％を占めた。そのため、不動産登記所の登記官が個人情報保護の観点に留意しつつ、住民基本台帳ネットワークや商業・法人登記のシステムから所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所の変更の情報を取得し、これを不動産登記に反映させるなど、不動産登記と住民基本台帳ネットワーク等の連携による登記情報の最新化を図ることが重要である。その際、円滑な不動産の取引、利用の観点から、各行政機関、さらに民間も情報を活用できるようシンプルかつ効率的なシステムとすることが必要である。

重点要望　2．老朽ビル建替え等を円滑化する区分所有法の見直しを

(1) 市街地再開発事業の適用に関する適切な運用の周知啓発
(2) 市街地再開発事業によらない建替え促進のための区分所有法の見直しへの働きかけ
◆非住宅区分所有建物に係る権利変換の仕組み（借家人対応を含む）をはじめ、区分所有状態の解消や共有床に係る合意形成等の仕組みのあり方についての早期の検討

世界の都市間競争が激しくなる中、東京及び首都圏においても、目指す都市像を明確にし、その実現に向けて施策、取組を加速させることが重要である。他方、東京は、都市構造が高密であることに加え、首都高速をはじめとしたインフラやオフィス、店舗、工場、住宅等の建物の老朽化が予測される。特に、都区部では２０３０年に築４０年～５０年が経過するオフィス・店舗が６割超（住宅は約４割）となる可能性がある。都市再生緊急整備地域を中心に都市再生は進められているものの、中小規模のビルが密集した地域や、空き地・空き家問題が顕在化している地域など、都心、郊外に関わらず都市再生が順調であるとは言い難い地域もある。安全・安心や持続的な経済成長を阻害しないよう、建物等の建替え、改修等市街地整備を迅速かつ確実に実行するための制度整備が不可欠である。

まず、法定の市街地再開発事業については、「土地の利用状況が著しく不健全」といった施行区域の要件や、高度利用に関する要件等を地域の実情に合った柔軟かつ適切な運用にしていくことが求められる。また、より重要なのは、区分所有等権利関係の複雑さから市街地再開発事業への位置づけが難しい場合の対応である。マンション建替え円滑化法の対象外である、オフィスビル等の区分所有法による任意の建替えでは、区分所有者の５分の４以上の同意で建替を決議することができるものの、実際に建替事業を行うためには、関係権利者と契約の上で実施する必要があり、実質的に全員同意を得ることが求められるとの指摘がある。同様に、形状等の著しい変更を伴う共用部分のリノベーションについても事実上、全員同意を得ることが必要とされており、取組の停滞するケースが見られる。そのため、任意建替等の促進に向けて、非住宅の区分所有建物に係る権利変換の仕組みのあり方（借家人対応を含む）をはじめ、区分所有状態の解消や共有床に係る合意形成等の仕組みのあり方について早期に検討することが必要である。

以上

２０２０年度第１０号
２０２０年７月１３日
第２２２回議員総会決議

＜提出先＞東京都副知事、東京都幹部等

＜実現状況＞

【関連予算の拡充】

○令和２年度補正予算等における新型コロナ感染症への緊急対策　２兆２，３８７億円
・中小企業制度融資等　７，１６５億円
・感染拡大防止協力金（営業時間短縮に係る協力金を含む）　５，８３４億円
・テレワーク活用促進緊急支援　４４７億円 等

○災害の脅威から都民を守る都市づくり　３，５００億円（＋２４３億円）

豪雨災害対策等、無電中化の推進、震災に強いまちづくりなど
○中小企業・地域産業の支援　　４，０５３億円（＋１，１４２億円）
○ゼロエミッション東京の実現　　４０３億円（＋６０億円）

１１．小池新都政に望む

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、過去に例のない危機を迎えている。東京も例外ではなく、行動自粛や先行き不安により、多くの需要が蒸発した。とりわけ中小企業・小規模事業者はまさに事業継続と雇用維持のぎりぎりの正念場に立っており、第２・３波への備えを含めた感染防止の徹底と経済活動の両立に向け、難しい対応が求められている。一方で、目下の経済危機を乗り越えることが最優先ではあるものの、コロナ禍で浮き彫りになった経済社会の諸問題や、東京が抱える構造的課題への取り組みも先送りは許されない。「アフターコロナ」の中長期的展望を見据え、社会全体が希望の持てる将来ビジョンを再構築することが必要である。

こうした認識の下、新都政においては、東京の都市力と競争力の向上に向けた歩みを止めず、以下の政策に取り組まれることを強く望む。

１．新型コロナウイルスの危機を乗り越え、経済の早期回復を

新型コロナウイルスの感染拡大により、広範囲な事業者が事業継続の危機に直面している。本年２月以降、東京商工会議所には１２，０００件（６月２６日時点）を超えるコロナ関連の経営相談が寄せられており、経済の回復までに多くの事業者の心が折れ、廃業・倒産の急増が懸念される。東京都においては、引き続き、資金繰り支援や、非接触型ビジネスモデルの構築等に向けたＩＣＴ化・設備導入の加速化、従来の活動が制限された中でのＥＣの活用等による国内外の販路開拓の支援、適正な取引環境の整備等により、強力に後押しいただきたい。

また、県境を跨ぐ移動が解禁され、外国とのビジネス往来も一部再開される中、国と連携し、検査体制の大幅な拡充など積極的な感染予防の実施と医療体制の強化、感染状況等の適切な分析による情報提供に取り組み、国際都市・首都東京の経済活動の正常化を後押しするビジネス環境を戦略的に整備されたい。

２．コロナ禍で顕在化した諸課題への対応を

コロナ禍で、わが国経済社会の諸課題が浮き彫りとなった。例えば、国内・インバウンド双方の大幅な需要減少により、観光関連産業は苦境にさらされている。資金繰り等の集中的な経営支援はもとより、安心・安全な受入環境整備、国内観光の活性化、新たな観光需要の創出や交流創造など、中長期的かつ戦略的な取り組みが求められる。

また、感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害への対策強化が重要である。今後は、感染症対策も含めたＢＣＰ（事業継続計画）策定の支援や、意識啓発等の「自助・共助」を促す支援の強化・拡充が望まれる。

他方、テレワークや時差出勤制度の導入など、コロナ禍は働き方改革を加速化する契機ともなった。東京都においては、既に展開している支援策に加えて、こうした業務体制の定着や、新たなビジネスモデルへの挑戦を強力に後押しされたい。

「新しい日常」の確立のためには、デジタル化も不可欠である。コロナ禍を契機ととらえ、中小企業のデジタルシフトの支援を強力に行っていただきたい。また、行政手続きのオンライン化等を徹底することが、民間のデジタル化の後押しにつながるとの認識の下、デジタル・ガバメントの強力な推進が望まれる。

３．中小企業の活力強化と、東京の都市力向上の推進を

足元の最優先課題はコロナ禍の危機を乗り越えることであるが、人口減少・高齢化をはじめ、日本経済は様々な構造的課題を抱えている。

こうした状況のなか、東京商工会議所では、中期事業計画において「生産性向上と多様な人材の活躍推進」「円滑な事業承継と起業・創業の促進」「大企業と中小企業の共存共栄関係の構築」「東京の都市力向上の推進と地方創生」の４つを柱に据え、活動を進めている。今後、多様な状況変化に対応しつつ、さらに取り組みを強化する所存である。

東京都においても、昨年、中長期的な施策の方向性を示すものとして「『未来の東京』戦略ビジョン」を策定している。今後、経済社会情勢の変化を踏まえ、ビジョンを見直しつつ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援と東京の都市力向上に強力に取り組まれたい。

以　上

２０２０年度第１１号
２０２０年　７月１３日
第２２２回（通常）議員総会決議

＜提出先＞東京都知事

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保

●２０２０年度　４，３３３億円⇒２０２１年度　４，３１９億円（前年度比△１４億円）
※金融支援費を除いた中小企業対策予算は７３９億円で昨年とほぼ同水準。

○ＩＣＴ活用に関する専門家の経営診断やコンサルティング、専門人材と中小企業とのマッチング、導入費用に対する補助などによる支援強化

・【新規】生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業　１．８億円

○中小企業におけるテレワーク導入・定着に向けた支援の継続

・テレワーク等普及推進事業　３１．６億円（＋１４．６億円）

１２．活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化に向けて

緊急事態宣言解除から２か月が経過し、わが国は、感染拡大防止と社会経済活動を両立しつつ、正常化を目指す新しいステージへと移行したが、現在、東京など都市部において、積極的なクラスター対策等に伴う新規感染者が急増し、各地にも感染が拡大しつつある。活動制約が残る中、各地の中小企業等の事業継続と雇用維持の努力は限界にある。今後、第２波、第３波に直面し、再度の緊急事態宣言という事態になれば、倒産・廃業が急増することが強く懸念される。新たな感染の波が発生しても再開した活動のレベルを極力落とさずに済むよう、今や社会経済活動維持の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化が急がれる。

政府においては、自治体との緊密な連携の下、感染動向を素早く把握する検査体制の拡充と、新たな感染拡大に極力対応可能な医療提供体制の具体的な数値目標と時間軸を盛り込んだアクションプランを早急に示し、国民や事業者が過度に萎縮することなく活動を行える環境を整備されたい。同プランの実効性を確保するためには、新規感染者の早期発見や重症者の抑制に大きな効果が期待できる「攻めの検査」の積極的な実施と、コロナ禍で厳しい状況に陥っている医療機関経営の持続性確保への支援等が鍵となる。また、国民や事業者が正しく感染状況や危機意識を共有できるよう、感染者数だけでなく、検査対象や件数、陽性率、感染者年齢層、経路不明者割合、重症患者数、受入病床の状況等を適切に情報提供していく必要がある。あわせて、感染者に対する風評被害防止にも配慮されたい。

もとより、経済社会活動再開には、国民の感染予防への意識向上と事業者の業種別ガイドラインに基づく対策が不可欠であり、商工会議所として、改めて周知・徹底を図りたい。

１．検査体制と医療提供体制の拡充に向けた「数値目標」と「時間軸」の早期明示を

（1）「攻めの検査」の実施　～早期発見・早期隔離による市中感染リスクの低減～

有症状者への迅速なＰＣＲ検査の実施とともに、無症状でも感染リスクの高い場所に存在する者や入国者等を対象に徹底的に検査することで感染源を早期特定し、広く接触者を早期に追跡・隔離することで二次感染を防止する、いわゆる「攻めの検査」は、感染者の早期発見や重症者の抑制に大きな効果が期待できる。

「攻めの検査」で早期発見された軽症・無症状の陽性者を民間宿泊療養施設等で計画的に隔離することができれば、重症者への対応が求められる医療機関への負荷の軽減が期待できる。「攻めの検査」で市中感染リスクの低減が図られれば、国民や事業者は過度に萎縮することなく、社会経済活動を行うことが可能となる。

（2）数値目標や時間軸を盛り込んだアクションプランの「見える化」

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「感染拡大した場合に想定される必要な国全体の検査ニーズを国民に明らかにし、検査体制を拡充する」との基本的な考え・戦略が示されている。現在、自治体が地域の検査ニーズ等を精査しているが、これらを整理・統合し、想定される感染拡大に対し、機動的に検査体制と医療提供体制を強化できる具体的な数値目標と時間軸を盛り込んだアクションプランを８月初めにも示し、国民と事業者の不安払拭を図られたい。インフルエンザ流行時（１日１０万人超の新規患者が想定）を見据え、１日１０～２０万件の検査体制が必要との指摘もあり、感染拡大が懸念される秋までに計画的に検査体制と医療提供体制を拡充されたい。

なお、感染疑いのある人を見つけ出す抗原検査や、感染初期か回復期かを診る検査、感染時の重症化予測をする検査、既往歴を見る抗体検査、確定診断としてのＰＣＲ検査をフロー化し、目的に合った検査体制を確立・拡充していくことが効果的である。

２．医療機関経営の持続性確保、地域における医療提供体制の安定化への支援の拡充を

～新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の弾力的な運用と増額～

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関のみならず、 受け入れていない医療機関も感染不安による受診抑制で外来患者が減少し、経営が厳しくなっている。医療機関は、今や社会経済活動維持の基礎的インフラであることから、経営の持続性確保に向け、コロナの影響に伴う一時的な減収に対する支援等が必要である。また、最前線で対応されている医療従事者への定期的なＰＣＲ検査等の支援も必要である。

第二次補正予算で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が措置されたが、地域が実情に応じ、従来の重点医療機関の施設要件の弾力的な運用や入院医療機関への運営経費支援の対象化等幅広く活用できるようにすべきである。また、医療機関への経営支援に加え、以下の医療提供体制の安定化に資する取組み等に対し、予備費の充当を含む同交付金の増額を図るとともに、コロナ専用病棟等の環境整備も進められたい。

①軽症・無症状の陽性者用の宿泊療養施設の確保

「攻めの検査」で一時的に増加が見込まれる軽症・無症状の陽性者用のホテル借上げ等宿泊療養施設の戦略的な確保が不可欠である。十分な規模で施設を確保されたい。

②保健所の機能強化

保健所業務は、相談、検査判断、検体回収、結果連絡、受入先調整と多岐にわたり、人員的に逼迫している。専門性が必要な業務に保健師を集中させ、他の業務は、ＩＴ等の活用、民間委託や臨時職員の採用等で対応すべきである。また、一定の検査レベルを有する民間検査機関等を活用し、保健所の機能強化を図ることも効果的である。

３．中小企業等のビジネス目的による受検環境の整備を

（１）出入国者への検査体制の強化、陰性証明書の円滑かつ迅速な発給体制の構築

現在、空港ＰＣＲセンターのほか、トラベルクリニックや企業内診療所等が産業医や検査機関と連携・実施する枠組み「都市部ＰＣＲセンター」を設置し、ＰＣＲ検査体制を拡充する方針が示されている。段階的にビジネス目的を優先して拡大される国際的な人の往来再開のボトルネックにならないよう民間検査等も最大限活用し、主要空港や港湾等における検査体制の大幅な増強が求められる。空港ＰＣＲセンターについては、国際拠点空港である中部国際空港等への設置も必要である。

また、出国者への陰性証明書については、ＰＣＲ検査等に協力する民間検査機関等に政府の品質証明を付与し、国際協調の下、検査の標準化を進め、政府や政府が認めた検査機関等が発給する証明書であれば、各国入国時に認められるようにするとともに、証明書の低コスト化と、迅速かつ円滑な発給体制を構築し、地域の中小企業等が必要な時に取得できる環境を整備されたい。

（２）民間ＰＣＲ等検査費軽減への支援

業務に伴う出張者やイベントに係る出演者等へのビジネス目的の検査は、基本的に保険適用外の検査となるが、現時点では検査サービス体制が整っていないことに加え、費用も高額のため、中小企業等が適宜容易に活用できる環境にはない。

ビジネス目的による民間検査が積極的に実施されれば、感染者の早期発見と当該者からの二次感染が防止され、新規感染者や重症者発生の抑制と、市中感染リスクの低減に資する。新たな感染拡大時には、国民全体への行政検査への転用・活用も可能である。こうした社会的な意義を有するビジネス目的による民間検査が広く地域の中小企業等で活用されるためには、検査費自体の軽減が必要である。検査機関等が、低コストで、検査時間が短く、検査時の感染リスクも低い唾液検査等の新しい検査の導入や全自動検査機器等の先進技術の積極的な活用に対する支援を拡充すべきである。なお、検査に係る偽陽性、偽陰性等の検査精度については、さらなる向上に取り組まれたい。

以　上

２０２０年度第１２号
２０２０年　９月１０日
第２２３回（臨時）議員総会追認

＜提出先＞

菅内閣総理大臣、関係閣僚、関係省庁等

＜実現状況＞

検査体制の拡充、都道府県における医療提供体制の状況、中部国際空港へのＰＣＲセンターの設置など、商工会議所の意見が多数実現した。

１３．国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じている。緊急事態宣言は解除されたものの、イベントや会合、外出の自粛、学校の一斉休校の要請などにより、ヒト・モノの移動は大きく制限され、幅広い業種で需要が蒸発し、事業者は深刻な経営状況に陥っている。とりわけ、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者には甚大な影響が及び、事態が長期化するにしたがい、廃業や倒産が増加してきている。今後、第二波・第三波に備えつつ、事業者が「新しい生活様式」に対応した感染防止策

を講じながら経済活動を再開していくことが求められている。そのような中、政府においては、令和２年度補正予算、２次補正予算と大型の緊急経済対策を実施してきており、事業者の心強い支援となっているが、困窮する事業者へ迅速に支援策が届くよう、引き継ぎ不断の努力を図られたい。

地域経済や雇用を支えてきた中小企業・小規模事業者が将来に希望を持てるよう、「新しい生活様式」への対応に向けたデジタル化など、業務プロセス改革による生産性向上を図るとともに、新製品や新サービス開発などイノベーションへの取り組みなど、新たな価値を生み出す活動を力強く支援していくことが重要である。

一方で、今まで中小企業が抱えてきた人手不足や事業承継などの本質的な課題は残ったままである。新型コロナウイルスの影響による事業継続が最大の課題であるが、本質的な課題解決を後回しにすることはできない。とりわけ、新型コロナウイルスの影響と相まって経営者の高齢化に伴う廃業の増加は差し迫った課題となっており、抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

また、不公正な取引環境や不合理な商慣習によって、中小企業の生産性向上が阻害されていることから、サプライチェーン全体で是正する取り組みを進めるとともに、「価値創造企業に関する賢人会議」を経て「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において提案された、大企業と中小企業の共存共栄モデルの実現に向けた取り組みを進める必要がある。あわせて、経済環境が悪化する中で、立場の弱い中小企業・小規模事業者にしわ寄せが来ないよう、取引適正化に向けた監視体制の強化も必要である。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、新型コロナウイルスで甚大な影響を受けた中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

Ⅰ.「新しい生活様式」に対応した新たな価値の創造に対する支援

１．新製品・新サービス開発による新たな価値の創造に対する支援

（1）「新しい生活様式」など多様なニーズへの対応に向けた取り組みの後押し

新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みからわが国経済が活力を取り戻し、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０が到来する中で国際競争力を強化するためには、業種や企業規模の垣根を越えて、「新たな価値の創造」に取り組む必要がある。中小企業においても、多様化する消費者のニーズや「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルへの転換を検討しているものの、経営環境の急激な悪化に伴い、取り組みをスムーズに進められない企業も多い。中小企業の前向きな挑戦を後押しすべく、新製品・新サービスの開発に関して、アイデアの検証から研究開発に要する費用を助成する制度を創設されたい。あわせて、挑戦する企業をさらに後押しする「中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）」においては、各省庁におけるＳＢＩＲ特定補助金への指定増加などにより、より多くの中小企業へ参入機会を提供されたい。

多くの中小企業・小規模事業者に活用されてきた、設備投資促進により革新的な取り組みを支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」が、令和元年度補正予算における「中小企業生産性革命推進事業」の一つとして、通年公募など事業者がより活用しやすい形で措置されたことは歓迎したい。より多くの企業のチャレンジを後押しすべく、事業展開や成果に関する事例を発信するなど、引き続き支援を継続されたい。

また、新型コロナウイルス感染拡大により国内外の人流・物流が制限される中、生活や事業の継続に不可欠な製品の供給が特定国・地域に依存しているというサプライチェーンの脆弱さが表面化した。人件費などコスト削減を図るべく、アジアを中心とした海外へ生産拠点を移転する企業が多く存在したが、近年はアジアにおける人件費も上昇傾向にあり、従来ほどコスト削減効果は期待できなくなってきている。また、高性能の最新設備を活用することで、国内においても自動化や付加価値向上を通じた生産性の向上が期待できる。「新たな日常」の中で安定的な経済活動を行うため、また、わが国企業が有する価値ある技術の海外流出を防ぐためにも、生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーン強靭化に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省＞
○「新しい生活様式」や多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から開発までの支援強化（検討・開発に要する原材料費や外注加工費、市場調査費用などを助成する制度の創設）
○中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）の拡充
○業態転換など新たな取り組みに対するコンサルティング支援の強化、補助制度の創設
○インターネット通販（ＥＣ）など非対面型ビジネスモデル転換への取り組み支援
○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の継続、好事例の周知強化
○新製品・新サービス開発に資する「攻めのＩＣＴ投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
○戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化
○生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靭化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内

投資促進事業の継続）

（２）先端技術への対応や導入に向けた支援

Ｓｏｃｉｅｙ５．０が到来する中、ＡＩやＲＰＡ、ＩｏＴ、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを活用することで、「新しい生活様式」に即した非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上が期待されている。先端技術の活用による新製品・新サービスおよびビジネスモデルの開発・転換を促進するためには、個社の取り組みに加え、産業全体による流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈに代表されるプラットフォームの変革を推進する必要がある。一方で、その大きな変革の波に取り残され、バリューチェーンやサプライチェーンから退出を迫られる中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細かな支援が必要である。

また、大学や研究機関による支援を強化するとともに、新技術を持つ中小企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要性があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府＞
○「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通ＢＭＳやＦｉｎＴｅｃｈ等）および中小企業への導入支援
○ＡＩやＲＰＡ、ＩｏＴ、ロボットなど新技術の積極的な活用、およびそれらを活用した「新しい生活様式」に対応する新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
○新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
○中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化

（３）既存の取引関係を超えたオープンイノベーションの加速化

地域経済を支える中小企業が多様な消費者ニーズや「新しい生活様式」に対応した新たな価値を創造し、稼ぐ力を向上させるには、個社の取り組みだけでなく、産学公や企業間連携が有効である。今般策定された「パートナーシップ構築宣言」では、サプライチェーン全体の共存共栄を推進すべく、取引先との連携などに関する個社の取り組みを記載することとなっている。企業規模や既存の取引関係を超えたネットワークを構築し、共同加工や共同研究を行うなどの取り組みについて、同宣言の登録企業などから得られる好事例の周知を行い、オープンイノベーションの加速化に取り組まれたい。あわせて、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネーターと大学などとのマッチングにも取り組まれたい。

さらに、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞
○個社による「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
○大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
○戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化（再掲）
○ベンチャー企業と既存企業とのマッチング支援
○中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
○中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口における、相談業務をはじめ電子出願や手数料納付など、ワンストップで直接的な支援の強化

２．サプライチェーン全体の成長を実現するための適切な取引環境の整備

「価値創造企業に関する賢人会議」中間報告において、中小製造業の名目生産性の伸び率が低水準にとどまる要因として、価格転嫁が十分に行われず、積極的な設備投資や人件費の引上げが困難な点が指摘された。当商工会議所で行った調査でも、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイトが長い」に次いで「コスト転嫁等を理由とする値上げが認められない」が挙げられており、適正な価格転嫁は多くの企業で課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請の中小企業・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を求められるなど、取引環境の悪化が懸念されている。あわせて、「消費税転嫁対策特別措置法」が２０２１年３月末に失効することに伴い、消費税の価格転嫁対策が後退する恐れもある。

不公正な取引防止に向けた監視を強化するとともに、本年改正された「下請振興基準」に基づく指導・助言をはじめ、「下請法」や「独占禁止法」の運用を徹底されたい。くわえて、ＢｔｏＣ取引における適切な価格転嫁を促進すべく、消費税外税表示の恒久化を要望する。

また、「価値創造企業に関する賢人会議」では、実際の取引現場においては、「発注者と受注者の間」、および大企業の「経営層と購買部門の間」に、取引価格の実態について認識のギャップがあることが指摘された。６月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、発注側企業内のギャップを埋め、発注側経営者の意志の浸透を後押しするものとして歓迎したい。本宣言の推進とともに、宣言の実効性を確保するため、宣言企業に対するフォローアップや検証にも取り組まれたい。

不合理な商慣習や取引慣行の見直しや取引適正化には、業界毎の取り組みも重要となる。政府においては、現在１８業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図られたい。さらに、個社による「パートナーシップ構築宣言」とあわせて、「『取引適正化』と『付加価値向上』に向けた自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けて、フォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引およびサプライチェーン全体の取引適正化を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞
○「価値創造企業に関する賢人会議」および「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」での議論をふまえ、公正な取引環境整備への取り組みの強化
○個社による「パートナーシップ構築宣言」の推進および宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性の確保（大企業も利用可能なＮＥＤＯなど各種補助金の前提条件化、各種補助金の宣言企業優先採択）
○「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Ｇメン・知財Ｇメンによる取引実態の調査などを通じた不公正な取引防止・是正の強化
○消費税外税表示の恒久化など、ＢｔｏＣ取引における適切な価格転嫁に向けた支援
○消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締体制の継続
○「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大や、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充など業種ごとの取引適正化に向けた取り組みの後押し
○大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
○知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第４条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、独占禁止法（優越的地位の濫用）ガイドラインの拡充による断固たる措置の実施
○知財に関する契約のひな形・ガイドラインの提示と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設

Ⅱ．「新たな日常」構築の基盤となるＩＣＴ活用や多様な人材の活躍推進

１．ＩＣＴ活用によるデジタルシフトの加速化

「新たな日常」における社会経済を支えるのはＩＣＴであり、中小企業においても活用を進め、デジタルシフトを加速化することが求められている。また、マイナンバーやＧビズＩＤなど、行政手続きや補助金・助成金の運用においてもＩＣＴの導入が進んでおり、利用者の立場としてもＩＴリテラシー向上を含め早急な対応が必要である。このような状況を受けて、中小企業においても、テレワーク導入・定着や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築に向けて取り組みが進み始めている。しかしながら、急激な経営環境の変化と業況悪化に見舞われ、特に経営基盤が脆弱な小規模事業者は、「具体的な活用イメージを持てない」「人材育成や社内体制の整備が不安」といった理由から導入を躊躇する声も多い。ＩＣＴ利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げ、デジタルシフトを推進するためには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数６人以上２０人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

「サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業（ＩＴ導入補助金)」は、初めてＩＣＴツールを導入する事業者にも活用しやすく、新型コロナウイルス緊急対策として特別枠も創設され、多くの事業者に活用されているところである。特にテレワークについては、従業員の出社抑制に取り組む中で、多くの中小企業が本補助金や働き方改革推進支援助成金を活用し急速に導入を進めており、当商工会議所が６月に実施した調査でも、実施率は 60%を超えている。各支援施策を活用したＩＣＴツールの導入に際しては、導入前の経営診断や業務プロセスの見える化を通じて費用対効果を検証するとともに、導入後のフォローによる効果測定と改善策の検討を行い、ＩＣＴ化の取り組みを定着させることが重要である。ＩＣＴ活用のＰＤＣＡサイクルを確立し、各支援施策の実効性を高めるべく、専門家による伴走型支援を強化すべきである。

また、構造的な課題として人手不足が残る中にあっては、ＩＣＴなど新たな技術の導入を検討しても、「社内で使いこなせる人材がいない」「従業員に活用法を指導する余裕がない」といった事由から、具体的な取り組みに至らないケースや、想定していたような成果が上がらない場合もある。ＩＣＴ導入による成果を最大化するため、中小企業の社内でＩＣＴ導入や活用を先導する人材の育成支援を強化されたい。実際に生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練を活用した企業からは、ＩＣＴ導入が進んだと言った声も上がっていることから、同事業の周知強化や支援拡充を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、厚生労働省、総務省＞
○地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「５人以下」から「２０人以下」への拡大
○ＩＣＴツール導入・活用のＰＤＣＡサイクル確立に向けた、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の継続・拡充（通常枠（Ａ、Ｂ類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げ（２分の１→３分の２）および下限額の撤廃、ＩＣＴ導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
○テレワークの導入・定着に向けた支援の継続（サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業・特別枠（Ｃ類型）の継続、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の継続・拡充）
○ＩＣＴ活用に関する専門家や専門人材と中小企業とのマッチング強化
○中小企業経営者・従業員のＩＴリテラシー向上に対する支援（ＩＴパスポートなど情報処理技術者試験や、ＩＴコーディネータなどＩＴ資格取得の奨励や助成等）
○中小企業でＩＣＴツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの周知強化・支援拡充）
○「身の丈ＩｏＴ」促進に向けた知識習得支援および導入事例の積極的な発信
○生産性向上およびサプライチェーンのデジタル化に資する中小企業共通ＥＤＩの普及促進
○デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応

２．柔軟な働き方改革の実現と多様な人材の活躍に向けた支援

（１）中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、生産性向上と多様な人材の活躍を推進するきっかけとなるものであり、「新しい生活様式」に対応した働き方の推進にもつながるものである。働き方改革関連法は令和元年４月より施行されており、本年４月からは中小企業への時間外労働の上限規制がスタートしているが、２月に日本・東京商工会議所で行った調査では、対応の目途がついていない企業が一定割合存在している。さらに、多くの中小企業においては、新型コロナウイルス感染拡大による急速な経営悪化と営業自粛や感染防止策などの対処に追われ、働き方改革関連法への対応を十分に進められていないことが予想される。したがって、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充、申請手続きの簡素化など、企業内の体制整備に対するきめ細かな支援を強化すべきである。くわえて、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていること、ならびに本年３月に発出された、新型コロナウイルス感染症の発生および感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応に関する通達に則り、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会＞
○中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細かな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
○「同一労働同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進
○行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底
○大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化（再掲）

（２）多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けつつも、中小企業の経営者は事業と雇用の維持に必死に取り組んでいる。本年６月に日本商工会議所で行った調査でも、緊急事態宣言下で需要が蒸発し深刻な経営状況におかれる中、雇用・採用関連の対応として４割の企業が「休業の実施」や「雇用調整助成金を検討・申請」していると回答した一方、人員整理を実施・検討している企業は３．９％にとどまっている。新型コロナウイルスとの戦いは長期化が予想されることから、中小企業の事業継続と雇用の維持を引き続き支援すべく、雇用調整助成金に関する相談体制を強化するとともに、申請受付や支給の円滑化に引き続き取り組まれたい。

一方で、少子高齢化による労働人口の減少という構造的課題を抱えるわが国では、中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成は引き続き大きな課題となっている。当商工会議所で実施した調査では、２０２１年度新卒採用活動において新型コロナウイルスによる影響が生じた企業でも採用意欲が低下していないとの回答が多く寄せられた。従来の集合型・対面式の採用活動を行うことができず、大企業を中心にＷｅｂシステムの導入や選考フローの変更などの取り組みも進んでいるが、ノウハウや経営資源の少ない中小企業においては迅速な対応が困難であり、今後の人材確保について不安の声が上がっている。中小企業を対象としたＷｅｂ上での合同会社説明会や、Ｗｅｂを活用した採用活動についての助言など、中小企業による新卒や若年層の採用に対する支援に取り組まれたい。

新型コロナウイルス収束期・収束後の経営の持続性を確保し、成長軌道への回復へと向かうためには、若

年層のみならず、外国人材、女性、高齢者といった多様な人材を確保し、感染拡大防止を徹底したうえで活躍できる環境を整備することが必要である。昨年の新たな在留資格「特定技能」の創設を機に、中小企業における外国人材の活用も広まりつつある。外国人材が日本人と同等に活躍するためには、受入れる企業が外国人材の文化や慣習を理解し、社内体制を整備しなければならない。したがって、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づき、本制度や既存の制度に関する周知およびマッチングに対する支援に取り組むとともに、本年７月に開設した外国人在留支援センターを中心に、受入れ企業の担当者を対象とした研修事業などを通じて、中小企業の外国人材受入れに対する支援に取り組まれたい。

「生涯現役社会」の実現に向けて、「高齢者」のさらなる労働参画が期待されている。本年６月には高年齢者雇用安定法が改正され、２０２１年４月から、中小企業においても６５歳以上の高齢者の就業機会確保に向けた対応が努力義務となる。中小企業の取り組みを後押しすべく、高齢者雇用の取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ拡充、高度な技術や知識・経験・ノウハウを有する大企業などＯＢ人材と中小企業とのマッチング強化などに取り組まれたい。

「女性」については、女性活躍推進法の改正により、２０２２年４月から常用労働者１０１人～３００人の企業において、一般事業主行動計画の策定などが義務化される。本改正への対応を含め、中小企業における女性の活躍を一層後押しするため、仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組まれたい。くわえて、人材採用や消費者・取引先へのＰＲ効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進めるとともに、一般事業主行動計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

【要望内容】＜厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省＞
○雇用調整助成金に関する相談体制の強化と円滑な申請・支給による中小企業・小規模事業者の雇用維持に対する支援
○ハローワークの就職支援ナビゲーターの増員など就職支援機能の強化
○中小企業の新卒採用などに対する支援（都道府県労働局によるＷｅｂ上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知）
○職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた人員配置や費用の負担軽減、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）
○中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
○高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
○大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
○女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）

（３）新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成などに対する支援

「新たな日常」の構築に向けてビジネスモデルや業務体制の変革が求められる中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。しかし、感染拡大に伴う出社抑制や企業活動の縮小を余儀なくされる中、自社だけで十分に人材育成を行うことのできない中小企業も多い。ＩＣＴ関連のスキル強化など産業界のニーズをふまえた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しいなどの課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、ＩｏＴ、ＡＩなど新たな技術革新に対応するため、また、転職・再就職などにより新たな職域にチャレンジする人材を支援するため、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。「人材開発支援助成金」は、従業員に新たな技術・スキルを習得させようとする中小企業を支援する施策として有効であるが、利用条件である「事業内職業能力開発計画」の策定が困難な事業者も存在する。計画の簡素化とともに、策定方法についてホームページなどで分かりやすい情報提供を行うほか、専門家による策定支援制度の創設により、利用促進を図られたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として全国的な広がりを見せている。テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。とりわけ、その一つでもある感染症対策の強化は喫緊の課題であり、従業員が感染した際の対応やＰＣＲ検査など中小企業が必要とする情報の提供、サポート体制強化のほか、産業医の紹介や特定保健指導の促進、メンタルヘルス対策など健康管理の強化などに資する民間サービスのマッチングなどの支援拡充を図られたい。また、働き方の変化を背景に個々人の健康意識が高まっていることを機に、スポーツ実施率の向上に向けて、働き盛り世代（２０代～５０代）の運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援を拡充されたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞
○産業界のニーズをふまえた職業能力開発の充実
○ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
○「社会人の学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業への支援強化（人材開発支援助成金の要件である「事業内職業能力開発計画」の簡素化や策定方法に関する分かりやすい情報提供、専門家による策定支援制度の創設による助成金利用促進）
○健康経営の一層の普及と取り組みの推進、感染症対策や健康管理などの強化に対する支援拡充および、働き盛り世代の運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充
○従業員が新型コロナウイルスに感染した際の対応やＰＣＲ検査など中小企業が必要とする情報の提供

３．デジタル・ガバメントの早急な構築など支援体制の強化

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策が行われる中で、支援施策・支援体制における課題が顕在化している。現場のマンパワー不足や手続きの煩雑さから、申請・審査・実行までにタイムロスが発生し、経営環境がより危機的な状況におかれる事業者が多く存在する。政策効果を広く行き渡らせるためには、現場における課題の解決に向けた政策効果の検証が不可欠である。検証結果を踏まえ、手続きの簡素化・迅速化や申請窓口の体制強化を図るとともに、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れるなど、従来の手法にとらわれない、よりスピード感をもった対応を講じられたい。また、事業者の予見可能性を高め、先行きへの不安を払拭するため、支援メニューにあわせ、執行スケジュールを示されたい。

国や地方自治体、支援機関などにおけるデータ連携の整備が進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークを導入する企業が急増したが、電子決裁業務などが満足に行えない状況も明らかとなっており、地方自治体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと早急な実施を行うべきである。あわせて、営業許可などをはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きを徹底的に見直されたい。

中小企業のさまざまな取り組みを後押しする上では、ニーズに応じた支援施策を設けるとともに、利用を促進する仕組みづくりが必要である。令和元年度補正予算では、これまで多数の事業者を支援してきた「中小企業生産性革命推進事業」において、複数年度にわたる予算措置により通年公募・複数回の締め切りが実現し、事業者の利便性が大きく向上している。高い挑戦意欲を持ち、支援施策を活用して取り組みを行おうとする中小企業・小規模事業者の利用機会を確保するため、各施策において公募期間や採択から設備設置・実行完了までの期間を十分に設けられたい。

【要望内容】　＜財務省、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣府、内閣官房、国税庁、特許庁＞
○社会全体のデジタル化をけん引するデジタル・ガバメントの早急な構築
○社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（ＩＣＴ活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化）
○マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進
○中小企業のビジネス変革や生産性向上につながる規制緩和（ＥＣ販売における「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続きの緩和、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長・恒久化、在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限延長・恒久化）
○十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定
○補助金・助成金など、中小企業支援施策の周知徹底
○複雑化する加点要素などを整理した、事業者に対する各施策の分かりやすく迅速な周知（「ミラサポｐｌｕｓ」の運用改善）
○特許出願における審査請求、早期審査などの申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善するとともに、申請要件などについては宣誓に変更し、添付を要する証明書類の削減

Ⅲ．中小企業の成長ステージに合わせた支援の強化

１．中小企業政策のあり方の検討について

中小企業政策審議会基本問題小委員会制度設計ワーキンググループにおいて、中小企業政策のあり方が検討されている。中小企業政策を規定する中小企業基本法は１９９９年に改正されてから約２０年経ち、時代の変化に伴い、高齢化による廃業の増加や事業承継が課題になる一方で、ＮＰＯ法人などの新たな地域の担い手が出現するなど、中小企業の実態や政策的テーマについても変化している。そのため、中小企業が新型コロナウイルスの影響を克服し、新たな成長軌道への復帰に向けて、中小企業政策の理念や方針などを検討する必要性は高いと考えられる。とりわけ、ＩＣＴ活用や中小企業におけるＤＸへの取り組み、パートナー

シップ構築宣言が目指すサプライチェーン全体での生産性向上、急成長するスタートアップや技術系ベンチャー企業への支援、サプライチェーン強靭化に向けた生産拠点の国内回帰、越境ＥＣをはじめとする輸出促進に向けた海外展開の位置づけなど、時代に即した政策理念や施策体系を検討すべきである。

議論の前提として、中小企業の実態は、創業間もないスタートアップ企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、創業１００年を超える老舗企業まで、多種多様な存在であることを踏まえる必要がある。そもそも全ての中小企業が規模の成長を追っているわけではない点については、特に留意が必要である。需要の移り変わりなど外部環境の変化に小回りを利かして機敏に対応するため、あえて規模的な成長を追求せず、事業の持続的な成長を図り、身の丈にあった経営を選択している中小企業も多い。また、新たな働き方や自己実現を模索し創業を選択する起業家も多いなど、中小企業は多様な働き方の場を生み出す存在でもある。

【要望内容】＜経済産業省＞
○デジタル化やサプライチェーン全体での生産性向上、急成長するスタートアップ、輸出促進による海外展開など、時代の変化に対応した政策テーマを盛り込んだ中小企業政策のあり方の検討

２．多様化する起業・創業に対する支援

わが国の企業数は１９８６年以降年々減少傾向にあり、２００６年から２０１６年の１０年間で約６０万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大は企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産、廃業件数の増加が懸念される。企業数の減少に歯止めをかけ、わが国経済の持続的な成長の実現やイノベーション創出のためには、起業・創業の促進が不可欠である。

新型コロナウイルスとの戦いの長期化が想定される中で、起業・創業関心層の開業を後押しするには、創業者のリスクや不安感を低減するための融資制度、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。商工会議所が創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、マル経融資制度の融資対象を拡充されたい。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業者向け支援施策について、成長時期にあった創業直後の企業からは、売上減少要件が障壁となって支援を受けられないといった声も上がっていることから、創業間もない事業者に関しては売上要件を撤廃するなど、要件の緩和を検討されたい。さらに、販路チャネルの少ない創業企業の業績向上を後押しすべく、既存企業とのマッチングを支援されたい。

また、起業・創業の促進に向けた課題の一つとして、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍が低水準であることが挙げられる。若年層の起業・創業に対する関心を喚起する取り組みが必要であり、当商工会議所においても大学生に対する「起業家講演会」を実施しているが、高校や大学などの教育現場において、起業家教育によるアントレプレナーシップの醸成に取り組まれたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞
○商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴１年未満の事業者の融資対象化）
○創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（事業計画策定などに対する支援、創業後５年間の法人税の減免等）
○成長産業に絞った創業補助制度の創設
○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策において、創業間もない事業者に対する売上減少要件の撤廃など、要件の緩和
○大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）
○ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
○アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する高校や大学などでの起業家教育の推進（地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業の継続・拡充）

３．中小企業・小規模事業者に対する伴走支援の強化

（１）地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するため、当商工会議所では「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、７月末までに１５，０００件以上の相談対応を行っている。また、小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も着実に積みあがっている。今般の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた小規模事業者に対しても、拡充措置への申し込みに対し７月末までに１，９００件を推薦しており、緊急時における小規模事業者の資金需要へ迅速に対応している。今後の小規模事業者の持続的な発展に対する支援はもとより、長期化する新型コロナウイルスとの戦いを乗り切るためにも必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持、融資対象の拡充を図られたい。

新型コロナウイルスの収束期・収束後においても、中小企業・小規模事業者の深刻な人手不足や大事業承継時代への対応は課題として存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、２０１９年に見直された「小規模企業振興基本計画」に基づいて、ＩＣＴ技術の進展を好機と捉え、ＩＣＴ活用による生産性向上を広げる必要がある。したがって、ＩＣＴツールやサービスを提供するうえでの鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体より上がっている。令和元年度補正予算の「小規模事業者持続化補助金」では、ソフトウェアのような無形の商品・価値も「流通性のあるモノ」とみなし、それを製造する事業者として、ソフトウェア開発業を製造業と同様の基準で支援対象としている。ついては、他の施策も含めて重点的な支援を行うべく、情報サービス業の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下）を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、総務省＞
○マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続１年未満の事業者の融資対象化
○商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
○多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（５人以下→２０人以下））

（２）販路開拓に対する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品開発のみならず、販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。また、多くの中小企業が新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上減少などに追い込まれており、中小企業の業績の早期回復を後押しするべく、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。また、各事業者による「新しい生活様式」に対応するための店舗や設備面の整備、テレワーク体制の構築など労働体制の整備、非接触型サービスなどへの業態転換の取り組みなど、販路拡大とあわせた取り組みについても、支援を図られたい。

また、インターネット通販をはじめとするＥＣの国内市場は、経済産業省の調査によるとＢｔｏＢでは３５３兆円、ＢｔｏＣでは１９兆円を超えるなど、年々拡大している。先般の緊急事態措置下にあっても売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ＥＣは好調」との声が多く上がっており、非接触型の販売強化を目指す中小企業での取り組み拡大が期待される。一方で、売上・受注量が減少する中、ＥＣサイト構築や利用料、出品料など、ＥＣが軌道に乗るまでの費用負担は大きい。中小企業によるＥＣサイトの開設や活用、および販売促進への支援を強化されたい。

２０１６年７月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、２０２０年５月末時点で１０５，０００件を超えており、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画に基づくさらなる成長が期待される。引き続き、認定企業に対する、補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、支援策を拡充し、本計画の普及・推進を図るべきである。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

【要望内容】＜経済産業省＞
○中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
○インターネット通販（ＥＣ）など非対面型ビジネスモデル転換への取り組み支援（再掲）
○感染拡大防止に有効な「新しい生活様式」に対応するための設備などへの補助制度の創設
○中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充等

（３）海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的に経済活動が制限されたことにより、輸出入が停滞しているほか、直接投資なども困難となっている。企業が持続的な成長発展に向けて海外需要を取り込むには、経営資源に乏しい中小企業、小規模事業者においても取り組みやすく、非対面・非接触の販売方式である越境ＥＣの活用が期待される。海外販路開拓の後押しをするべく、低リスクでブランディング効果も期待できるＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ事業を強力に推進されたい。あわせて、ＥＣサイト構築やＥＣモール出店に対するサポート、出店・翻訳・決済・物流に必要な費用の助成など、支援体制を強化されたい。

また、グローバルな経済活動の再開に向け、各国の出入国規制緩和に合わせて、ビジネス関連の出入国に関するタイムリーな情報提供や、ＰＣＲ検査を含む検査体制の早期拡充など出入国手続きがスムーズに実施されるよう体制強化を図られたい。

新型コロナウイルスの感染拡大により、既存の拠点における従来の企業活動が制限されている企業も多い。拠点の移転を含め、海外展開を円滑に進めていくためには、現地の感染拡大状況など正確な情報収集と

ともに、国内外における事前調査や事業計画の策定といったフィージビリティ・スタディが重要である。これらの調査や計画策定は長期化することが多く、特に中小企業の関心の高い東南アジアなどの新興国では統計やデータの入手が困難であることから、支援が必要である。さらに、国内だけでなく海外での事前調査も必要であるため、海外展開に係る事業計画や国内外での事前調査費用を助成する制度の創設を求める。

あわせて、情報や人的資源に乏しい中小企業は、海外展開を考える際に支援機関の利用を検討するが、各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談先の選定に悩む事業者が多い。各支援機関の事業内容や特徴の周知を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、海外展開のステージに応じた国内外一気通貫の支援体制を確立されたい。

くわえて、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことから、中小企業が国際認証（ＥＵにおけるＣＥマークやＨＡＣＣＰ等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、厚生労働省＞
○中小企業の海外販路開拓の後押し（ＪＡＰＡＮ　ＭＡＬＬ事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境ＥＣ」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化等）
○各国の出入国規制の緩和など最新情報の提供や、ＰＣＲ検査体制の早期拡充を含むビジネス目的の出入国支援の強化
○海外展開に係る事業計画策定や国内外での事前調査など、フィージビリティ・スタディに係る費用を助成する制度の創設
○日本貿易振興機構（ジェトロ）などによるウェブを活用した展示会・商談会などを通じた販路拡大や、安定的なサプライチェーン構築に向けた支援の継続
○海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた国内外一気通貫の支援体制の確立
○中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
○国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
○中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）の公募期間延長や採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
○ジャパンブランドの価値向上を支援するＪＡＰＡＮブランド育成支援事業の推進
○ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）や日本メルコスール経済連携協定など、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の締結促進
○ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進
○国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（ＢＥＡＪ）事業などに係る連携強化
○コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金について、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間の大幅な拡大

４．円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が今後数年以内に経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来した。中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。そのため、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。自社の株価を知ることが「気づき」につながったという声が多いが、当商工会議所の調査では、自社株式の算定を実施したことがないという企業が多いことから、自社株式の算定に向けた支援を講じられたい。また、事業承継後の事業継続・経営革新に向けて、後継者の能力向上に向けた後継者教育の予算拡充や、事業承継補助金、プッシュ型事業承継支援高度化事業の拡充など、多様なニーズに対応する支援メニューの整備を強化すべきである。

中小企業の中には、後継者不在により廃業せざるを得ないケースも見受けられるなど、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、事業承継税制の抜本拡充に続き、令和元年度税制改正により個人版事業承継税制が創設されたことは、法人・個人の円滑な事業承継の実現に寄与するものであり大いに歓迎したい。一方で、抜本拡充された事業承継税制の認知度や理解度はいまだに低く、個人版とともにより一層の周知強化を図られたい。他方、昨今の新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置の影響で、中小企業は事業の継続や本局面を乗り越えるべくより一層の経営努力が求められている状況にある。本感染症の収束や、わが国経済の回復に向けた見通しを勘案すると、２０２３年３月末が期限となっている特例承継計画について事業者からの申請が遅れることが想定されるため、申請期限延長を検討すべきである。

当商工会議所の調査によると、承継後新たな取り組みに挑戦しているのは、３０代で事業を引き継いだ経

営者であり、業況を改善している割合も最多回答となった。新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業・小規模事業者においても、テレワークや非対面面談など社内体制の再構築、さらにはビジネスモデルの転換が求められている今こそ、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進すべきである。あわせて、承継した経営者が若い感性で大胆な革新的取り組みを実践できるよう、事業承継補助金をはじめ積極的な支援を図られたい。

他方で、事業承継に際し、後継者が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断るケースが多く、また後継者だけではなく、後継者の親族から反対を受け事業承継に失敗するケースも存在していることから、経営者保証は事業承継における最大のネックとなっている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せない中で、ますます障害となっていくことが予想される。そのような中で、昨年末に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」は、金融機関が前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることが原則禁止とされており、さらに後継者からの取得については事業承継の阻害要因となる点を十分に考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁の一つである債務保証の引継ぎ問題を解決する一助になりえることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関等に周知徹底を図られたい。また、金融機関の運用状況について、定期的なモニタリング調査を実施するとともに、運用状況が低い金融機関へは指導の徹底を図られたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（M&A）への注目が増す一方で、マイナスイメージを持つ経営者も依然として多い。２０２０年３月に中小企業庁が公表した「中小M&Aガイドライン」は、適切な仲介事業者、手数料水準を見極めるための指針となりえるものであり、イメージ向上を期待できるものでもあることから、周知強化を図られたい。また、本ガイドラインに沿った適切な支援サービスがなされるよう、モニタリングの強化を図り、適正なM&Aマーケット構築に努められたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞
○事業承継税制のさらなる認知度向上と、「特例承継計画」の策定に向けた周知強化
○「特例承継計画」申請期限（２０２３年３月末）の期限延長、抜本拡充された事業承継税制（２０２７年１２月末）の期限延長
○現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継の実現
○経営者の気づきを促進する取り組みの強化（自社株式評価額算定に対する補助制度の創設）
○後継者塾など、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備
○事業承継補助金の継続・拡充（経営革新計画認定企業の優先採択等）
○経営者保証に関するガイドラインの周知徹底、事業者への指導強化
○「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底、ならびに金融機関に対する定期的なモニタリング調査および指導
○小規模M&A促進、事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充、支援担当者育成等）
○「中小M&Aガイドライン」の周知強化および事業者に対するモニタリング調査を通じた適正なM&Aマーケットの構築
○個人版事業承継税制や小規模宅地の特例の周知促進など、個人事業主の事業承継対策強化
○個人事業主の事業承継時の許認可手続きの簡素化
○信用保証協会や民間金融機関における「個人保証脱却・政策パッケージ」の運用徹底

５．中小企業の挑戦を支える事業性評価融資の推進

当商工会議所が２０２０年３月～６月に行った、会員企業に対する電話ヒアリングによると、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の大幅減少や、海外とのモノやヒトの流れの制限により、資金繰りが急激に悪化したとの回答が多くあった。足元の資金繰り支援として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など融資制度の創設や、セーフティネット４号の指定、同５号の対象業種の拡充などが講じられたことは、大いに歓迎したい。

２０１６年に「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、さらに２０１９年末、金融庁により「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定されるとともに、金融検査マニュアルが廃止となった。引き続き、金融庁におかれては、金融機関が、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業の内容や成長可能性など企業の事業性を適切に評価し、融資や本業支援を図るよう、引き続きの指導を図られたい。

また、現在、運転資金を含め企業の借入は長期融資が大半であり、企業の運転資金構造に即した借入形態となっていないのが実態である。金融機関は、企業の事業を真に理解するとともに、適した融資形態を使用するべきである。特に、専用当座貸越は、企業のキャッシュフローの改善が図られるだけではなく、金融機関にとっても、継続的なモニタリングを通じて、より企業の実態把握が可能となることから活用の促進を図るべきである。

２０１３年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業や創業して間もない経営者、価値ある事業を承継しようとする企業の後押しを図るも

のである。しかし、その認知度は依然として低水準であり、当商工会議所が行った調査においても、「名称・内容ともに知っている」との回答は３割に満たない。また、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えていることから、中小企業の身近な存在である金融機関より、「経営者保証に関するガイドライン」について周知の徹底を図られたい。

他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。金融機関と企業が双方向の対話を実現するためには、「ローカルベンチマーク」ならびに「経営デザインシート」が極めて有効であるが、中小企業経営者の認知度がいまだに低い。積極的な活用に向け周知強化を図るとともに、中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、経営支援の強化に加え、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

また、信用保証協会では、２０１８年４月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いを始めた。しかし、私募債と同様の財務要件を求められるなど経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、要件の見直しを図るとともに、事業者への普及促進を図られたい。

現在、４７都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、２００３年２月に発足して以来、２０１９年度末までに４４，３９１社からの相談に応じ、１５，１８５社の再生計画の策定支援を完了している。本協議会は、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業に対する支援の重要度が今後ますます高まっていくことが想定され、引き続き経営改善計画策定支援の強化や事業者へのＰＲなど、支援体制の強化を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁＞
○事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」および「経営デザインシート」の活用、企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
○「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供の推進
○中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた支援強化
○信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底、事業性評価の推進
○新型コロナウイルスからの再チャレンジ・リスタート等出口対応に向けた、中小企業再生支援協議会の支援体制強化
○経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及推進
○「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」について、金融機関のさらなる理解促進と作成支援事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）の周知強化

以　上

２０２０年度第１３号
２０２０年　８月１９日
第７２８回常議員会追認

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体等

＜実現状況＞○中小企業対策予算の確保
●中小企業対策費：２０２０年度第３次補正予算２兆２，８３４億円
２０２０年度当初予算１，１１１億円⇒２０２１年度予算１，７４５億円

○業態転換など新たな取り組みに対するコンサルティング支援の強化、補助制度の創設
・中小企業等事業再構築促進事業の創設　１兆１，４８５億円
○生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靭化に対する支援
・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の拡充　２，１０８億円

○ＩＣＴツール導入・活用のＰＤＣＡサイクル確立に向けた、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型コンサルティング支援強化
・ＩＴ導入補助金の低感染リスク型ビジネス枠の創設　２，３００億円
※中小企業生産性革命事業の特別枠の改編

○大企業から中小企業への労働移動の促進

・在籍型出向の活用による雇用維持等への支援の創設　５６億円

○感染拡大防止に有効な「新しい生活様式」に対応するための設備などへの補助制度の創設
・小規模事業者持続的発展支援事業の 低感染リスク型ビジネス枠の創設　２，３００億円
※中小企業生産性革命事業の特別枠の改編

○中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充等
・中小企業等事業再構築促進事業における中堅企業枠の創設

１４．コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言

Ⅰ．基本的な考え方

新型コロナウイルスの新規感染者数が再拡大の動きを見せる中、わが国が今後の観光振興を進めていく上で、まずは為し得る手立てを総動員して新規感染者の発生を抑え、経済社会活動の安全・安心を一日も早く取り戻し、旅行者ならびに旅行者を受け入れる地域・住民の不安を払拭することが不可欠であり、これを大前提とした上で、コロナ禍における観光振興を図っていくことが極めて重要である。また、今後の観光振興を進めていくにあたっては、比較的早期の回復が見込まれる、日本人による域内観光、県境をまたぐ国内観光、その後にアウト・インバウンドと、段階を踏んで着実に進めていく必要があり、今後の観光産業復活に向けたシナリオを明確に示していくことが求められる。

東京都内の新型コロナウイルス感染者数は再び増加に転じ、目下予断を許さない状況にある。県境をまたぐ移動の自粛が解禁され、外国とのビジネス往来も一部再開される中、東京都は、国と連携し、ＰＣＲや抗原検査など検査体制の大幅な拡充など積極的な感染予防の実施と医療体制の強化に取り組むとともに、今後の感染拡大のさらなる長期化への備えとして、疾病対策予防センター（東京版ＣＤＣ）を早期に整備し、平時と有事双方の態勢を強化されたい。

また、7月２２日、政府はビジネス目的の往来再開を目指し、新たに１２か国・地域との交渉入りを決定した。感染拡大防止と社会経済活動の段階的再開の両立に向けて、水際対策を引き続き徹底するとともに、国際的な人の往来の本格的再開を見据え、ＰＣＲ検査等に係る各種証明、健康状況報告をはじめ、出入国の際に求められる各種手続について、デジタル化・シームレス化を図ることが重要である。

感染症が発生・流行した地域においては、情報に接した多くの消費者がその地域を旅行することが著しく危険であるかのように誤認して旅行を手控え、観光関連産業が有形（経済的損失）、無形（ブランドイメージの低下）の損失を被ること、また、その周辺地域においても、実際には感染が流行していないにもかかわらず、流行地域と同一視されることにより、周辺地域への旅行者が減少して観光関連産業が損失を被ることが懸念される。東京都は、こうした観光の風評被害を払拭すべく、感染状況等の適切な分析による的確な情報提供に努めるとともに、収束時には迅速かつ正確な旅行安全宣言を発信することにより、需要創造に向けた準備を整えられたい。

来年開催される東京２０２０大会については、延期に伴う多くの困難を乗り越え、新たな目標に向かって再び国民の心を一つにし、オールジャパンで力を合わせていかなければならない。商工会議所としても、組織を挙げて大会の成功に貢献していく所存である。開催都市である東京都は、東京２０２０大会のレガシーの一つに「安心・安全な都市の実現」を掲げており、都内における安全・安心と観光振興を両立させることが不可欠である。東京都は、地域全体で事業者がコロナ対策を含む安全対策に取り組むエリアの情報を積極的に発信するとともに、若者等ターゲットを絞った注意喚起を行い、訪都旅行者の来訪促進、快適な滞在に努められたい。

今般、東京商工会議所観光委員会では、２３支部の会員企業の声を踏まえ、本提言を取りまとめた。東京都におかれては、感染防止策の徹底、安全・安心に向けた環境整備を図るとともに、ウィズコロナの需要喚起・観光振興を着実に進められたい。当商工会議所としても東京都との連携のもと、会員事業者の自主的な取り組みを推進していく所存である。

Ⅱ．緊急かつ最優先に取り組むべき事項

１.観光関連産業の事業継続・経営力向上に向けた強力な支援の継続

観光は関連産業の裾野が広く、地域経済への波及効果も高い一方、今般のコロナ禍は、関連産業に甚大な影響を及ぼし、地域経済全体の疲弊につながる。国内・インバウンド双方の大幅な需要減少により苦境にさらされている観光関連産業に対しては、資金繰り等の集中的な経営支援はもとより、安全・安心な受入環境整備、国内観光の活性化、新たな観光需要の創出や交流創造など、中長期的かつ戦略的な取り組みが求められる。とりわけ、装置産業である宿泊業や経営体力に乏しい小規模の飲食店等においては、今般の需要蒸発による固定コストの負担が経営を著しく圧迫している。感染収束後の本格的な旅行者の受け入れ再開に支障を来すことのないよう、東京都は、こうした都内観光関連産業の事業継続・経営力向上に向けて、資金繰りや雇用維持、家賃負担軽減等、

強力な支援を継続されたい。加えて、地域コミュニティの担い手である商店街の活動についても積極的な支援を講じられたい。

【企業の特徴的な声】
○イベント中止や事業の縮小で、観光団体の財政は厳しい状況。地元の料亭は一日に一組お客様が入れば良い方で、回復には程遠い。（墨田区・観光関連）
○オリンピックを目指し設備投資してきた企業にとってコロナのダメージは大きい。こうした企業に対するさらなる補助や助成も求めたい。（中央区・宿泊）
○お土産、飲食、物販のテナントは、修学旅行などの団体客がないため、厳しい状況が続いている。（港区・不動産）
○柴又など観光を売りにしているところは総崩れになり、まだまだお客様が戻りきらない。（葛飾区・観光関連）
○区内では高円寺の阿波踊り、阿佐ヶ谷の七夕祭りなど、多くの来客が見込めるイベントが中止となっており、商店街等への影響が心配される。消費の刺激となる施策に早急に取り組んでいただきたい。（杉並区・観光関連）
○感染防止対策のため通常より定員を制限せざるを得ないため、イベントの採算が取れないことに対する補てんを検討してほしい。（北区・観光関連）
○民間が所有する都内文化施設に係る土地建物の固定資産税・都市計画税の軽減措置を検討されたい。緊急事態宣言解除後も厳しい運営環境が継続している。（不動産）
○浅草･上野等の長い歴史を有する観光施設での廃業も発生、伝統産業が危機に瀕している。観光資源維持のため助成金等の強力な支援を望む。（製造）

２．ＰＣＲ検査体制と医療提供体制の拡充

中小企業等の事業継続と雇用維持への努力は限界にある。緊急事態宣言という事態になれば倒産・廃業の急増が見込まれ、再度の経済収縮は避けなければならない。新たな感染の波が発生しても再開した活動レベルを極力落とさずに済むよう、今や社会経済活動維持の基礎的インフラである、検査体制の拡充と医療提供体制の安定化が急務である。当商工会議所では、政府に対し、国民や事業者が過度に委縮することなく活動を行える環境整備に向け、東京都などと緊密に連携し、検査体制および医療提供体制の具体的な数値目標と時間軸を盛り込んだアクションプランを早急に提示するよう求めている。想定される感染拡大に対応するために必要な検査および医療提供ニーズを政府に適切に伝え、第二次補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を有効活用し、軽症・無症状の陽性者用のホテル借上げ等宿泊療養施設の戦略的な確保、保健所の機能強化を図られたい。政府には、必要に応じ、予備費の充当を含む同交付金の増額も要請している。この際、ホテル事業者や従業員等の負担に配慮した上で、十分な規模で施設を確保することが重要である。

有症状者への迅速なＰＣＲ検査の実施とともに、無症状でも感染リスクの高い場所に存在する者や入国者等を対象に徹底的に検査することで感染源を早期特定し、広く接触者を早期に追跡・隔離することで二次感染を防止する、いわゆる「攻めの検査」は、感染者の早期発見や重症者の抑制に大きな効果が期待できる。「攻めの検査」を実施するためには、医療機関経営の持続性確保と医療提供体制の安定化への支援の拡充が何より重要である。

【企業の特徴的な声】
○ＰＣＲ検査を拡充し、疑いのある従業員への検査ができるようにしてほしい。（港区　不動産）
○安心、安全な旅行に限らず、生活していく上で検査体制の拡充は早急に実施すべき。特に、夜の街については補助金等により全団体で実施できるようにすべき。（墨田区　観光関連）
○全国的に蔓延する「東京には行きたくない空気感」を払拭しなければ本格的な経済活動の復活は望めない。検査を推進し、完全でなくとも「陰性」の証明があるとよい。（中央区　宿泊）
○ＰＣＲ検査が安く簡単に受けられる体制づくりが必要。また、旅行者の陽性が疑われる際に、ＰＣＲ検査ができる場所と費用をＷｅｂサイト等により周知することが必要。（建設関連）

３．都内観光関連事業者の安全対策、都市の安全性・清潔さの発信

観光を構成する交通機関や宿泊・レジャー施設、飲食店等が高い安全衛生基準を満たしていることは、東京が旅行者からデスティネーションに選ばれるために不可欠な要素である。

東京都では、７月３０日に東京都新型コロナウイルス感染症対策条例を改正し、事業者が新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためのガイドラインを遵守するよう努め、店舗・施設等の入り口などで「感染防止徹底宣言ステッカー」を提示することを努力義務とする一方、都民に対しては、ステッカーの掲示された店舗の利用に努めることとした。事業者・利用者相互の協力による感染リスクの低減は極めて重要であり、中小事業者の事業継続を推進するためにも、ガイドラインに基づく自主的な取り組みを積極的に支援されたい。

事業者・都民への「感染防止徹底宣言ステッカー」のさらなる周知と、都内観光関連産業への感染防止対策徹底の一層の啓発に努め、東京の安全性や清潔さを積極的に発信されたい。当商工会議所としても、会員企業に対し条例の内容・ステッカーの周知に取り組んでいく。

【企業の特徴的な声】
○店舗の安全・安心を公的認証することは、多くの事業者が感染防止対策の取り組みを徹底するきっかけとなり、ＰＲにもなるので、ぜひ推進してほしい。（港区・観光関連、他多数）
○区内繁華街の複数感染者発生について詳細の報道がなされず、地元飲食店は風評被害により来客のない状況が続いている。情報発信・報道のあり方を検討されたい。（新宿区・観光関連）
○感染状況の分析、詳細把握と周知がなければ補助があっても東京を訪れる人は少ないだろう。風評被害の払拭に向けた安全宣言、正確な情報発信を求める。（千代田区・観光関連）
○都内観光業の感染対応状況の発信、観光客への行動指針の明示により、東京への観光を促したい。正しい情報が伝わるよう、情報発信の工夫に努められたい。（豊島区・情報通信）
○単に陽性者数の公表ではなく、分析を加えた情報発信を強化してほしい。（北区・観光関連）
○商店街の街路灯に「三密防止」フラッグを掲出するなど、地域の安全・安心対策を見える化することを検討したい。（世田谷区・観光関連）
○安全・安心に関して、物理的ステッカーに加え、対策を十分講じているテナントについては、電子マップ上で明示的に表現する等、デジタル技術を活用した周知が必要。（旅客運輸）

４．感染症対策を含めた災害発生時における観光危機管理の推進

わが国は台風や地震等自然災害はもとより、今般の新型コロナウイルスのような感染症や、テロ・紛争等国際情勢も含めたリスクを想定しておく必要がある。こうしたリスクは自助努力だけでは防ぐことが難しいことから、企業においては、あらゆる不測の事態に備え、優先度が高い重要な業務から早期に復旧できるようＢＣＰ（事業継続計画）を策定しておく事が不可欠である。東京都は、都内観光関連事業者向けに策定した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」に感染症対策等所要の改訂を行う等、観光危機管理を迅速かつ的確に推進されたい。

【企業の特徴的な声】
○感染経路の把握を目的とした、イベント参加や入店を簡易に管理できるスマートフォンアプリ等の提供を希望。事業者からの要望が多い。（墨田区・観光関連）

５．域内観光を通じた需要喚起に向けた取り組みの促進

世界各国で国・地域を限定した出入国制限解除の動きが進みつつあり、わが国においても、県境をまたぐ移動の自粛が全面的に解禁され、政府において、流行収束後の一定期間限定で、官民一体型の地域活性化、需要喚起を目的とした「ＧｏＴｏＴｒａｖｅｌキャンペーン」が本年７月に開始された。東京都を発着とする旅行については、当面の間、対象外とすることが決定しているが、本事業に関しては、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図ることが極めて重要であり、今後も地域の実情に合わせて柔軟に対応していくことが望まれる。

観光関連業界からは、域外からの本格的な需要回復には相応の時間を要することを懸念する声が多く、当面は、県境をまたがない近場への観光を意味する「域内観光」が官民双方から提唱されている。そこで、東京都は、都内在住者を対象に、都内宿泊施設の利用に対する費用補助や、都内公共交通機関の運賃割引に対する補助制度を創設し、域内観光を通じた需要喚起に向けた取り組みを早期に講じられたい。

【企業の特徴的な声】
○域内観光は、地元住民に近場の魅力を知ってもらう、地元エリアを楽しんでもらう良いチャンスであり、ぜひ推進していただきたい。（港区・不動産、他多数）
○人が集まるイベントは秋以降も中止となり、区内事業者、特に宿泊業は厳しい状況が続く。区民や都民に近場で楽しんでもらえるよう、域内観光を推進していただきたい。（文京区・観光関連）
○政府・自治体の観光関連予算は、これまでインバウンド関連に多く割り当てられていたが、今後は国内観光に充ててほしい。（北区・観光関連）

Ⅲ．観光振興に向けて優先的に取り組むべき事項

１．旅行者の地域・時期の分散化

（１）旅行者の混雑緩和、分散化の促進【重点】

本年の観光白書においては、新しい旅行スタイルの定着が検討課題と位置づけられている。とりわけ、新型コロナウイルス感染症を契機に、特定の時期や場所に集中しがちな従来の形態から転換を図るため、休暇分散化と滞在型旅行の促進が主な柱であると指摘されている。その他、学校の長期休業の一部を別の時期に移して親も一緒に休む「キッズウィーク」の導入も政府において進められている。都内においても、これまで旅行者が集中する観光スポットは一部地域に限定され、交通機関等も混雑しており、今後に向けては、都内のエリア間で連携を強化し、周遊・分散化を図ることが求められる。東京都は、他の自治体の取り組み等を参考に、人工知能（ＡＩ）やスマートフォン等を活用した観光スポットの混雑状況の可視化や「穴場」の紹介を行う等により、旅行者の地

域・時期の集中による混雑の緩和、分散を促す取り組みを進められたい。

【企業の特徴的な声】
○参加者が都合の良い時間に参加できる「街歩きイベント」の実施、来街者が混雑状況を確認できるシステムの構築に対する支援を望む。（世田谷区・観光関連）
○イベントを実施する際の三密対策として、オンラインでのチケット予約・交付や、サーモグラフィ等入場者管理のシステムを構築する際の資金補助が必要。（北区・観光関連）
○施設の混雑状況の見える化や、施設予約の人数制限など、混雑緩和のためのシステム導入に関する事業者への補助を望む。（印刷）

（２）東京と地方を結ぶ交通インフラの活用促進
新型コロナウイルス収束期における国内観光の促進と外国人旅行者の各地への分散・拡大には、周辺地域における魅力ある観光開発とともに、交流拠点都市などを支点とする観光ネットワークを構築し、地域間相互の連携による広域観光の展開が重要である。東京都は、都内もしくは隣接都市と連携し、地方空港や高速道路、新幹線や高速鉄道の交通インフラを生かし、訪都旅行者の分散化・拡大の受け入れ先として、首都圏空港・国際拠点空港等とのネットワークの構築・拡大を図っていくことが必要である。

（３）特定の国・地域に依存しないプロモーション
今般のコロナ禍により、観光関連事業者の多くにおいて、特定のターゲットを定めてインバウンド誘致に注力してきた営業形態を抜本的に見直す必要が生じている。とりわけ、訪日外国人旅行者の約８割を占めてきた、中国や台湾等東アジア諸国で日本への渡航中止が打ち出されたことにより、事業継続に支障を来す事業者が多く見られた。東京都は、今後、特定の国・地域に依存しない、国内を含めたバランスの取れたシティプロモーションを行い、多様な観光客層の開拓と顧客市場の分散化を図ると共に、都内観光団体・事業者等が行う定常的かつ幅広い市場を対象とした情報発信やプロモーションに対しても支援を講じられたい。

【企業の特徴的な声】
○このような状況下ではあるが、海外への発信を継続することで、日本への関心をつなぎとめてほしい。（港区・不動産）

２．企業活動における旅行の促進

（１）働き方の多様化に伴う新しい旅行スタイルの定着・促進【重点】
コロナ禍を契機として、多くの企業においてテレワークによる在宅勤務など働き方改革が進む中、出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」や、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」という新たな働き方が注目されており、国・自治体においても調査・研究が進められている。こうした取り組みは、日本人のビジネス旅行による消費拡大や国内ＭＩＣＥの振興等にも寄与することから、東京都は、企業活動に配慮した、働き方・休み方の多様化に伴う新しい旅行スタイルの定着・促進に取り組まれたい。

（２）社会貢献活動の一環として社員が行う休暇取得・旅行の促進
東京都は、東京２０２０大会の開催を契機に、働く世代のボランティア参加への気運醸成及び裾野拡大を図るため、企業等におけるボランティア休暇制度の整備を支援するとともに、従業員のボランティア活動への積極的な参加を推進することを目的に、「ボランティア休暇制度整備助成金」を実施している。本制度は、企業の社会貢献やＣＳＲ活動の一環として有効であり、従業員のモチベーション向上にも寄与することから、東京都は「ボランティア休暇制度整備助成金」制度のさらなる普及促進を図られたい。あわせて、企業の採用活動における旅行体験についても評価することを奨励されたい。

（３）都内におけるＭＩＣＥの創出・誘致
東京は、都市の中で活動する人々と、都市を訪れる旅行者等が交流を繰り返すことにより、新たな文化・産業を生み出し，わが国の首都、国際都市として発展を遂げてきた。今後、東京が将来にわたり世界をリードする都市を目指すためには、都内のエリアが連帯し、相互の強みを生かしたネットワークを構築していくことが不可欠である。東京都は、今後開催が予定される大規模なＭＩＣＥの創出・誘致に努め、エリアにおける会議施設・宿泊施設の活用を図ると共に、都内公共交通機関の利用により回遊性を高め、周辺地域への消費拡大を促進されたい。また、安全・安心をベースとした新たなＭＩＣＥ誘致、開催のあり方についても検討が望まれる。

３．国内旅行者をターゲットとした観光戦略
インバウンド需要の回復には相当の期間を要することが見込まれる中、わが国の観光需要全体の８割以上を占める国内観光の振興に政策の重点を振り向けるべきである。国内旅行者をターゲットに需要を強力に喚起し、観光産業の回復と体質強化を図ることが重要である。

（１）都内観光資源の活用による多様な観光の展開

観光資源は視点を変えることにより、その資源や所在する地域の新たな魅力を再発見することにつながることから、都内においても、こうした観光資源のさらなる磨き上げに取り組み、訪都リピーターの満足度向上、需要喚起策を展開していくことが重要である。東京都は、都内観光資源や都が保有する公園・博物館等施設を活用し、特定の視点（自然、食、歴史、地場産業、街並みなど）でつなぐ「テーマ型観光」、あるいはエコツーリズムに代表される、“学び・体験”の要素を魅力とした「学習型観光」「体験型観光」など、多様な観光を官民連携により開発・提供されたい。あわせて、都が所有・運営する観光施設の入場・利用料金の時限的な無料化についても検討されたい。なお、国内外の自治体や観光地域においては、気象、自然、風景、動植物、祭礼行事、食の旬など地域の営みを表した生活季節歴（フェノロジーカレンダー）を作成し、地域の活性化に活用する事例も見られる。東京都においても、都内観光関連団体等と連携の上、年間を通じた東京の特色やイベント、地域に根差した観光資源を一元的に公開する仕組みの構築を検討されたい。

【企業の特徴的な声】
○区内の寺社仏閣、文化施設などを巡るマップの作成を検討中。まずは区民・日本人客に利用してもらい、感染収束後は外国人旅行者向けにも活用してもらう。（新宿区・観光関連）
○観光再開のきっかけとして、安全・安心なレクリエーション、自然の中でのアクティビティやスポーツを楽しむことなどを推奨してほしい。（江戸川区・観光関連）

（２）東京２０２０大会関連施設の観光への活用促進

東京２０２０大会は、新規施設の他、東京１９６４大会でも使われた施設を含む多くの既存施設等も活用し、都内外４３会場で開催される予定である。東京都が新たに整備する競技会場については、多くの施設が完成を迎えている。東京都は「２０２０年に向けた東京都の取り組み」において、東京２０２０大会の競技施設や選手村について、都民・国民の貴重な財産（レガシー）として未来に継承していくことを明記している。新規恒久施設については、スポーツ拠点に加え、文化・レジャー・イベント等の多目的な活用、選手村については、多様な人々が集い快適に暮らせるコミュニティの形成を目指し、目下大会開催に向けた整備が進められている。東京都は、東京２０２０大会が延期となる中、大会開催までの間および大会終了以降において、大会関連施設を観光施設として、都民や訪都旅行者等に広く開放し、東京の魅力のさらなる向上および大会機運の盛り上げを図られたい。

（３）誰もが旅を楽しめるアクセシブル・ツーリズムの推進

日本人による国内旅行市場においては、顧客構成の多様化が重要である。とりわけ、障害者や高齢者等が積極的に外出し、様々な交通機関を快適に利用しながら旅を楽しめる環境づくりを意味する「アクセシブル・ツーリズム」（ユニバーサル・ツーリズム）を推進することは、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成、ひいては東京２０２０大会の受入体制整備にも寄与するものである。東京都は、アクセシブル・ツーリズムに関する研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めると共に、滞在環境のバリアフリー化や防音設備の導入等の設備投資に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。あわせて、バリアフリー対応済みの宿泊施設情報を「東京観光バリアフリー情報ガイド」等に掲載するとともに、都内観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有することで、ツアーの造成や円滑な旅行を後押しされたい。

（４）サイクルツーリズム推進に向けた自転車利用環境の整備

自転車は、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割を担うものとして重要な役割を果たすことから、政府・自治体において「サイクルツーリズム」推進に向けた取り組みが官民連携により進められている。加えて、ウィズコロナにおける今後の流行への備えとして、政府は、人との接触低減に資する交通手段として自転車の利用を推奨している。東京都は、自転車通行空間の計画的な整備推進や、地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進等、サイクルツーリズム推進に向けた自転車利用環境の整備に必要な措置を講じられたい。また、シェアサイクルのさらなる普及促進に向けて、利便性の高い都道等へのシェアリングポート設置促進を官民連携により引き続き取り組まれたい。

【企業の特徴的な声】
○自転車の利用者は急増していると感じる一方、道路交通法や交通マナーを知らない、守らない利用者によるトラブルも懸念される。安全に配慮した利用環境整備を推進されたい。（飲食）

（５）都内公共空間を活用したオープンカフェ・屋外における飲食提供等の推進

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国は、飲食店等がテイクアウト、テラス営業のための路上利用について、地方公共団体などが一括して占用許可申請を行うことにより、道路占用許可基準を時限的に緩和することとした。東京都においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置とし

て、都立公園における臨時的な営業許可のほか、都道及び臨港道路において、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を時限的に緩和すると共に、都内区市町村に対し同様の取り組みを依頼している。しかしながら、都内事業者にはこれらの施策を知らない、あるいはどこに問い合わせれば良いか分からないとの声も多い。また、こうした公共空間の活用に当たっては、様々な制度と整合性を図る必要があり、道路管理者により窓口も異なるため、円滑な利用が難しいケースがある。東京都は、国や区市町村等と連携し、こうした施策の都内事業者等への積極的な周知に努めると共に、活用に関する相談を受け付け、自治体等の関係部局との調整等を行うワンストップ窓口を設置する等により、都内の公共空間を活用したオープンカフェ・屋外における飲食提供等を推進されたい。あわせて、本年１１月末までの時限的緩和措置についても、今後の感染収束状況により期間延長を検討されたい。さらには、今後、アフターコロナにおける街の賑わい創出を見据えた、緩和措置の恒久化についても検討が望まれる。

４．地域社会・住民との調和、理解の促進

新型コロナウイルス感染症収束後の旅行・観光に関して、熊本県観光協会連絡会議が本年４月に全国の消費者に実施した意識調査では、自分が居住する地域への旅行者、特に外国人旅行者の受け入れに約６割が抵抗感があると回答しているとの結果が公表されている。今後の訪都旅行者の受け入れにあたっては、受け入れ先の地域・住民の不安を払拭し、理解を得る努力がこれまで以上に求められる。東京都は、区市町村および関係団体等と連携の上、都民・都内事業者等に対して、訪都旅行者の動向に関するデータの開示を行うと共に、経済・雇用・地域の魅力向上等、観光が地域の持続的発展にもたらす効果について、地域住民・事業者への理解促進、合意形成を推進されたい。その上で、各地域の特性に応じた愛着度（シビック・プライド）の醸成につながる観光戦略策定を支援されたい。

【企業の特徴的な声】
○これまでインバウンドによる混雑で日本人客が離れてしまっていたが、今後は地域に望ましいにぎわいのあり方を検討し、近隣の人が気軽に出かけたくなる街（安・近・短）を目指したい。街の機運を高める取り組みは都内一律でなく、各地域の実情に合わせて行うべき。（台東区・飲食）

Ⅳ．観光振興に向けて中長期的に取り組むべき事項

１．芸術・文化の発信強化

（１）伝統芸能・祭り・食のイベント開催の促進

２０１９年の「世界の都市ランキング（ＧＰＣＩ）」において、東京はロンドン、ニューヨークに次いで３位となり、上位２都市に比べ、「文化・交流」分野が弱い、と評価されている。したがって、東京が諸外国の観光先進都市との競争に打ち勝つためには、芸術や文化の発信を強化していくことが必要である。政府は本年７月に新設した有識者会議において、イベントの開催制限については予定通り同月１０日から一段階緩和することを了承した。東京都を中心に新規感染者は増加傾向にあるものの、現段階で緊急事態宣言を再発令しなければならない状況ではないとの認識を示している。政府においては、新型コロナウイルスによる感染症の流行状況を見極めつつ、イベント・エンターテインメント業の需要を喚起することを目的に、「ＧｏＴｏイベントキャンペーン」事業の実施を予定している。東京都においても、政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど、業界毎の感染症対策の実施状況、地域毎の感染症流行状況等を勘案しつつ、関係省庁・関係団体等とも相談の上、伝統芸能や祭り、食に関わるイベントを開催し、芸能・文化関連産業の支援、および街のにぎわい創出、地域の活性化に向けた需要喚起を促進されたい。

【企業の特徴的な声】
○東京の芸術・文化力を引上げるには、学校教育を通じて子どもたちが様々な文化・伝統を体験する機会を確保することが必要。大人になってからでは興味がわきにくい。（板橋区・観光関連）
○まず日本人自身が自国の文化、芸術に対する興味、理解度が低いと感じる。（飲食）
○芸術、文化のイベントで一番心配なのは、三密の解消。とくに換気が難しい施設が多く、施設の換気の解消に向けた設備投資に力を入れるべき。（レジャー関連）

（２）オープンスペースや民間施設等の利用補助制度の創設

街のにぎわいや交流を創出し、歩いて楽しめる都市空間づくりを進めるためには、道路や広場などの公共空間や、大規模な民間施設の公開された空地などを活用することにより、様々な人々の利用に配慮した休憩や交流が可能な交流スペースの充実が必要である。東京都は、道路空間や駅前広場、大規模建築物周辺のオープンスペース等の利用に関する補助制度を創設し、にぎわい・交流の場の提供・確保を積極的に推進されたい。

【企業の特徴的な声】
○歩行者天国を利用したイベントの開催。オリンピックの開催とバッティングするため中止となったイベントな

ど、今秋に開催ができるよう働きかけをお願いしたい。（建設関連）

（３）最先端ＩＣＴを活用した旅行体験の推進

近年、地域固有の文化や歴史等を旅行者に伝える手段として、ＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）等の最先端ＩＣＴを活用した観光コンテンツが、諸外国や日本国内の一部地域において先駆的に活用され始めている。こうしたデジタルコンテンツは、高い情報伝達能力や再現性を有していることから、「旅前」における旅行意欲の喚起、「旅中」における誘客促進・現地体験の付加価値向上、「旅後」における再訪意欲の喚起や他者への推奨など、旅行需要喚起に向けた様々な可能性が期待される。東京都は、東京が持つ文化や歴史、芸能、観光資源のデジタル・アーカイブ化および発信、文化・観光コンテンツのデジタル体験など、最先端ＩＣＴを活用した旅行体験を、都内観光団体や民間事業者との連携により推進し、コロナ禍において多くの人々が東京の魅力に触れる機会を積極的に創出されたい。

【企業の特徴的な声】
○デジタルアーカイブやＶＲ（仮想現実）等を活用した配信、外国人向けに多言語対応も必要。（印刷）

２．地域の持続的発展を意識した観光の推進

（１）観光地域づくり法人（ＤＭＯ）の底上げ

地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への愛着と誇りを醸成する「観光地域づくり法人（ＤＭＯ）」は、地域の持続的発展を推進する重要なかじ取り役である。観光庁は本年７月、地方自治体やＤＭＯ向けに、国際基準に基づいた「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ）」を策定し、効果的で持続可能な観光地マネジメントへの取り組みを促していくこととしている。今後、各地方自治体やＤＭＯにおいて、多面的な現状把握の結果に基づく持続可能な観光地経営が行えるよう、東京都は、国と連携して本ガイドラインの区市町村、都内ＤＭＯ等に対する周知に努めるとともに、米国をはじめとする海外先進都市や日本国内における、地域全体を巻き込んだ意識改革等の好事例等を共有できるよう、国や他の自治体と連携した仕組みを講じられたい。

【企業の特徴的な声】
○都内観光資源が有機的に連携するＤＭＯ組成の促進をお願いしたい。（製造）

（２）学校教育における東京への郷土愛の醸成

観光地域づくりを進める上で、魅力ある観光コンテンツを開発し、国内外に発信していくためには、シナリオを描くことができる人材、マネジメントができる人材が不可欠である。こうした人材には、市場に対する洞察力や意思決定、問題解決に向けた実践力に加え、地域に対する誇りや愛着といった人間力が必要である。そのため、東京都は、こうした地域の次代を担う子供たち（小学生から高校生程度）の学校教育における郷土愛の醸成等を通じて、将来の観光地域人材の育成に鋭意取り組まれたい。

【企業の特徴的な声】
○日本には自然、歴史、アミューズメント、食等多くの素晴らしいところがある。海外に向けてだけでなく、日本人に対しても多くの魅力をアナウンスし観光業を盛り上げて頂きたい。（製造）
○地域において盆踊りや例大祭などが若者の地元への愛着に繋がっている。このような地道な活動を継続していくことが肝要。（建設関連）
○小中学生に向けた区内観光資源クイズの他、伝統工芸の体験ツアーなども企画しており、教育プログラムとして積極的な活用を期待する。（観光関連）

（３）若者の旅行経験の促進

わが国では２０代を中心として若者の旅行離れが指摘されており、政府等においても、これまでアウトバウンドの振興において若者の旅行経験の促進策が検討されてきたところである。国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられているが、中長期的な市場活性化に向けては、未来を担う若年層の旅行促進が重要である。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど今後もさらに旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。東京都においては、学校教育における企業人の派遣や観光関連プログラムの導入、保護者に対する旅行の理解促進、教育旅行の推進強化や若者向け優遇商品の造成等を通じ、若者の旅行経験の促進を図られたい。

【企業の特徴的な声】
○感染状況を把握し安全性を確保した上で、中高生の修学旅行を再開してほしい。バスの乗車人数や宿泊人数の制限、訪問地の分散化等の対策を講じた上での実施を望む。（千代田区・観光関連）
○学校教育において林間学校や修学旅行を充実させることで、子供の時から旅行の楽しみを醸成させることができる。（建設関連）

（４）都市間・広域連携のさらなる推進

東京が今後観光都市として国際競争力を高めていくためには、都内に点在する観光資源を多様な移動手段により線でつなぐ、官民が協働して効果的なプロモーションを行うなど、オール東京で観光振興を推進していくことが必要である。ついては、都内唯一の広域観光団体である東京観光財団が中心となり、東京都や区市町村、地域のＤＭＯ・観光協会、商工会議所、民間事業者等によるネットワークを構築し、各構成団体の取組成果や各種観光データの分析などを踏まえつつ、広域的な連携を推進していくことが求められる。

【企業の特徴的な声】

○首都圏においても、昇龍道（中部・北陸地方の広域観光周遊ルート）のように都市と地方が連携した周遊型観光を推進すべき。（レジャー関連）

○ＥＡＳＴ　ＴＯＫＹＯとして墨田区、江東区、台東区との連携事業を継続しており、引き続き地域連携や広域連携への補助金を期待する。（観光関連）

○都内に散らばっている各県のアンテナショップを同じ場所へ誘致し、名産品の販売だけでなく、各県の魅力的な観光地をアピールし盛り上げることも必要。（製造）

以　上

２０２０年度第１４号
２０２０年９月１０日
第２２３回（臨時）議員総会
第７２８回常議員会決議追認

＜提出先＞東京都　等

＜実現状況＞

○東京都家賃等支援給付金　創設

○東京ｉＣＤＣ（東京感染症対策センター）の立ち上げ

○感染防止徹底宣言ステッカーの掲示の努力義務化

○都内観光促進事業（もっと楽しもう！ＴｏｋｙｏＴｏｋｙｏ）実施

○東京観光の魅力発信キャンペーン　実施

１５．中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

基本的な考え方

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の９９．７％を占め、雇用の約７割を支え、従業員への給与支払総額の約４割、社会保険料の事業主拠出分約５割を負担するなど、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献するだけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済およびまちの活性化の両面に寄与している。現在、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業・小規模事業者が経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来し、後継者不在を理由とした廃業も増加している。中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代につなぐことが喫緊の課題となっている。

そのような中、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、わが国経済は過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じ、多くの中小企業・小規模事業者は深刻な経営状況に陥っている。事業者は、「ウィズコロナ」において、自社の業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービス開発、事業ドメインの再構築など新しい取り組みが求められている。企業が活力を高め、生産性を向上させていくことが必要だが、日々の事業活動が優先され事業承継対策が後回しになることから、さらなる支援強化が必須である。抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、事業承継時に焦点を当てた経営者保証ガイドラインの特則を活用した従業員承継の促進や、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

昨今、事業承継の重要性に関する認識の高まりから、国においては事業承継税制の抜本拡充や個人版事業承継税制の創設、第三者承継支援総合パッケージ、中小Ｍ＆Ａガイドラインの策定など、東京都においては事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金の創設、地域金融機関による事業承継促進事業の創設など、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ってきている。一方で、各種施策や税制について、中小企業・小規模事業者の理解度はいまだに高くない。支援施策の充実や、事業承継のサービスを提供する民間事業者が増加したことは歓迎されるべきであるが、情報が氾濫し、経営者が自社にとって真に必要な対策を見極められず、困惑するというケースも見受けられる。経営者の理解度を高めることは、事業承継対策の早期着手の「気づき」につながることから、さらなる制度の整備を行うとともに、スピーディかつ正確な周知が必要である。

東京商工会議所では、都内４か所に設置したビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

において、昨年度７８０社に対して総合的かつ精緻な事業承継診断を行うなど、延べ３，１３０件の事業承継相談を実施した。また、小規模な事業者のM&Aのマッチング支援を東京都事業引継ぎ支援センター（国の委託事業）において実施し、９０８社の新規相談、７５件の成約を実現している。当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、喫緊の課題である中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考１：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

・東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））にて支援を行い、主に第三者承継（M&A）を東京都事業引継ぎ支援センター（国の委託事業）にて支援している。

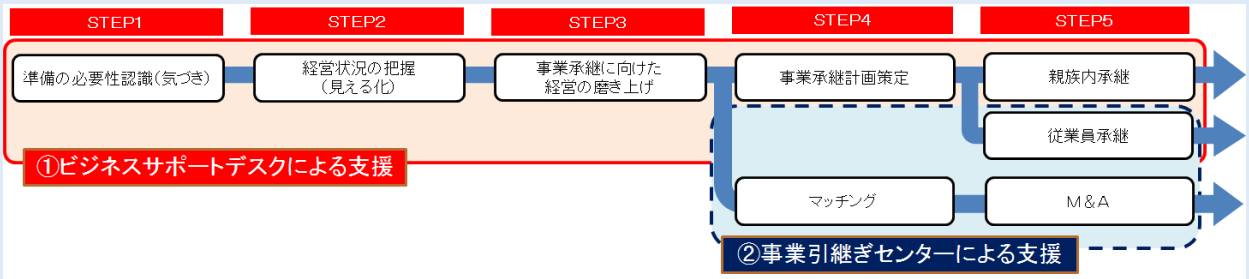

○ビジネスサポートデスク（ＢＳＤ）（東京都地域持続化支援事業（拠点事業））

・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題（事業承継・創業・経営革新など）に対応するため、支援拠点を東西南北の４エリアに設置。２３支部と連携した相談体制を構築している。

・拠点には中小企業支援の専門家（コーディネータ）が常駐し、課題を整理して支援プランを作成。コーディネータにくわえ、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細かに支援。

○『社長６０歳「企業健康診断」®』事業

・事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料サポートしている。

○事業承継対策委員会における取り組み

・事業承継税制の利用促進に資するセミナーの実施。
（本部・２３支部にて２９回・５００名以上　受講）

・「社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集」の発行（実名にて掲載）。
※親族内承継　６件
　従業員承継　２件
　第三者承継　３件

・「事業承継支援ハンドブック」の発行。

【経営者向け：「会社を未来へつなぐために今からできること」】

東京商工会議所の支援メニューや公的支援施策の紹介、活用法のほか、「社長６０歳『企業健康診断』®セルフチェックシート」や「事業承継税制適用に関するチェックリスト」を掲載。

【支援担当者向け：「中小企業・小規模事業者の事業承継における公的支援活用術」】

地域金融機関や支援機関担当者向けのハンドブックでは、経営者との接触から東京商工会議所の支援メニューと自行の支援とを組み合わせた支援手法について、具体的な会話例なども交え掲載。

○東京都事業引継ぎ支援センター

・事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。その中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援。売上高１億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

【新規相談・成約実績】

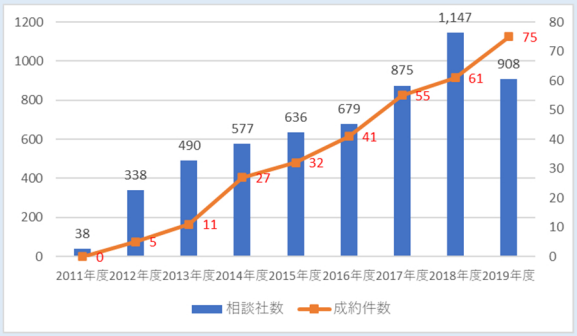

Ⅰ．事業承継の早期着手の実現

１．総合的な支援体制の維持・強化

事業承継は、本業である事業の承継と、株式を含めた事業用資産の承継に大きく二分される。それぞれ個別の対策が必要であり、個社によって有効な対策方法は異なる。さらに、対策を行うには相応の期間と労力がかかることから、早めの取り組みが重要であるが、日々の経営が優先され、多くの企業において事業承継対策は後回しになるケースが多い。くわえて、現在、新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受け、中小企業経営者にとって、より一層の経営努力が求められている。そのような中、「価値ある事業」を次代へ円滑につないでいくためには、早期対策の重要性について経営者の「気づき」を促進する活動が重要であるとともに、「ウィズコロナ」における強力な支援が必要である。

国においては、平成２９年度、「プッシュ型事業承継支援高度化事業」として、早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気づき」を促進するため、都道府県単位で、商工会議所、金融機関などの身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」が構築された。本事業では、プッシュ型の事業承継診断により、経営者から、事業承継にかかる悩み・課題・ニーズを掘り起こしたうえで、適切な支援機関に取り次ぐことができる。また、必要に応じて地域の専門家による支援も行うなど、経営者の「気づき」促進の一助となっている。

東京都においては、「事業承継・再生支援事業」として、中小企業が事業承継に取り組む（承継後も含む）過程において、外部専門家などに委託して行う取り組みに対し、その経費の一部が助成されるほか、普及啓発・後継者教育セミナーを開催するなど、幅広い支援を行っている。また、「地域金融機関による事業承継促進事業」では、地域にネットワークを持つ金融機関が窓口になることで、事業承継にかかる課題の洗い出しから解決策の立案、ならびに事業承継などにかかる資金調達までの取り組みを並行して支援することが可能となっている。いずれにおいても、経営資源の少ない中小企業においては非常に有効な事業であることから、今後も継続して支援されたい。

２．早期の事業承継促進による生産性向上の実現

新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国の経済活動は大きな転換を求められている。中小企業においても、テレワークや時差出勤、オンラインでの面談や会議など社内体制および業務プロセスの抜本的な見直しや、新製品・新サービス開発など事業ドメイン再構築が求められている。他方、当商工会議所の調査によると、３０代から４０代で事業を引き継いだ経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」など前向きな取り組みを行い、業況を拡大させている割合が高い。また、３０代から４０代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが中小企業の生産性向上の実現に寄与している。現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した早期事業承継対策の「気づき」を促進すべく、例えば当商工会議所の調査結果を掲載したチラシの配布など周知を図られたい。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曽有の危機に直面するなか、中小企業においても多くの変革を求められており、さらに事業承継対策が後回しになりがちないまこそ、早期の事業承継を促進すべきである。また、若くして承継した経営者が、若い感性で大胆な革新的取り組みを行えるよう、事業承継補助金をはじめ積極的な支援を図られたい。

事業承継の課題別取組状況（後継者決定の有無）

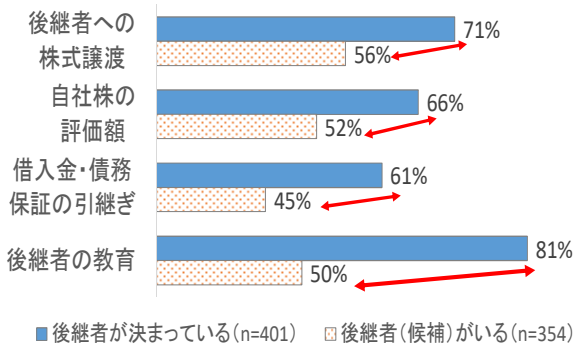

事業承継後の新たな取り組み

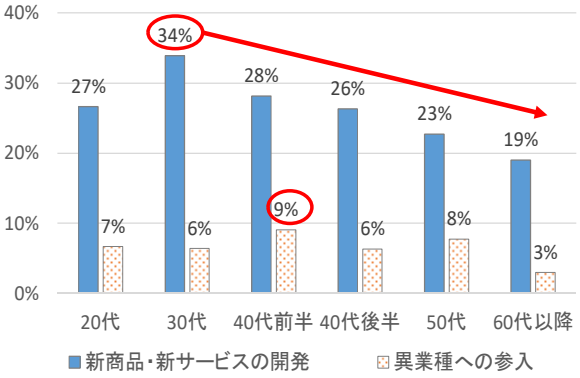

事業を引き継いだ年齢と業況が良くなった割合

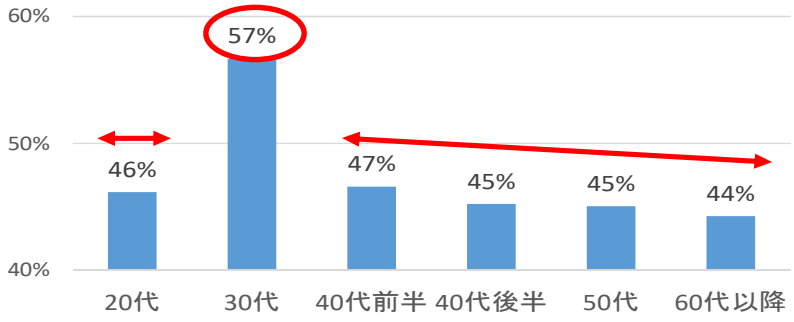

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（2018 年）

３．自社株式の評価促進

事業承継対策を検討するにあたり、自社の現状を知ることが重要である。経営権（株式）の承継においては、自社株式の評価額がどの程度なのかによって、有効な対策が異なることから、まずは自社株式の評価額を認識する必要がある。しかし、当商工会議所の調査によると、自社株式評価額を算定したことがない企業は４割に上り、毎年定期的に自社株式の現状を確認している企業は２割に満たない。他方、毎年定期的に算定している企業、ならびに過去に算定したことがある企業においても、昨今の新型コロナウイルス感染拡大が中小企業の財務諸表に与えた影響は大きく、株式評価額の変動が予想されることから、いま一度自社株式の評価額を算定するべきである。また、経営者のみならず、支援機関や金融機関の担当者からも、「企業の株式評価額の算定により、事業承継対策の必要性に気づいた」という声が多いことから、自社株式評価額の算定を強力に促進すべきである。近年、民間金融機関でも、自社株式評価額をシミュレーションするサービスを開始しているが、東京都の「事業承継・再生支援事業」における事業承継支援助成金は、外部専門家を活用した株式評価額算定費用の一部が助成されることから、積極的な周知を図られたい。

自社の株式価値の算定状況（従業員規模別）

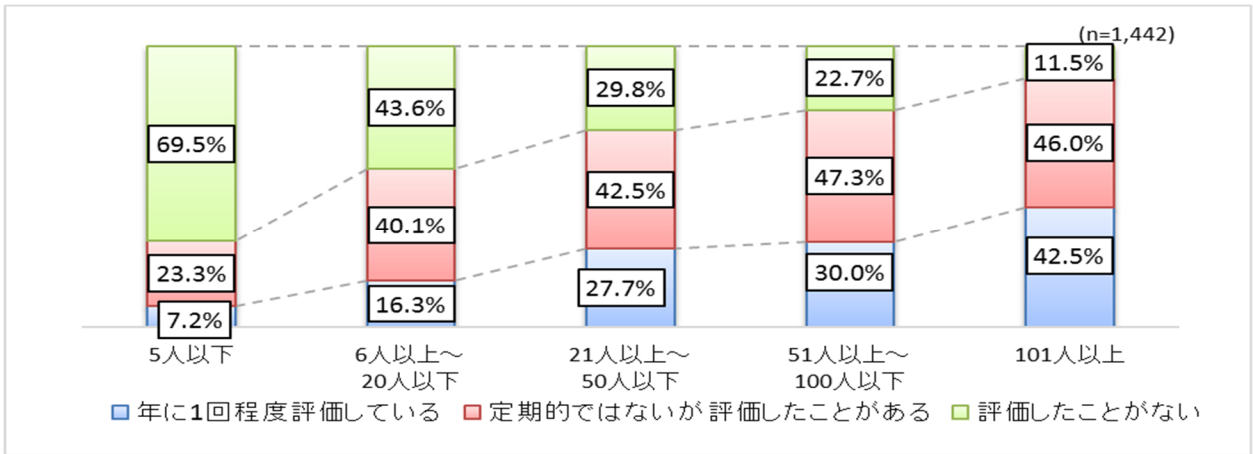

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２０年１月）

【都内中小企業の声】

○ 後継者が一日も**早く”経営”を意識するように、早い段階から資金繰り管理などを行わせるべき**（製造業）
○ 後継者候補の長男が入社。特例承継計画の提出を検討しており、株価の算定も毎年行っている（製造業）
○ **株価対策の必要性など早期の事業承継に対する「気づき」がなく、事業承継税制までたどりつかない**経営者が多い（金融業）

＜具体的な項目＞

- 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
  ・国における株式評価算定の補助制度の創設（国）
  ・事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保（東京都）（コーディネータを統括するプロジェクトマ
  ネジャーの設置、拠点の増設、質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）
  ・「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続、および後継者の年齢を考慮した事業承継の気づきの促進（東京都）
- 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現
  ・ベンチャー型事業承継の支援事例発信（国）
- 後継者の新たな取り組みを支援する事業承継補助金の継続・予算拡充（経営革新計画認定企業の優先採択等）（国）
- 東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充（東京都）

Ⅱ．抜本拡充された事業承継税制の利用促進

１．特例承継計画の周知・申請の促進

平成３０年度の税制改正で抜本拡充された事業承継税制においては、改正前と比較し、納税猶予の対象となる株式や納税猶予の割合などの点において優遇されている。また、平成３１年度税制改正により創設された個人版事業承継税制においても、多様な事業用資産に係る贈与税、相続税の納税猶予が可能となっており、個人事業主の事業承継における後継者負担軽減につながるものである。いずれの改正も事業承継対策支援の強化につながるものであり、大いに歓迎したい。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、多くの中小企業は事業存続の危機に直面するほど経営に大きな影響が生じている一方、事業承継の観点では好機と捉えることもできる。後継者による新たなビジネスモデルへの転換に向けた取り組みや、イノベーションの創出が期待され、あわせて、景気や業績の悪化に伴い自社株式の評価額が下がることで、税負担を軽減することができる。一方、経営者の高齢化が進む中において、感染症などの拡大により経営者に万が一のことが発生した際に、突然、高額な納税負担が発生するというリスクも懸念される。相続や贈与の税負担による企業経営や後継者への負担を回避する観点からも、新型コロナウイルスへの対策が求められる中においても、事業承継の計画的な準備と、贈与税・相続税の納税が猶予される特例承継計画の提出がこれまでにも増して重要となっている。

特例承継計画は、改正前の一般事業承継税制と比べ平年ベースで約１０倍のペースで申請されており、２０２０年４月末時点で累計６，５００件を超えるなど、利用が広がっている。しかし、中小企業庁によると、２０２５年までに、７０歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約２４５万人とされ、潜在的な利用者数はまだ多く存在すると考えられる。これらの状況に鑑みて、２０２３年３月末の申請期限までに、さらに多くの経営者が本制度を理解し、特例承継計画の申請を促進するための取り組みが必要である。したがって、経営者のみならず、中小企業の支援機関、士業などの専門家や地域金融機関を巻き込んで、より広い層に周知強化を進めるべきである。

また、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、中小企業には、事業継続やこの局面を乗り越えるための経営努力が求められている。新型コロナウイルスの収束時期や、経済回復の状況によっては、特例承継計画の申請など事業承継に向けた取り組みが遅れることが懸念される。そのため、２０２３年３月末までとなっている特例承継計画の提出期限、また、２０２７年１２月末までとなっている抜本拡充された事業承継税制を延長することを検討されたい。

事業承継税制の利用促進にあたっては、株式のうち外国子会社相当分が対象に含まれないことから、事業承継税制の対象となる株式の金額が小さくなり、活用しづらいといった声もあがっている。中小企業においても海外進出が進む中で、海外進出している企業であっても事業承継税制が活用できるよう、外国子会社株式相当分も猶予の対象とすることを検討されたい。

抜本拡充された事業承継税制の申請実績

【国】２０１９年度申請実績（累計２０１８年４月～）

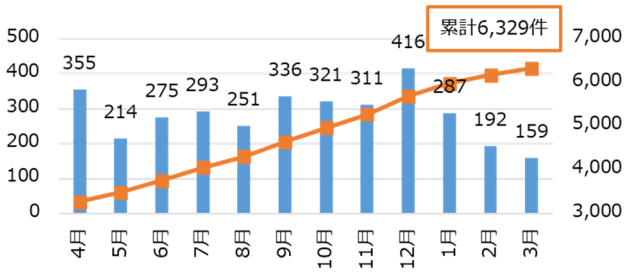

【東京都】（２０１８年８月～２０２０年３月）
特例承継計画の月平均申請件数　累計９２６件

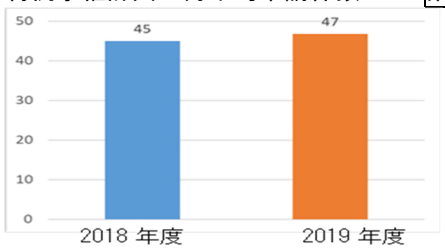

２．事業承継税制の認知度向上・正しい理解促進

特例承継計画の申請促進とあわせて、事業承継税制の正しい理解促進に向けた取り組みも重要である。当商工会議所の調査によると、事業承継税制について改正内容まで知っている事業者は約２割程度にとどまり、前年の調査時と同水準となっている。抜本拡充前の一般事業承継税制で感じられていた「使いづらい」といったイメージが先行するなど、抜本拡充された内容を正確に理解していない経営者、また、税理士などの専門家においても正確な情報を経営者に伝えていないケースも多数見受けられる。

事業承継税制の利用促進には、贈与税や相続税について１００％の納税猶予や雇用維持要件の緩和、経営環境変化に応じた株価下落時の納税額再計算などの抜本拡充された内容やメリット、申請手続きなどを整理するとともに、この特例が２０２７年までの時限措置であることを、経営者が正しく理解するための情報発信が重要である。そのため、経営者向けの施策情報や、活用事例などの周知徹底を図り、あわせて、経営者が情報に触れる機会を増やすためにも、経営者にとって主な情報の入手元である、税理士などの専門家や金融機関などの支援機関による、情報周知や利用促進の働きかけ強化が求められる。

また、支援機関による改正内容の周知強化とあわせて、事業承継税制の活用にあたってのサポートも重要である。具体的には、特例承継計画提出に向けた事業承継計画の策定から、計画実施段階や承継後の円滑な事業運営に向けた助言やサポートなどの支援が必要となる。また、今後事業を引き継ぐ後継者が、認定取り消しの際の納税負担や、財産価値が株式に集中している場合に、相続時に公平な財産承継ができなくなるなど、事業承継税制を利用した場合に生じるさまざまなリスクを理解し、必要に応じて対策を取るなど、制度への正しい理解と備えが重要となる。事業承継税制の提出を支援する認定支援機関は、申請手続きだけでなく、これらの点も踏まえた適切な情報提供、多面的な支援、フォローを担う必要があり、支援体制強化とあわせて、適切な情報周知の強化を進めるべきである。

事業承継税制の実際の運用については、贈与税における一般措置を過去に利用した事業者が新制度に乗り換えられない、相続税の納税猶予にあたっては、相続時に後継者が役員に就任しておらず、先代経営者が急逝した場合には役員就任要件を満たせず、税制を利用できない、などの声があがっている。過去に贈与税に係る納税猶予制度を利用した企業に対して抜本拡充された事業承継税制に移行できるように配慮することや、相続税の納税猶予を利用する場合に限り後継者に係わる役員就任要件を撤廃するなど、実際に制度を活用、または活用を検討する事業者や、税理士などの専門家や金融機関などの支援機関の声をもとに、制度面からも円滑な事業承継の後押しを検討されたい。

なお、東京都におかれては、産業労働局内の事業承継税制担当により、特例承継計画や事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

抜本拡充された事業承継税制の認知度

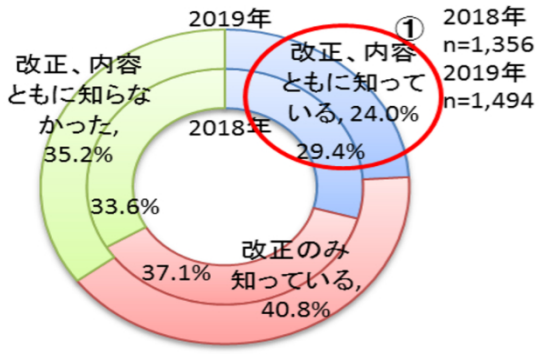

特例承継計画の策定状況

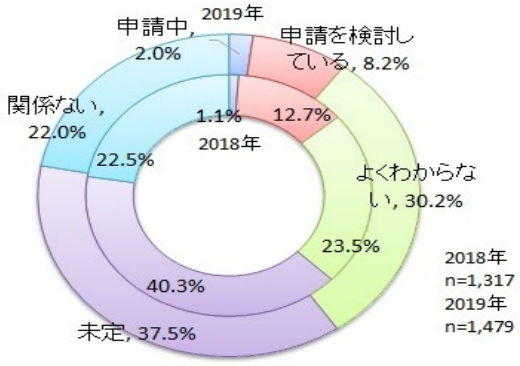

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２０年１月）

抜本拡充された事業承継税制の改正の入手元　※改正内容を知っている事業者のみ

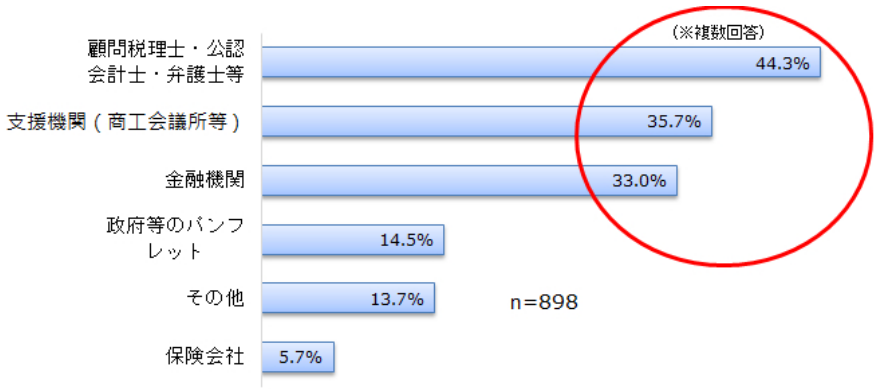

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０１９年３月）

【都内中小企業の声】

○ **東商支部で情報提供された事業承継税制を活用**して株式承継を行う予定（製造業）
○ 特例承継計画の提出を検討しているが、**１０年間の期限終了後に不安が残る**（卸売業）
○ **株価を算定し熟考した**末、事業承継税制を利用しないこととした（サービス業）

＜具体的な項目＞

- 事業承継税制の認知度向上（国・東京都）
  - ・事業承継税制の理解のさらなる促進に向けた周知活動の強化
  - ・支援機関をはじめ、専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進
- 特例承継計画策定に向けた周知強化（国・東京都）
  - ・特例承継計画策定支援の推進
- 事業承継税制の運用の改善（国）

（申請手続きの緩和）
・（新）新型コロナウイルス感染症の中小企業への影響に鑑み、「特例承継計画」の提出期限延長、抜本拡充された事業承継税制の期限延長
・（新）災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化
・（新）都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化
（制度適用対象の拡大）
・相続発生時における後継者の役員就任要件の撤廃
・納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式における外国子会社株式の対象化
（制度適用後の不安解消）
・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認

- 経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象拡大（国）
- 個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知促進（国・東京都）

Ⅲ.「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時特則の利用促進

１．事業承継時特則の利用促進

独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査によると、「事業承継を検討する際における延期・断念する理由」について、「後継者に経営者保証を負わせたくない」との回答が最も多かった。一方で、後継者自身も経営者保証の承継を敬遠するケースが多い。とりわけ、従業員承継では、後継者候補の従業員や従業員の家族が借入金の経営者保証に二の足を踏み、事業承継が失敗する事例が散見される。事業承継時において、借入金、ならびに債務保証（経営者保証）は経営者、後継者双方にとっての最大のネックとなっている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せないなかで、後継者にとって経営者保証の存在はますます障害となることが予想される。

政府系金融機関である株式会社商工組合中央金庫では、２０２０年１月より「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定条件を満たす企業には原則無保証とする旨を公表した。また、信用保証協会でも事業承継時に一定の要件下で経営者保証を不要とする信用保証制度が創設された。民間金融機関においても、２０１９年度下期より経営者保証のない融資の実績など（ＫＰＩ）を公表するなど、融資の無保証化に向けた取り組みが拡大傾向にあることは大いに歓迎したい。

そのような中、２０１９年１２月に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライ

ン』の特則」（２０２０年４月運用開始）は、承継の際に前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることを原則として禁止しており、さらに後継者からの取得については、事業承継の阻害要因となることを十分考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁である経営者保証の引継ぎ問題を解決する一助になりえることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関など広く周知を図られたい。

他方、金融機関が後継者に対し債務保証を求めるか否かについて検討するうえで、「経営者保証に関するガイドライン」では、中小企業に対し、①法人と個人の分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示、を求めている。経営者保証の解除を希望する中小企業経営者が、そのために何をすべきなのかについては、金融機関より引き続き真摯な説明を行うよう指導の徹底を図られたい。あわせて、中小企業庁が行う「経営者保証コーディネーター」制度は、経営者保証を解除するため、磨き上げに取り組む企業を支援するものであり、活用促進に向け積極的な周知を図られたい。

事業承継を検討する際における延期・断念の理由

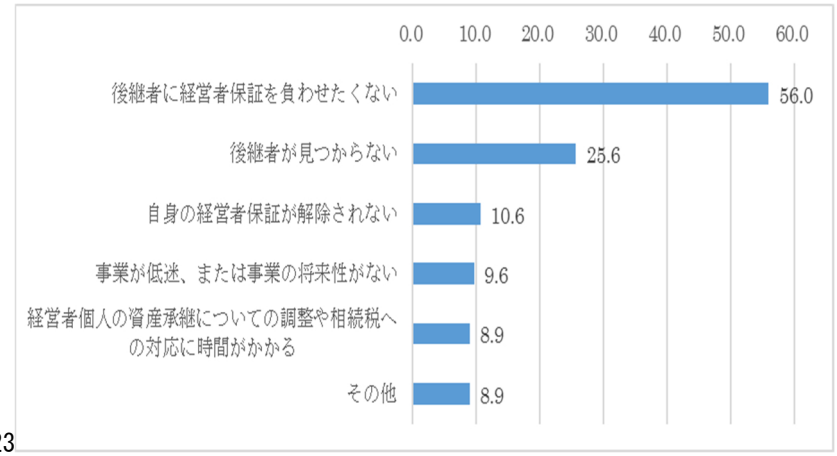

出典：中小企業基盤整備機構「平成 30 年度『経営者保証に関するガイドライン』認知度調査」（２０１９年７月）加工・再編

参考２：事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の概要】

本特則は、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、主たる債務者、保証人および対象債権者のそれぞれに対して、事業承継に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。経営者保証が阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなど以下の考え方が明記された。

１．前経営者、後継者双方からの経営者保証の二重徴求の原則禁止（例外を４類型に限定列挙）
２．後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し慎重に判断
３．前経営者の経営者保証の継続は慎重に検討
４．金融機関は、内部規程（判断基準等）等を整備し、保証契約の必要性について具体的に説明

２．金融機関向け周知・運用状況の確認・指導

２０１３年１２月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の認知度は、当商工会議所の調査によると、「名称、内容ともに知っている」との回答が２１．７％、「名称のみ知っている」をくわえても６割にも満たないことから、依然として低い水準にある。一方、経営者が「経営者保証に関するガイドライン」について知る機会は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査結果にもあるように、「金融機関からの説明」が最も多い。今後、中小企業経営者における、本ガイドライン、ならびに今般公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」への理解度を向上させるためには、金融機関が果たすべき役割は非常に大きいといえる。正確、かつ迅速に本制度を広く中小企業経営者に周知するために、金融機関担当者に対する周知を徹底されたい。また、民間金融機関においては、２０１９年度下期より経営者保証のない融資の実績などを公表するとしているが、本特則についても、継続的に運用状況のモニタリング調査を実施されるとともに、運用状況が著しく低い金融機関においては運用促進に向けた指導を行われたい。

経営者保証ガイドラインの認知状況

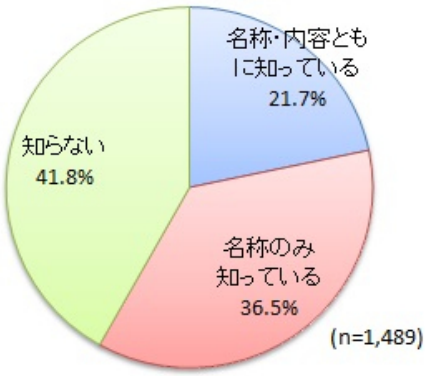

民間金融機関の説明状況

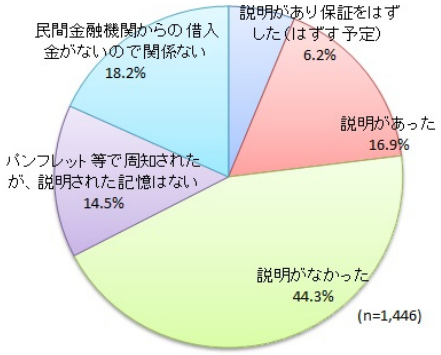

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２０年１月）

「経営者保証に関するガイドライン」の情報入手先

n=4, 938

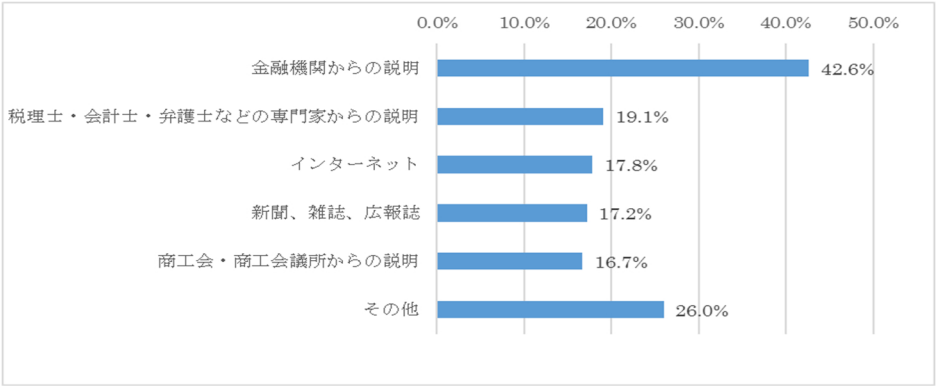

出典：中小企業基盤整備機構「平成３０年度『経営者保証に関するガイドライン』認知度調査」（２０１９年７月）加工・再編

【参考３：「経営者保証に関するガイドライン」の概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として２０１３年１２月に策定・公表されたガイドライン。

２０１４年２月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の３点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」（※）を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」
　停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ＡＢＬ）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。 ● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。	● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。	● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。 ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

【都内中小企業の声】

○ 現経営者である自分の**右腕である従業員に事業承継を打診したが、借入の経営者保証がネックとなって断られた**（製造業）

○ **預金額の半分程度の借入をしているがすべて個人保証を取られており**、承継するにあたり解除してもらいたいと思っている（卸売業）

○ 自身が承継する際に、**取引金融機関に対して事業計画などを説明し、経営者保証を解除してもらった**（製造業）

＜具体的な項目＞
- 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底（国・東京都）
  - ・金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の周知強化
  - ・中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化
- （新）「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底および利用促進（国・東京都）
  - ・中小企業経営者のみならず支援機関、金融機関などへの周知強化
  - ・運用状況のモニタリング調査の実施
- 信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底（国）

Ⅳ．第三者承継（Ｍ＆Ａ）の推進

１．中小・小規模Ｍ＆Ａの推進

親族や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するための有用な手段が、第三者承継（M&A）である。しかし、２０１９年版「中小企業白書」によると、事業承継した経営者と後継者の関係について、親族内承継が過半数を占める一方で、社外への承継は２割未満にとどまり、依然として第三者に事業を承継する経営者は少数派である。当商工会議所の調査によると、M&Aに対して、「良い手段だと思う」と回答する割合が約５割を占めている一方で、約４割が「よく分からない」と回答しており、また、M&Aに対して、「乗っ取り」や「リストラ」など、敵対的、ネガティブなイメージを持っている中小企業経営者も多く存在する。とりわけ事業承継が間近に迫っている６０代、７０代の経営者ほど理解度が低いことから、後継者不在の中小企業が廃業を回避し、M&Aを事業承継の有効な手段として選択するためにも、M&Aに対する正しい理解促進や、イメージの向上が必要である。

また、実際にM&Aを検討する際、企業は自社の魅力向上に向けた事業の磨き上げや、会社資産と経営者個人の資産の線引きなど、会社内部の整理に係る準備期間と、相手探し（マッチング）からクロージングまでに相当の期間を要するものである。そのため、早期から事業承継の選択肢の一つとしてM&Aを位置づけ、計画的にこれらの準備を進めていく必要がある。なお、今後新型コロナウイルスの影響により廃業を選択する経営者の増加も予想される。価値ある事業を次代へつなぐという観点からも、M&Aを活用し、全部譲渡のみならず一部譲渡についての早期検討の促進が重要であることから、令和２年度の一次補正予算で創設された「経営資源引継ぎ補助金」の継続・拡充をお願いしたい。一方で、事業の成長を目的として、後継者不在の中小企業の事業譲受（M&A）を希望する企業も増加していることから、M&Aなどを通じて事業再編・統合に取り組む中小企業を後押しする税制措置の創設を検討されたい。

後継者候補不在の中小企業の第三者承継（M&A）の促進・支援について、事業引継ぎ支援センターでは、M&Aに対する幅広い相談や、センターに登録のある仲介者への橋渡し、センター内の譲受ニーズの中での承継候補先の紹介、マッチングなど、第三者の立場からM&A実行に向けた支援を行っている。これまで５，０００社以上の相談実績のうち、民間M&A会社では対応が難しい売上高１億円未満の小規模の事業者からの相談が半数を占め、成約件数も年々増加傾向にあり、特に小規模M&Aの促進に大きく寄与している。今後も中小企業、特に小規模の事業者におけるM&A実行支援を促進し、成約実績の増加を図るべく、事業引継ぎ支援センターの周知と、今後さらに相談機能強化のため、予算の拡充を図られたい。

Ｍ＆Ａに対するイメージ

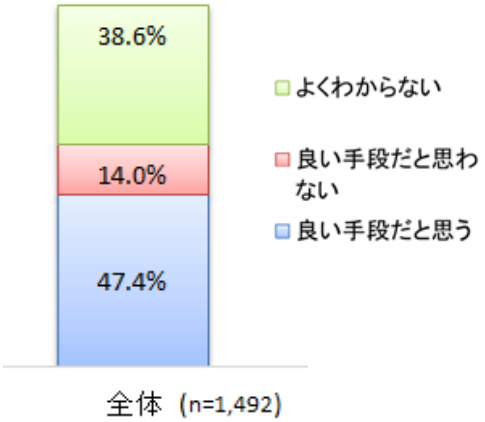

Ｍ＆Ａに対するイメージ（年齢別）

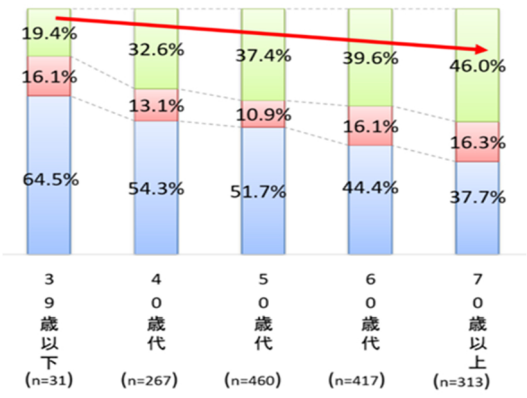

出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」（２０２０年１月）

２．適正な中小企業Ｍ＆Ａマーケットの成立

近年では事業引継ぎ支援センターなどの公的機関のほか、中小企業を対象とした民間のM＆Ａ専門業者、ＩＴプラットフォームを用いたマッチングサービス業者などが増加傾向にあり、M＆Ａを検討する中小企業にとって、選択肢や環境は整備されつつある。一方で、経営者にとってM＆Aは、「経験や知見がなく進め方がわからない」「M＆Ａ業務の手数料などの目安がわかりにくい」「M＆Ａ支援に対する不信感がある」など、不透明な情報が多いことから、抵抗感を感じている経営者が多く存在する。

２０２０年３月に、中小企業庁が策定した「中小M＆Ａガイドライン」は、公的機関や民間のM＆Ａ専門業者、金融機関など事業承継支援に携わる関係者の適切な対応を示し、また、M＆Aに関する知識、経験がない中小企業経営者にとっても、適切な仲介業者、手数料水準を見極めるための指針となりうるものである。また、本ガイドラインにはさまざまな事例が盛り込まれており、経営者にとってM＆Aを身近に感じ、イメージの向上が期待される。支援に携わる関係者、ならびに経営者に対して、本ガイドラインの周知を徹底するとともに、ガイドラインに沿った適切な支援サービスがなされるよう、モニタリングに取り組まれたい。

また、増加傾向にあるＩＴプラットフォームを用いたマッチングサービス業者については、インターネット上のシステムを活用し、中小企業・小規模事業者におけるマッチングの機会を拡大した点において評価できる。一方、掲載案件の信頼性のリスクが課題として存在しており、掲載案件の実在確認や、情報の更新に関する管理徹底などが求められている。

また、第三者承継（M＆Ａ）の取り組みに対する具体的な支援策については、昨年度、東京都において事業承継支援助成金が創設され、民間M＆Ａ会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになった。本助成金は、第三者承継の促進につながることから、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。国においては、事業承継補助金や、経営資源引継ぎ補助金が令和２年度の補正予算事業に盛り込まれ、中小企業の事業承継に向けた取り組みの後押しとなるものと期待される。国や東京都による事業承継支援に対する補助金・助成金など支援制度が整備されるなか、後継者不在の中小企業・小規模事業者にとっては、M＆Ａはいまだに身近なものではなく、M＆Ａの検討に向けた後押しとなるよう、これらの支援策の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

【都内中小企業の声】

○ **事業の多角化や新規事業展開のため、同業同士のM＆Ａが活発化**しており当社でも検討している（製造業）
○ M＆Ａ仲介業者６社から立て続けに「当社を売らないか」との問い合わせがあった。**提示された候補企業リストには、まったく畑違いの企業や投資会社もあり、うまく引き継いでくれるとは思えなかった**（製造業）
○ 実子もおらず、従業員も若いため、**今後M＆Ａも検討していく。蓄積された技術力もあるので廃業はしない**（製造業）

＜具体的な項目＞

- 事業の成長を目的とした第三者承継（M＆Ａ）を後押しする税制の拡充（国）
  ・（新）M＆Ａなどを通じて事業再編・統合に取り組む中小企業を後押しする税制措置の創設
  ・経営者個人が所有する事業用資産を会社に売却する場合における、登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の減免
- （新）中小企業やM＆Ａ支援機関に対し「中小M＆Ａガイドライン」の周知と適切な運用に向けたモニタリングの実施（国・東京都）
- （新）経営資源引継ぎ補助金の継続・拡充（国）
- 東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充（東京都）（再掲）
- 小規模M＆Ａ促進に向けた周知強化（国・東京都）
- 事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充（国）
  ・東京都事業引継ぎ支援センターの相談機能の強化
  ・小規模M＆Ａを手掛ける専門家の育成
- 個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備（国）
  ・飲食店など個人事業主の屋号の承継に関して、親族内承継、親族外承継問わず、新規許認可取得の不要、および手続きの簡素化

Ⅴ．その他の課題

１．分散した株式の集約

旧商法で株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があったことや、相続などによって、株式が分散している中小企業も多く存在している。安定した経営を継続するために株式の集約は重要であるが、当該非上場株式が高く評価され、経営者による買い戻しが困難なケースも多い。そのため、株式の集約化に向けた支援強化と株

式評価額算定方法の見直しが必要である。

２０１８年１２月に設立された東京都事業承継支援ファンドは、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるため、ファンドに加入する地域金融機関などと連携し支援を行っていくものであり、２０２０年３月末時点で２社へ投資、支援を行っている。引き続き、資金難により株式集約が図れない中小企業への積極的な支援を図るとともに、投資後においても、継続した支援強化を図られたい。

また、東京中小企業投資育成株式会社では、２０２０年３月までに投資先社数１，０８８社、投資残高４１８億円の実績を持ち、中小企業の長期安定株主の機能と、分散した株式の集約に寄与している。民間のベンチャーキャピタルとは異なり、「経営の自主権を尊重」「株式上場の義務付けなし」など、経営判断に中小企業経営者の意向が尊重されやすいこともメリットといえる。投資育成制度を活用することにより、中小企業の株式の集約、ひいては自己資本の充実につながることから、今後さらなる支援促進に図られたい。

株式の集約における障害

n=178

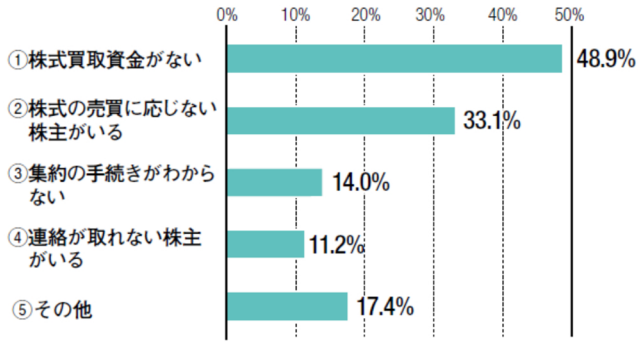

株式の集約を行わない最も大きな理由

n=71

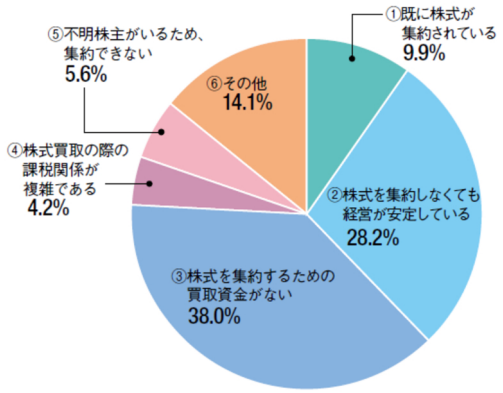

出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（２０１８年１月）

【都内中小企業の声】

○ 面識のない血族に株式が分散していて、**集約に苦労している。同族判定の範囲を縮小してもらいたい**（製造業）

○ **経営に関与していない親族が保有する株式が、相続によってさらに分散していくことを危惧**している。買い戻したいが、価格交渉でなかなか応じてくれない（製造業）

○ **分散した株式の集約**が、事業承継や経営上の障害となった（製造業他複数）

＜具体的な項目＞

➢ （新）分散した株式の集約に向けた支援強化（国・東京都）
- 融資、事業承継支援ファンド、投資育成などによる支援、周知の強化
- （新）東京中小企業投資育成株式会社の認知度向上に向けた活動の徹底

➢ 分散した株式の集約に向けた株式評価額算定方法の見直し（国）
- 同族判定の範囲の縮小（血族：６親等内（はとこ）、姻族：３親等内（配偶者の甥姪）など）
- 同族会社における配当還元方式での評価方法の適用

２．後継者教育

円滑に事業を承継し、継続的に企業が発展していくためには、後継者の経営者としての資質やリーダーシップが必要不可欠である。当商工会議所の調査によると、事業承継対策における主な課題として「後継者教育」と回答する企業が多かったが、２０１９年版中小企業白書によると、後継者教育の実施状況について、半数以上の中小企業が後継者教育を行わなかったと回答しており、必要性を感じながらも実行に至っていないのが実態である。近年では、さまざまな支援機関が後継者教育のカリキュラムを設けていることから、活用に向けた積極的な周知を図るとともに、中小企業の多様なニーズを満たすべく、さらなる充実に向けた予算の拡充を図られたい。また、一定水準を満たすカリキュラムで構成されている民間教育機関においては、支援機関として認定するとともに、当該認定支援機関が行うゼミナール（連続したセミナー）の受講料などの補助制度を創設すべきである。

また、後継者教育においては、経営知識だけでなく、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた先輩経営者の知恵を借りることが非常に有効であり、先輩経営者からレクチャーを得る機会を盛り込むべきである。

他方で、実際に承継後、自身の右腕となる人材の確保・育成に悩む後継者も多いことから、後継者教育にくわえ、後継者の右腕となる経営幹部育成のための新たな取り組みを進めるべきである。

【都内中小企業の声】

○ 承継した際、**金融機関との付き合い方や資金繰りなど、独学で学ばざるをえなかった。**商工会議所など支援機関でより深い内容の講習会を行ってほしい（建設業）
○ **東商支部の後継者塾を活用**した。繊細なテーマを同じ立場のメンバーで議論をすることで、スキルアップのほか、いまでも**経営相談などができる仲間を得た**（製造業）
○ 従業員承継に向けて、**後継者候補に経営の研修を受けさせている**（情報通信業）

＜具体的な項目＞

- 後継者教育の充実（国・東京都）
  - ・多様なニーズに対応できる支援機関による後継者教育のカリキュラム充実
  - ・（新）一定水準を超えるカリキュラムを有する民間機関を認定支援機関とし、受講料補助制度の創設
  - ・後継者塾などの後継者教育を受講した場合の費用を補助する制度の創設
  - ・後継者の承継後のフォローカリキュラムの創設
- 社長の右腕となる経営幹部の育成に対する支援拡充（国・東京都）
  - ・事業承継支援助成金の拡充（再掲）

以上

２０２０年度第　１５号
２０２０年　８月１９日
第７２８回常議員会追認

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

＜実現状況＞

○国における事業承継対策予算
・事業承継・引継ぎ推進事業　５６．６億円
－「事業承継・引継ぎ補助金」の創設、承継トライアル実証事業、事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備
・中小企業再生支援・事業承継総合支援事業　９５．０億円
－事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワークを統合し、ワンストップ体制に
・経営資源集約化税制の創設
○東京都における事業承継対策予算
・事業承継・再生支援事業　５．２億円
－事業承継支援助成金の助成対象にM&Aの買い手側の費用が追加

１６．雇用調整助成金の特例措置の延長に関する緊急要望～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～

【極めて厳しい景況感の中で、多くの中小企業が「雇用の維持」に懸命の努力】

○日本商工会議所が本年７月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に９２．９％（※）に達し、業況ＤＩもマイナス５９．３と依然として高止まりしていることから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。
○危機的な経済情勢の中、６月の上記調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響が続いていると回答した中小企業のうち、雇用関連の対応として「雇用調整助成金を検討・申込」と回答した企業が４０．７％に達している一方で、「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業は４月調査時の４．３％に引き続き僅か３．９％にとどまるなど、多くの中小企業は「雇用調整助成金」をはじめとした各種支援策を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」に懸命の努力をしているところである。

【雇用情勢の悪化を防ぐために、非常に大きな役割を担う「雇用調整助成金」】

○このように、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っている。
○特に、雇用の７割を占め、地域経済を支える礎である中小企業が円滑に申請・利用することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

○このような認識のもと、日本・東京商工会議所（以下、当所）は、去る５月１日に策定・公表した「雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望」をはじめ数次にわたる要望の結果、対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ（８，３３０円→１５，０００円）や、解雇等を行わず雇用を維持した場合の中小企業の助成率引上げ（１０／１０）、マンパワーの増強等による支給の迅速化、申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減）等が実現した。
○また、７月３１日時点の支給決定件数は累計で５４万８千件、支給決定額は５，８５２億円に達するなど、厚生労働省におかれては懸命かつ迅速に対応していただいている。

【緊急対応期間・特例措置の延長を求める多くの声】
○一方で、都市部を中心に新規感染者数が急増し、感染は各地にも拡大しつつあることから、先行きの不透明感がより一層強まっている。加えて、東京都や大阪市、名古屋市内の飲食店等を対象に営業時間短縮要請が出されたこともあり、関連業種を含む多くの企業から、９月３０日までとなっている「雇用調整助成金」の緊急対応期間・特例措置の延長を求める声が聞かれている。
○こうした状況を踏まえ、「雇用調整助成金」に関して、下記の事項を緊急要望する。

記

１．緊急対応期間・特例措置の延長
○「雇用調整助成金」の緊急対応期間は、本年４月を起点とし、緊急事態宣言が解除された後であっても消費活動や経済情勢への影響を考慮し、一定期間続ける必要があるとの考えのもと、9月３０日まで設定されている。
○緊急対応期間中には数次の特例措置が講じられたが、特に６月１２日付けの特例措置では、新型コロナウイルスの影響により休業等を実施する事業主を支援するため、対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ（８，３３０円→１５，０００円）や、解雇等を行わず雇用を維持した場合の中小企業の助成率引上げ（１０／１０）が行われ、多くの中小企業からこの措置を評価・歓迎する声が聞かれている。
○一方で、上記の通り、新規感染者数の急増により先行きの不透明感がより一層強まったことから、９月３０日までとなっている緊急対応期間・特例措置の延長を求める多くの声が聞かれている。
○したがって、緊急対応期間・特例措置の延長を実現し、早期に打ち出されたい。
○合わせて、申請要件の更なる緩和を引き続き検討していただきたい。

２．助成金の迅速な入金
○緊急事態宣言が発出された今春においては、「雇用調整助成金」の利用ニーズが日を追うごとに格段に高まり、各地商工会議所や全国の中小企業から、「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変に混雑しており、相談や申請をすることができない」といった声が当所へ多く寄せられるなど、都道府県労働局やハローワークへの申請段階や、申請後の審査段階で「目詰まり」が生じていた。
○こうした状況に対して、当所は「雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望」で、迅速な支給決定など「目詰まり」の解消に向け、申請や審査を担う職員のマンパワーの強化等を要望したところ、現時点では概ね２週間程度での支給決定がなされるに至っている。
○一方で、「雇用調整助成金」は休業手当を支払った後に支給される「後払い」の制度であることから、入金処理の早さは当該企業の資金繰りに直結する問題である。
○したがって、支給決定後には、助成金が速やかに入金されるようにすべきである。

３．オンライン申請の早期再開
○「雇用調整助成金」のオンライン申請は、事業主の負担軽減、行政手続きの簡素化、感染拡大防止の観点から有効であるため、「雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望」でも早期実現を求めたが、不具合の発生により未だに運用が停止されている。
○厚生労働省では、第三者も含めて原因の究明を行っている最中とのことであるが、早期に運用を再開すべきである。

４．申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制の強化、分かりやすい周知
○日本商工会議所が本年６月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響が続いていると回答した中小企業のうち、４０．７％の企業が雇用関連の対応として「雇用調整助成金を検討・申込」と回答している。
○このことからも、今般の「コロナショック」により、「雇用調整助成金」を初めて申請する中小企業は今後も増えていくと思われる。しかし、「申請要件が複雑で分かりづらい」、「初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない」といった声が未だに多く聞かれている。
○したがって、厚生労働省は都道府県労働局やハローワークの窓口、更にはコールセンター等において、中小企業からの問合せや相談にきめ細かく丁寧に対応されたい。
○また、商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等が、都道府県労働局やハローワークに対して、窓口相談のために社会保険労務士等の専門家の派遣を依頼した場合には、速やかに調整し派遣するなどして、

申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制をより一層強化していただきたい。
○加えて、「雇用調整」助成金というネーミングが分かりづらいという声もあることから、「雇用の維持」のための助成金である旨が中小企業にストレートに伝わるような分かりやすい周知や、数次にわたる特例措置に関する丁寧な広報も求められる。

以上

２０２０年８月７日
第７２８回常議員会追認

＜提出先＞厚生労働省
＜実現状況＞
雇用調整助成金の特例措置について、延長が実現した。また、オンライン申請についても再開された。

１７．令和３年度税制改正に関する意見

基本的な考え方

（企業の事業継続・雇用維持に向けた財務基盤の強化が必要）

コロナ禍の影響は、インバウンド消滅による観光・サービス業への打撃、海外需要の減少による製造業の受注減など広範囲にわたり、わが国経済はかつてない危機的状況に直面している。緊急事態宣言は解除されたが、国内の感染者数は再び増加し、海外においても依然として感染拡大が続いており、企業や国民は感染拡大防止のために制約的な行動を強いられるという極めて特殊かつ困難な状況におかれている。

経済の長期停滞が想定される現下の状況では、企業の事業継続・雇用維持が最重要課題である。近年、企業の現預金の増加が問題視されてきたが、今般のコロナ禍のような有事において企業の存続には自己資本が重要であることが改めて認識された。もとより中小企業は、自己資本比率が低く、コロナ対応で増加した負債が将来の経営の足かせになりかねない。国は、「７割経済」にあえぐ地域の需要喚起策を着実に実施するとともに、中小企業の財務基盤の強化を促す施策の継続・強化が必要である。

（「ポスト・コロナ時代」を見据え、ビジネスモデルの変革を後押しする大胆な税制の実現）

わが国は、人口減少・少子高齢化、人手不足等といったこれまでの構造的課題に加え、コロナ禍によって、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中等、従来から行政・企業・地域経済が抱えていた課題が改めて浮き彫りとなった。

予てより中小企業は、こうした諸課題の克服に向け、事業承継による世代交代を進めつつ、積極的な設備投資による生産性向上や、商圏の拡大、人材の獲得、新事業領域への進出等を目的としたM&Ａなど付加価値向上に資する取り組みを活発に進めている。

こうした取り組みにより、コロナ禍までは、中小企業の収益力（売上高経常利益率）、労働生産性（従業者一人当付加価値）は緩やかながら着実に上昇しており、この流れを止めることなく加速させていく必要がある。活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化を急ぐとともに、デジタル化、経営資源集約・強化等、「ポスト・コロナ時代」を見据え、経済再生の原動力となるビジネスモデルの変革を強力に後押しする税制の整備が必要である。

一方、中小企業は、高度な技術を有するものづくり企業、地域に根差した経営により創業１００年を超す老舗企業、ニッチなニーズに対応する小規模企業など多種多様な存在である。感染症拡大によって、国民はかつてない大きな不安に直面しているが、わが国は、こうした多様で分厚い中小企業層が各地域に集積することで安定的な社会を実現していることを改めて評価するべきである。

（不確実性に対処できる強靭な国づくり、地域の活性化）

「ポスト・コロナ時代」は、不確実性に対処できる強靭な国づくりが不可欠である。行政分野のデジタル化の推進、年々激甚化する自然災害に対する国土の強靭化、経済・食料・医療の安全保障の確保等に取り組むべきである。感染症対策のため、当分の間は、歳出拡大局面が続くと想定されるが、財政健全化は強靭な国づくりの基

盤である。社会保障制度改革をはじめ、歳出改革は着実に進め、将来の安心の確保に努めるべきである。

また、多様な価値観を持つ個人や企業が、自由闊達に社会的課題に挑戦できる環境づくりを進める観点から、人材投資、まちづくり等による地方創生・地域活性化を一層推進すべきである。

Ⅰ．中小企業の事業継続・雇用維持に資する税制措置

１．財務基盤を強化し、地域の雇用を支える税制措置

中小企業が生み出す雇用は、わが国の約７割（約３，２２０万人）を占めているが、近年、小規模企業の大幅な減少に伴い、地域の雇用の受け皿となっているのは中規模企業である。

一方、中小企業は損益分岐点比率が約９割にのぼり、コロナ禍による売上の減少が直ちに収支の悪化に直結する。わが国最大の雇用創出主体であり、地域経済の基盤である中小企業の事業継続・雇用維持を支えるため、「緊急経済対策」で措置された納税猶予制度等を継続・強化するとともに、以下の財務基盤の強化に資する税制措置が必要である。

（１）事業継続に不可欠な資金繰りの改善、自己資本の充実を促す税制措置

①中小法人の軽減税率は税率１５％のまま確実に延長すべき

中小法人の８００万円以下の所得に係る軽減税率は、本則１９％から１５％へ引下げられている中で、本税制措置の平成３０年度の適用件数は約９６万件に上る等、中小企業の財務基盤を支えている税制であるといえる。

仮に、本税制措置が延長されない場合、中小企業からは、資金繰りの悪化により設備投資や雇用に影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられている。本税制措置は、税率１５％を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

また、もとより中小企業の資金調達は金融機関からの借り入れに依存しており、財務基盤の安定化は中小企業にとって根源的な課題であることから、本税制措置は恒久化すべきである。

②中小・中堅企業の欠損金の繰越控除制度の拡充

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は１０年間とされているが、中小企業の中には、リーマンショック時に生じた欠損金の一部が期限切れとなるケースが生じている。中小企業の経営の安定性を支援する観点から、期限切れを迎える欠損金については繰越期間の延長を認めるべきである。

また、今般のコロナ禍は中堅企業にも甚大な影響を及ぼしている。地域経済の中核を担う中堅企業の経営再建を支援するため、資本金１億円超１０億円以下の法人に対して、繰越控除限度額を引き上げるべきである。

③中小・中堅企業の欠損金の繰戻還付制度の拡充

コロナ禍による経営への影響はリーマンショックを超えていることから、災害損失と同様に、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度（２事業年度以上）に拡充し、中小・中堅企業の資金繰り支援を強化すべきである。

④建物等の減価償却方法の見直し

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

⑤納税猶予特例の適用を受けた企業に対する柔軟な対応

コロナ禍の影響により、事業等の収入に相当減少した企業に対して、１年間の納税猶予の特例が措置されている。

コロナ対応で企業の負債が大きく増加する等、企業の財務状況は大きく痛む一方で、国内・海外ともに需要回復の見通しが立たない企業は、経営再建まで長期間を要すると想定される。納税猶予特例の適用を受けた企業に対しては、その財務状況等を踏まえ、分割納付や更なる納付期限の延長等、柔軟な対応を検討する必要がある。

（２）土地に係る固定資産税の一定期間の税額（課税標準）の据置等の緊急措置及び負担調整措置の延長等

近年の景気回復の中で、都市部を中心に地価が上昇しており、来年度予定されている固定資産税評価替え

により商業地等に係る固定資産税負担の大幅な増加が想定される。
固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されているが、コロナ禍で中小企業の事業継続が瀬戸際にある中で、これ以上中小企業の税負担を増加させるべきではない。
土地に係る固定資産税の税額（課税標準）を一定期間据え置く等の固定資産税負担の軽減措置を講じるとともに、固定資産税の負担調整措置を継続すべきである。

（3）コロナ禍による売上減少事業者への地方税の負担軽減措置
①中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者に対する固定資産税の減免
中小テナントの事業継続を支援するため、民間においても家賃等を猶予・減免する動きが広がっている。こうした民間による取り組みを継続・強化する観点から、中小企業の家賃等を猶予・減免した事業者における固定資産税の減免措置を創設するべきである。

②コロナ禍により売上が減少した事業者に対する事業所税の減免
事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」とされており、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税である。中小企業の事業継続・雇用維持を支援する観点から、売上が一定程度減少した事業者に対して事業所税を減免するべきである。

（4）雇用を促進する税制措置の創設
コロナ禍による経済への影響が長期化する中、雇用の維持が困難な状況になりつつある。一方、慢性的な人手不足に悩まされてきた事業者においては、将来の成長を見据えて人材確保に意欲的な企業も存在する。
地域の雇用環境を維持するとともに成長分野への雇用移動を促す観点から、雇用を増加させた企業に対する税額控除措置を創設するべきである。その際、非正規雇用労働者の正社員転換を行う中小企業への支援もあわせて行うべきである。
なお、制度設計にあたっては、多くの中小企業が利用できるように極力簡素な要件とする必要がある。

2．消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進
（1）企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき
商工会議所は、２０２３年１０月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、全ての事業者に証憑書類の発行・保存・確認に係る経理事務に変更が必要となる等、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行すること、また仕入税額控除の対象から外れる免税事業者（約５００万者）に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきたところである。
「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。
しかしながら、多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。
国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべきである。

（2）インボイス凍結の間は、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を大胆に促進すべき
インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。
一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。
帳簿の電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。コロナ禍でデジタル化に対する機運が高まる中、小規模事業者に対する電子帳簿保存法の思い切った要件緩和を図るとともに、青色申告特別控除における電子化インセンティブを拡充することで、免税事業者が課税転換しやすい環境を整備すべきである。

3．地域の需要喚起に資する税制措置
（1）地域商工業者を応援するクラウドファンディングの活用促進
コロナ禍の影響により、地域のにぎわいや交流を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面している。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募る等、地域の需要喚起に資する取組が展開されている。
寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定ＮＰＯ法人である場合に限られる。地域の活性化や需要喚起に資

するといったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

（２）コロナ禍からの経済再生を見据えた中小企業の交際費課税の特例の拡充

交際費等の範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。取引先が限定されるケースが多い中小企業において、交際費等は取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であるため、交際費等の損金算入特例は広く活用されている。

経済再生には民間消費の喚起が不可欠である。中小企業における損金算入の上限（８００万円）を引き上げるとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（１人あたり５千円以下）について上限を１万円程度まで引上げ、経済の早期回復に向けた環境整備を図るべきである。

（３）内需拡大に資する住宅関連税制の拡充

①住宅ローン減税の控除期間の延長措置の延長等

内需の柱である住宅投資の活性化に向け、また２０２１年度末に適用期限を迎える住宅取得支援税制も見据え、住宅ローン減税の控除期間の延長措置（１０年→１３年）を延長すべきである。また、住宅取得等資金の贈与特例（非課税限度額１，５００万円）を拡充すべきである。

②住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、内需を喚起する観点から、住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

③サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

高齢者の充実した暮らしを実現し、内需を喚起する観点から、サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税および不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

（４）過重な自動車関係諸税のより一層の負担軽減の実現

自動車ユーザーが諸外国より高い負担を強いられている車体課税は、内需を喚起する観点からも、軽減すべきである。

特に、コロナ禍の影響で自動車市場が大幅に低迷する中で、取得時の課税負担である環境性能割等の取得時の税負担の大幅な減税を行うべきである。また、期限切れを迎えるエコカー減税やグリーン化特例についても、現行制度の適用対象を維持しつつ、延長すべきである。

４．民間企業の主体的な感染防止対策を促すための税制措置の創設

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、国、地方自治体の密接な連携の下で、検査体制の拡充と医療提供体制の安定を図るとともに、民間企業においても積極的に感染防止対策に取り組むことが求められる。

企業における主体的な感染防止対策を促進するため、企業が行うＰＣＲ検査費用や、感染した社員を保護するための施設の確保等に係る費用、営業所や店舗等におけるアクリル板の設置や換気設備の設置等の感染防止対策費用等について、予算措置に加えて、法人税等から税額控除できる措置を創設するべきである。

Ⅱ．コロナ禍を乗り越え、挑戦する中小企業を支援する税制措置

１．中小・中堅企業のビジネスモデルの変革を後押しする税制措置

（１）価値ある事業を引き継ぎ、経営資源の集約・強化に取り組む中小企業を後押しする税制措置の創設

近年、国内市場の縮小、人手不足等を受け、商圏の拡大や人材の確保、商品・サービスの拡充・強化等を目的に、中小企業のM&Aが活性化している。

一方で、予てより、中小企業は経営者の高齢化や後継者難等に直面しており、今般のコロナ禍で景気の先行きに不透明さが増すことで、廃業の更なる増加が懸念される。

地域に密着しニッチな市場を担う中小企業や、高度な技術力によりサプライチェーンの一端を担う中小企業等、多様で分厚い中小企業の集積はわが国産業の基盤であるとともに、雇用の担い手として地域経済に安定をもたらす観点から、中小企業の価値ある事業を引き継ぎ、継続・発展させていくことが不可欠である。

しかしながら、中小企業のM&A・事業引継ぎの課題として、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、コロナ禍で引継ぎ先の企業の財務状況が悪化している可能性が高く、さらにリスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できない等、事業を譲り受ける企業にとってリスクの見積もりが極めて難しいため、事業引継ぎに躊躇する企業も少なくない。

中小企業が保有する人材、技術やノウハウ等を引継ぐとともに、事業拡大、第二創業・新事業展開等、ビジネスモデル改革に取り組む中小企業を後押しするため、中小企業の経営資源の集約・強化を促進する税制措置（経営資源集約化税制）を創設するべきである。

また、事業を引継いだ後のリスク緩和の観点から、合併時の繰越欠損金の引継ぎ要件やグループ通算制度における開始・加入時の繰越欠損金の利用制限を大幅に緩和する必要がある。

（２）コロナ禍で落ち込んだ地域経済の回復に資する地域未来投資促進税制の延長・拡充

平成２９年度税制改正において創設された地域未来投資促進税制は、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とＩｏＴで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の回復に向けて、適用要件や申請手続きの簡素化を図りつつ、地域未来投資促進税制は延長すべきである。加えて、経済安全保障の観点からサプライチェーンの国内立地の重要性が改めて認識されたことから、サプライチェーンの強靭化等に資するよう税制の適用対象となる事業等を拡充すべきである。

また、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえ、サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する取組に対する新たなインセンティブ措置を検討すべきである。

（３）場所にとらわれない働き方の推進に資する地方拠点強化税制の拡充

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業は、人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク導入が進みつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加するべきである。

（４）新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設

国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るためには、人材に対する投資を積極的に行うことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。

新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。

また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

２．中小・中堅企業の挑戦を後押しする税制措置

（１）中小企業向け設備投資減税の延長・拡充・簡素化

日本商工会議所が２０２０年５月に実施した中小企業の設備投資の動向に関する調査では、２０２０年度に設備投資を「行う（予定含む）」企業は３５．２％（昨年度比８．９ポイント減少）、「見送る（予定含む）」企業は３９．０％（昨年度比１１．７ポイント増加）との結果となった。コロナ禍の影響により、先行きが見通せないという不安の声が多く寄せられ、２０１９年度まで堅調だった設備投資に影響を及ぼしている。

景気後退局面を迎える中にあって、わが国の積年の課題である生産性向上には中小企業の設備投資が不可欠であり、とりわけデジタル化を推進していくためにも、継続的な支援措置が必要である。このため、令和２年度末で期限切れを迎える中小企業の設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制）は、引き続き措置すべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から「経営力向上計画」の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえ、資金調達の見通しを得てから設備投資を判断するケースが多いことから、計画申請等が間に合わない可能性がある。さらに、コロナ禍の影響が長期化し、経営の先行きの見通し自体が困難になっており、計画自体が作成困難な状況となっている。こうした中小企業の設備投資の実態を踏まえ、経営力向上計画の認定手続きについては、事後的な確認とするなど簡素化を図るべきである。

（２）中小・中堅企業の新事業展開を後押しする研究開発税制の延長・拡充

わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への継続的な後押しが極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下に掲げる措置を講じるべきである。

① 令和２年度末で期限切れを迎える「売上高試験研究費割合１０％超の場合の控除上限及び控除率の上乗せ措置」、「中小事業者等の試験研究費増減割合８％超の場合の上乗せ措置」を確実に延長すべき。

② 景気後退局面においても企業の研究開発投資額を途切れさせることのないよう、税額控除限度割合（総額型：登記法人税額の２５％）の引上げ、研究開発費の繰越控除措置の復活等所要の措置を講じるべき。

③ 近年、ＳａａＳ型ソフトウェア開発（クラウドサービス等）が活発化しているが、税法上、ＳａａＳ型ソフトウェアは「自社利用目的のソフトウェア」に該当し、資産計上することになるため、研究開発税制の適用が困難となっている。デジタル化投資の妨げとならないよう、事務能率や経営組織の改善にかかる研究開発投資を研究開発税制の対象とすることや、税法上のソフトウェアの定義の見直し等所要の措置を講じるべき。
④ 中小企業において、単独で新たな事業を立ち上げるのは困難であり、外部との連携強化が重要である。独自の技術を有する研究開発型の中小企業やベンチャー企業と共同研究を行う場合の要件を緩和し、オープンイノベーションを推進すべき。また、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。
⑤ 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められていることから使い勝手が悪く、税制が活用されない原因となっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、一定期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とする等、大胆に運用面を改善すべき。
⑥ 新たに研究開発税制を利用しようとする中小企業において、過去３年間の試験研究費を計算できないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。
⑦ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

（３）所得拡大促進税制の延長・要件変更

これまで中小企業は生産性向上を伴う持続的な賃上げを実施してきたが、日本商工会議所が２０２０年６月に実施した中小企業の賃上げの実態に関する調査（商工会議所早期景気観測調査）では、コロナ禍の影響に伴い、賃上げを実施する企業は約２割減と前年から大幅に減少し、その約８割を防衛的な賃上げが占める等、中小企業の厳しい経営実態を反映した結果となった。

景気後退局面において、多くの中小企業が雇用維持を優先せざるを得ない状況にある中にあって、景気の早期回復を見据え、所得の拡大に貢献しようとする中小企業への支援措置は継続するべきである。このため、令和２年度末で期限切れとなる所得拡大促進税制は延長するとともに、厳しい経営環境にありながら、雇用維持・増加や賃上げに取り組む企業への支援を強化する観点から、総額要件（雇用者給与等支給額が前年度より増加）と、平均要件（継続雇用者給与等支給額が前年度比１．５％以上増加）の二重となっている要件を緩和する等、制度の大胆な要件変更を図るべきである。

（４）業績連動給与の同族会社への適用

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の３類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）で、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から３カ月以内に限られ、３カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

（５）起業・創業の促進に資する税制措置

①　創業後５年間の法人税の減免措置

創業後５年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後５年間の法人税免税措置や、創業後５年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を１００％控除できる期間について、現行（創業後７年以内）から延長すべきである。

②　創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、１，０００万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

（６）研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（７）人材の獲得・定着に資する税制措置

①　企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額５．５万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

②　企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

③　「個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）」および「中小事業主掛金納付制度（ｉＤｅＣｏプラス）」の拠出限度額の引上げ

「個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）」および「中小事業主掛金納付制度（ｉＤｅＣｏプラス）」における拠出限度額は月額２．３万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけｉＤｅＣｏプラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の充実を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

３．デジタル化の促進

（１）デジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充

少額減価償却資産の特例は、中小企業約５５万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

一方で、新しい生活様式に基づいたテレワークなど多様な働き方を実現すべく、デジタル機器（パソコンやソフトウェア、スマートフォン、マイクスピーカー等）を購入したことで、取得合計額の上限（３００万円）を超えてしまうケースも多い。

中小企業における業務のデジタル化および生産性向上の観点から、取得合計額の上限（３００万円）を引上げたうえで、本則化すべきである。

（２）小規模事業者の電子帳簿促進のためのインセンティブ措置の拡充

日本商工会議所が２０１９年８月に実施した調査（中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査）では、小規模な企業ほど、帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高１千万円以下では約半数を占めている実態が明らかになった。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等経営面からもメリットが大きい。加えて、今般のコロナ対応において、融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引（ＥＤＩ）の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。

安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも電子帳簿・電子申告に取り組みやすい環境が整備されつつある。行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与することから、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置の更なる拡充等、帳簿や証憑書類の電子化に取り組む個人事業者へのインセンティブ措置を講じるべきである。

あわせて、電子帳簿保存法における小規模事業者特例においても大幅な要件緩和が必要である。

（３）電子帳簿保存法の要件緩和

電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、相互けんせい要件等、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。経理事務等のバックオフィスに人員を割けない中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが高い。

感染症拡大防止対策のため、中小企業においてもデジタル化への機運が高まる中で、この機会を逃すことなく、バックオフィスのデジタル化を促進するため、中小企業・小規模事業者の経理体制の実態を踏まえ、電子帳簿保存要件の抜本的な見直しが必要である。

なお、電子帳簿保存法は、あくまで書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを書面と同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討するべきである。

①　小規模事業者の経理体制の実態を踏まえた要件緩和

（事前の承認申請手続きの撤廃）

・ 小規模事業者においては、電子帳簿保存の承認申請を不要とするべきである。少なくとも期中での申請を認めるべきである。

（帳簿書類保存要件の緩和）

・ 帳簿書類の保存要件として、帳簿データを作成する場合の根拠となる会計手続きを定めた事務処理規程など「関係書類等の備付け」が必要とされている。小規模事業者の場合、経理体制は専任の経理担当者を置ける余裕は乏しく、経営者自らが経理事務を行っているケースも多く、大企業のような事務処理規程を求めるのは実態にそぐわない。一定の要件を満たした会計ソフトの導入した小規模事業者においては事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和すべきである。

（スキャナ保存要件の緩和）

・ スキャナ保存における適正事務処理要件として、請求書等を受領後、自署したうえで、概ね３営業日以内のタイムスタンプが求められている。さらに、スキャナ保存後の請求書等は、定期検査まで紙（原本）保存が必要とされている。
・ 適正事務処理要件については、小規模企業者の特例として、「定期的なチェック」を税理士が行う場合は「相互けんせい」が不要とされているが、小規模事業者（特に個人事業者）の経理体制の実態は、経理事務を経営者本人が行っているケースが多く、またコスト面から税理士の関与を受けられない者も少なくない。
・ こうした実態を踏まえ、改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者については、税理士の関与がなくとも「事務処理規程等の備付」、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とするべきである。
・ また、「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、３万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするなど大胆な要件緩和を図るべきである。

②　中小企業のバックオフィスの実態を踏まえた要件緩和

・ 税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とするべきである。
・ 会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とすべきである。
・ 「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、３万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするべきである。

（４）電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進

①　地方税における電子納税対象税目の拡充

地方税における電子納税については、２０１９年１０月から地方税共通納税システムによる運用が開始されたが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。

複数の地域で事業を展開する事業者からニーズが強い固定資産税や自動車税等、法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

②　ｅ－Ｔａｘ（国税）とｅＬＴＡＸ（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

このため、ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

③　従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の確実な実施

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、１１月～１２月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の２倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業の間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が２０２０年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

（5）デジタル技術とデータ活用によるビジネスモデルの変革を推進する税制措置の創設

これまで、わが国は積極的にＩＴ化を推進してきたが、多くの企業は、自社独自のシステムを構築したため、スピーディかつ柔軟なビジネス展開にシステムが対応できず、また構築したシステムの保守・運用・改修コストが重荷となる等の課題が指摘されてきた。

「ポスト・コロナ時代」において、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション＝ＤＸ）が不可欠である。そのため、拡張性、柔軟性、コスト効率等に優れるクラウドソリューションの活用も含め、企業のＤＸに資する投資（ＳａａＳ等のソフトウェア、ＡＩ、サイバーセキュリティ、ロボティクス等）を促進する新たな税制措置を創設するべきである。

Ⅲ．消費税の価格転嫁の円滑化、インボイス制度への対応

１．消費税の円滑な価格転嫁の実現

（1）外税表示を恒久化し、多様な価格表示方法を認めるべき

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置（消費税転嫁対策特別措置法第１０条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めてきたところである。

２０１９年１０月の消費税率引上げ以降も、消費者からの価格引下げ圧力は依然として強く、特に１円単位で値付けを行う小売事業者等においては、企業努力をアピールするため、本体価格を表示することが重要な経営戦略となっている。また、軽減税率制度導入によって価格表示方法が多様化する中にあっても、事業者が誤認防止措置を講じることで、小売の現場において価格表示を巡る大きな混乱は生じていないのが実情である。

消費税転嫁対策特別措置法は２０２１年3月末をもって失効するが、ＢｔｏＣ事業者における円滑な価格転嫁を促す観点から、事業者が自社にあった表示方法を選択できるよう、消費者に対する誤認防止措置を前提に、外税表示を引き続き認めるべきである。

（2）価格転嫁拒否行為の機動的な取締体制の継続

消費税転嫁対策特別措置法は、優越的地位の濫用規制の対象となる事業者や取引を大幅に拡大・画一的に規定することで、簡易・迅速な処理が可能となっている。転嫁対策特別措置法の失効後においても、消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締体制が継続されるよう、独占禁止法・下請法ガイドラインにおいて所要の措置を講じるべきである。

２．消費税インボイス制度の導入凍結、小規模事業者の電子帳簿の促進（再掲）

（1）企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき

商工会議所は、２０２３年１０月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、全ての事業者に証憑書類の発行・保存・確認に係る経理事務に変更が必要となる等、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行すること、また仕入税額控除の対象から外れる免税事業者（約５００万者）に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してきたところである。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後３年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

しかしながら、多くの中小企業はコロナ対応に追われ、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取り掛かれる状況にはない。

国は、感染症の収束状況を踏まえながら、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するため、まずはインボイス制度の導入を当分の間凍結すべきである。

（２）インボイス凍結の間は、小規模事業者の電子帳簿・電子申告を大胆に促進すべき

インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。

帳簿の電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。コロナ禍の中で、デジタル化に対する機運が高まる中で、小規模事業者に対する電子帳簿保存法の思い切った要件緩和を図るとともに、青色申告特別控除における電子化インセンティブを拡充することで、免税事業者が課税転換しやすい環境を整備すべきである。

３．消費税制度の見直し

（１）軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

軽減税率制度は２０１９年１０月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきでなく、給付措置による低所得者対策を講じることができるように、マイナンバーの利活用を一層促進するべきである。軽減税率制度は、将来的にはゼロベースで見直すべきである。

（２）二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

① 印紙税
② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
③ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
④ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

（３）消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置

① 中間納付制度について税理士・事業者への周知徹底、課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設による消費税の滞納防止
② 「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上の処理の差異の解消

（４）消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置

福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除を認める措置の対象拡大等事業者負担の軽減措置が必要である。

Ⅳ．円滑な事業承継の実現に資する税制措置

１．事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善

平成３０年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、中小企業経営者から高く評価されており、特例承継計画申請件数は、７，１００件（２０２０年７月末現在）を超える等、活用が進んでいる。

一方、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。また、税理士等の専門家からは、抜本拡充前の一般措置と特例措置の統合等、法令の簡素化を求める声も寄せられている。

特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

（１）申請手続きの緩和

①特例承継計画の提出期限（２０２３年３月末）の延長

コロナ対応に追われ、事業承継に関する取り組みが遅れている中小企業に配慮し、特例承継計画の提出期限を延長すべきである。

②災害発生時における認定申請期間の延長規定の明確化

災害発生等のやむを得ない事情があると認められる場合、その事情を記載した書類をあわせて提出することで提出期限内に提出されたものとみなす規定があるものの、実務上はその都度、都道府県の窓口で相談することとなっている。法省令等で「事業承継税制に係る相続税又は贈与税の申告期限が延長された場合は、その延長後の申告期限の２ヶ月前の日をもって、都道府県知事への認定申請期限とする」等の規定を設けるべきである。

③都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書の一本化

５年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を１箇所にすべきである。

（２）制度適用対象の拡大

①相続発生時における後継者の役員就任要件の撤廃

相続税の納税猶予における後継者要件として、「相続開始の直前において役員であること（先代経営者が６０歳未満で死亡した場合を除く）」が定められているが、先代経営者が予期せず急逝した場合、後継者候補が必ずしも役員に就任しているとは限らないことから、相続時の後継者役員就任要件は撤廃すべきである。

②外国子会社株式の対象化

グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とすべきである。

③経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃

平成３０年度税制改正において事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

（３）制度適用後の不安解消

①書類提出の不備等に対する宥恕規定の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

②自社株贈与時に一般措置を利用した者に対する、相続発生時における特例措置への切り替えの容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：１００％、相続税：８０％）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③みなし相続時における後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族内筆頭株主要件）の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件に拠らず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わる可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後５年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非

上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。
　このため、贈与税納税猶予適用後５年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④納税猶予適用後５年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃
　贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内（原則として納税猶予適用後５年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の５０％超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。
　代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後５年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤事業所等の建物を売却して買換える場合等に、特定資産買換えの圧縮記帳が認められる期間において、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること
　平成３１年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から６月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。
　事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、６月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めるべきである。

⑥資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること
　資産管理型会社は、従業員数が一時でも５名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

（４）事業承継税制の更なる周知・ＰＲ
　事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

２．事業承継の円滑化に資する税制措置
（１）経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し
　特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、　代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者１人に限定されたままである。
　特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

（２）相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用
　現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

（３）信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
　事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（４）経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減
　事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

（５）担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は６割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

（６）分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が７人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「６親等内の血族（はとこ）、３親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および３親等内の親族」に縮小すべきである。

（７）現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき

②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき

③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長１０年以内に制限すべき

④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前３カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後３カ月間（あるいは５カ月間）の株価変動を斟酌すべき

⑤土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

⑥コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

（８）事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大等、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

Ⅴ．地域の強靭化・地方創生に資する税制措置

１．大規模災害に備え企業や地域の防災・減災対策を促す税制措置

（１）中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・水害等の大規模災害が相次ぐ中で、企業において、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。平成３１年度税制改正において創設された中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業のＢＣＰ策定を促進するものと期待されることから、適用期限を延長するとともに、感染症対策に資する設備や停電対策に資する蓄電池など対象設備の追加や対象企業の拡大等の拡充を図るべきである。あわせて、申請に必要となる事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

（２）地域の災害ハザードエリア等を踏まえた施設や住居の移転を促す税制措置の創設

地震や津波、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに促進するためには、地域全体における取り組みが求められていることから、都市計画法及び都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、災害ハザードエリアにある既存の施設又は住宅の移転促進のための税制上の特例措置を創設すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた、企業における防災・減災設備投資減税や固定資産税の減免等も検討すべきである。

２．地方創生の推進、民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

（１）地域未来投資促進税制の延長・拡充（再掲）

平成２９年度税制改正において創設された地域未来投資促進税制は、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とＩｏＴで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の回復に向けて、適用要件や申請手続きの簡素化を図りつつ、地域未来投資促進税制は延長すべきである。加えて、経済安全保障の観点からサプライチェーンの国内立地の重要性が改めて認識されたことから、サプライチェーンの強靭化等に資するよう税制の適用対象となる事業等を拡充すべきである。

また、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえ、サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する取組に対する新たなインセンティブ措置を検討すべきである。

（２）地方拠点強化税制の拡充（再掲）

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業は、人材確保のため、地方拠点における社員寮等福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク導入が進みつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加するべきである。

（３）都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長

わが国の持続的な成長を支える都市の国際競争力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例を延長等すべきである。

（４）所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の延長

人口減少・高齢化の進展に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれる中で、所有者不明土地の円滑な利活用を促進する措置が必要である。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

（５）古民家・空き店舗等の利活用を推進する小規模不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長・拡充

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重要となることから、「小規模不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置は引き続き延長すべきである。

あわせて、借地権上の建物の対象化や、対象不動産の譲渡期間要件の撤廃等要件の緩和が必要である。

（６）まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設するべきである。

（７）まちづくりに資する不動産税制の延長
①土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長
②土地・住宅用建物に係る不動産取得税の延長
③Ｊリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

（８）不動産流通課税の見直し・多重課税の排除
平成１６年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。
また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

（９）空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設
都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（１０年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。
※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

（10）ＰＦＩ事業における固定資産税等の特例措置の拡充
民間の資金・ノウハウを活用するＰＦＩ事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、ＢＯＴ方式（※）で整備される公共施設等に関し、利用料金等を収受して運営される施設等についても、固定資産税等を非課税とすべきである。
※Ｂｕｉｌｄ　Ｏｐｅｒａｔｅ　ａｎｄ　Ｔｒａｎｓｆｅｒ、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

（11）まちづくりの重要な担い手である芸術文化、スポーツ関連施設に対する税負担の軽減措置の創設
民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等により経営が悪化し、存続の危機に瀕している。民間が所有する文化施設の事業継続を支援するため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

３．商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討
商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

４．地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充
企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

５．商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入
大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国５１５商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。
また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業など新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金について

も、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

Ⅵ．中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

１．中小・中堅企業の活力強化に資する税制の見直し

（１）電子商取引が進展する中、時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

（２）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

（３）企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（３０万円）と地方税（固定資産税（２０万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

（４）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約１７％を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

（５）賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

２．中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業１００年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

（１）炭素税等の追加的なカーボンプライシングの導入に断固反対

わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。

このような状況下において、わが国で追加的に炭素税等のカーボンプライシングを導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発を阻害し、また、企業の

イノベーション投資を抑制することから、長期戦略で提示したビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く。加えて、国際的なイコールフッティングが確保されていなければ世界全体でのＣＯ２ 排出削減につながらないおそれもある。

こうした観点から、炭素税等の追加的なカーボンプライシングの導入には断固反対する。

（２）外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約８割、損益分岐点比率が約９割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人１６９万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成３０年度税制改正において、中小ガス事業者の一部については規制料金分野以外で取扱いが見直された。また、令和２年度税制改正において、電気供給業のうち、発電・小売事業（新規参入者を含む）については、特殊な課税方式が適用されることとなった。

しかしながら、見直しは一部にとどまり不公平な取り扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

（３）中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が約９割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約８８万社の利用企業が増税になる等、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

（４）中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金が中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金１億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

（５）減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

ＩＦＲＳ（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化等を背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

（６）リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

２０１６年に国際会計基準（ＩＦＲＳ）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

ＩＦＲＳ等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、リースに関する会計基準とＩＦＲＳ等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はＩＦＲＳの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処

理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

３．女性の活躍促進、子育て世代支援の拡充

（１）社会保障制度の見直しに関する考え方

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという、昔ながらの雇用・家族形態を標準モデルとしてきているが、現在は、そのような標準モデルより共働き世帯が多数となる等、働き方や家族のあり方が大きく変化している。

また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる１３０万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、働く女性との公平性を確保するため、第３号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

（２）公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税率１０％の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成３０年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が１，０００万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（３）事業主拠出金の安易な使途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所は予てから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が０．２５％から０．４５％に、２０２０年度の料率は０．３６％に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

（４）所得控除制度の見直しに関する考え方　～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収３００万円～４００万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

４．納税環境整備・納税協力負担の軽減

（１）電子帳簿保存法の要件緩和（再掲）

電子帳簿保存法は、これまで数次の要件緩和を重ねてきたが、一定規模の事務体制を有する企業を前提とし、依然として書面での保存に比べ厳格な要件が課されている。

感染症拡大への対応のため、中小企業においてもテレワーク等が広がっているものの、経理事務等のバックオフィスに人員を割けない中小企業にとって電子帳簿保存法の要件をクリアするのは極めてハードルが

高い。
　コロナ禍により中小企業においてもデジタル化への機運が高まる中で、この機会を逃すことなく、バックオフィスのデジタル化を促進するため、以下の電子帳簿保存要件の抜本的な見直しが必要である。
　なお、電子帳簿保存法は、あくまで書面での保存の特例措置として位置づけられているが、デジタル化の進展を踏まえ、税法上における電子データに対する扱いを書面と同等とし、電子帳簿保存に係る各種形式要件を不要とするような抜本的な見直しも検討するべきである。

①　小規模事業者の経理体制の実態を踏まえた要件緩和

（事前の承認申請手続きの撤廃）

・　小規模事業者においては、電子帳簿保存の承認申請を不要とするべきである。少なくとも期中での申請を認めるべきである。

（帳簿書類保存要件の緩和）

・　帳簿書類の保存要件として、帳簿データを作成する場合の根拠となる会計手続きを定めた事務処理規程など「関係書類等の備付け」が必要とされている。小規模事業者の場合、経理体制は専任の経理担当者を置ける余裕は乏しく、経営者自らが経理事務を行っているケースも多く、大企業のような事務処理規程を求めるのは実態にそぐわない。一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者においては事務処理規程を不要とする等、「関係書類の備付け」要件を緩和すべきである。

（スキャナ保存要件の緩和）

・　スキャナ保存における適正事務処理要件として、請求書等を受領後、自署したうえで、概ね３営業日以内のタイムスタンプが求められている。さらに、スキャナ保存後の請求書等は、定期検査まで紙（原本）保存が必要とされている。
・　適正事務処理要件については、小規模企業者の特例として、「定期的なチェック」を税理士が行う場合は「相互けんせい」が不要とされているが、小規模事業者（特に個人事業者）の経理体制の実態は、経理事務を経営者本人が行っているケースが多く、またコスト面から税理士の関与を受けられない者も少なくない。
・　こうした実態を踏まえ、改ざん防止等一定の要件を満たした会計ソフトを導入した小規模事業者については、税理士の関与がなくとも「事務処理規程等の備付」、「相互けんせい」、「定期検査」を不要とするべきである。
・　また、「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、３万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするなど大胆な要件緩和を図るべきである。

②　中小企業のバックオフィスの実態を踏まえた要件緩和

・　税理士の定期検査を受けている、または経費精算の申請プロセスにおいて上長等の承認履歴が電子的に確認できる等の場合は「相互けんせい」要件を不要とするべきである。
・　会計ソフトにおいて銀行口座の入出金情報やクレジットカードの電子明細と連携している場合、電子明細に紐づく請求書・領収書等はスキャナ保存要件の対象外として、「相互けんせい」要件やタイムスタンプ要件等を不要とすべきである。
・　「請求書等への自署」を不要とし、「タイムスタンプの処理期日」も大幅に延長するとともに、３万円未満の少額取引についてはタイムスタンプ処理を不要、スキャン後の原本を破棄可能とするべきである。

（２）電子申告・電子納税等行政手続きのデジタル化の推進（再掲）
　行政手続簡素化の３原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①　地方税における電子納税対象税目の拡充
　地方税における電子納税については、２０１９年１０月から地方税共通納税システムによる運用が開始されたが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。
　複数の地域で事業を展開する事業者からニーズが強い固定資産税や自動車税等、法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

②　ｅ－Ｔａｘ（国税）とｅＬＴＡＸ（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進
　中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にＰＤＦ化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

このため、ｅ－ＴａｘとｅＬＴＡＸの統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

③　従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の確実な実施

日本商工会議所が実施したアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、１１月～１２月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の２倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業の間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が２０２０年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

（３）行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

①　地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

②　納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やｅ－Ｔａｘの利便性向上等において検討すべきである。

③　国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④　地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

（４）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとすれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の１月１日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに

異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミーなど個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税など寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのＩＴ化の推進・納税環境整備が不可欠である。

（5）外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設によって、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は、一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提とされていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応するべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

（6）納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起こると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の１０％が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

①　給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月１０日）を、「翌月２０日」とする
②　不納付加算税（源泉所得税の１０％）を軽減する

（7）租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

５．事業再生を支援する税制措置の拡充

（1）企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「２以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっている。このため、例えば、金融機関から債権を取得した事業再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同税制措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、企業再生税制の適用が認められる要件を拡大すべきである。

（2）協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

（3）経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、２０１３年４月１日から２０２２年３月３１日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、２００９年１２月４日から２０１６年３月３１日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久

化すべきである。

（４）協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後５年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

（５）青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

（６）保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

（７）固定資産税の軽減措置

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

（８）経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後１年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第９条（非課税所得）第１項第１０号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

（９）事業引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(10) 納税の緩和制度の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用については、当初の猶予期間とあわせて２年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を減免する特例措置を講じることにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(11) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達９－６－１（２）に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

６．中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成２９年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去３年平均）が１５億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

７．中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

（１）中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成２１年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として５％分が相殺され９５％が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

（２）租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なＰＥ課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

（３）外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の３年から米国並みの１０年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

（４）海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも１年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

Ⅶ．東京都に対する要望

１．コロナ禍の影響長期化を見据え事業継続を後押しする税制

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても、一律で課税される。コロナ禍の影響により、事業継続への正念場を迎えている企業にとっては経営への大きな圧迫となりかねない。そこで、固定資産税の負担軽減に向け、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

①商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準条例減額措置（負担水準の６５％、税額の１．１倍）の延長および拡充（負担水準の６０％までの引下げ等）、小規模非住宅用地に係る２割減免措置拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

②２０２１年度の固定資産評価替えにおける評価額の据え置きまたは減額

③コロナ対応のため、テナント料の猶予・減免に応じた事業者に対する固定資産税の軽減等

④コロナ禍の影響により売上減少した事業者に対する事業所税の減免

⑤需要が大幅に減少した航空、鉄道、バス等旅客運輸事業者について、バリアフリー設備をはじめ、駅、線路、変電所、車両等の固定資産税・都市計画税の減免

⑥コロナ禍の影響により、運営が困難となっている民間所有の文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）に対する固定資産税・都市計画税の減免

２．高度な防災都市を実現するための税制

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

①ＢＣＰ策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、ＢＣＰの導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき

②密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべき

③オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とすべき

３．世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制

（１）外形標準課税の適用拡大には断固反対

東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増し、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。また、感染防止対策から「テレワークの促進・普及」が急速に進むなか、場所に捉われない働き方にも逆行するものである。経済の好循環や東京の活性化を阻害するものであることから、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

（２）企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中にあって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、速やかに廃止すべきである。

（３）産業の活性化に資する税制措置の拡充

東京都が策定している「東京都中小企業振興ビジョン」において、起業が身近な選択肢となる環境の形成や、ＩＣＴ化の推進や設備導入等による生産性向上が目指すべき姿として掲げられている。都内中小企業が様々な時代の変化に的確に対応して輝き続け、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

①東京都における創業を後押しするため、創業後５年間の法人事業税や法人都民税の減免
②償却資産に係る固定資産税の廃止
③東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
④東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

（４）法人事業税・法人都民税の超過課税の廃止

東京都が策定した『「国際金融都市・東京」構想』において、国内外金融系企業に対して都税である法人二税の軽減等を検討する旨が盛り込まれた。

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、２９．７４％（２０１８年度）にまで引下げられたが、東京都においては、３０．６２％と、３０％台に止まっている。

わが国のビジネス環境に対する評価は、世界銀行が発表するビジネスしやすさランキング（「Ｄｏｉｎｇ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　２０２０」）において２９位と低迷している。東京都が掲げる「世界一ビジネスがしやすい都市」の実現に向け、全ての業種において法人事業税・法人都民税の超過課税を廃止し、東京の産業活性化を図るべきである。

以　上

２０２０年度第１６号
２０２０年　９月１０日
第７２８回常議員会決議

＜提出先＞内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国会議員、東京都議会議長・幹部、各政党幹部、関連団体 等

＜実現状況＞

【事業継続・雇用維持に資する税制措置】

○土地に係る令和３年度固定資産税額の据置措置（１年間）

・令和３年度における特例措置として、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和２年度税額に据え置き

○「商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置」、「条例減額制度（商業地等に係る減額措置ならびに税負担急増土地に係る固定資産税・都市計画税の減額措置）」の延長（３年間）

○東京２３区における商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準上限引下げ条例減額措置（負担水準の６５％）の延長（１年間)、ならびに税額が前年度の１．１倍を超える土地に対する固定資産税・都市計画税の条例減額制度の延長（３年間）
○中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（２年間）
○所得拡大促進税制（賃上げに対する税額控除）の延長・要件見直し（２年間）
・中小企業全体として雇用を守るため、適用要件を「給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で１．５％以上」へと見直し
○人材確保等税制の延長・見直し（２年間）　※中堅・大企業向け
・中堅・大企業向け賃上げ税制を、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を促進する制度にするため、適用要件を「新規雇用者（新卒・中途）給与等支給額が前年度より２％以上増加」へと見直し

【環境変化への対応を後押しする税制措置】
○経営資源集約化税制（中小企業のM&Aリスク低減に資する準備金）の創設
・経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合は、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間５年間の準備金の積立を認める措置を創設。M&A実施時に、投資額の７０％以下の金額を損金算入
・あわせて、成長に向けた効果を高めるための取組（設備投資、雇用）を促す措置を講じる
○２０５０年カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
・産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の税炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大１０％の税額控除又は５０％の特別償却を新たに措置
○ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設
・産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社的レベルのＤＸに向けた計画を主務大臣が認定したうえで、ＤＸの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（５％／３％）又は特別償却３０％を新たに措置
○欠損金の繰越控除上限の引上げの特例の創設
・コロナ禍による厳しい経営環境においても事業再構築・再編等に果敢に挑む企業に対し、最長５事業年度の間、繰越欠損金の控除上限（現行５０％）を最大１００％に引上げを新たに措置
○中小企業経営強化税制の延長（２年間）
・M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型)」を追加
・適用の前提となる計画認定手続を柔軟化（例．工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化）
○中小企業投資促進税制の延長（２年間）
・「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を廃止し、同税制を取り込む形で（不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加）制度を一本化
○研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）の延長・拡充（２年間）
・コロナ前と比較し、①売上が２％以上減少しているにも関わらず、②試験研究費を増加させた場合、一般型・中小企業技術基盤強化税制の控除上限を５％引上げ
・控除率の増加インセンティブを強化
・クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加
・ＯＩ（オープンイノベーション）型の運用改善（業務改善目的の研究開発が支援対象であること等の明確化）
○地域未来投資促進税制の延長・拡充（２年間）
・要件の客観化・明確化（事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に見直し）
・地域の経済活動が停止するリスクを回避するため、サプライチェーンの強靭化に資する事業等の類型（サプライチェーン類型）を追加

・承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合に先進性に係る要件を満たすこととする特例の縮小（計画の承認を受けた日がその特定非常災害発生日から１年に短縮（現行：５年又は３年））

○中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充（２年間）

・対象設備を追加（本税制の対象設備をかさ上げするための架台、無停電電源装置（ＵＰＳ）、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ等）

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設

・市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる（登録免許税を本則の１／２軽減、不動産取得税を標準課税から１／５控除）

○法人版事業承継税制の要件緩和

・相続発生時における後継者の役員就任要件の緩和

○個人版事業承継税制の見直し

・対象となる特定事業用資産の見直し

【デジタル化に対応した納税環境整備】

○電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

（帳簿書類の電子保存要件の緩和）

・税務署による事前承認を廃止

・訂正削除履歴の確保等の要件を満たさなくても電子保存が可能に見直し

（スキャナ保存要件の緩和）

・税務署による事前承認を廃止

・タイムスタンプ付与の日数期限の見直し（３日以内→最長約２か月以内）

・訂正削除履歴があるシステムにおいて、タイムスタンプの付与に代えて、クラウド保存等が可能に見直し

・相互けん制（２名以上での事務処理）を廃止し、１名での事務処理も可能に見直し

・書類への自署を不要に見直し

・定期的な検査を廃止し、スキャナ後すぐに原本廃棄可に見直し

○押印義務の見直し

・税務署長等に提出する税務関係書類のうち、納税者等の押印を求めているものについては、国税・地方税ともに原則として、押印義務を廃止

○地方税共通納税システムの対象税目の拡大

・固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割を追加し、ｅＬＴＡＸを通じた電子納付を可能に見直し

【その他】

○車体課税の延長・見直し（エコカー減税の見直し）

・新しい２０３０年度燃費基準に切り替え

・２０２１年３月末に期限切れとなる臨時的軽減措置（１％軽減）を９ヶ月間延長

・グリーン化特例の延長・見直し（適用対象を電気自動車等に限定した上で、２年間延長）

○住宅ローン減税の控除期間の延長措置の延長

・契約期限と入居期限を満たす者について、控除期間の延長措置（１０年→１３ 年）を適用

○Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長（２年間）

・移転登記に係る登録免許税の税率を軽減（本則２％→１．３％）

・不動産取得税を課税標準３／５控除

○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長（２年間）

○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（２年間）

○新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（１年間）

１８．国土交通省の防災・減災対策に関する要望

＜基本的な考え方＞

新型コロナウイルス感染症は世界の社会経済に深刻な影響を与えている。わが国においても１００年に一度の危機といっても過言ではなく、中小企業は未曾有の苦境にある。社会経済を再び活性化させるためには、人々の安全・安心の確保が不可欠であり、感染症への対応に最優先で取り組む必要がある。

一方、都市災害である東京及び首都圏での大規模広域水害や首都直下地震、さらには火山噴火・火山灰などの自然災害においても、感染症と同様の、あるいはそれ以上の、人命および経済の危機となることが想定される。また、複合災害のリスクも大きい。感染症と自然災害の脅威から、国民の安全・安心の確保に向けて国を挙げて取り組むことが喫緊の課題である。

特に、世界は気候変動の進展に伴い、これまでの常識を超えた災害が多発する新たなステージを迎えている。ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の１．５℃特別報告書では、人間活動は、世界の平均気温を産業革命前に比べて約１℃上昇させたとし、現在の進行速度では、２０３０～２０５０年に１．５℃に達すると予測されている。すでに、気候変動の影響と考えられる状況は各所で顕在化しており、わが国においては、日降水量２００mm以上の大雨の年間発生日数は増加し、最近３０年間（１９９０～２０１９年）と統計開始の３０年間（１９０１～１９３０年）で比較すると約１．７倍となっている。氾濫危険水位を超過した国管理・都道府県管理の河川数も、２０１４年と比較して約5倍（２０１４年：８３河川→２０１９年：４０３河川）に増加した。気温の上昇に伴う大気中の水蒸気量の増加が大雨の頻度や強度の増加の背景にあると考えられる。

また、世界に占める日本の国土面積は約０．２５％である一方、世界のマグニチュード６．０以上の大地震の約１３％は日本及びその周辺で起こっているとされ、首都直下地震や南海トラフ地震はいつ起きても不思議ではない。さらに、火山噴火・火山灰、雪害など、わが国は世界的にも稀にみる自然災害のリスクが高い国土となっている。国土交通省によると、日本の国土の約３割が洪水や土砂災害、地震災害（震度被害）、津波災害といった災害リスク地域であり、災害リスクにさらされる人口はおよそ７割に達する。近年の自然災害の激甚化・頻発化を考えれば、防災インフラの整備・老朽化対策等のハード対策、避難計画・訓練の徹底等ソフト対策とともに、ハザードエリアといった災害リスクの高い地域にある住宅や拠点施設の移転等、中長期的な視点で防災・減災につながる地域の再設計、まちづくりを急ぎ、レジリエント（強靭）な都市「東京」を構築する必要がある。その際、ビルド・バック・ベター※1の考え方のもと、事前復興の取組※2も重要である。

災害リスクの増大を受け、東京商工会議所（当所）は今年６月、気候変動等の新たな環境変化に応じた「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」後の抜本的対策を要望したところであるが、国土交通省は７月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、あらゆる関係者により流域全体で治水を行う「流域治水」への転換や、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等を打ち出すなど、高い危機意識のもと迅速な対応を行っている。引き続き、スピード感を持って着実に取り組んでいくことが重要である。

他方、企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策は十分に進んでいない。当所の会員企業の防災対策に関するアンケート結果（今年３月実施）によると、自社所在地の災害リスクをハザードマップ等に基づいて把握している企業は全体の６１．７％、さらに、ＢＣＰ（事業継続計画）策定済の企業は、２０１４年調査の１９．１％から増加しているものの依然３０．４％にとどまっている。もとより、私たちは、このたびの新型コロナウイルスへの対応を経験して、他者に感染させない・自分も感染しないという利他心からの行動が、感染症の拡大を防止し、自身および社会を感染から守ることにつながることをはっきりと認識した。この考え方は、災害対応における自助・共助が大きな意味を持つことを示しており、顧客や取引先への責務としてのＢＣＰ策定・訓練の実施や、企業における防災人材の育成は急務である。

以上のような考え方のもと、国土交通省におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、国土交通省、関係先に最大限の協力を行う所存である。

※１：災害の復旧復興について、発災前より準備をし、災害リスク削減を開発施策に取り込むこと。
※２：具体的には、復興の将来像の検討（高台まちづくりやグリーンリカバリーを念頭においたビジョンの検討等）、復興業務に向けた人材育成など。

【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目
１．災害リスクに適応できる市街地の創出
①土砂災害等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、高台まちづくり等の推進
（周知啓発の徹底、助成制度の拡充、適応策の具体化）
気候変動等による大規模広域水害へのリスクが高まる中、河川改修等ハード対策と避難計画・訓練の徹底等ソフト対策に加え、住宅や拠点施設の安全な地域への移転や、葛飾区における浸水対応型市街地構想の推進等中長期的な視点で防災・減災につながる地域の再設計、まちづくりを急ぐ必要がある。特に、人口が減少に転じて空き家が増えている地域では、居住地を集約するコンパクトシティ構想に合わせて推進することが重要である。
今年６月、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。本改正により、災害レッドゾーンでは自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設等）の開発が原則禁止され、また、市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等では、住宅等の開発許可が厳格化された。加えて、災害ハザードエリアからの移転促進策として、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し手続きの代行等を行う新たな制度が創設されることとなった。国土交通省におかれては、地方公共団体はもとより国民・企業等関係先に対し、本施策の周知を徹底されたい。あわせて、住居等の移転促進のための税制上の特例措置や道路、橋、鉄道の安全なルートへの変更を後押しする支援策を新設・拡充していくことが重要である。
加えて、今年７月には宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、不動産取引時、宅地建物取引業者がハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供することが義務化された。宅地建物取引業者の適切な説明により、顧客の理解が進むよう、周知を図ることが重要である。また、市区町村がハザードマップ作成にあたり参照する浸水想定区域図等について、昨今の降雨量増加を踏まえ、速やかに改定を進めていくことが必要である。
一方、地域の中には、災害リスクはあっても既存の住宅や施設の移転は適当でない重要な市街地等がある。そうした市街地等では、浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等が有効であることから、国と東京都の連携により、高層階に避難し易くする改修への支援等を含め、着実に推進することが重要である。葛飾区が２０１９年６月に策定した浸水対応型市街地構想をはじめ、地元自治体の意見や地域の実情を踏まえ、住民の理解のもと推進することが重要である。

②ハザードマップ等災害リスクの認知度向上、迅速な避難に向けた危険情報の早期共有
災害対策の第一歩として、地震や水害、土砂崩れ等の危険度を見える化し、防災意識を高めることが重要である。一方で、今年３月に実施した当所会員へのアンケートでは、事業所所在地の災害リスクについて、「ハザードマップ等に基づいて把握している」企業は６１．７％、ハザードマップ等に基づいていないものの、「災害リスクがあることのみ知っている」企業は３０．７％であった。
国土交通省のリーダーシップの下、地方公共団体における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、国民や企業に対し、災害の危険度を一層見える化する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。
加えて、気候変動等により前例のない降雨が生じる場合も想定した水害対策を周知啓発していくことが望まれる。
さらに、避難を呼びかける防災情報のあり方について、内閣府が昨年の台風１９号等の検証にあたって行った住民へのアンケート結果では、５２．２％が「避難指示（緊急）」あるいは「災害発生情報」で避難すると回答するなど、正しく把握できていない状況が明らかとなった。これを受けて、政府は避難勧告を廃止して避難指示に一本化するなど、災害対策基本法の改正を含めた検討を進めているが、住民や企業が危険情報を早期に共有し速やかに適切な行動をとれるよう改善を図ることが重要である。

③国・地方公共団体・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への迅速な転換
国土交通省は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、発電等を目的としたダムの活用や、河川への流出量を抑制するためのため池の活用等、地域特性に応じて様々な主体（流域に関わる関係者）が自ら取組む社会を構築する必要があるとして、今年７月、国・地方公共団体・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へと舵を切る方針を示した
「流域治水」では、全国１０９の一級水系において、あらゆる関係者により、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進することが掲げられている。今後、各一級水系において、国・都道府県・市町村等との協議会を設置し、流域治水プロジェクトのとりまとめに向けた議論が進められるが、各関係者による主体的な関与を通じて、迅速かつ着実に実行されることが重要である。
加えて、本プロジェクトの実施にあたっては、企業における浸水対策やＢＣＰ策定の推進も不可欠であることから、行政の防災対策を企業や国民にわかりやすく示し、防災・減災のための主体的な取組みを促すことも必要である。
また、本プロジェクトにおいては利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用することが掲げら

れているが、令和２年７月豪雨では、「線状降水帯」を伴う豪雨により雨量の予測が難しく、球磨川水系で事前放流の実施が間に合わなかったとの指摘があった。また、利水ダムは治水ダムと比べて放流に時間がかかるとの見方もある。国土交通省におかれては、明らかとなった課題を検証し、激甚化・頻発化する水災害対策の改善に活かされたい。

さらに、国土交通省は９月、民間事業者による水災害対策の取組を促進するため、都市の水災害対策に資する取組を評価し、評価の内容に応じて、建築物の容積率の最高限度を割り増す際の考え方について、地方公共団体に発出した。こうした水災害リスクの軽減に資する取組を講じることに対し、インセンティブを付与することは重要である。取組の拡大に向けて一層周知を図るとともに、中小規模の建築物においても浸水リスクの軽減や周辺住民等の避難に資する取組が促進されるよう更なる取組が必要である。

２．首都直下地震、大規模風水害に備えた都市の構築（ハード対策）

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

（道路橋梁、鉄道施設、東京湾の重要港、羽田空港等）

災害の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡、迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」では、交通・物流の機能確保のため、河川・砂防・鉄道・道路分野が連携した橋脚等の防災・減災対策や市街地の緊急輸送道路約２，４００ｋｍの全区間で無電柱化に着手することを掲げており、こうした取組みをできるだけ早期に完了することが必要である。全国に約１２００ある道の駅について、大規模災害時の広域的な復旧復興活動の拠点や地域の一時避難所としての防災機能を強化し、「防災道の駅」として認定する制度の創設が進められており、地域防災計画との連携により効果を発揮することが期待される。

また、首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が重要である。

さらに、首都圏４千万人の生活と産業を支える東京湾の重要な港湾は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策を進めていく必要がある。

一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担う。滑走路等の耐震化、液状化対策を早急に行う必要がある。また、高潮や津波によって、東京湾の重要港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、耐震化、液状化に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了すべきである。

②高規格堤防や調節池など河川、海岸施設の点検、整備、機能強化

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

荒川、江戸川、多摩川といった直轄管理河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。また、昨年の台風１９号では、荒川第一調節池において約３，５００万㎥（洪水調節容量は約３，９００万㎥）の洪水を貯留し、下流の洪水氾濫の防止に大きな役割を果たした。荒川の治水安全度の更なる向上を図るために、荒川調節池群の洪水調節容量を約２．３倍の約９，０００万㎥とする、荒川第二・三調節池の整備が進められており、その迅速かつ着実な推進が重要である。加えて、利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、今年４月から運用が開始された八ッ場ダムは、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。加えて、流域における遊水地・調節池等の整備も重要である。

今年３月の当所会員企業への調査では、ストック効果を実感したことがあるインフラ施設として、調節池・遊水地（５４．５％）、堤防・高規格堤防（５２．４％）といった回答が多くあげられた。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるためには、高規格堤防を含む堤防整備および強化対策、遊水地・調節池の整備、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。河川の中洲の樹林も、樹木による流下能力の低下や流木の橋脚等への衝突が懸念されることから伐採整備が重要である。

墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、高規格堤防のほか、水門、排水機場といった海岸保全施設・河川管理施設の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいる。人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。

③レジリエンスの観点を重視した生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策の点検・強化

北海道胆振東部地震によるブラックアウト、昨年の台風１５号による千葉県等での大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に盛り込まれた電力、燃料、通信に関する取組を着実に完了させるとともに、医療機関や避難所等災害時に重要な役割を担う施設のエネルギー、通信の確保（災害においても安全な非常用電源や可搬型蓄電池等、Ｗｉ－Ｆｉ等通信機器の配備、変電設備等を上階へ移動する際に生じる諸経費への助成等）や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討等の取組を強化することが重要である。加えて、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、住民、旅行者等にとっての安全・安心を確保する必要がある。災害発生時に災害医療にたずさわる災害拠点病院の耐震化や浸水対策など、医療機関の防災力強化も重要である。

あわせて、企業における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたところであるが、中小企業のＢＣＰ策定を促進するものと期待されることから、適用期限を延長するとともに、災害においても安全な可搬型蓄電池等や感染症対策に資する設備など対象設備の追加、対象企業の拡大等の拡充を図るべきである。また、申請に必要となる事業継続力強化計画作成への支援体制を拡充すべきである。

３．省庁の連携強化と利他の心でのぞむ自助・共助の促進（ソフト対策）

①企業等におけるＢＣＰ（感染症を含む）の策定、訓練の徹底的な促進

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業のＢＣＰ策定率を向上させることが極めて重要である。企業等は顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰを策定し、訓練を実施する必要がある。しかし、今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３０．４％であり、特に企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。

こうした実態等を踏まえ、政府は、中小企業の災害対応力の向上、事業継続力の強化に資するため、中小企業等経営強化法を改正し、ＢＣＰ策定を含めた中小企業の事前対策を支援しており、こうした取組を広く周知し、活用を促進していくことが重要である。また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の取組を、原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充や助成制度の創設も必要である。内閣府および中小企業庁等のＢＣＰ策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。

また、ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組を後押しする施策が必要である。

他方、地方公共団体については、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。地方公共団体が自ら被災した場合でも業務の継続性を確保していくことが求められる。しかし、消防庁の調査によると、昨年６月時点の地方公共団体におけるＢＣＰの策定率は、都道府県では１００％だったものの、市区町村では８９．７％となっている。国土交通省には、市区町村、特に小規模な市町村における策定率向上のために、内閣府が２０１５年５月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等の周知や、ガイドに基づく研修会を引き続き実施していくことが必要である。

②新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、ホテル・旅館の積極的な活用、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。政府が６月に作成・公表した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、スピーディに対応するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うことが求められる。

また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館等を避難所として活用することも重要である。国土交通省には、避難所を設置・運営する地方公共団体とホテル・旅館等との間の連携や情報共有等について支援されたい。

③ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの機能強化、ＩＣＴ機材・災害対策車両等資機材の充実

国土交通省には、大規模災害等に際して、被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが設置されている。令和２年７月豪雨の際にも、全国の各地方整備局等から被災地に参集し、市町村等へのリエゾン派遣、排水ポンプ車による浸水排除、国道の被災状況調査等の緊急災害対策活動を実施した。

万一、東京２３区内で震度６強以上が観測された場合には、直ちに最大約２千名のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥおよび

約５２０台の災害対策用機械等が即時出動する体制が構築されている。さらに、関東地方整備局は管内全市区町村と協定を締結し、災害時に地方公共団体等にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被害状況の情報収集、支援ニーズの把握等を行う体制を構築している。これら各種の防災･減災対策、災害応急対策活動への備えは極めて重要である。隊員の研修・訓練の充実や広域実働訓練の実施、ＩＣＴ技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制の充実・強化を図るとともに、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥと関東ブロックの都県をはじめとした地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

Ⅱ．個別要望項目

１．首都直下地震、大規模風水害に備えた都市の構築（ハード対策）

（１）災害に強い都市基盤の迅速な整備

①気候変動等による降雨量の増加を踏まえた治水計画の見直し

気候変動に伴う将来の降雨量の増加が予測されるところ、そのスピードに対応した事前防災対策の加速化が重要である。国や都道府県が管理する河川の治水計画は、原則として過去のデータに基づく降雨を前提に策定されている。気候変動の予測には幅があり想定は難しいものの、昨年、今年と西日本を襲った記録的な豪雨が将来頻発すること等を前提に、河川の最大流量、浸水想定区域等を再検討し、堤防の高さやダムのかさ上げ等治水計画を見直すことが必要である。

今年７月、社会資本整備審議会河川分科会の「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」では、治水計画について過去の降雨や潮位に基づいた計画から、気候変動による将来の降雨量の増加や潮位の上昇などを考慮したものに見直すことが必要と答申した。国土交通省におかれては、水災害対策における計画・基準類の見直し、ならびに新たな計画・基準に基づく防災インフラの整備を迅速かつ着実に進められたい。

②地下街・地下駅等の浸水対策・耐震化の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。また、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

③下水道施設等の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、東京圏では数%から約１割、東京２３区では約１割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には１か月程度を要することが予想されている。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されている。昨年の台風１９号により多摩川付近で内水氾濫が発生したが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大している。内水氾濫が発生すれば、水害のみならず感染症のリスクも高まる。排水能力の強化等下水道施設の整備によるハード対策と内水ハザードマップの公表やリアルタイムの情報提供等のソフト対策の両面から浸水対策を加速させる必要がある。

④物流拠点の防災・減災対策、再整備の促進

物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つ新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネット通販の増加等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設

の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

そのため、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進が重要である。加えて、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充も必要である

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

⑤無電柱化の推進

昨年９月の台風１５号では電柱の倒壊や電線の切断が相次ぎ、大規模な停電が生じた。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。そのため、無電柱化の目標達成に向けては、新たな整備手法の積極的な活用など低コスト化の徹底、国・地方公共団体・電線管理者間の適正な費用負担配分の維持、関係先との連携強化による事業期間の短縮、国民への周知等を図ることが重要である。

一方、国土交通省は、２０２０年度までの無電柱化推進計画の取組みを踏まえ、今年６月より、次期推進計画策定に向けた検討を行っている。次期計画では、無電柱化の更なるペースアップに向けた新しいスキームを打ち出していただきたい。なお、無電柱化の推進にあたっては、災害ハザードマップ等を踏まえ、避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて、推進することも必要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組も検討すべきである。

⑥空き家対策の迅速な実施、所有者不明土地の発生抑止・解消

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１８年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）になるなど、人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各市区町村が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、国土交通省には、同計画に沿った空き家の活用や除却などへの財政支援や、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制の構築等の施策の充実を図られたい。また、空き家に係るマッチング機能を強化し、流通を促進する観点から、全国の空き家などの情報を簡単にアクセス・検索できる一覧性を持った空き家・空き地バンクの更なる情報の充実を進めるほか、空き家などの利活用に向けたモデル的な取組の支援（成功事例の横展開）を推進することが必要である。

他方、空き地対策の観点からは、相続未登記の問題により有効活用が困難となっている所有者不明土地への対応が重要である。所有者不明土地の発生抑止・解消に向け、今年３月、改正土地基本法が施行され、土地が適切に管理され、利用されるために所有者が負うべき責務が明確化されたことから、今後、国民・企業等に対する周知啓発を徹底することが重要である。

⑦液状化対策の推進

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると想定される。

従って、首都直下地震対策計画に基づき、宅地や河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設や上下水道、交通インフラ等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進していく必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や企業等の液状化に対する意識の向上を図っていく

ことも肝要である。

⑧緊急輸送道路沿道建築物、多数の者が利用する建物等の耐震化
　緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。
　そのため、国土交通省は、耐震改修促進法で耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）について適用期限を延長するなど、地方公共団体とともに耐震化促進に向けて粘り強く取り組んでいる。国土交通省には、緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震化への取組みを促すため、耐震対策緊急促進事業の活用のほか、新たに創設されたブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度など耐震改修促進法改正事項の周知など、建物所有者への後押しを強化されたい。

⑨外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備
　首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担う。
　そのため、外環道（関越道～東名高速間）の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで１日も早い開通を目指されたい。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が望まれる。

⑩災害時の円滑な避難にも資するユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進
　災害時に誰もが円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、都市機能整備の観点のみならず、減災の観点からも重要である。公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進し、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。
　また、高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を推進している。官民をあげてこうした取組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

（２）インフラ等老朽化対策の着実な推進
①戦略的なインフラメンテナンスの推進（高速道路、橋梁、トンネル等）
　開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、関東地方整備局が管理する道路橋のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年度末時点で２５％、その２０年後には６５％まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後５０年以上が経過したトンネルは５２％、その２０年後には７１％まで増加する見込みである。また、東京都内の下水道管は建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、下水道管の老朽化は道路陥没を招くことから、着実な対策が課題である。
　インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが必要である。国土交通省では、インフラの機能や性能に不具合が生じてから対策を行う事後保全から、不具合が発生する前に対策を行う予防保全へ転換し、持続的・効率的なインフラメンテナンスを推進しており、こうしたノウハウを地方公共団体等と共有していくことが必要である。
　また、戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が重要であり、地方公共団体等関係機関と連携し、取組を促進していくことが求められる。加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る国民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

②インフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立
　インフラが安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理

の導入などメンテナンスサイクルの構築・実行や、メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。
また、地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。

③老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、再生の促進
全国の分譲マンションストック数は約６６５．５万戸（２０１９年）と増加傾向が続き、今や国民の約１割が居住していると推計されている。そのうち、築４０年超マンションは２０１９年時点で約９１．７万戸であるが、１０年後（２０２９年）には約２１３．５万戸、２０年後（２０３９年）には約３８４．５万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。
今年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、除却の必要性に係る認定対象について、耐震化不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底されたい。
加えて、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）のさらなる緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組み、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど権利者相互の合意形成の促進といった法改正等の措置により更なる支援策等を講じることが重要である。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を推進していくことも重要である。

（３）木造住宅密集地域、老朽ビル等密集市街地の防災力向上
①木造住宅密集地域の不燃化対策等の推進
山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布する木造住宅密集地域（木密地域）は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。こうした地域では居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。
首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。
国土交通省と東京都は、今年３月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議において密集市街地の不燃化に向けた取り組み方策を示したが、これらの方策を通じ、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、種々の政策を強力に進めることが必要である。あわせて延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園や火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。
なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

②救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備
木密地域などの密集市街地では、延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場を早期に整備していく必要がある。国土交通省には、都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携し取り組みを加速されたい。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。
また、密集市街地の解消に向けた住民等との調整に時間がかかる中では、小規模空き地を創出し、延焼速度の低減を図ることも必要である。昨年６月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率１０％緩和等により、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを促進し、小規模空き地を確保することが重要である。

③電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進
阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れに伴う火災（津波に伴う火災を除く）のうち出火原因が確認された件数の６割以上が電気に起因している。
そのため、国の首都直下地震の被害想定では、感震ブレーカー等の設置による「電気関係の出火の防止」により、火災を原因とする死者数は１万６千人から約９千人に、焼失棟数も約４３万棟から約２３万９千棟に減少できる見通しを示すとともに、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を２０１５年度の１％未満から２０２４年度に２５％にしていくことが目標とされている。

首都直下地震の人的・物的被害を最小限に抑えるためには、電気火災を含めた防火対策を推進していくことが極めて重要であり、国土交通省におかれては、密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携により、感震ブレーカーの効果の周知や費用負担の軽減等を一層強化していくことが必要である。

さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

④防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

２．省庁の連携強化、利他の心でのぞむ自助・共助の促進（ソフト対策）

（１）被害最小化に向けた事前対策の推進

①防災人材の育成、タイムライン（事前防災行動計画）の活用、周知

人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。そのため、各地域、各企業の現場において、自助・共助の意識向上と防災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要である。

今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１３．２％であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６３．７％に上った。

国土交通省においても、国民の「自助・共助」の意識醸成を図り、社会全体で防災・減災に関する取り組みを底上げしていくソフト面の施策を強化されたい。

また、大規模水害の発災前から国土交通省や地方公共団体、交通事業者等の各主体が、迅速かつ的確に行動できるように、国土交通省はタイムライン（事前防災行動計画）の策定を水害に関する重点対策の一つに位置付けている。２０１７年に国管理河川の全ての沿川市町村（７３０市町村）で水害対応タイムラインの策定を完了し、都道府県管理河川における水害対応タイムラインの策定支援を進めている。今後は、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」にも盛り込まれた、住民一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）作成も重要であり、作成にあたってのサポート役となる地域リーダーの育成、専門家派遣を促進されたい。

②防災力の強化に向けた新技術の活用

情報技術などの革新が進む中、防災・減災対策においても、ビッグデータやＡＩ（人工知能）の活用に取り組む必要がある。例えば、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等のデータ連携を進め、インフラに関する様々な情報を３次元デジタルデータ化することで、地震倒壊被害シミュレーションやメンテナンス等に活用する取組みが有効である。加えて、河川情報センター（ＦＲＩＣＳ）から提供されている河川の水位、雨量等に関するデータや、衛星による高精度な測量データなどビッグデータを活用した被害状況の把握・共有、あるいは、ＡＩを活用した避難所の運営支援システムの構築などが考えられる。国が技術開発から社会実装までを一気通貫で実施し、自治体などの関係先にスピード感を持って展開することが重要である。

また、木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１９年３月時点までの地籍調査の実施状況は全国平均の約５２％に対して、東京都は約２３％であり、区部に限ると約１１％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。今年３月、国土調査法が改正され、立ち合いを求める所有者の所在が不明な場合等は、地籍調査が困難であったところ、所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や、所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等ができることとされた。こうした取組により地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが必要である。

なお、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。加えて、航空写真やレーザー等で土地の状況を把握し、一部の土地所有者が現地で立ち会わなくても境界を画定できるようにする制度を設けることが重要である。

③大規模な風水害の際の広域避難、垂直避難の検討、訓練等の実施

近年、気候変動の影響等もあり、風水害が激甚化・頻発化している。昨年の台風第１９号により都内でも河川氾濫が起きたことは記憶に新しい。

水害からの避難の在り方については、国土交通省、内閣府、東京都をはじめ関係機関が連携し、２０１８年６月に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」で検討が進められてきたが、昨年の台風第１９号では広域避難の実装に向けた課題が明らかとなった。顕在化した課題への対応を含め、早急に広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について検討し、実装を推進することが必要である。加えて、大規模広域避難の実効性を高めるために、地域の事情や災害の種類（洪水、高潮など）を踏まえ、垂直避難の活用も検討することが重要である。

また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼす。今年３月の当所会員へのアンケートでは、大規模水害が予想される場合の広域避難に関して必要な施策について、「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域単位で一括して情報提供してほしい」（７５．４％）、「空振りに終わってもいいから、早めに情報提供してほしい」（７３．９％）などが多く上がった。

こうした企業の声を十分に踏まえた計画策定、並びに国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、地方公共団体の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

加えて、台風等に伴う計画運休について、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」では、鉄道事業者に対し、台風になる前の熱帯低気圧の段階から５日先までの予報の提供や気象情報の活用方法等をアドバイスするワークショップの開催が掲げられており、こうした取組みにより各鉄道事業者における計画運休の取組みがスムーズになることが期待される。

また、災害対策本部に関し、地方公共団体は「災害が発生するおそれがある場合」設置が可能（災害対策基本法２３条、２３条の２）であるが、国の災害対策本部設置に関しては、記載がないため発災後の設置となっている。大規模な広域避難が必要な場合、公共交通事業者をはじめとする事業者、複数の自治体・都道府県にまたがる調整が必要となるが、政府全体の体制整備という観点で課題を残すこととなり、災害対策基本法の改正が必要と考える。

④都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施

首都直下地震の際には、最悪の場合、都内で約５００万人もの帰宅困難者が発生すると想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約９２万人分と想定しているが、現状では大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。

一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。２０１９年に行った当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（６７．２％）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（４３．６％が）という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（２０１５年２月）において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難所の設置・運営についてはガイドラインが示されたところだが、一時滞在施設の感染防止において留意すべき点についても情報提供を行うことが望まれる。

⑤民間企業と連携した復旧・復興体制の強化（災害協定締結会社等の増強）

首都直下地震等大災害発生時には、緊急輸送道路の啓開や河川堤防および港湾施設等の早期復旧を図っていく必要があるが、その実施には建設業をはじめとした民間企業の協力が不可欠である。そうした考えのもと、関東地方整備局は災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務（災害協定）等の協定締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

他方、２０１８年の西日本豪雨被害早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では３６協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第３３条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受けることができたとの声が寄せられた。今後とも、災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえでの適切な対応をお願いしたい。

⑥訪日外国人を中心とした旅行者への情報提供と具体的な避難誘導方法の確立

政府が２０３０年の訪日外国人客数６，０００万人という目標を掲げているなかで、平時および災害時の多言語による防災情報の発信は、重要な課題である。そのため、訪日外国人客が多く訪れる施設やターミナル駅前等への多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置を引き続き進めるとともに、分かり易いコンテンツの充実など災害情報・避難誘導情報の多言語による発信を強化されたい。

さらに、「Ｓａｆｅｔｙ　Ｔｉｐｓ」などの訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの機能向上や周知徹底、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。
加えて、地震を経験したことがない外国人の訪日も想定されることから、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人客に対しての避難誘導方法の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。また、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。
さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

⑦災害時でもエネルギーの安定供給が確保される市街地の形成（災害時業務継続地区・ＢＣＤの整備）
東日本大震災を一つの契機として、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地の必須条件として求められている。そうした中、都市再生や国際的な経済活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）等において、エネルギーの面的利用により平常時の環境性能と、災害時のエネルギーの自立性、帰宅困難者退避施設の確保等の防災機能を併せて向上させることで、エリア全体の業務継続機能を確保していくために、国土交通省は補助事業等を通じて、業務継続地区（ＢＣＤ：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ）の整備を支援している。業務継続地区の整備は、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから推進していく必要がある。

（２）防災・減災対策への理解促進
①都市の事前復興の周知啓発、取組促進
わが国は多くの災害に見舞われてきたが、その度に同じような被害を出さないよう対策を講じてきた。被災後の復興段階は、災害から得た教訓を生かし、土地利用など抜本的な対策を取る機会にもなる。災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して強靭な地域づくりを行う、ビルド・バック・ベターの考え方が重要であり、災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組が必要である。
事前復興の取組みにあたっては、被災後を見据え、復興対策の手順や進め方を記した計画・マニュアルの作成、復興まちづくりの知識を持った人材の育成、復興計画の検討体制の構築、被災後の「まちのあるべき姿」をグランドデザインに位置づけることに加え、被災後の復興事業の困難さを考慮し、脆弱な市街地での「防災市街地整備」の実施など、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちにしておくことが求められる。
国土交通省では、２０１８年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、市町村における復興事前準備や事前復興の取り組みを推進しており、一層の周知啓発を図られたい。

②防災教育の推進、女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進
東日本大震災時に三陸地方をはじめとした太平洋沿岸部では、巨大津波により甚大な被害が発生したが、岩手県釜石市では、「想定を信じるな」「どんな時でも最善を尽くす」「率先避難者になる」の避難三原則のもと、積み重ねられてきた防災教育や避難訓練により、児童・生徒の多くが無事であったことから「釜石の奇跡」と言われている。こうした経験を踏まえ、住民主体の防災対策（自助・共助）に一層力を入れていく必要がある。
国土交通省では、小学校、中学校等において命を守るための防災教育として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知に取り組んでおり、こうした取組を継続的に実施していくことが重要である。また、こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業の防災・減災対策にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。
さらに、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。男女双方がそれぞれ強みを生かし協力して活動を展開できるよう女性リーダーの育成が重要である。

③防災・減災に資する施設のストック効果のアピール
首都圏外郭放水路、高規格堤防、八ッ場ダムなどは防災・減災に高いストック効果が期待されている。昨年の台風１９号の際には、利根川上流ダム群において約１億４，５００万㎥、渡良瀬遊水地など利根川中流部の遊水地・調節池においては約２億５，０００万㎥（東京ドーム約２０２杯分）の洪水を貯留した。２００２年に部分開通、２００６年に全体が完成した首都圏外郭放水路は、部分開通以後１２１回（２０１９年１０月時点）の洪水調節実績があり、地盤が低く水が溜まりやすい地形で幾度となく被害を受けてきた中川・綾瀬川流域の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。また、浸水被害軽減効果もさることながら、同放水路のある春日部市では水害リスクの低下から、大規模マンションの着工や、企業の立地が進み、雇用創出効果が見られるなど、高いストック効果を発現している。
今年３月に実施した当所会員企業へのアンケート調査では、回答企業の４８．４％が、河川管理施設等のインフラが水害の防止・被害軽減において「効果を発揮していることを実感したり、意識したことがある」と回答し

た。効果を実感したインフラ施設としては、調節池・遊水地（５４．５％）、堤防・高規格堤防（５２．４％）が多く上がった。
防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

④東日本大震災から１０年の教訓に学び次への備えを
２０１１年3月１１日に発生した観測史上最大規模の地震を契機とした東日本大震災は、震源地のみならず日本全体に大きな影響を与えた。最大震度７、マグニチュード９．０の地震とそれに伴う津波等により死者・行方不明者は２万人を超え、住家についても全壊・半壊を合わせ４０万戸以上で被害が生じた。首都圏でも液状化現象や５１５万人もの帰宅困難者など、様々な問題が発生した。企業においてもサプライチェーンへの被害や停電等により事業活動に大きな影響が生じた。この災害による被害額は１６兆９千億円と推計されている。被災地においては、インフラ整備等が着実に進んだものの、まもなく１０年を迎える現在においても風評被害の払拭等の課題は残り、風化対策にも直面している。
首都直下地震ならびに南海トラフ地震が今後３０年以内で約７０％の確率で発生すると想定されるなか、東日本大震災の発生から１０年を迎えるにあたり、今一度当時を振り返り、来る大災害への備えを万全なものとすることが重要である。企業のＢＣＰ策定や帰宅困難者対策等、東日本大震災の経験を踏まえた防災・減災対策の推進に向け引き続き後押しをいただきたい。

（３）救出・救助活動の支援、被害の拡大や二次災害の防止等
①災害時の迅速な四路啓開体制の構築（道路、水路、航路、空路）
首都直下地震等大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。そのため、国土交通省では、道路管理者（国、東京都、高速道路会社）や関係機関と連携して首都直下地震道路啓開計画を策定し、それぞれの役割・連携方法を確認するなど実動訓練等を実施している。また、ドローン等を活用した被災情報の把握、官民のビッグデータを活用した通行可能情報の共有など、計画の実効性を高める取組みを行っている。本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。
あわせて、道路に加え、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも必要である。首都圏広域地方計画には、緊急用船着場等の整備や、水門および堤防等の河川管理施設の耐震対策、緊急河川敷道路の整備をはじめとした具体的対策が盛り込まれているが、こうした対策を着実に推進することや、総合的な啓開に関する計画を予め策定し訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。なお、緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

②関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した救出・救助活動の支援
「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議幹事会決定）では、指定行政機関や地方公共団体をはじめとした「防災関係機関」は、東京２３区において震度６強以上の震度が観測された場合に被害全容の把握を待つことなく、救助・消火や医療、物資調達・緊急輸送、燃料供給、緊急輸送ルートや防災拠点の設定等の災害応急対策活動を直ちに開始することが定められている。
本計画において、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥは、救助・救急、消火活動にあたる警察、消防および自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な活動を支援することが明記されていることから、訓練等を通じて平時から連携体制を確認しておくことで実効性を確保していく必要がある。また、本計画には、緊急輸送ルートの点検、啓開をはじめ、国土交通省が担う応急対策活動が多岐にわたり記載されていることから、国土交通省の「首都直下地震対策計画」との連動を図りつつ、平時から発災に備えて準備に万全を期すことが求められる。

③災害時交通規制のさらなる周知
首都直下地震等大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状７号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。
なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

④緊急時河川活用計画の策定等を通じた救助・救急ルートの多様化
首都直下地震等大災害発生時に、荒川下流管内に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場等の防災施

設および高水敷を地方公共団体や警察、消防、自衛隊等が有効かつ円滑に利活用し、迅速な災害対策活動に資することを目的に、２０１３年に「荒川下流防災施設活用計画」が策定された。こうした緊急時河川活用計画は、四路啓開の実効性を確保していく上でも重要である。
　また、江戸川、多摩川、鶴見川等の河川における防災施設活用計画の策定等は、救助・救急ルートの多様化に資することから、早期に実施するとともに、訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。

（４）被災者・避難者の生活支援等
①マイナンバーカードの災害時の対応機能強化
　首都直下地震をはじめ、甚大な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。
　そのため、マイナンバーカードについて、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるＩＤカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。また、早期復興の観点から、マイナンバーカードを罹災証明書の発行の際にも活用できるよう要望したい。

②多様な輸送手段を活用した緊急支援物資の輸送体制の構築、情報管理システムの導入
　国土交通省は大災害時に大量の災害支援物資を発災直後から効率的かつ確実に輸送するために、陸・海・空の輸送手段を最大限に活用できるよう、物流事業者等とともに災害支援物資の輸送訓練を実施している。首都直下地震の被害想定では、断水・停電の影響を受けて発災２週間後に最大で約７２０万人、１か月後でも約４００万人の避難者が発生することが予想されており、避難者への大量の緊急支援物資の輸送が重要な問題となることから、引き続き広域での輸送演習により実効性を確保していくことが求められる。
　また、支援物資の備蓄、仕分け、ニーズの把握と、避難所に実際に送り込まれた物資に関する情報管理システムの導入については、現場の混乱を避け、スムーズに被災者の元に届ける観点から非常にニーズの高い領域として、対応が求められる。

③避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
　首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けることが想定されていることから、広域にわたる生活用水の供給停止や、発災からの時間経過とともに避難所の衛生環境悪化が懸念されている。「首都直下地震対策計画」では、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう利水施設管理者間が連携して対応すること、また、下水道管理者が国土交通省等関係機関による広域支援体制を構築することや、簡易な下水処理およびマンホールトイレを設置することが明記されているが、発災時には多数の避難者が発生することから、これらの対策を具体的に推進していく必要がある。さらに、避難所等において、被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の備蓄や、床の埃による呼吸器への悪影響を防ぐとともに、床に付着した飛沫に触れるリスクを防止することから感染症対策にも有効な段ボールベッド、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、避難所については、プライバシーの確保、騒音や悪臭対策、ごみ処理、トイレの質的量的な確保、その他避難者のＱＯＬの向上を踏まえて、設置、運営の改善を進めることが必要である。

以上

２０２０年度第１７号
２０２０年１０月８日
第７２９回常議員会決議

＜提出先＞ 国土交通大臣政務官、国交省幹部等

＜実現状況＞

○国土交通省と東京都が高台まちづくりの推進等を含む『災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめ
○政府は事業規模約１５兆円からなる「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を閣議決定

【関連予算の拡充】

○あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の推進　８，７９４億円（前年度比１．９４倍)］
○南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の推進
　３，１４８ 億円（同２．１５倍）
○災害時における人流・物流の確保　７，２５９億円（同２．５０倍）
○将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進　８，３５６億円（同１．２０倍）　等

１９．東京都の防災・減災対策に関する要望

＜基本的な考え方＞

新型コロナウイルス感染症は世界の社会経済に深刻な影響を与えている。わが国においても１００年に一度の危機といっても過言ではなく、中小企業は未曾有の苦境にある。社会経済を再び活性化させるためには、人々の安全・安心の確保が不可欠であり、感染症への対応に最優先で取り組む必要がある。

一方、都市災害である東京及び首都圏での大規模広域水害や首都直下地震、さらには火山噴火・火山灰などの自然災害においても、感染症と同様の、あるいはそれ以上の、人命および経済の危機となることが想定される。また、複合災害のリスクも大きい。感染症と自然災害の脅威から、都民の安全・安心の確保に向けて東京都および国を挙げて取り組むことが喫緊の課題である。

特に、世界は気候変動の進展に伴い、これまでの常識を超えた災害が多発する新たなステージを迎えている。ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の１．５℃特別報告書では、人間活動は、世界の平均気温を産業革命前に比べて約１℃上昇させたとし、現在の進行速度では、２０３０～２０５０年に１．５℃に達すると予測されている。すでに、気候変動の影響と考えられる状況は各所で顕在化しており、わが国においては、日降水量２００mm以上の大雨の年間発生日数は増加し、最近３０年間（１９９０～２０１９年）と統計開始の３０年間（１９０１～１９３０年）で比較すると約１．７倍となっている。氾濫危険水位を超過した国管理・都道府県管理の河川数も、２０１４年と比較して約5倍（２０１４年：８３河川→２０１９年：４０３河川）に増加した。気温の上昇に伴う大気中の水蒸気量の増加が大雨の頻度や強度の増加の背景にあると考えられる。

また、世界に占める日本の国土面積は０．２５％である一方、世界のマグニチュード６．０以上の大地震の約１３％は日本及びその周辺で起こっているとされ、首都直下地震や南海トラフ地震はいつ起きても不思議ではない。さらに、火山噴火・火山灰、雪害など、わが国は世界的にも稀にみる自然災害のリスクが高い国土となっている。国土交通省によると、日本の国土の約３割が洪水や土砂災害、地震災害（震度被害）、津波災害といった災害リスク地域であり、災害リスクにさらされる人口はおよそ７割に達する。近年の自然災害の激甚化・頻発化を考えれば、防災インフラの整備・老朽化対策等のハード対策、避難計画・訓練の徹底等ソフト対策とともに、ハザードエリアといった災害リスクの高い地域にある住宅や拠点施設の移転等、中長期的な視点で防災・減災につながる地域の再設計、まちづくりを急ぎ、レジリエント（強靭）な都市「東京」を構築する必要がある。その際、ビルド・バック・ベター※1の考え方のもと、事前復興の取組※2も重要である。

災害リスクの増大を受け、東京都では、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域等密集市街地の不燃化をはじめとした「防災都市づくり推進計画」改定等に着実に取り組んでいる。また、大規模浸水が発生した場合でも、浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」を国土交通省と連携し検討を進めている。引き続き、スピード感を持って着実に取り組んでいくことが重要である。

他方、企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策は十分に進んでいない。当所の会員企業の防災対策に関するアンケート結果（今年３月実施）によると、自社所在地の災害リスクをハザードマップ等に基づいて把握している企業は全体の６１．７％、さらに、ＢＣＰ（事業継続計画）策定済の企業は、２０１４年調査の１９．１％から増加しているものの依然３０．４％にとどまっている。もとより、私たちは、このたびの新型コロナウイルスへの対応を経験して、他者に感染させない・自分も感染しないという利他心からの行動が、感染症の拡大を防止し、自身および社会を感染から守ることにつながることをはっきりと認識した。この考え方は、災害対応における自助・共助が大きな意味を持つことを示しており、顧客や取引先への責務としてのＢＣＰ策定・訓練の実施や、企業における防災人材の育成は急務である。

以上のような考え方のもと、東京都におかれては、政府や他の地方公共団体との緊密な連携の下、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組まれたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、東京都、関係先に最大限の協力を行う所存である。

※１：災害の復旧復興について、発災前より準備をし、災害リスク削減を開発施策に取り込むこと。
※２：具体的には、復興の将来像の検討（高台まちづくりやグリーンリカバリーを念頭においたビジョンの検討等）、復興業務に向けた人材育成など。

【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

Ⅰ．重点要望項目

１．災害リスクに適応できる市街地の創出

①土砂災害等ハザードエリアにおける新規立地の抑制、高台まちづくり等の推進
（周知啓発の徹底、助成制度の拡充、適応策の具体化）

気候変動等による大規模広域水害へのリスクが高まる中、河川改修等ハード対策と避難計画・訓練の徹底等ソフト対策に加え、住宅や拠点施設の安全な地域への移転や、葛飾区における浸水対応型市街地構想の推進等中長

期的な視点で防災・減災につながる地域の再設計、まちづくりを急ぐ必要がある。特に、人口が減少に転じて空き家が増えている地域では、居住地を集約するコンパクトシティ構想に合わせて推進することが重要である。

今年６月、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。本改正により、災害レッドゾーンでは住宅等（自己の居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設等）の開発が原則禁止され、また、市街化調整区域内の浸水ハザードエリア等では、住宅等の開発許可が厳格化された。加えて、災害ハザードエリアからの移転促進策として、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し手続きの代行等を行う新たな制度が創設されることとなった。東京都におかれては、区市町村はもとより都民・企業等関係先に対し、本施策の周知を徹底されたい。あわせて、住居等の移転促進のための税制上の特例措置や道路、橋、鉄道の安全なルートへの変更を後押しする支援策の新設・拡充を国に働きかけていくことが重要である。

加えて、今年７月には宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、不動産取引時、宅地建物取引業者がハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供することが義務化された。宅地建物取引業者の適切な説明により、顧客の理解が進むよう、周知を図ることが重要である。また、区市町村がハザードマップ作成にあたり参照する浸水想定区域図等について、昨今の降雨量増加を踏まえ、速やかに改定を進めていくことが必要である。

一方、地域の中には、災害リスクはあっても既存の住宅や施設の移転は適当でない重要な市街地等がある。そうした市街地等では、浸水区域を経由せずに高台などへの安全な避難が可能となる「高台まちづくり」等が有効であることから、国と東京都の連携により、高層階に避難し易くする改修への支援等を含め、着実に推進することが重要である。葛飾区が２０１９年６月に策定した浸水対応型市街地構想をはじめ、地元自治体の意見や地域の実情を踏まえ、住民の理解のもと推進することが重要である。

②ハザードマップ等災害リスクの認知度向上、迅速な避難に向けた危険情報の早期共有

災害対策の第一歩として、地震や水害、土砂崩れ等の危険度を見える化し、防災意識を高めることが重要である。一方で、今年３月に実施した当所会員へのアンケートでは、事業所所在地の災害リスクについて、「ハザードマップ等に基づいて把握している」企業は６１．７％、ハザードマップ等に基づいていないものの、「災害リスクがあることのみ知っている」企業は３０．７％であった。

東京都のリーダーシップの下、区市町村における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、都民や企業に対し、災害の危険度を一層見える化する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。

加えて、気候変動等により前例のない降雨が生じる場合も想定した水害対策を周知啓発していくことが望まれる。

さらに、避難を呼びかける防災情報のあり方について、内閣府が昨年の台風１９号等の検証にあたって行った住民へのアンケート結果では、５２．２％が「避難指示（緊急）」あるいは「災害発生情報」で避難すると回答するなど、正しく把握できていない状況が明らかとなった。これを受けて、政府は避難勧告を廃止して避難指示に一本化するなど、災害対策基本法の改正を含めた検討を進めているが、住民や企業が危険情報を早期に共有し速やかに適切な行動をとれるよう改善を図ることが重要である。

③国・地方公共団体・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への迅速な転換

国土交通省は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、発電等を目的としたダムの活用や、河川への流出量を抑制するためのため池の活用等、地域特性に応じて様々な主体（流域に関わる関係者）が自ら取組む社会を構築する必要があるとして、今年７月、国・地方公共団体・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へと舵を切る方針を示した。

「流域治水」では、全国１０９の一級水系において、あらゆる関係者により、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進することが掲げられている。今後、各一級水系において、国・都道府県・市町村等との協議会を設置し、流域治水プロジェクトのとりまとめに向けた議論が進められるが、東京都をはじめとした都道府県についても、遊水地・堤防等の整備や土地のリスク情報の充実等が求められており、迅速かつ着実な取組みが必要である。

加えて、本プロジェクトの実施にあたっては、企業における浸水対策やＢＣＰ策定の推進も不可欠であることから、行政の防災対策を企業や都民にわかりやすく示し、防災・減災のための主体的な取組みを促すことも必要である。

また、本プロジェクトにおいては利水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用することが掲げられているが、令和２年７月豪雨では、「線状降水帯」を伴う豪雨により雨量の予測が難しく、球磨川水系で事前放流の実施が間に合わなかったとの指摘があった。また、利水ダムは治水ダムと比べて放流に時間がかかるとの見方もある。東京都におかれては、他地域における水害の検証結果も踏まえ、激甚化・頻発化する水災害対策に活かされたい。

さらに、国土交通省は９月、民間事業者による水災害対策の取組を促進するため、都市の水災害対策に資する取組を評価し、評価の内容に応じて、建築物の容積率の最高限度を割り増す際の考え方について、地方公共団体

に発出した。こうした水災害リスクの軽減に資する取組を講じることに対し、インセンティブを付与することは重要であり、東京都におかれては積極的かつ柔軟に都市計画制度等の運用を図られるとともに、区市町村に対しても、本通知を周知されたい。あわせて、中小規模の建築物においても浸水リスクの軽減や周辺住民等の避難に資する取組が促進されるよう更なる取組が必要である。

２．帰宅困難者対策など地域防災力の向上、利他の心でのぞむ自助・共助の促進（ソフト対策）

①東京都帰宅困難者対策条例への対応促進

東京都帰宅困難者対策条例では都内事業者に対して、従業者の一斉帰宅の抑制とそのための３日分の備蓄等を努力義務としている。しかし、今年３月の当所会員へのアンケートでは東京都帰宅困難者対策条例について「努力義務の内容を含めて知っている」割合は４２．０％に留まる。他方、強化・拡充を望む防災対策については、「帰宅困難者対策」が５０．１％と２番目に多い結果となった。多くの帰宅困難者が発生した東日本大震災から１０年を迎えるにあたり、東京都におかれては、説明会やＰＲイベントの開催、広報誌、ハンドブック等の配布、ホームページ、ＳＮＳへの掲載等あらゆる手段、機会を通じて、事業者及び都民等に対する周知に改めて努められたい。また、東京都は今年７月、近年の災害時における要配慮者対応や外国人対応、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策への関心の高まりを踏まえ、帰宅困難者対策ハンドブックを改定したことから、一層の普及啓発を図られたい。

当所においても、条例説明会を施行前から実施し累計で５千名以上が参加した他、機関紙等も通じて周知に努めており、今後も粘り強く取り組んでいく。

②新型コロナウイルス感染症の拡大と自然災害の発生が重なる複合災害に備えた避難所の設置・運営支援

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、地震や水害が発生した場合、避難所で集団感染が起きないよう、密閉、密集、密接の三密対策等を進めることが重要である。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、親戚や友人の家等への避難検討の呼びかけ、ホテル・旅館の積極的な活用、十分な換気、スペースの確保、発熱・咳等の症状が出た者のための医療スペースの設置といった衛生管理・医療支援の体制確保に留意する等運営方法の見直しが必要である。政府が６月に作成・公表した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」に基づき、スピーディに対応するとともに、現場の意見や新たな知見を踏まえ、今後とも継続的にガイドラインの見直しを行うことが求められる。また、外出や営業の自粛要請が実施されている中では、可能な限り多くの避難所を確保するために、ホテル・旅館の活用等を検討することが重要である。東京都にはホテル・旅館等との間の連携や情報共有等を強化されたい。

③企業等におけるＢＣＰ（感染症を含む）の策定、訓練の促進

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業のＢＣＰ策定率を向上させることが極めて重要である。企業等は顧客や取引先、ひいては社会に対する責務としてＢＣＰを策定し、訓練を実施する必要がある。しかし、今年３月の当所会員へのアンケートでは、ＢＣＰの策定率は３０．４％であり、特に企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。

こうした実態等を踏まえ、政府は、中小企業の災害対応力の向上、事業継続力の強化に資するため、中小企業等経営強化法を改正し、ＢＣＰ策定を含めた中小企業の事前対策を支援しており、こうした取組を広く周知し、活用を促進していくことが重要である。また、企業等によるＢＣＰ策定や更新、訓練等の取組を、原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充や助成制度の創設も必要である。

当所アンケートでは、ＢＣＰ未策定企業に対し策定に必要な事項を聞いたところ、「マニュアルや作成例」が５６．８％、「研修、セミナー」が４２．１％となっている。そのため、東京都には、中小・小規模事業者等を対象としたＢＣＰやタイムラインの策定事例の情報提供や支援講座の開催等について、経費や時間などコストを十分考慮しつつ、一層拡充されたい。

また、ＢＣＰやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、ＢＣＰ策定済企業の約９割が、運用や見直しを実施しており、こうした取組を後押しする施策が必要である。

④リーダー人材をはじめ防災・減災の人材育成の推進

人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。そのため、各地域、各企業の現場において、自助・共助の意識向上と防災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要である。

今年３月の当所会員企業へのアンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は１３．２％であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて６３．７％に上った。

東京都においても、地域防災計画において、防災士など民間資格を含めた防災関連資格の取得促進のための事項を定め、取り組んでいく等、都民の「自助・共助」の意識醸成を図り、社会全体で防災・減災に関する取り組みを底上げしていくソフト面の施策を強化されたい。当所としても、防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

３．首都直下地震、大規模風水害に備えた強靭な都市の構築（ハード対策）
①陸・海・空の主要な交通施設の点検、強化
（道路、橋梁、鉄道施設、東京港、羽田空港等）
特定緊急輸送道路等の幹線道路は、救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。中でも、東京都の管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、更新時期が集中することが懸念されている。そのため、橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性を更に向上させ延命化することで、更新時期の平準化と橋梁事業費を縮減する長寿命化工事を着実に実施し、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も重要である。
鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。
さらに、首都圏４千万人の生活と産業を支える東京港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策を進めていく必要がある。
一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担う。滑走路等の耐震化、液状化対策を早急に行う必要がある。高潮や津波によって、東京港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、東京都には、耐震化、液状化に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化されたい。河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

②レジリエンスの観点を重視した生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策強化
北海道胆振東部地震によるブラックアウト、昨年の台風１５号による千葉県等での大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。東京都が２０１８年に行った防災事業の緊急総点検を踏まえ、災害発生時における停電対策の取り組みを推進するとともに、医療機関や避難所等災害時に重要な役割を担う施設のエネルギー、通信の確保（災害においても安全な非常用電源や可搬型蓄電池等、Ｗｉ－Ｆｉ等通信機器の配備、変電設備等を上階へ移動する際に生じる諸経費への助成等）や、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）の検討、避難所への蓄電池の配備等の取組を強化することが重要である。加えて、情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靭・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、住民、旅行者等にとっての安全・安心を確保する必要がある。災害発生時に災害医療にたずさわる災害拠点病院の耐震化や浸水対策など、医療機関の防災力強化や上下水道・電力・ガス・通信等の埋設管の耐震化や共同溝の設置等について、国や関係先と連携して推進していくことが不可欠である。
また、企業における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたところであるが、中小企業のＢＣＰ策定を促進するものと期待されることから、適用期限を延長するとともに、災害においても安全な可搬型蓄電池等や感染症対策に資する設備など対象設備の追加、対象企業の拡大等の拡充を図るべきである。また、申請に必要となる事業継続力強化計画作成への支援体制を拡充すべきである。東京都には民間全体における対策促進のために周知啓発や更なる支援強化を図ることが必要である。

③木造住宅や老朽ビルなど密集市街地の防災力向上
山手線外周部から環状７号線沿いに広範に分布する木造住宅密集地域（木密地域）は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、東京２３区ではバブル期に竣工した中小規模のビルが多く、賃貸面積で８１％が築２０年以上となっている。こうした地域では居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。
首都直下地震の被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は４１万２千棟、死者数は最大１万６千人に達するとしていることから、木密地域対策は大規模地震への備えにおいて最重要課題である。
東京都は「未来の東京」戦略ビジョンのなかで、２０２５年度までに震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域の半数において不燃領域率を７０％とし、２０３０年度までには全地域で７０％とする目標を掲げている。
国土交通省と東京都は、今年３月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議において密集市街地の不燃化に向けた取り組み方策を示したが、これらの方策を通じ、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）や日影規制の柔軟化、容積率・高さ制限の緩和、容積率の別敷地評価など、

種々の政策を強力に進めることが必要であり、国に対しても積極的に働きかけをされたい。
あわせて、延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園、火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例えば、墨田区の白鬚東アパート等）の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。なお、木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、関係省庁や各区との緊密な連携を図られたい。

Ⅱ．個別要望項目
１．帰宅困難者対策など地域防災力の向上、利他の心でのぞむ自助・共助の促進（ソフト対策）
（１）帰宅困難者対策の推進
①備蓄品の確保・更新に対する支援の拡充
東京都は、区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの備蓄品購入費用の６分の５を補助する事業や、東京都が購入した備蓄品を配備する事業を実施するなど、備蓄の促進に注力している。
一方、今年３月の当所会員へのアンケートでは、従業員向けに、帰宅困難者対策条例で定める３日分以上の飲料水・食料の備蓄を行っている企業は約４割、外部の帰宅困難者向け備蓄品については、備蓄無しが８割近い結果となった。
引き続き事業者の備蓄促進に向け、補助事業・配備事業の周知徹底に加え、補助対象要件（区等との協定締結）の緩和や、同補助金により購入した食品以外の備蓄品（災害用トイレ等）の更新分に対する支援にも取り組まれたい。

②都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施
首都直下地震の際には、最悪の場合、都内で約５００万人もの帰宅困難者が発生すると想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約９２万人分と想定しているが、現状では大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。
一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。２０１９年に行った当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（６７．２%）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（４３．６%が）という声が寄せられた。
首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（２０１５年２月）において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難所の設置・運営についてはガイドラインが示されたところだが、一時滞在施設の感染防止において留意すべき点についても情報提供を行うことが望まれる。

③災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励
東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、区部の固定電話の不通率は１０%、携帯電話については停電率・不通回線率の少なくとも一方が５０%以上となる地域が相当数予想されている。また、内閣府中央防災会議の被害想定では、地震直後には固定電話・携帯電話とも輻輳のため９割の通話規制が実施され、携帯電話のメールの大幅な遅配も予想されている。
こうした被害想定に対して、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、ＳＮＳ、Ｊ－ａｎｐｉや民間の安否確認システム等、災害時の安否確認に有効な手段の周知を通じて、帰宅困難者対策条例で都民の責務とされている家族等との連絡手段の確保や、事業者の責務である従業者や家族等との連絡手段の確保を推進していくことは不可欠である。
しかし、今年３月の当所会員へのアンケートでは、従業員に対する安否確認手段は「メール」が４９．４%である一方、「災害用伝言サービス」は２８．３%、「独自に整備した安否確認システム」は３２．４%にとどまっている。また、「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート２０２０」によると、都民の災害用伝言板、災害用伝言ダイヤルの認知度は８１．４%である反面、利用（体験）したことがある割合は１７．５%にとどまっている。東京都には、広く都民や企業に対し、災害時の安否確認に有効な手段の周知、とりわけ実際に体験してみることの奨励を強化していただきたい。
こうした認識のもと、当所では毎年２回、災害用伝言サービスなど災害時の安否確認に有効な手段を実際に体験する「家族との安否確認訓練」を実施している。東京都におかれては、引き続き本訓練への後援、都庁職員への周知など連携して取り組まれたい。

④他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業者の一斉帰宅抑制のために３日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、今年３月の当所会員へのアンケートでは、３日分以上の従業員向け備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で４１．４％、食料で３９．７％、災害用トイレで２８．９％にとどまっている。東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、飲料水・食料・災害用トイレのいずれも約２割程度となっている。当所が過去に行った調査によれば、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

⑤行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー支援事業は、本年度よりオンラインでのアドバイスを受けることが可能となったが、民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・看護師の派遣についても検討されたい。

（２）地域防災力の向上、迅速な復興に向けた取組推進

①タイムライン（事前防災行動計画）の活用に向けた支援拡充

各企業における防災人材が中心となり、経営者・従業員・その家族一人一人のタイムライン（事前防災行動計画）の作成を進めることが重要である。東京都では、昨年、都民一人一人が避難に必要な情報を正しく理解し、各自の環境や地域の特性に合った避難行動を考えるための材料を一式にまとめた「東京マイ・タイムライン」を公表した。当所は、東京都と協力し、２３区内で各地域の災害リスク状況を踏まえた、マイ・タイムライン作成セミナーを実施しており、今後も職域を通じたマイ・タイムラインの普及啓発、作成促進に取り組む。

②大規模な風水害の際の広域避難、垂直避難の検討、訓練等の実施

近年、気候変動の影響等もあり、風水害が激甚化・頻発化している。昨年の台風第１９号により都内でも河川氾濫が起きたことは記憶に新しい。

水害からの避難の在り方については、国土交通省、内閣府、東京都をはじめ関係機関が連携し、２０１８年６月に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」で検討が進められてきたが、昨年の台風第１９号では広域避難の実装に向けた課題が明らかとなった。顕在化した課題への対応を含め、早急に広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について検討し、実装を推進することが必要である。加えて、大規模広域避難の実効性を高めるために、地域の事情や災害の種類（洪水、高潮など）を踏まえ、垂直避難の活用も検討することが重要である。

また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼす。今年３月の当所会員へのアンケートでは、大規模水害が予想される場合の広域避難に関して必要な施策について、「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域単位で一括して情報提供してほしい」（７５．４％）、「空振りに終わってもいいから、早めに情報提供してほしい」（７３．９％）などが多く上がった。

こうした企業の声を十分に踏まえた計画策定、並びに都民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。東京都は今年６月、公労使による「新しい東京」実現会議を経て、「計画運休時の出退勤ガイドライン」を策定したが、本ガイドラインは公共交通機関の計画運休を踏まえたＢＣＰ等の策定を後押しするものであり、周知啓発を徹底されたい。さらに、区市町村の計画策定や住民・企業等への周知についても連携・協力していくことが肝要である。

③東京都における都市の事前復興の取組推進

災害への備えとしては、直接的被害を軽減する防災・減災対策に加え、間接的被害を軽減するための事前復興の取組が重要である。

東京都は昨年６月、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により東京が被害を受けた場合に、都市復興の方針・計画の策定や事業を実施する際の指針となる「都市復興の理念、目標及び基本方針」を策定した。本指針は、首都直下地震等の被災時における迅速かつ着実な都市復興に向け、あらかじめ都民と行政が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくためのものであり、「都市づくりのグランドデザイン」や、全国各地で発生した大災害の教訓等を考慮し、新たに策定したものである。

現在、東京都では「地域協働復興の普及啓発事業補助金」を通じて、民間団体等が実施する、都民等が復興プロセスを学ぶためのセミナーやワークショップ、模擬体験等の開催を支援しており、本制度のさらなる周知啓発に努められたい。

④地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援等
都内各地には、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会があり、防災訓練や救命講習会等の活動を実施している。また、ターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となり、駅前滞留者対策のための協議会が組織され、対策訓練等の活動を推進している。こうした防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠である。従って、こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組まれたい。加えて、駅前滞留者対策を円滑に実施するには、行政と駅前滞留者対策協議会との情報連絡ツールを確保することが重要であるため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。
なお、駅前滞留者対策協議会では、訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に努められたい。

⑤地域防災力の向上に資する活動の強化
（女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進、消防団の機能強化、自主防災組織等への支援強化）
大規模災害時の初期対応においては地域の企業や住民による自助・共助が重要であることから、地域防災力の向上が求められる。
とりわけ、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。男女双方がそれぞれ強みを生かし協力して活動を展開できるよう女性リーダーの育成が重要である。東京都は２０１８年１月に、女性の視点からみる防災人材の育成検討会議報告書をとりまとめ、本報告書に盛り込まれた施策等を実施しており、今後も取組を継続していくことが重要である。
また、災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。
そのため、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等の活動支援に引き続き取り組むことが必要である。また、各地域や各企業の防災活動の活性化のため、自主防災組織等への支援強化に努められたい。

⑥避難所等の生活環境の改善・確保（プライバシー、騒音、生活用水、トイレ、衛生環境等のＱＯＬ）
首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けることが想定されていることから、広域にわたる生活用水の供給停止や、発災からの時間経過とともに避難所の衛生環境悪化が懸念されている。「首都直下地震対策計画」では、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう利水施設管理者間が連携して対応すること、また、下水道管理者が国土交通省等関係機関による広域支援体制を構築することや、簡易な下水処理およびマンホールトイレを設置することが明記されているが、発災時には多数の避難者が発生することから、これらの対策を具体的に推進していく必要がある。さらに、避難所等において、被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の備蓄や、床の埃による呼吸器への悪影響を防ぐとともに、床に付着した飛沫に触れるリスクを防止することから感染症対策にも有効な段ボールベッド、簡易トイレの設置等を進める必要がある。また、避難所については、プライバシーの確保、騒音や悪臭対策、ごみ処理、トイレの質的量的な確保、その他避難者のＱＯＬの向上を踏まえて、設置、運営の改善を進めることが必要である。

⑦訪日外国人を中心とした旅行者への情報提供と具体的な避難誘導方法の確立
政府が２０３０年の訪日外国人客数６，０００万人という目標を掲げているなかで、平時および災害時の多言語による防災情報の発信は、重要な課題である。そのため、訪日外国人客が多く訪れる施設やターミナル駅前等への多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置を引き続き進めるとともに、分かり易いコンテンツの充実など災害情報・避難誘導情報の多言語による発信を強化されたい。
さらに、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知や訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの機能向上、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化等に取り組んでいくことが肝要である。
加えて、地震を経験したことがない外国人の訪日も想定されることから、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人客に対しての避難誘導方法の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。また、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。
さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

⑧先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学官連携促進
都市防災力を高める新規性の高い技術開発の実用化・普及を支援する先進的防災技術実用化支援事業（実用化経費助成）や防災関連の展示商談会については、企業間や産学官の連携による防災技術開発の発展はもとより、

今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上が期待できることから、当該事業を一層拡充されたい。

⑨東日本大震災から１０年の教訓に学び次への備えを

２０１１年3月１１日に発生した観測史上最大規模の地震を契機とした東日本大震災は、震源地のみならず日本全体に大きな影響を与えた。最大震度７、マグニチュード９．０の地震とそれに伴う津波等により死者・行方不明者は2万人を超え、住家についても全壊・半壊を合わせ４０万戸以上で被害が生じた。首都圏でも液状化現象や５１５万人もの帰宅困難者など、様々な問題が発生した。企業においてもサプライチェーンへの被害や停電等により事業活動に大きな影響が生じた。この災害による被害額は１６兆９千億円と推計されている。被災地においては、インフラ整備等が着実に進んだものの、まもなく１０年を迎える現在においても、風評被害の払拭等の課題は残り、風化対策にも直面している。

首都直下地震ならびに南海トラフ地震が今後３０年以内で約７０％の確率で発生すると想定されるなか、東日本大震災の発生から１０年を迎えるにあたり、今一度当時を振り返り、来る大災害への備えを万全なものとすることが重要である。企業のＢＣＰ策定や帰宅困難者対策等、東日本大震災の経験を踏まえた防災・減災対策の推進に向け引き続き後押しをいただきたい。

（3）国や他の地方公共団体との連携強化

①災害時における安定的な燃料供給

東日本大震災時には、宮城、茨城、千葉等の６製油所が稼働を停止し、平常時の約３割に相当する処理能力が失われた。こうした教訓を踏まえ、国は石油備蓄法を２０１２年１１月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する供給連携計画を義務付けるなど体制強化を図っているが、首都直下地震等の大災害発生時に燃料供給が確保されないと都内のみならず首都圏は大きく混乱し、都民生活や産業活動に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念される。

また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が３日分に満たないなど限られているケースもある。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、広域での停電発生の可能性を指摘しているが、停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられる。その場合、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、照明や館内放送設備、エレベーター、スプリンクラー等が使用できず安全性が確保できないことから、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。

大規模災害の発生に備え、国は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において供給ルート、輸送手段、縦横施設への算定供給等について定めているが、東京都においては、同計画に基づく着実な実施が求められる。なお、発災時でも生活用水を滞りなく利用できるようにすることや、冬の発災への備えとして、避難所等に水の容器、燃料用タンクやガスボンベ等を備蓄しておくことも肝要である。

②事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立

九都県市首脳会議は今年７月に国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。その中で、事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる事項として、上述した「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に加えて、受け入れた帰宅困難者のための３日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。

前述の通り、一時滞在施設は大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題であることから、上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

③都内区市町村のＢＣＰ策定・更新・訓練に対する支援の強化

大災害時に地方公共団体は応急・復旧・復興対策の最前線に立ち、現場対応等に極めて重要な役割を担うことから、いかなる災害であっても機能不全に陥ってはならない。

しかし、東京都はＢＣＰを策定済であるが、消防庁の調査によると都内区市町村でＢＣＰを策定している割合は、昨年６月時点で約８割（６２区市町村中５３団体）にとどまっている。東京都におかれては、東京の都市防災力の向上に向けて、未策定の地方公共団体に対する策定支援や、策定済の地方公共団体に対する継続的な見直しに係る支援、さらにはノウハウの提供や情報共有など、都内区市町村のＢＣＰ策定・更新・訓練に対する支援を強化していくことが求められる。

④他の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

東京都はこれまでに「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会）」や「２１大都市災害時相互応援に関する協定」を締結し、九都県市においても２０１４年に「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」を締結したところである。こうした協定は発災時の応援要員派遣や救援物資提供を円

滑に遂行するため、ことから、他の地域の地方公共団体やブロックとの協定締結も推進していくべきである。また、平時から協定締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことが重要である。

２．首都直下地震、大規模風水害に備えた都市の構築（ハード対策）
（１）災害に強い都市基盤の迅速な整備
①スーパー堤防、調節地など河川、海岸施設の点検、整備、機能強化
首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約２，６００人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。
利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、スーパー堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いため、震災対策としても有効である。加えて、流域における遊水地・調節池等の整備も重要である。
今年３月の当所会員企業への調査では、ストック効果を実感したことがあるインフラ施設として、調節池・遊水地（５４．５％）、堤防・高規格堤防（５２．４％）といった回答が多くあげられた。
東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、スーパー堤防事業を含む堤防整備および強化対策、遊水地・調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策といった事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。また、東京都では、中小河川の洪水対策として、近年の降雨状況を踏まえ、これまでの時間５０ミリから区部で時間７５ミリ、多摩部で時間６５ミリに目標整備水準を引き上げ、護岸の整備とともに環状七号線地下広域調節池など大規模調節池の整備を進めている。これら、防災・減災に高いストック効果を有する治水対策事業を国と緊密に連携し着実に整備していくことが極めて重要である。河川の中洲の樹林も、樹木による流下能力の低下や流木の橋脚等への衝突が懸念されることから伐採整備が重要である。
墨田区や江東区等の海抜ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。
東京都は、こうした事態の発生を防ぐために、東部低地帯や東京港沿岸部において、水門、排水機場、堤防等の河川・海岸保全施設の地震・津波・高潮対策を推進しており、引き続き国と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。

②地下街、地下駅、災害拠点等の耐震化、浸水対策の推進
地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。
一方、国土交通省は２０１４年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。
地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、水漏れ対策、火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、浸水対策等防災・安全に係る計画策定の支援等に一層取り組まれたい。
また、消防署や警察署、学校、病院等の公共建築物は災害時の活動拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、速やかに全ての建築物の耐震化を完了させなければならない。特に、災害拠点病院等は震災時の医療活動の拠点となるが、昨年９月時点の耐震化率は９３．９％となっている。東京都は２０２５年度末までに耐震化率を１００％とする目標を掲げているが、できるかぎり早期の完了が重要である。なお、大量の帰宅困難者の発生が想定される地区においては特に、災害拠点病院､救急救命センターを有する病院等での怪我人の受け入れが重要となることから、災害時でも医療機能が確保されるよう、平時から訓練に努めることが肝要である。
加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

③下水道施設等の耐震化、浸水対策の推進（内水氾濫を防ぐ排水能力の強化等）
都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、東京圏では数%から約１割、東京２３区では約１割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には１か月程度を要することが予想されている。特に、東京２３区では多くの需要家が利用困難に

なる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。
また、東京都区部の下水道管施設は、大部分において１時間５０ｍｍの降雨に対応するよう設計されている。昨年の台風１９号により多摩川付近で内水氾濫が発生したが、近年、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大している。内水氾濫が発生すれば、水害のみならず感染症のリスクも高まる。排水能力の強化等下水道施設の整備によるハード対策と内水ハザードマップの公表やリアルタイムの情報提供等のソフト対策の両面から浸水対策を加速させる必要がある。

④特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。
東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化に取り組んでいる。今年６月末時点の耐震化率は８６．３％であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると４７．７％となっている。加えて、東京都は今年７月より、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる指標として区間到達率を用いているが、その平均値である総合到達率は、今年６月末時点で９１．４％となっている。
東京都が沿道建築物の所有者を対象に２０１６年に行った調査では、所有者の３９．１％が耐震化を予定（耐震改修を予定２１．３％、建替え・除却を予定１７．８％）していることが明らかになった一方で、５３．５％が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。
そのため、東京都には、当該沿道建築物の耐震化の促進に向けて、建物所有者に対する継続的な助言を行う仕組みの整備や、個別訪問時における耐震改修事例の情報提供、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等もあわせ、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。
加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員２分の１未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していくことが重要である。

⑤無電柱化の推進
昨年９月の台風１５号では電柱の倒壊や電線の切断が相次ぎ、大規模な停電が生じた。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。
東京２３区の無電柱化率は８％と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。そのため、無電柱化の目標達成に向けては、新たな整備手法の積極的な活用など低コスト化の徹底、国・地方公共団体・電線管理者間の適正な費用負担配分の維持、関係先との連携強化による事業期間の短縮、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充、都民への周知等を図ることが重要である。
一方、東京都は、「未来の東京」戦略ビジョンにおいて、都道や区市町村道などで無電柱化を推進し、環状七号線内側エリアの都道については、２０２７年度までに整備対象箇所全線で事業着手する目標を掲げており、無電柱化の更なるペースアップを進めていただきたい。なお、無電柱化の推進にあたっては、災害ハザードマップ等を踏まえ、避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて、推進することが重要である。
加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることからも、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の横展開に向けた取組も検討すべきである。

⑥物流施設の耐震化、再整備の促進
物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つ新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネット通販の増加等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。
そのため、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充を国へ働きかけていくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したＢＣＰの策定促進が重要である。
なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめと

した郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

⑦外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担う。

そのため、外環道（関越道～東名高速間）においては、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に開通の見通しを示したうえで、工事を安全かつ着実に推進し、１日も早い開通を目指されたい。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定２車線として残っており、早期の全線開通及び４車線化が望まれる。

⑧連続立体交差事業の推進

連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、交通渋滞や踏切事故の解消、道路ネットワークの形成促進、自動車平均走行速度の向上、都市の防災・安全性の向上、また、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、鉄道の輸送障害の解消にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから鋭意推進していくべきである。

⑨空き家対策の推進、所有者不明土地の利用円滑化

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、２０１８年１０月時点の全国の空き家率は過去最高の１３．６％（東京都は１０．６％）になるなど、人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」等を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

他方、空き地対策の観点からは、相続未登記の問題により有効活用が困難となっている所有者不明土地への対応が重要である。所有者不明土地の発生抑止・解消に向け、今年３月、改正土地基本法が施行され、土地が適切に管理され、利用されるために所有者が負うべき責務が明確化されたことから、今後、都民・企業等に対する周知啓発を徹底することが重要である。

⑩液状化対策に関する情報発信の充実

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が５強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の５区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、１９２３年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると想定される。

そのため、ライフライン施設の液状化対策を推進していくとともに、住宅については、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等の情報提供、アドバイザー制度など、液状化対策に関する情報発信を充実していくことが重要である。

⑪災害時の円滑な避難にも資するユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

災害時に誰もが円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、都市機能整備の観点のみならず、減災の観点からも重要である。公共交通機関や公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化などの対策をより積極的に推進し、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

また、高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮

らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を推進している。官民をあげてこうした取組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

（２）防災・減災に向けたまちづくりの促進

①防災都市づくり推進計画に基づく取組みの推進

東京都は、首都直下地震等いつ発生してもおかしくない大地震から都民や首都機能を守るため、最新の調査結果等を踏まえ、今年度、「防災都市づくり推進計画」を改定することとしている。今回の改定にあたっては、２０２１年度から２０３０年度までの１０年間を計画期間としており、木密地域の改善に向け、地域の状況や課題を踏まえ、それぞれの地域で効果を上げていくための目標が設定されることから、東京の都市防災力の強化に向けて非常に重要な計画である。

東京都が計画で掲げる目標を確実に達成するには、延焼遮断帯の形成やその主要な要素である特定整備路線の整備、老朽木造建築物の除去等の施策を推進することが必要である。その際、移転や住替えを余儀なくされる住民がいる場合、コミュニティを維持しつつ移転を促す「都有地活用による魅力的な移転先整備事業」などにより、移転先をしっかりと確保するなど、きめ細かい支援策を講じていくことが不可欠である。

また、地域危険度が極めて高い木密地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域およびその周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。従って、東京都の取組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進するため、東京都が各整備地域で展開している施策（整備プログラム）を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。

②戦略的なインフラメンテナンスの推進（高速道路、橋梁、トンネル等）

開通から５０年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、都有道路施設の橋梁のうち、建設後５０年以上が経過した橋は２０１６年３月末時点で３４％、建設後３０年以上５０年未満も３６％、トンネルでは建設後５０年以上経過が２１％、同３０年以上５０年未満が２６％に達する。また、下水道管では建設後５０年以上経過が１２％、同３０年以上５０年未満が４６％となっており、下水道管の老朽化は道路陥没を招くことから、着実な対策が課題である。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが必要である。東京都では、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う「予防保全型管理」の考え方のもと、橋梁、トンネル、下水道管の老朽化対策に取り組んでおり、こうした取組みを引き続き推進することが必要である。

また、戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が重要であり、国や区市町村等関係機関と連携し、取組を促進していくことが求められる。加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る都民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、オープンイノベーションの手法等を活用した産学官の多様な主体による、メンテナンスの生産性向上、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場への挑戦といった取組（成功事例等）を社会に広く発信し、老朽化対策に対する都民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

③老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、再生の促進

都内分譲マンションの着工累計戸数は１８７．９万戸と全国のマンションストックの約４分の１が集積している。全国のマンションストックのうち、築４０年超マンションは２０１９年時点で約９１．７万戸であるが、１０年後（２０２９年）には約２１３．５万戸、２０年後（２０３９年）には約３８４．５万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

今年６月の改正マンション建替え円滑化法の成立により、除却の必要性に係る認定対象について、耐震化不足のものに加えて外壁の剥落等により危害を生ずるおそれがあるマンション等へ対象が拡充されたことから、周知啓発を徹底し円滑な建替えや回収が困難なマンションへの対策を進めていくことが重要である。

加えて、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の５分の４以上の賛成）のさらなる緩和や、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組み、借地借家法第２８条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置がなされるよう働きかけられたい。

また、東京都では昨年３月に条例を制定し、１９８３年以前に新築された６戸以上のマンション（要届出マンション）の管理組合に対し、運営などの管理状況の届け出を義務付けた。あわせて、区市町村と連携し、届け出によって把握した管理状況に応じて管理組合等に対する助言・支援などを行う。こうした取組を着実に実施し、マンションの耐震化、再生を促進することが必要である。さらに、東京マンション管理・再生促進計画に基づく取組や、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。

④住宅の耐震化促進

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐことができ円滑な消火活動や避難が可能となり、市街地の防災にもつながる取組みである。また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的である。
東京都は住宅の耐震化率の目標を定めた耐震改修促進計画について、今年度改定を行うこととしている。現在、耐震化に向けた取組みとして、個別訪問などによる耐震診断の促進や、省エネリフォーム工事・バリアフリー工事に合わせた耐震化の普及啓発、固定資産税・都市計画税の２０２０年度末までの全額免除等を講じているが、これらの施策を継続することで、住宅の耐震化を促進していくことが重要である。

⑤ブロック塀の安全対策、窓ガラス等の落下防止対策の推進
東京都はブロック塀等の所有者や管理者に安全点検の実施と、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修や撤去等を求めている。また、民間によるブロック塀等の撤去や新設等に対し、区市町村を通じて補助を行っているところである。大地震の発生時には、建築物から割れたガラスや外壁タイル、屋外広告物等が落下することやブロック塀が倒壊することが想定され、避難の支障になるばかりか避難者に落下、倒壊すれば死傷者が発生することが懸念される。また、建築物の天井材についても同様である。従って、東京都は「耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震化に関する普及啓発において、建物所有者等に対し落下物等の防止対策を促進していくことが重要である。

⑥効率的・効果的な地籍調査の推進
木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、２０１９年３月時点までの地籍調査の実施状況は全国平均の約５２％に対して、東京都は約２３％であり、区部に限ると約１１％と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。今年３月、国土調査法が改正され、立ち合いを求める所有者の所在が不明な場合等は、地籍調査が困難であったところ、所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用や、所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設等ができることとされた。こうした取組により地籍調査の進捗率を早期に引き上げることが必要である。
なお、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なＧＰＳ等先端ＩＣＴ技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

（３）木造住宅密集地域の不燃化対策の推進
①特定整備路線、防災生活道路の整備及び沿道建築物の不燃化・耐震化促進
東京都は、木密地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される約６，５００ｈａの整備地域を対象に、延焼遮断帯の形成（特定整備路線の整備）等の取組を重点的・集中的に実施しており、現在、全２８区間・約２５ｋｍにおいて事業に着手し、工事及び用地取得を進めている。「未来の東京」戦略ビジョンでは、２０２５年度までに特定整備路線の全線を整備する目標が掲げられており、引き続き、地権者に対するきめ細かい支援策を講じつつ、着実に整備を推進していくことが望まれる。
また、各整備地域において整備プログラムに位置付けた防災生活道路の整備は、地域危険度が高く防災上の課題を有する市街地から整備に着手するなど、優先順位を付けて整備を促進していくべきである。なお、早期に整備するには、都市計画道路事業として取り組んでいくことも必要である。
さらに、整備地域は老朽化した木造建築物が多いことから物的被害の軽減のみならず、倒壊による道路閉塞を防ぎ人的被害の軽減や円滑な救命・救助活動を図っていく上でも、耐震化を促進していくことが喫緊の課題となっており、都と区が連携して住宅の不燃化・耐震化や耐震改修を促進していくことが重要である。

②救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備
木密地域などの密集市街地では、延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場を早期に整備していく必要がある。
また、密集市街地の解消に向けた住民等との調整に時間がかかる中では、小規模空き地を創出し、延焼速度の低減を図ることも必要である。昨年６月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率１０％緩和等を通じ、国や区市町村と連携しながら老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを促進し、小規模空き地を確保することが重要である。なお、国に対して用地取得の国費率引き上げを要望していくことも必要である。

③電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進
阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れによる火災（津波による火災を除く）のうち出火原因が確認された件数の６割以上が電気に起因している。
政府は、首都直下地震緊急対策推進基本計画（２０１５年３月）において、今後１０年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約２万３千人の概ね半減、想定される最大の建築物の全壊・焼失棟

数約６１万棟の概ね半減のそれぞれを設定し、これらの減災目標を達成するための具体的な目標も設定した。そのうち電気に起因する出火の防止に関しては、２０２４年度に木密地域等密集市街地における感震ブレーカー等の普及率２５％が掲げられている。感震ブレーカーの設置促進を短期集中的に実施していくべきであることから、感震ブレーカーの効果の周知など、電気火災を含めた防火対策の意識啓発を強化する必要がある。
　さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

④防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または１００㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、１００㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

⑤消防水利の確保ならびに地域における初期消火力と共助体制の強化
　木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道路や路地が数多く存在している。一方で、地域防災計画（震災編）では木密地域における消防水利の不足を課題に掲げており、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を進めていく必要がある。
　また、都は地域防災計画（震災編）で、向こう１０年間で達成すべき首都直下地震の防災・減災目標を掲げているが、目標を達成するには、ハード面の対策に加えて、地域における初期消火力を強化していくことが重要である。さらに、高齢者が多い木密地域では共助体制の強化が求められることから、防災訓練への参加、消火器の使用方法等の習得等の促進も肝要である。なお、被害の最小化に向けて、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進していくことも有効である。

以上

２０２０年度第１８号
２０２０年１０月８日
第７２９回常議員会決議

＜提出先＞東京都副知事、東京都幹部等

＜実現状況＞

○国土交通省と東京都が高台まちづくりの推進等を含む『災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめ

○「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、帰宅困難者対策に関する普及啓発等を実施し、東京都との連携を強化。

【関連予算の拡充】

○豪雨災害対策　１，６９９億円（＋２０８億円）

○無電柱化の推進　３４０億円（＋２３億円）

○震災に強いまちづくり　１，３９９億円（＋２２億円）

○避難所における感染症対策物資購入支援　１億円（新規）

○民間一時滞在施設に対する感染症対策物資配備支援　１億円（新規）　等

２０．東京都の雇用就業施策に関する要望

Ⅰ．現状認識

【コロナ禍における、東京都による迅速な政策対応を評価】

　東京都が１０月に実施した中小企業景況調査では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業活動等への影響について、「影響あり」と回答した企業は８０．０％で、「今後影響あり」の７．８％を合わせると約９割に達している。また、「影響あり」と回答した企業のうち、前年同月比で売上が減少した企業は９３．５％で、業況ＤＩもマイナス６０と、都内中小企業の景況感は新型コロナウイルスの影響により極めて厳しい状況が続いている。
　東京都の雇用情勢を見てみると、４月～６月期の完全失業率は３．２％で、前期比０．６ポイント悪化し、全国の２．８％よりも高い状況にある。また、９月の東京都の有効求人倍率（就業地別・季節調整値）は０．８９

倍で、前月比０．０２ポイント悪化し、７月から３カ月続けて１を切る状況が続くなど、予断を許さない状況である。

このように厳しい経済情勢が続いている中で、東京都は数次の補正予算を編成し、迅速に対応してきたことを評価する。特に、雇用就業面では、感染拡大防止に向けたテレワークの活用促進に係る支援について、約４５０億円もの補正予算を措置するなどの政策効果もあり、当所の調査で都内企業のテレワーク実施率は６月の調査時点で６７．３％になり、３月調査時に比べて一気に４１．３ポイントも増加した。しかし、１０月の調査では、実施率が５３．１％と減少に転じ、テレワークを「一時期実施していたが、現在は取りやめた」企業の割合が２２．１％となった。

【「新しい日常」に適合した働き方の支援を】

新型コロナウイルスとの長い闘いの最中にあって、感染拡大防止の徹底と経済社会活動の推進を両立させることが、大きな命題となっている。働き方に関しても、「アフターコロナ」も見据えながら、当面は「ウィズコロナ」を前提に「新しい日常」に適合した形に変えていく必要がある。東京都が実施する幅広い雇用就業施策に関しても、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進や、時間にとらわれない柔軟な働き方の導入促進、新たな成長分野への円滑な労働移動と人材の能力開発、更には東京２０２０大会の成功及び次世代へのレガシーの継承を念頭に企画立案していく必要がある。

こうした現状認識に基づき、都内中小企業が「新しい日常」に適合した働き方や事業活動を円滑に実施していくために必要な施策や、従前から求められている「働き方改革の推進」、「多様な人材の活躍推進」に向けて東京都が展開すべき施策について、下記により要望を申しあげる。

なお、当所は新型コロナウイルス対策について数次にわたり知事と意見交換を実施し、協働して対処してきたが、今後も東京都と緊密に連携しながら、感染拡大の防止と経済社会活動との両立に向け、全力で取り組んでいく所存である。

記

Ⅱ．「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を踏まえた重点要望項目

１．テレワークの活用促進、更なる普及・定着に向けた支援の強化・拡充

東京都はコロナ禍の危機的な経済情勢の中で、感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るために数次の補正予算を編成し、スピーディーに対応してきた。特に、テレワークの活用促進に関しては、約４５０億円もの補正予算を措置し、機器及びソフトウェア等の導入経費の補助や、中小企業に対してテレワークを体験できるツールを無償で貸与する事業、テレワーク時に活用できるサテライトオフィスの整備等を実施し、更にはテレワークの導入や活用に向けたセミナーや専門家派遣を行うなど、多岐にわたる支援策を講じている。

その結果、東京都が実施した調査で、６月末時点のテレワーク導入率は５７．８％になり、前年同期比で一気に３２．７ポイント増加した。当所が実施した調査でも、実施率は６月の調査時点で６７．３％になり、３月調査時に比べて一気に４１．３ポイント増加するなど、都内企業ではテレワークの導入が一気に広がった。

しかし、当所が本年１０月に実施した調査で、テレワークの実施率は５３．１％に減少した。また、テレワークを「一時期実施していたが、現在は取りやめた」企業の割合が２２．１％で、そのうちの４５．７％の企業が取りやめた理由として「生産性が下がる」と回答している。更に、当所が９月に実施した別の調査では、テレワークの課題として、「業務プロセスの見直しが不十分」や「コミュニケーションが取りづらい」、「情報セキュリティ対策が不十分」、「ネットワーク環境の整備が不十分」、「ＰＣ・スマートフォン等のＩＴ機器が不十分」など、多岐にわたる項目が挙げられた一方で、緊急事態宣言発出後にテレワークを導入した導入歴の浅い企業では、労務管理や社員の評価、業務の洗い出しに課題を抱えていることが明らかになった。加えてテレワークに取り組んだ企業から、共働きの夫婦など複数人が自宅でテレワークする場合に、通信環境や就労スペースの確保が課題である旨の声が聞かれている。

こうした状況を踏まえ、東京都はテレワークの活用促進や更なる普及・定着に向け、導入歴が浅く上手く活用できていない中小企業に対するセミナーやコンサルティング等の支援を強化・拡充するとともに、中小企業が利用可能なサテライトオフィスの整備に引き続き取り組んでいただきたい。加えて、東京テレワーク推進センターにおいては、テレワークに関する相談、セミナー、マッチングイベント等の事業を引き続き実施するとともに、テレワークの導入・活用に課題や不安を抱える中小企業に対する効果的な情報提供に努められたい。

また、東京都はテレワークの活用促進と更なる普及・定着を通じて、ワークスタイルの変革を推進していくために、「テレワーク東京ルール」を９月に公表した。東京都はこの「テレワーク東京ルール」をもとに企業の宣言制度や表彰制度を創設し、１１月の「テレワーク月間」にはイベントなど様々な取組を実施しているが、テレワークを社会に浸透させるには官民を挙げた取組が重要であることから、東京都は関係団体や関係機関と緊密に連携し、一連の取組を鋭意推進していただきたい。

２．「スムーズビズ」の更なる普及・定着

東京都や政府からの呼び掛けを受け、多くの企業はテレワークとともに時差出勤にも取り組んだことにより、国土交通省の資料では、首都圏の主要駅の利用者数は４月７日の緊急事態宣言発出後、大きく減少した。しかし、宣言解除後は利用者数が緩やかに戻りつつあることから、テレワークとともに時差出勤に関しても普及・定着を図っていく必要がある。

以前から首都圏の鉄道の混雑緩和は課題であったことから、東京都は企業や鉄道事業者等と連携し、時差出勤の普及促進のための取組である「時差Ｂｉｚ」を実施している。テレワークや時差Ｂｉｚ、２０２０ＴＤＭ推進プロジェクトといったスムーズビズの取組は感染拡大防止と経済社会活動との両立に資する重要な取組であり、スムーズビズの参加企業数は５万社を超え増加していることから、効果的な周知・啓発活動の展開により機運を高めていくことで、普及を促進し、定着を図っていくべきである。なお、企業が時差出勤やテレワークに取り組むには取引先や消費者の理解や配慮が必要になることから、東京都においてはこうした観点からも社会全体の機運醸成に努められたい。

３．「失業なき労働移動」の促進に資する施策の推進

「コロナショック」は、あらゆる業種・業態の企業に甚大な影響を及ぼしたが、中小企業景況調査の結果や雇用情勢を見ると、特に小売業やサービス業での影響が深刻である。一方、今後も人手不足の状況は続くと思われることから、雇用吸収力がある産業や成長分野への「失業なき労働移動」を円滑に進めていくことが重要である。

こうした認識の下、東京都は、新型コロナウイルスの影響による失業者等を支援するため、成長産業・人手不足分野等の企業で派遣社員としてトライアル就労の機会を提供し、派遣先企業への正社員就職を支援する「雇用安定化就業支援事業」や、カウンセリング・セミナー・就職面接会を１日完結型で実施する短期集中型の就職支援プログラムである「就職１ｄａｙ（ワンデー）トライ」を実施しているが、失業者の早期再就職に向けて有効であることから、幅広い業種を対象に鋭意実施していただきたい。

また、都立職業能力開発センター及び校等で実施している公共職業訓練の強化・拡充はもとより、失業者の早期就職の実現を図るため民間教育機関等を活用したオンラインでの双方向型の委託訓練である「再就職促進オンライン委託訓練」や、失業した若者等に対して職業訓練と再就職支援を一体的に行う「ＩＴ人材育成支援事業」など補正予算に基づく事業に関しても積極的に実施していただきたい。また、これらの事業は今後も強化・拡充するとともに、こうした訓練等による技能習得を増進させるため、習得した技能を正しく評価する技能検定の体制を強化すべきである。

４．「時間にとらわれない柔軟な働き方」の導入支援の実施

新型コロナウイルスの影響で都内企業のテレワークの導入率が一気に高まったことに伴い、労働時間を基軸とした働き方ではなく、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価が注目され、効率の良い働き方に対する機運も更に高まっている。また、各企業は、感染拡大の防止と経済社会活動との両立に対応するとともに、「アフターコロナ」を見据えながら、「ウィズコロナ」を前提に「新しい日常」に適合した働き方や事業活動を円滑に実施していく必要性に迫られている。

日本・東京商工会議所が７月～８月にかけて行った調査で、「アフターコロナ」を見据えて、今後政府が要件や規制緩和すべき働き方・推進すべき取組を尋ねたところ、裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度等の「時間にとらわれない柔軟な働き方」と回答した中小企業が３５．９％で最も多かった。

新型コロナウイルスによる影響が続いている中で、「新しい日常」に適合した働き方を実践していくとともに、労働生産性も高めていくには、裁量労働制など「時間にとらわれない柔軟な働き方」の対象業務を拡大していくとともに、導入する企業を増やしていく必要がある。

一方、中小企業は人事・労務に関するノウハウやマンパワーが必ずしも十分ではないことから、「時間にとらわれない柔軟な働き方の導入に際しての要件や手続きが複雑で、自社にどの制度が合っているのか分からない」、「社内の規程類を整備する必要があるが、どのように進めればよいかが分からない」、「導入後、円滑に運用していくためのノウハウがない」など、制度の導入や運用等に関する助言や指導を求める声が聞かれている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、中小企業が「時間にとらわれない柔軟な働き方」を円滑に導入し運用できるよう、制度導入に関する要件や手続きを周知するとともに、専門家による相談指導等の支援や、中小企業における好事例の発信に取り組まれたい。

また、今後、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を推進していくためには、雇用の７割を担う中小企業がはんこレスやペーパーレス、テレビ会議など、デジタル化に沿った働き方を推進していく必要があることから、中小企業のデジタル実装に関する支援策も講じられたい。

５．雇用調整助成金の活用支援の継続

全国の休業者数は４月に５９７万人に一気に増加した後、９月は１９７万人になったが、前年同期比で３５万人も多く、９月の完全失業率は前月同の３．０％、有効求人倍率は前月比０．０１ポイント低下の１．０３倍であった。このように、雇用情勢は予断を許さない状況が続いていることから、当面は、雇用調整助成金など各種支援策を通じて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先に図っていく必要がある。

雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っていることから、申請要件の緩和や助成率の引上げ等の特例措置が１２月末まで講じられることになっている。

一方、多くの中小企業から「申請方法が複雑で分かりづらい」、「申請書の作成方法がよく分からない」といった声が未だに聞かれていることから、円滑な申請に向けて支援を継続していく必要がある。

こうした中、東京都は、雇用調整助成金の特例措置等を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む中小企業等に１０万円の奨励金を支給する「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事

業」や、都内の中小企業が雇用調整助成金等を活用する際に、必要となる申請手続き等に関する基礎的な情報やノウハウをオンラインセミナー等により提供する「休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー」、更には雇用調整助成金等を活用しようとする中小企業等に対して、社会保険労務士を無料で派遣し助言等を行う「新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）」を実施しているが、一連の事業は中小企業の雇用維持に非常に有効であることから、感染拡大が収束するまでは支援を継続していただきたい。

Ⅲ．個別要望項目

１．人材の確保・育成、労働生産性の向上等に資する支援の強化・拡充

（１）人材確保支援の強化・拡充

日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査では、人手不足と回答した中小企業は３６．４％と、新型コロナウイルスの影響によりその割合は以前に比べて一気に低下した。しかし、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、人手不足は構造的な問題であるため、今後もその傾向は続くと思われる。

こうした中、東京都は人材確保相談窓口の設置や企業向けセミナーの開催、専門家派遣によるコンサルティング、合同就職面接会により中小企業の人材確保を支援する「人材確保支援事業（中小企業採用力向上支援事業）」や、中小企業が中期的視点で人材戦略を構築するとともに、事業成長等において中核的役割を担う人材を確保するための支援を行う「人材戦略マネジメント支援事業」を実施しているが、これらの事業は中小企業の人材確保に有効であり、人手不足の解消にも資することから、関係団体や関係機関とも連携し、幅広く効果的な周知活動を展開し、利用を促進していただきたい。

更に、中小企業の人材確保に際して、企業名や事業内容の知名度が低いことがネックとなっていることから、中小企業の魅力をウェブサイトや冊子を通じて紹介する「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」に関しては、企業・求職者双方に対する周知を強化し、利用を推進されたい。

（２）新卒等若年者採用支援の強化・拡充

日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査で、多様な人材ごとに今後３年程度にわたる採用数の見通しを尋ねたところ、若年者の採用数を増やすと回答した企業は６０．２％に達し、女性（３１．０％）、障害者（１２．８％）、外国人（１２．２％）、高齢者（９．８％）と比べても、若年者の採用意欲は非常に高い。

一方、日本商工会議所が７月に実施した調査では、新卒採用を行っている中小企業の７７．５％が、新型コロナウイルスによる新卒採用への影響があったと回答している。新卒採用の意欲がある中小企業では、コロナ禍で集合型・対面式での説明会や選考が行えず、オンラインによる採用活動に取り組むことも多いが、ノウハウの不足から満足な活動が実施できていないのが現状である。

こうした中、東京しごとセンターが実施している新卒採用向け「合同企業説明会」や、同センターのスタッフが若年求職者を引率し企業の理解を一層深めるために行っている企業見学会「ＪＯＢトラベル」、採用・育成の担当者等を対象とした各種セミナー、学生の大企業志向等を一因とする求人と求職のミスマッチ解消のために大学生に「都内中小企業での就業を体験し」、「中小企業の魅力にきづく」　機会を提供するインターンシップ事業である「学生インターンシップ支援事業」、更には、東京都中小企業振興公社が工業系高校・高等専門学校の生徒・学生を対象に実施している「中小企業魅力体験（インターンシップ）受入支援事業」など一連の事業は、若年者の採用に有効であることから、強化・拡充していただきたい。

また、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」を踏まえると、オンラインによる採用活動は今後も行われていくと思われることから、セミナーや好事例の周知などノウハウが乏しい中小企業に対する支援を講じられたい。更に、民間事業者や団体等が主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業が利用する際に費用負担が課題となっていることから、事業を主催・運営している民間事業者や団体又は事業を利用する中小企業に対する助成等の措置を実施されたい。

（３）労働生産性の向上に資する人材育成支援策の強化・拡充

今後も続いていくと思われる人手不足や、中小企業に対して４月から施行されている「時間外労働の上限規制」など働き方改革に対応していくには、従業員の人材育成や能力開発・向上により労働生産性を高めていくことが重要である。また、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えて、業態変容や新分野進出を図る企業では、従業員が新たな知識や技術・技能を習得していくことが求められる。

東京都中小企業振興公社では生産性を革新させる中核人材の育成を目的とした「東京都生産性革新スクール」や、ＩＣＴ技術の活用に向けた「企業としての方針・戦略を決定する経営人材」及び「導入に向けた具体的業務を行う実務者」の育成支援を目的とした「ＩＣＴ導入支援（人材育成事業）」、個別企業に対して出前で研修を実施する「講師派遣型研修」を実施している。また、都立職業能力開発センター及び校では中小企業で働く者のスキルアップを目的とした短期講習で約６００のコースを設定している「キャリアアップ講習」を実施しているが、これらの事業は中小企業の人材育成や能力開発・向上及び労働生産性の向上に有効なことから、質・量ともに拡充し、利用を更に促進していくことが期待される。

加えて、「第１０次東京都職業能力開発計画」に基づき、業務の効率化や生産工程の改善・効率化に資する研修・講習を増やしていくなど、人材育成を通じた企業の生産性向上の支援により一層取り組まれたい。

なお、東京都では人材育成に取り組む中小企業に対する支援策として「中小企業職業訓練助成制度」を実施しているが、「職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要な知識を習得するもの」は対象外となっている。中小企業のニーズが高いビジネスマナー習得に関する講座はこれに該当し対象外になるが、後述の「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」にはこうした制限はないことから、「中小企業職業訓練助成制度」は助成対象を拡大し、中小企業の人材育成ニーズにより一層応えていくべきである。

更に、中小企業で働く者のスキルアップを図るには、習得した技能を正しく評価する仕組みも必要である。このため、技能検定の受検希望者が確実に受検できるよう東京都職業能力開発協会が実施している技能検定の体制を強化するよう都のバックアップ体制の強化についても努められたい。

（４）オンラインで実施される能力開発支援の強化・拡充

人材は、企業にとって最も重要な経営資源の一つであるとともに、「アフターコロナ」も見据えて企業が持続的に成長・発展していくには、人材育成や従業員の能力開発支援が従来にも増して重要になっている。また、コロナ禍においては感染拡大防止の観点から、オンラインで実施される能力開発支援が一層注目されている。

こうした中、東京都は補正予算に基づき、中小企業等が従業員に対して実施するｅラーニングによる職業訓練に係る経費を助成する「中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業」や、求職中又は非正規雇用者を対象としたｅラーニングによる訓練である「オンラインスキルアップ職業訓練」を実施しているが、これらの事業は幅広く周知し利用を促進していただきたい。また、オンラインで実施されるセミナーや講座は、効率的に知識を習得できることから、これらの事業は今後も強化・拡充していくべきである。

（５）都内中小企業の生産性向上に向けたＩｏＴ、ＡＩ、ロボット導入支援の強化・拡充

今後も続いていくと思われる人手不足や働き方改革への対応が迫られている中で、ＩｏＴやＡＩ、ロボット等の最先端技術やデジタルツールの活用により、労働時間の短縮や業務の効率化等を通じて、労働生産性を向上させていくことが期待されている。また、東京都が昨年１２月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」では、ＩｏＴやＡＩ、ロボット等の最先端技術の活用を加速化することで東京の産業力を高めることを掲げている。

一方、当所が昨年の９月から１０月にかけて実施した調査で、「ＩＴツールを活用している」と回答した中小企業は５５．７％にとどまり、十分に活用できていない主な要因は人材やノウハウ・知識が乏しいことであった。

こうした中、東京都及び東京都中小企業振興公社では、都内中小企業におけるＩｏＴやＡＩ、ロボットの導入・活用をサポートするために、「生産性向上のためのＩｏＴやＡＩ、ロボットの導入支援事業」により、窓口相談や普及啓発セミナー、専門家派遣による導入支援等を実施している。本事業はＩｏＴやＡＩ、ロボット、更にはＲＰＡ等の導入を検討している中小企業にとって有効であり、労働生産性の向上にも寄与することから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。

また、普及啓発セミナーについては中小企業に気付きを促すために、積極的に開催していくとともに、助成金等を通じて中小企業におけるＩｏＴやＡＩ、ロボット、ＲＰＡ等の導入を後押ししていくことも求められる。

２．都内中小企業の「働き方改革」の推進

（１）「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」の推進

①制度の更なる周知など、宣言企業の増加に向けた取組の強化

今後も続いていくと思われる人手不足や、中小企業に対して４月から施行されている「時間外労働の上限規制」など働き方改革への対応、更にはテレワークや時差出勤など「新しい日常」に適合した働き方の定着を図っていく際に、東京都が２０１６年から実施している「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」は有効な施策である。特に、２０２０年度までの宣言企業５，０１５社の９割以上は従業員数１００人以下の中小企業であり、本制度は中小企業の働き方改革の推進に寄与していることから、宣言企業の更なる増加に向けて、東京都は関係団体や関係機関とも連携し、中小企業の経営者や人事労務担当者に対して効果的な周知を実施していくべきである。

加えてテレワークに取り組むと宣言した企業は２０２０年度までで６１９社、時差出勤に取り組むと宣言した企業は２３８社にとどまっていることから、本制度の周知にあたっては、テレワークに関する支援策やスムーズビズの周知と連携し、相乗効果を発揮していくことが望ましい。

なお、本制度は２～３年後の自社の目標や取組内容を定め、全社的に取り組んでいく「自己宣誓制度」であることから、宣言企業における取組の進捗状況や効果等をしっかりと把握し、更なる支援策を講ずるなど、宣言企業のフォローアップにも鋭意取り組まれたい。

②宣言企業に対する奨励金・助成金の利用促進

東京都は本制度を通じて「働き方改革」を宣言し、更に「長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出」など東京都が指定した「働き方改革宣言事業」を実施した場合や、働き方・休み方の改善に資する制度を整備した場合に「働き方改革宣言奨励金」を支給している。また、本事業の宣言企業が働き方の改善に資する制度（フレックスタイム制度、短時間勤務制度、テレワークなど）や休み方の改善に資する制度（業務繁閑に応じた休業日の設定、年次有給休暇の計画的付与制度、記念日等有給休暇制度など）を導入し、一定の利用実績がある場合に「働き方改革助成金」を支給している。

これらの奨励金・助成金は宣言企業数を更に拡大し、都内中小企業の働き方改革を推進していく上で重要な役割を担っていることから、「ＴＯＫＹＯ働き方改革宣言企業制度」と一体で周知し、利用を更に促進していくことが求められる。

③生産性向上支援コンサルティングの利用促進・中小企業の好事例の発信

東京都は、働き方改革宣言企業を対象に、専門家を無料で派遣し、業務の見える化・整理等の業務改革、デジタル化やテレワーク導入等のＩＴ化、多様な働き方におけるマネジメント（研修、育成、評価）や属人化を脱却するためのＯＦＦＪＴの実施・マニュアル整備等の人材育成・教育、更には生産管理や設備面のコンサルティングを実施する「生産性向上支援コンサルティング」を実施している。

本事業は生産性向上や働き方改革に関するノウハウが乏しい中小企業にとって有効であることから、幅広く周知し利用を促進していくべきである。また、「ライフ・ワーク・バランス普及促進事業」等において、コンサルティングを受けた企業の好事例を広く発信していくことも求められる。

（２）働き方改革関連法の周知、中小企業へのしわ寄せ防止

①働き方改革関連法の周知、中小企業に対する支援の実施

働き方改革関連法が昨年４月から順次施行されており、４月から中小企業に対して「時間外労働の上限規制」が施行されている。

日本・東京商工会議所が２月から３月にかけて実施した調査では、「年次有給休暇の取得義務化」や「時間外労働の上限規制」に関しては、対応の目途が付いている企業が増えている一方で、来年４月に施行される「同一労働同一賃金」に関しては、対応の目途が付いている企業が４６．７％にとどまっている。また、対応に際しての課題は、「同一労働同一賃金の内容が分かりづらい」を挙げる企業が５０．１％、「増加した人件費を価格転嫁できない」が４９．２％となっている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、当所はもとより東京労働局、東京働き方改革推進支援センター、関係団体や関係機関と緊密に連携し、説明会等を通じて法の内容や求められる準備をきめ細かく周知していくとともに、相談や専門家派遣等により中小企業の準備が円滑に進むよう支援されたい。

②大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止

日本商工会議所が１月に実施した調査では、発注側企業の働き方改革に伴う「しわ寄せ」による業務負荷の増大が生じている企業は１２．１％であり、具体的には、短納期発注の増加や年末・年度末など特定時期における大量発注の増加、短納期発注等に伴う人件費等のコスト増加分の価格転嫁の拒否等が挙げられている。

大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止には、個別企業における努力だけでは解消が困難な構造的問題への対応が必要であり、発注者である大企業が適切な納期や適正な取引価格を設定すること、更にはサプライチェーン全体の中で仕事のムリ・ムダを排除していくなど、しわ寄せ防止や経済・社会全体の生産性向上のために、官民を挙げて取り組んでいくことが不可欠である。

こうした認識の下、「未来を拓くパートナーシップ推進会議」では、取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設され、現在５７８社が登録している。「パートナーシップ構築宣言」の仕組みは、大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に極めて有効であることから、東京都においても中小企業庁等と連携し、幅広く周知するとともに、各種補助金の加点要素や、東京都の委託事業の採択条件へ追加することを検討されたい。

また、働き方改革関連法には、事業主の責務として短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する旨の努力義務規定が盛り込まれているが、中小企業へのしわ寄せを防止するために、東京都は東京都中小企業振興公社が実施している下請相談の機能を拡充するとともに、個別の相談に対しても丁寧に対応されたい。

３．「多様な人材の活躍推進」に向けた施策の強化・拡充

（１）女性の活躍推進に向けた施策

①女性の活躍推進加速化事業の幅広い周知

人手不足等を背景に女性をはじめとした多様な人材の更なる労働参画と活躍が期待されている。また、女性の活躍は女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出、企業価値・業績の向上を通じて、経済・社会の成長・発展に寄与することから、特に都内企業数の太宗を占める中小企業において更に推進していくことが期待される。

一方、日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査では、８割の企業が女性の活躍を推進しているものの、そのうちの約半数が「幹部（管理職・役員）となることを望む女性が少ない」、「女性の管理職比率が低い（向上しない）」、「出産・育児を機に女性社員が辞めてしまう」、「女性の活躍推進を考えているが、有効な対策、ノウハウが分からない」など、様々な課題を抱えている。

こうした中、政府は中小企業における女性活躍の取組を推進していくために、女性活躍推進法を改正したが、その認知度は低く、名称・内容ともに知っている企業は１９．５％で、事業主行動計画の策定が新たに義務付けられる１０１人以上３００人以下の企業においても４０．７％にとどまっている。

東京都は、研修等による実践的な知識の付与や、企業間・従業員間の交流機会の提供等を通じて、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する「女性の活躍推進加速化事業」を一昨年度から実施しているが、こうした状況を踏まえ、特に、改正法の施行により事業主行動計画の策定が新たに義務付けられる１０１人以上３００人以下の企業等を対象に周知を強化し利用を促進していくとともに、事業規模や予算を更に拡充していくことが求められる。

また、東京しごとセンター「女性しごと応援テラス」では、求人募集、就職面接会・企業説明会、職場見学会、女性再就職サポートプログラムなど多岐にわたる事業を実施しているが、これらの事業は中小企業の女性活躍推進に資することから、関係団体や関係機関とも連携して幅広く周知し、利用を促進していただきたい。

加えて、出産等を契機に離職した女性に対して、企業への短期間のインターンシップを含めた複数回の講座を実施する「レディＧＯ！ワクワク塾」や、女性に多様な「はたらく選択肢」を提示し自身の可能性の発見につなげるためのイベントである「女性しごとＥＸＰＯ」など、女性の活躍推進に向けた一連の施策を鋭意実施していただきたい。

②男性の育児休業取得の促進

女性の活躍推進には、女性の就業継続に対する支援のみならず、男性の育児参加についても後押しをしていくことが有効である。東京都の２０１９年度「男女雇用平等参画状況調査」では、女性の育児休業取得率が９５．６％であるのに対して、男性の取得率は１１．８％にとどまっていることから、従業員に一定期間の育児休業を取得させ復帰させた企業等に対して奨励金を支給する「働くパパママ育休取得応援奨励金」制度等を通じて、男性の育児休業取得を促進していくことが求められる。

加えて、同調査で「男性の育児休業取得にあたっての課題」として、「代替要員の確保が困難」や「前例（モデル）がない」が事業所調査、従業員調査ともに多く挙げられていることから、代替要員の確保に対する支援やモデルとなる好事例の発信に取り組まれたい。

③「介護離職ゼロ」に向けた取組の推進

急速に進む高齢化と共働き世帯の増加により、介護離職の増加が懸念されている。全国の介護・看護離職者は年間約１０万人で、そのうちの約８割が女性であることから、負担の多くは女性に偏っている。一方、東京の高齢者（６５歳以上）数は今後、急激な増加が見込まれていることから、東京においても「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進していくことが重要である。

東京都は育児・介護や病気治療と仕事の両立等を支援する取組を行った企業に対して、最大１００万円の奨励金を支給する「働きやすい職場環境づくり推進事業」や、従業員に介護休業を取得させ復帰させた企業への支援を行う「介護休業取得応援事業」、更には両立推進に資するセミナーや相談会等を実施しているが、「介護離職ゼロ」の実現に向け、幅広く周知し利用を促進していただきたい。

（２）高齢者・シニア人材の活躍推進に向けた施策

東京都の就業者のうち６５歳以上の者は１０．４％を占めている。生産年齢人口が減少していく中で、東京の高齢者数は今後、急激な増加が見込まれており、２０３０年には４人に１人が高齢者になると予想されていることから、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を確保していくことが重要である。

一方、日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査で、改正高年齢者雇用安定法により来年４月から努力義務となる「７０歳までの就業機会の確保」に係る課題を尋ねたところ、「本人の体力的な面や疾病等の面で難しい（４５．４%)」、「労災の増加が懸念される（３１．９%)」、「若い年齢層の採用や活躍の阻害になる（２９．５%)」など、多岐にわたっている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、「東京セカンドキャリア塾」において、６５歳以上の高齢者を対象に楽しみながら就業等に必要な知識を学び、受講生同士の相互交流等を通して就業意欲の向上を図る「６５歳以上対象コース」や、高齢期の多様な働き方について考える一連の講座と職場体験を行い、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う「シニア予備群向けコース」、更には、就職を希望する６５歳以上の高齢者を対象として、企業に短期間の派遣就業を行うことを支援し、高齢者の活躍の場を広げる「東京キャリア・トライアル６５」など、高齢者・シニア人材の就業促進に向けた一連の施策を実施しているが、これらの施策は高齢者・シニア人材の活躍に向けて有効であることから、東京しごとセンターが実施している事業も含め、鋭意実施していただきたい。

（３）若年者の活躍推進に向けた施策

９月の東京都の有効求人倍率（就業地別・季節調整値）は０．８９倍で、前月比０．０２ポイント悪化し、７月から３カ月続けて１を切る状況が続くなど、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

一方、日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査で、多様な人材ごとに今後３年程度にわたる採用数の見通しを尋ねたところ、若年者の採用数を増やすと回答した企業は６０．２%に達し、女性（３１．０%)、障害者（１２．８%)、外国人（１２．２%)、高齢者（９．８%）と比べても、若年者の採用意欲は非常に高い。

こうした中、東京しごとセンター・ヤングコーナーでは、企業向けの事業として若年者の早期離職防止のためのセミナーや社会人基礎力に関するセミナーを実施していることに加え、東京都中小企業振興公社では、経営・事業戦略や組織マネジメントなどの面で経営者を支える人材（経営人材）や近い将来経営者を支える次世代リーダーの育成を支援する「経営人材育成による企業力強化支援事業（経営人財ＮＥＸＴ２０）」を実施しているが、こうした事業は中小企業にとって有効であることから、強化・拡充していただきたい。

また、企業見学会・体験型しごと説明会など採用・職場定着に関する支援を無料で提供し、更には「若者正社員チャレンジ事業」や「若年者の雇用就業支援」に係る事業に関しても、若年者の確保・定着に取り組む中小企業、活躍を望む若年者の双方にとって有効であることから、一連の事業は幅広く周知し利用を促進していただきたい。

（４）就職氷河期世代の就職・活躍に向けた施策

１９９３年から２００４年頃の間に就職活動をしていた「就職氷河期世代」のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者は少なくとも５０万人、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者等は、１００万人程度と見込まれている。こうした状況を踏まえ、政府は昨年６月に策定した「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく３年間の取組により、就職氷河期世代の正規雇用者を３０万人増やすことを目指している。

一方、東京都では今年度から「就職氷河期世代対策」として、就職氷河期世代などの求職者や非正規雇用者が、実際の企業現場で派遣社員として「トライアル就業」し、派遣先企業での正社員就業を目指すことを後押しする「就職氷河期世代キャリア・チャレンジ」事業や、就職氷河期世代の者を対象として採用し、定着を図るために計画的な指導育成を行った企業に対して最大９０万円を助成する「就職氷河期世代雇用安定化支援助成金」制度等を実施している。

これらの施策が有効に活用され、就職氷河期世代の就労に着実につながっていくよう、東京都は周知等の事業運営に際して、ハローワーク等の関係機関と緊密に連携されたい。

（５）外国人材の受入れに向けた施策

昨年１０月末時点の外国人労働者数は全国で１６６万人、都内では４８．５万人で、右肩上がりの状況が続いている。日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査では、外国人材の受入れニーズが「ある」と回答した企業は４８．７％であり、昨年の調査時の５０．８％とほぼ同じ割合であることから、コロナ禍においても外国人材の受入れニーズは依然として高い状況が続いている。一方、雇用や受入れ、定着に係る課題に関しては、ノウハウやマンパワーの問題など、多岐にわたる項目が挙げられている。

こうした中、東京都は、中小企業の外国人材受入支援事業を強化・拡充し、「外国人材受入れ総合サポート事業（国内）」として、外国人材と受入れ企業とのマッチングに資する合同企業説明会やインターンシップ、外国人材受入マニュアルの作成、ビジネス日本語講座及びｅラーニング研修を実施している。また、「海外高度人材獲得支援事業（海外）」として、ウェブサイトによる魅力発信、人材誘致プロモーション（海外現地でのＰＲ活動）、高度人材インターンシップ、外国人材向け相談デスクでの相談対応を実施している。加えて、本年１２月に開設予定の「東京外国人材採用ナビセンター」において、相談窓口の設置やコンサルタントの派遣、各種セミナーの開催に取り組むこととしているが、これらの事業は、外国人材の受入れに興味や関心がある中小企業にとって非常に有効であることから、当所をはじめとした関係団体や関係機関と緊密に連携し、鋭意推進するとともに、利用の促進に向けて周知の強化に努められたい。

４．待機児童解消に向けた取組の推進

（１）保育の待機児童解消に向けた取組の推進

人手不足等を背景に、女性の更なる労働参画と活躍が期待されている。しかし、出産・育児を理由に離職する女性は多いことから、仕事と子育てを両立できる環境整備に向け、保育の受け皿整備は喫緊の課題である。

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、２０１３年度から２０１７年度までの５年間で新たに約５３万５千人分の保育の受け皿を確保し、２０１７年６月に策定した「子育て安心プラン」に基づき、遅くとも２０２０年度末までの３年間で全国の待機児童を解消することや、M字カーブを解消するために２０１８年度から２０２２年度末までの５年間で女性就業率８０％に対応できる約３２万人分の受け皿を整備していくこととし、取組を進めてきた。

しかし、保育の受け皿量は拡大しているにも関わらず、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチ、保護者の潜在ニーズの顕在化など想定を上回る保育ニーズにより待機児童は解消せず、４月時点での全国の待機児童数は、昨年同月比で４，３３３人減少し、待機児童数調査開始以来最少となったものの、未だに１２，４３９人に達している。このうち、東京都の待機児童数は２，３４３人で、昨年同月比で１，３４７人減少しているが、４７都道府県の中で最も多く、全国の待機児童数の約２割を占めている。

こうした状況の中、政府は、今年度中の保育の受け皿確保を進めるとともに、女性の就業率を２０２５年に８２％としていく政府目標に対応していくために、２０２４年度末までに更に１４．１万人分の保育の受け皿整備が必要であることを今後の課題に位置付け、必要な受け皿の見込み数を更に精査し、地域の特性に応じた支援や保育士確保対策も含め、来年度の予算編成過程において検討していくこととしている。

一方、東京都は、待機児童ゼロに向けた対策の第一弾として２０１６年９月に３つの柱１１の対策から成る「待機児童解消に向けた緊急対策」を公表し、更に２０１７年９月には３つの柱７つの対策から成る「待機児童解消に向けた追加対策」を公表し、これらの対策等に基づき待機児童の解消に向けた取組を推進してきた。また、昨年１２月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」では、２０３０年に向けた政策目標の一つに「保育の待機児童を解消し、継続」を掲げ、本年３月に公表した２０２０年度から２０２４年度までの５年間の計画である「東京都子供・子育て支援総合計画（第２期）」では、認可保育所や認証保育所等の保育サービスの拡充により、２０２２年度までに保育サービス利用児童数を昨年４月時点から４２，０００人増加させることを目標としている。

東京都は本計画に基づき、保育の受け皿整備や、受け皿整備を支える保育人材の確保・定着など一連の施策に鋭意取り組むことで、早期に都内の待機児童解消を実現していただきたい。また、働く女性のニーズが高い病児保育・病後児保育の強化・拡充や利便性向上、更には、企業主導型保育施設の設置に要する経費のうち、国の補助制度の対象外となっている開設時の備品購入に要する経費を支援する「企業主導型保育施設設置促進事業」や、企業主導型保育施設の利用を検討する企業に対して、他の企業が設置した企業主導型保育施設の空き状況等の情報をウェブサイト上で提供する「共同利用情報検索」の取組についても、鋭意取り組まれたい。

（２）学童クラブの待機児童解消に向けた取組の推進

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学生に放課後等の適切な遊びや　生活の場を提供する学童クラブ（放課後児童クラブ）は、保育施設と同様に女性活躍推進のための重要な基盤である。政府は２０１８年９月に公表した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを２０２１年度末までに約２５万人分を整備し待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ２０２３年度末までに合計で約３０万人分の受け皿を整備していくこととしている。

しかし、待機児童数は２０１１年以降増加傾向にあり、昨年５月時点の待機児童数は全国で１８，２６１人、東京都はそのうちの約２割を占め、４７都道府県で最も多い３，４２７人に達している。更に、女性の就業率と保育利用率は増加傾向にあり、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿が整備されていくことから、今後、学童クラブに対する需要もそれらと連動して増えていくことが予想される。また、学童クラブは開所時間の関係で、子供が小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況があることから、いわゆる「小１の壁」が大きな問題となっている。

一方、東京都が本年３月に公表した２０２０年度から２０２４年度までの５年間の計画である「東京都子供・子育て支援総合計画（第２期）」では、地域の実情に応じて整備を進める区市町村を支援し、２０２４年度までに学童クラブの登録児童数を昨年５月時点から１６，０００人増加させることを目標としている。

子育て世代にとって働きやすい環境整備に向け、東京都は本計画に基づき、学童クラブの施設整備費や改修費等を補助することで学童クラブの設置促進を図る「学童クラブ整備費補助」や、開所時間の延長及び職員の配置など都独自の基準を満たす民営学童クラブを支援する「都型学童クラブ事業」など一連の施策に鋭意取り組むことで、早期に都内の待機児童解消を実現していただきたい。

５．その他

（１）副業・兼業の促進による「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現

副業・兼業の推進は所得の増加に加え、スキル・経験の獲得を通じた本業へのフィードバックや、人生１００年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とするものであり、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」時代の働き方としても期待が高いとの認識の下、政府は７月に閣議決定した「成長戦略実行計画」に副業・兼業の環境整備を図っていく旨を盛り込んでいる。

一方、日本商工会議所が７月に実施した調査では、副業・兼業を推進・容認している中小企業は２５．８％にとどまっている。また、副業・兼業を認めていない理由は、６３．０％の企業が「社員の長時間労働・過重労働につながりかねないため」、５２．５％の企業が「社員の総労働時間の把握・管理が困難なため」、４２．１％の企業が「副業・兼業先で労働災害が起きた際に本業への支障が生じる恐れがあるため」を挙げている。

こうした中、厚生労働省は９月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、「簡便な労働時間管理の方法」を提示した。これにより、本業先の使用者Ａ及び副業・兼業先の使用者Ｂは、副業・兼業の開始後においては、それぞれ予め設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間の把握を要することなく労働基準法を遵守することが可能となった。

一方、東京都が昨年１２月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」では、２０３０年に向けた戦略の一つに「誰もが輝く働き方実現戦略」を掲げ、戦略を推進する役割を担うプロジェクトの一つに「副業・兼業、フリーランスなどの新しい働き方を支援し、人材を確保・活用」を挙げていることから、東京都は副業・兼業の推進を希望する企業に対して、本ガイドラインを周知し、導入の促進を図っていくことが望ましい。

なお、コロナ禍で東京一極集中のリスクやコストの大きさが判明し、テレワーク等を契機に企業の地方拠点の強化や二地域居住等への関心が高まっていることから、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」は地方創生に改めて取り組む好機である。こうした認識の下、東京都は、関係団体や関係機関と緊密に連携し、大企業のノウハウや技術を持った人材が地方の中小企業で副業・兼業することを促進し、中小企業の人手不足の解消や経営課題の解決が図られるなど好事例を創出することで、「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」を実現していくことが期待される。

（２）ハラスメントの防止に向けた取組の推進
セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により事業主に義務付けられている。また、パワーハラスメントに関しては労働施策総合推進法が改正され、中小企業に対して２０２２年４月から、相談体制の整備など雇用管理上の措置が義務付けられることになった。一方、日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査では、同法の認知度は４５．３％にとどまっている。
こうした中、東京都は「職場におけるハラスメント防止ハンドブック」を策定し公表している他、法改正の動向を踏まえたセミナーを実施しているが、多くの企業でハラスメント対策が進むよう、同法の周知も含め取組を一層強化されたい。なお、取組を推進していく際には、パワーハラスメントかどうかの判断（業務上の指導との線引き）や、適正な処罰・対処の目安に関する判断に困っているとの声が多いことに留意されたい。

（３）「計画運休時の出退勤ガイドライン」の幅広い周知
東京都は、昨年の台風第１５号や第１９号に伴う計画運休に係る混乱を踏まえ、計画運休時の出退勤のあり方について公労使で実務者会議を立ち上げ、検討を重ねてきた。検討の結果は、「計画的な出勤抑制等の実施」、「テレワーク等の活用の推進と定着」、「ＢＣＰやマニュアルの策定の推進」の３項目から成る「共同宣言」と、企業がＢＣＰやマニュアルを作成する際に盛り込むべき内容について解説し、その作成を支援するための「計画運休時の出退勤ガイドライン」として取りまとめられ、去る６月２９日に開催された「公労使による『新しい東京』実現会議」で公表された。
特に、本ガイドラインは、テレワークや時差Ｂｉｚなどスムーズビズの取組を平時から推進することが重要であることや、出勤抑制を広く実施するためには下請取引等を含めた企業間の相互理解・協力が重要であることなどを基本的な考えとして、平時の取組と、タイムラインに基づく計画運休時における取組の両方を分かりやすく取りまとめている。
今後も大規模風水害の発生が予想される中で、災害時における計画運休時の取組は、新型コロナウイルスへの対応をはじめ様々な危機対応にも有効であることから、本ガイドラインは官民を挙げて幅広く周知し、定着を図っていくべきである。

（４）「未来の東京」戦略ビジョンを踏まえた効果的な雇用就業施策の展開
日本・東京商工会議所が７月から８月にかけて実施した調査では、人手不足と回答した中小企業は３６．４％と、新型コロナウイルスの影響によりその割合は以前に比べて一気に低下した。しかし、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、人手不足は構造的な問題であるため、今後もその傾向は続くと思われる。
こうした中、人手不足の克服のみならず、多様性から生まれるイノベーションの創出に向け、女性、高齢者、外国人材、障害者など「多様な人材の活躍」が従来にも増して期待されている。また、ＩｏＴやＡＩ、ロボット等に象徴される科学技術の発展やデジタル化の進展に加え、コロナ禍を契機に改めて「時間にとらわれない柔軟な働き方」に対する関心が高まっているなど、雇用就業を取り巻く環境は大きく変化している。
東京都はこうした環境変化も踏まえ、長期戦略の策定に向けた考え方を取りまとめた「『未来の東京』を見据えた都政の新たな展開について～構造改革を梃子として～」を８月に策定し、昨年１２月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」で描いた多くの事項を前倒しで実現するために、構造改革を梃子として、「新しい日常」や「サステナブル・リカバリー」といった新たな視点から戦略をバージョンアップしていく方向性を打ち出した。この方向性の中で、「取組を更に加速・定着させるべきもの」として「新しい働き方（テレワークや時差出勤の定着）」が示されている他、雇用就業分野では「第二の就職氷河期世代を生み出さないための雇用対策」や「フリーランスなど新しい雇用形態に対するセーフティネットの構築」が例示された。
東京都はこの方向性のもとで、「成長」と「成熟」が両立した持続可能な東京の実現に向け、東京の未来を切り拓く羅針盤となる長期戦略を年度内に策定することとしているが、その際には都内企業数の太宗を占める中小企業の声を十分に反映することが重要である。また、年度内に新たに策定する長期戦略に基づき、足下の雇用情勢の変化も踏まえた上で事業計画を策定し、効果的で実効性のある雇用就業施策を展開していくことが求められる。

以　上

２０２０年度第１９号
２０２０年１１月９日
第７３０回常議員会決議

＜提出先＞東京都
＜実現状況＞
テレワーク導入・活用に係る支援策の拡充やコロナ禍における新たな雇用創出・安定化支援事業の創設、離職者への緊急対策委託職業訓練の実施、特定技能外国人雇用支援事業の強化等、要望内容の一部

が実現した。

２１．東京２０２０大会開催に向けた東商アピール

東京２０２０大会の開催都市の地元経済団体である東京商工会議所は、「大会を開催し成功させる」という気持ちを強く持ち、来年の大会に向けて以下の取組を強力に進めていく。

１．感染拡大防止と社会経済活動の両立実現
東京２０２０大会を「感染拡大防止と社会経済活動の両立」の実現を図る具体的な目標として、政府を中心とした東京２０２０大会のコロナ対策の検討状況を注視しつつ、大会の開催・成功の環境整備として必要な感染抑止の取組を会員企業に広く周知し、働きかけていく

２．新たな東京２０２０大会のレガシー（プラスワン）の形成
来年夏の大会を目標に、現状からの前進・好転（プラスワン）に向けた各企業・地域での挑戦を「新たな東京２０２０大会のレガシー」と捉え、それらの挑戦を後押しするべく、「東商・新型コロナウイルス対策パッケージ（企業支援策）」等の取組を強力に展開する

３．大会機運の盛上げ
地元・東京で開催される東京２０２０大会の開催・成功に向けて、「大会機運の盛上げ」を図っていく

■史上初の「延期」となった東京２０２０大会
　新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、東京２０２０大会は史上初の「延期」となった。コロナがもたらす社会的・経済的影響により生じた新たな課題に対して、これまで、東京２０２０組織委員会、東京都、政府、関係自治体、ＪＯＣ、ＪＰＣ等大会関係者は、来年の大会開催に向けた様々な検討を精力的に進めている。６月１０日には、大会準備の枠組みとして「位置づけ、原則、ロードマップ」が公表され、９月２５日には５２項目の大会の簡素化についてＩＯＣと合意がなされた。また、９月に政府、東京都、組織委員会による調整会議が発足され、来年の大会開催にあたり、実効的なコロナ対策の提示に向けた検討が鋭意進められている。まずもって、これまでの関係各位の大会開催に向けたご尽力に敬意を表する次第である。

■東京商工会議所にとってのオリンピック・パラリンピック
　東京商工会議所は、２００６年から招致実現に向けた支援活動に携わってきた。日本でのオリンピック・パラリンピックの開催は、「活力ある社会の構築」「次世代を担う青少年の夢を育む」「都市再生による地域経済の活性化」「東日本大震災からの復旧・復興・再生を果たす上での共通の目標」に繋がるとの、多くの会員企業からの期待の声を受け、関係機関の皆様と連携しながら活動を展開した。
　招致決定後は大会に向けて、社会が抱える課題に対して、スポーツの分野に限らず、産業・技術、観光、教育等あらゆる分野で目標を設定し、大胆に挑戦を進めていくことが、大会後のレガシーとして地域・社会の活性化、そして我が国の成長に繋がるものと確信し、「東商オリンピック・パラリンピック アクションプログラム」を策定して様々な取組みを進めてきた。
　現在においても、大会開催を契機として、社会的課題の解決に向けた挑戦を進めるという当所の姿勢に変わりはない。

■現在の最優先課題は「感染拡大防止と社会経済活動の両立実現」
　緊急事態宣言解除後、社会経済活動が徐々に再開されているが、感染拡大への警戒感が強く、回復に力強さを欠く状況が続いている。こうした状況を打開するためには、国民や事業者が新型コロナウイルス感染症を正しく恐れ、過度に委縮することなく日常生活を送るための環境整備が極めて重要である。来年７月の東京２０２０大会を、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」を実現する具体的な目標として位置付け、官民挙げて環境整備を加速していくべきではないか。
　各種の世論調査ではコロナの終息が見えない中、来年の大会開催に否定的・懐疑的な意見もあるが、来年夏の大会に向けて、感染防止策を徹底しつつも社会経済活動の最大化を図っていくことを目指し、意欲と柔軟性と粘り強さをもって挑み続け、東京２０２０大会の最大限の成功に繋げることが出来れば、国民に夢や希望を与えることになる。
　東京商工会議所としては、政府、東京都、組織委員会による東京２０２０大会のコロナ対策の検討状況を注視しつつ、来年の大会の開催・成功の環境整備として必要な感染抑止の取組を会員企業に広く周知し、働きかけていく。

■来年の大会に向けて、企業・地域が現状から前進・好転するための挑戦を後押し
　東京２０２０組織委員会は、来年の大会のちょうど１年前にあたる７月２３日に「一年後へ。一歩進む。～＋

１（プラスワン）メッセージＴＯＫＹＯ２０２０」を発信した。延期を単に１年延びたと捉えるのではなく、「プラスワン」として希望を胸に一歩前に踏み出すと、ポジティブに捉えて前に進もうという姿勢は、当所としても共感するところである。

コロナ禍をきっかけに、中小企業においてもテレワークの導入が飛躍的に進むなど、多くの国民がデジタル技術の有用性を実感した。各企業・各地域において、来年の大会に向けて現状よりも何か前進・好転（プラスワン）できるように、前向きな取り組みを積み重ねていくことが、「新たな東京２０２０大会のレガシー」として、地域・社会の活性化、そして我が国の成長に繋がるものと考える。

これまで東京商工会議所は、コロナの影響を受けている企業を全力で支援するための対策パッケージを策定し、会員企業の生の声に基づく要望活動や資金繰りを中心とした経営支援、テレワークの推進などに注力してきた。今後、来年の大会を一つの目標に、これらの取組みを引き続き強力に展開し、各企業や地域における様々な挑戦を後押ししていく。

■地元・東京で開催される東京２０２０大会の開催・成功に向けて

前回の１９６４年の東京オリンピックは、「急速な成長を遂げた日本の姿」を象徴するような大会だった。延期となった来年の東京２０２０大会は、「新たな一歩を踏み出す力強い日本の姿」を象徴する大会となることを目指すべきではないか。

そのためにも、開催都市の地元経済団体である我々としては、今後、東京２０２０大会を開催し成功させるという気持ちを強く持って上記の活動を展開していくとともに、東京都をはじめとする関係機関と緊密に連携し「大会機運の盛上げ」を図っていく。

以　上

２０２０年度第２０号
２０２０年１１月９日
第７３０回常議員会決議

＜提出先＞

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、内閣官房、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、競技会場所在地商工会議所、都内商工会議所

＜実現状況＞

２０２０年１２月２３日より、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、企業が現状よりも一歩前進するような挑戦を後押しすることを目的とした「＋１ＭＯＶＥＭＥＮＴ（プラス・ワン運動）」を、東京都との連携事業として始動した。

２２．雇用・労働政策に関する要望

Ⅰ．現状認識

【極めて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所が１１月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に９０．３％（※）に達している。また、業況ＤＩもマイナス４５．８で、持ち直しの動きは見られるものの、依然として大幅なマイナスが続いていることから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。

１０月の完全失業率は３．１％で前月から０．１ポイント悪化したものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。有効求人倍率は１．０４倍で前月比０．０１ポイント上昇したが、１３都道府県で１倍を下回る水準になっていることから、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

【「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を念頭に、政策を企画立案していく必要性】

新型コロナウイルスとの長い闘いの最中にあって、感染拡大防止の徹底と経済社会活動の推進を両立させることが、大きな命題となっている。働き方に関しても、「アフターコロナ」を見据えながら、当面は「ウィズコロナ」を前提に「新しい日常」に適合した形に変えていく必要がある。こうした中、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価が注目され、効率の良い働き方や地方での就労に対する機運も高まっている。このため、厚生労働省は「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を念頭に、こうした変化を踏まえて、雇用・労働政策を企画立案していく必要がある。

また、企業に対する雇用・労働関係規制の強化や最低賃金、事業主拠出金等の負担増が続いていることから、厚生労働省は、硬直的な労働時間制度を見直すなど規制緩和や制度改革により企業の自由度や裁量を高めていくとともに、多様で柔軟な働き方を拡充していくことを通じて、企業活力の向上やイノベーションの創出を図っていくべきである。

特に、企業数の大宗を占め、雇用や地域活性化に大きく貢献している中小企業の成長・発展を雇用・労働政策の面からも後押しすることで、経済成長率の引上げや生産性の底上げを図っていくことが重要である。

こうした現状認識に基づき、強化・拡充していくべき雇用・労働政策について、下記により要望を申しあげる。

記

Ⅱ．重点要望項目

１．「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を踏まえた重点要望項目

（１）雇用調整助成金の特例措置の延長

日本商工会議所が本年９月に実施した調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響が続いていると回答した企業のうち、雇用関連の対応として「雇用調整助成金を検討・申込」と回答した企業が４６．０％に達し、４月調査時（３４．８％）や６月調査時（４０．７％）と比べて増加している。一方、「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業は４月（４．３％）、６月（３．９％）の調査に引き続き、僅か４．３％にとどまっていることから、多くの中小企業は「雇用調整助成金」等の支援策を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」に懸命の努力をしている。

「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定はもとより、感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っていることから、特に、雇用の７割を占め、地域経済を支える礎である中小企業が円滑に申請・利用することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

こうした認識のもと、日本・東京商工会議所（以下、当所）は去る５月１日に策定・公表した「雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望」をはじめ数次にわたる要望の結果、対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ（８，３３０円→１５，０００円）や、解雇等を行わず雇用を維持した場合の中小企業の助成率引上げ（１０／１０）、マンパワーの増強等による支給の迅速化、申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減）等が実現し、１２月１１日時点の支給決定件数は累計で２０５万件、支給決定額は２兆４，００６億円に達するなど、厚生労働省におかれては懸命かつ迅速に対応していただいている。

こうした中、申請要件の緩和や対象労働者一人一日当たりの上限額、助成率の引上げ等の特例措置は来年２月末まで延長された。その後は、感染防止策と経済社会活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置は段階的に縮減を行っていくこととされているが、現行の特例措置に関しては、更なる延長を望む声も聞かれていることから、３月末まで延長するとともに、雇用情勢を注視しながら、その後の再延長についても柔軟に検討していただきたい。

なお、特例措置の延長等にあたり改めて予算措置が必要な場合には、コロナ禍は国家の非常事態であることから、一般会計による国費で負担すべきであり、雇用保険二事業や失業等給付に係る雇用保険料は将来にわたり引上がることがないよう強く要望する。

（２）「失業なき労働移動」の促進に資する施策の強化・拡充

「コロナショック」は、あらゆる業種・業態の企業に甚大な影響を及ぼしたが、中小企業景況調査の結果や雇用情勢を見ると、特に製造業や小売業、サービス業等での影響が深刻である。一方、人手不足の状況は今後も続くと思われることから、公的な職業訓練施策の強化とともに、雇用吸収力がある産業や成長分野への「失業なき労働移動」を円滑に進めていくことが重要である。

したがって、厚生労働省はハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援を強化・拡充すべきである。また、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足業種や成長分野の企業との間で在籍型出向制度を活用したマッチングを行う支援プログラムの強化を図るなど、産業雇用安定センターの機能拡充にも取り組むべきである。

加えて、国及び都道府県が設置している公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等が実施している職業訓練や、特に新型コロナウイルスの影響による経済情勢の悪化により、やむを得ず離職した者の再就職を促進するために、就職に必要な知識・技能の習得に向け実施している求職者支援訓練をより一層推進していくことも重要である。

（３）新型コロナウイルスに起因する雇用への影響の的確な把握とタイムリーな政策展開

中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている中で、１０月の完全失業率は３．１％で前月から０．１ポイント悪化したものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。有効求人倍率は１．０４倍で前月比０．０１ポイント上昇したが、１３都道府県で１倍を下回る水準になっている。また、厚生労働省が毎週公表している情報（１２月１１日時点の累積値）では、雇用調整の可能性がある事業所が約１１万９千事業所、解雇等見込み労働者数が７万６千人と、増加が続いている。

このように足下の雇用情勢は予断を許さない状況であり、民間の将来予測では更に失業率が高まっていくものがあることから、厚生労働省は雇用調整の可能性がある事業所数や解雇等見込み労働者数など、新型コロナウイルスに起因する雇用への影響を的確に把握するとともに、中小企業の「事業の存続」や「雇用の維持」に向けた

政策をタイムリーに展開していくことが求められる。

（４）企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

新型コロナウイルスの影響で企業のテレワークの導入が一気に進んだことに伴い、労働時間を基軸とした働き方ではなく、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価が注目され、効率の良い働き方に対する機運も高まっている。また、各企業は、感染拡大の防止と経済社会活動との両立に対応するとともに、「アフターコロナ」を見据えながら、「ウィズコロナ」を前提に「新しい日常」に適合した働き方や事業活動を円滑に実施していく必要がある。

当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「アフターコロナ」を見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度等の「時間にとらわれない柔軟な働き方」と回答した企業が３５．９％で最も多かった。

このうち、労働基準法第３８条の４に規定された企画業務型裁量労働制は、自らの知識や技術、創造的な能力を活かし、業務の進め方や時間配分に関して主体性をもって働くことができる制度として２０００年４月に施行されたが、経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化に伴い、対象業務が限定的であり、ホワイトカラーの業務の複合化等に対応できていないといった課題が生じている。

新型コロナウイルスによる影響が続いている中で、「新しい日常」に適合した働き方を実践していくとともに、労働生産性を高めていくことが喫緊の課題であるが、高度な知識や技術、創造的な能力を有する労働者が複合化された業務に主体性をもって取り組むことは、創造性の発揮や労働生産性の向上に資するものである。したがって、働き方改革関連法案の段階で削除となった本制度の見直しについては、実態調査を実施した上で早急に検討を再開し、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

加えて、中小企業は人事・労務に関するノウハウやマンパワーが必ずしも十分ではないことから、「時間にとらわれない柔軟な働き方の導入に際しての要件や手続きが複雑で、自社にどの制度が合っているのか分からない」、「社内の規程類を整備する必要があるが、どのように進めればよいか分からない」、「導入後、円滑に運用していくためのノウハウがない」など、制度の導入や運用等に関する助言や指導を求める声が聞かれている。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省は、中小企業が「時間にとらわれない柔軟な働き方」を円滑に導入し運用できるよう、制度導入に関する要件や手続きを周知するとともに、専門家による相談指導等の支援や、中小企業における好事例の発信に取り組まれたい。

（５）テレワークの普及・定着に向けた支援策の強化・拡充

東京商工会議所が本年６月に実施した調査で、テレワークの導入率は６７．３％となり、本年３月に比べ４１．３ポイント増加するなど、新型コロナウイルスの感染拡大により、都市部を中心にテレワークを導入する企業が一気に増加した。一方、日本商工会議所が全国の中小企業に対して６月に実施した調査では、新型コロナウイルスの感染防止と事業継続の両立に向けた対応について、「テレワークの実施」と回答した企業は１５．１％にとどまることから、テレワークの導入率は地域により大きく異なっている。

テレワークの導入に関しては、東京商工会議所が９月に実施した調査で、約半数の企業が「業務プロセスの見直しが進んだ」や「働き方改革が進んだ」を挙げた他、「コスト削減につながった」、「定型的業務の生産性が上がった」など、効果は多岐にわたっているが、緊急事態宣言発出（４月７日）後にテレワークを導入した企業の２割が「効果がない」と回答していることから、導入歴の浅い企業ではテレワークを上手く活用できていないことが考えられる。また、テレワークの課題に関しては、導入時期に関わらず、「業務プロセスの見直しが不十分」や「コミュニケーションがとりづらい」、「情報セキュリティ対策が不十分」等が多く挙げられたが、緊急事態宣言発出後にテレワークを導入した導入歴の浅い企業では、労務管理や社員の評価、業務の洗い出しに課題を抱えていることが明らかになった。

テレワークは、感染拡大防止対策や災害時の危機管理対応はもとより、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として生産性の向上や子育て、介護・看護との両立など、多くの効果が期待されていることから、更なる普及・定着を図っていくことが求められる。

したがって、テレワーク相談センターにおける相談・導入支援、専門家派遣、セミナーの開催など一連の支援策や助成金等の措置を強化・拡充されたい。

２．従来からの重点要望項目

（１）「同一労働同一賃金」に関する支援策の強化・拡充

当所が本年２月から３月に実施した調査では、「同一労働同一賃金」の対応状況について、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業は４６．７％にとどまり、対応にあたっての課題について５０．１％の企業が「内容が分かりづらい」を挙げている。正社員との待遇差について非正規社員から説明を求められた場合、事業主は説明しなければならない義務があるが、待遇差について「客観的・合理的に説明ができる」と回答した企業の割合は３３．１％にとどまっている。こうした中、未だに多くの中小企業から「同一労働同一賃金は内容や定義が分かりづらく、裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」といった声が聞かれている。加えて、日本商工会議所が本年１０月に実施した調査では、「同一労働同一賃金」の対応状況について、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業は５２．０％にとどまってお

り、中小企業における準備は進んでいない。
更に、正社員と非正規社員の待遇差・業務内容の検証や就業規則・規程類の改定、待遇差に関する説明義務への対応、福利厚生の見直しや労使間協議など、準備が多岐にわたり且つ個々の準備にも時間と手間を要することから、「何から手を付けて、具体的にどのように準備を進めたら良いか分からない」といった声も多く寄せられている。中小企業の労働分配率は高く、日本商工会議所が本年１１月に実施した調査では、コスト増加分の価格転嫁についてＢｔｏＣ、ＢｔｏＢともに約７割の中小企業が転嫁に難航している中で、「同一労働同一賃金」は非正規社員の処遇改善により人件費増につながることから、「原資が無くて対応に困っている」といった声も多く聞かれている。
来年４月の中小企業に対する施行を控え、中小企業における「同一労働同一賃金」への対応を進めていくには、法の更なる周知に加え、４７都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」による丁寧且つきめ細かい相談支援や、「キャリアアップ助成金」など支援策の更なる周知と強化・拡充が求められる。また、厚生労働省が策定した不合理な待遇差を解消するための点検・検討マニュアル（業界別マニュアル）等により、非正規社員を多く雇用する業種・業界向けの重点的な支援や、大企業における先行事例を中小企業へ横展開していくことも必要である。
加えて、本年１０月に最高裁判所が、賞与や退職金、扶養手当、休暇制度など多岐にわたる待遇の取り扱いについて判断を示したことも踏まえ、より具体的なマニュアル類を作成されたい。
なお、当所は昨年４月に厚生労働省と締結した「働き方改革の推進に向けた連携協定」に基づき、厚生労働省と引き続き緊密に連携しながら、中小企業の「働き方改革」の推進に資する活動を鋭意、展開していく所存である。

（２）中小企業の実態を考慮した最低賃金の決定

①明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

最低賃金は、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない状況下で、明確な根拠が示されないまま、２０１６年から２０１９年まで４年連続で３％台の大幅な引上げが行われてきた。その結果、昨年度の最低賃金引上げの直接的な影響を受けた中小企業の割合は４１．８％に上り、その割合は年々増加の一途をたどっている。
今年度は、中央最低賃金審議会での審議の結果、「新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響等を踏まえ、現行水準を維持することが適当」とする旨の答申が示され、その後の地方最低賃金審議会での審議の結果、全国加重平均額は１円の引上げとなったが、最低賃金の大幅な引上げは、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に拍車をかけることが懸念される。
したがって、来年度以降の最低賃金の審議では、「より早期に全国加重平均１，０００円になることを目指すとの方針を堅持する」という政府方針への配意により、大幅な引上げありきではなく、あくまで名目ＧＤＰ成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、最低賃金法第９条が定める①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率（２０２０年：１．２％）など中小企業の経営実態を十分に考慮することにより、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。
なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。

②地域の経済実態に基づいたランク制の維持

最低賃金は、４７都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の１９の指標をもとにＡ～Ｄの４ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。諸外国では全国一律に最低賃金額を決定しているケースもあるが、わが国が採っているランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定していることから、合理的なシステムである。
一方、東京都をはじめとしたＡランクの地域別最低賃金額がＣランクやＤランクよりも高いことが、地方から都市部への労働移動の一因であるとの考えのもと、最低賃金を全国で一元化すべきとの論調があるが、仮に、地域別最低賃金額が最も安い県（７９２円）を、最も高い東京都（１，０１３円）に合わせると、最も安い県の企業は、従業員一人あたり年間で約５０万円の負担増になる。このため、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される。また、企業は立地戦略の観点から、人件費が高まる地方への投資を避ける一方で、インフラが整い市場規模が大きく効率的に生産や販売活動をすることができる都市部や、人件費が安い海外への立地や投資を加速することが想定される。
そうなれば、地方創生はおろか、地域経済の衰退、中心市街地の疲弊、地域間格差の拡大に一層拍車をかけることになる。そうなってからでは手遅れであるばかりか、地域の活力を再び取り戻すには相当の時間と社会的コストがかかることを考慮しなければならない。

したがって、最低賃金の全国一元化が地方創生につながるとは考えにくいどころか、大都市への人口流入により、少子化加速の要因にもなりかねないことから、ランク制は堅持すべきである。

③中小企業の生産性向上など「思い切った支援策」の利用促進

中小企業が自発的に賃上げできる環境整備には、思い切った支援策により中小企業の生産性を向上させていく必要がある。

設備投資、ＩＴ導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「中小企業生産性革命推進事業」は、生産性向上に向け非常に有効な施策であることから、幅広く周知し、利用を促進していくべきである。また、中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。本助成金は「２５円コース」の新設や助成上限額の引上げ等が行われてきたが、より多くの活用に向け、コースの新設・拡充に加えて、幅広い周知や申請手続きの更なる簡素化を実施されたい。

Ⅲ．個別要望項目

１．「働き方改革」など労働環境の整備に関する意見・要望

（１）働き方改革関連法に関する意見・要望

①「時間外労働の上限規制」等に関する支援策の強化・拡充

当所が本年２月から３月にかけて実施した調査で、「時間外労働の上限規制」の対応状況について尋ねたところ、法律の施行を直前に控えた時期であったが「具体的な対応に関する検討をしている最中」、「対応が必要だが、何をすべきか分からない」、「対応が必要かどうか分からない」と回答した企業を合計すると１８．５％であった。

また、年５日の「年次有給休暇の取得義務化」に関しては、既に昨年４月に施行されていたにも関わらず、「具体的な対応に関する検討をしている最中」、「対応が必要だが、何をすべきか分からない」、「対応が必要かどうか分からない」と回答した企業を合計すると依然として１０．０％であった。

上述の通り、生産性の向上が求められている中で、中小企業は「働き方改革」を推進していく必要があることから、法の更なる周知に加え、４７都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」による丁寧且つきめ細かい相談支援、更には「働き方改革推進支援助成金」など設備投資やＩＴ導入による生産性向上・業務効率化に資する施策を幅広く周知し利用を促進するなど、中小企業に対する支援策を強化・拡充されたい。

また、コロナ禍や人手不足の状況下で、特定の時期に業務が集中することもあり得ることから、労働基準監督署は中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮規定に則り、中小企業の労働時間の動向や人材確保の状況、取引実態等を踏まえ、長時間労働の発生原因や改善方法等についてきめ細かく相談に応じるなど、丁寧に指導をしていただきたい。

②労働基準法第３３条の適用拡大

労働基準法第３３条は、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由（サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応）については、労働時間の延長の対象になり得る旨を規定しており、「時間外労働の上限規制」に関しても、本規定は適用されることになっている。

しかし、年次有給休暇を付与した日（基準日）から１年以内に５日の休暇を取得させる必要がある「年次有給休暇の取得義務化」には本規定が適用されず、仮に最終月に緊急事態が発生し、５日のうちの１日でも取得できなかった場合には、違反となり罰則が科されてしまう恐れがある。したがって、災害対応やコロナ禍に伴う対応等やむを得ない場合には、「年次有給休暇の取得義務化」についても本規定を適用すべきである。

③下請け中小企業に対するしわ寄せ防止対策の強化・拡充

中小企業に１年先行して、大企業に対する「時間外労働の上限規制」が昨年４月から施行された。こうした中、発注側企業が長時間労働の削減等の働き方改革を進める中で、下請け中小企業に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更等のしわ寄せを生じさせることにより、下請け中小企業の業務負荷が増大し、働き方改革の妨げにつながっているとの声が多く聞かれている。

こうした状況を踏まえ、政府は昨年６月に「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」を策定したことから、本対策に則り、大企業と下請け中小企業の間の取引関係の実態把握及び取引条件の改善を図ることにより、下請け中小企業に対するしわ寄せ防止対策をより強力に推進していただきたい。

特に、下請け中小企業における労働基準関係法令違反の背景に、発注側の大企業による極端な短納期発注等の下請法違反が疑われる場合には、労働局・労働基準監督署から中小企業庁・公正取引委員会への通報を徹底するとともに、労働基準監督署から発注側の大企業に対する取引条件の改善要請にも強力に取り組んでいただきたい。併せて、厚生労働省と中小企業庁、公正取引委員会が緊密に連携し、発注側企業と下請け中小企業双方の経営者に対してしわ寄せ防止対策の周知を幅広く行うとともに、下請かけこみ寺では中小企業からの相談にきめ細

かく対応していただきたい。
　また、本年５月に開催された関係閣僚と経済界・労働界代表をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することを目的に、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、ＩＴ実装支援、専門人材マッチング等）、取引適正化の重点５分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）に取り組むことを「代表権のある者の名前」で個々の企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入し、官民を挙げて関係業界に「宣言」を働き掛けることになった。１２月１５日時点で、「パートナーシップ構築宣言」企業は７２９社に達しているが、宣言企業へのインセンティブの充実による一層の普及・促進を図り、官民協力によるサプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化を実現すべきである。併せて、関係省庁等によるモニタリングなど、継続的なフォローアップも進めていただきたい。

（２）都道府県ごとに設置された労使関係者等による協議会の実効性確保

　地域の実情に則した働き方改革を推進するとともに、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体や中小企業団体、労働者団体等を構成員とする協議会を設置し、連携体制の整備を図ることが「労働施策総合推進法」に規定されていることを受け、各都道府県に地方公共団体や労使関係者等による協議会が設置されている。この協議会では、労働局、地方公共団体、労使等関係団体が一堂に会し、行政と各団体との連携策等が議論されることから、その位置付けは非常に重要である。
　一方、当所が本年春に実施した調査結果の通り、働き方改革に関しては中小企業における取組や法対応への準備を更に進めていく必要があることに加え、法が施行された今もなお、多くの中小企業から「人手不足の中で、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化に対応することは困難」、また「同一労働同一賃金は内容や定義が分かりづらく、グレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」との声が聞かれている。
　したがって、本協議会では形式的な議論にとどまることなく、地域経済や中小企業の実態を十分に考慮し、強化・拡充すべき支援策を具体的に検討するなど、実効性のある議論をしていくべきである。

（３）高度プロフェッショナル制度の普及・定着

　労働基準法第４１条の２に規定されている「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間ではなく成果で評価する柔軟且つ創造的な働き方であり、労働者の意欲や能力が十分に発揮されることにつながることから、働き方改革や生産性向上にも資する制度である。
　本制度の対象労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の対象外となるが、健康管理時間に基づく健康確保措置等を講ずることが義務付けられていることから、対象労働者の健康確保に留意された制度になっている。更に、本制度の適用にあたっては、対象労働者の同意が必要であるとともに、同意の撤回に関する手続きも規定されている。
　本制度は昨年４月に施行されたが、本年９月末時点で２２件・８５８人の制度導入にとどまっている。本制度は、対象業務や対象労働者、賃金額等、多岐にわたる要件が課されていることから、本制度の目的や内容、手続き等について、労使が正しく理解し、適切に運用することで期待されている効果が発揮されるよう、一層の周知を図るべきである。
　また、「働き方改革関連法」の附則第１２条では、施行後５年を目途として必要に応じ所要の措置を講ずるとしているが、本制度は新たに創設された働き方であることから、期待されている効果が発揮されるよう、制度導入が少数にとどまる要因を調査・分析した上で、必要が認められる場合には関係者の真摯な審議を経て、要件・手続き等について適切且つ速やかに見直していくべきである。

（４）副業・兼業に関する「簡便な労働時間管理の方法」の普及・定着

　副業・兼業の推進は所得の増加に加え、スキル・経験の獲得を通じた本業へのフィードバックや、人生１００年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とするものであり、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」時代の働き方としても期待が高いとの認識のもと、政府は本年７月に閣議決定した「成長戦略実行計画」に副業・兼業の環境整備を図っていく旨を盛り込んでいる。
　一方、日本商工会議所が本年７月に実施した調査では、副業・兼業を推進・容認している中小企業は２５．８％にとどまっている。また、副業・兼業を認めていない理由は、６３．０％の企業が「社員の長時間労働・過重労働につながりかねないため」、５２．５％が「社員の総労働時間の把握・管理が困難なため」、４２．１％が「副業・兼業先で労働災害が起きた際に本業への支障が生じる恐れがあるため」を挙げている。
　こうした中、厚生労働省は本年９月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、「簡便な労働時間管理の方法」を提示した。これにより、本業先の使用者Ａ及び副業・兼業先の使用者Ｂは、副業・兼業の開始後においては、それぞれ予め設定した労働時間の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場における実労働時間の把握を要することなく労働基準法を遵守することが可能になった。
　したがって、厚生労働省は、副業・兼業の促進に向け、本ガイドラインをパンフレット等により労使双方に対して分かりやすく周知していくことや、「簡便な労働時間管理の方法」を実際に導入し、運用していく際の申請・

届出や労働時間の上限設定に係る「書類のひな型」を示していただきたい。
また、本ガイドラインには「副業・兼業は、（中略）都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生にも資する面もあると考えられる」と記載されている通り、都市部の人材が地方でも活躍し、地方創生を図っていくための具体的な施策や、大企業のノウハウや技術を持った人材が中小企業で副業・兼業をすることで、中小企業の人手不足の解消や経営課題の解決が図られるなど、好事例を創出していくことも期待される。

（５）職場のパワーハラスメント防止対策に関する支援策の強化・拡充

昨年５月に成立した改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）により、事業主に対して、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが、大企業には本年６月に義務化され、中小企業には２０２２年４月に義務化されることになっている。
職場のパワーハラスメントは決して許される行為ではなく、職場全体の生産性や意欲の低下、企業イメージの悪化等を通じて、経営上大きな損失につながる行為であることから、防止対策が重要であることは言うまでもない。
職場のパワーハラスメントの概念は、本年１月に告示された指針によると、職場において行われる①優越的な関係を背景にした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの（身体的もしくは精神的な苦痛を与えること）の３つの要素を全て満たすものとされている。一方、多くの中小企業からパワーハラスメントの判断に関して、業務上の適正な指導との線引きが困難である、また、適正な処罰・対処の判断に迷うといった声が当所へ寄せられている。加えて、当所が本年７から８月にかけて実施した調査で、パワハラ防止法の名称・内容を知っている企業の割合は４５．３％で、施行時期を知っている企業の割合も４３．７％にとどまっていることから、認知度を高めていく必要がある。
パワーハラスメントに該当するかどうかの判断は、「平均的な労働者の感じ方」を基準とすることとされているが、世代や業種、個人の感受性によって感じ方が大きく違うといった課題がある。また、判断基準が明確にならないと、例えば上司から部下への指示や指導、人材育成が躊躇されることや、上司と部下との認識のずれにより必要以上の摩擦が生じること、更には職場のコミュニケーション自体が過度に希薄になるなど、事業の円滑な運営が妨げられることが懸念される。
したがって、パワーハラスメントの定義は事例の蓄積により、範囲がより明確になることが望まれる。また、中小企業はマンパワーに限りがあり、専任の人事・労務担当者がいない企業もあることから、コンサルティングの実施や企業向け相談窓口の設置、更にはセミナーの開催や調停制度の周知など、中小企業に対する支援策をより積極的に展開していくべきである。

２．人材の確保・育成に向けた支援策に関する意見・要望

（１）中途採用・経験者採用に関する支援策の強化・拡充

政府は中途採用・経験者採用の促進について、人生１００年時代の中で、仕事や学び直しにより獲得したスキルや経験を活かせる選択肢を広げ、ライフステージの変化に応じて多様で柔軟な働き方が可能となるなど働き手・個人から見た意義があるとの認識のもと、改正労働施策総合推進法により、来年４月から常用雇用者３０１人以上の大企業に対して、正社員に占める中途採用の割合の公表を義務付けることとしている。中途採用・経験者採用を促進していくことは、女性や高齢者など多様な人材の活躍推進に有効な取組ではあるが、中小企業の中途採用比率は７割強であることから、中小企業にとって中途採用はごく一般的なことである。
こうした中、転職者数の内訳を見てみると、中小企業では大企業からの転職（転入）者数よりも、大企業への転職（転出）者数の方が多いことから、大企業中心の中途採用に焦点を当てて政策を進めれば、大企業により多くの人材が流れてしまうなど、中小企業の人材確保に大きな影響が出ることが懸念される。
したがって、中小企業の中途採用・経験者採用の手段として最も身近なハローワークや、産業雇用安定センターの機能強化など、中小企業が円滑に中途採用・経験者採用をできる環境整備を図っていくために、支援策を強化・拡充していくべきである。

（２）コロナ禍における中小企業の新卒採用支援策の強化・拡充

当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、多様な人材ごとに今後３年程度にわたる採用数の見通しを尋ねたところ、若年者の採用数を増やすと回答した企業は６０．２％に達し、女性（３１．０％）、障害者（１２．８％）、外国人（１２．２％）、高齢者（９．８％）と比べても、若年者の採用意欲は非常に高い。
一方、日本商工会議所が本年７月に実施した調査では、新卒採用を行っている中小企業の７７．５％が、新型コロナウイルスによる新卒採用への影響があったと回答している。新卒採用の意欲がある中小企業では、コロナ禍で集合型・対面式での説明会や選考が行えず、オンラインによる採用活動に取り組むことも多いが、ノウハウの不足から満足な活動が実施できていないケースもある。
「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」を踏まえると、オンラインによる採用活動は今後も拡大していくと思われることから、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。更に、民間事業者や団体等が主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業が利用する際に費用負担が課題となっていることから、助成等の措置を実施されたい。

（３）労働生産性の向上やデジタル実装に資する人材能力開発支援の強化・拡充

中小企業が、働き方改革や今後も続くと思われる人手不足に的確に対応し、競争力を維持・強化していくには、労働生産性を高めていく必要がある。また、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」への対応やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術等の先端技術への対応など経済社会環境の変化に合わせて、業態変容やデジタル実装への対応が求められることから、企業が人材への教育訓練投資を戦略的に行い、従業員が新たな知識や技術・技能を習得していくことがより一層重要になっている。

こうした中、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の生産性向上人材育成支援センターでは、企業の生産性向上に資する従業員向け訓練を企業のニーズに合わせたオーダーメイドで提供する「生産性向上訓練」を実施しているが、受講者の評価も高く活用が進んでいることから、幅広く周知するとともに予算の拡充を含めより一層強化・拡充していただきたい。

加えて、一般教育訓練のうちＩＴスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付を拡充する「特定一般教育訓練給付」が昨年に創設され、人材開発支援助成金に関しては昨年度からｅラーニングを活用した教育訓練が対象になるなど、公的な教育訓練に関する施策は近年大幅に拡充されていることから、厚生労働省はこれらの施策を幅広く周知し、労働者の能力開発を一層促進していくべきである。

更に、厚生労働省労働政策審議会労働政策基本部会の報告書が指摘している通り、今後、ＡＩやＩｏＴ、ロボット技術の進展により、単純労働や事務作業が代替される一方、ＡＩの活用等を担う専門人材が不足するなど、労働需給にミスマッチが生じることが懸念されている。こうしたミスマッチの解消に向け、教育訓練給付や人材開発支援助成金、公的な職業訓練等一連の支援策は、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術等の先端技術、更にはデジタル実装への対応を重視していくべきである。

３．その他の労働政策に関する意見・要望

（１）職場における感染拡大防止、予防対策に資する情報の幅広く迅速な周知

新型コロナウイルスとの長い闘いの最中にあって、感染拡大防止の徹底と経済社会活動の推進を両立させることが、大きな命題となっている。コロナ禍での最大の経済対策は「経済社会活動の活性化」であり、活動レベルは確実に上がってきているが、感染の再拡大で再度の緊急事態となれば、倒産・廃業の急増は避けられない情勢である。したがって、全ての職場において、感染予防･健康管理の徹底を今後も継続していくことが極めて重要である。

こうした中、厚生労働省は、感染拡大防止、予防対策に関する様々な情報提供に取り組んでいるが、特に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」は感染拡大防止・予防対策や、陽性者が発生した際の適切な対応に向け、特に感染症対策に係る十分な情報やノウハウを持っていない中小企業にとって極めて重要な情報である。

厚生労働省はこれらの情報について約２，２００の団体に要請文を発出して周知しているが、こうした情報は全ての企業に行き渡ることが重要であることから、今後も幅広く迅速な周知に努めていただきたい。

（２）賃金等請求権の消滅時効の周知、支援策の強化・拡充

本年４月に施行された改正民法に合わせて、労働基準法第１１５条で規定される賃金請求権の消滅時効期間は２年から５年へと延長され、賃金台帳等の記録の保存期間（改正前３年）や付加金の請求期間（改正前２年）も５年となった。

消滅時効期間等の大幅な延長は企業実務に与える影響が大きいことから、経過措置として「当分の間」は３年となったが、「賃金請求権の消滅時効が延長になったことは知らなかった」、「電子メールや入退館記録など、法律で求められる多くの記録の保存期間が今後延長されることを踏まえるとシステム改修が必要になり、コストや手間が掛かることが懸念される」、「紛争になるリスクが高まると思うが、訴訟になると企業側の立証は困難を極めることから、負担が重い」等の声が聞かれている。特に中小企業では、未だに紙媒体で記録を保存していることが多いことから、今後、保管場所の確保や事務負担の増大等の課題が生じることも考えられる。

したがって、厚生労働省は賃金等請求権の消滅時効の内容を中小企業に対して幅広く丁寧に周知していくとともに、書類の保管や電子化に対する支援を強化・拡充されたい。

（３）解雇無効時の金銭救済制度の具現化

２０１７年１２月に閣議決定された「新しい政策パッケージ」では成長分野への人材移動の必要性の観点から、また、本年７月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備として、解雇無効時の金銭救済制度は可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講じることとされている。これを受け、厚生労働省は、２０１８年６月に「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を設置し、有識者による専門的な検討を実施しているところである。

当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「アフターコロナ」を見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、「時間にとらわれない柔軟な働き方」との回答に次いで、２２．

６％の企業が「解雇に係る法制・規制の緩和」と回答した。こうした点も踏まえ、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術等の先端技術への対応など経済社会環境の変化に合わせて、雇用の流動化を促進し、産業構造の転換を図っていくとともに、日本全体の生産性や競争力を高めていくことが従来にも増して重要になっている。

したがって、厚生労働省は検討会や審議会での議論を加速し、解雇無効時の金銭救済制度を早期に具現化すべきである。

（４）３６協定届など届出等における押印原則の見直しの徹底・電子申請の推進

緊急事態宣言下の出勤抑制を契機に、「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた機運が高まっている。行政書類の電子申請や押印原則の見直しに関しては、特に、行政機関に赴くのに時間がかかる地方の中小企業にとっては業務の効率化に寄与するとともに、行政コスト削減の観点からも、推進すべき取組である。

今夏に開催された労働政策審議会労働条件分科会では、労働基準法に基づく届出等における押印原則の見直しに関する検討が行われ、３６協定届を含め、押印を求めている法令様式等については押印原則を見直し、使用者及び労働者の押印欄の削除並びに法令上、押印又は署名を求めないこととすることや、押印原則の見直しを踏まえ、電子申請における電子署名の添付も不要とする、また、押印を求めている法令様式のうち、過半数代表者の記載のある法令様式については、３６協定届も含め、様式上にチェックボックスを設けることとする措置が講じられることになった。

したがって、厚生労働省は、押印原則の見直しを徹底するとともに、新たな３６協定届をはじめ改正後様式を幅広く周知されたい。

また、電子申請に関しては、３６協定届の昨年の電子申請率は２％弱、就業規則（変更）届は４％強にとどまっていることから、厚生労働省はヒアリング等により電子申請率が低い要因を調査・分析するとともに、電子メールでの書類提出などユーザビリティ向上の観点から、電子申請の利用推進に向けてあらゆる手法を検討されたい。

（５）労働者派遣制度に係る規制の緩和・撤廃

①派遣労働者個人単位の派遣期間制限の見直し

派遣労働という働き方､及びその利用は､臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、労働者派遣法には派遣労働者個人単位の期間制限が設けられており、同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（課など）において受け入れることができる期間は、３年が限度となっている。

企業による直接雇用を促すことを目的とした制度であるが、厚生労働省が昨年１２月から本年２月にかけて実施した労働者派遣法施行状況調査によると、個人単位の派遣期間制限に関する派遣元への調査では「今のままでよい」との回答が２４．３％であり、「不要」が４１．０％、「制限は必要で、３年より延長すべき」は１５．９％であった。また、派遣労働者に対する調査では「今のままでよい」との回答が１１．９％であり、「不要」が４４．９％、「制限は必要で、３年より延長すべき」は１１．５％であったことから、派遣元、派遣労働者の双方ともに派遣期間制限の廃止・緩和のニーズが高いことがうかがえる。また、個人単位の期間制限によるキャリアアップ効果に関しても、「マイナスの影響がある」と回答した派遣労働者は３４．５％、「どちらともいえない」が４７．２％に達している一方で、「プラスの影響がある」は１８．２％にとどまっている。加えて、同一労働同一賃金の施行による待遇改善により、自ら派遣としての働き方を希望する労働者は増加することも予想される。

こうした実態を踏まえ、派遣労働者個人単位の派遣期間制限は緩和・撤廃すべきである。

②離職後１年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の見直し

離職後１年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引下げを防止するための措置であるが、この規制により自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者も含めて、離職後１年以内は在籍していた企業で派遣労働者として働くことはできない。

厚生労働省が昨年１２月から本年２月にかけて実施した労働者派遣法施行状況調査によると、本規制に関する派遣元への調査では「禁止すべきではない」との回答が１８．４％であり、「制限は必要だが、期間は１年より短くすべき」が１８．８％であった。また、派遣先に対する調査でも「禁止すべきではない」との回答が１５．２％であり、「制限は必要だが、期間は１年より短くすべき」が１１．５％であった。

この規制により派遣労働者の就業機会が阻害されていることも考えられることから、本規制は緩和・撤廃すべきである。

③日雇い派遣の年収要件の見直し

日雇い派遣については、例外となる業務および労働者を除き、原則として禁止されている。例外となる労働者の要件の一つに、副業として従事するもので正業年収が５００万円以上の者というものがある。副業・兼業は「ウィズコロナ」､「アフターコロナ」時代の働き方としても注目されていることから、日雇い派遣制度を利用してスポット的に副業を行うケースが増加していくことが考えられる。

一方、５００万円以上の年収要件は高いため、副業・兼業の阻害要因となる可能性があることから、一定且つ定期的な収入を確保できている者は年収基準を改めて検討するなど、５００万円の年収要件を引下げられたい。

（６）雇用保険の料率維持

①失業等給付および育児休業給付に係る雇用保険料率の維持

失業等給付に係る雇用保険料率については、２０２１年度までの時限的引下げにより、本則の１，０００分の８から１，０００分の６に引下げられていることに加え、積立金残高に係る弾力条項により、現在は下限の料率である１，０００分の２（使用者側の負担１，０００分の１）が適用されている。

しかし、新型コロナウイルスによる影響により、本年８月の完全失業率は２０１７年５月以来の３％台に上昇している。加えて、基本手当の受給者実人員は、６月以降、前年同月比２０～３０％台の増加で推移していることから、失業等給付費の増加による積立金残高の減少が想定される。２０２２年度には、積立金残高の減少に伴う弾力条項に加え、時限的引下げ措置が無くなる予定であることから、料率が１，０００分の２から本則の１，０００分の８まで一気に引上がる可能性がある。したがって、厚生労働省は、料率の急激な引上げに伴う大幅な負担増を回避できる方策を検討していただきたい。

また、育児休業給付に係る雇用保険料率については、今年度より失業等給付から切り離され、１，０００分の４（使用者側の負担１，０００分の２）固定で運用されているが、育児休業給付の受給者数増加に伴い、支給金額も年々増加していることから、収支見通しは十分に注視すべきである。わが国の育児休業給付は、既に諸外国と比較しても相当程度高い水準にあり、育児休業給付の給付率に関しては多くの中小企業から、給付率の引上げは雇用保険料負担の増加に直結するので慎重に検討すべき、との声が聞かれている。こうした状況を踏まえ、給付率を引上げて企業に負担増を強いることがないようにしていただきたい。

なお、失業等給付は２．５％、育児休業給付は１．２５％である国庫負担については、本年３月の「雇用保険等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」で、衆参両院とも「雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと」、「今回の措置については、令和三年度までの二年度間に厳に限った措置とすること」と決議されていることに加え、特に参議院では、「前回改正時の本委員会附帯決議のとおりでなく時限的な国庫負担率の引下げ措置が継続されることは遺憾」との文言もあることから、本則（失業等給付は２５％、育児休業給付は１２．５％）に戻すためのロードマップを早急に策定すべきである。

②雇用保険二事業の料率維持

雇用保険二事業とは、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策として、その財源は事業主のみが負担している。「雇用保険二事業関係収支」について、２０１９年度の安定資金残高は高水準であったことから、雇用保険二事業に係る弾力条項により、本則の１，０００分の３．５から１，０００分の３に引下げられているが、雇用調整助成金の多額の支出に伴い、令和２年度二次補正予算措置後の安定資金残高は、積立金から５千億円の借入をしても１，８９９億円まで急減する見通しである。その結果、弾力条項により、２０２２年度以降、本則の１，０００の３．５に引上がることが予想される。

仮に、弾力条項により、料率が１，０００分の３．５に引上がった場合は、費用対効果の観点から、新型コロナウイルス対策以外の事業に係る支出の徹底した見直しを行うことにより、差引剰余を確保し、安定資金残高を増やすことで、早急に１，０００分の３に戻るよう道筋を付けていただきたい。

なお、価格転嫁が困難な中で、最低賃金や事業主拠出金など、中小企業の負担はこれまでになく高まっていることから、雇用保険料率全般について、弾力条項以外の要因で将来にわたり引上がることがないよう、強く要望する。

（７）中長期の雇用・労働政策に関する調査研究の実施

生産年齢人口の減少による構造的な人手不足に加え、テレワークの増加を契機として、労働時間を基軸とした働き方ではなく、仕事の成果やスキルに基づく人材活用や評価が注目され、効率の良い働き方に対する機運も更に高まっている。加えて、社会全体でのデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進や、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術など先端技術の発展も相まって、企業が求める人材も高度化・専門化が一層進んでいくことが予想される。

こうした中、職務、勤務地、労働時間等が特定されている契約に基づく雇用形態である「ジョブ型雇用」に関しては、場所や時間を選ばない柔軟な働き方を行いやすいことや、キャリア形成、生産性向上等の面で有効性が指摘されているが、わが国では、終身雇用による長期の人材育成を目的とした「メンバーシップ型雇用」を前提とした仕組みが定着しているため、「ジョブ型雇用」への転換を早急に進めることには課題が多い。「ジョブ型雇用」が有効に機能するには、社会に出て即戦力で活躍できるような教育制度の検討や、解雇法制の見直しも含め、社会システム全体の見直しや改革が必要になる。加えて、中小企業は大企業と比べて仕事の幅に限りがあることから、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「アフターコロナ」を見据え、今後、政府が要件や規制緩和すべき働き方や推進すべき取組を尋ねたところ、「ジョブ型雇用」と回答した企業は１１．３％にとどまっている。

このように、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進や、ＩｏＴやＡＩ、ロボット技術など先端技術の発展、コロナ禍を契機とした雇用慣行の変化や、「時間にとらわれない柔軟な働き方」に対する期待の高まりなど、経済社会情勢の変化に合わせて雇用・労働政策のあり方も変化を求められることから、中長期の雇用・労働政策に関する調査研究を進めていくべきである。なお、調査研究にあたっては、雇用の７割を占め地域経済の中核を担う中小企業の労働生産性を高めていく視点が不可欠であることは言うまでもない。

※：「影響が続いている」６０．４％、「経済活動の停滞が長期化すると影響が出る懸念がある」２９．９％の合計。

以上

２０２０年度第２１号
２０２０年１２月１７日
第７３１回常議員会決議

＜提出先＞内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省

＜実現状況＞

雇用調整助成金の特例措置（上限額１５，０００円への引上げ等）について、２０２１年４月末まで（緊急事態宣言が全国で解除された翌月末まで）延長された。また、在籍型出向の推進に向けた雇用の維持を図るべく、産業雇用安定助成金が創設されたほか、人材確保・育成に係る助成制度等の支援策が拡充された。

２３．スポーツ振興に関する要望

人生百年時代を迎え、生涯現役社会を構築していくためには、心身ともに健康であることが欠かせない。一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり「スポーツをする・みる・ささえる」がいずれも厳しい状況となっている。その中で、国民のスポーツ実施率の向上は、国の成長戦略である、生活習慣病等の予防による健康寿命の延伸や国民医療費の適正化、あるいはスポーツを核とした地域活性化にもつながる。そのためには、楽しく運動・スポーツができる環境整備と、スポーツの定義自体を広げることも必要である。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピックの機運醸成、及びそのレガシーとしての運動・スポーツ習慣定着化の促進の視点も含め、改めて国民の意識・行動の一層の変化が求められている。

このような中、運動・スポーツを支える民間スポーツ施設は、安心して利活用してもらえるよう、自社、あるいは業界団体と連携して、感染症対策ガイドライン等を徹底・遵守しつつ工夫を凝らして集客に努めるなど、自助・共助の努力をしているところである。しかし新型コロナウイルス感染拡大への懸念や風評などもあり、各施設を運営するスポーツ事業者は、利用者の減少、感染対策の費用負担などにより厳しい経営環境にある。これらの民間スポーツ施設は、健康づくり、集客交流の拠点、あるいは地域コミュニティ形成の場として貴重な地域資源である。運動・スポーツ実施の機運醸成と併せて地域経済を支えるスポーツ産業の活性化に取り組むことが必要である。

感染拡大防止と社会経済活動の両立環境の整備の観点からも、運動・スポーツ等が、少しでも早く、不安感なく実施でき、企業としても従業員に奨励できる環境を整えることが求められている。

第２期スポーツ基本計画は、「一億総スポーツ社会」と、国民、スポーツ団体、民間事業者、地方公共団体、国等が一体となってスポーツ立国を実現できるよう、国が責任を持って取り組むことを明記している。

スポーツの力で、日本を健康に、元気にするために、今こそ国を挙げた運動・スポーツ実施の機運醸成が必要であることから、東京商工会議所としてもその役割を果たすとともに、下記の項目について要望する。

記

１．安心して運動・スポーツができる環境づくり、及びスポーツ実施の機運醸成について

（１）感染対策と風評防止の環境整備について

スポーツ事業者、業界団体等は感染症対策ガイドラインの遵守や集客などに自助、共助を積み重ねている。過度に恐れることなく、利用者に安心して運動・スポーツに取り組んでもらうためにも、更なる感染対策、風評防止などの環境整備に関して、国の協力をお願いしたい。その一環として、国、地方公共団体等が、ガイドラインを遵守している施設の認定とその広報・情報提供の方策を講じるなど、どのようにすれば、運動・スポーツを安心して楽しんでもらえるのか、ともにお考えいただきたい。

（２）スポーツムーブメントを広げるプロジェクト「Ｓｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅ」の普及・啓発

スポーツ庁が実施しているＳｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅは、自治体・スポーツ団体・経済団体・企業などが一体となり、国民のスポーツ参画を促進するプロジェクトである。スポーツ参画のムーブメントを拡

げ、東京２０２０大会のレガシーとすることも目的とした事業であることから、その予算を拡充するとともに普及・啓発を推進していただきたい。

（３）障がい者スポーツの一層の振興
　障がい者スポーツを「する・みる・ささえる」ことも様々な困難に直面している。
東京２０２０パラリンピックを支えるためにも障がい者スポーツの一層の振興を図る必要がある。スポーツ庁で実施している障害者スポーツ推進プロジェクトの予算拡充により、障がい者スポーツ特有の障壁と施策の実施体制上の課題解消を図り、環境整備を進めるべきである。

（４）地域スポーツイベント再開への支援
　新型コロナ禍で中止になった、地域のスポーツイベント等については、再開が困難な例も見受けられるが、機運醸成と地域振興の重要な構成要素であることから、存続に向けた支援をご検討いただきたい。

２．民間スポーツ事業者の支援、成長戦略等の検討
（１）Ｇｏ　Ｔｏキャンペーンを活用した運動・スポーツへの参加促進等
　運動・スポーツ実施の機運醸成とスポーツ事業者支援には、「Ｇｏ　Ｔｏキャンペーン」の認知度が高いことから、その活用が効果的であると考える。キャンペーンの期間を延長した上で、トラベルやイベントなどを活用した運動・スポーツへの参加促進をご支援いただきたい。

（２）運動・スポーツ習慣の定着化に資するスポーツポイントの実施
　運動・スポーツに関心の低い層の行動変容を促すためには、インセンティブの付与と、持続的に活用できる仕組みを構築することが重要である。健康寿命の延伸には運動・スポーツ習慣の定着が重要であり、延いては国の成長戦略にも不可欠である。スポーツ事業者等の声を踏まえ、一部地方公共団体等で実施されているウォーキングポイントなどを参考に、国・関係団体等が連携し、運動・スポーツ習慣の定着に資するポイント事業などをご検討いただきたい。

（３）運動・スポーツ習慣化促進事業の拡充等について
　スポーツ庁が実施する運動・スポーツ習慣化促進事業は、地方自治体におけるスポーツを通じた健康増進の取組みを支援することにより、地域でのスポーツ機運の向上に資することから、スポーツ関連事業者等との連携を強化するとともに、当該事業の予算の増額をお願いしたい。

（４）公的スポーツ施設（学校体育館等）運営への民間事業者の参画等
　スポーツを身近で楽しめるようにするためには、学校の校庭・体育館等の施設運営に民間事業者が参画し、自由なアイデアで地域スポーツを活性化できるようにすることが効果的である。現在、経済産業省がスポーツ庁と連携して、地域×スポーツクラブ産業研究会を設置し、検討が始まったところであるが、同会議の検討を踏まえ、公的スポーツ施設運営に民間事業者が参画できるような施策を講じていただきたい。

（５）スポーツの価値の高度化等の推進
　膨大なスポーツデータをイノベーションに活かすことは、各企業の技術革新を進めることに資するのみならず、スポーツに対する関心惹起にも有用である。そこでスポーツ庁の施策を拡充し、スポーツ分野のオープンイノベーションを推進していただきたい。

３．ｗｉｔｈコロナ・ａｆｔｅｒコロナの運動・スポーツ推進について
（１）テレワーク対応型の運動・スポーツ実施の環境整備と普及啓発
　テレワークの普及による運動不足については、健康二次被害が生じてくるとの指摘もあり、今後の健康管理上の課題となることが想定される。その防止のため、これまで以上に健康経営の普及・啓発を図るとともに、自宅等でのオンラインなどによる運動の促進はもとより、気軽に屋外でも運動できる環境整備、民間スポーツ施設等の利用促進など、ニューノーマル下での多様な運動・スポーツの実施方法を推進していただきたい。

（２）スポーツ基本計画等の着実な実行・実現と予算の確保・拡充
　第２期スポーツ基本計画について、困難な状況ではあるが、できる限り同計画の着実な実行・実現に向けて、施策等の推進と必要な予算の確保をお願いしたい。
　また、２０２２年度以降の次期スポーツ基本計画策定にあたっては、現計画の進捗状況を十分検証し、改善を図るとともに、その実現に必要な予算を計画的に措置すべきである。例えば、スポーツ市場規模の拡大について、２０２５年度に１５兆円とすることが目標となっているが、実現に向けた予算・施策等の

拡充と現実的なロードマップ、そして、なにより関係各省庁など関係者等が一丸となって取り組むことが必要であると考える。

以上

２０２０年度第２２号
２０２０年１２月１０日
第７３１回常議員会決議

＜提出先＞経済産業省、スポーツ庁、厚生労働省、スポーツ・健康産業推進議員連盟

＜実現状況＞

・「Ｓｐｏｒｔ　ｉｎ　Ｌｉｆｅ」プロジェクトの予算拡充　３１５，８５３千円（＋６０，２００千円）
・障がい者スポーツ推進プロジェクトの予算拡充　１１７，５７４千円（＋３０，０７７千円）
・運動・スポーツ習慣化促進事業の予算拡充　１９０，０００千円（＋１０，０００千円）
※カッコ内は、前年度予算からの増額分

２４．多様な人材の活躍に関する要望

Ⅰ．現状認識

【極めて厳しい景況感と予断を許さない雇用情勢】

日本商工会議所が１１月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に９０．３％（※－１）に達している。また、業況ＤＩもマイナス４５．８で、持ち直しの動きは見られるものの、依然として大幅なマイナスが続いていることから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。

１０月の完全失業率は３．１％で前月から０．１ポイント悪化しているものの、雇用調整助成金等の効果もあり何とか踏みとどまっている。有効求人倍率は１．０４倍で前月比０．０１ポイント上昇したが、１３都道府県で１倍を下回る水準になっていることから、足下の雇用情勢は予断を許さない状況である。

日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年７月から８月にかけて実施した調査で、人手不足と回答した中小企業は３６．４％と、新型コロナウイルスの影響によりその割合は以前に比べて一気に低下したが、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、人手不足は構造的な問題であるため、今後もその傾向は続くと思われる。

【経済の持続的な成長に、「多様な人材の活躍」は不可欠】

こうした中、人手不足の克服のみならず、一億総活躍社会の実現や多様性から生まれるイノベーションの創出、ひいては持続的な経済成長を実現するためには、女性、高齢者、外国人材、障害者等、「多様な人材の活躍」を推進していくことが不可欠である。

政府は「多様な人材の活躍」に向け、様々な政策を推進しているが、当所の調査では、来年４月に施行される改正高年齢者雇用安定法や、２０２２年４月に施行される改正女性活躍推進法の認知度は十分ではなく、昨年４月に創設された外国人材の受入れ制度「特定技能」に関しては、申請手続きの煩雑さや相談・マッチング機能、特定技能試験の実施状況等の運用面の課題や新型コロナウイルスの影響もあり、受入れ数は政府想定を大きく下回っている。

このような課題を解決し、政策の実効性を高めていくには、官民を挙げた周知はもとより、企業数の大宗を占め、雇用や地域活性化に大きく貢献している中小企業の実態を踏まえて、運用の改善や支援策の強化・拡充に取り組んでいくことが不可欠である。

こうした現状認識に基づき、「多様な人材の活躍」に関する政策や強化・拡充すべき支援策について、下記により要望を申しあげる。

Ⅱ．重点要望項目

１．外国人材の更なる活躍に向けた特定技能等の制度改善に向けた検討

政府は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていく制度として、昨年４月に新たな在留資格である「特定技能」を創設した。政府は特定技能外国人について、昨年度は最大で４７，５５０人、制度創設から向こう５年間で約３４万５千人を上限に受入れることにしていたが、申請手続きの煩雑さや相談・マッチング機能、特定技能試験の実施状況等の運用面の課題、更には新型コロナウイルスの影響もあり、本年３月末時点の受入数は３，９８７人、９月末時点では８，７６９人と政府想定を大きく下回っている。

一方、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、人手不足と回答した中小企業は３６．４％と、

新型コロナウイルスの影響によりその割合は以前に比べて一気に低下したが、「外国人材の受入れニーズがある」企業の割合は４８．７％で、そのうち特定技能外国人を「受入れている」もしくは「受入れに関心がある」企業の割合は７４．１％と、依然として外国人材に対する期待と関心は高い状態が続いている。

改正入管法には、いわゆる見直し規定が盛り込まれており、施行後２年を経過した際に制度のあり方について検討を加え、必要があると認められる場合には所要の措置を講じることになっていることから、法務省出入国在留管理庁は特定技能がより有効に機能するよう、関係団体等の幅広い参画のもとで、制度の改善や受入の拡大に向けた方策に関する検討を早期に開始すべきである。

当所が中小企業に対して実施した特定技能に関する調査では、制度面の課題や政府が実施すべき取組・支援策等について多くの項目が挙げられたことから、検討にあたっては、地域経済の状況や人手不足が深刻な中小企業の実態を十分に踏まえるとともに、特に下記のポイントを重視して検討を進め、具体的な措置を速やかに実行されたい。

なお、２０１７年１１月に施行された技能実習法にも施行後５年を経過した際の見直し規定が盛り込まれていることから、在留資格変更許可等の手続きの簡素化を図るなど、特定技能と技能実習との連携・接続を深めていくことが望まれる。また、技能実習制度においては、労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、関係省庁が連携し、適正化に向けた取組を進めていくことが重要である。

検討にあたり重視すべきポイント
【制度上の課題や要因に係る事項について】
○申請書類の簡素化、申請手続きの円滑化・迅速化、オンライン申請の利用促進
○特定技能１号（１４分野）の受入れ対象分野の拡大（※技能実習２号移行対象職種など）
○特定技能２号（２分野）の受入れ対象分野の拡大
○国内外における特定技能試験、日本語基礎テストの更なる実施、合格率の向上（※特定技能試６３．２％、日本語基礎テスト３６．３％）
○受入れ企業に義務付けている１０項目の支援内容の見直し

【政府が実施すべき取組・支援策について】
○水際対策、的確な防疫措置を前提とした外国人の新規入国・再入国に係る措置の拡大
○日本語教育の充実、共生社会の実現に向けた取組の促進
○国内外における制度内容の更なる周知
○相談、マッチングに資する支援策の強化・拡充
○特定技能外国人の大都市圏等への偏在防止に向けた具体的な方策
○技能実習２号修了予定者、留学生に対する制度周知
○受入れ企業、受入れを検討している中小企業に対する各種情報の提供
（外国人の採用・雇入れや定着、雇用管理に関する各種情報やノウハウ等）

２．保育の受け皿整備による待機児童の解消

政府は「子育て安心プラン」に基づき、２０２０年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率８割に対応できるよう、約３２万人分の保育の受け皿を確保することにしている。その結果、２０１８～２０２０年度末までの受け皿拡大見込み量は約３１．２万人分で、整備は着実に進んでいるが、本年４月時点の待機児童数は前年比で４，３３３人減少したものの未だ１２，４３９人いる状況である。保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消及び質の確保は、安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向けて喫緊の課題であることから、厚生労働省は同プランに基づき保育の受け皿を着実に整備し、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。

厚生労働省は、女性就業率の上昇（２０２５年に８２％の目標：第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応していくためには更なる保育の受け皿整備が必要であることを課題としており、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、２０２０年度から２０２４年度末までに約１４万人分の整備が必要だとしている。

一方、認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助や企業主導型保育事業に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されているが、２０１８年３月に成立した改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金率の法定上限は０．２５％から０．４５％に引上げられた結果、料率（※－２）は毎年引上げられていることから、企業にとって負担感が増している。

こうした中、政府は、２０２１年度から２０２４年度末までに約１４万人分の保育の新たな受け皿を整備し、その財源の一部に事業主拠出金を充てるために、事業主拠出金率を引上げていく必要があるとの考えを打ち出したが、政府の考えに対する当所の意見は下記の通りである。

保育の新たな受け皿整備の財源に対する当所の意見
【約１４万人分の保育の新たな受け皿整備に係る拠出金率の引上げについて】
○政府は、現在０．３６％である拠出金率を段階的に引上げ、０．４３％程度とすることを想定しているが、実質的にはコロナ禍における「増税」であり、企業に更なる負担を強いることから、基本的に反対である。
【保育の受け皿整備、子育て支援策の財源について】

○少子化対策は国の最重要政策の一つであり、社会全体で子育てを支えていく観点から、保育の受け皿整備は安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきである。
○事業主拠出金は安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。コロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえると、今後は積立金残高を勘案し、むしろ料率の引下げも視野に入れ検討していくべきである。
○事業主拠出金のおよそ６割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべきである。また、中小企業に対する特別な配慮も具体的に講じるべきである。
○事業主拠出金に関する事項の検討にあたっては、企業の意見を十分に踏まえるとともに、「事業主団体との協議の場」などオープンな場で透明性の高い議論を尽くすべきである。

３．改正高年齢者雇用安定法の幅広い周知

働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備するために、高年齢者雇用安定法が改正され、来年４月に施行される。この改正により、現在、企業に義務付けられている６５歳までの「高年齢者雇用確保措置」に加えて、非雇用の措置を含む６５歳から７０歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となる。

厚生労働省の調査によると、６６歳以上働ける制度のある企業の状況は、大企業の２５．３％に対して中小企業は３１．４％であり、７０歳以上働ける制度のある企業の状況についても中小企業（２９．６％）が大企業（２３．３％）を上回っていることから、中小企業は深刻な人手不足も相まって、高齢者の雇用に関して比較的積極的であると言える。

一方、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、改正高年齢者雇用安定法の名称・内容を知っている企業の割合は４３．４％で、施行時期を知っている企業の割合も４０．１％にとどまっている。加えて、「高年齢者就業確保措置」のうち、新たに創設される「創業支援等措置（非雇用の措置）」の内容が分かりづらく、具体的なイメージが湧かないという声や、本措置の導入にあたっては過半数労働組合等の同意を得ることが要件になっているなど、手続き面が複雑で分かりづらいという声が多く聞かれている。

各企業は来年４月の施行に向けて着実に準備を進めていく必要があることから、厚生労働省は、改正法の内容を平易な表現で記載した分かりやすいパンフレット等により、幅広く丁寧に周知されたい。

「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題に関しては、４５．４％の企業が「（高齢者）本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」を挙げており、多くの中小企業から「日本は解雇規制が厳しく、働き方改革や同一労働同一賃金にも対応しなければならない中で、７０歳までの『高年齢者就業確保措置』が努力義務となることは、非常に負担が重い」との声が聞かれている。このため、「高年齢者就業確保措置」に関しては、「対象者基準」を設定できることや、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には継続雇用しないことができる旨を適切に周知していくべきである。また、「対象者基準」を設定する際の参考に資するよう、厚生労働省は、基準の設定に関する具体的な考え方や事例を示し、幅広く周知していただきたい。

Ⅲ．個別要望項目

１．外国人材の受入れ、活躍に関する政策

（１）特定技能の更なる周知

当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、３８．２％の企業が「制度概要や受入れ企業の要件、手続きに関する情報提供」を挙げていることから、特定技能外国人の受入れに関心がある企業に対して十分な情報が行き届いていないことが考えられる。コロナ禍ではオンラインなど手段は限られるが、人手不足に苦慮する中小企業に対して、特定技能に関する情報を幅広く周知されたい。

また、特定技能の技能水準、日本語能力水準に関する試験が免除されている技能実習２号修了者に関しては、わが国での３年間に及ぶ実習を通じて知識や技術・技能、日本語能力を習得していることに加え、文化・風習への理解も備えているわが国の良き理解者であり、貴重な人材である。技能実習２号修了者が特定技能１号として引き続きわが国で活躍していくことが期待されることから、技能実習２号修了予定者や監理団体、実習実施者に対して、特定技能１号の受入れ手続きをはじめ、制度全般にわたる情報を幅広く周知していくべきである。

加えて、世界的に人材獲得競争が激しくなっている中で、有為な外国人の送出しを確保するために、外務省や在外公館等は二国間取り決めのための政府間文書の作成により外国人材の送出しが期待される国々において、技能水準や日本語能力水準に係る試験の実施概要を含め、特定技能を積極的且つ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取組も鋭意実施していくべきである。

（２）受入れ企業向け相談機能の強化・拡充

当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、３２．０％の企業が「外国人材の受入れに関する相談機能の拡充」を挙げている。また、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すべきか分からない」、「外国人材を受入

れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
法務省出入国在留管理庁は関係省庁と連携し、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人の雇用に関心がある企業、外国人の支援に取り組む地方公共団体がワンストップで情報を入手し相談することができる拠点である「外国人在留支援センター・（ＦＲＥＳＣ／フレスク）」を本年７月に設置したが、本センターを幅広く周知し利用を促進していくとともに、受入れ企業等あらゆる主体からの相談にきめ細かく対応されたい。また、将来的にはワンストップの相談拠点を全国的に整備されたい。

（３）受入れ企業と外国人材とのマッチングに資する施策の強化・拡充
当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、２７．０％の企業が「外国人材と企業とのマッチングに資する事業の実施」を挙げている。
また、特定技能の創設を機に、人手不足に苦慮している中小企業から「特定技能外国人を雇用したいが出会いの場がない」、「特定技能外国人を雇用したいので、合同会社説明会等マッチングの機会を設定してほしい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
こうした状況を踏まえ、法務省出入国在留管理庁は、特定技能での就労を希望する外国人や特定技能外国人の雇用を希望する企業向けに、制度全般に関する説明会の他、外国人と企業が対面（又はオンライン）で相談等をすることができるマッチングイベントを全国４７都道府県で今年度中に各２回開催することにしているが、幅広く周知することで多くの外国人や企業の参加を得るなど、実効性を確保されたい。また、海外で試験に合格した外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業とのオンラインマッチングを望む声もあることから、こうした点も留意して事業を推進されたい。加えて、マッチングに資する施策は、厚生労働省など関係省庁とも連携し、今後も強化・拡充していただきたい。
なお、合同会社説明会など外国人材と企業とのマッチングイベントの開催や外国人材を対象とした企業見学会、インターンシップの仲介を実施した商工会議所もあるなど、各地商工会議所では外国人材と受入れを希望する中小企業とのマッチングに資する事業に鋭意取り組んでいることから、法務省出入国在留管理庁はマッチングイベントの開催に際して、周知をはじめ、各地商工会議所との連携を図られたい。

（４）在留資格「特定活動」の許可要件の緩和
「常勤雇用」、「日本の大学を卒業・大学院を修了」、「一定以上の日本語能力」、「日本人と同等以上の報酬」、「日本語を用いたコミュニケーションを必要とする業務」、「大学で学んだことを活かせる業務」であることなどを要件とする在留資格「特定活動」（告示４６号、令和元年５月３０日公布・施行）について、求める日本語能力が高度すぎることから、日本国内で就職したい日本の大学を卒業した外国人留学生の採用に支障が出ている事例が発生している。
現行の「日本語能力試験Ｎ１又はＢＪＴビジネス日本語能力テストが４８０点以上であること」とする要件について、例えば日本語能力試験Ｎ２程度の日本語能力に緩和すべきである。

２．女性の活躍に関する政策
（１）女性活躍推進法の幅広い周知と中小企業に対する支援策の強化・拡充
２０１９年５月に女性活躍推進法が改正され、２０２２年４月より常用雇用者１０１人以上３００人以下の企業に対し、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②数値目標を定めた事業主行動計画の策定・社内周知・公表、③事業主行動計画の各都道府県労働局への届出、④自社の女性の活躍に関する情報公表が義務化されることになっている。
一方、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、改正女性活躍推進法の名称・内容を知っている企業の割合は１９．５％で、施行時期を知っている企業の割合も２４．１％にとどまり、新たに義務化の対象となる常用雇用者１０１人以上３００人以下の企業に限っても、名称・内容を知っている企業の割合は４０．７％、施行時期を知っている企業の割合は４９．１％にとどまっていることから、認知度を高めていく必要がある。
同法には、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表等の履行確保措置が規定されていることからも、厚生労働省は企業に義務付けている取組の内容を中心に、分かりやすく周知していくべきである。また、中小企業がスムーズに対応できるよう、地方公共団体等とも連携し、事業主行動計画の策定に関する相談対応や個別訪問等の支援を強力に講じられたい。加えて、厚生労働省は事業主行動計画の策定・届出に係る今年度の目標値を１３，０００社に設定しているが、策定・届出の実績や法の認知度を踏まえると、かなり高い目標である。そうした中、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）は、中小企業が女性活躍に取り組む意欲を喚起する制度であることから、助成額の引上げや申請手続きの簡素化等の措置を講じるべきである。
行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業は「えるぼし」認定を受けることができ、認定企業にはマークの使用や公共調達における優遇措置等のメリットが用意されている。本年６月１日から認定申請が始まった「プラチナえるぼし」については、男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者の選任や、管理職比率等の基準の全てを満たす必要があるなど、通常の「えるぼし」に比べて取得要件が厳しいことから、税制優遇や助成措置等の大胆な措置等を設けていただきたい。

（２）リカレント教育に資する施策の強化・拡充
２０１６年度から２０２０年度の５年間を対象期間とした厚生労働省の「第１０次職業能力開発基本計画」

では、人口減少社会やグローバル化の進展、ＡＩ、ビッグデータ等を背景として、ビジネス環境や就業環境が変化する中で、労働需要に関しても構造的な変化が見られていることや、労働者に求められるスキルも大きく変化していることを踏まえ、「生産性向上に向けた人材育成戦略」を前面に掲げ、職業能力開発施策の基本的方向を定めている。

厚生労働省は本基本計画に基づき、子育て中の女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練における育児等と両立しやすい短時間の訓練コースの設定や、訓練受講の際の託児支援サービスの提供、就業にブランクがある女性を対象としたキャリアコンサルティング等を実施していくこととしているが、復職や再就職を目指す女性が多様なスキルを習得できるよう引き続き、鋭意推進するとともに、多様な訓練機会の提供に向け、時間や場所にとらわれずに受講可能なｅラーニングの拡充・充実を図られたい。また、教育訓練給付の充実やＩＴリテラシー習得のための職業訓練の開発・実施、企業がｅラーニングを活用して自社の従業員に対して行う教育訓練への支援など、リカレント教育機会の更なる拡充に資する取組を強化・拡充していくべきである。

（３）男性の育児休業取得の促進

①中小企業の実態を踏まえた男性の育児休業取得促進策の構築

男性の育児休業取得率は７．４８％（２０１９年度）と徐々に向上しているものの、２０２５年までに３０％とする政府目標を大きく下回っていることから、本年５月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」等には男性の育児休業の取得促進について、「柔軟な取得を可能とするための分割取得の拡充を検討するとともに、配偶者の出産直後の時期を中心に、男性の休業を推進するための枠組みについて、取得しやすい手続や休業中の給付などの経済的支援等を組み合わせることを含めて検討する」旨が記載されている。

一方、内閣府の調査では、末子の妊娠中の休暇取得率は４６．１％、末子の出生後２ヵ月以内の休暇取得率は実に５８．７％に上っており、取得した休暇の合計日数は６日以上が５２．６％であり、１０日以上は２５．２％に上っている。その際に利用した休暇制度は、年次有給休暇や勤務先の特別休暇が多く、育児休業は少ないことから、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇等を利用して、既に相応の日数の休暇を柔軟に取得しているのが実態である。

そうした中、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、男性の育児休業取得の義務化に「反対」と回答した企業の割合は７割に達している。また、東京都の調査で、男性の育児休業取得にあたっての課題は事業所調査、従業員調査ともに、「代替要員の確保が困難」が最も多く挙げられている。

このような実態を踏まえると、男性の育児休業取得促進策は、「義務化」など一律・強制的な措置は実施すべきではなく、国民的な機運の醸成や育児休業を取得しやすい環境整備に向けたインセンティブの構築、更には時間にとらわれない柔軟な働き方の導入を促進するなど、政策面から誘導・支援していく方策を採るべきである。

②育児休業給付のあり方

公労使が議論し、昨年末に策定された労働政策審議会の「雇用保険部会報告」には、「育児休業給付に充てる保険料率の水準は、現在の同給付の支出状況及び今後の見通しを踏まえ、当面、現行の雇用保険料のうち４／１，０００（使用者側の負担１，０００分の２）相当とすべき」と記載されている。

育児休業給付の給付率に関しては、多くの中小企業から、給付率の引上げは雇用保険料負担の増加に直結するので慎重に検討すべき旨の声が聞かれている。わが国の育児休業給付は、既に諸外国と比較しても相当程度高い水準にある中で、国の最重要政策の一つである子育て支援策の一環として育児休業給付率を引上げるのであれば、その財源は雇用保険料ではなく、社会全体で子育てを支えていく観点から、安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきである。

（４）企業主導型保育事業の円滑な実施

企業主導型保育事業は、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対して、施設の整備費及び運営費の助成を行う制度として、２０１６年度に創設された。

助成金の財源は、全国の事業主が負担する拠出金により賄われており、本事業の整備量の目標は当初、「待機児童解消加速化プラン」による５０万人の保育の整備拡大目標のうち約５万人分とされ、その後、「子育て安心プラン」による２０１８年度から２０２０年度末までの約３２万人分の保育の整備目標のうち６万人を本事業で整備する方針となった。その際、特に中小企業による設置を促進するため、中小企業が設置者となる場合の施設運営費の自己負担割合を軽減する措置等が講じられた。

その結果、本事業による保育の受け皿の整備目標１１万人に対して、３，７６８施設、８６，６９５人分（定員、２０１９年度）の助成決定がなされるなど、量的整備は順調に推移している。また、設置企業の７６％は中小企業であることから、本事業は中小企業の人材確保や、女性活躍の推進に大いに寄与している。

一方、事業規模の拡大に伴い、保育の質や、定員割れ・休止等の事業の継続性、実施機関による指導監査、各種相談の実施体制の不十分さ、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化したことから、一昨年１２月に少子化対策担当大臣のもとに「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」が設置され、協議が続けられてきた。その結果、昨年３月に公表された報告書では、審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化をはじめ、早急に改善すべき今後の方向性に関する対応策が取り纏められた。

したがって、政府はこの方向性に沿って着実に取り組んでいくことで諸課題を解決・再発を防止し、企業主

導型保育の量と質の確保を図っていくべきである。

３．高齢者の活躍に関する政策

（１）高齢者の能力開発支援の強化・拡充

公共職業訓練（離職者訓練、在職者訓練等）、求職者支援訓練の受講者は多く、これらの訓練は職業能力の開発・向上に大いに寄与している。このうち、雇用保険を受給できない求職者が就職に必要な職業スキルや知識を習得するために実施している求職者支援訓練の昨年度の受講者は、６０～６４歳が３．７%、６５歳以上が１．７%にとどまっている。

長年にわたり培った技術・経験に基づき、６５歳を超えても同一企業で働き続ける高齢者がいる一方で、中小企業は職域が限定されており、大企業においても６６歳以上になっても働ける制度のある企業は２５．３%にとどまっていることから、転職・再就職等により新たな職域にチャレンジする高齢者は相当数存在すると推測される。

厚生労働省の「全国職業訓練実施計画」には「政府としても７０歳までの就業機会の確保について、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえれば、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要」である旨が記載されていることから、厚生労働省は高齢者の新たなキャリア形成を支援するために、ＩＴスキル、雇用吸収力がある産業や成長分野に係るスキルなど、高齢者へのリカレント教育に資する人材開発支援策をより一層強化していくべきである。

また、教育訓練給付制度は、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け修了した場合に、費用の一部が教育訓練給付金として支給されるものである。現在、情報処理技術者資格、簿記検定、介護職員初任者研修修了等を目指す講座など幅広い対象講座が指定されていることから、高齢者の活用を一層促進していくことが望ましい。

（２）高年齢雇用継続給付の激変緩和措置に係る中小企業への配慮

中小企業は高齢者の雇用に関して比較的積極的であり、中小企業で働く多くの労働者が高年齢雇用継続給付の支給を受けている。このため、高年齢者等職業安定対策基本方針に記載の通り、高年齢雇用継続給付が２０２５年４月から、賃金の原則１５%から１０%へ縮小されることに関しては、各経済団体とも連携の上、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行われたい。また、給付率の縮小後の激変緩和措置に関しては、支給率や支給期間等の面などで、中小企業に対する配慮をお願いしたい。

加えて、６５歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めの廃止、希望者全員を６６歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成する６５歳超雇用推進助成金は幅広く周知することで、中小企業の利用を促進されたい。

（３）企業と高齢者とのマッチング機能の強化・拡充

大企業等での経験を通じて高度な技術や知識・経験・ノウハウを有し、退職後もそれらを活かしたい意欲を持つ大企業等ＯＢ人材は多く存在する。一方、多くの中小企業は生産・開発、技術、販路、知識・ノウハウをはじめ様々な経営課題を抱えている。こうした状況を踏まえ、政府は「高齢者の活躍推進」と「中小企業の経営課題の解決」の両方を目的に、大企業等ＯＢ人材と中小企業をマッチングする全国的な事業を創設されたい。また、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センター、シルバー人材センターの機能強化・拡充や更なる周知に取り組んでいくことも重要である。

（４）官民を挙げた健康経営の推進

国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもとで実効性のある活動を行うために、日本商工会議所をはじめとする経済団体、医療団体、保険者等の民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目指して、日本健康会議が２０１５年に発足した。

健康経営は従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、従業員とともに健康の維持や増進に取り組むことで、企業の活性化やイメージ・業績を向上させていく取組であり、高齢者の活躍推進にも大いに寄与する活動である。しかし、経済産業省が２０１７年１２月に実施した「中小企業における健康経営に関する認知度調査」によると、「内容を知らない」と回答した企業は８４%で、「健康経営に取り組んでいる」と回答した企業は２１%にとどまるなど、認知度や普及・定着に課題はあるが、「今後、取り組みたい」と回答した企業は５３%を占めている。また、東京商工会議所が昨年に実施した調査でもほぼ同様の結果となったことから、より多くの企業が健康経営に取り組んでいくには、健康経営の内容はもとより各企業における好事例や具体的な効果等に至るまで、官民を挙げて幅広く周知していくことが求められる。

更に、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人」に対して、地域金融機関の低利融資や自治体の公共調達における加点等が講じられているが、こうしたインセンティブを周知・拡充していくことで、健康経営に対する機運を更に高揚させていくことも重要である。

（５）審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃

審議会の委員は、１９９９年４月に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」により「委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない」こととされており、

原則、委員就任時に７０歳以上の者は選任することができない。また、労働審判員は２００５年１月に定められた「労働審判員規則」により、６８歳未満の者の中から最高裁判所が任命することになっている。
知識・経験・ノウハウが豊富な高齢者が、その知見を活かして審議・審判に参加することは大変有意義であるばかりか、こうした年齢要件は政府が提唱する「一億総活躍社会の実現」や「人生１００年時代構想」の理念にも逆行する。
したがって、審議会委員、労働審判員の年齢要件は即時撤廃すべきである。

４．障害者の活躍に関する政策

（１）障害者の法定雇用率引上げに伴う支援策の強化・拡充

民間企業の法定雇用率は、２０１８年４月の政令改正により２．０％から２．３％へ引上げられ、当分の間（施行日から起算して３年を経過する日よりも前）は経過措置として２．２％とされている。中小企業（従業員数４５．５人～１００人未満）における昨年の実雇用率は１．７１％であり、民間企業の法定雇用率２．２％に至っていない状況であるが、２０２１年３月１日付けで経過措置が廃止され、２．３％へ引上がることになった。

中小企業において障害者雇用が進みにくい理由に関しては、障害者を実際に雇用するだけの業務の量や種類がないことや、職務の設定・作業手順や受入れ環境の整備等に係るノウハウやマンパワーの不足に加え、新型コロナによる影響やテレワークの普及拡大により、配送物の仕分けや資料の印刷・封入、オフィスの清掃など、障害者の業務は大幅に減少し、「雇いたくても雇えない」状況も発生しているなど、様々な要因が指摘されている。

法定雇用率が未達成の場合には、障害者雇用納付金の徴収や企業名公表等の行政指導の対象になることから、法定雇用率の引上げに際して中小企業における障害者雇用が進むよう、厚生労働省はハローワークの機能強化や、助成金の申請サポート、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の幅広い周知など、障害者雇用に関する支援策を強化・拡充すべきである。

（２）障害者の法定雇用率算定対象の見直し

障害者の雇用については、近年、就労希望者の着実な増加に加え、企業における理解や取組が進展し、雇用者数は順調に増加しているが、日常生活や社会生活に制約がある障害を抱えながら、様々な理由で障害者手帳を所持していない者も相当数存在している。

障害者雇用促進法では、雇用する障害者のうち、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所有者を法定雇用率の算定対象としているが、身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことが認められている。一方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者は対象の障害のある者でも、法定雇用率の算定対象になっていない。

現在、厚生労働省の障害者雇用分科会で、精神障害者保健福祉手帳を所持していない者の取り扱いについて、「精神通院医療の自立支援医療受給者証や指定難病の医療受給者証の交付者等の取扱いをどう考えるか」、「手帳不所持者について、就労困難性を客観的に評価することについてどう考えるか」が論点メモに取り上げられており、今後議論される見込みである。

精神障害により就労困難な者については、手帳以外の方法についても法定雇用率の算定対象とすべきである。

（３）納付金の引下げ

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となり、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられている。

本制度により、常用労働者１００人超の雇用率未達成企業は不足一人当たり月額５万円が徴収される一方で、納付金を財源として、常用労働者１００人超の法定雇用率達成企業には超過一人当たり月額２万７千円の「調整金」が、常用労働者１００人以下で障害者を４％又は６人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主には超過一人当たり月額２万１千円の「報奨金」がそれぞれ支給されている。また、納付金は、障害者の雇用にあたって必要となる施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置に係る費用を助成する助成金の財源にもなっている。

本制度の対象が２０１５年４月に、常用労働者２００人超から１００人超の事業主に拡大されたことに伴い、常用労働者数が１００人超２００人以下の事業主に関しては、本年３月まで納付金が１人当たり月額５万円から４万円に減額されていた。一方、本制度の財政状況を見ると、積立金（納付金関係業務引当金額）は２０１３年度には２０億円であったが、２０１８年度には２００億円まで増加している。

こうした中、厚生労働省は障害者雇用政策に関する今後の論点の一つに「中小企業に対する障害者雇用調整金の適用範囲の拡大」を挙げているが、積立金残高が増加傾向にあることに加え、社会保険料や最低賃金、事業主拠出金の負担増が続いていることや、コロナ禍における極めて厳しい経済情勢等を考慮し、納付金の対象を常用労働者１００人以下の企業に拡大することには強く反対する。

むしろ、毎年３０億円前後を支出している事務事業費の運用規律を徹底することで、常用労働者数が１００

人超２００人以下の事業主など、中小企業に関しては納付金を引下げる措置を講じるべきである。

（４）除外率制度の維持

障害者雇用促進法は障害者雇用の安定のために法定雇用率を設定しているが、機械的に一律の雇用率を適用することに馴染まない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種に関しては、障害者の雇用義務を軽減する「除外率制度」が設けられている。

「除外率制度」は２００２年の法改正により廃止されることになったが、経過措置として当分の間は維持されており、業種ごとに設定された除外率は廃止の方向で２００４年と２０１０年の二度にわたり１０ポイントずつ引下げられ、現在に至っている。

一昨年７月に策定された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書」には、「除外率制度」に関して「平成２２年（２０１０年）の引下げ後、これら特定の業種における障害者雇用がどのように進んできているのかを整理し、今後の対応についての検討を進める必要がある」と記載されているが、除外率が設定されている業種の企業から制度の維持を望む声が多く聞かれている。

したがって、本制度及び業種ごとに設定された除外率は、引き続き維持すべきである。

５．その他

（１）中途採用・経験者採用に係る支援策の強化・拡充

来年４月に施行される改正労働施策総合推進法により、労働者数３０１人以上の大企業に対して中途採用比率の公表が義務付けられる。中途採用・経験者採用を促進していくことは、女性や高齢者など多様な人材の活躍に有効であるが、中小企業の中途採用比率は７割強であることから、中小企業にとって中途採用はごく一般的なことである。こうした中、転職者数の内訳を見てみると、中小企業では大企業からの転職（転入）者数よりも、大企業への転職（転出）者数の方が多いことから、大企業中心の中途採用に焦点を当てて政策を進めれば、大企業により多くの人材が流れてしまうなど、中小企業の人材確保に大きな影響が出ることが懸念される。

したがって、中小企業の中途採用・経験者採用の手段として最も身近なハローワーク、更には産業雇用安定センターの機能強化など、中小企業が円滑に中途採用・経験者採用できる環境整備に向け、支援策を強化・拡充すべきである。

（２）就職氷河期世代支援の強化・拡充

１９９３年から２００４年頃の間に就職活動をしていたいわゆる就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者は少なくとも５０万人、これに、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者や、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者等を加えると、全体で１００万人程度と見込まれている。こうした状況を踏まえ、政府は昨年６月に策定した「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく３年間の取組により、就職氷河期世代の正規雇用者を３０万人増やすことを目指している。

政府の取組に対して、人手不足に悩む中小企業から「現時点では就労面に課題を抱えていても、働く意欲があり、即戦力となる人材であれば積極的に採用したい」旨の声も聞かれている。したがって、厚生労働省はハローワークにおける専門窓口の拡充や、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援、短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得に資するリカレント教育の実施、更には就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等、一連の取組を積極的に実施されたい。

（３）新卒者等の採用維持・促進に向けた施策の積極的な実施

２０２０年度卒業・修了予定者等は、新型コロナウイルスの影響により企業説明会の延期・中止や採用選考自体の取り止めなど就職活動に影響が生じており、就職内定率は昨年度と比べてやや低下し、内定取り消しの事例も散見されている。２０２１年度卒業・修了予定者等の採用計画は、一部の企業で採用の実施又は採用数が決まっていないなど、不透明な状況にある。

こうした中、第二の就職氷河期世代を作らないために、今年度及び来年度の新卒者等の採用維持・促進を図るため、去る１０月２７日に一億総活躍担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名で日本商工会議所をはじめとした経済団体に対して、特段の配慮に関する要請があった。

日本商工会議所では本要請を直ちに全国５１５商工会議所を通じて全国の会員企業へ周知したことに加え、これに関連し、各地商工会議所では、感染拡大により求職活動に影響が出ている方を対象に新規採用に取り組んでいる全国の会員企業の採用情報を掲載した「採用情報緊急掲示板」や「企業と学校法人による就職情報交換会」、「合同会社説明会」など様々な取組を実施している。

今年度及び来年度の新卒者等の採用維持・促進は、新卒者のみならず、企業においても中長期の人材戦略の上、重要な取組である。したがって、経済産業省が実施する新卒者等と採用意欲のある中小企業とのマッチング促進に資する事業や、厚生労働省が実施する新卒者等への就職支援、大学等を通じた就職支援に関する一連の施策は幅広く周知し利用を促進するなど、積極的に実施されたい。

（４）フリーランスとの取引に係るガイドラインの幅広い周知

政府はフリーランスについて、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康

寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、その適正な拡大が不可欠であるとの認識の下、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するために、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを今年度内に策定することとしている。
　多様な就業形態の広がりとともに、今後、事業者とフリーランスとの取引が増加していくことが予想されるが、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には労働関係法令が適用されることから、フリーランスの労働者性に対する考え方や定義をはじめ、本ガイドラインは幅広く周知していくことが求められる。

※-1：「影響が続いている」６０．４％、「経済活動の停滞が長期化すると影響が出る懸念がある」２９．９％の合計。
※-2：料率は、２０１８年度０．２９％、２０１９年度０．３４％、２０２０年度０．３６％と引上げが続いている。

以上

２０２０年度第２３号
２０２０年１２月１７日
第７３１回常議員会決議

＜提出先＞厚生労働省、内閣府、経済産業省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、
＜実現状況＞
○外国人材受入れに係る相談・マッチング体制の強化や待機児童解消に向けた受け皿整備、就職支援ナビゲーターの増員等の新卒採用支援の強化等が実現した。また、改正高年齢者雇用安定法において対象者基準の設定が可能となる措置が講じられたほか、２０２１年度より、「高年齢労働者処遇改善促進助成金」が新設される。

２５．事業主拠出金率の引上げに対する意見

　政府は目標としている今年度末までの待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき女性就業率８０％に対応できる３２万人分の保育の受け皿整備を着実に進めているが、本年４月時点の待機児童数は前年比で４，３３３人減少したものの、未だ１２，４３９人いる状況である。
　こうした状況に加え、女性就業率の上昇に対応していくには、２０２４年度末までに約１４万人分の保育の新たな受け皿整備が必要であり、最大で１，６００億円程度の財源を要することから、政府は子ども・子育て支援法を改正し、そのうちの１，１００億円程度（拠出金率０．０６％相当）に事業主拠出金を充てる考えを打ち出した。
　児童手当や認可保育所の運営費（０～２歳児相当）の補助、企業主導型保育事業に係る助成金等の財源である事業主拠出金は、最低賃金引上げや社会保険料の負担増が続いている中で、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。また、経済界に対する年間３千億円の負担増を目的とした２０１８年３月の法改正により、法定上限が０．２５％から０．４５％に引上げられた結果、料率は毎年引上げられており（※）、企業にとって負担感が増している。
　以上の状況やコロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえ、事業主拠出金の引上げに対して、当所は下記の通り意見を申しあげる。

記

【約１４万人分の保育の新たな受け皿整備に係る拠出金率の引上げについて】
○政府は、現在０．３６％である拠出金率を段階的に引上げ、０．４３％程度とすることを想定しているが、実質的にはコロナ禍における「増税」であり、企業に更なる負担を強いることから、基本的に反対である。

【保育の受け皿整備、子育て支援策の財源について】
○少子化対策は国の最重要政策の一つであり、社会全体で子育てを支えていく観点から、保育の受け皿整備は安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきである。
○事業主拠出金は安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。コロナ禍の極めて厳しい経済情勢を踏まえると、今後は積立金残高を勘案し、むしろ料率の引下げも視野に入れ検討していくべきである。
○事業主拠出金のおよそ６割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべきである。また、中小企業に対する特別な配慮も具体的に講じるべきである。
○事業主拠出金に関する事項の検討にあたっては、企業の意見を十分に踏まえるとともに、「事業主団体との協議の場」などオープンな場で透明性の高い議論を尽くすべきである。

※料率は、２０１８年度０．２９％、２０１９年度０．３４％、２０２０年度０．３６％と引き上げが続いている。

以上

２０２０年度第２４号
２０２０年１１月２０日
第７３１回常議員会追認

＜提出先＞　内閣府、厚生労働省

＜実現状況＞

○事業主拠出金の料率は、令和３年度は０．３６％で据え置きとなった。

２６．新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見

わが国経済、特に地域経済は、ＧｏＴｏキャンペーン事業等の政策効果により社会経済活動レベルは確実に引き上がり、最悪期からの持ち直しは見られるものの、感染再拡大への警戒感や感染予防対策に伴う活動制約によって需要回復への力強さは見られず、新型コロナウイルス感染症発生以前の経済状況からは程遠い状況にある。

日本商工会議所の１０月ＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、依然として９割を超える中小企業経営にコロナの影響が発生している。こうした厳しい環境下においても従業員を削減する企業は僅か４．３％に止まるなど、無担保・無利子融資や雇用調整助成金、各種給付金等の緊急経済対策を活用し、事業継続・雇用維持に必死に取り組んでいるが、感染急拡大による活動自粛という事態に陥れば、倒産、廃業、これに伴う失業の急増は避けられない。

コロナ禍で需要や売上回復・拡大の見通しが立たない中、経済回復や中小企業の生き残りをかけた変革への取組みが成果を得るには一定の時間を要する。今後のコロナ対策は、緊急経済対策の継続・拡充で人件費等の固定費負担に喘ぐ中小・小規模事業者の経営を底支えして時間を稼ぎながら、ビジネス変革等への取組みを同時に後押ししていく視点が極めて重要である。

現在、感染再拡大への警戒感が高まっているが、コロナ禍克服の最大の対策は、「感染拡大を最小限に抑えつつ、活動を最大限に活発化させていく」両立環境の整備である。この際、感染急拡大に伴う活動自粛が経済や財政に与える悪影響を鑑みれば、感染急拡大時への備えを拡充することが費用対効果の高い政策となる。国、自治体、国民、事業者、医療機関等がより一層連携して感染拡大防止に努めるとともに、これまで得られた知見等に基づく早期検知の徹底と、クラスター発生時等には地域集中的な検査で感染を封じ込めていく対応が求められる。こうした取組みを通じて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが重要である。

以上の基本的な認識の下、中小・小規模事業者、中堅企業の実態や地域経済の窮状を踏まえ、刻一刻と変化する現場の声に基づき以下の通り要望をとりまとめたので、政府におかれては、是非とも実現されたい。商工会議所としても、両立環境の整備に引き続き全力を注いでいく。

Ⅰ．感染拡大防止と社会経済活動の両立環境の整備

１．検査体制の強化と医療提供体制の確保、国を挙げた感染拡大の防止と早期検知・封じ込め

（１）　検査体制の強化および医療提供体制の確保

①１日２０万件検査が確実に実施できる検査体制確保とさらなる拡充

②２０万件検査を支える医療提供体制の確保、医療機関等の経営安定化

・ＰＣＲや抗原検査等の検査精度の向上と、各検査の効果的な活用（抗原検査の積極活用）
・治療薬やワクチン等の開発・提供の加速化
・自治体が実情に応じて感染防止策や企業支援等に活用できる地方創生臨時交付金の増額
・医療機関経営の安定化や医療従事者への支援等に資する緊急包括支援交付金の増額
・感染急拡大に備えた財政措置も含めたコンティンジェンシープランの策定と公表
・医療機関が新型コロナの診療受入れを行うことに対する事前の交付金支払い、従事者に罹患者が出た場合の休業補償、強力なインセンティブの付与
・新型コロナ対応医療機関に他の医療機関から医師・看護師を迅速・柔軟に派遣する広域連携の促進、派遣元の施設設置基準の緩和、派遣元医療機関に対する交付金等の措置
・新型コロナ対応する医療従事者に対する、危険手当等の措置や罹患時の休業補償拡充、交代要員の派遣支援等、地域の実情に即した取組みへの対応
・大都市ＩＣＵ拠点整備、ＥＣＭＯ（体外式膜型人工肺）等医療機器専門人材育成・確保
・保健所機能の強化に向けた、保健師の専門業務以外の業務の民間委託の推進

③あらゆる情報やデータ等を分析・活用した感染拡大の早期検知による感染封じ込め

・感染拡大の早期検知と封じ込め（歓楽街における検査所の設置等によるクラスター発生の早期検知、クラスター発生時の地域集中的なＰＣＲ検査等の実施による感染封じ込め）
・全面的な休業要請ではなく、エリア・業種を限定した休業・営業時間短縮要請の実施、休業・営業時間短縮要請の実効性強化については、営業の自由に配慮した検討とともに、発動要件や対象業種等の制度化・明確化と事前周知が必要
・知事の休業要請等に応じた事業者に対する定額協力金等支給に係る国の適切な財政支援

（２）　国際往来の増加に対応した水際対策の強化
①出入国管理体制の強化
・検査・待機場所の確保や検疫所の人員増強等、空港における検査体制の大幅な拡充
・精度を高めたプール方式の認可等を通じた、検査・判定のさらなる迅速化
・渡航先の国や地域によって異なる検査条件、陰性証明書の様式等の世界標準化と電子化
・接触確認アプリＣＯＣＯＡの運用改善と入国者・帰国者への積極活用
②検査費用の低コスト化
・費用対効果の高い新検査技術（唾液、呼気等）、新検査手法（プール方式等）の積極活用
・医療・検査機関等の高額な検査機器や設備導入への費用補助の拡充

（３）　国民、事業者における感染予防意識の再醸成と徹底
①これまでの知見等に基づく、感染予防対策効果等の適切な情報公開と政府広報の徹底
・国民や事業者が「感染する原因を理解して効果的な防衛策をとれる」適切な情報公開
・感染リスクの高い「５つの場面」等の広報、特に寒冷な場面の感染防止策の周知・徹底
②国民に対する感染予防対策への協力要請
・旅行先等で感染が判明（疑い含む）した際の対処ルールの周知・徹底
・国民自らの感染予防の徹底（マスク着用、手洗い・うがい、三密防止、体温チェック等「新しい旅のエチケット」の遵守）、接触確認アプリＣＯＣＯＡの利用促進
③ガイドラインの効果検証と進化を通じた事業者の感染予防対策の徹底と取組み支援
・三密防止や換気対策等、中小企業の感染予防に資する設備投資等への費用助成の拡充
・ガイドライン遵守等、感染拡大防止に積極的に取組む中小企業へのインセンティブ付与
④感染者や感染者が発生した事業所等への風評被害の防止（偏見や差別行為の排除）
・相談窓口の設置やネット監視等、行政における偏見・差別防止に向けた対策の強化

２．社会経済活動を活発化させる、地域における需要喚起やしごと創出への支援拡充
（１）　ＧｏＴｏキャンペーン事業の期間延長と地域の魅力向上支援
①消費誘発効果等を検証した上でのＧｏＴｏキャンペーン事業の予算拡充と期間延長
・インバウンド需要の回復時期を睨んだＧｏＴｏトラベル事業の予算拡充と延長
・感染防止対策の徹底の下、ＧｏＴｏイート事業の予算拡充と延長
・ＧｏＴｏイベント、ＧｏＴｏ商店街の効果検証と必要に応じた支援の継続
・平日の割引率拡大やポイント付与等による平日利用の促進
・豪雨被災地向けの復旧・復興時期等の実情に合わせたＧｏＴｏキャンペーン事業の実施
・コロナ禍の健康増進のため、ＧｏＴｏキャンペーン事業での運動・スポーツの支援検討
②地方や中小宿泊事業者への誘客促進、適切な感染防止対策に基づく外食利用の促進
・政策効果がより疲弊度の高い地方に及ぶよう地域別の予算割当ての復活
・定額補助制（例：５千円程度）の導入による比較的低廉な宿泊施設への利用分散
・ネット予約システムやキャッシュレス決済導入、コロナ対応施設改修等への支援の拡充
・小規模分散型旅行へのインセンティブの付与
・適切な感染防止対策に基づく外食利用の促進、法人需要を喚起する税・財政措置の拡充
③地方への誘客支援に向けた地域の魅力づくり支援
・中小企業者が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組みを支援するＪＡＰＡＮブランド事業「特別枠」の追加
・地域の特性を活かした魅力ある誘客コンテンツづくりにより地域の稼ぐ力を引き出し、自律的・継続的に取り組むＤＭＯに対する支援
・「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業」の予算追加

（２）　地方分散型社会の推進、地域へのビジネス需要の取込
①サテライトオフィスやリモートワークスペース、ネットワーク環境整備
・事業者のワーケーション推進やリモートワーカー受入等への取組み費用助成の拡充
・ＵＩＪターン促進（マッチングスキーム構築、地方創生インターンシップへの支援）
・兼業・副業による都市部人材と地方企業とのマッチング支援
②サプライチェーンの国内回帰、ものづくり企業等の地方立地支援を通じた強靭化
・国産化や生産拠点の国内回帰等に資する国内投資促進事業費補助金のさらなる拡充
・地域未来投資促進税制の延長・拡充（先進性要件の緩和、対象事業類型の追加等）
・防災・減災、国土強靭化３カ年緊急対策の確実な実施とさらなる拡充
③大企業に対する地方拠点強化の呼びかけ
・地方都市への本社機能の一部移転やバックアップオフィスとしての機能拡充への支援

３．東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備

（１）　「感染拡大防止と社会経済活動の両立」の実現を図る具体的な目標として、開催に向けた環境整備の推進

（２）　国内外で行われる大規模スポーツイベントの実地検証・情報収集を通じて感染拡大防止に役立つ科学的知見を蓄積し、適切な競技・観覧方法等の確立への取組み推進

II．中小企業の事業継続とポストコロナを見据えたビジネス変革への支援

１．中小・小規模事業者の事業継続、雇用維持への支援

（１）　事業継続への支援継続と拡充

①コロナによる影響が大きい飲食業、小売業、宿泊業などに対する集中支援
②地域の公共交通の路線維持に向けて交通事業者に対する集中支援
③さらなる金融支援の充実
・返済猶予等の既往債務の条件変更について事業者の実情に応じた最大限の配慮の実施
・前向きな追加融資、民間金融機関の無利子・無担保融資の延長
・資本性資金繰り供給・資本増強支援の継続
④感染拡大状況に応じ、エリアと業種を絞った持続化給付金、家賃支援給付金等の措置
⑤災害型持続化補助金の拡充（期間延長、補助上限額引上げ等）、なりわい補助金の対象拡大・申請簡素化
⑥納税猶予や社会保険料の納付猶予の特例を受けた企業に対する柔軟な対応
・分割納付や納付期限のさらなる延長等、財務状況に応じて受けられる施策の明確化
⑦資金繰り改善・自己資本の充実を促す税制措置
・中小企業者等の法人税率の特例の確実な延長
・土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長、一定期間の税額の据置措置
・欠損金の繰越控除の拡充（期限切れ欠損金の延長措置、中堅企業の繰越限度額引上げ）
⑧新型コロナウイルスなど感染症対策を含むＢＣＰや事業継続力強化計画の策定推進
・事業継続力強化計画の認定企業向けの優遇措置の拡充
⑨温室効果ガス削減等地球温暖化対策に取組む中小企業の設備投資等に対する支援強化
⑩大幅な売上減少によりＦＩＴ制度の賦課金減免認定を受けられなくなる企業に対する特例措置（平時における売上高・電気使用量の判断基準への適用）

（２）　雇用維持への支援継続と拡充

①雇用調整助成金の特例措置の３月末までの延長と一般会計による国費負担化
・現行特例措置の３月末までの延長。延長措置に伴う財源の一般会計による国費負担化
・感染状況や中小企業経営への影響を踏まえたその後の再延長の検討
②雇用吸収力のある産業や成長分野への「失業なき労働移動」の促進
・ハローワークの就職支援ナビゲーターによる業種を超えた再就職に係る個別支援の拡充
・産業雇用安定センターによる雇用過剰企業と人手不足企業等とのマッチングの推進支援
・コロナによる離職者等の再就職促進に向けた求職者支援訓練の推進
③中小企業の中途採用・経験者採用、新卒採用に関する支援の拡充等
・中途採用・経験者採用を支えるハローワークや産業雇用安定センターの機能強化
・オンラインによる採用活動や民間事業者等の合同会社説明会等への支援・費用助成
・社会情勢変化や技術革新に対応できる人材育成への専門高校の産業教育設備の整備支援

２．ポストコロナを見据えた中小・中堅企業等の構造変化への取組み支援

（１）　中小・中堅企業のビジネス変革等への支援

①デジタル活用による新事業展開、販路拡大などビジネスイノベーション支援
・地域特産品等の販路拡大へのＥＣサイトやオンライン見本市等の構築・活用の費用助成
・国内外への販路拡大やサンプル品・試供品の輸出に係る費用助成
・オンライン展示会・商談会等を活用した国内外への販路拡大に係る費用助成
・電子チケットを活用したコンサートや演劇、文化・伝統芸能等ライブ配信への支援拡充
②コロナ禍を契機に事業再構築・業種転換等に挑戦する中小企業への支援の拡充
・中小企業生産性革命推進事業の拡充（中小企業基盤整備機構運営費交付金の積み増し、賃上げ要件の緩和）
・新規需要開拓や収益源の多角化に資するビジネス変革への支援の充実
③中小企業の変化への対応を後押しする税制措置の延長・拡充
・中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制・商業・サービス業等活性化税制の延長
・中小企業経営強化税制の適用に必要な「経営力向上計画」の事業年度内認定要件の緩和
・研究開発税制の延長・拡充（控除上限の引上げ、クラウドサービス開発等に係る試験研究費への税制の適用

等）
・所得拡大促進税制の延長・雇用促進に資する要件の見直し
・中小企業防災・減災投資促進税制の延長・対象資産の拡充
④事業承継・引継ぎ、経営資源集約化（M&A等）、事業再生への支援の強化
・価値ある事業を引継ぎ、経営資源の集約・強化に取組む中小企業を後押しする税制の創設（経営統合時のリスク低減、取得した人材や設備の活用による生産性向上への支援）
・法人版事業承継税制の活用促進に資する制度改善（相続時の後継者役員就任要件撤廃等）
・事業承継補助金の継続・拡充、中小企業M&A向け表明保証保険の普及促進
・価値ある事業の承継に向けた抜本的な事業再生の推進（ＤＤＳ（資本性劣後ローン）等）
・事業引継ぎ支援センター・事業承継ネットワーク、後継者人材バンクの強化
⑤創業・ベンチャー、スタートアップへの支援
・創業支援事業者補助金、創業スクール、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化
・ポストコロナで強力に創業を支援するため、商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援の強化（マル経融資制度における事業歴１年未満の事業者の融資対象化）

（２）　中小企業の生産性向上に資するデジタル実装支援
①中小企業のバックオフィス業務や企業間取引等におけるデジタル実装支援
・中小企業・小規模事業者の帳簿の電子化の促進（電子帳簿保存法の要件緩和、青色申告特別控除特例の拡充）
・ＩＴ導入補助金の拡充（特別枠継続・拡充、補助率引上げ、下限額引下げ、パソコン等導入費の拡充等）
・中小企業デジタル化応援隊事業の継続および拡充（補助額引上げと複数年度化）
・働き方改革推進支援助成金におけるパソコン等の導入費の対象化、補助率引上げ
・企業間取引のデジタル化支援（商流ＥＤＩ、中小企業ＥＤＩ、金融ＥＤＩの導入支援等）
・サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の普及・推進、民間保険等の促進
・テレワーク相談センターの専門家派遣やセミナー開催等への支援強化・助成金等の拡充
②中小企業の経営実態を踏まえてテジタル支援できる専門人材の育成支援
・中小企業のデジタル実装を支援できる専門家や社内人材の育成・確保・活用支援の拡充
・中小企業等におけるＩＴ資格の取得費用に対する助成金の創設
・ＩＴベンダーや大企業等のデジタル専門人材の中小企業への派遣支援
③サプライチェーンをはじめ大企業と中小企業の連携によるビジネスモデル構築支援
・ものづくり補助金ビジネスモデル構築型、サポイン（戦略的基盤技術高度化支援事業）のように、中小企業が他の企業等と共同でデジタル技術を活用して行うビジネスモデル構築・事業計画策定の支援の拡充

（３）中小企業の付加価値創出に向けた環境整備
①大企業と中小企業の新たな共存共栄へのパートナーシップ構築宣言による取引適正化
・パートナーシップ構築宣言数の拡大、構築宣言企業へのインセンティブの充実
・規模・系列等を超えたオープンイノベーション等新連携の促進
・大企業との取引適正化への支援拡充（中小企業の契約雛形やガイドラインの策定・活用）
②消費税転嫁対策特別措置法の終了後の価格転嫁対策の継続
・消費者に対する誤認防止を前提とした外税表示の恒久化
・消費税の転嫁拒否行為への機動的な取締体制の継続（独禁法、下請法ガイドライン徹底）
③企業の生産性向上に資する迅速かつ強力な行政手続・サービスのデジタル化の加速
・マイナンバー制度の有効活用をはじめとした行政のデジタル化の加速
・ポストコロナに向けた中小企業の創意工夫やビジネス変革を後押しする規制改革の推進
④商工会議所等の経営相談体制の強化
・経営相談体制強化事業の延長・拡充、コロナ禍克服等に対応する中小・小規模事業者支援に向けた、商工会議所等の経営相談体制の強化（人員確保・増員、感染防止設備導入等）に資する地方交付税（商工行政費）の拡充、専門家支援や相談対応等のオンライン化等予算の拡充

以　上

２０２０年度第２５号
２０２０年１２月１０日
第７３１回常議員会追認

＜提出先＞ 菅内閣総理大臣、関係閣僚、関係省庁等

＜実現状況＞

一般会計の追加歳出２１兆８３５３億円からなる、医療体制の整備や中小企業支援などを柱とした第３次補正予算が成立。

○検査体制の強化と医療提供体制の確保に資する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、地方創生臨時

交付金の増額
○ＧｏＴｏキャンペーンの２０２１年６月末までの延長措置（２０２１年３月現在、緊急事態宣言に伴い一時休止中）
○地方創生テレワーク交付金の創設
○民間金融機関等による実質無利子・無担保融資の２０２１年３月までの延長
○雇用調整助成金の特例措置の延長・見直し
○新分野進出・事業転換を促す事業再構築補助金の創設
○大企業と中小・小規模事業者のパートナーシップ構築の推進
など、商工会議所の意見が多数実現した。

２７．新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた公共交通に係る要望～コロナ禍の影響を大きく受ける公共交通事業者への支援ならびに、次期交通政策基本計画に関する要望～

＜基本的な考え方＞
■新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、企業は事業継続・雇用維持に必死に取り組んでいる。一方で、感染の急拡大を受け再び緊急事態宣言が発令されるなど、未だ感染の収束は見通すことができず、企業の倒産、廃業、これに伴う失業の増加により、地域経済への甚大な影響、国際競争力の低下が懸念される。国、自治体、国民、事業者、医療機関等がより一層連携して感染拡大防止に努めるとともに、感染終息を目指し、ワクチンの接種体制の早期構築が求められる。本年７月から開催される東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を１つのメルクマールとして、感染拡大を最小限に抑えつつ、社会経済活動レベルを可能な限り引き上げ、新型コロナウイルスの克服、国際競争力の強化に向けて国を挙げて一層強力に取り組む必要がある。

■コロナ禍で大打撃を受ける企業のうち、特に公共交通事業者は人々の移動の自粛・制限により利用者が大きく減少し、事業の継続が困難な状況に陥っている。
航空事業者の２０２０年度業績は過去最大規模の赤字となる見込みである。航空輸送統計速報（２０２０年１１月分）においては、国内定期航空の旅客輸送量は人ベースで対前年同月比４４．３％減、国際空港輸送の旅客輸送量は人ベースで対前年同月比９５．４％減となっている。鉄道輸送統計月報（２０２０年１１月分）においては鉄・軌道旅客輸送量は旅客人キロ総合計で前年同月比３１．７％減、ＪＲ各社の２０２０年度年末年始における特急・急行列車輸送量は前年比３２％に留まっている。また、関東管内の自動車交通分野では、路線バスの輸送収入（１２月）が対前年比２２．２％減、高速バス（１２月）では、７４．５％減、貸切バス（１２月）では、５５．５％減となっている。タクシー（１２月）についても、輸送収入は３０．９％減となり、その影響は未だ甚大である。
公共交通事業は、医療・介護や飲食・小売りなどとともに国民生活に欠かせないサービスを担うエッセンシャル（不可欠な）事業としてコロナ禍が収束するまでの間、適切に支援をしていくことが必要である。

■中長期に目を転じれば、公共交通は、わが国の生産年齢人口の減少やデジタル化の進展等に伴い需要減少が予想されていたが、コロナ禍は、その課題を一気に現実のものとした。テレワークやＷＥＢ会議の浸透等をはじめとした国民・企業の行動変容は、アフターコロナにおいても継続し、公共交通需要はコロナ前の水準には戻らないとの予測もある。
公共交通事業者が存続していくためには、こうした社会変化に対応した新たな取組に果敢に挑戦し、公共交通需要の底上げや、新たな需要の掘り起こし・取り込みを積極的に実行していくことが重要である。国は、次期交通政策基本計画等を通して、こうした取組が公共交通の利用者に与える影響を注視しつつ、地方ならびに都市圏の事業者の取組の後押し、国民への理解促進を図られたい。

【要望項目】
公共交通事業者が将来にわたりその役割を果たすために必要な政策や民間における取組の推進に関して下記のとおり要望する。

Ⅰ．新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける公共交通事業者への支援に関する要望
１．重点要望項目・・・公共交通の利用促進に向けた支援
①科学的、客観的データに基づく公共交通機関の安全性の発信強化
②安全・安心な公共交通のための混雑情報、混雑予測提供の仕組みづくりと、それによる利用の平準化
③感染状況を踏まえたＧｏＴｏトラベルキャンペーンの柔軟な運用、観光振興の継続的な支援

④感染状況を踏まえた空港での検査体制の更なる強化や検査基準の国際的な標準化等による入出国制限の緩和
⑤公共交通事業者への速やかなワクチン接種

①科学的、客観的データに基づく公共交通機関の安全性の発信強化

社会経済活動を活発化させるためには、公共交通機関の利用をはじめ、人々の往来を維持・促進させなければならない。そのためには航空や鉄道による長距離、大規模輸送から、バスやタクシーによるラストワンマイル輸送にいたるまで、人々が様々な交通モードに対し、安全・安心に利用できるという認識が不可欠である。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では「十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる」（２０２０年１０月　分科会から政府への提言）としており、国土交通省所管業種ごとの感染予防ガイドラインに従い適切な感染防止対策を実施している公共交通機関においては、感染は限定的であると考えられる。

一方で公共交通事業者からは、「業界団体や事業者毎に対策状況の発信等を行っているが、風評被害により利用者が減少している」と訴える声もある。

そのため、各事業者や業界団体による、公共交通機関の安全性や感染予防対策の積極的な周知に加え、国としても影響力のある立場の方、責任ある立場の方から、説得力のある科学的なデータや客観的事実に基づき分かりやすく公共交通機関の安全性を強力に発信していただきたい。あわせて、各公共交通事業者が共通して利用できる、公共交通機関の安全性をＰＲできる動画素材の作成・提供等を実施されたい。

②安全・安心な公共交通のための混雑情報、混雑予測提供の仕組みづくりと、それによる利用の平準化

安全・安心な公共交通の利用のためには、感染防止対策として、混雑情報や混雑予測の提供による利用の平準化、過密の回避が重要である。それぞれの事業者における混雑情報提供の実態や課題等を把握、考慮したうえで、公共交通事業者の混雑情報提供システム導入費用や、各事業者が共通して利用できるシステムの開発等への支援が必要である。鍵となるのは、利用者に利用時間や利用交通機関の選択肢を提示することであり、事業者間の情報提供の相互連携等を支援し、一元的に様々な事業者の情報提供を受けられる環境を構築することが重要である。もとより、混雑情報の提供のみで利用の平準化は達成される訳ではなく、テレワークの推進や就業時間の変更のしやすさ、その他ビジネス慣習など社会全体の仕組みを整え、空いている時間帯に公共交通を利用しやすい社会づくりに向けて官民が連携していくことが重要である。

一方で、事業者からは、「コロナ禍により減少した現在の交通需要では事業の継続性に強い不安がある中で、混雑予測、混雑情報の提供により利用者が他の交通機関へ流出するのではないか」「公共交通需要が一層減少するのではないか」との懸念の声もある。公共交通機関の安全性の発信とともに利用促進を進め、利用者総数の回復、増加を図りながら、ピーク時間帯の交通集中を緩和していく施策が必要である。

③感染状況を踏まえたＧｏＴｏトラベルキャンペーンの柔軟な運用、観光振興の継続的な支援

ＧｏＴｏトラベルキャンペーンでは、事業の適用を全国一律で一時的に停止するなど、感染状況を見極めながらの実施が続いている。昨年１１月１５日までに少なくとも約５，２６０万人泊の実績が示す通り、本事業は公共交通を含めた観光産業全般、ひいてはわが国社会経済活動のレベルを確実に引き上げるうえで重要な施策である。今後も各地域の実情に合わせて柔軟に対応しながら継続していくことが望まれる。国からは、感染防止策を大前提としつつ、ＧｏＴｏトラベル事業を延長し、感染状況や旅行需要の回復の状況を踏まえながら運用して行くと示されたところではあるが、延長に際しては利用が遅れている地域への配慮や、平日への旅行需要の分散、公共交通の活用推進等への目配りが必要である。

また、キャンペーンの終了に伴い観光需要が急速に冷え込まないよう、段階的に補助率を引き下げるなど、ソフトランディングのための出口戦略についても検討し、継続的に観光振興を推進することが重要である。

④感染状況を踏まえた空港での検査体制の更なる強化や検査基準の国際的な標準化等による入出国制限の緩和

わが国経済の回復のためには、国際的な人の往来が非常に重要である。東京２０２０大会の開催に向け、海外からの観客の受け入れについては引き続き検討されているところであると認識しているが、受け入れに際しては、各国の感染拡大状況を把握しながら、可能な限り海外渡航者の制限緩和を図る必要がある。制限緩和に際しては、検査・待機場所の確保や検疫所の人員増強等、空港における検査体制の大幅な拡充、精度を高めたプール方式の認可等を通じた、検査・判定のさらなる迅速化、渡航先の国や地域によって異なる検査条件、陰性証明書の様式等の世界標準化と電子化、接触確認アプリＣＯＣＯＡの運用改善と入国者・帰国者への積極活用等といった施策について推進し、国際往来の増加に対応した水際対策の強化を図られたい。

⑤公共交通事業者への速やかなワクチン接種

昨年末に発生した東京都営地下鉄大江戸線の運転士間の新型コロナウイルス集団感染では、運行本数が通常の７割程度となるなど利用者へ大きな影響を与えた。新型コロナウイルスのワクチンの接種に際しては、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方々に続き、公共交通機関の運行に携わる従業員等エッセンシャルな事業を担う方々への速やかな接種が求められる。

２．個別要望項目

（１）当面の資金繰りに対する支援

①公共交通事業者への金融支援の充実（中小企業に加え、中堅企業[1]クラスへの無利子・無担保融資等の資金繰り支援）
②雇用調整助成金の特例措置の延長を含む「成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ」等による運行維持のための雇用継続支援
③公共交通事業者への公租公課の減免・支援
・「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」等による空港使用料の減免（着陸料、停留料、航行援助施設利用料等）、民間の空港施設運営会社に対する支援

公共交通事業者は収入が大きく減少している一方、「社会インフラとしての機能維持のため休業対応を行うことができない」「事業継続に必要な安全設備等への投資を中断することができない」等の事情により、その企業規模に関わらず非常に厳しい経営環境下にある。特に資金力が劣る中小企業、中堅企業は需要の見通しが立たない中、先行きへの不安が大きくなっている。引き続き、中小・中堅企業の経営状況を注視し、日本政策金融公庫等による中小企業への実質無利子・無担保融資の資金繰り支援等を円滑に展開するとともに、中堅企業についてもこれに相当する支援の拡充を図られたい。

また、車両・機体等の操縦には一定の技能の習得が不可欠であり、一度人材が流出すると社内体制の回復までに時間を要する。特にタクシー業界においては従来からの人手不足に加え、コロナ禍の影響による給与の減少、感染リスクへの懸念からドライバーの確保が難しくなっている。公共交通の機能維持のために、車両、機体等の操縦に必要な人材の雇用継続のための支援が不可欠である。

さらに、公租公課についても公共交通事業者の負担感は大きくなっている。特に航空業界においては、国際線の需要回復の長期化が見込まれており、航空ネットワーク維持のための機材や人員の確保が困難になるのみならず、需要回復期の航空ネットワーク回復についても支障をきたす恐れがある。

また、民間の空港施設運営会社においては、航空機の発着数や利用旅客の減少による空港使用料や関連施設での売り上げの減少の中でも、空港機能の維持・向上のための設備投資等の支出は止めることができず極めて厳しい経営環境にあるため、継続的な支援が必要である。

こうした状況等を踏まえ、政府は昨年１２月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に、雇用調整助成金の特例措置の延長（助成率及び上限額の引き上げ、生産指標要件の緩和、クーリングオフ期間の撤廃等）を含めた成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ等を盛り込んだ。さらには「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」を改定し、航空ネットワーク維持のための着陸料等の軽減、空港使用料・航空機燃料税の更なる減免等を打ち出した。いずれの施策も大変心強く、２０２０年度第３次補正予算に続き、２０２１年度予算を早期に成立させ、対策を切れ目のなく執行していくことが重要である。また、今後の感染状況や雇用情勢を踏まえ、税制措置や財政支援の延長・拡充等の柔軟な対応が不可欠である。

[1]中小企業等経営力強化法第２条第２項第３号・第４号、中小企業経営力強化法施行令第２条第１項・第３項に定義される中堅企業（資本金１０億円以下または従業員２，０００名以下）

（２）アフターコロナを見据えた人材、設備投資等に対する支援

①運行維持のための人材（ドライバー、運転手、整備士、パイロット等）育成支援、専門学校等の経営支援、外国人技能保有者活用のための規制緩和
②機能維持に必要な施設（バリアフリー設備等）への固定資産税減免、安全投資支援の拡充
③初終電時刻の繰り上げ・繰り下げ等、社会変化・需要減に対応する事業者施策への理解促進

コロナ禍を契機としたオンライン化等の働き方・社会変容は、公共交通の中長期的な需要をも減少させると言われている。利用者に安全・安心で持続可能なサービスを提供しながら、健全な経営環境を維持していくためには、アフターコロナを見据えた中長期的な支援も必要不可欠である。

公共交通事業者は大幅な減収を受け投資計画の見直しを迫られているが、事業継続に向けた人材育成（ドライバー、運転手、整備士、パイロット等）への投資は将来にわたり必要である。また、専門人材のリソースとして、特に航空専門学校が担っている役割は小さくない。需要の減少を受けた採用の見送りにより学生の就職が厳しい状況にあると共に、志望学生の減少により専門学校の経営は悪化している。需要回復後の人材確保のためにも、専門学校等の経営支援が重要である。さらに、外国人の技能保有者、特に、航空事業における外国人運航乗務員については、需要回復期のリソースになるものと思われる。事業の円滑な復旧に支障をきたすことがないよう、外国操縦士資格の書き換え手続きの簡素化、迅速化が必要である。

また、固定資産税は担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税される。バリアフリー設備をはじめ、駅、線路、変電所、車両、航空機等多くの固定資産を有する公共交通事業者にとっては経営への大きな圧迫となりかねない。こうした状況を踏まえ、令和３年度与党税制改正大綱において鉄道駅等のバリ

アフリー施設に係る固定資産税・都市計画税特例措置の拡充・延長等について盛り込まれたことは大変心強い。引き続き公共交通事業者の実態を注視した継続的な対応が重要である。

他方、安全・安心なサービスを実現するための投資についても先延ばしできないものがあり、事業者は対応に苦慮している。安全を担保し中長期にわたり事業を継続していくための投資についても支援が必要である。

さらに、緊急事態宣言の発令に伴い、鉄道事業者に対し終電時刻の繰り上げが要請された。今後も、感染拡大の防止や社会変化、需要減、労働環境の改善等に対応して事業者が実施する各種施策について、利用者の利便性への影響について注視しながら、国においても国民への理解の促進を図ることが重要である。

Ⅱ．新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた次期交通政策基本計画に関する要望

１．　重点要望項目

①ＤＸの推進をはじめとした利用者の利便性向上に資する各種施策への支援
・コロナ禍による社会変化を踏まえたＭａａＳの社会実装に向けたスピードアップ、新たな情報技術を活用した道路交通に関する情報インフラの高精度化
・交通関連データ活用のためのスキームの検討
②温室効果ガスの削減に向けたエネルギー施策の推進、公共交通機関の利用促進
③自然災害、感染症対策への対応
・首都直下地震に備えた主要な交通施設の点検・強化
・企業等におけるＢＣＰ（感染症を含む）の策定、訓練の促進
④柔軟な運賃制度の実現

公共交通事業者はカーボンニュートラルへの対応や、バリアフリー化、キャッシュレス決済対応等を含むＤＸの推進によるサービスの高度化等、社会変化に対応した環境整備が求められており、事業維持のために必要な投資は更に増大していくと見込まれる。一方で公共交通事業は従来より固定費が大きいビジネスモデルであり、コロナ禍による減収は既存のサービスの維持すらも難しくしている。持続可能なビジネスモデルへの構造改革や、サービス高度化のための投資について、インセンティブの付与等を講じることが重要である。

①ＤＸの推進をはじめとした利用者の利便性向上に資する各種施策への支援

デジタル化の浸透や生産年齢人口の減少により将来的に予想されていた交通需要の減少は、コロナ禍による社会変化によって突如として現在の課題となった。公共交通事業者は、多様化する働き方やライフスタイルに対応する利便性の高い交通サービスの実現により、需要の底上げを図るとともに、混雑の緩和やサービスの効率化を加速させることが求められている。

これらの課題解決のためには、特定の交通機関に縛られず、公共交通機関や多様な交通サービスを組み合わせ、シームレスに一括で予約と決済が可能な「ＭａａＳ」（Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ａｓ　ａ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）の推進が必要である。ＭａａＳは交通サービスの利便性向上による需要喚起や人々の移動の効率化を実現するだけでなく、他分野のサービスにつながることで利便性が更に高まり、人々の移動を一層喚起させ、観光振興も含めた地域経済の活性化など、様々な効果をもたらすことが期待できる。

現在、国や自治体、公共交通事業者等が連携し実施している各地域での実証実験を加速させると共に、一刻も早い社会実装に向け、官民一体となって課題の把握や必要な法改正等、解決のスピードアップを図ることが重要である。

また、今後ＭａａＳや自動運転車両などが実用化されていく中で、道路交通のトラフィックの円滑化は公共交通のみならず物流にも影響する重要な課題である。特に、現在多くの運送車両や自家用車、信号制御などがＶＩＣＳと共通の情報を基盤に動いているが、情報の更新が他の地図情報提供サービス等に比べて遅く、渋滞解消に時間がかかるとの声もある。今後の道路交通に関する情報通信インフラについては、ビッグデータ、ＡＩ等最新技術を活用し、一層精度の高い環境整備を行っていく必要がある。

また、ＭａａＳの実装にあたっては様々なデータの徹底的な活用や連携が必要であるが、各事業者が所有するデータはそれ自身当該事業者の重要な資産であり、その活用、連携に際しては、データの正確性、収集、加工、分析への技術的・金銭的な負担とともに、個人情報に対するセキュリティ対策も不可欠である。特に鉄道の場合は、各データが運行管理と密接にかかわっていることから、その観点からも厳重なセキュリティ対策が必須である。これらを踏まえたうえで、それぞれのデータについて、その活用・連携の目的を明確化したうえで、適切な必要性の判断、事業者が自社のデータを社外へ提供する際の当該事業者の事業運営に資するスキーム等を含め検討することが重要である。さらに、ＭａａＳを含むＤＸの一層の推進にあたっては、必要となる設備投資へのインセンティブ等、事業者の積極的な取り組みを後押しする施策が望まれる。

②温室効果ガスの削減に向けたエネルギー施策の推進、公共交通機関の利用促進

昨年１０月に菅総理が宣言された２０５０年カーボンニュートラルを考えるにあたっては、エネルギー政策の基本である「３Ｅ＋Ｓ[2]」をしっかりと踏まえる必要がある。とりわけわが国にとっては「エネルギー安全保障」は第一に考えるべき観点であり、様々なエネルギーをバランス良く活用することが極めて重要である。また、単独で「３Ｅ＋Ｓ」全てを満たせるエネルギー源は存在せず、水素活用・蓄電池開発・ＣＣＵＳ[3]の実用化等が不可

欠である。民間投資のみでこれらの開発を行うことは困難であり、政府が国家プロジェクトとして取り組み、国主導の下、官民一体でグリーン・イノベーションの実用化を図るべきである。

我が国における２０１９年度（速報値）の二酸化炭素排出量は１１億６００万トンにのぼり、その内１８．７％を占める運輸部門の排出量（２億７００万トン）の削減は、カーボンニュートラル実現に必要不可欠であると指摘されている。旅客輸送における輸送量当たりの二酸化炭素の平均的な排出量は、自家用乗用車に対し航空が約７割、バスが約４割、鉄道が約１．５割となっている。また、自家用自動車からの二酸化炭素の排出量は、運輸部門の５割近くを占めている。

政府は自動車の電動化を加速する方針であり、東京都も２０３０年までに都内で販売される新車すべてを電動車に切り替える方針を示している。脱炭素化のために、電動化の推進は今後ますます重要な対策となっていくが、同時に、二酸化炭素排出量が総量でも輸送量当たりの平均でも多くなっている自家用車利用から、環境にやさしい公共交通利用への転換の一層の促進も必要である。

公共交通分野では、ＡＮＡグループおよびＪＡＬグループがＣＯ２排出量の抑制に向けた取組として、燃料効率の良い省燃費機材・エンジンの導入やバイオ・ジェット燃料の導入等を実施してきた。また、東急電鉄世田谷線では、２０１９年３月より水力および地熱のみで発電しＣＯ２を排出しない「再生可能エネルギー１００％」での運行を開始する等、民間事業者による対策が進められている。

今後は、こうした民間の先駆的な取組の推進を図るとともに、国土交通省が進めてきた施策の一層の推進を図ることが重要である。電気自動車・ハイブリッド自動車といった電動車の普及の加速、鉄道における軽量タイプの車両やＶＶＶＦ機器搭載車両の導入等のエネルギー効率の良い車両の導入促進、航空における航空交通システムの高度化等の運航の効率化、エコエアポートの推進によるエネルギー消費効率の向上といったエネルギー施策について、官民での連携による一層の推進を図られたい。また、事業者の積極的な取組を促すため、脱炭素化に必要となる設備投資へのインセンティブ付与等による後押しをお願いしたい。なお、施策推進にあたっては、運輸部門ではすでに高額なエネルギー本体価格に加え、あらゆるエネルギー諸課税が課されている現状等に鑑み、現在政府で検討が進められているカーボンプライシングのような規制的手法ではなく、インセンティブ手法により進められたい。

[2] エネルギーの安定供給(Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ)、経済効率性（Ｅｃｏｎｏｍｉｃ　Ｅｆｆｉｃｉｅｎｃｙ)、環境への適合（Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ)、安全性(Safety)から成り、日本のエネルギー政策の基本となる概念。

[3] 「Ｃａｒｂｏｎ　ｄｉｏｘｉｄｅ　Ｃａｐｔｕｒｅ，　Ｕｔｉｌｉｚａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｓｔｏｒａｇｅ」の略称。発電所や化学工場などから排出されたＣＯ２を分離・貯留し有効利用する技術を指す。

③自然災害、感染症対策への対応

災害による被害を最小限に抑えるためには、防災拠点や他県等との連絡、迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う陸・海・空の主要な交通施設が、発災時でも機能することが極めて重要である。

鉄道施設の被災は都市機能を麻痺させる恐れがある。鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が必要である。また、首都圏４千万人の生活と産業を支える東京湾の重要な港湾、羽田空港についても、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、さらには震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うことから、耐震強化岸壁の整備や高潮対策、滑走路等の耐震化、液状化対策、非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了すべきである。

加えて、大規模災害時や感染症流行時に経済的被害を最小限に抑えるためには、企業のＢＣＰ策定率を向上させることが極めて重要である。ＢＣＰ策定や更新、訓練等の取組を、原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等インセンティブの拡充や助成制度の創設が必要である。特に、コロナ禍において大きな影響を受けた公共交通事業者にとっては、感染症対策を含めたＢＣＰを速やかに策定し訓練することが重要である。

④柔軟な運賃制度の実現

公共交通機関のサービスの高度化に伴う投資にはイニシャルコストのみならず大きなランニングコストがかかる一方、特に鉄道においてはそのコストを運賃に反映できない状況である。また、固定費が大きいビジネスモデルの中、コロナ禍による急激な需要の変化により事業者は非常に苦しい経営環境にある。一部鉄道会社においては、利用者の需要の平準化を目的としたダイナミックプライシングの導入が検討されており、議論を深めることが必要である。さらに、将来需要が見通せない状況下においても、事業者が利便性向上、安全性向上を図りながら事業を継続し公共的な責務を果たせるよう、柔軟な運賃制度の実現に向けた議論についても合わせて進められたい。

２．個別要望項目

（１）社会変化に対応した環境整備、新たな需要を取り込む施策への支援

①交流人口・関係人口の拡大に向けた環境整備
②ブレジャー、ワーケーションの推進

③分散型旅行の推進

アフターコロナに向けて社会経済活動を活発化させるためには、地域における需要喚起やしごと創出への支援拡充を通して、交流人口・関係人口を拡大していくことが必要である。東京と多様な魅力や資源を有する各地域が連携をさらに深めて、共存していく社会を構築することが重要である。

そのためには、働く場所・住む場所の選択肢を広げながら、東京都心、東京郊外、地方都市と、規模の異なる複数の拠点を形成し、それぞれが役割を分担し、補完し合いながら共存共栄を目指すことが必要である。特に、地方の需要喚起やしごと創出に向けては、企業の地方拠点拡充の支援に加え、テレワークで東京の仕事を続けながらの地方移住や、二地域居住等を促進することが重要であり、地方の不動産・生活情報の提供等地方自治体のソフト面の支援（相談体制等）拡充が求められる。

また、２０２７年の品川～名古屋間の開業を目指して工事が進められているリニア中央新幹線は、我が国の成長を牽引する三大都市圏を約１時間で結ぶ。移動時間の劇的な短縮化により、人と人との対流の活発化とそれによる新たな価値創造を促進し、我が国全体の持続的な成長につなげていくコア（スーパー・メガリージョン）の形成を図ることが重要である。

さらに、コロナ禍を契機として、多くの企業においてテレワークによる在宅勤務など働き方改革が進む中、出張先でのレジャーや延泊での旅行を行う「ブレジャー」や、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」という新たな働き方が注目されており、国・自治体においても調査・研究が進められている。こうした取組は、日本人のビジネス旅行による消費拡大や国内ＭＩＣＥの振興等にも寄与することから、企業活動に配慮した、働き方・休み方の多様化に伴う新しい旅行スタイルの定着・促進に取り組まれたい。

加えて、昨年の観光白書においては、新しい旅行スタイルの定着が検討課題と位置づけられており、とりわけコロナ禍を契機に、特定の時期や場所に集中しがちな従来の形態から転換を図るため、休暇分散化と滞在型旅行の促進が主な柱であると指摘されている。昨年１２月より、観光庁と旅行会社や交通事業者が連携した「分散型旅行」を促進するキャンペーンを開始したが、こうした取り組みの一層の推進が必要である。

（２）東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたバリアフリー化等の取組の推進

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの整備推進
②高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、史上初の「延期」となった東京２０２０　オリンピック・パラリンピック競技大会を、「感染拡大防止と社会経済活動の両立」を実現する具体的な目標として位置付け、官民挙げて環境整備を加速していくことが極めて重要である。

東京２０２０大会は、我が国におけるバリアフリー化の一層の推進と、後世へのレガシーとする絶好の機会である。誰もが安全・安心と感じ、暮らしやすい社会であるためには、円滑な移動に必要なホームドア、エレベーター、エスカレーター及び車いすスペースの整備促進など、公共交通機関等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

また、コロナ禍の影響を大きく受ける公共交通事業者の経営に配慮した施策も必要である。バス事業者からは、バリアフリー対応車両への転換に対しては助成がなされている一方、バリアフリー対応車両の老朽取換にはほとんど助成実績がなく、コロナ禍の中で単価の高いバリアフリー車両の維持に苦慮しているという声もある。現行計画の目標達成状況や現場の実態を分析し、現実的で適切な新たな目標、事業者の取組を後押しする施策が必要である。特に維持管理費も含めた投資インセンティブの付与について検討されたい。

さらに、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させることが重要である。東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をする「声かけ・サポート運動」を全所的に推進している。「心のバリアフリー」のように、ソフト面でのバリアフリー化が推進されるよう、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

加えて、高齢や障害等の有無にかかわらず、様々な交通機関を快適に利用しながら、誰もが気兼ねなく参加できる旅行「ユニバーサル・ツーリズム」の推進は、国内市場の開拓、交流機会の創造につながると共に、東京２０２０大会の受入体制整備、ひいては国際競争力の高い魅力ある観光都市の形成にも寄与するものである。ユニバーサル・ツーリズムに関する研修や人材育成等さらなる普及啓発に努めると共に、滞在環境のバリアフリー化に対する融資・助成制度の拡充を図られたい。

（３）国際・地域間の交通・物流ネットワーク等インフラ整備の迅速かつ着実な推進

アフターコロナにおける我が国の国際競争力向上を図るためには、交通・物流ネットワーク等のインフラが極めて重要な役割を担うことから、確実な整備が求められる。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。さらに、インフラのストック効果を最大限に発現させるためには民間の役割が重要

である。ユーザーである民間がインフラの活用についてソフト面の観点から、意見を述べ、それを踏まえて、ハード面のあり方に反映させるといった、一連のプロセスを官民双方で繰り返していくことが必要である。当所としても引き続き、国土交通省をはじめとした関係機関と緊密に連携を図っていく所存である。

以上の考え方のもと、わが国の国際競争力強化に向けて下記の重要インフラについて、迅速かつ着実に整備することが必要である。

①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）、首都圏の高速道路、国道等の交通円滑化

・外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
・圏央道：早期の全線開通及び４車線化の加速化
・恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
・踏切の除却等を目的とした連続立体交差事業及び踏切システムの改善、踏切道の拡幅の積極的な推進
・主要国道のバイパス化、道路拡幅等（３５７号線、６号線、２０号線等）
・スマートインターチェンジの整備促進（工場団地や物流施設等との直結による民間投資誘発、観光活性化）
・賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
・主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化

・首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上（羽田空港アクセス線、新空港線）
・地方公共団体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
（東京８号線豊洲～住吉、東京１２号線光が丘～大泉学園町、新空港線蒲田～京急蒲田）

③コンテナふ頭、クルーズ客船ふ頭など港湾施設の機能強化

・新型コロナウイルス感染症対策や、移動手段、船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方に安全・安心で利用しやすい環境整備
・大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備
（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備、横浜港：南本牧ふ頭整備等）
・南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進
・官民連携による国際クルーズ拠点としてのハード・ソフト両面の取組推進

④首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加、効率的な空域利用の促進

・国際交流の拡大と国際競争力向上のための首都圏空港の処理能力強化（羽田空港第５滑走路検討など更なる取組の推進、成田空港の処理能力強化、羽田新経路の着実な遂行・定着化等）
・首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
・横田空域の早期全面返還による、首都圏の空域を再編成、一体的な管制業務
・首都圏空港におけるビジネスジェット受け入れおよび駐機場の拡大、都心への交通アクセスの強化

以　上

２０２０年度第２６号
２０２１年２月２６日
第２２５回議員総会決議

＜提出先＞　国土交通大臣、国土交通省幹部等

＜実現状況＞

○航空会社に対する支援（空港使用料、航空燃料税の大幅な減免）
・公租公課合計１，２００億円の減税

○空港機能強化に対する空港会社等支援（無利子貸付の新設）
・コンセッション空港　空港整備勘定からの無利子貸付　３１億円

○ＧＯ　ＴＯトラベル事業の延長
・予備費３，１１９億円の措置

○感染症の拡大を踏まえた混雑回避等の新たなニーズに対応したＭａａＳの推進
・令和3年度予算額　１００百万円

○新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議（令和３年３月２３日）において、地域の公共交通機関に対しＲＥＶＩＣ（地域経済活性化支援機構）などの政府系ファンドによる債権買取りなどの支援を決定

２８．知的財産政策に関する意見

基本的な考え方

（コロナ禍克服に向け、中小企業等の成長力強化に資する知的財産政策の強化が必要）

新型コロナウイルス感染症は人々の行動変容をもたらし、国内外の社会経済環境やニーズは急激に変化した。コロナ禍で業績が厳しさを増す中で、企業は生き残りをかけた変革を迫られている。

コロナ禍に加え、人口減少等の構造的課題の克服には、新たな付加価値を創出し、生産性向上の実現が必要であり、知財等の経営戦略への活用は極めて有効である。今や世界で躍進するＧＡＦＡもデジタルを活用した知財等を駆使し、スタートアップから急成長を遂げている。わが国においても、知財や技術等への適切な評価と融資の仕組みを整え、次代の成長を担う中小企業やスタートアップの挑戦を強力に後押ししていくことが急務である。また、知的競争が激化する中で、米中対立を背景に国際的なサイバー攻撃による知財や技術等の窃盗も増加している。経済安全保障の観点から、国内の企業が有するグローバルニッチトップ技術を育てると同時に守る仕組みの強化が不可欠である。

今後の知的財産政策は、こうした環境変化を踏まえ、産業のイノベーション促進、中小企業等の成長力強化という目的を果たしているかという視点が必要であり、以下５つの柱を盛り込まれたい。

（５つの柱）

第一は、「知財取引の適正化」の徹底である。政府の成長戦略実行計画にも、大企業と中小企業の取引の適正化という観点から盛り込まれているが、生産性の向上を図るためには、企業が持つ強みをいかに伸ばすかという視点が重要であり、価格に依らない競争力を得るためには、技術やブランドといった知財の力が必要不可欠である。

第二は、「中小企業・スタートアップの知財創造・活用の促進」である。中小企業の特許出願件数はリーマン・ショックの２００８年から２０１１年まで減少した。研究開発費の回復が欧米に遅れたことで、特にＩＴ・ハイテク産業の営業利益に大きく開きが生じたとの指摘もある。こうしたことを繰り返さないためにも、企業における知財の創造・活用促進への直接的な支援と環境整備が重要となる。

第三は、「知財による地域中小企業の競争力強化」である。新型コロナウイルスの感染拡大は地域経済・社会に大きな影響を与えると同時に、テレワークの浸透により都市から地方への移住者が増加するなど、新たな動きも生みだしている。この機を捉え、各地における産学連携等を促進し、知財による地域の中小企業の生産性向上および競争力強化を図ることで地方創生を加速させるべきである。

第四は、「コロナ後を見据えたコンテンツ市場の構築」である。新型コロナウイルスの感染拡大は「人の移動」と「人との接触」の２点に強い制約をもたらし、コンテンツの流通・消費にも大きな変化を与えた。この変化は一過性のものではないことを鑑み、コロナ後も見据えたコンテンツ市場構築に向け、ＤＸに対応した環境整備の推進と、コンテンツを生み出す事業者への支援が必要である。

第五は、「知財紛争における紛争処理能力の強化」である。知財の価値は最終的に訴訟における損害賠償額で評価される。取引の適正化を徹底したとしても、権利侵害が生じる可能性は否定できず、イノベーションを促進するためには、その価値が訴訟の場で十分に評価される仕組みが必要である。

これら基本的な考え方の下、政府におかれては、「知的財産推進計画２０２１」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

Ⅰ．知財取引の適正化

公正取引委員会が２０１９年６月に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態報告書」や２０２０年１１月に公表した「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」において、一部の大企業と中小企業・スタートアップ間で知財に関する不公正な取引が行われている事例が報告されている。こうした取引を是正するため、２０２０年６月には「パートナーシップ構築宣言」が開始されたほか、２０２１年３月には中小企業庁が中心となってとりまとめた知財取引における契約のガイドラインやひな形が公表予定であるなど、国を挙げて知財取引の適正化に向けた取り組みが進んでいる。経営リソースが大企業に比べて乏しい中小企業やスタートアップにとって、訴訟による解決はハードルが高く、取引が適正化することによる恩恵は非常に大きい。今後は、これらの動きを一時的なものとすることなく、継続的に取り組むことで、企業間の取引慣行に浸透させるとともに実効性を伴うものとすることが重要である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

（1）「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大　【重点項目】

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」とする内容が盛り込まれており、本宣言が広く普及することで知財取引の適正化も進むものと考える。よって、成長戦略実行計画に記載の１，０００社にとどまらず、社会一般の通念として浸透するよう、「パートナーシップ構築宣言」企業の拡大に取り組むこと。

（2）秘密保持、技術契約のガイドライン、ひな形の周知・普及　【重点項目】

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していける環境整備として、中小企業庁に設置された「知財取引検討会」の成果物として２０２１年３月に公表予定の契約のガイドラインと契約書のひな形の

周知・普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力すること。また、中小企業の知財活用の一層の進展を促す施策メニューの拡充を図ること。
（3）知財取引に関する更なる調査および定期的なモニタリングと結果の公表　【重点項目】
知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施すること。また、不公正な知財取引を抑止に向け、知財Ｇメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果を公表すること。
（4）知財取引の適正化に向けた法改正・ガイドライン拡充　【重点項目】
上述のような取り組みに強い実効性を持たせるためには、法律等により不当な知財取引が違法であることを明示的に示すことが重要である。よって、下請代金支払遅延等防止法第４条第２項第３号を改正し、親事業者の禁止行為として定められる「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」につき、知財の譲渡等が含まれることが明示されるよう、「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること（知的財産を含む）」と条文を修正するほか、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインに不当な知財取引を行う企業に対して企業名を公表する等の措置を追加する等、知的財産・ノウハウの保護を推進するための法改正とガイドラインの拡充に取り組むこと。
（5）投資契約における株式買取請求権の是正に向けた指導強化　【重点項目】
投資契約における株式買取請求権の設定は、スタートアップやベンチャー企業が出資を受ける際の慣習となっているが、権利行使された際に対応が困難なケースが多いことを背景として、権利行使を匂わせることで、知財の無償提供等の不当な要求を行う事例が公正取引委員会の報告書等で報告されている。出資者が株式買取請求権を行使した場合、スタートアップやベンチャー企業の資金繰りに致命的な影響を及ぼす可能性もあり、取引慣行の是正に向け、指導強化を図ること。特に、経営者個人に対する設定は、負担の大きさや融資における経営者保証の是正の流れ等を考慮し、撤廃に向けた対応を行うべきである。

Ⅱ．中小企業・スタートアップの知財創造・活用の促進

コロナ禍を契機として、在宅勤務・学習やキャッシュレスの普及など、デジタル化による社会変化が加速し、イノベーションの役割がますます重要になっている。こうした中、２０２０年１０月に産業構造審議会知的財産分科会に新たに設置された「基本問題小委員会」において、コロナ禍で顕在化した課題への対応およびコロナ後を見据えた産業財産権制度の在り方等について検討がなされた。

今後、中小企業やスタートアップの知財の創造・活用を加速させていくためには、関係省庁・機関等と連携を強化し、それぞれの企業の実態・ニーズに合ったきめ細かい支援を行うことのほか、権利取得手続きのハードルを引き下げる工夫や権利取得にインセンティブを与えるといった多面的な後押し、入口（技術開発）から出口（出願）までの一貫した支援体制の構築を行うことが必要不可欠である。また、併せて、この機会を捉え、グローバル化の進展や「ニュー・ノーマル」の時代に即した産業財産権制度についても検討を行う必要もあろう。さらに、こうした取組を充実しつつ、安定的・継続的に実施するため、歳出・歳入両面において持続可能な財政基盤を確立する必要がある。以上のことから、次の施策を講じられたい。

１．中小企業・スタートアップの知財創造・活用を促進する体制強化
（1）特許庁の各種手数料の料金体系検討にあたっては歳出削減を徹底
特許庁の歳出・歳入構造の見直しの中で、各種手数料の料金見直しも俎上に上がっているが、まずは徹底した歳出削減を行った上で、持続可能な料金体系の在り方を示すこと。ただし、ユーザーの利便性に直結するサービスの削減の検討は慎重に行うべきである。
（2）中小企業の特許料等の減免制度の維持　【重点項目】
徹底した歳出削減を行ってなお、歳入が不足する場合には、各種料金の引き上げもやむを得ないが、中小企業の知財活用の推進に資する特許料等の減免制度については維持すること。
（3）減免制度の改正にあたっては制度趣旨に沿わない利用を制限
特許料等の減免制度の議論の中で、一部の企業が制度趣旨に沿わない利用を行っているという指摘があり、その是正に向けた見直しが図られることはやむを得ない。ただし、制度の見直しにあたっては、制度趣旨に沿って利用している大多数の中小企業やスタートアップの出願を抑制することのないよう、制度趣旨に沿わない利用を取り締まる方向性で対応すること。
（4）商標出願手数料引き上げは審査負担に応じて検討
不使用商標、ストック商標対策として、出願・登録や更新の適正化を促す観点から商標出願手数料の引き上げが検討されているが、その検討にあたっては、審査負担に即した料金設定を検討すること。具体的には、指定商品・指定役務を「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表」等に従った記載を行う出願については、商標法第６条の拒絶理由に当たらず、審査負担も自由記載と比べて小さいため、料金の引き上げ幅を圧縮すること。
（5）ユーザー目線に立ったデジタル化推進　【重点項目】
規制改革実施計画に基づき、原則として特許庁が所管する全ての手続きについてデジタル化を行う方針が決定されたが、その見直しにあたっては、デジタル化を行うこと自体を目的とするのではなく、ユーザー目線に立ち、特に中小企業やスタートアップにとって使い勝手の良いものに変えること。具体的には、ユーザーとの対話によ

る制度内容の検討に加え、導入にあたっては新制度の試行期間を設けることで、より広範なユーザーからの意見集約が期待できる。例えば、以下の施策が考えられる。
・２０１９年４月より特許減免申請の際の証明書類が不要となったが、あわせて審査請求、早期審査等の申請においても、例えば特許出願と同時に審査請求、早期審査を行う場合、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括申請ができるよう改善（例：該当事項にチェックを入れる方式等）するとともに、申請要件等については虚偽がないことを宣誓する方法に変更し、添付を要する証明書類を削減する。
・願書作成や出願という各段階において別システムが必要となる既存のインターネット出願の手続きを抜本的に改め、電子証明書の取得を不要とする。
・特許料の手数料納付手続きは、６種類存在するが、いずれも購入・登録等の事前手続きが煩雑となっていることから、税金や健康保険料、公共料金の納付と同程度になるよう、事前手続きを廃止する。
（６）知財総合支援窓口における支援体制の強化　【重点項目】
中小企業の出願促進に向けては、知財総合支援窓口におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初めて出願を行う事業者に対し、手厚い支援を行い、一連の手続きを経験してもらうことで、さらなる出願を促進する効果が期待できる。よって、初めての出願に限って出願代理費用の助成を行うとともに、出願手続きおけるきめ細やかな支援を行うこと。具体的には、書類作成支援ツール「さくっと書類作成」及び電子出願ソフトを用いた出願書類作成の指導、「さくっと書類作成」のみでは対応ができない明細書等の作成にあたっては適任となる専門家の選定・助言、専門家支援を受ける場合には相談者の希望に応じて担当者が相談に同席してコーディネーターの役割を果たす、等が挙げられる。これに併せ、窓口の利用者拡大に向け、知財総合支援窓口自体の認知度強化を図るべく、よろず支援拠点や商工会議所等の各種中小企業支援団体との連携強化を行うことも一考である。
（７）中小企業支援機関の支援体制と連携の強化
知財総合支援窓口の多くは県庁所在地に偏っており、知財総合支援窓口に限らず、各地域に分散する知財に関する相談窓口についても広く支援体制を整備することが重要である。中小企業が身近な相談窓口を利用し、より多くの中小企業の知財創造・活用を促進するには、知財支援に注力する商工会議所やよろず支援拠点等中小企業支援機関の支援体制を強化することが重要である。また、上記（６）に記載の「初めての出願に限っての出願代理費用」については知財総合支援窓口以外の支援機関にも同様に助成を行うべきである。
（８）質・技術を重視した公共調達に関する法整備に向けた検討
わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的資産が尊重されず、新規の調達への参入を阻害し、知的創造を委縮させているという指摘がある。新型コロナウイルス感染症による影響により、民間投資が低迷するなか、公共調達への参入は増加傾向にあるが、わが国のイノベーション促進に向けて、従来の価格を重視した原則論を改め、会計法や地方自治法等において、知的資産が一層尊重されるような法整備を検討すべきである。
（９）知財功労賞に中小企業枠を新設
特許庁では知財制度の普及・啓発に向け、定期的に事例集等を発行している。事例集は企業の参考資料として有益であるものの、他企業に向けてのＰＲとしての訴求力は表彰事業より一段劣る。知財を有効に活用する企業の営業力強化に向け、知財功労賞に中小企業枠を設け、事例集に掲載されるような優良企業につき、表彰を行うこと。
（１０）審査におけるＡＩ・ＩＴの活用
近年、中国を中心とする外国語技術文献の急速な増加や、特許出願における請求項数や明細書のページ数の増加を背景として、審査官が参照しなければならないデータが膨大化している。迅速な審査結果のフィードバックに向け、審査の際のＡＩやＩＴの活用をより一層加速させること。
（１１）　商標審査体制の強化
商標出願件数は増加傾向にあり、２０１３年と比較すると約１．６倍になっている。出願件数の増加を背景に、審査期間が長期化する傾向にあることから、審査体制を強化すること。

２．知財金融の推進
（１）中小企業・スタートアップ向けの知財を用いた資金調達制度の整備　【重点項目】
成長戦略実行計画において、無形資産投資に対する政策支援を拡大すべきとされており、現在、政府において無形資産を含めた新たな担保法制の在り方が検討されている。資力は乏しいが優れた知財を持つ中小企業やスタートアップが、知財を用いた資金調達を積極的に行うことができるよう、金融面の制度を整備することが必要である。特に事業を立ち上げて間もないスタートアップにとっては、技術力がよりどころであり、知財を用いた資金調達が容易になれば、事業の成長スピードも加速することが期待される。知財金融の推進が進む米国や中国等の諸外国の先進事例を参考にしつつ、資金調達制度の整備を行うこと。例えば、以下のような内容が考えられる。
- 政府系金融機関による低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能とする「知財公的融資制度」の創設および同等の支援を可能とする地域金融機関の支援体制の整備
- 信用保証協会に「知財特別枠」の創設
- 貸し倒れ時の債権を保証するための知財運用基金の創設
- 中小企業の経済的負担を軽減する観点から、民間融資の際の信用保証料補助制度の創設

- 知財特化型のファンド形成の検討
（２）金融機関の目利き力強化と評価スキーム・組織作りの検討　【重点項目】
知財金融の推進に向け、金融機関における目利き力強化として、人材育成や専門家との連携支援等の取り組みを強化することが重要である。一方で、知財の評価にあたっては専門的な知識が求められるものも多く、評価が困難であることも事実である。個人のスキルに依存することなく知財の評価を行えるよう、評価のスキームや専門的な組織作りも併せて検討すること。わが国の喫緊の課題である事業承継においても、知財を含めた企業価値の評価を行い、見える化することは、第三者承継の促進の面で有益である。

３．税制面からの支援
（１）パテント・ボックス税制の創設
中小企業の知財権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制を創設すること。
（２）研究開発税制（オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度））の利便性向上
中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できるが、本制度の活用促進のため、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善をはかること。

４．グローバル化の進展および「ニュー・ノーマル」に対応した産業財産権制度の検討
（１）国内企業の技術流出対策およびサイバーセキュリティ対策の指導と支援【重点項目】
近年、米中対立を背景としてサイバー攻撃が増加しており、日本企業が有するグローバルニッチトップ技術等の重要技術が狙われている。米国政府機関が企業に求めるセキュリティガイドライン（ＮＩＳＴ　ＳＰ　８００－１７１）から分かるように、重要技術に係る情報は１社での取り組みでは足りず、サプライチェーン全体で守っていく必要がある。知財や技術の窃盗等、国際的なサイバー攻撃・テロに関する脅威に対して、政府として、技術流出対策の制度面を含めた検討を行うこと。とりわけ、セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対しては、被害を防止するための指導や支援等を早急に行うことが求められる。
（２）特許情報を非公開とする仕組みの検討
わが国には、いわゆる秘密特許といわれる安全保障上の観点から特許情報の公開・非公開をコントロールする制度が存在していない。安全保障上の観点から、特許情報を非公開とする仕組みが必要ではないか、産業界の意向を確認しつつ、導入の是非につき検討を行うこと。
（３）ＶＲ、ＡＲ空間における商標利用の在り方の検討
ＶＲ（仮想現実)、ＡＲ（拡張現実）技術の台頭により、リアルとバーチャルが融合する新たな領域が生まれ、これまで商標法が必ずしも想定していなかった事態が生じ得るようになっている。今後、さらなる普及が見込まれるＶＲ、ＡＲ技術を利用したサービス開発の妨げとならないよう、課題となり得る事例の洗い出しを行い、必要に応じてガイドラインを作成して、事業者に周知を行うこと。
（４）ライセンス・オブ・ライト制度の検討
知財の流通促進、オープンイノベーションの促進という観点から、イギリスではライセンス・オブ・ライト制度が導入され、ドイツやイタリア等にも同様の制度が存在する。本制度を上手く活用することで、実施許諾の活発化によるオープンイノベーションの促進と特許権者においてはライセンス収入の増加も期待されるため、具体的な制度設計等について検討を行うこと。
（５）グリーン成長戦略実現に向けたＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮ施策の普及支援
２０２０年１２月に策定された成長戦略実行計画では、２０５０年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が１つの柱として掲げられた。この点、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）では国内外を通じた技術のマッチングとＳＤＧｓ等の地球環境課題への対処を実現すべく、ＷＩＰＯ　ＧＲＥＥＮという技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。現在、日本では合計２５の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されているが、グリーン成長戦略の実現に向け、大学や企業等のより一層のパートナー参画を促すべく、世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）との連携を深めるとともに施策の普及支援を行うこと。

５．国際認証や標準の活用促進
（１）国際認証取得費用の助成制度創設
中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっている。一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度が存在するが、全国の中小企業が国際認証の取得費用の支援を受けられるよう、国として助成制度を創設すること。
（２）規格・基準・規制の国際的な相互承認の推進
ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準・規制の統一や調和をより一層推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準・規制の相互承認を推進すること。
（３）標準の戦略的活用の更なる強化　【重点項目】
グローバル化の進展により、国際的な競争力確保のための標準の活用が重要性を増している一方、わが国には優

れた技術があっても国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国に比べて乏しい。戦略的な標準活用に向け、政府全体の標準関係予算を積み増し、ＩＳＯやＩＥＣなどの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策を強化すること。

６．海外出願支援と模倣品・海賊版対策の強化
（１）外国出願補助金のスキーム活用の推進
グローバル化の進展に伴い、ＰＣＴ国際出願件数は増加傾向にあり、２０１９年には５．２万件と過去最多となった。しかし、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）は、年間を通じ複数回の公募はあるものの、各回の公募期間は約１カ月と短期となっており、企業としては出願スケジュールと合致しないなど、使いにくいものとなっている。現状のニーズを鑑み、公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等使いやすい制度とすること。
（２）税関における特許権・実用新案権の権利侵害品の取り締まり強化
ｅコマースの発展等により、海外事業者が国内の個人に対し、小口により模倣品を直接送付するケースが急増していることを受け、商標と意匠においては、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに権利侵害として位置付ける方向性で対策の検討が進んでいる。特許と実用新案については、同内容の改正は見送られる方向であるが、模倣品を許容すべきではないという点について、四法に違いはないため、諸外国における法制度等も勘案しつつ、制度導入の是非について引き続きの検討を行うこと。

Ⅲ．知財による地域中小企業の競争力強化
わが国にとって、地方創生を加速させることは重要な課題の一つであり、そのために最も有効な方策は、地域の中小企業の競争力を強化することである。知財を活用して付加価値の向上やブランドの確立をはかることで、新たな需要を掘り起こし、次の研究開発投資に向けた収益を獲得することは、中小企業の競争力そのものを強化する重要な経営戦略の一つである。そのためにわが国として、地域の中小企業が地域資源の活用や国際市場への展開に積極的に取り組むことができる環境を整備することのほか、中小企業の経営を担う人材の育成を後押しすることが不可欠である。以上のことから次の施策を講じられたい。

１．地域資源を活用した地域中小企業の競争力強化
（１）大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援
大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する取り組みを後押しする支援の拡充をすること（山口大学や徳島大学、東京大学ＴＬＯの特許開放モデルの展開、特許庁の開放特許データベースの利用促進）。
（２）自治体における優れた知財活性化行動計画の横展開
２０１８年度から２０２０年度にかけて実施した福島知財活用プロジェクトでは、地域の知財活用の広報とビジネス・プロデューサ派遣による事業創出支援を行っている。また、特許庁の知財活性化行動計画では、各地域における特色を踏まえて都道府県が数値目標（ＫＰＩ）を策定し、この計画下で支援を進めた結果、売上が向上したといった好事例が多数存在している。引き続き、こうした事業の積極的な推進や、他地域への成功事例の横展開を実行すること。
（３）地域団体商標の取得・活用の推進
商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となって取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値を保護するのみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化につながる仕組みとなっている。特に、２０１７年度から２０２０年度にかけて実施された特許庁主催の「地域ブランド総選挙」では、地元の学生が地域団体商標権者等と一緒に活動することにより、産学連携による地域ブランドの商品・サービスの推進につながった。引き続き、地域活性化に資する「地域団体商標」の取得をはじめ、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取組を推進すること。
（４）新型コロナウイルス感染防止に資する技術開発に向けた知財ビジネスマッチング事業の推進強化　【重点項目】
新型コロナウイルス感染症対策に必要な商品の開発・製造・販売などを進める上で障害となる可能性のある知的財産権の行使を行わない環境を整えることを目的とした、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言（ＣＯＶＩＤ－１９と戦う知財宣言）」の取り組みが民間から立ち上がっている。既に、経済産業省近畿経済産業局の知財ビジネスマッチング事業と連携を行い、マッチング支援が進められているが、こうした取り組みを全国的に展開すること。

２．地域中小企業を支える人材の育成
（１）知財教育の全国的な展開と知財教育を推進する人材育成の推進
知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われている。一方で、実際の教育現場は急なオンライン教育への対応等を含め、多忙を極めており、新たな教育要素が入る余地がないのが実情である。まずは、少年少女発明クラブ等の学校外での活

動で「創造の楽しさ」を教えることも検討しつつ、小中高等学校からの知財教育を引き続き全国において展開するとともに、こうした知財教育を推進する人材育成について、強力に推進すること。
（2）産学連携等を促進するコーディネーターの育成
産学連携等を促進するためには、大学が特許開放等を行うだけでなく、大学と企業を結び付け、連携事業を推進していくコーディネーターが必要である。クールジャパン戦略では、地方におけるクールジャパン資源を海外展開やインバウンド振興に結び付けていける専門知識・ノウハウを持った人材を地域プロデューサーとしてリスト化し、情報共有を行っているが、産学連携等の推進にあたって、橋渡し役となるコーディネーターの育成し、各地域への派遣を行うこと。

Ⅳ．コロナ後を見据えたコンテンツ市場の構築
新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、「人の移動」と「人との接触」の２点に強い制約をもたらした。これに伴い、コンテンツ産業は、映画、舞台、ライブ等の興行ビジネスを中心に大きな打撃を受けたほか、制作現場が中断する、広告収入が減少する等といった影響ももたらされた。「新たな日常」が社会に浸透する中で、デジタルコンテンツの消費の在り方やビジネス構造自体が急激に変化しており、感染が収束しても、以前と全く同じ状態には戻らないことが予想される。具体的には、家で過ごす時間が増加したことから放送番組・動画配信プラットフォームの視聴や、ゲームのプレイ時間が拡大しているほか、教育の場がオンラインにシフトする、ライブエンターテイメントがオンライン配信に切り替わるなど、オンラインで提供されるコンテンツの種類も多様化している。コロナ後の世界の「ニュー・ノーマル」を見据え、その環境下で社会に価値を提供し続けるコンテンツと、それを支えるビジネスを構築することが求められる。以上のことから次の施策を講じられたい。

１．新型コロナウイルス感染症により悪影響を受けた業界に対する適切な支援
（1）興行ビジネスを中心に悪影響が続く事業者に対する支援の継続　【重点項目】
コロナ禍により、「人の移動」と「人との接触」に強い制約がもたらされ、映画、舞台、ライブ等の興行ビジネスを中心に大きな影響が生じている。特に、日本の興行ビジネス関連事業者は中小企業が多く、従来から資金繰りが厳しい業界も多い中、イベント等の上限人数の制限が行われることに伴う売上減少や感染防止対策のためのコスト増などにより、利益率の悪化が続くなど厳しい状況に置かれている。コンテンツ産業の持続的な発展および保護のため、影響を受けた事業者に対する支援を継続すること。
（2）Ｇｏ　Ｔｏイベント事業による実効性ある支援の実施
需要喚起キャンペーン事業（Ｇｏ　Ｔｏイベント事業）については、映画や演劇、コンサート等、多大な影響を受けたコンテンツ業界からは需要の起爆剤として多くの期待が寄せられていたところ、感染状況の拡大に伴い、対象チケットの新規販売が全国一律で停止になる等、当初期待された効果が十分に発現されていない。公募要領に基づくキャンペーン期間は当初２０２１年１月末とされていたところ、緊急事態宣言の再発令に伴い、順次見直しが行われており、現在はオンライン開催のイベントのみを支援対象とし、期間は２０２１年６月末までとされている。フィジカルで開催するイベントの取り扱いは「感染状況を見つつ、検討」とされているが、実効性ある支援を実現するため、感染状況を注視しつつ、可能な限り早い段階で、オンライン開催のイベントと同様、フィジカルで開催するイベントについても支援対象とすること。

２．コンテンツのより一層の国内市場活性化および海外需要獲得に向けた環境整備
（1）放送コンテンツの二次展開を容易とするための許諾推定規定の導入
現行の著作権法では放送と配信では権利処理の規定が異なり、放送コンテンツの二次展開を行おうとする放送事業者の負担となっている。国内外の需要獲得に向け、コンテンツの二次展開を促進するよう、著作権者が配信利用を拒む意思を示さなければ、許諾したと推定する規定を新たに設けること。
（2）コンテンツグローバル需要創出等促進事業の事業期間の拡大
コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金については、コンテンツの制作期間が年度をまたいで複数年に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を拡大すること。
（3）諸外国のコンテンツ規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けている場合があり、わが国コンテンツ産業の国際展開を困難にしている。政府は、各国における規制等の動向について迅速に情報収集・提供するとともに、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。
（4）動画配信プラットフォーマーへの流通促進支援　【重点項目】
海外市場の開拓を一層進めるためには、各国の動画配信プラットフォーマーへの流通促進が有効な手段である。メタデータの提供等必要な手続きに対する支援 に加え、成功事例を積極的に展開することで、中小企業による海外市場開拓の促進をはかること。

３．適切なコンテンツ創作環境の構築と公正な取引推進
（1）コンテンツ分野における各種ガイドラインの周知・啓発強化　【重点項目】
放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に向け、事業者に対する周知・啓発を強化すること。多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテン

ツ制作者も増加しており、２０２１年＊月（１月２５日までパブコメを実施。正式発表後、更新）に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても早急な普及が必要である。
（２）アプリストア市場におけるプラットフォーマーとコンテンツ事業者の公正な取引の推進
コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、２０２０年の世界全体のアプリ支出額は前年比３割増となっている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォーマーへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声も上がっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中で、独占禁止法の適格な執行に向け、アプリストア市場の取引慣行につき注視を続けること。

Ⅴ．知財紛争における紛争処理能力の強化

知財紛争処理システムの在り方の検討にあたっては、制度を利用する全ての者が利用しやすいものになることを念頭に置く必要がある。しかし、中小企業やスタートアップにとっては、訴訟提起自体のハードルが高く、訴訟の経済的負担、人的負担等を考慮して、侵害の事実を把握していても権利を行使しないという選択をせざるを得ないとの声も聞かれる。権利を取得しても権利行使しにくい、または権利行使しても訴訟により十分な価値が認められないということになれば、権利を取得するインセンティブが働かず、出願およびイノベーション創出は停滞してしまう。また、知財が法的に保護され、その価値を十分に評価されることは、先に述べた知財金融を推進する上でも前提となるものである。訴訟における証拠収集が困難で権利侵害がなかなか認められない、侵害が認められても損害賠償額が不十分となれば、知財に基づく投融資額も低い水準にとどまらざるを得ないだろう。知財の創造・活用を促し、以てイノベーション創出に寄与するためには、権利取得までのサポートと併せ、適切な権利保護と権利行使が実現するよう、紛争処理能力の強化を図っていくべきである。中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等の価値が、裁判において適切に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

１．特許権者の金銭的救済制度の充実
（１）判例の動向を注視した上で、利益吐き出し型賠償制度の検討　【重点項目】
知財訴訟における損害賠償について、従来の実損填補の概念を用いた損害賠償額の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる「侵害した者勝ち」の状況が生まれてしまうという点に課題がある。特に、特許権は侵害が容易であり、大きな利益を上げやすいという特徴があるにも関わらず、これまで一度も刑事罰を科されたことがなく、抑止力が十分に機能していない。損害賠償額は知財の最終的な価値そのものであり、この重要な経営資源である知財の価値を特許法で十分に守られないということになれば、特許出願のモチベーションは上がらず、特許法の「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という目的も実現できない。したがって、令和元年改正特許法を反映した判例の動向を注視する必要はあるが、その必要性が認められた場合には、利益吐き出し型賠償制度の導入について速やかに検討を再開すること。また、ＡＩ、ＩｏＴ時代を迎え、企業活動が「モノの生産」から「サービスの提供」に変化してきているなか、モノの販売数量ベースで損害額を決める既存の算定方法以外の手法についても検討すべきである。

２．証拠収集手続の更なる強化
（１）査証制度の運用状況の注視および訴訟提起前の導入についての検討　【重点項目】
２０２０年１０月から査証制度が導入されたものの、現時点では発令された例は出ておらず、証拠収集の強化という制度導入当初の目的を実現できているのか、今後の運用状況を注視していく必要がある。運用状況を注視しつつ、必要に応じて発令要件の妥当性を検討するとともに、更なる証拠収集手続きの強化に向けて、例えば、訴訟提訴前における査証制度導入を検討することも一考である。
（２）当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）導入の検討
知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人（特許権者）が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能であるが、それに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。訴訟に必要な証拠が適切に提供されるようにするためには、本懸念を払しょくする必要があり、当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）の導入については、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて引き続きの検討を行う必要がある。なお、検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等、バランスに配慮することが必要である。
（３）第三者意見募集制度（日本版アミカス・ブリーフ制度）の導入
米国の裁判所では、法律上の論点について、第三者が提出した意見を参考に判決を下すことができるアミカス・ブリーフ制度が存在する。多角的な視点から裁判所が判決に関する判断要素を収集できるという観点から、日本においても裁判所が必要と認める場合に限り、裁判所が意見募集できる制度の導入を行うこと。

３．訴訟における手続き・手数料の負担軽減
（１）民事裁判手続きのオンライン化の推進　【重点項目】

知財紛争処理システムの利便性を向上させ、その活用を促進するためには、ＩＴの利活用が有効な手段である。特許庁では口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化が進められているが、訴訟でも同等のオンライン化が実現するよう、法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会で法改正の在り方の検討を進めるとともに、システム開発や設備の導入、裁判所における専門人材の増員、サイバーセキュリティ対策等を含め、ＩＴ化を推進するために必要な環境整備への後押しを行うこと。

（２）提訴手数料の低額化・定額化　【重点項目】

訴額に比例した裁判費用は、中小企業やスタートアップが多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が３億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として９２万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、更なる手数料の納付が求められる等、中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。こうした観点から、中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化をはかること。

４．知財紛争のグローバル化に対応した検討

（１）標準必須特許の差止請求権の在り方は国際的な潮流を注視

標準必須特許（ＳＥＰ）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から、交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。具体的には、実施者の立場から権利者の権利行使、特に差止請求権について制限を設けるべきという意見がある一方で、権利者の立場からは差止請求権の制限をすべきではないという意見があり、実施者と権利者の立場で意見の相違がみられる。この点、世界に目を向けると、ドイツで差止に制限を加える方向性での特許法改正が検討されている一方で、欧米の昨今の裁判例 では差止請求を容認するプロパテントの考えが出されるなど、ルール形成に向けて議論が続いている。標準必須特許（ＳＥＰ）の差止請求は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題だが、国際的な潮流を注視しつつ、早急な法改正の検討ではなく、まずは実施者と権利者の間で誠実な交渉が進むよう、２０１８年６月に特許庁が公表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を視野に議論を深めるべきである。

（２）国外における渉外事案への対応について検討

特許権は属地主義の原則により、その効力は当該国の領域内のみで認められるとされる。しかし、企業活動のグローバル化が進むなか、海外で製造された模倣品が日本に流入し、販売される等、国境を越えた知財紛争は次第にその数を増やしており、今後、紛争経験のないわが国企業が、渉外的な紛争事案に巻き込まれる可能性も懸念される。こうした背景から、例えばわが国の特許権を侵害する製品を外国企業が製造し、日本で販売している場合、直ちに特許権侵害を理由に差止めをすることができるか、また、査証制度において、日本企業が査証を拒否すれば真実擬制となるのに対し、侵害者が外国企業の場合は査証を拒否しても真実擬制とはならないのか等、国境を越えた係争への対処法について、検討することが必要である。

以　上

２０２０年度第２７号

２０２１年３月１１日

第２２６回（臨時）議員総会決議

＜提出先＞　内閣府　知的財産事務局、特許庁、中小企業庁、公正取引委員会等

＜実現状況＞

例年６月を目途に政府が策定する「知的財産推進計画２０２１」への要望項目反映に向け、内閣府知的財産事務局長および特許庁長官に陳情を行ったほか、政府の審議会等を通じて、意見活動を行う。

② パブリックコメント

日　程	タイトル	担当部署
５月１１日	第４次少子化社会対策大綱（案）に対する意見	産業政策第二部
９月　７日	第５次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方・素案に対する意見	産業政策第二部
９月１８日	障害者の雇用の促進等に関する政令案に対する意見	産業政策第二部
９月１８日	高年齢者等職業安定対策基本方針（案）高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（案）に対する意見	産業政策第二部
１０月２３日	中央教育審議会 初等中等教育分科会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ)」への意見	企画調査部
１２月２５日	「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案)」 に対する意見	産業政策第二部

○第４次少子化社会対策大綱（案）に対する意見

○少子化の進行は、人口減少、特に生産年齢人口の減少と高齢化の進展を通じて、労働供給の減少、市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準低下など、社会経済に多大な影響を及ぼす問題である。
○このことから、少子化対策は国の将来を左右する最重要課題の一つである。
○しかし、２０１５年に策定された現在の少子化社会対策大綱では、「今後５年間を『少子化対策集中取組期間』と位置づけ、必要な財源を確保しつつ、政策を抜本的に充実させていくことが必要」としながらも、２０１５年に一旦は１．４５まで回復した合計特殊出生率はここ数年微減傾向で、２０１９年の出生数（推計）は８６万４，０００人と過去最少を記録し、いわば「８６万ショック」とも呼ぶべき状況となるなど、少子化の進行、人口減少は深刻さを増していることから、時間的な猶予はない。
○こうした状況を踏まえ、官民を挙げて今求められる取組を早急に進めるとともに、長期的な展望に立って、総合的な対策を大胆に進めていくことが不可欠である。
○当所は、本大綱（案）が掲げるこうした認識と考え方を一にするとともに、政府が一体となって、本大綱（案）に盛り込まれた多岐にわたる施策を鋭意推進していくことを期待する。
○その上で、当所は、少子化の進行や人口減少、地方の疲弊に対して強い危機感を持っていることから、施策の方向性や推進体制、具体的内容等について、日本経済の屋台骨を支える中小企業の視点に立って、当所の意見を下記により申しあげる。

【少子化対策に要する財源に関する考え方について：本文１ページ、１２ページ】
＜少子化対策に要する財源について＞
○少子化対策を拡充するには、多額の財源が必要となる一方で、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にある。
○このため、高齢世代への給付に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は、可能な限り子育て支援など少子化対策に資する形で現役世代に還元していくべきである。
○こうした考えの下で、更に強力に少子化対策を推進していくために必要な安定財源を確保していくことが不可欠である。
＜事業主拠出金について＞
○企業主導型保育事業に係る助成金の財源である事業主拠出金は、業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げも続いていることから、企業にとって負担感が増している。
○そもそも、子育て支援など少子化対策の財源は、社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。
○コロナショックにより多くの中小企業がかつてない苦境に直面している中、今年度の料率は０．３６％に引上げられたが、事業主拠出金のおよそ６割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべき旨を盛り込むべきである。
○また、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案した上で、料率の引下げも視野に入れて検討していくべきである。
○更に、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることも必要である。

【少子化対策における基本的な目標について：本文３ページ】
○本大綱（案）では、一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率１．８」の実現に向け、個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくること等を少子化対策における基本的な目標としている。
○２０１５年に閣議決定した現在の大綱では、「希望出生率１．８」といった数値を前面に掲げていないが、具体的かつ定量的な目標を設定することは大いに意義があり、少子化対策に関する社会的な関心の喚起や機運の醸成にも寄与するものである。
○したがって、政府は本大綱（案）が掲げる「希望出生率１．８」の実現を前面に打ち出して、少子化対策を総合的に推進していくべきである。
○また、「選択する未来」委員会の報告等で掲げた「５０年後においても１億人程度の規模を有し、安定した人口構造を保持する」という目標も前面に掲げるべきである。
○なお、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意する必要があることは言うまでもない。

【施策の推進体制について：本文１１ページ】
○２０１４年に設置された「選択する未来」委員会の報告に盛り込まれた２０２０年頃までに取り組むべき対応の進捗状況について検証を行い、今後の必要な対応について検討していくことを目的として、本年３月に設置された「選択する未来２．０」と緊密に連携していく必要性を盛り込むべきである。
○少子化対策に関しては、人口・経済・地域の課題に一体的に取り組むアプローチが有効である。
○特に、人口減少の最大の要因は若年層を中心とした東京圏への人口流出であり、全国平均に比べて出生率が低い東京圏（※）への人口流出が続けば、国全体の人口減少に拍車をかけることが懸念される。
○したがって、「選択する未来」委員会の報告等で掲げた「５０年後においても１億人程度の規模を有し、安定した人口構造を保持する」という目標を現実のものとするには、「東京圏への一極集中の是正」など、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（令和元年改訂版）、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等と緊密に連携して施策を推進していくことで、「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」を実現することが必要である。
○その上で、 少子化・人口減少の進展、低迷が続いている生産性、地方の疲弊といったわが国のトレンドを変えるための「ジャンプ・スタート」を、２０２０年代初めを目途に実行する必要がある旨を明記すべきである。
※２０１８年合計特殊出生率：全国１．４２、東京都１．２０、神奈川県１．３３、千葉県１．３４、埼玉県１．３４

【施策の検証・評価について：本文１１ページ】
○２０１５年に閣議決定した現在の大綱では、「今後５年間を『少子化対策集中取組期間』と位置づけ、必要な財源を確保しつつ、政策を抜本的に充実させていくことが必要」としながらも、２０１９年の出生数（推計）は８６万４，０００人と過去最少を記録し、いわば「８６万ショック」とも呼ぶべき状況となるなど、少子化の進行、人口減少は深刻さを増していることから、ＰＤＣＡサイクルを適切に回していくことが不可欠である。
○なお、効果の検証にあたっては、出生率が上がらない原因を類型化すれば、次の３種類が考えられることに留意すべきである。
①適切な対策は打ってきたが、トレンドを変えるには時間が足りていないために、間もなく効果は上がってくるだろうという考え方。
②一部の鍵となる政策がうまく機能していないことが、致命的なネックとなっているという考え方。例えば、まち・ひと・しごと創生の取組において、東京一極集中が是正されていないという問題など。
③想定していなかった重要な課題要素があり、そのことへの対策が欠けていた、すなわち検討が十分ではなかったという考え方。この考え方に関しては、例えば、現在から将来にわたる国民の「幸福度」という視点が重要な要素として挙げられる。
○また、安定財源を確保しつつ、少子化対策を更に拡充していくには、国民の理解が不可欠であることから、本大綱が掲げている少子化対策の効果・成果について、国民にとって分かりやすい形での「見える化」を進めていく必要がある。

【地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援について：別添資料２ページ】
○各地商工会議所においても婚活支援のための取組を実施していることから、商工会議所の取組も支援対象とする旨を明記されたい。
※参考：日商ホームページ「商工会議所 婚活情報」ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｊｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｍｅ／ｌａｂｏｒ／ｙｏｕｔｈａｎｄｗｏｍａｎ／ｍａｒｒｉａｇｅ／

【「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備について：別添資料２ページ】
○保育の受け皿整備は着実に進んでいるが、昨年４月時点の待機児童数は前年比で３，１２３人減少したものの未だ１６，７７２人いる状況である。

○安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向け、保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消や質の確保は喫緊の課題であることから、「子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進し、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。

【企業等による事業所内保育施設等の設置の促進について：別添資料３ページ】
○２０１６年に創設された企業主導型保育事業は、１１万人分の整備目標に対して、２０１８年度は3，８１７施設、８６，３５４人分（定員）の助成決定（新規助成決定１，３２７施設３０，２７８人・定員）がなされるなど、量的整備は順調に推移している。
○また、設置企業の７６％は中小企業であることから、本事業は中小企業の人材確保や、女性活躍の推進に大いに寄与している。
○一方、事業規模の拡大に伴い、保育の質や、定員割れ・休止等の事業の継続性、実施機関による指導監査、各種相談の実施体制の不十分さ、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化したことから、昨年３月に公表された検討委員会報告では、審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化をはじめ、早急に改善すべき今後の方向性に関する対応策が取り纏められた。
○したがって、政府はこの方向性に沿って取り組んでいくことで、助成金の不正受給など諸課題に厳正に対処していくことが不可欠であることや、企業主導型保育の量と質の確保を図っていく旨を明記すべきである。
※事業主拠出金に対する意見は上述の通り。

【育児休業など男性の育児参画の促進について：別添資料５、６ページ】
＜男性の育児休業の取得促進策について＞
○男性の育児休業取得率は６．１６％（２０１８年度）と徐々に向上しているものの、政府目標である３０％（期限：２０２５年まで）を大きく下回っている。
○一方、内閣府の調査で、末子の妊娠中から出生後２ヵ月以内に休暇を取得した男性の割合に関して、末子の妊娠中の取得率は４６．１％、末子の出生後２ヵ月以内の取得率は実に５８．７％に上っている。また、取得した休暇の合計日数は１０日未満が７４．９％であるが、１０日以上が２５．２％に上っている。
○具体的に利用した休暇制度に関しては、年次有給休暇が突出して多く、育児休業は少ないことから、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している。
○一方、東京都の調査で、男性の育児休業取得にあたっての課題に関して、事業所調査、従業員調査ともに、「代替要員の確保が困難」が最も多く挙げられていることに加え、「男性自身に育児休業を取る意識がない」や「職場がそのような雰囲気ではない」、「社会全体の認識の欠如」を挙げる割合が高くなっている。
○本大綱（案）には、配偶者の出産直後の時期の男性の休業を推進するための枠組みについて検討していく旨が記載されているが、深刻な人手不足の状況など、あくまで企業の実態に基づいた方策を検討していくことが不可欠である。
○また、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している実態を踏まえると、男性の育児休業取得の義務化など、一律・強制的な措置は実施すべきではない。
○あくまで、国民的な機運の醸成や、育児休業を取得しやすい環境整備を政策面で支援していくことが重要である。
＜育児休業給付率について＞
○公労使が議論し、昨年末に策定された労働政策審議会の「雇用保険部会報告」には、「育児休業給付に充てる保険料率の水準は、現在の同給付の支出状況及び今後の見通しを踏まえ、当面、現行の雇用保険料のうち４／１，０００相当とすべき」と記載されている。
○また、わが国の育児休業給付は、既に諸外国と比較しても相当程度高い水準にある。
○育児休業給付の給付率に関しては、多くの中小企業から、給付率の引上げは雇用保険料負担の増加に直結するので、慎重に検討すべき、との声が聞かれている。
○したがって、給付率を引上げて企業に負担増を強いることのないよう、慎重な検討が不可欠である。

【テレワークの推進について：別添資料７ページ】
○東京商工会議所が本年３月に実施した調査で、テレワークを実施している企業は２６％で、従業員規模が小さくなるほど実施率は低下する傾向にある。
○新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、テレワークを実施する企業が増加している中で、テレワークなど多様で柔軟な働き方を推進していくことは少子化対策としても重要であることから、特に中小企業に対するテレワークの普及をより一層後押ししていく必要性を明記すべきである。

【児童手当の支給・在り方の検討について：別添資料９ページ】
○児童手当について、多子世帯への充実・重点化が必要との指摘を含め、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討していく重要性は理解する。
○一方で、０歳から３歳未満の児童手当の１５分の７相当である約１，８００億円は、事業主拠出金が財源となっている。
○そもそも、子育て支援など少子化対策の財源は、社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。また、上述の通り、事業主拠出金の料率引上げが続き、企業にとって負担感が増して

いることから、安易に使途を拡大することなく、運用規律を徹底することが求められている。
○したがって、児童手当について、多子世帯への充実・重点化を図るならば、その財源は事業主拠出金ではなく、税による恒久財源を充てるべきである。

【その他】
○国の将来を左右する最重要課題の一つである少子化対策に関する施策の指針である本大綱は、極めて重要な使命を担っている。
○通常、パブリックコメント（意見募集）は、１カ月程度の期間を設定し、あらゆる主体から幅広く意見を募集することが求められる。また、パブリックコメントは、国民的な議論や関心を喚起していくことも目的の一つである。
○しかし、今般のパブリックコメントは、意見募集の期間が１週間程度、営業日ベースでは３日間と極めて短い。
○今後、意見募集を行う際には、十分な期間の設定と幅広い告知をしていくことが不可欠である。

以上

２０２０年５月１１日提出

＜提出先＞内閣府
＜実現状況＞
○令和３年度の事業主拠出金の料率は、前年度より据え置き（０．３６％）となった。

○第５次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方・素案に対する意見

基本認識
○日本・東京商工会議所（以下、当所）が実施した調査で、人手不足と回答した中小企業は、今春までは５割から６割台が続くなど深刻な人手不足の状況であったが、本年７月から８月にかけて実施した調査では３６．４％と新型コロナウイルスの影響により、その割合は一気に低下した。しかし、感染拡大収束後の経済状況、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、今後も人手不足の傾向は続くと思われる。
○そうした中、人手不足の克服のみならず、多様性から生まれるイノベーションの創出に向け、女性をはじめとした「多様な人材の活躍」が期待されている。
○女性の就業率（２５歳～４４歳）は、２００１年の６２．０％から２０１９年には７７．７％へと大幅に上昇し、これに伴い、M字カーブの底は大幅に上昇し窪みが浅くなるとともに、全体的に上方へ大きくシフトしている。このように女性の労働参画は着実に進みつつあるが、女性の非労働力人口２，６５７万人（２０１９年）のうち就業希望者は２３１万人いることから、更なる労働参画が期待されている。
○一方、政府は女性活躍推進法を２０１６年４月に全面施行し、大企業等に対して一般事業主行動計画の策定・届出・周知・公表及び女性の活躍に関する情報公表を義務付けた。更に、昨年５月に成立した改正法により、２０２２年４月には中小企業に対しても義務付けるが、当所の調査では、法の内容を知っている中小企業は僅か２割にとどまっている。
○また、中小企業における女性の採用意欲は高く（※－１）、８割の中小企業が女性の活躍を推進している一方で、そのうち半数の企業が様々な課題を抱えていることから、官民を挙げて促進していくべき取組は多い。
○このような状況の中、男女共同参画社会基本法に基づく「第５次男女共同参画基本計画」が年末を目途に策定・閣議決定されることになっている。本基本計画は男女共同参画に関して、向こう１０年間（令和１２年度末まで）の「基本認識」と、向こう５年間（令和７年度末まで）を見通した「施策の基本的方向と具体的な取組」を取り纏めたものであり、経済分野や雇用面の施策・取組が重要な構成要素となっていることから、官民を挙げて女性活躍を推進していく上で非常に重要な計画である。これまでの計画の徹底した検証と中小企業の経営実態を踏まえた実効性の高い計画とすることを期待する。
○こうした認識のもと、本基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、当所の意見を下記により申しあげる。

【５次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等：９ページ】
＜基本計画に盛り込まれる成果(数値)目標＞
○現行の第４次本基本計画には、「民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合」や「年次有給休暇取得率」、「民間企業における男性の育児休業取得率」をはじめ、成果（数値）目標が多岐にわたり示されている。
○第５次基本計画の策定に当たって、こうした成果（数値）目標はあくまで、企業の太宗を占め、雇用の７割を担う中小企業の実態を踏まえて設定することが不可欠である。
○政府は、成果（数値）目標の達成や実現のために、支援策の強化・拡充や規制緩和等を通じて企業の自主的な取組を促し、企業活力の向上やイノベーションの創出を図っていくべきであって、規制強化や、厳しいコミットメントの設定など、企業に過度な負担を強いる政策を実施すべきではない。

※第４次男女共同参画基本計画（２０１５年１２月閣議決定）における成果目標の例

項目		成果目標（期限）	計画策定時の数値	最新値
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合				
	係長相当職	25% （令和２年）	16.2% （平成 26 年）	18.9% （令和元年）
	課長相当職	15% （令和２年）	9.2% （平成 26 年）	11.4% （令和元年）
	部長相当職	10%程度 （令和２年）	6.0% （平成 26 年）	6.9% （令和元年）
年次有給休暇取得率		70% （令和２年）	47.6% （平成 26 年）	52.4% （平成 30 年）
民間企業における男性の育児休業取得率		13% （令和２年）	2.3% （平成 26 年度）	7.48% （令和元年度）

【企業における女性の参画拡大等・具体的な取組：２０ページ、２９ページ】
＜改正女活法の幅広い周知、中小企業に対する支援の強化＞
○昨年５月に成立した改正女性活躍推進法により、２０２２年４月から中小企業（常用雇用者１０１人以上３００人以下の事業者）に対して、事業主行動計画の策定等が義務付けられることになった。
○一方、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、法の内容を知っている中小企業は僅か２割にとどまっている。
○また、既に８割の中小企業が女性の活躍を推進していることに加え、「働き方改革関連法」や職場のパワーハラスメント防止への対応など、現場負担は従来になく増している。
○したがって、セミナー等を通じた改正法の幅広い周知や、専門家による相談や個別訪問等の中小企業の計画策定等に対する支援を強力に講じていく必要性を盛り込むべきである。
○加えて、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）や公共調達の加点評価等の措置を、より一層強化・拡充していくことも求められる。
○改正法の施行を契機に、多くの中小企業で職場環境の整備がより一層進むことで、女性の更なる労働参画と活躍が推進されることが期待される。

【女性起業家に対する支援等・具体的な取組：２１ページ、３２ページ】
＜女性の起業に関する顕彰制度の重要性＞
○女性の活躍推進、とりわけ女性の起業は、わが国経済に女性ならではの視点によってイノベーションを促進し、活力をもたらしている。
○そうした認識のもと、全国３万の女性経営者のネットワークを持つ全国商工会議所女性会連合会は、女性の視点で、革新的・創造的な企業の創業や経営を行い、事業を成功させている女性起業家を顕彰する「女性起業家大賞」を実施している。
○顕彰制度等、官民が実施しているこうした取組は、男女共同参画に向けた機運醸成に寄与していることから、本基本計画には顕彰制度等の重要性を盛り込むべきである。

【多様で柔軟な働き方の実現・具体的な取組：２５ページ】
＜企業の実態に基づいた、男性の育児休業取得促進策の検討＞
○男性の育児休業取得率は７．４８％（２０１９年度）と徐々に向上しているものの、政府目標である３０％（期限：２０２５年まで）を大きく下回っている。
○一方、内閣府の調査で、末子の妊娠中から出生後２ヵ月以内に休暇を取得した男性の割合に関して、末子の妊娠中の取得率は４６．１％、末子の出生後２ヵ月以内の取得率は実に５８．７％に上っている。また、取得した休暇の合計日数は１０日未満が７４．９％であるが、１０日以上が２５．２％に上っている。
○具体的に利用した休暇制度に関しては、年次有給休暇が突出して多く、育児休業は少ないことから、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している。
○そうした中、当所が実施した調査では、男性の育児休業取得の義務化に「反対」と回答した中小企業は、実に７割に達している。
○一方、東京都の調査で、男性の育児休業取得にあたっての課題に関して、事業所調査、従業員調査ともに、「代替要員の確保が困難」が最も多く挙げられていることに加え、「男性自身に育児休業を取る意識がない」や「職場がそのような雰囲気ではない」、「社会全体の認識の欠如」を挙げる割合が高くなっている。
○政府の素案には、事業主が男性の育児休業取得を促す仕組みの導入や、配偶者の出産直後の時期の男性の休業を推進するための枠組みについて検討していく旨が記載されているが、代替要員の確保の困難さなど、あくま

で企業の実態に基づいた方策を検討していくことが不可欠である。
○また、多くの男性は育児休業ではなく、年次有給休暇を利用して、柔軟に休暇を取得している実態を踏まえると、男性の育児休業取得の義務化など、一律・強制的な措置は実施すべきではない。
○あくまで、国民的な機運の醸成や、育児休業を取得しやすい環境整備を政策面で支援していくことが重要である。
＜育児休業給付率＞
○公労使が議論し、昨年末に策定された労働政策審議会の「雇用保険部会報告」には、「育児休業給付に充てる保険料率の水準は、現在の同給付の支出状況及び今後の見通しを踏まえ、当面、現行の雇用保険料のうち４／１，０００相当とすべき」と記載されている。
○また、わが国の育児休業給付は、既に諸外国と比較しても相当程度高い水準にある。
○育児休業給付の給付率に関しては、多くの中小企業から、給付率の引上げは雇用保険料負担の増加に直結するので、慎重に検討すべき、との声が聞かれている。
○国の最重要政策の一つである少子化対策の一環として育児休業給付を引上げるのであれば、その財源は雇用保険料ではなく、一般会計をもって充当すべきである。
○したがって、給付率を引上げて企業に負担増を強いることのないよう、慎重な検討が不可欠である。

【多様で柔軟な働き方の実現・具体的な取組：２６ページ】
＜テレワーク導入支援の拡充＞
○コロナ禍により、多くの企業が出社抑制に取り組む中で、都内企業におけるテレワーク導入率は、東京商工会議所が５月から６月にかけて実施した調査で６７．３％へ一気に高まった。
○一方、全国の状況に目を転ずると、日本商工会議所が６月に実施した調査で、８７％の中小企業が感染防止と事業継続の両立に向けた対応を実施しているが、そのうち、対応の具体的な内容として、テレワークを挙げた企業は１５．１％にとどまっていることから、地方の中小企業ではテレワークの導入が進んでいないと思われる。
○テレワークは、感染拡大の防止のみならず、育児や介護との両立による女性活躍の推進や、労働生産性の向上にも有効であることから、補助金・助成金等の導入支援策を拡充すべきである。

＜柔軟な働き方の導入促進＞
○新型コロナウイルスの影響によりテレワークの実施率が高まるとともに、時間ではなく成果に基づく評価や人材活用が注目されるなど、効率の良い働き方に対する機運が一段と高まっている。
○そうした中、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、アフターコロナも見据えて、政府が導入に係る要件や規制を緩和すべき働き方や推進すべき取組として、３５．９％の中小企業が「柔軟な働き方（※－２）」を挙げている。
○したがって、女性の雇用機会の確保や、女性にも働きやすい職場環境の実現のみならず、働き方改革や労働生産性の向上を実現するために、厚生労働省は「柔軟な働き方」に係る要件を緩和するなどして、導入をより一層促進していくべきである。

【女性の就業継続に向けた人材育成・具体的な取組：２７ページ】
＜リカレント教育機会の更なる拡充＞
○育児等で一旦離職し、その後、復職や再就職を目指す女性が多様なスキルを習得できるよう、厚生労働省は、教育訓練給付の拡充やＩＴリテラシー習得のための職業訓練の開発・実施、企業がｅラーニングを活用して自社の従業員に対して行う教育訓練への支援など、リカレント教育機会の更なる拡充に資する取組を強化すべきである。

【ポジティブ･アクションの推進等による女性の参画拡大等・具体的な取組：３０ページ】
＜業界を挙げた女性活躍の取組の重要性＞
○日本商工会議所が毎月実施しているＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、ここ数年、建設業の従業員ＤＩ（「不足」の回答割合－「過剰」の回答割合）は全産業を上回るなど人手不足の状況が続いており、コロナ禍においてもこの傾向は変わりない。
○また、労働力調査（２０１９年）によると、就業者に占める女性の割合は全産業で４４．５％であるが、建設業は１６．８％、運輸業・郵便業は２１．３％と他の産業に比べて低いことから、建設業、運輸業ともに女性活躍の取組を推進していくことが課題となっている。
○建設業（けんせつ小町）、運輸業（トラガール）ともに女性の入職や定着に向け、女性も働きやすい現場環境の実現や業界の魅力発信に鋭意取り組んでいるが、女性の職域拡大の観点からも、こうした取組は重要であることから、官民を挙げてより積極的に実施していくべきである。

【非正規雇用労働者の待遇改善、正規雇用労働者への転換の支援・施策の基本的方向：３０ページ】
＜同一労働同一賃金に係る支援の強化＞
○当所が本年２月から３月にかけて実施した調査では、同一労働同一賃金について対応の目途がついている中小企業の割合は４６．７％にとどまり、対応に際しての課題について５０．１％の企業が「同一労働同一賃

金の内容が分かりづらい」を挙げていることから、同一労働同一賃金への対応や理解は順調に進んでいるとは言い難い状況である。
○したがって、厚生労働省は、働き方改革推進支援センターによるきめ細かい相談対応など、中小企業が同一労働同一賃金に円滑に対応していくための支援をより一層強化していくべきである。
＜有期契約労働者の「無期転換ルール」の周知＞
○有期契約労働者の「無期転換ルール」については、労働政策研究・研修機構が２０１８年１１月から１２月にかけて実施した調査で、法の内容に関する認知度は６３．８％、有期契約労働者を雇用している企業等に限っても７７．９％であるであることから、法の更なる周知に取り組んでいく必要がある旨を盛り込むべきである。
○なお、男女間の賃金格差に関しては、勤続年数や役職等が主な要因であることから、あくまで各種の施策や、同一労働同一賃金をはじめとした法令等に基づく取組の結果として、解消に至るべきものである。
＜非正規雇用労働者の能力開発に資する施策の強化・拡充＞
○経済のサービス化をはじめとした産業構造の変化や、ＩｏＴ、ＡＩ、ロボット技術など先端技術の発展により、今後、労働者に求められるスキルが大きく変化していくことが見込まれている。
○一方、非正規雇用労働者（非正規の職員・従業員）は長期的に増加傾向にあり、２０１９年には役員を除く雇用者の３８．２％を占めていることから、正社員への転換を図るための施策を講じていく必要性が高まっている。
○そうした中、公的職業訓練や、教育訓練給付制度をはじめとしたキャリア形成支援など、非正規雇用労働者の能力開発に資する施策の重要性は益々高まっていることから、非正規雇用労働者の能力開発に資する施策を強化・拡充していく必要性を盛り込むべきである。
○その際、産業界のニーズを十分に踏まえ、短期間で資格取得につながる実践的な訓練を増やしていくことや、産業構造の変化や先端技術の発展に則して訓練の内容を不断に見直していくことが重要である。

【地域における男女共同参画の推進・基本認識：３３ページ】
＜その他＞
○当所の調査では、中小企業における女性の採用意欲は高く（※－１）、８割もの中小企業が女性の活躍を推進していることから、「地方の企業経営者等の理解が足りず女性にとってやりがいが感じられず働きにくい環境である」という基本認識は適当ではない。

【待機児童の解消：７７ページ】
＜待機児童解消に向けた取組の推進＞
○政府は、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率８割に対応できるよう、約３２万人分の保育の受け皿を整備し、今年度末までに待機児童の解消を図ることにしている。
○保育の受け皿整備は着実に進んでいるが、本年４月時点の待機児童数は前年比で４，３３３人減少したものの未だ１２，４３９人いる状況である。
○安心して子供を産み育てられる環境整備のみならず、女性の活躍推進に向け、保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消や質の確保は喫緊の課題であることから、「子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進し、早期に待機児童ゼロを実現すべきである。
○また、政府は、２０２５年に女性の就業率を８２％に高めていく目標を掲げているが、目標の達成には更なる保育の受け皿確保が必要と考えられ、市町村の第２期子ども・子育て支援事業計画の積み上げでは、２０２４年度末までに更に１０万人超分の受け皿整備が必要であるとの結果が厚生労働省から示された。
○女性の活躍推進に向け、待機児童解消に向けた取組は着実に進めていく必要があるが、その財源に関しては、事業主拠出金など企業に更なる負担を求めるのではなく、社会全体で子育てを支えていく観点から、税による恒久財源で賄うべきである。

※－１：「採用数を増やす（３１．０％）」、「現在と同程度の人数を採用する（５８．４％）」。
※―２：フレックスタイム制、裁量労働制（専門業務型、企画業務型）、事業場外みなし労働時間制、変形労働時間制、高度プロフェッショナル制度。

以上

２０２０年9月７日提出

＜提出先＞内閣府
＜実現状況＞
○２０２１年度より、人材確保等支援金（テレワークコース）が新設される。

○障害者の雇用の促進等に関する政令案に対する意見

基本認識

○日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年７月から８月にかけて実施した調査で、人手不足と回答した中小企業は３６．４％と、新型コロナウイルスの影響によりその割合は以前に比べて一気に低下した。しかし、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、今後も人手不足の傾向は続くと思われる。
○こうした中、人手不足の克服のみならず、多様性から生まれるイノベーションの創出に向け、女性、高齢者、外国人材、障害者など「多様な人材の活躍」が期待されている。
○障害者雇用の状況に関しては、２０１９年の雇用障害者数は約５６万人（前年比２．６万人、４．８％増加）、実雇用率は２．１１％（前年比０．０６ポイント上昇）と共に過去最高を更新している。また、法定雇用率達成企業の割合は４８．０％で前年比２．１ポイント上昇するなど、障害者雇用は全体としては着実に進展している。
○しかし、中小企業（従業員数４５．５人～１００人未満、※１）における実雇用率は１．７１％であり民間企業の法定雇用率２．２％に比べて低く、企業規模別の実雇用率を見てみると、企業規模が小さくなるに連れて実雇用率は低下する傾向がある。
○中小企業において障害者雇用が進みにくい理由に関しては、障害者を実際に雇用するだけの業務量がないことや、職務の設定・作業手順や受入れ環境の整備等に係るノウハウやマンパワーの不足に加え、就労を希望する障害者も中小企業への応募には積極的ではないなど、様々な要因が指摘されている。
○民間企業の法定雇用率は、２０１８年４月の政令改正により２．０％から２．３％へ引上げられ、当分の間（施行日から起算して３年を経過する日よりも前）は経過措置として２．２％とされているが、厚生労働省から２０２１年３月１日付けで２．３％へ引上げる案が示された。
○これに対して、「中小企業の実雇用率が１．７１％にとどまっている中で、法定雇用率が引上げられることは、実態に合っていない」、「コロナ禍では雇用の維持が精一杯のため、料率を引上げる状況ではない」、「清掃や食堂、印刷や資料封入等コロナ禍で障害者の業務は大幅に減っている。障害者の働き方や業務内容の見直しにも時間がかかり、採用活動も大変な状況であるため、法定雇用率は引上げるべきではない」、「求人を出しても応募がない状況が続いている」、「法定雇用率を引上げる前に、中小企業に対する支援策を強化・拡充すべき」といった声が多く聞かれている。
○中小企業において障害者雇用を推進していくことはもちろん重要だが、法定雇用率が未達の場合には、障害者雇用納付金の徴収や企業名公表等の行政指導の対象になることから、障害者雇用に関する施策は、特に人事労務に関するマンパワーやノウハウが必ずしも十分ではない中小企業の実態を踏まえた内容にしていくことが不可欠である。
○こうした認識のもと、法定雇用率の引上げに係る政令案と、それに関連する障害者雇用政策に関して、当所の意見を下記により申しあげる。

記

１．法定雇用率の引上げ（２．２%→２．３%）に係る政令案について

○民間企業の法定雇用率は、２０１８年４月の政令改正により２．０％から２．３％へ引上げられ、当分の間（施行日から起算して３年を経過する日よりも前）は経過措置として２．２％とされているが、厚生労働省から２０２１年３月１日付けで２．３％へ引上げる案が示された。
○当初は、２０２１年１月１日付けで引上げる案が示されていたが、新型コロナウイルスによる障害者雇用への影響など使用者側の主張を考慮し、最大限後倒しされた結果、３月１日付けの案が示されるに至ったことは、一定の評価をするものである。
○しかし、日本商工会議所が本年８月に実施したＬＯＢＯ（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に９３．０％（※２）に達し、業況ＤＩもマイナス５９．０と依然として高止まりしていることから、中小企業の景況感は極めて厳しい状況が続いている。また、多くの中小企業は従業員の人員整理をすることなく、雇用調整助成金等を活用しながら、「事業の存続」と「雇用の維持」に懸命の努力をしているのが実態である。
○先行きも見えず極めて厳しい経済状況に加え、中小企業の実雇用率が１．７１％にとどまり、コロナ禍で障害者の業務は大幅に減少し、「雇いたくても雇えない」状況が発生している。
○こうした中であっても、法定雇用率が未達の場合には、障害者雇用納付金の徴収や、企業名公表等の行政指導の対象になることから、特に、中小企業に関しては引き続き適用を延期・猶予し２．２％に据え置くべきである。
○仮に、厚生労働省案の通り、２０２１年３月１日付けで２．３％へ引上げるならば、下記に記載の障害者雇用に関する各種施策を強化・拡充していくことが不可欠である。

２．法定雇用率の引上げに伴い強化・拡充すべき障害者雇用施策について

（１）ハローワークの機能強化

○東京都が２０１４年に障害者を雇用している中小企業を対象に実施した調査で、障害者の募集方法について尋

ねたところ、最も多い３２．１％の企業が「ハローワークの障害者求人」を挙げており、７．０％の企業が「ハローワークの合同面接会への参加」を挙げている。また、就労支援機関等の活用状況に関しても、ハローワークを挙げる企業の割合が最も多いことから、多くの中小企業は障害者雇用の際にハローワークを利用している。

○ハローワークの職業紹介を通じた障害者の就職件数は、新規求人申込件数の増加や企業に対するきめ細かい支援により、２０１５年度の９．０万件から２０１９年度には１０．３万件に増加し、過去最高を更新した。

○こうした状況を踏まえると、中小企業における障害者雇用を推進していくには、身近な支援機関であるハローワークの機能強化が極めて重要であることから、新卒応援やわかもの、マザーズの各ハローワークや就職氷河期専門窓口のように、全国のハローワークに障害者雇用専門の窓口を設置し、マンパワーも増強すべきである。

（２）障害者雇用ゼロ企業に対する提案型雇用支援の積極的な推進

○障害者の雇用経験やノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を対象として、労働局やハローワークに配置された「就職支援コーディネーター」が企業を訪問し、企業のニーズに合わせた支援計画を作成の上、地域の関係機関（自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所）と連携して「障害者雇用推進チーム」を結成し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した支援を実施するなど、厚生労働省は、障害者雇用ゼロ企業をはじめとした障害者の雇入れ支援の強化を図っていく方針を打ち出している。このようなきめ細かい支援は、中小企業にとって有効であることから、積極的に推進していただきたい。

○その際、重要な役割を果たすのは「就職支援コーディネーター」であるが、ハローワークが全国に５４４カ所ある中で、「就職支援コーディネーター（企業支援分）」は１１３人にとどまることから、体制をより強化されたい。

○更に、「就職支援コーディネーター」の存在や支援内容が十分に認知されていないことから、厚生労働省は周知の徹底や効果・実績の「見える化」を通じて、中小企業に寄り添い、応援していく姿勢を示すことで、コロナ禍の困難な状況下でも障害者雇用に取り組む中小企業を後押ししていくことが重要である。

○なお、昨年度から厚生労働省のプロジェクトチームで「福祉と雇用との連携」に関する検討が進められているが、教育機関も含めた様々な資源を有効活用することにより、支援の実効性を一層高めていくことが望ましい。

（３）障害者の雇入れに係る助成金の利用促進、中小企業に対するきめ細かい支援

○ハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として障害者を雇入れる企業に対する助成制度である特定求職者雇用開発助成金や、継続雇用する労働者へ移行することを目的とした原則３カ月間のトライアル雇用を行う企業に対する助成制度であるトライアル助成金、更に職場適応・定着に取り組む事業主への助成など、障害者の雇入れや定着に係る様々な助成制度が用意されている。

○こうした助成金は中小企業にとって有効であるため、幅広く周知し利用を促進していくとともに、労働局やハローワークでは中小企業に対してきめ細かい支援を実施されたい。

○合わせて、障害者を多数雇用したり、障害者施設への業務の発注を行うなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置が受けられることから、こうした税制優遇制度も幅広く周知していくべきである。

（４）障害者の雇入れに係る助成金の利用促進、中小企業に対するきめ細かい支援

○中小企業における障害者雇用を推進するために、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす）」が本年４月に新設された。厚生労働省が示した認定基準項目に基づき採点し一定の点数を達成すると、申請・審査の上で「障害者雇用優良中小事業主」として認定され、認定事業主には認定マークの使用や厚生労働省等のホームページへの掲載、日本政策金融公庫の低利融資、公共調達における加点評価など、多岐にわたるメリットがある。

○既に申請をした中小企業が出始めているところであるが、本認定制度は、中小企業における障害者雇用を推進する上でインセンティブになることから、厚生労働省は本認定制度を幅広く周知し利用を促進していくとともに、認定マークの認知度も高めていくべきである。

○また、評価基準・評価方法・評価要素や申請マニュアルの見直し、申請書類の簡素化等、制度内容を不断に見直しすることにより、本認定制度の実効性向上に努められたい。

（５）障害者雇用優良企業事例の幅広い周知

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、毎年度、「障害者雇用優良事業所等表彰」及び「障害者雇用職場改善好事例入賞事業所の表彰」を行い、障害者雇用の促進を図っている。

○これらの優良事業所の取組や、同機構が取り纏めている好事例集は、障害者の雇用経験やノウハウが不足している中小企業にとって大いに参考になることから、幅広く周知していくべきである。

○また、中長期的な展望も見据えて、新型コロナウイルスの影響を踏まえたテレワーク等の新たな働き方に関する事例を発掘・収集し、周知していくことも重要である。

（６）障害者の定着や活躍に向けた支援の強化・拡充

○障害者雇用や定着に関して課題を抱えている企業は多く、「法定雇用率を達成するためにも、積極的に採用しているが、なかなか定着しないので困っている」、また「障害に応じた作業の切り出しや業務プロセスの見直し、受入態勢の整備など、定着に関するノウハウがない」といった声が聞かれている。
○こうした状況に対して、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、職場適応援助者（ジョブコーチ）を職場に派遣し、障害者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案するなど、きめ細かい支援を実施している。また、同機構の地域障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーが新規の雇入れから、採用後の定着、職場復帰に至るまで、事業主からの様々な相談に対応している。
○一方、厚生労働省が民営事業所を対象に実施した平成３０年度「障害者雇用実態調査」によると、障害者雇用を促進するために必要な施策について、「外部の支援機関の助言・援助などの支援」や「外部からジョブコーチや介助者など人的資源の充実」を挙げる割合が多いことから、外部機関による様々な支援や援助に対する期待やニーズは高い。
○したがって、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施しているこれらの取組は障害者の定着や活躍に向け有効であることから、周知の強化や支援体制の一層の強化・拡充に取り組まれたい。

３．その他、障害者雇用施策に関する要望について

（７）障害者雇用納付金の引下げ

○障害者を雇用するには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となり、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられている。
○本制度により、常用労働者１００人超の雇用率未達成企業は不足一人当たり月額５万円が徴収される一方で、納付金を財源として、常用労働者１００人超の法定雇用率達成企業には超過一人当たり月額２万７千円の「調整金」が、常用労働者１００人以下で障害者を４％又は６人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主には超過一人当たり月額２万１千円の「報奨金」がそれぞれ支給されている。また、納付金は障害者の雇入れや定着に係る助成金の財源にもなっている。
○本制度の対象が２０１５年４月に、常用労働者２００人超から１００人超の事業主に拡大されたことに伴い、常用労働者数が１００人超２００人以下の事業主に関しては、本年３月まで納付金が１人当たり月額５万円から４万円に減額されていた。
○一方、本制度の財政状況を見ると、積立金（納付金関係業務引当金額）は２０１３年度には２０億円であったが、２０１８年度には２００億円まで増加している。
○このように積立金残高が増加傾向にあることに加え、社会保険料や最低賃金、事業主拠出金の負担増が続いていることや、コロナ禍における極めて厳しい景況感等を考慮し、毎年３０億円前後を支出している事務事業費の運用規律を徹底することで、常用労働者数が１００人超２００人以下の事業主など、中小企業に関しては納付金を引下げる措置を講じられたい。

（８）除外率制度の維持

○障害者雇用促進法は障害者雇用の安定のために法定雇用率を設定しているが、機械的に一律の雇用率を適用することに馴染まない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、障害者の雇用義務を軽減する「除外率制度」が設けられている。
○「除外率制度」は２００２年の法改正により廃止されることになったが、経過措置として当分の間、維持されており、業種ごとに設定された除外率は、廃止の方向で２００４年と２０１０年の二度にわたり１０ポイントずつ引下げられ、現在に至っている。
○一昨年７月に策定された「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書」には、「除外率制度」に関して「平成２２年（２０１０年）の引下げ後、これら特定の業種における障害者雇用がどのように進んできているのかを整理し、今後の対応についての検討を進める必要がある」と記載されているが、除外率が設定されている業種の企業から制度の維持を望む声が聞かれている。
○したがって、本制度及び業種ごとに設定された除外率は、引き続き維持していただきたい。

（９）障害者雇用未達成企業名の公表猶予

○厚生労働省は実雇用率の低い事業主に対して、障害者雇入れ計画作成命令の発出、同計画の適正実施勧告、特別指導を実施し、事業主が正当な理由なく勧告に従わない時は企業名を公表している。
○新型コロナウイルスの影響で、障害者の採用や雇用の維持が困難になっている中で、東日本大震災の際には被災状況に鑑みて企業名の公表を一定期間見送った経緯があることから、今般のコロナ禍において同様の措置を求める声が聞かれている。
○これに対し、厚生労働省は、法定雇用率が未達になってから雇入れ計画作成命令が発出され、実際に企業名公表に至るまでの期間は原則３～４年を要することを踏まえ、企業名公表の猶予等の措置を講じない方針を打ち

出している。
○しかしながら、既に雇入れ計画作成命令の発出や特別指導が実施されている企業に関しては、コロナ禍で障害者雇用率達成への取組が円滑に進まないことが十分に想定されることから、正当な理由や特別な事情がある場合には、企業名公表の猶予等の措置を柔軟に講じていただきたい。

※１：法定雇用率が２．２％の場合、障害者を一人以上雇用しなければならない従業員規模は４５．５人以上（４５．５人×法定雇用率２．２％＝雇用しなければならない障害者数１．００１人）。
※２：「影響が続いている」６３．２％、「経済活動の停滞が長期化すると影響が出る懸念がある」２９．８％の合計。

以　上

２０２０年9月１８日提出

＜提出先＞厚生労働省

＜実現状況＞

○障害者雇用ゼロ企業に対する提案型雇用支援の柱である「就職支援コーディネーター（企業支援分）」について、体制が強化された。
○中小企業における障害者雇用を推進するための「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」について、幅広く周知が行われた。

○高年齢者等職業安定対策基本方針（案）高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（案）に対する意見

基本認識

○日本・東京商工会議所（以下、当所）が実施した調査で、人手不足と回答した中小企業は、今春までは５割から６割台が続くなど深刻な人手不足の状況であったが、本年７月から８月にかけて実施した調査では36.4%と新型コロナウイルスの影響により、その割合は一気に低下した。しかし、感染拡大収束後の経済状況、世界でも例を見ない少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を考慮すると、今後も人手不足の傾向は続くと思われる。
○こうした中、人生１００年時代を迎え、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の活躍の場を整備するために、改正高年齢者雇用安定法が本年３月に成立し、来年４月に施行される。
○この改正により、現在、企業に義務付けられている６５歳までの「高年齢者雇用確保措置」に加えて、非雇用の措置を含む６５歳から７０歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務となる。
○標記基本方針及び指針は、この法改正に伴い改定されるものであるが、「全世代型社会保障検討会議・中間報告」等によると、第二段階の法制では「高年齢者就業確保措置」の義務化を検討していくこととされている。
○厚生労働省の調査によると、６６歳以上働ける制度のある企業の状況は、大企業が２５．３％に対して中小企業は３１．４％であり、７０歳以上働ける制度のある企業の状況についても中小企業（２９．６％）が大企業（２３．３％）を上回っていることから、中小企業は深刻な人手不足も相まって、高年齢者の雇用に関して比較的積極的であると言える。
○また、多くの中小企業から「日本は解雇規制が厳しく、働き方改革や同一労働同一賃金にも対応しなければならない中で、７０歳までの『高年齢者就業確保措置』が努力義務となることは、非常に負担が重い」との声が聞かれる。こうした中、各企業は来年４月の施行に向けて着実に準備を進めていく必要があることから、この基本方針及び指針は将来の義務化も見据え、特に人事労務に関するマンパワーやノウハウが必ずしも十分ではない中小企業の実態を踏まえた内容にしていくことが不可欠である。
○こうした認識のもと、基本方針及び指針の具体的な内容について、雇用の７割を占め、日本経済の屋台骨を支える中小企業の視点に立って、当所の意見を下記により申しあげる。

記

１．高年齢者等職業安定対策基本方針（案）に対する意見

【高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針の周知徹底：基本方針（案）１７ページ】

＜法や指針等の幅広く丁寧な周知＞
○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、改正高年齢者雇用安定法の認知度について尋ねたところ、「名称・内容ともに知っている」と回答した中小企業は４３．４％であり、内容を知らない企業が過半数を占めた。また、施行時期を「知っている」企業も４０．１％にとどまっている。
○このことから、同法は来年４月に施行されるにも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による混乱もあり、認知が十分に進んでいない状況である。
○加えて、この度の法改正により、６５歳から７０歳までの「高年齢者就業確保措置」が企業の努力義務になるが、新たに創設される創業支援等措置（非雇用の措置）の内容が分かりづらく、具体的なイメージが湧かないという声や、本措置の導入に当たっては過半数労働組合等の同意を得ることが要件になっており、手続き面が複雑で分かりづらいという声が聞かれている。
○したがって、厚生労働省は来年４月の施行に向け、改正法や基本方針及び指針等の内容を幅広く丁寧に周知していく必要がある。
○また周知に当たっては、「高年齢者就業確保措置」の導入に際して、労使協議や就業規則等の規程類の改定など、準備が多岐にわたることから、必要な取組をフローチャート等にまとめることや、法令用語や専門用語はなるべく使わず平易な表現を用いるなど、中小企業にとって分かりやすいパンフレット類を作成していただきたい。
○加えて、新たに創設される創業支援等措置（非雇用の措置）が有効に機能するには、官民が連携して好事例を収集し、幅広く周知していくことが重要である。

【継続雇用される高年齢者の待遇の確保：基本方針（案）１８ページ】
＜同一労働同一賃金に係る支援の強化＞
○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「高年齢者就業確保措置」についてどの措置を講ずる予定なのかを尋ねたところ、最も多い５６．４％の中小企業が「７０歳までの継続雇用制度の導入」を挙げている。
○一方、当所が本年２月から３月にかけて実施した調査では、同一労働同一賃金について対応の目途がついている中小企業の割合は４６．７％にとどまり、対応に際しての課題について５０．１％の企業が「同一労働同一賃金の内容が分かりづらい」を挙げている。
○「高年齢者就業確保措置」について「７０歳までの継続雇用制度の導入」など雇用に関する措置を導入する企業が多いと思われる一方で、同一労働同一賃金への対応や理解は順調に進んでいるとは言い難い状況である。
○したがって、厚生労働省は、働き方改革推進支援センターによるきめ細かい相談対応など、中小企業が同一労働同一賃金に円滑に対応していくための支援をより一層強化していくべきである。

【継続雇用される高年齢者の待遇の確保：基本方針（案）１８～１９ページ】
＜高年齢雇用継続給付の縮小に係る対応＞
○中小企業は高年齢者の雇用に関して比較的積極的であり、中小企業で働く多くの労働者が給付金の支給を受けている。このため、基本方針（案）に記載の通り、高年齢雇用継続給付が令和７年４月から、賃金の原則１５％から１０％へ縮小されることについては、各経済団体とも連携の上、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行われたい。
○また、給付率の縮小後の激変緩和措置に関しては、支給率や支給期間等の面などで、中小企業に対する配慮をお願いしたい。
○加えて、６５歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めの廃止、希望者全員を６６歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成する「６５歳超雇用推進助成金」は、幅広く周知することで、多くの中小企業の利用を促進されたい。

【高年齢者の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項：基本方針（案）２０ページ】
＜多数離職届への押印廃止等＞
○今般の法改正に伴い多数離職届の様式が改正されるが、規制改革実施計画（７月１７日閣議決定）等に則り、押印を不要とすべきである。また、ハローワークへのオンライン提出が可能である旨は幅広く周知すべきである。

【その他高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項：基本方針（案）２３～２５ページ】
＜失業なき労働移動の実現に向けた職業能力開発の強化・拡充＞
○この度の「コロナショック」は、あらゆる業種・業態の企業に甚大な影響を及ぼしたが、中小企業景況調査の結果や休業者数等の雇用情勢を見ると、特に小売業やサービス業での影響が深刻である。
○一方、今後も人手不足の状況は続くと思われることから、雇用吸収力のある産業への失業なき労働移動を円滑に進めていくことが重要である。

○特に、高年齢者は、長年のキャリアの中で培われた技術・技能やノウハウ、人脈を豊富に有している反面、就労条件面でのミスマッチ等により、再就職が難しいケースがある。
○したがって、厚生労働省は、労働者が高齢期においても急激な経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、公共職業訓練・求職者支援訓練等をはじめとした人材能力開発に資する取組、ハローワークや産業雇用安定センターによるマッチング支援を更に強化・拡充されたい。

＜柔軟な働き方の導入促進＞
○２０１９年の「労働力調査」によると、６５歳以上の雇用者（役員を除く）は、正規労働者が２２．７%、非正規労働者が７７．３%で、１５歳～６４歳（正規労働者６５．６%、非正規労働者３４．４%）に比べて非正規労働者の割合が高い。
○また、６５歳以上の非正規労働者が現在の雇用形態に就いた主な理由は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が３４．６%で最も多い。
○一方、新型コロナウイルスの影響によりテレワークの実施率が高まるとともに、時間ではなく成果に基づく評価や人材活用が注目されるなど、効率の良い働き方に対する機運が一段と高まっている。
○こうした中、当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、アフターコロナも見据えて、政府が導入に係る要件や規制を緩和すべき働き方や推進すべき取組として、３５．９%の中小企業が「柔軟な働き方（※）」を挙げている。
○したがって、高年齢者の雇用機会の確保、高年齢者にも働きやすい職場環境の実現のみならず、働き方改革や労働生産性の向上を実現するために、厚生労働省は「柔軟な働き方」に係る要件を緩和するなどして、導入をより一層促進していくべきである。

＜中小企業における安全衛生対策の推進＞
○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題について、３１．９%の中小企業が「労災の増加が懸念される」を挙げている。
○したがって、厚生労働省は「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知はもとより、中小企業に対する個別コンサルティングや補助金を通じて、職場環境の改善など中小企業における安全衛生対策を推進していくべきである。
○加えて、健康経営は従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、従業員とともに健康の維持や増進に取り組むことで、企業の活性化やイメージ・業績を向上させていくものであり、高齢者の活躍推進にも大いに寄与する活動であることから、官民を挙げて健康経営を推進していくことが重要である。

２．高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針（案）に対する意見

【対象者基準：指針（案）４ページ】
＜「対象者基準」が設定できる旨の周知＞
○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査で、「高年齢者就業確保措置」についてどの措置を講ずる予定なのかを尋ねたところ、最も多い５６．４%の中小企業が「７０歳までの継続雇用制度の導入」を挙げている。
○また、「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題については、４５．４%の中小企業が「（高年齢者）本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」を挙げている。その他、「若い年齢層の採用や活躍（昇進・昇格等を含む）の阻害になる」（２９．５%）、「相応しい仕事や職域がない」（２１．７%）、「７０歳まで就業機会を確保し続ける余裕（人件費等）がない」（１５．８%）など、様々な項目が挙げられている。
○こうした課題に加え、働き方改革関連法への対応をはじめ、雇用・労働分野での負担増が重なっていることや、「（高年齢者）本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」という高年齢者特有の課題を踏まえると、「対象者基準」を設定できる旨は適切に周知していくべきである。
○また、「対象者基準」を設定する際の参考に資するよう、厚生労働省は、基準の設定に関する具体的な考え方や事例を示していただきたい。
○加えて、指針（案）には、「対象者基準を設ける際には過半数労働組合等の同意を得ることが望ましい」とされているが、今般の努力義務の段階では妥当な内容である。
○しかし、将来の義務化も見据えると、「対象者基準」に関しては、事業主が過半数労働組合等の意見を聴取し、これに配慮した上で設定することができる、ということを明確にしておくことが望ましい。

【その他留意事項：指針（案）４ページ】
＜中小企業における安全衛生対策の推進＞
○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題について、３１．９%の中小企業が「労災の増加が懸念される」を挙げている。
○したがって、厚生労働省は「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知はもとより、中小企業に対する個別コンサルティングや補助金を通じて、職場環境の改善など中小企業における安全衛生対策を推進していくべきである。

○加えて、健康経営は従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、従業員とともに健康の維持や増進に取り組むことで、企業の活性化やイメージ・業績を向上させていくものであり、高齢者の活躍推進にも大いに寄与する活動であることから、官民を挙げて健康経営を推進していくことが重要である。

【６５歳以上継続雇用制度：指針（案）５～６ページ】

＜継続雇用しないことができる旨の周知＞

○当所が本年7月から8月にかけて実施した調査では、「高年齢者就業確保措置」についてどの措置を講ずる予定なのかを尋ねたところ、最も多い56．4%の中小企業が「70歳までの継続雇用制度の導入」を挙げている。

○また、「高年齢者就業確保措置」が努力義務になることに伴う課題については、45．4%の企業が「（高年齢者）本人の体力的な面や疾病等の面で難しい」を挙げている。

○こうした高年齢者特有の課題を踏まえると、就業規則に定める解雇事由又は退職事由に該当する場合には、継続雇用しないことができる旨を適切に周知していくべきである。

○なお、創業支援等措置においても、こうした事由に該当する場合には、契約を継続しないことができる旨を適切に周知していく必要がある。

【創業支援等措置：指針（案）７ページ】

＜創業支援等措置に関する記載＞

○高年齢者は当該企業における長いキャリアの中で様々な業務に従事している。

○こうした中、現状の指針（案）の趣旨は理解するものの、現状の記載ぶりでは雇用時における多くの業務が創業支援等措置の対象外となる恐れがある。

○創業支援等措置が適正に利用され、実効性を確保するためには、「働き方」という記載を「勤務時間や頻度、求められる職務遂行能力や責任の程度等」とするなど、より明確にすべきである。

○また、業務内容が雇用時と同様であることだけをもって、創業支援等措置として不適切ということではない旨を、分かりやすく周知すべきである。

【創業支援等措置：指針（案）８ページ】

＜創業支援等措置に関する記載＞

○正当な理由があれば、やり直しの要求や受領拒否ができる旨を明確にすべきである。

【賃金・人事処遇制度の見直し：指針（案）１０～１１ページ】

＜同一労働同一賃金に係る支援の強化＞

○当所が本年７月から８月にかけて実施した調査では、「高年齢者就業確保措置」についてどの措置を講ずる予定なのかを尋ねたところ、「７０歳までの継続雇用制度の導入」が５６．４%と最も多い。

○一方、当所が本年２月から３月にかけて実施した調査では、同一労働同一賃金について対応の目途がついている中小企業の割合は４６．７%にとどまり、対応に際しての課題について５０．１%の企業が「同一労働同一賃金の内容が分かりづらい」を挙げている。

○「高年齢者就業確保措置」について「７０歳までの継続雇用制度の導入」など雇用に関する措置を導入する企業が多いと思われる一方で、同一労働同一賃金への対応や理解は順調に進んでいるとは言い難い状況である。

○したがって、厚生労働省は、働き方改革推進支援センターによるきめ細かい相談対応など、中小企業が同一労働同一賃金に円滑に対応していくための支援をより一層強化していくべきである。

以　上

２０２０年9月１８日提出

＜提出先＞厚生労働省

＜実現状況＞

○改正高年齢者雇用安定法に関する分かり易いパンフレットが作成・公表され、改正内容について幅広く周知された。

○中央教育審議会 初等中等教育分科会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）」への意見

国内では、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、経済活動との両立が模索されるとともに、今後も激甚化する自然災害や、東京一極集中と地方の疲弊など構造的な課題に直面している。世界に目を転じても、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、あらゆる分野でのグローバル化、ＩｏＴ、人工知能といった目覚

ましい技術革新の進展、国際政治の不安定化や世界経済のかつてない落ち込みなど、極めて不確実な時代を迎えている。このような社会環境を生き抜いていくためには、変化に迅速に対応する柔軟性が不可欠であり、様々な分野でイノベーションを牽引できる人材が強く望まれている。

中間報告を取りまとめられるにあたっては、「産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成」「高等教育機関や地域社会等との関係機関と連携・協働した高度な学びの提供」「ＩＣＴの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実」等について言及されており、当所はその内容に賛同するものである。ついては、①産業人材の育成、②地方創生、③ＩＣＴ化、④キャリア教育について、さらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げたい。

記

１．産業人材の育成について

（体系的なＳＴＥＡＭ教育の実施）

わが国が「Ｓｏｃｉｅｔｙ　５．０」の実現を目指していくためには、社会人基礎力にも結び付く柔軟な発想力や思考力、論理性、多面的な見方といった素養を育むリベラルアーツ教育を含むＳＴＥＡＭ教育について、初等中等教育から着実に推進することが重要である。小学校からの科学的な体験や、教科等横断的な学習や探究的な学習を充実させ、主体的な学びに取り組めるよう、教員は地域や産業界と多様な接点を持ちながら指導をすることが必要である。

（幼少段階からのものづくり教育、プログラミング教育の充実強化）

わが国の生産性向上を図る上で、新たな付加価値を作り出すことが重要であり、そのためには、様々な技術を組み合わせて新たな製品やサービスなどイノベーションを生み出していく能力が必要である。これには、文系・理系、専門分野の枠を超えた横断的なＩＴや情報活用能力の観点が求められている。

幼い頃からの「ものづくり教育」は、自らの体験を通じて自発的な工夫や改善、探究心といった、イノベーションに不可欠な素養を養う上で極めて有効な手段である。ものづくり分野の強い競争力によって支えられてきたわが国経済の強みを維持していく上でも幼少段階からの「ものづくり教育」のさらなる充実と強化を望む。

また、本年度より小学校において必修化されたプログラミング教育は、基本的なＩＴスキルや知識を身につけるだけでなく、論理的思考力や課題解決能力、最先端技術の基本的な仕組みを理解する能力の向上につながるものである。わが国においてＩＴ技術者は圧倒的に不足しており、学校のＩＣＴ環境が急速に進む今こそ、その育成の基盤ともなるプログラミング教育について、中学校、高等学校における必修化を前倒しし、強力に推進すべきである。また、プログラミング教育の実施に当たっては、最新の技術や専門性をもった民間の力を活用することが有効であり、民間技術者を教員として積極的に活用することが重要である。

２．地方創生について

（高等学校における産業界と連携した産業人材の育成）

若者の大都市への流出が深刻化する一方、地方創生を進めるためには、学校と産業界が連携した人材育成に取り組むことにより、生徒の職業能力を育成するとともに地域産業への理解を高め、地域への定着を促していくことが重要である。

社会経済環境の変化に伴い、地域経済を支える中小企業が求める産業人材像も変化しており、教育活動全体を通して計画的・体系的に能力を身につけるカリキュラムを開発し、地域の企業で直接的に学ぶインターンシップ、社会人講師などをより効果的に組み合わせることにより、実践的な学びを深め、企業において即戦力として活躍できる人材を育成することが重要である。また、技術革新に対応できる人材の育成に向け、専門高校においても企業現場と同等の実験・実習が行える設備環境が必要である。

（産業界含め地域総がかりで支える人材育成）

本中間とりまとめの中で高等学校はスクール・ミッションについて再定義し、地元産業界等に対しても分かりやすく提示する必要があることが示されている。高等学校に限らず、教育は、教育機関のみならず、産業界、地方公共団体などの多様な関係者が連携協力し、地域総がかりで推進する必要があり、各校の取組をさらに推進する必要がある。

また、このように地域総がかりで取り組む活動の中に、地域の歴史、伝統文化、産業への理解を深める教育を取り入れることで、地元定着を促すことにもつながることから、取組の加速を期待したい。

３．ＩＣＴの活用について

（オンライン教育の充実と教育行政、学校業務の効率化・デジタル化）

コロナ禍を受け、学校のＩＣＴ化が一気に進み、今年度末には小中学生への１人１台情報端末の配布はほぼすべて行き渡る予定となっている。このＩＣＴ環境を活かし、平時から場所を選ばない遠隔・オンライン教育を可能とし、学びを保障する環境整備を行うべきである。また、海外と繋いだ外国語授業やオンラインで遠隔地の専門家の講義を受けるなど、教育内容を充実させる取組の推進も重要である。

教材についても、ＩＣＴ環境が整備されることを踏まえ従来の紙とは異なるデジタルの優位性を生かして、音声や動画の活用や、宿題・テストのデジタル化など多様な機能を活用することで、個別最適化したより質の高い授業を行い、あわせて教員の負担軽減を図るべきである。また、国・地方の教育行政、学校の諸手続や業務などについてもデジタル化を進めることが必須である。

４．キャリア教育について

（発達段階に応じたキャリア教育の強力な推進）

商工会議所では、社会変化に対応し、社会を生き抜くことができる力を身につけるため、義務教育も含めた教育段階全体を見通した上で、発達段階に応じたキャリア教育を行うことが重要と主張してきており、全国において、職場体験・インターンシップの受入や、社会人講師の派遣等さまざまな面で教育現場の支援に取り組んできた。近年の社会経済構造の劇的な変化に伴い、就業構造の転換が進む中、初等教育段階から将来の職業を意識する重要性は増しており、商工会議所による取組事例も年々増加している。

また、高等学校から大学への進学率は年々上昇しているが、その接続に当たっても、将来の仕事を決定した上で主体的に進路を選択していくために、キャリア教育の果たす役割は大きい。

さらに、キャリア教育による効果は、働く意義と地域の企業の魅力を学ぶことを通じ、人生観や職業観を醸成するだけでなく、若者の地元定着を促進することも期待され、地方創生の観点からも重要と考える。

新学習指導要領においても、キャリア教育の充実については明示されており、その実現へ向け、より強力な推進を期待したい。

（起業家教育、公民教育の充実について）

商工会議所においては、商売体験など「起業教育プログラム」を通じて、自主的に課題を設定し、考え、解決する力を養う教育に取り組んでおり、次世代を担う起業家の育成だけを目的にするのではなく、地域産業への理解を深める上でも効果的な取組となっている。初等・中等・高等教育の各発達段階に応じ、起業家教育を推進することが重要である。

また、社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成においては、経済社会の基本的な仕組みへの理解と、社会の構成員として自己の果たす役割や責任に対する意識の醸成が不可欠であり、共同社会を維持していくための租税の役割と意義とを深く理解する租税教育、社会の支え合いと自己責任の意識を醸成する社会保障教育について、初等・中等・高等教育のそれぞれの段階に合わせて実施すべきである。加えて、家庭・地域と連携した防災教育、消費者教育、金融教育などの推進にも力をを入れていくべきである。

以上

２０２０年１０月２３日
提出

＜提出先＞文部科学省

＜実現状況＞

中央教育審議会「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」（２０２１年１月２６日）において、産業界と学校が一体となった地域産業界を支える人材育成の推進、幼少期からのものづくり・プログラミング教育の充実等、当所の意見が反映された。

○「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案)」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた標記案（以下、「政府（案)」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

１．　当所意見の概要

政府（案）に対する当所の意見概要は以下のとおりである。

（１）プラスチック資源循環の全体的なあり方について

・プラスチック資源循環の高度化に向け、環境整備の具体化を通じた循環経済への移行を推進し、「環境、経済、社会の三方よし」を目指すことを支持する。
・企業が積極的に本分野に投資ができるよう、再生素材・バイオプラスチックの利用促進や、ＥＳＧ金融による後押し等、企業の成長につなげるための環境整備を進めていくべきである。特に、中小企業の新技術や新製品の開発、更にはビジネスチャンスに拡大させていくことが重要である。
・プラスチック資源循環の仕組みを新たに構築することによって、社会全体でのコストや環境負荷、各主体の役割、リサイクル後の再生素材の市場動向がどうなるのか等、制度全体の入口から出口までの全体像について客観的なデータを基にシミュレーションを行い、社会実装が可能なのかどうか、確認・検証するべきである。

（２）プラスチック容器・製品の一括回収について

・中間処理業者・リサイクル業者の設備が一括回収に適切に対応できるほど十分に整っていないことも想定し、技術開発やインフラ整備に対する支援が非常に重要である。
・具体的な施策の検討に当たっては、既に構築されている容器包装リサイクル体制に悪影響を及ぼさないよう、現場のリサイクラーの処理能力の確保・拡充、リサイクル高度化のための技術開発に要する費用や時間等、十分留意するべきである。

（３）プラスチック資源の排出削減について

・中小事業者もリデュースの意義を理解して取組を進める必要があるが、特に現在の経済環境を考えると、まずは経営の維持を優先せざるを得ない事業者が数多くある。そうした現下の経済・ビジネス環境も考慮し、事業者への過度な負担とならないよう、できる限り自主性を尊重し、強制力を伴う施策を講じないようにするべきである。
・代替素材の普及が進むことを想定し、消費者の行動変容を正しく促すためにも、消費者が区別しやすい商品設計・表示となるような仕組み作りが重要である。

２．　個別事項に対する具体的意見

『今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案))』の内容に基づき、該当部 分も明記し、以下意見を申し述べる。

Ⅰ．考え方

該当頁・行数	意見	理由
１頁 21～25 行目	➢ プラスチックという「素材」の資源循環を進めるにあたって、多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要であるという点に賛同する。	➢ プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、事業者の取組に加えて、製品を利用する消費者のライフスタイル・意識変革も重要である。
１頁 26～31 行目	➢ プラスチック資源循環施策を議論するにあたっては、現下の経済状況も十分に踏まえながら検討を進めるべきである。	➢ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に中小事業者は大きな打撃を受け、ビジネス環境・経済状況は悪化しており、中小企業が大半を占めるリサイクル業界も厳しい状況にある。
１頁 32 行目～ ２頁 ９行目	➢ 「環境・経済・社会の三方よし」を目指す方針に賛同する。 ➢ 経済面においては、プラスチック資源循環を加速させ得る、特に中小企	➢ 環境・経済・社会の諸課題は密接に関係していることから、３つの面からアプローチすべき。 ➢ 成長分野として、中小企業が前向きに

	業のイノベーションやビジネスチャンスの創出等を後押しする政策的支援についても検討すべき。	投資できるような環境を整備することが肝要。

Ⅱ．主な施策

1．リデュースの徹底

該当頁・行数	意見	理由
2頁 22～25 行目	➢ 一律規制的なアプローチではなく、事業者の自主的な取組を後押しするような事業環境を整備していくべき。	➢ 現在の経済環境を考えると、まずは経営の維持を優先せざるを得ない事業者が数多くある。そうした現下の経済、ビジネス環境も考慮し、事業者への過度な負担とならないようにできる限り自主性を尊重し、強制力を伴う制度にならないようにすべき。

2．効果的・効率的で持続可能なリサイクル

該当頁・行数	意見	理由
4頁 2～4 行目	➢ 持続的な回収・リサイクルシステム構築を進めることを通じて、リサイクルの質と量を向上させることが重要である、という点に賛同する。	➢ 特に容器包装と製品を一括回収することにより、容器包装のリサイクル率や再商品化製品の品質に悪影響が生じないようにする必要がある。
4頁 16～18 行目	➢ 従来のプラスチック容器包装リサイクルシステムに、新たにプラスチック製品が加わることについて、既に確立された体制を活用することの合理性は理解する。現場のリサイクラーの処理能力の確保・拡充、リサイクル高度化のための技術開発に要する費用や時間等、十分留意すべき。 ➢ 随時前広に関係者に情報共有しながら検討を進めることが重要。	➢ 既に構築されている容器包装リサイクル体制に悪影響を及ぼさないよう、技術開発やインフラ整備に対する支援等、十分な対策をとる必要があるから。実態を把握するため、現場のリサイクル関係者に対してもヒアリングすべき。 ➢ 現場の混乱を未然に防ぐことが肝要。
5頁 20～22 行目	➢ 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等を求める点については、事業者の自主性を重んじるべき。	➢ 左記対応に伴うコストや手間等が、事業者が事業活動を進める上で過度な負担にならないように配慮すべき。
5頁 32行目～ 6頁 7行目	➢ 「排出のしやすさ」視点に偏ることなく、回収、選別、再生、再利用の全工程にわたって、メリットの最大化を図る具体的な施策とすべき。 ➢ プラスチック資源の一括回収・リサイクル推進にあたっては、国として地域横断的な視点を持って進めてもらいたい。	➢ 容器包装とプラスチック製品を一括回収することで、容器包装のリサイクル率や再商品化製品の品質に悪影響が生じることのないようにする必要がある。 ➢ 質の高いリサイクルに向けては、プラスチック製容器包装・製品の製造・販売事業者が、市町村だけでなく再生処理事業者や再生材利用事業者と十分に連携することが必要である。また、現在の廃棄物処理は地域毎に運用が異なる部分が少なくない。

３．再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進

該当頁・行数	意見	理由
６頁 25～28 行目	➢ プラスチック資源循環施策の実効性を考えるうえで、消費者への再生素材・バイオプラスチックの利用促進は非常に重要。	➢ 当該製品に対する十分な需要が見込まれなければ、事業者による供給量増大は見込まれない。

４．分野横断的な促進策

該当頁・行数	意見	理由
７頁 １～３ 行目	➢ 制度設計を進めるにあたっては代替素材の普及が進むことを想定し、消費者の行動変容を正しく促すためにも、消費者が区別しやすい商品設計・表示となるような仕組み作りが重要。	➢ 代替素材の普及が進むと、消費者はプラスチックと区別できず、リサイクル現場でプラスチックと代替素材が混在し、結果として、リサイクルの質が落ちることが予想される。
７頁 ４～８ 行目	➢ 消費者のライフスタイル変革を促すために、再生素材やバイオプラスチックを一定以上利用する事業者に対するインセンティブのみならず、そうした環境配慮型製品を購入する消費者に対するインセンティブも必要不可欠。	➢ インセンティブを付与することで、消費者の行動促進が図れる。新型コロナウイルス感染症による影響で需要の低迷が今後も続くことが予想される点も考慮。
７頁 16～18 行目	➢ プラスチック資源循環に率先して取り組む企業がＥＳＧ金融に取り組む投資家等に適切に評価され、企業価値向上と国際競争力につながる共通基盤を整備する点を支持する。	➢ 特に事業者の取組を後押しする観点から、ＥＳＧ金融の役割は重要。今後、プラスチック資源循環分野のＥＳＧガイダンスの策定にあたっては、企業の経営実態に即した、バランスの取れた形で検討していただきたい。

Ⅲ．おわりに

該当頁・行数	意見	理由
７頁 26～27 行目	➢ プラスチック資源循環の仕組みを新たに構築することによって、社会全体でのコスト、環境負荷、各主体の役割、リサイクル後の再生素材の市場動向がどうなっていくのか、制度全体の入り口から出口までの全体像について客観的なデータを基にシミュレーションを行って、社会実装が可能なのかどうか、確認・検証していただきたい。	➢ 既に構築されている容器包装リサイクル体制に悪影響を及ぼさないように確認・検証すべき。

以　上

２０２０年１２月２５日
提出

＜提出先＞　　環境省

＜実現状況＞

「プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ」ならびに「パブリックコメント」を通じて、中小企業が成長分野としてプラスチック資源循環に投資ができる環境整備を進めること、率先して取り組む企業が評価されるようＥＳＧ金融による後押しを行うこと、プラスチック容器包装・製品のわかりやすい分別をはじめ分別収集体制を整備し十分な周知期間を設けることなど、商工会議所の意見が「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」に反映された。

(4) 調査研究

① 定期調査

1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実施時期	回答企業	担当部署
５月２２日 ～ ６月 １日（第１回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 ９８５社	中小企業部
８月２１日 ～ ９月 １日（第２回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，０４７社	中小企業部
１１月 ２日 ～１１月１５日（第３回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，０１０社	中小企業部
２月１５日 ～ ２月２５日（第４回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 １，１５１社	中小企業部

② 不定期調査

調査名	実施時期	調査対象	担当部署
２０２１年卒採用活動における中小企業の動向アンケート	４月２８日～ ５月 ８日	過去３年に「東商ジョブフェア(合同会社説明会)」ならびに「会員企業と学校法人との就職情報交換会」の利用実績がある企業約１，４００社	人材・能力開発部
多様な人材の活躍に関する調査	７月１６日～ ８月 ７日	東京及び各地商工会議所の会員約６，０００社	産業政策第二部
ものづくり企業の現状・課題に関する調査	７月２１日～ ８月１４日	東京２３区内中小製造業 １１，８２９社	中小企業部
企業における感染症対策に関する実態調査	７月２７日～ ８月 ３日	東京及び各地商工会議所の会員約１，４７７社	ビジネス交流部
従業員研修の実施状況に関するアンケート	８月１７日～ ８月２７日	研修センター主催の研修講座に申し込みがあった企業より無作為抽出した １，０００社	人材・能力開発部
新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関するアンケート	８月１９日～ ９月 ２日	東京２３区内の会員事業者１０，０００件	地域振興部
事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート	９月 ４日～ ９月２５日	東京２３区内の会員事業者１０，０００件	中小企業部
中小企業の経営課題に関するアンケート	９月２８日～１０月１４日	東京２３区内中小企業・小規模企業９，０００社	中小企業部
中小企業のイノベーション・ＩＴ活用実態調査	１０月１５日～１０月３０日	東京２３区内の会員事業者１０，０００件	中小企業部

最低賃金引上げの影響とコロナ禍における雇用・就業面での対応等に関する調査	２月　３日～　３月　５日	東京及び各地商工会議所の会員約６，０００社	産業政策第二部
中堅・中小流通・サービス業の経営課題に関するアンケート	２月１６日～　３月　１日	東京及び各地商工会議所の会員７，９２７社	地域振興部
従業員研修の実施状況に関するアンケート	２月２６日～　３月　８日	研修センター主催の研修講座に申し込みがあった企業より無作為抽出した１，０００社	人材・能力開発部
会員企業の防災対策に関するアンケート	３月２５日～　４月　８日	東京商工会議所の会員１２，０００社	地域振興部

(5) 広　　報

① 広報紙

1) 東商新聞

創　刊　　１９５５年7月（２０２１年3月末紙齢２１６７号）

判　型　　タブロイド判（１２頁）：１９９３年6月5日号より

Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）（4頁）：２０１３年4月２０日号より（毎月２０日号）

横組み左開き：２０１４年１０月２０日号より

発　行　　新型コロナの影響を鑑み、４月２０日号から月に1回の発行（新年号を除く）とした。

発行回数１４回（２０２０年4月１０日号～２０２１年3月２０日号まで）

発行数　　通常号７８，０００部

内　容　　１～３面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報

４面：東商活動広報・中小企業のための経営支援情報、特集記事、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等

５面：経済データ、企業・経済解説記事、ビジネスコラム等

６面：特集記事、東商事業ＰＲ等

７面：企業・経済解説記事、ビジネスコラム

８面：イベントガイド、特集記事、ビジネスコラム等

９面：全面広告、特集記事、東商事業ＰＲ等

１０・１１面：会員の新商品・新サービス・新店舗・新刊紹介、Ｌｉｆｅ（トレンド・健康等に関するコラム）

１２面：特集記事、東商事業ＰＲ等

※新型コロナ関連の情報を重点的に発信し、特集を計２１回、関連記事を計７６回掲載した。

Ｂｉｚ　Ｅｘｔｒａ（ビズ　エクストラ）：（２０日号）経営者・著名人等インタビュー、文化・地域情報等に関する連載コラムなど

② 東商新聞号外チラシ

東商新聞の発行にあわせて、国・都などの各種施策一覧情報や東商の経営に役立つ事業紹介、感染症対策情報など、企業の関心の高いコンテンツをテーマに、わかりやすくまとめた号外チラシを作成した。７月から開始し、計８回発行。

③ 冊子小包による会員向け定期一括配送サービス（広告チラシ同封サービス）

東商新聞をはじめ、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを、冊子小包により原則毎月１回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。

配送頻度　原則月１回・毎月２０日

内　　容　東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など。

総同封数　２３４点（会員・団体５２点、東商事業等１６８点、東商新聞１４点）

④ ウェブサイト

開　　設　１９９６年7月２６日

ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／

内　　容　東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。２０２０年度は、新型コロナウイルス対策支援として、東商の支援事業をまとめた特設サイト、感染症対策に取り組む企業をテーマに沿って紹介する５つの情報掲示板（①採用情報掲示板②飲食店応援掲示板／ｔｏｓｈｏ　ｆｏｏｄ　ｐａｒｋ③テレワーク・サテライトオフィス紹介掲示板④勇気ある挑戦掲示板／勇

気ある挑戦＋１⑤医療機関サポート掲示板）を開設。また、国・都などの支援施策を紹介するサイト、経営に役立つ情報をコラム形式で発信するｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａも新たに開設し、感染拡大の影響を受ける企業を支援する情報発信に取り組んだ。

アクセス数　東商ウェブ全体：５，２３２，４３６ＰＶ（２０２０年度）※所内アクセスを除く
新型コロナウイルス関連ページ：６００，６３４ＰＶ
ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎｎａ:１１４，０７５ＰＶ

⑤ イベントカレンダー

開　　設　２００４年9月
ＵＲＬ　ｈｔｔｐｓ：／／ｅｖｅｎｔ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／
内　　容　東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。「閲覧専用サイト」では、本部の部会・委員会、支部会議など各種会議情報を一元的に管理している。２０２０年度の掲載イベント数は5，０２２件。

⑥ メールマガジン【経営力ｕｐマガジン】の発行

創　　刊　２００７年7月２６日
発　　行　毎週水曜日（２０１４年８月より週１回発行）
内　　容　会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介している。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関する支援施策情報等も積極的に発信した。２０２１年３月末日の配信数は８２，５０６件。

⑦ ＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒ）を活用したＰＲ

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、Ｆａｃｅｂｏｏｋページで情報を発信。２０２１年３月末日のＦａｃｅｂｏｏｋフォロワー数は7，５６５件。また、より幅広い層へのアプローチしていくため、２０２０年7月よりＴｗｉｔｔｅｒの導入を開始。２０２１年３月末のＴｗｉｔｔｅｒフォロワー数は８８２件。

⑧ 動画を活用したＰＲ

東商の活動を動画で紹介するＴｏｓｈｏ　ｃｈａｎｎｅｌ！に加え、国・都などの支援施策の解説動画や経営に役立つテーマのセミナー動画をまとめて紹介するページ（ｔｏｓｈｏ　ｍｏｖｉｅｓ）を開設。各部署で実施している各種セミナーのオンライン化に伴い、ＹｏｕＴｕｂｅの２０２０年度中動画投稿本数は３６１本。２０２０年度中再生回数は７９９，８８６回。
また、渋沢栄一を主人公とした大河ドラマのスタートを機に、東商の歴史と渋沢の理念を伝える動画を作成し、北区の大河ドラマ館および東京ＭＸテレビのＣＭで放映した。

⑨ デジタルサイネージ

本部ビル１階に設置し、東商の活動や事業・サービス等のＰＲを実施。多目的スペースで開催するイベントとの連動企画も行った。

⑩ ブランディング活動

創立１４０周年の際に策定したブランドスローガン「挑みつづける、変わらぬ意志で。」をもとに、東商の新たなブランドイメージの浸透・定着に取り組んだ。スローガン入りロゴマークや、冊子・封筒テンプレートの使用を促し、東商制作物のデザイン統一を進めた。また、２０２０年度も引き続き、東商ブランドイメージのＰＲを目的に、ブランドアンバサダーとして女子プロゴルファー 原英莉花選手を起用した。
また、千代田線・二重橋駅構内の電飾広告にも取り組み、東商に受け継がれる渋沢の理念をＰＲした。

⑪　パブリシティ活動

1)　記者会見

定例会頭記者会見

４月　２日（２３名）　日銀短観/３月３０日公表の日商・東商緊急要望/緊急事態宣言/東商の３つの緊急掲示板/休業補償等

４月１３日（１７名）　緊急事態宣言発令後の受け止め/出勤削減/休業補償/東商のテレワークに関する調査/新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）/商工会議所としての追加要望の有無/３月決算

５月　８日（１５名）　緊急事態宣言延長に関する受け止め/持続化給付金/自粛に関するガイドライン/出口戦略/学生への支援/採用活動・９月入学制/専門家会議の在り方/ポストコロナ・ウィズコロナ/雇用調整助成金の上限額

５月２０日（１７名）　中小企業向け資本強化策/訪日外国人数/未来を拓くパートナーシップ構築推進会議/小池東京都知事との意見交換/新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた中小・小規模事業者の事業継続に向けた緊急要望/中小企業の採用活動/テレワーク実施状況/支援窓口の人員不足/新しい生活様式における消費行動の変化/商工会議所の役割/独占禁止法の特例措置/夏の甲子園中止決定

６月　５日（１６名）　２０２０年４月家計調査/最低賃金（全世代型社会保障検討会議）/最低賃金（連合との主張の差）/２次補正予算の予備費/テレワーク/最低賃金（他の経済危機との比較）/新型コロナウイルスに対する商工会議所の対応/商工会議所に寄せられた相談事例

６月１８日（１９名）　東京都知事選告示/緊急事態宣言の解除（６月１９日以降の緩和）/持続化給付金支給事務の委託問題/テレワーク普及の中での労務管理・評価の在り方/コロナ禍における中小企業の対応/キャッシュレスのポイント還元制度の終了/行政の電子化・デジタル化/民間事業者への委託問題/骨太の方針

７月　２日（１７名）　今後の雇用確保に向けて必要なこと/東京と地方のテレワーク実施率の乖離/コロナウイルスに関する情報公開の在り方/解雇・雇い止め数の推移/中小企業の景況感（日銀短観とＬＯＢＯ調査）/中小企業の資金繰り/東京都内新規感染者数/東京都が公表した新モニタリング項目/香港国家安全維持法/石炭火力発電を９割削減するとの報道

７月１７日（１８名）　最低賃金の議論/Ｇｏ　Ｔｏトラベル事業（実施の是非）/Ｇｏ　Ｔｏトラベル事業（地域経済への影響）/女性活躍の推進（管理職登用目標）/コロナウイルスの感染状況/自工会の「助け合いプログラム」/骨太の方針/中西会長の検査入院

９月　２日（１７名）　足元の雇用情勢の評価と次期政権への期待/アベノミクスの評価と今後の経済政策/自民党総裁選の投票方法/中小企業の経営状況/中小企業の廃業動向/今後の金融政策/東京一極集中/アメリカ大統領選（米中対立）/今後の中小企業政策の在り方

９月１６日（１３名）　菅新内閣発足に関する所見/新政権に求める中小企業支援策/今後の景気刺激策/今後の政権運営の課題/パートナーシップ構築宣言

１０月　１日（１５名）　日銀短観/政府への要望/東京証券取引所のシステムトラブル/中小企業経営者への支援/アメリカ大統領選挙/概算要求/デジタル庁の設置準備

１０月１５日（１６名）　梶山経済産業大臣との懇談会/エネルギー基本計画の改定/成長戦略会議/第三次補正予算/財政支出の考え方/菅政権発足後１ヶ月の評価/今後の日中関係/中小企業の経営状況等/同一労働同一賃金に関する最高裁判決

１１月　５日（１７名）　米国大統領選挙/第１回成長戦略会議での発言/２０５０年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロ（カーボンニュートラル政策）/中小企業の景況感、株式市場の動向

１１月１９日（１６名）　新型コロナウイルス感染者数の増加/西村経済再生担当大臣と経済三団体とのＴＶ会議/ＧＯＴＯ事業に関する要望/１１月１９日公表の新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見/雇用情勢/２０２１年度税制改正/今後のコロナ禍の見通し/成長戦略会議
１２月　２日（１７名）　成長戦略会議実行計画/ＧＯＴＯトラベル/パートナーシップ構築宣言/政治家の金銭問題/追加経済対策/第三次補正予算/ＡＮＡの社員出向
１２月１７日（１６名）　ＧＯＴＯキャンペーンの一時停止/一年の振り返り/今年の漢字/労働政策関連の要望/成長戦略会議/小惑星探査機はやぶさ２の快挙/中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果/賃金動向
１月２１日（１６名）　バイデン米国新大統領の就任/韓国　元徴用工訴訟/新型コロナウイルスワクチン接種への期待/２０２０年貿易統計/雇用調整助成金/テレワークの導入/時短協力金/コロナ対策特措法等の改正/春季労使交渉/第３次補正予算/菅総理政策方針演説
２月　４日（１７名）　緊急事態宣言の期間延長/新型コロナウイルス対策の特別措置法/オリンピック・パラリンピック（森会長発言）/春闘/ミャンマーでのクーデター/与党議員の不祥事/飲食店等への支援策/カーボンプライシング
２月１７日（１７名）　ワクチン接種の開始/日経平均株価３万円台に回復/春闘/ワクチン接種とオリンピック・パラリンピック、オリパラ組織委員会の後任会長選任/ミャンマー情勢/雇用問題/女性の活躍推進/コロナ禍における非正規雇用への影響/東日本大震災発生から１０年/大河ドラマ「青天を衝け」
３月　１日（１９名）　首都圏における緊急事態宣言の解除時期/就職活動解禁/パートナーシップ構築宣言/紙の約束手形の廃止/総務省・農水省の接待問題/みずほ銀行ＡＴＭの障害
３月１７日（１７名）　春季労使交渉・集中回答日/緊急事態宣言の解除/東京オリンピック・パラリンピック/雇用情勢/カーボンニュートラル/柏崎刈羽原発の再稼働/米中対立と日本の役割

2)　会頭コメント・談話の発表

４月　７日　緊急事態宣言の発令および緊急経済対策の閣議決定について
４月１７日　緊急事態宣言・全都道府県への拡大決定について
４月２１日　立石義雄氏のご逝去について
５月　４日　「緊急事態宣言」発令期間の延長決定について
５月２５日　「緊急事態宣言」の全面解除決定について
６月１２日　第二次補正予算成立について
７月　５日　２０２０東京都知事選挙の結果について
７月１７日　「成長戦略実行計画」、「骨太の方針２０２０」の閣議決定について
７月２２日　地域別最低賃金額改定の目安について
８月２８日　安倍総理大臣の辞任表明について
９月１１日　日英包括的経済連携協定の大筋合意について
９月１４日　自民党総裁選の結果について
９月１６日　第１次菅内閣の発足について
１０月　９日　高レベル放射性廃棄物最終処分に係る文献調査実施に向けた自治体の意思表示について
１１月　８日　米国大統領選挙結果について
１１月１５日　地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ）協定の署名について
１２月　８日　「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の閣議決定について
１２月１０日　令和３年度与党税制改正大綱について
１２月２１日　令和３年度政府予算案の閣議決定について
１月　７日　政府による緊急事態宣言の再発令決定について

１月２１日　バイデン米国新大統領の就任について
３月１１日　東日本大震災から１０年を迎えて

3)　会頭インタビュー・テレビ出演・講演等（取材・収録日を記載）
４月２５日　ＮＨＫ「ＮＨＫスペシャル　新型コロナウイルス　どうなる緊急事態宣言～医療と経済の行方～」
５月１０日　ＮＨＫ「日曜討論　新型コロナ・命と暮らしをどう守る」
６月１９日　時事通信「三村日商会頭：最低賃金上げ、原資足りず＝コロナ禍克服へ、中小強化を」
６月１９日　朝日新聞「日本経済の石垣」
６月１９日　日刊工業新聞「新型コロナ／日商会頭、今こそ取引適正化『宣言』１０００社へ手応え」
６月２３日　ＢＳテレ東「ＮＩＫＫＥＩ日曜サロン」
６月２３日　日本経済新聞「ポスト･コロナの海図」
７月　３日　日本経済新聞「最低賃金、労使に聞く」
７月２７日　共同通信「新型コロナ特別紙面　ＣＯＶＩＤ－１９　日商会頭インタビュー　デジタル化、存続左右　「経営者の若返り重要」」
９月１５日　日本経済新聞「複眼　菅政権に望む『経済止めずコロナ克服』」
１０月２０日　日本経済新聞「始動　新常態　日本経済の針路」
１０月２９日　雑誌「東京人」（王子飛鳥山を愛した渋沢栄一）
１１月１２日　日本経済新聞「座談会　東京湾岸地域のポテンシャルが日本経済にもたらす効果を考える」
１１月２７日　雑誌「財界」（新春ワイド座談会）
１２月　９日　毎日新聞「母校をたずねる」
１２月１８日　日刊工業新聞「中小デジタル化『実行の年』　将来へ　今こそ業態変革」
１２月２１日　産経新聞「新春　直球緩球」
１２月２２日　日本経済新聞「脱炭素の問題　民間の視点を聞く『中小の技術力を活用』」
２月　８日　読売新聞「広論セミナー『日本の課題と進むべき道』」
２月１２日　上毛新聞寄稿「特集・渋沢栄一『生き方に学びたい』」
３月　８日　日刊工業新聞「特集企画『にっぽん再構築』」
３月　９日　Ｔｈｅ Ｅｃｏｎｏｍｉｓｔ「Ａｎａｌｅｃｔｓ ａｎｄ ａｂａｃｕｓ Ｈｏｗ Ｊａｐａｎ’ｓ ｓｔａｋｅｈｏｌｄｅｒ ｃａｐｉｔａｌｉｓｍ ｉｓ ｃｈａｎｇｉｎｇ」
３月１９日　機関紙「そだとう」（革新的なイノベーションで生産性向上を…逆境を乗り越え、チカラを発揮するには？）

4)　会頭共同インタビュー（囲み取材等）
９月２９日　菅総理大臣と経済３団体との会談後
１０月２７日　萩生田文部科学大臣の経済４団体への要請後
１１月１７日　東京都知事と東京商工会議所会頭・副会頭との懇談後
１２月１４日　東京商工会議所　柏崎刈羽原子力発電所の視察後
３月１０日　平沢復興大臣への要望手交式後

5)　報道機関との懇談
１２月１１日（１９名）　経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・石田専務との昼食懇談会

6)　記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
４月　８日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査結果
４月　９日	資料配布	政策/周知	最低賃金引上げの影響に関する調査結果
４月１５日	資料配布	政策/周知	持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見
４月１６日	資料配布	政策/周知	最低賃金に関する要望
４月２７日	資料配布	事業/周知	企業の感染症対策に向けた情報提供を拡充・強化
４月３０日	資料配布	その他	２０２０年５月の主な行事予定
５月　１日	資料配布	政策/周知	雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望
５月　７日	資料配布	事業/周知	新型コロナウイルス感染拡大対策事業「採用情報緊急掲示板」のご案内
５月　８日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望
５月１３日	資料配布	政策/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート 調査結果
５月１４日	資料配布	事業/周知	新型コロナウイルス対策支援５つの緊急掲示板「医療機関サポート掲示板」、「“勇気ある挑戦”緊急掲示板」の追加開設
５月１５日	資料配布	政策/周知	【緊急調査】２０２１年卒採用活動における中小企業の動向
５月１５日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルス感染拡大に伴う東京都への緊急要望
５月２０日	資料配布	政策/周知	人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査
５月２６日	資料配布	事業/周知	「第１８回勇気ある経営大賞」の中止について
５月２８日	資料配布	事業/周知	経営に役立つ情報・企業事例を発信するサイト「ｔｏｓｈｏ　ａｎｔｅｎａ」の開設
５月２９日	資料配布	その他	２０２０年６月の主な行事予定
６月１０日	資料配布	事業/周知	東商初の『オンライン研修講座』スタート　～オンライン会議システムを活用した双方向型講座～
６月１１日	資料配布	政策/周知	エネルギー・環境に関する意識・実態調査
６月１７日	資料配布	政策/周知	「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」調査結果
６月１７日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう２０２０年４～６月期集計結果ならびに新型コロナウイルス感染症に関する中小企業１００社へのヒアリング結果－付帯調査：「新型コロナウイルスの影響について」－
６月２２日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターの支援により事業承継が実現
６月２３日	資料配布	政策/周知	国土強靭化対策に関する要望
６月２５日	資料配布	事業/周知	会員企業と学校法人との就職情報交換会を開催
６月２９日	資料配布	事業/取材案内	―逆境のときこそ、力を尽くす―セミナー「渋沢が創り上げた金融の形とこれからの在り方」開催
６月３０日	資料配布	その他	２０２０年７月の主な行事予定
７月　６日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所会頭・副会頭と小池知事との面会について　～意見書「小池新都政に望む」～
７月　８日	資料配布	事業/取材案内	～葛飾区内若手経営者が区内小中学校を支援～アルコール消毒液贈呈式の開催

発表日	形態	種別	内容・標題
７月　９日	資料配布	事業/周知	中小企業のための身の丈ＢＣＰ策定支援事業の開始
７月１３日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
７月１３日	資料配布	事業/周知	オンラインセミナー「売上向上を目指す飲食店のための取り組みのポイント」
７月１４日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望
７月１４日	資料配布	政策/周知	首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望
７月１６日	資料配布	事業/取材案内	「生産者応援 ご当地フェア」初開催
７月１６日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターの支援により事業承継が実現
７月２８日	記者レク	政策/周知	活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化に向けた要望
７月２９日	資料配布	事業/周知	職場で始める！”感染症対応力向上プロジェクト”新型コロナウイルスに対応したコンテンツにリニューアル！ＢＣＰ作成ガイドの提供や感染症対策講演動画もオンライン配信
７月３１日	資料配布	その他	２０２０年７月の主な行事予定
７月３１日	記者レク	政策/周知	コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言
８月　３日	資料配布	事業/周知	M&Aに関する取材先企業のご紹介　～経営者の高齢化及び社内後継者不在の不動産賃貸管理業のケース～
８月　７日	資料配布	政策/周知	雇用調整助成金の特例措置の延長に関する緊急要望　～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～
８月１９日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
８月１９日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
８月２４日	資料配布	事業/取材案内	「緊急！！ものづくり受発注商談会」を開催
８月３１日	資料配布	その他	２０２０年９月の主な行事予定
９月　４日	資料配布	事業/取材案内	緊急開催！「メーカー自由提案型商談会～食品製造業売り込み商談会～」
９月　７日	資料配布	事業/取材案内	会員企業と学校法人との就職情報交換会を開催
９月　９日	資料配布	事業/周知	M&Aに関する取材先企業のご紹介　～経営者の高齢化及び社内後継者不在の食品製造業のケース～
９月１０日	資料配布	事業/取材案内	「『ｗｉｔｈコロナ時代』職場の感染症対策グッズ緊急展示・商談会」を開催
９月１４日	記者レク	政策/周知	人手不足の状況、アフター・コロナを見据えて推進すべき働き方に関する調査の集計結果
９月１５日	記者レク	政策/周知	企業における感染症対策に関する実態調査結果
９月１５日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう（２０２０年７～９月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「賃金の動向について」－
９月１７日	記者レク	政策/周知	令和３年度税制改正に関する意見
９月２３日	資料配布	事業/取材案内	―逆境のときこそ、力を尽くす―　セミナー「ガス事業の父」渋沢栄一が育んだガス屋魂開催
９月２４日	資料配布	政策/周知	多様な人材の活躍に関する調査の集計結果

発表日	形態	種別	内容・標題
９月２５日	資料配布	政策/周知	従業員研修の実施状況に関するアンケート結果
９月２８日	資料配布	事業/取材案内	めんそーれ！おいしいＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ　食の大商談会
９月２８日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所“初”公式ＬＩＮＥアカウント「渋沢通信」～受け継がれる渋沢栄一の精神～を開設
９月２９日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルス感染症を踏まえた都市のあり方に関するアンケート調査結果
９月３０日	資料配布	事業/取材案内	板橋区内製造業の青年優秀技能者・技術者表彰事業　第１４回“板橋Ｆｉｎｅ　Ｗｏｒｋｅｒ”募集開始
９月３０日	資料配布	その他	２０２０年１０月の主な行事予定
１０月　２日	資料配布	事業/取材案内	展示会 ザ・商談！し・ご・と発掘市「全国の匠の技展」開催
１０月　２日	資料配布	事業/周知	東商 流通・サービスＮａｖｉの開設
１０月　８日	資料配布	政策/周知	国土交通省の防災・減災対策に関する要望
１０月　８日	資料配付	政策/周知	東京都の防災・減災対策に関する要望
１０月１３日	資料配付	政策/周知	Ｗｉｔｈコロナ・Ａｆｔｅｒコロナの都市政策について
１０月１４日	資料配布	事業/周知	葛飾ブランド「葛飾町工場(まちこうば)物語」認定製品決定
１０月１９日	資料配布	事業/取材案内	＜緊急開催＞東商ジョブフェア(合同会社説明会)
１０月２２日	資料配布	事業/周知	「新型コロナ感染症対策オンライン研修動画　オフィス編」公開
１０月２３日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所 会員事業所対象「陰性証明書」発行希望者向けＰＣＲ検査事業を実施中
１０月２６日	資料配布	事業/周知	「小売・サービス業のための、非接触時代の売上の作り方」無料オンラインセミナーを公開
１０月２８日	資料配布	事業/取材案内	渋沢シンポジウム―逆境のときこそ、力を尽くす―開催　～講演、パネルディスカッションを通じて渋沢翁の精神に立ち返る～
１０月３０日	資料配布	事業/周知	ｅｃｏ検定アワード２０２０の受賞者決定
１０月３０日	資料配布	その他	２０２０年１１月の主な行事予定
１１月　２日	資料配布	事業/周知	第１９回勇気ある経営大賞 募集開始
１１月　２日	資料配布	事業/周知	飲食店応援緊急掲示板をリニューアル「ｔｏｓｈｏ　ｆｏｏｄ　ｐａｒｋ」の開設について
１１月　４日	資料配布	政策/周知	テレワークの実施状況に関するアンケート調査結果
１１月　９日	資料配布	事業/周知	東京２０２０大会開催に向けた東商アピールについて
１１月　９日	資料配布	政策/周知	東京都の雇用就業施策に関する要望
１１月１１日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定に東京都板橋区が加入
１１月１２日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事との懇談について
１１月１６日	資料配布	事業/取材案内	「生産者応援 ご当地マルシェ」開催
１１月１８日	資料配布	事業/取材案内	東京都知事と東京都内商工会議所会頭との懇談

発表日	形態	種別	内容・標題
１１月１９日	資料配布	政策/周知	新型コロナ克服に向けた新たな経済対策に関する意見
１１月２０日	資料配布	事業/取材案内	「大阪・東京ものづくり加工商談会・交流会」初開催
１１月３０日	記者レク	事業/周知	「同一労働同一賃金まるわかりＢＯＯＫ」公開
１１月３０日	資料配布	その他	２０２０年１２月の主な行事予定
１２月　１日	資料配布	政策/取材案内	東京商工会議所 柏崎刈羽原子力発電所の視察について
１２月　４日	資料配布	事業/取材案内	東京ビジネスチャンスマーケット２０２０開催
１２月　７日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議者プレゼンツ「未来学２０２０」
１２月１０日	資料配布	事業/周知	東京商工会議所主催検定試験をすべてＷｅｂ試験化
１２月１０日	資料配布	政策/周知	ものづくり企業の現状・課題に関する調査結果
１２月１１日	資料配布	政策/周知	スポーツ振興に関する要望
１２月１５日	記者レク	政策/周知	中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果
１２月１６日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２０年１０月～１２月期）集計結果－付帯調査:「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「中期（２０２１年～２０２５年）の見通しについて」－
１２月１７日	記者レク	政策/周知	多様な人材の活躍に関する要望
１２月１７日	記者レク	政策/周知	雇用・労働政策に関する要望
１２月２３日	資料配布	事業/周知	全３回シリーズ「事業承継ＷＥＢセミナー」を開催
１２月２３日	資料配布	事業/周知	「＋１ＭＯＶＥＭＥＮＴ（プラス・ワン運動）」の始動
１２月２４日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所「２０２１年 新年賀詞交歓会」取材のご案内
１２月２８日	資料配布	事業/取材案内	東京商工会議所「２０２１年 新年賀詞交歓会」開催中止のお知らせ
１２月２８日	資料配布	その他	２０２１年１月の主な行事予定
１月　８日	資料配布	事業/周知	第１４回“板橋Ｆｉｎｅ　ｗｏｒｋｅｒ”受賞者決定
１月１４日	資料配布	事業/周知	「海外ビジネス基本の１０策」お役立ち動画集公開
１月１８日	資料配布	事業/周知	ＫＡＴＳＵＳＨＩＫＡ町工場百貨市の開催について
１月１９日	資料配布	事業/周知	Ｍ＆Ａに関する取材先企業のご紹介　～経営者の引退及び社内後継者不在の清掃業のケース～
１月２２日	資料配布	事業/周知	北区発！区内事業者の魅力ある感染拡大防止商品を紹介「北の区から」緊急発行
１月２２日	資料配布	事業/周知	北区の魅力を高めるシティプロモーションを通じ「東商北支部渋沢栄一イヤー」を盛り上げてまいります！
１月２９日	資料配布	その他	２０２１年２月の主な行事予定
２月　１日	資料配布	事業/取材案内	第１１回「東商リレーションプログラム」開催
２月　５日	資料配布	事業/周知	第１４回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定３製品をストーリーマンガで紹介

発表日	形態	種別	内容・標題
２月　５日	資料配布	事業/周知	荒川区への転入者に向けた、区内産業のＰＲ冊子「ようこそ！モノづくりのまち あらかわへ」発行
２月　８日	資料配布	事業/周知	「東商新宿支部ビジョンパートナー」の募集を通じて新宿区サッカー協会代表チームクリアソン新宿を更に応援
２月　９日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定への東京都江東区の加入について
２月　９日	資料配布	事業/周知	日豪経済委員会・豪日経済委員会　次世代リーダーズプログラム「異文化をつなぐガイドブック」を発行
２月１０日	資料配布	事業/周知	M&Aに関する取材先企業のご紹介　～経営者の高齢化及び親族・社内後継者不在の人材派遣業のケース～
２月１０日	資料配布	事業/取材案内	「越境ＥＣサイトを活用して海外販路を開拓～準備・出店から広報･集客までのノウハウを紹介～」オンラインセミナーを開催
２月１２日	資料配布	事業/取材案内	葛飾ブランド認定製品販売会
２月１６日	資料配布	事業/取材案内	国内最大級の食の展示会「スーパーマーケット･トレードショー２０２１」にて「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブースを出展
２月１９日	資料配布	事業/周知	テイクアウト・デリバリー等のＰＲによる飲食店支援のためのＷＥＢ冊子「食べて応援！しぶや味わエール」の公開について
２月２２日	資料配布	事業/周知	未来へつながる１６のストーリー～それぞれのＳＤＧｓ～発行
２月２２日	資料配布	事業/周知	北区観光ガイドマップ「Ｑｕａ　Ｓａｎｐｏ　クアサンポ」発行
２月２４日	資料配布	事業/周知	コロナ禍で落ち込む需要に対応すべくＳＮＳを活用し顧客接点を強化する取組みなどを紹介『スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)』に１０社を追加
２月２４日	資料配布	事業/取材案内	各県の特産品を使用した特別メニュー昼食付　東日本大震災復興ラウンドテーブル開催
２月２５日	記者レク	政策/周知	緊急事態宣言下における中小企業のテレワーク実施状況に関する緊急調査結果
２月２５日	記者レク	政策/周知	ＩＴ活用実態調査結果
２月２６日	資料配布	政策/周知	事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート報告書
２月２６日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた公共交通に係る要望　～コロナ禍の影響を大きく受ける公共交通事業者への支援ならびに、次期交通政策基本計画に関する要望～
２月２６日	資料配布	その他	２０２１年３月の主な行事予定
３月　２日	資料配布	事業/取材案内	東京都健康長寿医療センターへの寄付金贈呈式ならびにハッピーロード大山商店街の視察について
３月　９日	資料配布	事業/取材案内	東商ジョブフェア(合同会社説明会)
３月１０日	資料配布	政策/周知	中小企業・小規模事業者に対する「標的型攻撃」メール訓練実施結果
３月１０日	資料配布	事業/周知	「はじめてＩＴ活用」特設サイト、「東商ＩＣＴスクエア」を統合　「はじめてＩＴ活用」ウェブサイトのリニューアル公開について
３月１１日	資料配布	政策/周知	中小企業のイノベーション実態調査結果
３月１１日	資料配布	事業/取材案内	『災害等非常時における東京都内商工会議所間の相互協力に関する連携協定』締結式を開催
３月１２日	資料配布	その他	東京商工会議所副会頭人事
３月１２日	資料配布	その他	理事の選任
３月１５日	資料配布	事業/周知	社会福祉法人 東京都共同募金会への寄付金を贈呈　～「渋沢翁ピンバッジ」収益金より１００万円を寄付～

発表日	形態	種別	内容・標題
３月１６日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう（２０２１年１～３月期）集計結果－付帯調査：「新型コロナウイルスによる経営への影響について」「採用の動向について」－
３月１７日	資料配布	政策/取材案内	赤羽国土交通大臣への要望書手交および懇談について
３月１８日	資料配布	政策/周知	知的財産政策に関する意見
３月２６日	資料配布	事業/周知	「ウイズコロナに対する販路拡大事例紹介」コンテンツを作成
３月２９日	資料配布	事業/周知	世田谷線沿線の絵地図「せたがやあしまかせ」を発行
３月３１日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（４月１日付）
３月３１日	資料配布	その他	２０２１年４月の主な行事予定

⑫　放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（ＴＯＫＹＯ ＭＸ）

放　送　　２０２０年４月～２０２１年２月

偶数月第３土曜日　　８時３０分～８時４５分（全６回）

内　容　　高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

ＣＭ放映　商工会議所ＣＭ、ビジネスマネジャー検定試験、ブランドムービー、経営相談

⑬　刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
めんそーれ！おいしいＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ食の大商談会　商品ガイドブック	４月	無料	ビジネス交流部
開業ガイドブック　２０２０年度版	８月	無料	中小企業相談部
同一労働同一賃金まるわかりＢＯＯＫ	１１月	無料	産業政策第二部
東京商工会議所大田支部設立６０周年記念誌	１２月	無料	大田支部
北の区から	１月	無料	北支部
ようこそ！モノづくりのまち　あらかわへ	２月	無料	荒川支部
葛飾町工場物語　第１４回	２月	無料	葛飾支部
Ｑｕａ　Ｓａｎｐｏ　クアサンポ	２月	無料	北支部
未来へつながる１６のストーリー～それぞれのＳＤＧｓ～	２月	無料	台東支部
事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート報告書	２月	無料	中小企業部
品川区・ＩＴ企業の横顔とＩＣＴ活用事例－ＤＸ時代のデジタル経営とは－	２月	無料	品川支部
せたがやあしまかせ	３月	無料	世田谷支部
コロナを突き抜ける	３月	無料	千代田支部

(6) 証　　明

①　国内関係証明

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
営業証明	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
所在地証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
同一法人証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標周知証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標使用証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明（和文）	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3
計	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	6

②　特定（恵）原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定（恵）原産地証明書を、日・シンガポールＥＰＡについては当所において、その他のＥＰＡについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
日シンガポール	6	1	2	4	4	6	6	0	8	5	6	9	57
日メキシコ	268	153	199	161	154	184	187	197	185	222	201	256	2,367
日マレーシア	587	398	668	545	598	682	787	724	689	744	847	1,036	8,305
日チリ	114	106	99	101	110	114	135	106	142	130	134	189	1,480
日タイ	3,716	2,852	2,865	2,473	2,277	2,972	3,622	3,903	3,554	4,359	4,574	5,262	42,429
日インドネシア	2,170	1,068	1,518	1,235	1,104	1,424	1,675	1,652	1,352	2,405	2,298	2,818	20,719
日ブルネイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日アセアン	862	673	928	829	729	913	952	986	921	1,043	1,004	1,224	11,064
日フィリピン	215	215	312	318	297	304	353	320	214	313	358	411	3,630
日スイス	158	183	160	134	127	150	122	117	145	141	190	197	1,824
日ベトナム	1,249	981	1,277	1,124	1,113	1,201	1,334	1,248	1,224	1,485	1,307	1,758	15,301
日インド	1,464	1,025	1,532	1,767	1,912	2,508	2,855	2,644	2,401	3,060	2,956	3,471	27,595
日ペルー	1	2	2	2	7	6	9	7	5	8	7	9	65
日オーストラリア	226	158	240	201	186	218	187	157	190	192	214	243	2,412
日モンゴル	23	22	19	17	17	24	18	14	12	16	15	24	221
計	11,059	7,837	9,821	8,911	8,635	10,706	12,242	12,075	11,042	14,123	14,111	16,907	137,469

③　貿易関係証明（非特恵原産地証明書等）

各種貿易関係証明（原産地証明、インボイス証明、サイン証明等）は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

（単位：件）

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計
4月	14,878	936	1,533	2,191	9	19,547
5月	12,304	721	1,115	1,778	13	15,931
6月	15,532	985	1,588	2,638	17	20,760
7月	15,266	1,043	1,496	2,939	21	20,765
8月	13,435	974	1,245	2,567	14	18,235
9月	14,902	1,114	1,420	2,774	14	20,224
10月	16,582	1,178	1,337	3,018	28	22,143
11月	15,125	1,052	1,398	2,683	24	20,282
12月	16,452	1,093	1,498	3,400	20	22,463
1月	14,708	1,011	1,411	2,314	22	19,466
2月	15,309	1,013	1,586	3,108	16	20,762
3月	20,437	1,347	1,988	3,554	19	27,345
計	184,660	12,467	17,615	32,964	217	247,923

※「その他の証明」は、会員証明（英文・仏文・西文）、日本法人証明（英文）及び営業証明（英文）
※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」（申請後、直ちに証明書を発給）は、２２，７５１件の利用実績であった。

④　非特恵原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

（単位：件）

国名＼商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	329	88	467	141	548	338	257	55	15	306	2,544
	ブルネイ	1	2	8	3	13	5	0	3	0	1	36
	中　国	6,284	1,034	8,159	1,200	16,879	20,958	493	1,214	389	7,364	63,974
	香　港	247	100	202	105	2,053	3,027	30	1,110	25	668	7,567
	インド	1,075	218	1,622	341	1,675	3,867	106	163	38	984	10,089
	インドネシア	294	28	45	233	468	694	7	298	4	227	2,298
	韓　国	212	109	68	127	1,695	1,479	6	283	7	379	4,365
	マレーシア	283	9	171	18	638	1,009	1	332	1	478	2,940
	モンゴル	24	3	42	28	18	45	4	85	0	39	288
	ミャンマー	83	27	41	31	119	43	8	13	0	86	451
	パキスタン	35	10	132	18	191	193	3	8	1	132	723
	フィリピン	91	14	50	27	185	104	1	97	6	133	708
	シンガポール	193	33	138	33	808	348	0	493	9	368	2,423
	スリランカ	47	17	27	8	8	112	0	46	2	36	303
	台　湾	494	68	84	66	3,087	2,169	53	8,909	10	1,802	16,742
	タ　イ	305	65	29	51	593	973	35	1,753	4	917	4,725
	ベトナム	1,373	193	455	988	3,088	2,276	681	918	30	1,827	11,829
	アジアその他	101	25	81	80	71	105	21	90	11	6,769	7,354
	小　　計	11,471	2,043	11,821	3,498	32,137	37,745	1,706	15,870	552	22,516	139,359
中近東	アフガニスタン	5	0	0	4	0	0	0	0	0	34	43
	バーレーン	26	25	68	15	7	36	4	11	1	89	282
	イラン	26	5	19	78	1	10	67	1	1	8	216
	イラク	26	2	1	83	10	18	2	1	0	97	240
	イスラエル	26	1	16	11	6	95	2	81	1	9	248
	ヨルダン	45	3	66	45	27	100	37	9	4	51	387
	クウェイト	196	61	181	123	168	72	37	33	22	210	1,103
	レバノン	11	5	12	16	1	41	0	9	3	19	117
	オマーン	62	28	123	41	140	94	0	0	11	155	654
	カタール	205	50	144	67	51	54	5	86	4	249	915
	サウジアラビア	813	109	324	280	447	484	22	97	24	1,132	3,732
	シリア	3	0	0	5	0	1	0	0	0	6	15
	トルコ	330	94	488	115	625	856	79	5	36	557	3,185
	アラブ首長国連邦	467	338	664	160	438	856	72	218	72	1,151	4,436
	イエメン	4	1	19	11	6	5	1	1	1	13	62
	中近東その他	32	7	11	25	21	27	31	0	0	233	387
	小　　計	2,277	729	2,136	1,079	1,948	2,749	359	552	180	4,013	16,022

国名 ＼ 商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アフリカ	アルジェリア	43	1	2	40	27	29	8	0	0	47	197
	アンゴラ	1	0	8	0	2	1	0	0	0	3	15
	エジプト	178	43	96	145	158	257	3	23	8	120	1,031
	ケニア	8	3	21	1	75	33	5	1	0	34	181
	リベリア	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	4
	リビア	4	0	0	3	0	0	0	3	0	24	34
	モロッコ	11	1	9	7	15	32	1	2	2	5	85
	ナイジェリア	12	0	3	8	13	30	46	57	0	10	179
	南アフリカ	44	14	32	8	102	82	0	38	1	57	378
	スーダン	3	0	8	6	5	4	23	1	0	29	79
	チュニジア	4	0	3	20	2	7	0	2	0	4	42
	アフリカその他	40	20	196	50	126	102	63	235	7	498	1,337
	小　　計	348	82	378	290	526	577	149	363	18	831	3,562
欧州	オーストリア	1	1	0	4	19	23	1	1	1	10	61
	ベルギー	26	145	255	123	132	188	2	40	19	116	1,046
	キプロス	1	1	39	0	0	13	0	3	1	4	62
	チェコ	82	0	2	1	5	6	1	1	0	0	98
	デンマーク	6	22	0	0	0	28	0	2	4	2	64
	フィンランド	8	59	38	1	22	11	0	0	0	4	143
	フランス	38	2	43	11	32	503	26	56	1	32	744
	ドイツ	443	39	66	578	239	1,456	34	258	82	273	3,468
	ギリシャ	15	3	14	3	10	20	0	0	3	22	90
	オランダ	110	56	147	12	136	979	8	99	0	272	1,819
	ハンガリー	7	0	0	1	0	25	4	10	0	4	51
	アイルランド	3	0	48	0	4	13	0	0	0	11	79
	イタリア	45	89	253	1	207	381	76	79	28	203	1,362
	ノルウェー	0	13	9	1	203	13	4	9	3	21	276
	ポーランド	10	33	2	6	11	165	164	17	10	73	491
	ポルトガル	8	14	32	0	29	8	4	3	1	46	145
	ロシア	308	77	716	100	332	392	286	194	24	1,369	3,798
	スペイン	96	64	155	23	141	152	21	43	6	142	843
	スウェーデン	5	0	1	1	79	0	1	5	5	13	110
	スイス	5	0	0	4	21	67	4	34	0	73	208
	英　国	44	4	5	13	89	167	64	9	15	64	474
	欧州その他	48	36	398	100	410	150	84	69	68	778	2,141
	小　　計	1,309	658	2,223	983	2,121	4,760	784	932	271	3,532	17,573

国名＼商品名		機械機器				金属及び金属製品	化学製品	紡績及び繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
北・中南米	アルゼンチン	28	1	8	1	2	70	0	7	1	40	158
	バハマ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	ボリビア	1	3	11	4	2	0	0	0	0	9	30
	ブラジル	94	1	1	5	219	400	10	52	8	253	1,043
	カナダ	7	0	10	34	84	71	3	65	14	52	340
	チ　リ	15	6	4	15	11	19	0	1	0	11	82
	コロンビア	8	0	100	5	50	41	0	10	0	64	278
	コスタリカ	2	0	25	8	78	16	0	7	1	1	138
	エクアドル	0	0	6	0	9	12	0	2	0	2	31
	メキシコ	42	25	190	10	386	378	3	12	7	197	1,250
	パナマ	78	0	46	4	0	53	0	18	3	20	222
	パラグアイ	5	2	29	5	0	5	0	2	0	17	65
	ペルー	3	1	2	5	125	13	0	4	0	38	191
	米　国	216	68	63	71	282	592	12	118	106	879	2,407
	ベネズエラ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	北・中南米その他	30	1	126	12	33	63	1	42	1	195	504
	小　　計	529	108	621	180	1,281	1,734	29	340	141	1,779	6,742
太平洋	オーストラリア	52	12	0	4	161	85	4	51	5	71	445
	ニュージーランド	12	3	0	4	27	55	0	41	0	26	168
	マーシャル諸島	12	0	3	5	1	0	0	0	0	0	21
	大洋州その他	28	0	60	16	11	0	0	51	0	73	239
	小　　計	104	15	63	29	200	140	4	143	5	170	873
国名不明											529	529
合　　計		16,038	3,635	17,242	6,059	38,213	47,705	3,031	18,200	1,167	33,370	184,660

⑤　証明事故（原産国誤り）

６社　３１１件

⑥　貿易関係証明申請サポート

非特恵原産地証明書作成要領説明会（９２名）

※４月～８月の期間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

個別相談　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

講師派遣型セミナー（１回）

(7)　企業信用調査

①　種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	206	92.4%
海外調査	17	7.6%
合計	223	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	206	7.2%
既存調査	17	92.8%
合計	223	100.0%

② 利用件数の推移

年度	利用件数	内訳	
		国内調査	海外調査
2008	395	381	14
2009	427	405	22
2010	343	324	19
2011	254	218	36
2012	274	245	29
2013	290	271	19
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22
2020	223	206	17

(8) 使節団派遣

① 経済ミッション

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(9) 見本市・展示会

① 展示会・トレードショー出展支援

1) スーパーマーケット・トレードショー２０２１

スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。

主　　催　(一社)全国スーパーマーケット協会　後援：東京商工会議所　他

会　　期　２０２１年２月１７日～１９日（３日間）、午前１０時～午後５時（最終日午後４時）

会　　場　幕張メッセ

出　　展　生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者･団体

１，３０８社・団体、２，２６１小間

入場者数２６，３８５人

◆東京商工会議所「Ｆｒｏｍ　ＴＯＫＹＯ」ブース概要◆

会　　場　９－１１ホール内

小間仕様　３㎡（間口１．７ｍ×奥行き１．５ｍ×高さ２．７ｍ）／１小間

出展対象　東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品」を有する食品製造事業者・団体

出展社数　２３社

○出展者説明会・小間位置抽選会　　１１月２０日　午後２時～４時

○出展者サポートセミナー第１回　　１２月　８日　午後２時～５時

2)　江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展２０２１
新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大、経営革新に取り組み自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3)　産業交流展２０２０（ヴァーチャル）
原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。２３回目はオンラインでの初開催となった。
東商ブースを設け、２０２０年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のＰＲ等を実施。
主　　催　産業交流展２０２０実行委員会（東京都、東京商工会議所他）
会　　期　２０２１年1月２０日～2月１９日
出　　展　６９６社・団体
登録者数　６，０７０人（ログイン数４４，８２０人）

(10) 講演会・講座

４月の緊急事態宣言発出を受け、新入社員研修は６講座のみ開催し、５月末まで予定していた通学講座を全て中止した。６月からＺｏｏｍミーティング機能を利用したオンライン講座を開始し、７月には、通学講座を感染症対策（受講者数：会場定員の半数など）を講じて再開した。また、感染症予防のニーズに対応し、通学からオンラインへ講座形態を随時変更したほか､通学とオンラインのどちらでも受講できるハイブリッド講座を開始､実施した。

オンライン講座については、円滑な受講環境を整えるため、下記④セミナー欄に記載のとおり、無料オンラインセミナー（５回）や接続テスト（３２回）を開催したほか、ホームページ上で閲覧できる説明動画を作成した。

なお、４月に開催中止となった新入社員研修については、一部を７月に代替開催している。

結果、２０２０年度の講座は計２１８回開催、総受講者数は４，１０８名となった。

＜２０２０年度　講座開催内訳＞
・通学　１３９回開催（２，３１０名）
・オンライン　４３回開催　　（６１９名）
・ハイブリッド　２６回開催（通学：３８９名、オンライン：３３９名）
・インハウス　１０回開催　　（４５１名）

①　通学・合宿講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－２】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　２日
㈱マネジメントサポート　講師　　片　山　啓　子　氏	２４名
【Ａ１－２０】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　２日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	１７名
【Ａ１－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	４月　３日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	８名
【Ａ１－４】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　６日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	０名
【Ａ１－５】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　７日
㈱マネジメントサポート　講師　　北　村　真　澄　氏	０名
【Ａ１－６】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１０日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ａ２－１】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　２日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	４０名
【Ａ２－１０】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕	４月　２日
㈱ノビテク　講師　　千　葉　ま　お　氏	５２名
【Ａ２－２】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　３日
㈱ノビテク　講師　　石　川　陽　子　氏	０名
【Ａ２－３】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　７日
㈱ノビテク　講師　　北　村　ま　り　氏	０名
【Ａ２－４】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　９日
㈱ノビテク　講師　　喜多村　明　子　氏	０名
【Ａ２－５】新入社員ビジネス基礎講座〔２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１３日
㈱ノビテク　講師　　溝　口　孝　史　氏	０名
【Ａ３－１】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕	４月　２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	５１名（計２クラス）
【Ａ３－２】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ａ３－３】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ａ３－４】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１４日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ａ３－５】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１３日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ａ３－６】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／２日コース〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ａ４－１】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	７月２７日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	４４名
【Ａ４－３】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	７月２８日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	４９名
ｂ．合宿	
【Ｂ１－１】戦略的管理者育成コース〔合宿編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１５日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	０名
【Ｂ１－２】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１０月７日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	７名
【Ｂ１－３】戦略的管理者育成コース〔通学編〕	１１月　６日
㈲コンサルネット　代表取締役　　小　林　茂　之　氏	１４名
【Ｂ２－１】新任管理者育成コース〔合宿編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　３日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	０名
【Ｂ２－２】新任管理者育成コース〔合宿編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	９月　９日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	０名
【Ｂ２－４】新任管理者育成コース〔合宿編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	２月１７日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	０名
【Ｂ３－１】新任管理者育成コース〔通学編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１３日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	０名
【Ｂ３－２】新任管理者育成コース〔通学編〕	７月　７日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	８名
【Ｂ３－３】新任管理者育成コース〔通学編〕	１１月１６日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１２名
【Ｂ３－５】新任管理者育成コース〔通学編〕	３月　９日
㈱ノビテク　取締役　　永　野　宏　樹　氏	１０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｃ．階層別	
【Ｃ１－１】管理職準備基礎講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　９日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	０名
【Ｃ１－２】管理職準備基礎講座	９月１５日
㈱エトス　代表取締役　　門　田　由貴子　氏	３３名
【Ｃ２－１】女性リーダー行動革新講座	７月１３日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	８名
【Ｃ２－２】女性リーダー行動革新講座	１０月２０日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２３名
【Ｃ３－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　２日
㈱ノビテク　講師　　西　川　元　一　氏	０名
【Ｃ３－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	７月　７日
㈱ノビテク　講師　　西　川　元　一　氏	１１名
【Ｃ３－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	９月１１日
㈱ノビテク　講師　　西　川　元　一　氏	１０名
【Ｃ３－４】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	１１月１２日
㈱ノビテク　講師　　西　川　元　一　氏	３２名
【Ｃ４－１】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月２３日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	０名
【Ｃ４－２】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１０月１５日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	２２名
【Ｃ５－１】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　４日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	０名
【Ｃ５－２】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	７月１５日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	２０名
【Ｃ５－３】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	１０月１４日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	３５名
【Ｃ６－１】新入社員フォローアップ講座〔２０２０年度入社編〕	８月２０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１１名
【Ｃ６－２】新入社員フォローアップ講座〔２０２０年度入社編〕	９月１６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１４名
【Ｃ６－３】新入社員フォローアップ講座〔２０２０年度入社編〕	１０月１９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	３６名
【Ｃ６－４】新入社員フォローアップ講座〔２０２０年度入社編〕	１１月２６日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１９名
【Ｃ７－１】新入社員のための電話応対徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２０日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	０名
【Ｃ７－２】新入社員のための電話応対徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２２日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	０名
【Ｃ８－１】新入社員のための社会人基礎講座	１０月１７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３６名
【Ｃ９－１】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１５日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	０名
【Ｃ９－２】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	０名
【Ｃ９－３】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	０名
【Ｃ９－４】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	０名

セミナー名 担当講師	開催日（開始） 参加者数
【Ｃ１０－１】新入社員のためのビジネスモラル講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１４日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志　氏	０名
【Ｃ１０－２】新入社員のためのビジネスモラル講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２１日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志　氏	０名
【Ｃ１１－１】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２０日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	０名
【Ｃ１１－２】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１９日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	０名
【Ｃ１１－３】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座	８月　７日
㈱インプレッション・ラーニング　講師　　鈴　木　瑞　穂　氏	１９名
【Ｃ１３－２】管理職・職場リーダーのための時間術講座	１０月２１日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	２６名
【Ｃ１４－１】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２１日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	０名
【Ｃ１４－２】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２０日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	０名
【Ｃ１４－３】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１７日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	０名
【Ｃ１９－１】チームリーダーのための「問題発見と問題解決の思考法」講座	９月２４日
㈲ベイスマネジメント　代表取締役　　真　殿　道　生　氏	２３名
【Ｃ２０－１】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１４日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	０名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ２－１】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座	１１月１２日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	７名
【Ｄ１３－１】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座	９月１８日
システムリサーチ＆コンサルト㈱　代表取締役　　住　中　光　夫　氏	７名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－１】部下の育成・指導法講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２８日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	０名
【Ｅ１－２】部下の育成・指導法講座	７月１７日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	１４名
【Ｅ１－３】部下の育成・指導法講座	９月２９日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	２７名
【Ｅ２－１】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１２日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	０名
【Ｅ２－２】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	１０月２９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	２１名
【Ｅ２－３】後輩指導力（ＯＪＴリーダー）養成講座	３月１０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１４名
【Ｅ３－１】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	７月　９日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	１６名
【Ｅ３－２】部下の指導・育成に活かすコーチング講座	１２月　３日
ビジネスコーチ㈱　代表取締役　　細　川　　馨　氏	２５名
【Ｅ６－１】部下との面談スキルアップ講座	１１月２５日
㈱キャラウィット　代表取締役　　上　岡　実弥子　氏	７名
ｆ．法務	
【Ｆ１－１】ビジネス法務入門講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１５日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏	０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｆ２－１】契約実務の法律基礎講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２２日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	０名
【Ｆ３－１】契約法務の実践講座	７月　８日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１３名
【Ｆ４－１】労働法実務講座〔入門編〕	７月　３日
石嵜・山中総合法律事務所　弁護士　　山　中　健　児　氏	１１名
【Ｆ８－１】役員に必要な会社経営の法務知識講座	７月１５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１０名
【Ｆ１４－１】ソフトウェア契約・システム開発のトラブル対処法講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１９日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	０名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－１】社会保険実務講座〔入門編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２１日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	０名
【Ｇ１－２】社会保険実務講座〔入門編〕	７月２０日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	１４名
【Ｇ１－３】社会保険実務講座〔入門編〕	１０月１６日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	２０名
【Ｇ２－１】社会保険実務講座〔実践編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１５日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	０名
【Ｇ２－２】社会保険実務講座〔実践編〕	１１月１３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１８名
【Ｇ４－１】給与計算の実務講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	０名
【Ｇ４－２】給与計算の実務講座	１０月１３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１９名
【Ｇ１１－１】会社を守る就業規則策定講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２７日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　人事コンサル部　部長　特定社会保険労務士　　渡　邉　哲　史　氏	０名
【Ｇ１２－１】問題社員の指導・対処法講座	１１月２６日
ＴＯＭＡ社会保険労務士法人　代表社員　　麻　生　武　信　氏	１７名
【Ｇ１４－１】人事・労務実務の基礎講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２８日
トムズ・コンサルタント　代表社員　特定社会保険労務士　　河　西　知　一　氏	０名
【Ｇ１７－１】採用戦略の立て方と広報・ＰＲ講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２８日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	０名
【Ｇ２４－１】新任ハラスメント相談担当者の基礎実務講座	７月１３日
日本産業カウンセラー協会　東京支部　支部長　　山　田　る　り　氏	１５名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ２－１】財務分析講座〔実践編〕	１１月１１日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	９名
【Ｈ４－１】資金繰り実務講座〔入門編〕	７月１６日
ＴＯＭＡコンサルタンツグループ㈱　理事　　井　関　臣一朗　氏	８名
【Ｈ５－１】新任経理担当者の基礎実務講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１５日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	０名
【Ｈ５－２】新任経理担当者の基礎実務講座	１０月　９日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	３９名
【Ｈ６－１】経理担当者レベルアップ講座	８月２１日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	１５名
【Ｈ６－２】経理担当者レベルアップ講座	２月１５日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	９名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｈ７－１】社長を支える経理部長の役割と実務講座	９月１６日
㈱組織デザイン研究所　相談役　　小笠原　士　郎　氏	１２名
【Ｈ８－１】決算書の基礎講座	１０月２３日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	１８名
【Ｈ９－１】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座	９月　７日
㈱流通エンジニアリング　エグゼクティブコンサルタント　　横　山　英　機　氏	９名
【Ｈ１０－１】法人税申告書の基礎講座	１０月２６日
渡邉一成税理士事務所　税理士　　渡　邉　一　成　氏	１１名
【Ｈ１１－１】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	７月１０日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	６名
【Ｈ１２－１】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１１日
ナレッジネットワーク　社長　公認会計士　　中　田　清　穂　氏	０名
ｉ．営業・販売	
【Ｉ１－１】営業“基礎力”養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１６日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	０名
【Ｉ１－２】営業“基礎力”養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　４日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	０名
【Ｉ１－３】営業“基礎力”養成講座	１１月　９日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	４０名
【Ｉ２－１】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１２日
㈱営業会議　社長　　野　口　明　美　氏	０名
【Ｉ３－１】営業チームリーダー養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１６日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	０名
【Ｉ３－２】営業チームリーダー養成講座	１０月２２日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	９名
【Ｉ４－１】“売れる”営業チームづくり講座	１２月　２日
㈱Ｖ字経営研究所　代表取締役　　酒　井　英　之　氏	１０名
【Ｉ７－１】女性営業力養成講座	１１月１９日
クロス・コンサルティング㈱　代表取締役　　島　津　　愛　氏	１６名
【Ｉ９－１】営業アシスタント養成講座	９月１５日
ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー　　浜　崎　智　世　氏	１１名
【Ｉ１３－１】営業交渉力トレーニング講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２６日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	０名
【Ｉ１３－２】営業交渉力トレーニング講座	９月　９日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	２３名
【Ｉ１４－１】目標達成のための売上を伸ばす営業スキルアップ講座	１１月１６日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	１４名
【Ｉ１７－１】営業“提案力”養成講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月２２日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	０名
【Ｉ１７－２】営業“提案力”養成講座	９月　３日
㈱日小田コンサルティング　代表取締役　　日小田　正　人　氏	２０名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－１】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	０名
【Ｊ１－３】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	９月　８日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	３１名
【Ｊ１－４】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	１１月１２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２１名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ２－１】信頼を得る電話応対スキルアップ講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１１日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	０名
【Ｊ２－２】信頼を得る電話応対スキルアップ講座	９月１０日
㈱ユニゾン　講師　　諸　田　美　佐　氏	２２名
【Ｊ３－１】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１８日
㈱ヴィタミンM　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	０名
【Ｊ４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１９日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	０名
【Ｊ４－２】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	９月２３日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１４名
【Ｊ４－３】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕	１月２１日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１２名
【Ｊ５－１】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	７月　２日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	６名
【Ｊ５－２】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕	１１月１８日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	８名
【Ｊ７－１】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座	１０月１２日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	２０名
【Ｊ１０－１】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	１０月１６日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	２７名
【Ｊ１０－２】業務効率を上げるタイムマネジメント講座	２月１８日
㈱セブンフォールド・ブリス　代表取締役　　本　田　賢　広　氏	１０名
【Ｊ１１－１】クレーム対応力アップ講座	８月２０日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１３名
【Ｊ１１－２】クレーム対応力アップ講座	１２月１６日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	７名
【Ｊ１２－１】若手・中堅社員向け段取り力向上講座	７月　８日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	１７名
【Ｊ１２－２】若手・中堅社員向け段取り力向上講座	１１月１３日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	２０名
【Ｊ１２－３】若手・中堅社員向け段取り力向上講座	２月　４日
マナビクス　代表　　丹　羽　將　喜　氏	１５名
【Ｊ１５－１】アサーティブ・コミュニケーション講座	７月１７日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	１４名
【Ｊ１５－２】アサーティブ・コミュニケーション講座	９月２３日
㈱グローバリンク　代表取締役　　大　串　亜由美　氏	１５名
【Ｊ１６－１】リーダーのための職場活性化講座	７月２１日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	７名
【Ｊ１６－２】リーダーのための職場活性化講座	１１月２０日
シックス・スターズコンサルティング㈱　代表取締役　　原　田　由美子　氏	１９名
【Ｊ１７－１】ロジカルシンキングの活かし方講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１０日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	０名
【Ｊ１７－２】ロジカルシンキングの活かし方講座	９月１４日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	３０名
【Ｊ１７－３】ロジカルシンキングの活かし方講座	３月１８日
ＨＲデザインスタジオ　代表　　生　方　正　也　氏	３１名
【Ｊ１８－１】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	９月１７日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	１４名
【Ｊ１８－２】人を動かす“数字”を使った伝え方講座	１１月１７日
ＢＭコンサルティング㈱　代表取締役　　深　沢　真太郎　氏	９名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【Ｊ２０－１】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔応用編〕	１２月１５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１７名
【Ｊ２１－１】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月　６日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	３２名
【Ｊ２１－２】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座	１０月２７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２２名
【Ｊ２２－１】ムダを徹底削減する事務改善講座	９月１５日
ハートリンク　代表　　阿　部　紀　子　氏	１６名
【Ｊ２３－１】周囲を巻き込むファシリテーション講座	８月１９日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	１０名
【Ｊ２６－１】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕	１０月２６日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	２９名
【Ｊ２７－１】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　８日
㈱次世代人材アカデミー札幌　主席講師　　櫻　井　俊　輔　氏	０名
【Ｊ２９－１】５Ｓで極める！整理整頓仕事術講座	７月１７日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	９名
【Ｊ３０－１】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座	１０月２７日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	２４名
【Ｊ３１－１】若手社員のための『ＰＤＣＡ』習得講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１６日
㈱インオーダー　コンサルタント　　高　野　有　麻　氏	０名
【Ｊ３１－２】若手社員のための『ＰＤＣＡ』習得講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２２日
㈱インオーダー　コンサルタント　　高　野　有　麻　氏	０名
【Ｊ３２－１】うっかりミス防止講座	１２月０３日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　　真理子　氏	３５名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－１】貿易実務講座〔基礎編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２１日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	０名
【Ｋ１－２】貿易実務講座〔基礎編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	０名
【Ｋ１－４】貿易実務講座〔基礎編〕	９月　８日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ１－５】貿易実務講座〔基礎編〕	１０月２０日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２７名
【Ｋ１－９】貿易実務講座〔基礎編〕	１１月２５日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２２名
【Ｋ４－１】貿易実務講座〔輸出編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	０名
【Ｋ４－３】貿易実務講座〔輸出編〕	１１月２６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２２名
【Ｋ５－１】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕	１１月１９日
㈱アースリンク　貿易アドバイザー　　川　村　久美子　氏	２０名
【Ｋ６－１】貿易・英文契約講座〔入門編〕	９月　９日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２４名
【Ｋ１５－１】貿易実務に役立つ通関知識講座	１０月２１日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１５名
【Ｋ１８－１】貿易実務で使える英文ビジネスＥメール講座〔入門編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１１日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	０名
【Ｋ１８－２】貿易実務で使える英文ビジネスＥメール講座〔入門編〕	２月　４日
みね事務所　代表　　峯　　愛　氏	１８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
l．国際ビジネス	
【Ｌ２－１】国際売買契約講座〔基礎編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　３日
フリーマン国際法律事務所　弁護士　　ダグラス・Ｋ・フリーマン　氏	２３名
【Ｌ３－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	９月２４日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	９名
【Ｌ４－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕	７月１０日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	９名
【Ｌ４－２】英文ビジネスＥメールライティング講座〔実践編〕	１０月２３日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１０名
【Ｌ５－１】海外の与信管理と債権回収講座	１１月　６日
ナレッジマネジメントジャパン㈱　代表取締役　　牧　野　和　彦　氏	１０名
【Ｌ１０－１】英語プレゼンテーションスキルアップ講座	１０月２２日
マーキュリッチ㈱　代表取締役　　西　野　浩　輝　氏	１１名
【Ｌ１５－１】「ビジネス英語」電話応対講座〔基礎編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２２日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	０名
【Ｌ１９－１】「ビジネス英語」来客応対講座〔基礎編〕　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２２日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	０名
ｐ．パソコン・ＩＴ	
【ＰＡ１－１】アクセス基礎２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	０名
【ＰＡ１－２】アクセス基礎２０１６	１０月　５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＡ１－３】アクセス基礎２０１６	１月１９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＡ２－２】アクセス応用２０１６	１２月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＢ－１】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月２５日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	０名
【ＰＢ－２】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	９月１７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＢ－３】ワード&エクセル実践ベンリ技テクニック２０１６	３月　９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ１－１】エクセル基礎２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月２７日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	０名
【ＰＥ１－２】エクセル基礎２０１６	７月　２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ１－３】エクセル基礎２０１６	９月　７日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ１－４】エクセル基礎２０１６	１１月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	８名
【ＰＥ１－５】エクセル基礎２０１６	１月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＥ２－１】エクセル応用２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　３日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	０名
【ＰＥ２－２】エクセル応用２０１６	７月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	５名
【ＰＥ２－３】エクセル応用２０１６	９月２８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	６名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＥ２－４】エクセル応用２０１６	１１月２５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	７名
【ＰＥ２－５】エクセル応用２０１６	２月　４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	４名
【ＰＥ３－１】エクセル関数応用活用編２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月１５日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	０名
【ＰＥ３－２】エクセル関数応用活用編２０１６	９月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＥ３－４】エクセル関数応用活用編２０１６	１１月２４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＥ３－５】エクセル関数応用活用編２０１６	２月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	７名
【ＰＥ４－１】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	８月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	９名
【ＰＥ４－２】エクセルマクロＶＢＡ入門２０１６	１１月１０日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＧ－１】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－２】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　７日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－３】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　８日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－４】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月　９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－５】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１３日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－６】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月１５日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－７】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２０日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－８】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	４月２２日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	０名
【ＰＧ－９】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６	７月２９日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	４名
【ＰＧ－１０】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６	８月２０日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	７名
【ＰＧ－１１】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座２０１６	８月　６日
東商パソコン・ＩＴ担当講師	５名
【ＰＨ－１】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	０名
【ＰＨ－２】ホームページ作成［ＨＴＭＬ５／ＣＳＳ３］	１２月　８日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　伊　藤　浩　次　氏	１０名
【ＰＪ１－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔導入&初期設定編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月２６日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	０名
【ＰＪ２－１】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔コンテンツ作成&保守運用編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月２６日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	０名
【ＰＪ２－２】ＷｏｒｄＰｒｅｓｓによるビジネスサイト構築〔コンテンツ作成&保守運用編〕	９月　２日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　栗　原　篤　史　氏	１５名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
【ＰＪ３－１】Ｗｅｂ集客（マーケティング）の実務	８月１８日
（特）　ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　冨　田　さより　氏	１５名
【ＰＪ４－１】Ｇｏｏｇｌｅアナリティクスによる解析実務〔初級編〕※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　９日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　松　本　年　史　氏	０名
【ＰＪ６－１】Ｇｏｏｇｌｅアナリティクスによる解析実務〔中級編〕	１０月１３日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　松　本　年　史　氏	１４名
【ＰＪ７－１】ＳＥＯ（検索エンジン最適化）によるサイト訪問者獲得の実務	９月２４日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　並　木　　博　　氏	１４名
【ＰＪ８－１】新任Ｗｅｂ担当者のためのＷｅｂ活用基礎講座　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１３日
（特）ＩＴコーディネータ協会　認定コンサルタント　　栗　原　篤　史　氏	０名
【ＰＭ－１】ＩＴ担当者入門　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１２日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	０名
【ＰＮ－１】ネットワーク入門　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	５月１３日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	０名
【ＰＰ－１】パワーポイント２０１６	１２月１０日
東商パソコン・ＩＴ講座担当講師　　石　田　十　兄　氏	８名
【ＰＱ－１】今さら聞けないＰＣ操作・ワード・エクセル　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止	６月　９日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	０名
ｏ．オーダーメイド研修	
【ＣＮ１－１】テレワークにおける効率的な業務の進め方	６月２３日
㈱セルフ・インプルーブ　代表取締役　　和　田　　勉　氏	３９名
【ＣＮ２－１】ビジネスコミュニケーション力アップ研修	１１月　９日
シックス・スターズコンサルティング㈱　講師　　柄　澤　百　代　氏	６名
【ＣＮ３－１】業務効率を上げるタイムマネジメント	１１月２１日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	７４名
【ＣＮ４－１】フューチャープランニング研修	１０月１６日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	５名
【ＣＮ５－１】文書作成・提案書作成研修	１月２６日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	９７名
【ＥＮ１－１】コーチング研修	７月１０日
おりい行政書士事務所　織　井　智　子　氏	３２名
【ＧＮ１－１】ハラスメント防止研修	１２月２２日
日本産業カウンセラー協会　登録講師　　野　村　式　栄　氏	１２６名
【ＨＮ１－１】決算書理解講座	２月　９日
湊税理士事務所　税理士　　湊　　義　和　氏	２０名
【ＰＥＮ１－１】エクセル応用講座	９月１４日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	４０名
【ＰＥＮ１－１】エクセル応用講座	１１月１６日
東京テクニカルカレッジ　テラハウスＩＣＡ　　伊　藤　浩　次　氏	１２名

②　オンライン（Ｚｏｏｍライブ配信）講座

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ａ．新入社員	
【Ａ１－１Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	３月２６日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	２１名
【Ａ４－２Ｗ】新入社員ビジネス基礎講座〔１日コース〕	７月２７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｃ．階層別	
【Ｃ３－５】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験５～１０年編〕	２月２５日
㈱ノビテク　講師　　西　川　元　一　氏	２８名
【Ｃ４－３】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験３～５年編〕	１月２０日
㈱プライムタイム　代表取締役　　坂　本　敦　子　氏	１１名
【Ｃ５－４】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験２～３年編〕	２月　２日
㈱ノビテク　講師　　内　山　　厳　氏	９名
【Ｃ６－５】新入社員フォローアップ講座〔２０２０年度入社編〕	１月２７日
シックス・スターズコンサルティング㈱　コンサルタント　　柄　澤　百　代　氏	１１名
【Ｃ９－５】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座	７月２１日
㈱ワークセッション　代表取締役　　鈴　木　泰　詩　氏	１８名
【Ｃ１０－２】新入社員のためのビジネスモラル講座	８月　５日
㈱ポールスターコミュニケーションズ　代表取締役　　北　　宏　志　氏	１５名
【Ｃ１３－１】管理職・職場リーダーのための時間術講座	１月１４日
㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏	６名
【Ｃ１６－１】女性管理職養成講座	２月　９日
㈱マネジメントサポート　社長　　古　谷　治　子　氏	９名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－１】財務３表一体理解講座	６月　８日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	５名
【Ｄ１４－１】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	６月２６日
Ｔｈｉｎｋ　Ｅｘｐｅｒｉｅｎｃｅ株式会社　代表取締役　　河　上　泰　之　氏　他	５名
【Ｄ１５－１】「売れる」新規事業、「買いたい」と言われるアイデア創出方法の講座	１１月１６日
Ｂｅｔｈ合同会社　代表取締役　　河　上　泰　之　氏	２２名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ９－１】“折れない”部下の育て方講座	１月１９日
㈱ザ・アカデミージャパン　エグゼクティブ・トレーナー　　窪　田　晃　和　氏	１９名
【Ｅ１１－１】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	６月　２日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	１０名
【Ｅ１１－２】部下の成長をうながすフィードバックの技術講座	１１月２６日
(合)クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏	２４名
ｆ．法務	
【Ｆ１４－２】ソフトウェア契約・システム開発のトラブル対処法講座	９月２８日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	１０名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ３－１】総務スタッフ入門講座	６月　９日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	９名
【Ｇ１３－１】“新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座	２月　９日
㈱ディリゴ　代表取締役　　長　谷　真　吾　氏	９名
【Ｇ１６－１】昇進・昇格の仕組みと管理職の選び方講座	１１月１０日
㈱日本経営システム研究所　代表取締役　　中　村　壽　伸　氏	１５名
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－１】財務分析講座〔入門編〕	６月１６日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	１０名
【Ｈ５－３】新任経理担当者の基礎実務講座	１月１２日
税理士法人田中事務所　専務・税理士　　田　中　義　晴　氏	１５名
【Ｈ１２－２】経理・総務部門のためのＲＰＡの活かし方講座	１０月　５日
㈲ナレッジネットワーク　社長・公認会計士　　中　田　清　穂　氏	８名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数
ｉ．営業・販売	
【Ｉ１－４】営業“基礎力”養成講座	２月１７日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	１４名
【Ｉ１３－２】営業交渉力トレーニング講座	９月　９日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	１８名
【Ｉ１３－３】営業交渉力トレーニング講座	１月１９日
(特)日本交渉協会　講師　　黒　川　　晃　氏	７名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ１－２】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	６月　５日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	９名
【Ｊ１－５】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕	２月　２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１６名
【Ｊ３－３】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	８月　４日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１２名
【Ｊ３－２】ビジネス文書・Ｅメールの書き方講座〔入門編〕	３月　２日
㈱ヴィタミンＭ　代表取締役　　鈴　木　真理子　氏	１３名
【Ｊ１１－３】クレーム対応力アップ講座	３月１２日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	７名
【Ｊ２３－２】周囲を巻き込むファシリテーション力養成講座	２月　３日
㈱ディ・フォース・インターナショナル　代表取締役　　福　島　　章　氏	２３名
【Ｊ２７－２】仕事の見える化を進める業務マニュアルの作成・管理の基本講座	１２月　８日
㈱次世代人材アカデミー札幌　主席講師　　櫻　井　俊　輔　氏	２４名
【Ｊ３３－２】活躍できるビジネスパーソンになるための提案書作成力養成	２月１９日
ネガポジ　代表　　益　田　麻　実　氏	１６名
【Ｊ３４－１】プレゼンテーション力アップ講座〔オンライン活用編〕	１２月　７日
㈱ブレイクビジョン　代表取締役　　車　塚　元　章　氏	１１名
【Ｊ３５－３】オンライン商談・面談で大切な”第一印象”向上講座	１２月１４日
ままだよしこメソッド㈱　代表取締役　　間々田　桂　子　氏	６名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－３】貿易実務講座〔基礎編〕	６月２３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	３４名
【Ｋ１－８】貿易実務講座〔基礎編〕	８月　７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	２９名
【Ｋ１－７】貿易実務講座〔基礎編〕	３月　２日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１５名
【Ｋ３－１】貿易実務講座〔輸入編〕	２月１７日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１６名
【Ｋ４－２】貿易実務講座〔輸出編〕	２月１６日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１７名
【Ｋ１１－１】三国間貿易における書類作成の実務とＥＰＡの利用	６月２４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１５名
ｌ．国際ビジネス	
【Ｌ３－１】英文ビジネスＥメールライティング講座〔入門編〕	６月１９日
㈱オフィス・ビー・アイ　代表取締役　　大島　さくら子　氏	１０名

③　ハイブリッド講座（通学・オンライン同時開催）

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
ｃ．階層別	
【Ｃ２０－２】プレイングマネージャーとしての課長の役割認識と仕事力講座	１月１９日
ビジネスディベロップサポート　代表　　大　軽　俊　史　氏	１８名／３０名
ｄ．経営・マネジメント	
【Ｄ１－２】財務３表一体理解講座	９月２９日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	１４名／　７名
【Ｄ１－３】財務３表一体理解講座	２月２５日
インテグラス㈱　代表取締役　　諸　橋　清　貴　氏	７名／２４名
【Ｄ４－１】経営幹部が身につけるべき数的知識講座	８月２４日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	１４名／　８名
【Ｄ８－１】売上拡大を実現する“予算マネジメント”講座	９月１１日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	１２名／　３名
【Ｄ１２－１】取締役・執行役員の役割と仕事	８月１９日
㈱セントエイブル経営　代表取締役　　大　塚　直　義　氏	２４名／２３名
ｅ．指導・育成	
【Ｅ１－４】部下の育成・指導法講座	２月１６日
㈱アイ・イーシー　講師　　福　本　伸　夫　氏	１２名／１２名
ｆ．法務	
【Ｆ１－２】ビジネス法務入門講座	１０月１３日
㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス　弁護士　　住　吉　健　一　氏	１６名／　９名
【Ｆ２－２】契約実務の法律基礎講座	９月１７日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１７名／１２名
【Ｆ２－３】契約実務の法律基礎講座	２月　９日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１６名／１８名
【Ｆ３－２】契約法務の実践講座	１０月１５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	１７名／１１名
【Ｆ３－３】契約法務の実践講座	３月　５日
海谷・江口・池田法律事務所　弁護士　　江　口　正　夫　氏	８名／２０名
【Ｆ１５－１】ＩＴ法務の基本と実務講座	１０月２８日
牛島総合法律事務所　弁護士　　影　島　広　泰　氏	１０名／　３名
ｇ．人事・総務	
【Ｇ１－４】社会保険実務講座〔入門編〕	１月１３日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　山　下　順　子　氏	１５名／１０名
【Ｇ２－３】社会保険実務講座〔実践編〕	２月　８日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	１２名／　５名
【Ｇ３－２】総務スタッフ入門講座	１０月２２日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	１８名／１８名
【Ｇ３－３】総務スタッフ入門講座	２月　３日
㈱人事サポートプラスワン　代表取締役　　松　本　健　吾　氏	１２名／１７名
【Ｇ４－３】給与計算の実務講座	２月　４日
兼子・山下経営労務事務所　代表社員　　兼　子　憲　一　氏	９名／　９名
【Ｇ８－１】年末調整の実務講座	１０月２８日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏	３７名／１９名
【Ｇ８－２】年末調整の実務講座	１１月　６日
社会保険労務士法人トムズコンサルタント　代表社員　　河　西　知　一　氏	４４名／２０名

セミナー名	開催日（開始）
担当講師	参加者数 （通学／オンライン）
ｈ．財務・経理	
【Ｈ１－３】財務分析講座〔入門編〕	１月２０日
城所総合会計事務所　所長　　城　所　弘　明　氏	１２名／１４名
【Ｈ１１－２】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座	２月１０日
南公認会計士事務所　公認会計士　　南　　俊　基　氏	９名／　７名
ｊ．ビジネススキル	
【Ｊ７－２】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座	２月　５日
㈱ソフィアパートナーズ　代表取締役　　増　谷　淳　子　氏	１０名／　４名
【Ｊ３１－３】若手社員のための『ＰＤＣＡ』習得講座	１２月１０日
㈱インオーダー　コンサルタント　　高　野　有　麻　氏	８名／１３名
ｋ．貿易	
【Ｋ１－６】貿易実務講座〔基礎編〕	１月１３日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	１２名／　８名
【Ｋ９－１】貿易・英文契約講座〔基礎レベルアップ編〕	１月１４日
中矢一虎法務事務所　代表　　中　矢　一　虎　氏	８名／１３名

④　セミナー

４月９日　第一回東商経営トップアカデミー　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
「Ｈｏｎｄａフィロソフィー」
本田技研工業株式会社　取締役相談役　東商副会頭　　伊　東　孝　紳　氏

５月２６日　オンライン無料セミナー
「債権管理・回収に必要な法務知識講座」（２８名）
株式会社ワールド・ヒューマン・リソーシス主席研究員　弁護士　税理士　　田　中　寿一郎　氏

５月２７日　オンライン無料セミナー
「テレワークに求められる働き方とスキル」（２２名）
株式会社セルフ・インプルーブ　代表取締役　　和　田　　勉　氏

７月２日，８月６日，９月３日　オンライン無料セミナー
「Ｗｉｔｈ／Ａｆｔｅｒコロナ時代の人材育成はどう変わるのか？」（計５５名）
合同会社クレイジーコンサルティング　代表社員　　酒　井　勇　貴　氏

５月２４日・２５日・２９日，６月１日・４日・１１日・１５日・１８日・２２日・２９日，
７月３日・１３日・２０日・３０日，８月３日・１７日，９月１４日・２３日・３０日，
１０月１２日・１９日・２６日，１１月２日・２０日・３０日，１２月７日・２１日，
１月１２日・２５日，２月８日・２４日，３月２２日
「Ｚｏｏｍミーティング接続テスト」（計２９４名）
東商研修センター職員が、オンライン講座受講者を対象に、１０分程度でＺｏｏｍ使用方法を説明。

ホームページ掲載動画作成
「Ｚｏｏｍの操作方法」「Ｚｏｏｍを使ったオンライン研修の活用方法」

⑤　日本女子大学との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業

１１月２１日　オンライン開催

「業務効率を上げるタイムマネジメント講座」（６７名）

㈲ビズアーク　代表取締役　　水　口　和　彦　氏

リカレント教育課程　ＩＴ活用講座（アクセス講座）への講師紹介

授業名「ＩＴリテラシー３（ＡＣＣＥＳＳ）」

ＦＵＮＣＴＩＯＮ－ＯＮＥ　　伊　藤　浩　次　氏

(11) 交流事業

①　新年賀詞交歓会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

②　スペシャリスト交流会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

③　異業種ビジネス交流会「ｂｉｚｉｔｔｏ（ビジット）」

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。コロナ禍での開催となったことから、徹底した感染防止対策を図り実施した。

３月２３日　５８社５８名

④　ザ・商談！し・ご・と発掘市

中小企業製造業者の取引機会の創出を図るため、発注案件を提示できるメーカーなどの参加を得て、具体的な商談の場を提供する受発注商談会。当年度は新たに東大阪商工会議所と連携して開催した。

※参加企業数等は２回合計

開　催　日	①１０月９日　②３月１２日
会　　場	①②東京都立産業貿易センター　浜松町館
商 談 ﾃｰﾏ	金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
主　　催	東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、小山、宇都宮、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸、堺、諏訪、下諏訪、岡谷、東大阪、広島の各地商工会議所、東京都商工会連合会
共　　催	東京都
参加企業数	発注企業・・・・・・・・・・　１２１社（①　５５社、②　６６社） 受注希望企業・・・・・・・　３５４社（①　１７９社、②１７５社） 受注エントリー企業・・・・　８０２社（①　４０１社、②４０１社）
商談件数	１，０５５件（①５０９件、②５４６件）
商談方式	事前マッチング方式

⑤　交流事業

会員交流事業

４月１４日　　東商園遊会　　於：開東閣

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

１１月１０日　（１６名）　会頭・副会頭と支部会長との懇親ゴルフ

於:鷹之台カンツリー倶楽部

⑥　海外との交流事業

１）　訪日外国要人の接遇等

６月２３日　杉田定大日中経済協会専務理事の石田専務理事表敬
７月　２日　メルバ・プリーア　駐日メキシコ大使の三村会頭表敬
７月　８日　梅田邦夫　前駐ベトナム特命全権大使の三村会頭表敬
７月　９日　ピーター・タン　駐日シンガポール大使の三村会頭表敬
７月　９日　メラニー・ブロック　在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所名誉会頭の三村会頭表敬
７月２１日　ナム・グァンピョ　駐日韓国大使の三村会頭表敬
８月２０日　水江誠一　カラチ日本商工会会長の国際部訪問
８月２０日　七澤淳　駐中国日本国大使館公使の石田専務理事表敬
９月　２日　林禎二　外務省中南米局長の三村会頭、日本ペルー経済委員会 西尾事務総長、日亜・日智経済委員会 宮本事務総長表敬
９月１０日　片山和之　駐ペルー日本国大使の三村会頭、日本ペルー経済委員会 西尾事務総長表敬
１０月１４日　垂秀夫　駐中国日本国大使の三村会頭表敬
１１月　４日　越川和彦　駐フィリピン日本国大使の三村会頭表敬
１１月１１日　伊藤康一　駐ニュージーランド日本国大使の三村会頭表敬
１１月１３日　ジャン・アダムズ　駐日オーストラリア大使の三村会頭表敬
１２月　３日　ミハイル・ガルージン　駐日ロシア大使の三村会頭表敬
１２月　７日　金杉憲治　駐インドネシア日本国大使の三村会頭表敬
１２月　９日　山上信吾　駐オーストラリア日本国大使の三村会頭表敬
１２月１５日　楊宇　駐日中国公使の石田専務理事表敬
１２月１５日　ナム・グァンピョ　駐日韓国大使の三村会頭表敬
１２月１６日　林肇　駐英国日本国大使の三村会頭表敬
１２月２２日　モハメッド・エルーミ　駐日チュニジア大使との昼食懇談会
１月１５日　アラン・ベロー　駐日アルゼンチン大使の三村会頭表敬
２月　２日　西谷国際部長によるH．ムラット・メルジャン　駐日トルコ大使離任挨拶
２月１９日　松永一義　前在メルボルン日本国総領事の三村会頭オンライン表敬
２月２６日　杉山晋輔　前駐米国日本国大使の三村会頭表敬
３月１８日　黄章富　台日商務交流共進会秘書長と西谷国際部長の懇談
３月２２日　髙橋礼一郎　前駐オーストラリア日本国大使の三村会頭表敬
３月２３日　ブレット・クーパー　在日オーストラリア大使館公使の三村会頭表敬
３月２４日　ルスラン・イエシン　駐日ベラルーシ大使による西谷国際部長表敬
３月３０日　ギジェルモ・ハント　駐日アルゼンチン大使の三村会頭表敬

(12) 技能技術の普及検定

① 検定試験

1)　日商簿記検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月１４日	第１５５回	１　級 ２　級 ３　級	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
		合　計				
１１月１５日	第１５６回	１　級	1,479	1,205	185	15.4%
		２　級	3,630	2,963	677	22.8%
		３　級	2,503	2,126	1,036	48.7%
		合　計	7,612	6,294	1,898	－
２月２８日	第１５７回	１　級	998	808	70	8.7%
		２　級	3,360	2,513	234	9.3%
		３　級	2,718	2,224	1,606	72.2%
		合　計	7,076	5,545	1,910	－
合　　計		１　級	2,477	2,013	255	12.7%
		２　級	6,990	5,476	911	16.6%
		３　級	5,221	4,350	2,642	60.7%
年 度 合 計			14,688	11,839	3,808	－

2)　リテールマーケティング（販売士）検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月１１日	第８６回	１　級 ２　級 ３　級	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
		合　計				
２月１７日	第８７回	１　級	162	125	40	32.0%
		２　級	509	433	357	80.6%
		３　級	1,031	950	671	70.6%
		合　計	1,702	1,508	1,068	－
合　　計		１　級	162	125	40	32.0%
		２　級	509	433	357	80.6%
		３　級	1,031	950	671	70.6%
年 度 合 計			1,702	1,508	1,068	－

3)　珠算能力検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月２８日	第２１９回	１　級 ２　級 ３　級	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
		合　計				
１０月２５日	第２２０回	１　級	395	391	147	37.6%
		２　級	498	484	244	50.4%
		３　級	914	890	463	52.0%
		合　計	1,807	1,765	854	－
２月２１日	第２２１回	１　級	437	429	142	33.1%
		２　級	583	563	240	42.6%
		３　級	899	877	477	54.4%
		合　計	1,919	1,869	859	－
合　　計		１　級	832	820	289	35.2%
		２　級	1,081	1,047	484	46.2%
		３　級	1,813	1,767	940	53.2%
年 度 合 計			3,726	3,634	1,713	－

4)　カラーコーディネーター検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
６月　７日	第４８回	アドバンス クラス スタンダード クラス	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
		合　計					
１１月２９日	第４９回	アドバンス クラス	1,304	1,115	561	50.3%	137
		スタンダード クラス	4,575	4,210	3,044	72.3%	137
		合　計	5,879	5,325	3,605	－	－
合　　計		アドバンス クラス	1,304	1,115	561	50.3%	－
		スタンダード クラス	4,575	4,210	3,044	72.3%	－
年 度 合 計			5,879	5,325	3,605	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月　７日	第４８回	アドバンスクラス スタンダードクラス	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
		合　計				
１１月２９日	第４９回	アドバンスクラス	227	188	106	56.4%
		スタンダードクラス	645	559	450	80.5%
		合　計	872	747	556	－
合　　計		アドバンスクラス	227	188	106	56.4%
		スタンダードクラス	645	559	450	80.5%
年 度 合 計			872	747	556	－

5)　ビジネス実務法務検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
６月２１日	第４７回	１　級 ２　級 ３　級	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
		合　計					
１２月　６日	第４８回	１　級	495	372	46	12.4%	87
		２　級	8,288	6,890	2,990	43.4%	186
		３　級	10,538	9,372	7,097	75.7%	186
		合　計	19,321	16,634	10,133	－	－
合　　計		１　級	495	372	46	12.4%	－
		２　級	8,288	6,890	2,990	43.4%	－
		３　級	10,538	9,372	7,097	75.7%	－
年 度 合 計			19,321	16,634	10,133	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
６月２１日	第４７回	１　級 ２　級 ３　級	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
		合　計				
１２月　６日	第４８回	１　級	149	113	15	13.3%
		２　級	881	754	396	52.5%
		３　級	906	808	635	78.6%
		合　計	1,936	1,675	1,046	－
合　　計		１　級	149	113	15	13.3%
		２　級	881	754	396	52.5%
		３　級	906	808	635	78.6%
年 度 合 計			1,936	1,675	1,046	－

6)　福祉住環境コーディネーター検定試験

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
７月　５日	第４４回	１　級 ２　級 ３　級 合　計	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
１１月２２日	第４５回	１　級	389	335	43	12.8%	90
		２　級	11,729	10,778	5,043	46.8%	270
		３　級	7,002	6,486	4,335	66.8%	270
		合　計	19,120	17,599	9,421	－	－
合　　計		１　級	389	335	43	12.8%	－
		２　級	11,729	10,778	5,043	46.8%	－
		３　級	7,002	6,486	4,335	66.8%	－
年 度 合 計			19,120	17,599	9,421	－	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
７月　５日	第４４回	１　級 ２　級 ３　級 合　計	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
１１月２２日	第４５回	１　級	46	37	5	13.5%
		２　級	522	468	256	54.7%
		３　級	315	276	217	78.6%
		合　計	883	781	478	－
合　　計		１　級	46	37	5	13.5%
		２　級	522	468	256	54.7%
		３　級	315	276	217	78.6%
年 度 合 計			883	781	478	－

7)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数		施行会議所数
７月１２日	第３９回	Subject1/2 Subject1 Subject2 合　計	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
１２月１３日	第４０回	Subject1/2	554	438	Bookkeeper	310	31
		Subject1	761	632	Accountant	561	
		Subject2	268	212	Accounting Manager	167	
		合　計	1,583	1,282	Controller	105	
合　　計		Subject1/2	554	438	Bookkeeper	310	－
		Subject1	761	632	Accountant	561	
		Subject2	268	212	Accounting Manager	167	
年 度 合 計			1,583	1,282	Controller	105	

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数	
7月１２日	第３９回	Subject1/2 Subject1 Subject2 合　計	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
１２月１３日	第４０回	Subject1/2	261	199	Bookkeeper	111
		Subject1	250	191	Accountant	205
		Subject2	114	92	Accounting Manager	75
		合　計	625	482	Controller	42
合　　計		Subject1/2	261	199	Bookkeeper	111
		Subject1	250	191	Accountant	205
		Subject2	114	92	Accounting Manager	75
年 度 合 計			625	482	Controller	42

8)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

a.　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月１２日	第２８回	－	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
１２月１３日	第２９回		16,176	14,770	11,679	79.1%	201
年 度 合 計			16,176	14,770	11,679	79.1%	－

b.　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月１２日	第２８回	－	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
１２月１３日	第２９回		2,361	2,186	1,892	86.6%
年 度 合 計			2,361	2,186	1,892	86.6%

9)　ビジネスマネジャー検定試験

a.　ビジネスマネジャー検定試験

(a)　全国施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月２７日	第１１回	－	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
１１月　８日	第１２回		6,529	6,050	2,644	43.7%	116
年 度 合 計			6,529	6,050	2,644	43.7%	－

(b)　東商施行分

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月２７日	第１１回	－	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
１１月　８日	第１２回		964	885	455	51.4%
年 度 合 計			964	885	455	51.4%

b.　ビジネスマネジャーＢａｓｉｃＴｅｓｔ（ＷＥＢテスト）　　１，６２８名

10)　和裁検定試験

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
１０月　３日 （織田学園 学内のみ） １１月２１日 ・２２日	第６３回	１　級	9	9	3	33.3%
		２　級	13	11	2	18.2%
		３　級	28	25	16	64.0%
		４　級	88	83	69	83.1%
年 度 合 計			138	128	90	－

11)　メンタルヘルス・マネジメント検定試験（東商施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
１１月　１日	第２９回	Ⅰ　種	492	401	85	21.2%
		Ⅱ　種	3,146	2,795	1,622	58.0%
		Ⅲ　種	1,506	1,366	1,216	89.0%
		合　計	5,144	4,562	2,923	－
３月２１日	第３０回	Ⅱ　種	3,786	3,274	2,321	70.9%
		Ⅲ　種	1,572	1,379	1,169	84.8%
		合　計	5,358	4,653	3,490	－
合　　計		Ⅰ　種	492	401	85	21.2%
		Ⅱ　種	6,932	6,069	3,943	65.0%
		Ⅲ　種	3,078	2,745	2,385	86.9%
年 度 合 計			10,502	9,215	6,413	－

備考：大阪商工会議所主催

12)　ビジネス会計検定試験（東商施行分）

施　行　日	回　次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
１０月１８日	第２７回	２　級	815	598	258	43.1%
		３　級	1,234	1,037	780	75.2%
		合　計	2,049	1,635	1,038	－
３月１４日	第２８回	１　級	105	78	20	25.6%
		２　級	995	731	365	49.9%
		３　級	1,929	1,558	1,084	69.6%
		合　計	3,029	2,367	1,469	－
合　　計		１　級	105	78	20	25.6%
		２　級	1,810	1,329	623	46.9%
		３　級	3,163	2,595	1,864	71.8%
年 度 合 計			5,078	4,002	2,507	－

備考：大阪商工会議所主催

② 講習会・講座

1)　ビジネスマネジャー検定試験、受験対策講座

開　催　日	講　　師	参加者数
１０月２３日	株式会社ワールド・ヒューマン・リソーシス 法務部　担当部長　　林　光　男　氏	１４名
１０月３０日	株式会社ワールド・ヒューマン・リソーシス 法務部　担当部長　　林　光　男　氏	１５名

2)　ビジネス実務法務検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
１級コース	７７名
２級コース	１２０名
３級コース	３３０名

3)　ビジネスマネジャー検定試験、公式通信講座

講座名	受講者数
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔあり	２６７名
Ｂａｓｉｃ　Ｔｅｓｔなし	６９名

※産業能率大学経由申込者数　３７９名

③ 出 版 物

1)　カラーコーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
スタンダードクラス公式テキスト　第１版	３，４１０	２０１９年１２月発行
アドバンスクラス公式テキスト　　第２版	５，８３０	２０２０年　９月発行

2)　ビジネス実務法務検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト（２０２１年度版）	４，７３０	２０２１年　３月発行
２級公式テキスト（２０２１年度版）	４，６２０	２０２１年　１月発行
３級公式テキスト（２０２１年度版）	３，０８０	２０２１年　１月発行
１級公式問題集　（２０２１年度版）	３，５２０	２０２１年　３月発行
２級公式問題集　（２０２１年度版）	３，５２０	２０２１年　２月発行
３級公式問題集　（２０２１年度版）	２，６４０	２０２１年　２月発行

3)　福祉住環境コーディネーター検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
１級公式テキスト改訂５版	５，９４０	２０１９年　３月発行
２級公式テキスト改訂５版	４，９５０	２０１９年　１月発行
３級公式テキスト改訂５版	２，７５０	２０１９年　１月発行

4)　ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ＢＡＴＩＣ公式テキスト	３，０２５	２０２１年　２月発行
ＢＡＴＩＣ公式問題集	２，７５０	２０２１年　２月発行

5)　環境社会検定試験（ｅｃｏ検定）

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
改訂８版ｅｃｏ検定公式テキスト	２，８６０	２０２１年　１月発行
ｅｃｏ検定公式過去・模擬問題集　２０２１年版	２，２００	２０２１年　３月発行

6)　ビジネスマネジャー検定試験

書　籍　名	本体価格（税込）	備　　考
ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト ３ｒｄ　ｅｄｉｔｉｏｎ	３，０８０	２０２０年　１月発行
ビジネスマネジャー検定試験公式問題集 ２０２１年版	２，４２０	２０２１年　２月発行
問題解決はマネジャーの初動で決まる！ 超基本の３０ケース	２，４２０	２０１９年１０月発行

④　セミナー・視察会の開催

1）ｅｃｏ検定セミナー

ｅｃｏ検定アワード２０２０　　１１月　６日　（１６名）

2）ビジネス会計検定ＰＲセミナー（大阪商工会議所、資格の学校ＴＡＣと連携）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　８月２３日　（３７名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　８月３０日　（３１名）

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～　　２月　２日（１４１名）

3）日商簿記検定ＰＲセミナー（資格の大原と共催）

知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　　４月　２日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　　９月　２日　（７１名）

知らないと出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー　　１月１２日　（４９名）

(13)　貿易取引斡旋

①　相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	0	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	1	9

（専門相談員）国際協力銀行　　斧　田　開　文　氏

貿易相談員　　林　　孝　司　氏

弁護士　　長　濱　　隆　氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（４月～８月、１月～２月）

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡回指導										
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	創業	その他	計
千代田	5	118	5	325	1	14	13	0	2	285	768
中央	0	55	13	493	6	5	1	1	0	352	926
港	2	130	9	236	14	52	9	0	2	249	703
新宿	0	52	1	393	3	31	1	0	1	441	923
文京	13	31	2	142	0	0	2	0	1	156	347
台東	3	168	3	259	3	6	1	0	0	492	935
北	0	156	13	329	24	2	5	0	5	389	923
荒川	3	225	11	573	5	29	25	1	2	594	1,468
品川	0	52	4	183	2	0	0	0	0	123	364
目黒	9	70	1	229	5	3	1	0	2	211	531
大田	1	40	12	108	0	1	6	2	5	93	268
世田谷	0	87	6	170	1	15	5	0	0	197	481
渋谷	4	48	3	167	2	0	9	0	1	54	288
中野	0	117	2	185	0	16	1	0	1	81	403
杉並	2	59	2	148	7	4	0	0	0	205	427
豊島	0	119	1	253	0	69	6	1	0	359	808
板橋	3	190	19	325	7	14	2	0	4	284	848
練馬	0	27	5	178	0	0	0	0	0	141	351
江東	0	95	16	496	1	24	8	0	6	380	1,026
墨田	9	188	15	245	60	53	14	1	0	227	812
足立	3	90	4	347	0	22	1	0	1	424	892
葛飾	0	199	13	247	12	25	17	1	1	319	834
江戸川	3	60	1	206	1	10	13	0	0	192	486
本部	2	102	11	174	1	10	22	0	0	178	500
分室	0	223	3	107	67	2	0	0	0	254	656
計	62	2,701	175	6,518	222	407	162	7	34	6,680	16,968

2)　本支部別窓口指導実績

支部名	窓　口　指　導　（文書・電話等によるものを含む）										
	経営革新	経営一般	情報化	金　融	税　務	労　働	取　引	環境対策	創　業	その他	計
千代田	4	684	17	1,537	7	18	23	1	79	680	3,050
中　央	5	514	14	2,018	5	15	1	3	22	1,697	4,294
港	12	809	19	2,103	61	24	17	2	35	656	3,738
新　宿	10	449	3	1,581	17	24	3	0	110	1,113	3,310
文　京	16	438	4	1,309	20	5	138	5	24	954	2,913
台　東	5	1,007	7	2,057	11	11	4	0	27	1,124	4,253
北	0	856	31	1,581	21	17	79	1	31	1,064	3,681
荒　川	4	416	9	1,240	49	9	9	2	36	1,034	2,808
品　川	1	1,053	11	1,928	10	8	1	0	51	1,085	4,148
目　黒	24	795	2	1,372	22	3	6	1	69	1,712	4,006
大　田	24	1,006	35	1,564	15	8	22	0	26	997	3,697
世田谷	10	1,630	23	1,642	10	205	50	0	81	1,337	4,988
渋　谷	28	984	12	2,054	19	26	42	0	124	842	4,131
中　野	23	1,114	5	1,866	13	37	0	3	84	731	3,876
杉　並	5	844	19	1,386	21	9	5	1	56	1,430	3,776
豊　島	0	830	34	1,478	12	87	70	3	48	1,552	4,114
板　橋	16	1,109	15	1,421	13	11	6	2	16	709	3,318
練　馬	19	795	9	1,652	29	24	0	0	40	884	3,452
江　東	4	321	19	1,303	12	36	20	0	73	1,432	3,220
墨　田	13	1,250	13	1,787	32	9	12	0	14	804	3,934
足　立	45	520	6	1,467	15	4	4	0	25	1,325	3,411
葛　飾	3	1,549	32	1,393	6	16	37	0	29	846	3,911
江戸川	15	595	9	2,572	30	13	411	8	37	2,397	6,087
本　部	183	3,891	32	3,129	71	30	55	5	402	3,352	11,150
分　室	0	85	3	184	161	3	0	0	8	366	810
計	469	23,544	383	41,624	682	652	1,015	37	1,547	30,123	100,076

②　講習会・講演会等の開催による指導

1)　講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	1	15	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	32
中　央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新　宿	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19
文　京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒　川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品　川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目　黒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
渋　谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中　野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杉　並	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊　島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板　橋	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
練　馬	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
江　東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨　田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足　立	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
葛　飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本　部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	5	71	2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	99

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	4	52	2	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	80

2)　講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金　融		税　務		労　働		取　引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	1	13	9	122	1	16	1	11	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	13	176
中　央	0	0	15	400	0	0	0	0	0	0	1	34	0	0	0	0	0	0	16	434
港	0	0	11	290	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	12	298
新　宿	1	25	11	180	0	0	2	41	2	30	1	11	1	24	0	0	0	0	18	311
文　京	0	0	12	160	1	14	0	0	1	16	0	0	1	13	0	0	0	0	15	203
台　東	0	0	12	257	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	276
北	0	0	9	155	0	0	1	15	0	0	2	28	0	0	0	0	0	0	12	198
荒　川	0	0	12	422	1	15	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	456
品　川	0	0	10	137	2	23	0	0	1	25	4	60	0	0	0	0	0	0	17	245
目　黒	0	0	7	106	1	10	0	0	0	0	3	40	1	23	0	0	3	49	15	228
大　田	0	0	5	90	4	50	0	0	2	30	0	0	1	14	0	0	0	0	12	184
世田谷	0	0	12	153	1	16	1	10	0	0	3	28	0	0	0	0	0	0	17	207
渋　谷	0	0	11	182	1	23	1	13	0	0	3	40	0	0	0	0	0	0	16	258
中　野	0	0	8	117	0	0	0	0	0	0	2	35	0	0	0	0	4	77	14	229
杉　並	0	0	6	84	3	46	1	7	0	0	1	19	0	0	0	0	1	20	12	176
豊　島	0	0	6	117	4	56	3	51	1	11	0	0	1	14	0	0	2	33	17	282
板　橋	0	0	13	207	2	49	2	39	3	49	2	35	2	35	0	0	0	0	24	414
練　馬	0	0	11	186	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	211
江　東	0	0	9	108	4	43	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	1	13	15	171
墨　田	0	0	13	239	0	0	0	0	1	26	2	37	0	0	0	0	0	0	16	302
足　立	0	0	6	72	2	27	1	13	2	42	4	62	1	25	0	0	0	0	16	241
葛　飾	0	0	12	132	0	0	0	0	0	0	1	10	1	12	0	0	0	0	14	154
江戸川	0	0	10	215	0	0	0	0	0	0	4	79	0	0	0	0	0	0	14	294
本　部	0	0	1	32	0	0	0	0	1	33	0	0	0	0	0	0	0	0	2	65
計	2	38	231	4,163	30	432	14	219	15	269	35	540	9	160	0	0	11	192	347	6,013

※連続講習会を主な種目で１回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	2	38	231	4,163	30	432	14	219	15	269	35	540	9	160	0	0	11	192	347	6,013

3)　講習会（本部実施分）

No.	開催日	講演講習会の内容（テーマ）	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	１２月１８日	コロナ禍の与信管理対策セミナー～危ない企業の見極めポイント～	㈱帝国データバンク情報部　部長	赤間　裕弥　氏	３２名	小規模事業者
2	１月１５日	個人事業主のための確定申告セミナー	税理士	矢田　勝久　氏	３３名	小規模事業者

4)　特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	３月１６日	災害リスクの想定と対策講座	中小企業診断士　長嶋　孝善　氏	２９名
中央	１月１３日	２０２１年どうなる日本！日本経済の明日を読む	法政大学名誉教授　萩谷　順　氏	２５名
港	３月５日	ウィズコロナ、アフターコロナの経済・企業経営	早稲田大学大学院経営管理研究科教授　川本　裕子　氏	６５名
新宿	２月２４日	コロナでどう変わる？ＩＴ・デジタル技術の最新動向	(株)野村総合研究所　研究理事　未来創発センター長　桑津浩太郎　氏	２７名
	３月２５日	毎月の仕事が楽しくなる！クレームにならない接客術	(一社)日本クレーム対応協会　代表理事　谷　厚志　氏	１７名
文京	３月１６日	内外経済情勢の見通し～２０２１年度を見すえて～	(株)三菱総合研究所　シンクタンク部門副部門長　兼　政策・経済センター長　チーフエコノミスト　武田　洋子　氏	３２名
台東	２月１９日	コロナ禍における観光について	(株)JTB 総合研究所　コンサルティング事業部交流戦略部長　主席研究員　山下　真輝　氏	２７名
	３月　３日	これからの時代に売上・利益を伸ばす会社とは？	(株)ＮＣネットワーク　社長　内原　康雄　氏	２７名
品川	３月　３日	バイデン政権の経済政策と日本への影響	みずほ総研(株)　調査本部欧米調査部長　安井　明彦　氏	２５名
北	２月２６日	～八木澤商店 河野社長から学ぶ～逆境に打ち勝つために必要なこと	(株)八木澤商店　代表取締役　河野　通洋　氏	２５名
渋谷	２月１８日	“ＳＤＧｓをユーモアで紐解くコミュニケーションにアイデアを”	(株)本田亮事務所　代表取締役　クリエイティブディレクター　本田　亮　氏	１７名
杉並	３月１８日	アニメコンテンツを活かした地域活性化をめざして～コンテンツの普及から活用まで～	(株)ヒューマンメディア　代表取締役　小野　打恵　氏	２３名
豊島	３月　３日	あきらめなければ道は拓ける朝の来ない夜はない～負債４０億円からの挑戦～	(株)ユサワフードシステム　代表取締役　湯澤　剛　氏	３６名
練馬	２月１９日	練馬区の観光的魅力を知ろう～地域資源の可能性と活用方法～	ねりま観光センター長　吉田　法仁　氏	３９名
江東	３月２２日	プロスポーツチームの運営実践から学ぶ強い組織づくりの秘訣	(株)いわきスポーツクラブ　代表取締役　大倉　智　氏	９名
足立	２月１９日	～２０２１年どうなる？～内外情勢と日本経済の行方	(株)双日総合研究所　チーフエコノミスト　(株)溜池通信　代表取締役	

			吉崎　達彦　氏	２５名
葛　飾	２月１５日	「チーム力を発揮させる職場づくり」～多様性を尊重する仕組み～	(株)チャックスファミリー　取締役 高坂　麻紀　氏	２０名
墨　田	３月９日	ポストコロナ経済、何が変わるのか	(株)第一生命経済研究所　経済調査部副主任エコノミスト　星野　卓也　氏	１７名
	３月２６日	With コロナ時代でも実践できる新規顧客開拓の手法	合同会社セールス・トータルサポーターズ　代表社員　中小企業診断士 川崎　悟　氏	１３名
江戸川	１２月　９日	２０２１年日本・世界経済大予測	(株)双日総合研究所　チーフエコノミスト (株)溜池通信　代表取締役 吉崎　達彦　氏	５９名

③　窓口専門相談

（本支部別窓口専門相談）

本部・支部	税　務		法　律		金　融・その他		計	
	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数
千　代　田	0	0	6	15	(17) 0	(34) 0	(17) 6	(34) 15
中　　央	(0) 13	(0) 17	(0) 12	(0) 36	(2) 0	(6) 0	(2) 25	(6) 53
港	11	14	7	13	(0) 0	(0) 0	(0) 18	(0) 27
新　　宿	18	28	19	33	(8) 0	(14) 0	(8) 37	(14) 61
文　　京	11	26	7	13	(6) 0	(19) 0	(6) 18	(19) 39
台　　東	11	27	7	11	(2) 5	(6) 3	(2) 23	(6) 41
北	14	24	14	25	(2) 0	(6) 0	(2) 28	(6) 49
荒　　川	8	11	7	8	(0) 1	(0) 1	(0) 16	(0) 20
品　　川	15	28	15	21	(6) 0	(15) 0	(6) 30	(15) 49
目　　黒	15	26	8	10	(3) 0	(4) 0	(3) 23	(4) 36
大　　田	34	63	48	29	(12) 0	(11) 0	(12) 82	(11) 92
世　田　谷	19	34	10	27	(9) 6	(14) 7	(9) 35	(14) 68
渋　　谷	28	66	27	61	0	0	(0) 55	(0) 127
中　　野	13	23	14	22	(11) 2	(20) 2	(11) 29	(20) 47
杉　　並	14	17	22	37	(2) 0	(5) 0	(2) 36	(5) 54
豊　　島	5	5	18	34	(0) 0	(0) 0	(0) 23	(0) 39
板　　橋	14	12	13	17	(1) 0	(0) 0	(1) 27	(0) 29
練　　馬	19	38	12	33	(2) 0	(3) 0	(2) 31	(3) 71
江　　東	7	22	7	17	(2) 8	(4) 18	(2) 22	(4) 57
墨　　田	15	26	7	17	11	12	(0) 33	(0) 55
足　　立	14	31	7	11	(10) 0	(7) 0	(10) 21	(7) 42
葛　　飾	16	38	7	9	(12) 7	(4) 2	(12) 30	(4) 49
江　戸　川	13	16	7	11	(14) 5	(20) 4	(14) 25	(20) 31
本　　部	24	104	1	1	(9) 29	(20) 75	(9) 54	(20) 180
計	(0) 351	(0) 696	(0) 302	(0) 511	(130) 74	(212) 124	(130) 727	(212) 1331

（　）は専門相談員謝金無料分

④　金融指導

（支部別金融斡旋・貸付決定状況）

制度名／支部名	金融の									
	日本政策金融公庫A				Aのうちマル経				その他	
	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数
本部	46	38	489,000	445,200	0	0	0	0	0	0
千代田	216	216	1,660,800	1,660,800	211	211	1,555,800	1,555,800	0	0
中央	290	284	2,202,700	2,159,700	286	280	2,109,700	2,066,700	0	0
港	283	276	2,893,300	2,819,300	230	229	1,897,300	1,888,300	0	0
新宿	165	165	1,217,100	1,217,100	159	159	1,112,100	1,112,100	0	0
文京	102	100	717,300	697,300	101	99	712,300	692,300	0	0
台東	267	263	2,798,960	2,743,960	180	180	1,171,900	1,171,900	1	1
北	218	214	1,359,100	1,287,700	210	208	1,201,200	1,190,300	0	0
荒川	164	164	997,300	992,300	164	164	997,300	992,300	0	0
品川	169	168	1,241,500	1,237,000	169	168	1,241,500	1,237,000	0	0
目黒	154	152	1,009,300	990,800	151	150	986,300	980,300	0	0
大田	191	187	1,090,100	1,073,500	190	186	1,087,100	1,070,500	0	0
世田谷	160	159	840,100	832,100	159	158	830,100	822,100	0	0
渋谷	331	328	2,629,600	2,585,600	318	317	2,471,600	2,451,600	0	0
中野	183	181	1,347,100	1,297,600	150	150	945,500	937,500	0	0
杉並	173	172	1,093,800	1,088,800	171	170	1,033,800	1,028,800	0	0
豊島	149	144	1,075,700	999,700	146	142	1,030,700	986,700	0	0
板橋	179	179	1,053,300	1,047,300	179	179	1,053,300	1,047,300	0	0
練馬	193	187	1,226,800	1,140,900	172	171	975,300	970,300	0	0
江東	205	200	1,398,290	1,375,690	195	191	1,317,300	1,304,700	0	0
墨田	204	202	2,396,900	2,341,500	149	148	1,111,600	1,103,200	0	0
足立	210	208	1,484,000	1,467,000	210	208	1,484,000	1,467,000	0	0
葛飾	141	139	879,500	863,200	139	138	849,500	843,200	0	0
江戸川	259	256	2,092,000	2,069,200	204	204	1,429,200	1,428,700	0	0
浅草分室	14	12	93,400	80,400	9	9	47,400	47,400	0	0
合計	4,666	4,594	35,286,950	34,513,650	4,252	4,219	28,651,800	28,396,000	1	1

（単位：件、千円）

斡旋									
金融機関B		Bのうち都の中小企業制度融資				合計			
斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額	貸付決定総額
0	0	0	0	0	0	46	38	489,000	445,200
0	0	0	0	0	0	216	216	1,660,800	1,660,800
0	0	0	0	0	0	290	284	2,202,700	2,159,700
0	0	0	0	0	0	283	276	2,893,300	2,819,300
0	0	0	0	0	0	165	165	1,217,100	1,217,100
0	0	0	0	0	0	102	100	717,300	697,300
6,000	6,000	1	1	6,000	6,000	268	264	2,804,960	2,749,960
0	0	0	0	0	0	218	214	1,359,100	1,287,700
0	0	0	0	0	0	164	164	997,300	992,300
0	0	0	0	0	0	169	168	1,241,500	1,237,000
0	0	0	0	0	0	154	152	1,009,300	990,800
0	0	0	0	0	0	191	187	1,090,100	1,073,500
0	0	0	0	0	0	160	159	840,100	832,100
0	0	0	0	0	0	331	328	2,629,600	2,585,600
0	0	0	0	0	0	183	181	1,347,100	1,297,600
0	0	0	0	0	0	173	172	1,093,800	1,088,800
0	0	0	0	0	0	149	144	1,075,700	999,700
0	0	0	0	0	0	179	179	1,053,300	1,047,300
0	0	0	1	0	0	193	187	1,226,800	1,140,900
0	0	0	0	0	0	205	200	1,398,290	1,375,690
0	0	0	0	0	0	204	202	2,396,900	2,341,500
0	0	0	0	0	0	210	208	1,484,000	1,467,000
0	0	0	0	0	0	141	139	879,500	863,200
0	0	0	0	0	0	259	256	2,092,000	2,069,200
0	0	0	0	0	0	14	12	93,400	80,400
6,000	6,000	1	1	6,000	6,000	4,667	4,595	35,292,950	34,519,650

⑤　中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の１０倍に相当する額（最高８，０００万円)」のいずれか少ない額の貸付けが、「無担保・無保証人」「無利子」で受けられる制度。

２０２０年度の実績は、新規契約者数が１８７件、貸付請求が２件／８，１２５万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支部名	加入	貸付	
	件数	件数	金額
千代田	4		
中央	7		
港	3	2	8,125
新宿	6		
文京	12		
台東	5		
北	3		
荒川	0		
品川	3		
目黒	1		
大田	1		
世田谷	3		
渋谷	13		
中野	1		
杉並	3		
豊島	2		
板橋	1		
練馬	6		
江東	4		
墨田	2		
足立	5		
葛飾	0		
江戸川	3		
分室	0		
本部	99		
合計	187	2	8,125

⑥　小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止した場合や役員を退任した場合等に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度。

２０２０年度の実績は、新規契約件数が９０件であった。

小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田													0
中央												1	1
港	1												1
新宿	1						3						4
文京	1	1				1		1					4
台東													0
北		1		1			1		1	1		1	6
荒川													0
品川						3			1		1		5
目黒			2										2
大田													0
世田谷			1	1				1					3
渋谷				1						1		1	3
中野							1	1				1	3
杉並													0
豊島			1									1	2
板橋												1	1
練馬													0
江東	1						1			1			3
墨田											1		1
足立			1										1
葛飾													0
江戸川		2							1			3	6
分室													0
本部	0	1	2	0	0	1	14	5	11	2	1	7	44
月別合計	4	5	7	3	0	5	20	8	14	5	3	16	90

⑦　記帳指導（本支部別実績表）

支部名	記帳相談員数（名）	指導対象者数（対象）	記帳指導件数（件）		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	－	－	－	－	－
中央	－	－	－	－	－
港	2	177	276	1	277
新宿	1	207	254	7	261
文京	－	－	－	－	－
台東	－	－	－	－	－
北	－	－	－	－	－
荒川	－	－	－	－	－
品川	－	－	－	－	－
目黒	－	－	－	－	－
大田	－	－	－	－	－
世田谷	－	－	－	－	－
渋谷	－	－	－	－	－
中野	－	－	－	－	－
杉並	－	－	－	－	－
豊島	－	－	－	－	－
板橋	－	－	－	－	－
練馬	1	122	242	11	253
江東	－	－	－	－	－
墨田	－	－	－	－	－
足立	1	129	223	22	245
葛飾	－	－	－	－	－
江戸川	－	－	－	－	－
本部	1	69	171	57	228
計	6	704	1,166	98	1,264
一支部平均		140.8	233.2	19.6	252.8

⑧　専門経営指導

２０２０年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1)　専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	4	0	0	0	0	0	1	5
建設業	1	0	0	0	0	0	0	1
小売業	7	0	0	0	0	0	0	7
卸売業	9	0	0	0	0	0	0	9
サービス業	19	0	0	0	0	0	2	21
その他	4	0	0	0	0	0	1	5
計	44	0	0	0	0	0	4	48

業種別	窓口指導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	33	1	0	0	0	3	1	38
建設業	7	0	0	0	0	6	0	13
小売業	30	0	0	0	0	19	0	49
卸売業	64	0	0	0	0	15	0	79
サービス業	192	0	0	0	0	96	2	290
その他	101	0	0	4	0	211	4	320
計	427	1	0	4	0	350	7	789

⑨　経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

1)　目　　的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大３回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

2)　事業の内容及び結果

a．エキスパートの登録

２０２１年３月３１日現在の登録エキスパートは３３１名

b．小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、ＩＴ活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	２０２０年度
指導企業	２２２企業
指導日数	４７８日

⑩　施策普及広報活動

1)　金融ＰＲ活動

a.　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（５５，７５０部）を作成し、支部窓口、ＤＭ、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しＰＲを行った。

b.　マル経融資のＰＲハガキ（１７０，６００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付して、同融資制度の普及に努めた。

2)　パンフレット・チラシ類の作成

a.　経営改善普及事業総合ガイドブック（２６，８５０部）、窓口専門相談リーフレット（２８，４００部）、支部独自の経営改善普及事業ＰＲチラシ、ハガキ（４４６，７５０部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

3)　新聞・関連団体機関紙への広告掲載

a.　マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に３回掲載し、制度の普及を図った。

b.　各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、２３区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

4)　大都市対策特別普及振興事業

a.　「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を１０月～１１月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数２２２社、相談件数２３５件）。なお、ＰＲとしてインターネットリスティング広告を約２か月間行った。また、ＰＲ用のハガキ（４２，７００部）を作成し、２３支部から区内小規模事業者にＤＭを送付した。

b.　東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成する都内８会議所で実施している経営改善普及事業（内容：マル経融資・経営相談）について日本経済新聞（全５段広告×１回）に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くＰＲを行った。

c.　テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン（ＭＸ－ＴＶ）で、経営改善普及事業の３０秒ＣＭ（内容：マル経融資・窓口専門相談のＰＲ）を計５回放送し施策普及を展開した。

⑪　地域持続化支援事業（活性化事業）　実施状況一覧

部　署	事業名
新　宿	中小企業の外国人材受入に関する実態調査
台　東	事業環境の変化・社会課題解決（ＳＤＧｓ）に取り組む企業の成長戦略事業
北	北区×渋沢　魅力向上プロジェクト
荒　川	住工共生のまちづくり推進に向けた区内産業のＰＲ事業
品　川	品川ＩＣＴ活用推進事業
世田谷	新発見！歩いて見つける商品開拓 絵地図で小さなお店応援事業
豊　島	創業@としま推進事業
中小企業相談部	海外展開支援事業
中小企業相談部	創業支援プログラム
中小企業部	事業承継の取り組みと課題に関する実態調査事業
中小企業部	東京の地域特性を踏まえたものづくり産業の競争力強化支援事業

1)　【新宿支部】「中小企業の外国人材受入に関する実態調査」

a. 目的

新宿区内の事業所は小売、飲食、サービス業などの労働集約型産業が３７．４％を占め、近年の人手不足により人材確保や育成が喫緊の課題となっている。一方で、ライフスタイルや働き方の変化に対応した環境整備による多様な人材の活用がさけばれる中、外国人の雇用はなかなか進んでいない。

そこで、外国人材が実際の雇用にむずびつかない原因を探るため、企業と留学生双方に採用および就職に関する実態調査と報告を行うことで、外国人材の受入れを促進し、人手不足の解消に寄与する。

b. 事業概要

新宿区内および近隣地区の中小企業に対して外国人材の受入に係る調査を行うとともに、新宿区内の専修学校・各種学校に通う外国人留学生に対しても中小企業への就職希望に係る調査を行う。調査結果をもとに、検討委員会で外国人材の受入れに係る課題・問題を検討し、報告書を作成する。

c. 事業

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外国人留学生の新規受入れができなくなったこと、また春休みで一時帰国した在学生の再入国の目途が立たないことから調査対象者が大きく減少し、調査協力をいただくことが難しくなったことから、やむを得ず計画していた事業を中止した。

2)　【台東支部】「事業環境の変化・社会課題解決（ＳＤＧｓ）に取り組む企業の成長戦略」事業

a. 目的

社会的ニーズに応えて企業の信頼性を高める新たな経営目標を定め、日々の事業を研鑽していくことが今後、急速な経営環境の変化に適応しながら前向きに事業継続をすること、さらには新たなビジネスチャンスや人材確保の可能性に繋がる。既にＳＤＧｓに取り組み、経営改善に繋がった小規模事業者等の事例を紹介することで､小規模事業者が地域性や企業規模に適合したＳＤＧｓへの取組みをより身近にとらえ、自社の企業価値の向上に資する契機とする。

b. 事業概要

区内小規模事業者等が地域資源を活かしてＳＤＧｓへ取り組み、企業価値を高めて経営改善につなげている事例を調査し、報告書にまとめる。また、小規模事業者等向けに社会課題解決の取組みに関するヒントを報告書に記載する。講習会を開催し、企業経営へのＳＤＧｓの活かし方や、社会課題解決に関する具体的で身近な取り組み事例、ＳＤＧｓに取り組むために活用できる補助金を紹介し、区内小規模事業者等が社会課題解決に向けた取り組みについて学ぶ契機とする。

c. 事業

(a)調査・報告書作成

調　　査　　１６社を取材し、ＳＤＧｓに繋がる特徴的な取り組みとその効果を調査分析。
作 成 物　　「未来へつながる１６のストーリー～それぞれのＳＤＧｓ～」Ａ５版４０ページ
発 行 日　　２０２１年２月
作成部数　　２，０００部
配 布 先　　区内小規模事業者、台東区、関連団体　等

(b)セミナー開催

３月１０日（２９名）　「今日から始めるＳＤＧｓ～小さな会社の事例と補助金活用～」
中小企業診断士　　村　上　　章　氏
中小企業診断士　　津　山　淳　二　氏

(c)報告書の周知ＰＲ

報告書をデジタルブック化し、ＱＲコードを作成。ＱＲコードを記載したチラシを８，０００部作成し、台東区内事業所を中心に配布した。

3)　【北支部】北区×渋沢　魅力向上プロジェクト

a. 目的

小規模事業者にとっては、事業開発、ファイナンスなどトータルでの集中的な支援により区内経済の疲弊・構造変化に短期で対応し、創業、または新事業展開による経営改善につながる。具体的に新たな集客／販路開拓につながることが期待される。

北区にとっては、経済効果を区内全域に波及させる意義がある。また、わが国の産業を育てた渋沢の思想を継承し、産業空洞化や高齢化などの地域が抱える課題の解決に繋げることから、地域から日本の未来を先導する、今日的な意義がある。

b. 事業概要

北区に永年住んだ渋沢栄一・初代東商会頭の思想・業績を継承する東商北支部として、公益性と収益性を両立させた事業を認証し、集中的な経営支援を行う。

さらに、上記事業で育成した事業者を含む地域の名店、観光資源等を区内周遊ルートとしてまとめ、旧渋沢家住宅を含む渋沢史料館や「渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館」が設置される北区王子・飛鳥山への来街者に周知し、広く北区全域に誘導することを通じて、区内個店の活性化を図る。

c. 事業

(a)ワーキンググループ

１１月２０日（５名）第１回ワーキンググループ
ⅰ.「北区×渋沢　魅力向上プロジェクト事業」について
ⅱ.今後のスケジュールについて

ⅲ.観光マップ作成について
ⅳ.渋沢思想継承事業について
１２月　７日（５名）第２回ワーキンググループ
ⅰ.ディスティネーションマップ作成について
ⅱ.渋沢思想継承事業について
１２月１５日（５名）第３回ワーキンググループ
ⅰ.ディスティネーションマップ作成について
ⅱ.渋沢思想継承事業について
１月１２日（４名）第４回ワーキンググループ
ⅰ.ディスティネーションマップ作成について
ⅱ.渋沢思想継承事業について

(b)事業成果

作 成 物　北区観光ガイドマップ「クアサンポ」
発 行 日　２０２１年2月２０日
作成部数　１５０，０００部
配 布 先　北区大河ドラマ館、東商北支部、東京北区観光協会、都内観光情報センター、深谷大河ドラマ館、渋沢栄一記念館、深谷商工会議所、ふかや市商工会、区内小規模事業者、マップ内掲載施設　等

※渋沢思想継承事業については、新型コロナウイルス感染拡大のため実施見送り

4)【荒川支部】住工共生のまちづくり推進に向けた区内産業のＰＲ事業

a.目的

荒川区には新築住宅が増え住民が増加しているが、この地域で元々操業をしていた製造業が、新しく来た住民から振動･騒音等のクレームをうけるなど操業しづらい環境になってきたとの声が寄せられている。そこで、荒川支部では２０１９年度、実態把握を目的に、区内工場の操業環境や、住民との関係性などについて調査を実施した。本調査では、今後住民と町工場が共栄共存するために、新しい住民に、荒川区の産業について知り、理解を深めていくことが重要であるとの声が多かったことから、今年度は新しい住民に対する区内産業のＰＲを行う。

b.事業概要

新しく荒川区に転入してくる（転入を検討している）住民に対して、地域産業をＰＲする冊子を配布し、「ものづくりのまち」としての歴史や地域特性について理解してもらうことで、町工場と住民が共存できる環境づくりに取り組む。

c.事業

(a)実施体制

住工共生のまちづくり推進に向けた区内産業のＰＲ事業ワーキンググループ

６月　８日（７名）第１回ワーキング
(a)事業概要とスケジュールについて
(b)ＰＲ冊子のコンテンツについて
９月２５日（７名）第２回ワーキング
(a)ＰＲ冊子の進捗状況について
(b)ＰＲ冊子のデザインとレイアウトについて
１１月　４日（６名）第３回ワーキング
(a)冊子の初稿について
(b)今後のスケジュールと配布先について

(b)事業成果

作 成 物　「ようこそ！ものづくりのまち　あらかわへ」

発 行 日　　２０２１年２月
作成部数　　５，０００部
配 布 先　　区内不動産販売・仲介業者、荒川区戸籍住民課、荒川区都市計画課　等

5)　【品川支部】品川ＩＣＴ活用推進事業

a. 目的

品川区は、京浜工業地帯発祥の地として、明治・大正・昭和時代から高い技術力を誇る企業が発展してきた。電機、機械、物流など、インフラに携わる企業の成長に合わせ、それらの企業を支える情報サービス事業も発展を遂げている。区内には、ソフトウエアの受託開発や業務効率化ツール開発等の分野で、昭和の高度経済成長期に創業した企業が集積している。本事業では、長く品川区に立地し、中小・小規模事業者の情報基盤整備を手掛ける情報サービス企業とそのサービスの利用事業者に焦点を当て、「生産性向上・業務効率化」、「非接触・非対面営業」への転換等に向けたＩＣＴ活用事例集の作成、配布や生産性向上に向けたＩＣＴ利活用推進セミナー等を通じて情報発信を行い、区内事業者が新たな挑戦、アイデアを生み出すための契機とする。

b. 事業概要

(a) ＩＣＴ活用事例集の作成、配布

「品川区・ＩＴ企業の横顔とＩＣＴ活用事例（事例集）」を３，０００部作成し、区内小規模事業者、品川区、東商品川支部役員・評議員等に配布した。

(b)セミナーの開催

ＩＣＴの活用事例の紹介を皮切りに、ＩＣＴの利活用の必要性やアプローチ方法を紹介し、導入支援に努めた。

(c) シンポジウムの開催

上記セミナーと同様に、ＩＣＴの活用事例や利活用の必要性を紹介する基調講演とともに品川区内で長く情報サービス業を営むパネリスト２名を招き、ＩＣＴが果たす役割や品川区のデジタル化の素地、コロナ禍において目指す情報社会等に関するパネルディスカッションを実施した。

c. 事業

(a)冊子「品川区・ＩＴ企業ノ横顔トＩＣＴ活用事例」の作成（Ａ４版　全１６ページ）

＜発行日＞　　２０２１年２月
＜発行部数＞　３，０００部
＜配布先＞　　品川区内小規模事業者、品川区および関連団体、東商品川支部役員・評議員等
その他　ホームページからのＰＤＦ版ダウンロードも可

(b)セミナー

２月１９日（１６名）　「生産性向上・業績アップに向けたＩＣＴ利活用推進セミナー
～ウィズコロナ時代に適応した事業活動のために必要なモノ～」
中小企業診断士　　大　庭　聖　司　氏
（オンライン開催）

(c) シンポジウム

３月２４日（１２名）　「ウィズコロナ時代におけるＩＣＴ活用推進に向けた
オンラインシンポジウム」
中小企業診断士　　大　庭　聖　司　氏
東京システムハウス㈱　社長　　林　　知　之　氏
㈱エー・アール・シー　代表取締役　　太　田　貴　之　氏
（オンライン開催）

6)　【世田谷支部】新発見！歩いて見つける商品開拓 絵地図で小さなお店応援事業

a. 目的

世田谷区内の地域資源を掘り起こし、街の新しい魅力を引き出し、表現する絵地図を制作、配布することで、街の回遊性を高め、地域の小規模事業者等の支援及び活性化に寄与する。街歩きに適した手のひらサイズ、簡単に開いて絵地図を見て、またワンタッチで閉じることができる特殊な折り方で制作するとともに、ＧＰＳ機能を付けアプリ化することで、幅広い年齢層の街歩きを促すことが期待される。区内に起点と終点があるルートに設定することで、区内の効果的な回遊を促し、小規模事業者の支援及び地域経済の活性化にもつなげる。

b. 事業概要

区内でも特に観光資源が集中している東急・世田谷線沿線の神社・仏閣等を中心に、その周辺で立ち寄れる飲食店等のスポットを紹介する絵地図「せたがやあしまかせ」（Ａ２サイズ変形／ミウラ折り）の発行・配布。紙媒体と同時にアプリ化。発行部数７，０００部。作成物はホームページにて紹介・ＰＲし、取り組みを周知。支部窓口で配布するほか、支部会員事業所、区内の駅や、他区の観光拠点等で配布。

c. 事業

(a) ワーキンググループの実施

世田谷区産業振興公社や世田谷区商店街連合会、中小企業診断士等に委員として参画してもらい、ワーキンググループを組織し、絵地図の内容や制作計画について検討した。

８月２６日（４名）　１）本事業趣旨、スケジュールについて
２）絵地図の制作について
３）その他

１２月　８日（４名）　１）本事業の進捗について
２）絵地図制作企画案について
３）印刷・アプリ制作委託について
４）その他

１月２０日（４名）　１）絵地図制作企画案の最終検討について
２）絵地図配布対象等の検討（配布先、作成部数等）
※新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、書面開催

(b) 絵地図・アプリの制作

［名　　称］せたがやあしまかせ
［仕　　様］Ａ２サイズ変形（ミウラ折り）／ 発行部数：７，０００部
＊本絵地図を掲載する地図アプリ「ａｍｂｕｌａ　ｍａｐ」をダウンロードできるＱＲコードも紙面上に掲載

(c) 事業のＰＲ

ホームページにて紹介・ＰＲし、取り組みを周知。支部窓口で配布するほか、支部会員事業所、区内の駅や、他区の観光拠点等で配布。

7) 【豊島支部】創業@としま推進事業

a. 目的

豊島区で創業した事業者の豊島区への期待を調査把握し、豊島区で創業するメリットを広く周知すること、創業間もないビジネスプランの審査・表彰・紹介により地域企業とのネットワーク形成を推進することを通して、地域経済の更なる発展につなげることを目指す。

b. 事業概要

(a) 豊島区内創業者に対し、豊島区で創業した理由や必要な支援策、新型コロナウイルスの影響を調査し、報告書を取りまとめた。また、区内大学生に対し創業に対する意識調査を行い、報告書を取りまとめた。

(b)「としまイノベーションプランコンテスト」を開催。創業希望者及び創業後間もない事業者を対象とした「ニュービジネスプラン部門」と、３０歳以下の若手経営者や大学・高校・専門学校で学ぶ学生等を対象とした「非対面型・テレワーク型プラン部門」のプランを募集し、審査を行った。

(c) Ｗｅｂ上で、としまイノベーションプランコンテストの受賞企業によるプレゼン動画や、応募プランの紹介、ＳＮＳ機能の付加により、地域ネットワークとの連携を支援した。

c. 事業

(a) 豊島区内創業者へのアンケート

期間　　１１月１日～１１月２０日

調査対象　豊島区内創業５年以下の法人・個人事業主４，５００事業所

回答数　　３７１件

調査項目　豊島区で創業した理由、必要な支援策、新型コロナウイルスによる影響、今後も豊島区で事業を行うために必要な支援など

(b) 学生へのアンケート

期間　　１２月２３日～1月３１日

調査対象　豊島区内大学在籍者

回答数　　８０名

調査項目　起業に対するイメージ、起業の選択の有無、新型コロナウイルスによる影響など

(c) としまイノベーションプランコンテスト

募集期間　１０月６日～１１月１１日

応募件数　ニュービジネスプラン部門　１４件

非対面型・テレワーク型プラン部門　３件

書類審査　１１月１９日～１２月１０日

最終審査　1月２６日

審査結果　ニュービジネスプラン部門

・グランプリ　株式会社Ｍｅｔａ　Ａｎｃｈｏｒ

・審査委員会特別賞　特定非営利活動法人Ｍｏｔｈｅｒ‘ｓ　Ｔｒｅｅ　Ｊａｐａｎ

株式会社ＥＭＦ

非対面型・テレワーク型プラン部門

・審査委員会奨励賞　大正大学　小川由乃輔氏

(d) としまイノベーションプランコンテスト実施報告ＨＰ作成

8) 【中小企業相談部】海外展開支援事業

a. 目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて、海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また、企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家派遣等の実地指導により問題解決に寄与する。

b. 事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、３９１社／８２９件の経営相談に対応した。

新型コロナウイルスにより海外渡航が制約される中、海外市場動向や輸出手続きなど国内での準備に役立つテーマを選定して講習会を開催するとともに､海外販路開拓手法など実践的なゼミナールを開催した。また、各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。

各海外展開支援機関との定期的な連絡会を通じて、中小・小規模事業者向け海外展開の状況の共有や施策の情報交換を実施した。

c. 事業

(a) 海外ビジネスセミナー・ゼミナール

１１月９日・１６日・３０日（延４２名）「海外展開スタートアップゼミナール」（全３回輪講）

第１回「海外展開する国やエリアを決め、調査する」

第２回「海外展開する国での売り方を考える」

第３回「海外展開の進め方を決め、実行する」

㈱ＩＡＣ　代表取締役　　秋　島　一　雄　氏

１１月１９日　（３０名）「コロナ禍＝ベトナムを再検討」

㈱イーグルワンエンタープライズ　代表取締役　　斉　藤　達　也　氏
１２月　８日　（２５名）「コロナ禍を乗り切る物流戦略」
㈱ファーストステップ　代表取締役　　内　山　　一　氏
２月１２日　（２２名）「タイを中心としたアセアン市場展開における留意点」
（医薬品・化粧品・食品）
クリップティップ㈱　代表取締役　　冨　永　知　之　氏
２月１９日・２６日、３月５日（延３３名）「海外展開スタートアップゼミナール（顧客獲得編）」
（全３回輪講）
第１回「オリエンテーション／海外販路開拓の準備と心構え等」
第２回「売上を上げるために（１）／情報収集・潜在顧客調査の実践等」
第３回「売上を上げるために（２）／潜在顧客アプローチの実践等」
㈱ＥＸＰＬＯＤＩＡ　代表取締役　　洞　口　智　行　氏

(b) 専門家派遣
１０社　延べ２４回派遣

(c) 海外展開支援機関連携事業
１１月２４日　（１６名）　意見交換
「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、
(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

9) 【中小企業相談部】創業支援プログラム

a. 目的
独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

b. 事業概要
自ら事業を起こそうとする志がある方に対して､セミナーや連続講習会､媒体作成による情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

c. 事業
(a)＜東商支援スクール＞（全３回）
２月１５日・２２日・３月１日（１９名）
講　師　　坂　本　篤　彦　氏

(b)＜創業フォーラム＞
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(c)＜創業セミナー＞
１１月１９日（１９名）　「販促費０！マスコミにも注目されるクラウドファンディング活用法」
㈱ｔｓｕｇｕｍｉ　代表取締役　　比　企　智　浩　氏

１１月３０日（１８名）　「創業時の必要な準備と稼ぐビジネスモデルのつくり方」
中小企業診断士　　山　口　　亨　氏

(d)＜小冊子発行＞
創業に必要な基礎知識や公的支援の最新情報の他、既に創業している事例を掲載した冊子を作成。
「開業ガイドブック（２０２０年度版)」　　作成部数　４，３００部

10) 【中小企業部】事業承継の取り組みと課題に関する実態調査事業

a. 目的
昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、多くの中小企業・小規模事業者は深刻な経営不振に陥り、事業継続の危機に直面するほどの大きな影響が出ている。他方、現在、中小企業経営者の高齢化が進み、

「大事業承継時代」が到来しており、「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことも喫緊の課題となっている。このような状況下においても、事業承継対策を後回しにすることなく、早期の着手を促進する必要がある。

近年、国においては事業承継税制の抜本拡充や個人版事業承継税制の創設、東京都においては、事業承継支援助成金の創設など、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする支援施策が充実してきている。しかし、いまだに施策の認知度が低く、利用が進まないといった課題も残っている。

本調査では、中小・小規模事業者が事業承継に取り組む上での課題をステージや後継者ごとに整理・分析するとともに、必要な支援策や、国や東京都による様々な支援策の利用促進に向けた課題について、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の視点からも研究し、実現可能な具体的な提案を検討する。

b. 事業概要

・実務家ワーキンググループでの実態調査構成や配布計画等に関する協議

・実態調査報告書の作成・配布

c. 事業

(a)実務家ワーキンググループの実施

６月　５日（１１名）	ワーキンググループ設置について 「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」調査項目について
１１月１６日（１０名）	「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」報告書の作成について（素案） 「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」集計結果について 「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」報告書執筆のお願いについて
１２月１４日（１０名）	「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」報告書の作成について 「事業承継の取り組みと課題に関する実態調査」報告書執筆のお願いについて

(b)調査の実施

期　　間　２０２０年９月４日（金）～２０２０年９月２５日（金）
調査対象　東京２３区内事業者１０，０００件（非上場の中小企業者。個人事業主は含まれない）
回 答 数　１，８６７件（回答率１８．７％）
調査項目　事業の概要や経営者・後継者の状況、円滑な事業承継に向けた取り組み状況について、
　　取引相場のない株式の評価・相続税負担について、事業承継税制について、
　　事業再編統合（M&A）について

(c)報告書の作成・配付

作 成 物　事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート報告書
発 行 月　２月
作成部数　３，０００部
配 布 先　調査協力企業、東京２３区内事業者、地域金融機関、中小企業支援機関等
編　　集　中小企業部

11)　【中小企業部】東京の地域特性を踏まえたものづくり産業の競争力強化支援事業

a. 目的

第四次産業革命が進展していく中で、安価なＩｏＴツールが多数登場しており、小規模企業においてもＩｏＴ化に取り組める環境となりつつある。東京都中小企業振興ビジョンにおいて「ＩＣＴ化の推進や設備導入などによる生産性の向上」や「次世代型ものづくりのサポート」が取りあげられるなど、ＩＣＴ、ＩｏＴをはじめとするデジタルツール導入によるものづくり産業の生産性向上は喫緊の課題である。

それらを踏まえ、都内製造業においてデジタルツールの活用状況や取り組み内容、課題について調査を行うほか、効果的にデジタルツールを活用している企業へのインタビューを実施し、取りまとめた内容を広く周知することで、都内ものづくり産業の生産性向上や経営改善に貢献する。

b. 事業概要

専門家ワーキンググループを設置のうえ、「ものづくり企業の現状・課題に関する調査」を企画・実施し、報告書をとりまとめたほか、効果的にデジタルツールを活用している企業を取材し、「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」へ事例１０社を追加した。また、調査結果および「スマートものづくり実践事例集」追加企業を広く周知するため、経営者を対象としたセミナーを開催した。

c. 事業

(a)ものづくり企業の現状・課題に関する調査

▽調査期間：２０２０年7月２１日（火）～8月１４日（金）

▽調査対象：２３区内中小製造業１１，８２９社（回答数：1，９８８社(回答率１６．８%)）

▽調査方法：郵送による調査票の送付、ＦＡＸ・メール・ＷＥＢによる回答

▽従業員規模構成：１０名以下：８９２社(４４．９%)、１１～２０名：３３１社(１６．６%)
２１～５０名：３３９社(１７．１%)、５１～１００名：１９４社(9．８%)
１０１～３００名：１４５社（7．３%)、３０１名～：６５社（3．3%)

(b)調査報告書発行

調査結果をまとめた報告書を作成し、１２月１０日にプレスリリースのうえ、ウェブサイトで公開

(c)「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」への事例追加

今まで掲載していた２０社に加え、ＳＮＳや動画配信を用いて販売チャネルを業務用から一般消費者まで広げた事例や、タブレットの活用により衛生管理と品質管理の面で業務効率化を図った事例など、新たに１０社を追加。また、従来のカテゴライズから、コロナ禍により事業者から課題として挙げられた需要の急減を踏まえ、「販路拡大」「現場の効率化」「コミュニケーションの促進」の３つの切り口に改編した。

さらに本事例集をより具体的かつ分かり易い内容とするため、各社の取組を豊富な写真や映像（1分程度の動画）を用いて紹介している。

(d)講演会

3月１８日　（３２名）「デジタルツールを活用し成長する中小ものづくり企業」

ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大　川　真　史　氏
㈱マツブン　社長　松　本　照　人　氏
山本計器製造㈱　社長　山　本　直　子　氏
㈱平沢製餡所　営業課長　平　沢　　樹　氏

(e)専門家ワーキンググループ

座長　ウイングアーク１ｓｔ㈱マーケティング本部ＵＰＤＡＴＥＲｅｐｏｒｔ調査室
主席研究員　大　川　真　史　氏
委員　三和電気工業㈱　社長　石　井　保　雄　氏
委員　㈲ミツミ製作所　社長　山　田　賢　一　氏
委員　中小企業診断士　寶　積　昌　彦　氏

第１回　６月　８日　議　題
（８名）　ⅰ.委員自己紹介
ⅱ.調査の概要について
ⅲ.調査票（案）について
ⅳ.意見交換
ⅴ.その他

第２回　１０月１７日　議　題
（８名）　ⅰ.調査結果（速報）について
ⅱ.ヒアリング候補について
ⅲ.その他

第３回　　１月２９日　　議　題
（８名）　　ⅰ.「スマートものづくり実践事例集（ウェブ版)」について
ⅱ.意見交換
ⅲ.その他

⑫　地域持続化支援事業（拠点事業）

1)　概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の４支部内に「ビジネスサポートデスク」を２０１５年４月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業)」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。コロナ禍における相談体制を維持するため、Ｚｏｏｍを活用したオンラインでの相談を実施した。

2)　相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	465	974	266	605	88	118	122	507
東京西	460	887	228	409	108	136	129	552
東京南	458	914	195	392	87	90	98	503
東京北	305	605	341	770	112	197	89	411
合　計	1,688	3,380	1,030	2,176	395	541	438	1,973

3)ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの５区の小規模事業者や中小企業を対象に、コーディネーターの訪問を基本としたヒアリングによる各社の経営課題の整理を支援のスタートとして行っている。顕在化した課題解決に取り組む中で、収益力向上を目的とした事業改善・補助金活用・経営革新計画等の事業計画策定・社内規定整備を支援するため、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

特に本年は新型コロナウィルスの影響が長期化する中で、コーディネーターを１０名に増員し、その影響に苦しむ事業者への相談体制を強化、具体的には、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業の立て直しや転換、販路拡大、生産性向上など経営課題に対する支援を実施するとともに、タブレットを使った非対面による支援を実施し、小規模事業者・中小企業の事業継続に資する支援体制を構築した。

あわせて、当拠点でテーマに据え、推進している「事業承継」については「社長６０歳『企業健康診断』」を引き続き実施。金融機関からの協力も得ながら、事業承継への「気づき」の醸成、自社の経営状態の見える化を行い、小規模事業者・中小企業の事業承継を後押しした。

a.　事業承継支援

早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートしている。２０１６年度に開始し、２０１８年度からエリア全域で展開した「社長６０歳『企業健康診断』」は昨年度から全域で展開し、本年度も継続して実施した。

＜診断実施件数＞２５社

b.　後継者勉強会・交流会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4) ビジネスサポートデスク（東京西）

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口、Ｗｅｂ会議ツール「Ｚｏｏｍ」を活用したオンラインでの相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。城西ブロックの各支部、地域金融機関、行政などと連携・協力し、認知度向上・相談ニーズの掘り起こしを図った。

メインテーマである事業承継支援に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、特に上期においては、地域の小規模事業者・中小企業における事業承継の取り組みに停滞感があった。そうした中でも、事業承継に向けた早期取組を促しながら、「社長６０歳『企業健康診断』」による現状分析・課題の整理をはじめ、事業の磨き上げ、「人」「資産」「経営資源」の承継などステージに応じた個別相談・支援に注力した。

コロナ禍で売上・収益が落ち込み、新たな収益源・販路開拓を模索する企業が多く、非対面型・非接触型のビジネスモデルへの導入に向け、セミナーによる意識啓発、個別相談によるプランニング・実行サポートを行った。また、計画実行のバックアップとして、東京都や国の施策活用に関する提案・助言も適宜行った。

就業環境の変化を受け、創業相談が増加。準備不足の創業予定者には、時には再考を促すことも含めて助言するなど、創業計画の策定・ブラッシュアップ、資金調達、プロモーション戦略などの支援を対前年比１０９．９％の１，９８４回行った。

a. 事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１４件

(a) 事業承継支援コンソーシアム

会議等の開催なし

＜構成金融機関＞

西京信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫（新宿支店、渋谷支店、池袋支店）

b. セミナー（後継者育成事業）

事業承継の取組促進、事業承継税制の特例制度の普及のほか、後継者へ引継ぎ後をにらみ、現下の経営環境に対応するビジネスモデル構築・見直しに資するセミナーを開催した。参加者の個別具体的な課題に関しては、必要に応じて個別相談によりフォローを行った。

１０月　９日　（１０名）　税制改正・事業承継のポイント解説セミナー！
宮田昇税理士事務所　代表税理士　宮　田　　昇　氏

１１月１０日　（１３名）　儲ける仕組みへ！　ビジネスモデルの見直しセミナー
コンサルティングオフィス井上　中小企業診断士　井　上　竜　也　氏

１１月１２日　（１６名）　新型コロナ禍での非対面型集客・営業セミナー
オトガル㈱　代表取締役　中小企業診断士　大　橋　信太郎　氏

２月２５日　（　６名）　これから進める事業承継　※オンライン開催
中小企業診断士　髙　田　泰　弘　氏

３月　３日　（３３名）　「ＷＥＢ集客強化に向けた実践対策」セミナー　※オンライン開催
中小企業診断士　松　田　充　敏　氏

5) ビジネスサポートデスク（東京南）

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者を対象として、８名の専門家コーディネータが中心となり、多様化・専門化する経営課題の解決に向け、専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談による指導、事業資金・創業資金の斡旋などの支援を実施した。

特に事業承継については、事業承継対策委員会や城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、円滑な事業承継を促進するため、次世代を担う後継者育成を目

的とした連続セミナーを開催。また、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項についての情報提供を推進するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、コロナ禍において直近の事業維持・継続に係る相談が増加したことに鑑み、支部・金融機関と連携した経営相談会を開催。中小企業診断士・税理士・社会保険労務士を派遣し、経営・税務・労務の各分野の指導を実施した。併せて、感染拡大防止に配慮し、緊急事態宣言の発出下においてはウェブを通じた非対面・非接触での相談対応を行った。

a. 事業承継支援

城南ブロック各支部、地域金融機関との連携・協力の下、事業承継に向けた対策が必要であることの「気付き」の提供、事業承継に向けた事業の磨き上げ、事業承継計画策定など、個別企業の具体的な事業承継支援を推進。「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞１７件

b. 後継者育成事業

後継者のための事業承継連続セミナー　＜承継税制、労務管理、販促・営業＞

（共催：千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部）

２月１０日　（　９名）　＜承継税制＞
残り２年！贈与税・相続税の現金負担ゼロ！自社株に係る特例承継税制
税理士・中小企業診断士　片　山　康　史　氏

２月１７日　（　６名）　＜労務管理＞
後継者のための労務リスク管理と雇用関係助成金
特定社会保険労務士・中小企業診断士　髙　橋　真　輔　氏

２月２４日　（１０名）　＜販促・営業＞
後継者こそ強みを伸ばす！販促・営業に活用できる補助金
中小企業診断士　寳　積　昌　彦　氏

c. 支部との連携相談会

１０月１５日　（　５社）　中央支部　融資・経営なんでも相談会
１０月２９日　（１１社）　品川支部　よろず経営相談会
１１月１２日　（　６社）　目黒支部　融資・経営相談会

d. 出張相談会

１１月２６日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫東京支店）

6) ビジネスサポートデスク（東京北）

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。とりわけ本年は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上急減や休業等によって、多くの事業者が経営に大きなダメージを受ける中、支援体制を強化するためコーディネーターを８名に増員するとともに、新しく導入したＷｅｂ相談のしくみを活用したリモート支援を積極的に推進した結果、接触感染防止に配慮しながらも昨年度実績を上回る支援を展開した。

具体的には、コロナ禍での資金繰りや雇用の維持をはじめ、早期の改善へ向けた事業計画策定や販売促進、組織強化など、厳しい状況を乗り越えるために必要な取り組みを専門家がサポートした。事業推進にあたっては、地域金融機関や各支部の経営指導員等と連携しながら、支援先の掘り起こしとフォローをすすめた。

また重点テーマである事業承継支援については、引き続き「社長６０歳・企業健康診断」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。併せて、毎年恒例の城北ブロック６支部共催「次世代リーダーミーティング」をオンライン配信により開催し、引き続き若手後継者育成を目的とした事業承継・事業継続の啓発に努めた。

a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進み、大事業承継時代を迎える中、早期に円滑な事業承継を実現するために、地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、城北ブロックの事業者を中心に「社長６０歳『企業健康診断』」を実施した。

＜診断実施件数＞　１９社

b. 後継者育成事業

３月１５日　（６４名）　次世代リーダーミーティング（Ｙｏｕｔｕｂｅ配信）
～３月２６日　「小さな会社の事業承継とブランディング」
株式会社しまや出版　代表取締役　小早川 真　樹 氏
（共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部）

c. 出張相談会

１２月　３日　（　６社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫板橋支店）
３月　２日　（１２社）　経営＆創業ワンストップ相談会（共催：日本政策金融公庫池袋支店）

⑬　倒産防止特別相談事業

1)　経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

３０社、３２回の指導を実施した。

a.　事業の整理、破産、廃業となったもの　　６０．０％

b.　倒産を回避して経営改善等を行ったもの　４０．０％

2)　今年度は、新型コロナウィルス拡大に伴う持続化等給付金支給や実質無利子の融資実行が積極的に行われたことから、全国的にも資金繰りに窮する倒産・廃業等件数が大幅に減少し、経営安定特別相談室への相談自体も激減状態となった。しかし、相談件数は減少したものの、その内容はそれでも資金繰りに詰まった相談が多く、破産・廃業が６割に達する結果となった。そして、その主要因は、人の動きが止まったことによる受注減少が圧倒的に多かった。

3)　経営安定のための講習会を１回Ｚｏｏｍ（オンライン）で開催し、専門家による情報提供を行った。

4)　相談社数

①　相談受付件数	３０社
②　指導処理終結	３０社

5)　処理の内容

内訳	1.　倒産回避	１２社
	2.　整　　理	１８社
	3.　調停不能	０社

6)　指導内容

①　遊休資産の処分	１件
②　金融・資金に関する指導	２件
③　経営・再建計画等の作成・指導	７件
④　売上・経費面の指導・助言	２件
⑤　その他の指導	２件

7)　開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講師		参加者数
		種類	テーマ	職業	氏名	
1	２月２２日	講習会	「新型コロナを乗り越えて事業を継続するために」～資金繰り支援制度からM&A、事業再生、債務整理等の個人保証対策まで～	弁護士 弁護士 弁護士	関　義之　氏 土森　俊秀　氏 大宅　達郎　氏	２５名

● 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費

東京都経営改善普及事業において措置された単年度事業。新型コロナウイルス感染症拡大により直接的・間接的に影響を受けた小規模事業者等に対し、経営改善や事業継続を図ることを目的に下記の支援を実施した。

(1)オンラインセミナー　※再生回数は２０２１年３月末時点

①新型コロナウイルス感染拡大対策雇用調整助成金セミナー　（再生回数：１３，８１３回）
②小規模事業者持続化補助金オンラインセミナー　（再生回数：７９，９２６回）
③ＩＴ導入補助金オンラインセミナー　（再生回数：１２９，２１２回）
④経営者が知っておきたい資金繰りの基礎　（再生回数：１１２，０１５回）
⑤コロナ対策で活用できる【優遇税制】　（再生回数：２１，８１１回）
⑥売上向上を目指す飲食店のための取り組みのポイント　（再生回数：６９，７１７回）
⑦小売・サービス業のための非接触時代の売上の作り方　（再生回数：１３０，９２５回）
⑧新型コロナ禍における事業経営の危機を回避するためには　（再生回数：７，９０１回）
⑨ひとり企業の新事業・新商品の創り方　（再生回数：１３１，１１６回）
⑩コロナ禍における事業の方向性の見直し方法　（再生回数：１６，０３７回）

(2)窓口専門相談

1)社会保険労務士　４５時間　相談総数３１件
2)中小企業診断士　７６７０．５時間　相談総数５，８２４件
3)税理士　１００時間　相談総数４８件

(3)専門家派遣

指導企業５５件　指導日数１８９日

(15) 奨励・後援等

① 奨　励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	８事業所	９名
優良従業員表彰	２０事業所 （２０事業所）	６５名 （６５名）

（　）内は支部申請数

② 会頭賞（後援・協賛含む）

開催日	終了日	件名	主催者名
９月２８日	１０月　２日	第１１０回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	東京貴金属工芸品工業協同組合
１０月１１日	１１月２０日	２０２０日本洋装技能コンクール ※新型コロナウイルス感染拡大防止の	（一社）日本洋装協会、（公財）全日本洋裁技能協会

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
		ため中止	
１１月１２日		令和２年度　関東地方発明表彰	（公社）発明協会
２月１６日	２月１７日	第６０回東京仏壇展示コンクール ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期	東京唐木仏壇工業協同組合

③　共催・後援・協賛

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
４月　１日	３月３１日	令和２年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部
４月　１日	４月３０日	アースデイ東京２０２０ オンライン開催	アースデイ東京２０２０実行委員会
４月　９日	９月１７日	華人経営研究	(ＮＰＯ)日本香港協会
４月１０日		上野千鶴子氏特別講演会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期	日本小売業協会
４月２７日		「小企業向け　誰でもできるテレワーク導入」オンラインセミナー	(一社)ＩＣＴ経営パートナーズ
５月１９日	５月２５日	第３０回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	日本小売業協会
５月２０日	５月２２日	自治体総合フェア２０２０ ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(一社)日本経営協会
６月　１日	９月１１日	令和２年度東京都産業教育振興会「作文コンクール」	東京都産業教育振興会
６月　２日	６月　８日	第５２回アメリカ西海岸流通視察研修 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	日本小売業協会
７月　１日	７月３１日	令和２年度　ヒートポンプ・蓄熱月間 オンライン開催	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
７月　１日	８月３１日	第１１回企業の品質経営度調査	(一財)日本科学技術連盟
７月　１日	３月１６日	日本クリエイション大賞２０２０	(一財)日本ファッション協会
７月　１日	３月１９日	第４６回発明大賞表彰事業	(公財)日本発明振興協会、㈱日刊工業新聞社
７月　１日	９月３０日	東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度	東京都
７月２１日	７月２２日	ベトナム南部ビンフック省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国 ビンフック省
８月　１日	３月３１日	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル２０２０	ＧＴＦグレータートウキョウフェスティバル実行委員会
８月　１日	１１月３０日	職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都
８月１１日		ＬＩＧＨＴ　ＵＰ　ＮＩＰＰＯＮ　２０２０	(一社)ＬＩＧＨＴ ＵＰ ＮＩＰＰＯＮ
８月２５日	８月２６日	ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国 ビンズン省
９月　７日	１０月３１日	「声かけ・サポート」運動　強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
９月　８日	９月　８日	リチャード・コート駐日オーストラリア特命全権大使講演会	日豪経済委員会
９月１９日		国際オープンセミナー’２０	(一社)東京都中小企業診断士協会
１０月　９日		「介護と仕事の両立推進シンポジウム」	東京都

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１０月１２日	１０月１７日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	(一社)日本ファッション・ウィーク推進機構
１０月１７日	１１月１５日	「ＲＡＩＮＢＯＷ　ＣＲＯＳＳＩＮＧ２０２０」	(特非)ＲｅＢｉｔ
１０月２０日	１０月２３日	ＣＥＡＴＥＣ２０２０　ＯＮＬＩＮＥ オンライン開催	(一社)電子情報技術産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)コンピュータソフトウェア協会
１０月２２日		ＩＣＣ国際仲裁ウェビナー（第１回）	国際商業会議所日本委員会
１０月２３日		「新型コロナウイルスで浮き彫りになった日本企業海外展開の弱点～海外子会社における不正等のトラブル発生事例と対応実務～」Ｗｅｂセミナー	(株)国際協力銀行
１０月２７日		ＪＡＳＩＰＡ協業フェア２０２０ＥＡＳＴ オンライン開催	(特)ＪＡＳＩＰＡ
１０月２９日		ポーランド・ビジネスセミナー（ウェビナー形式）～ポーランドにおける社会インフラのプロジェクト～	在日ポーランド商工会議所
１０月２９日		ＩＣＣ国際仲裁ウェビナー（第２回）	国際商業会議所日本委員会
１０月２９日	１１月　１日	ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２０ （沖縄開催）	ツーリズムＥＸＰＯジャパン推進室
１０月３１日	１１月　９日	第３３回東京国際映画祭	(公財)ユニジャパン
１１月　３日	１１月　４日	ものづくり・匠の技の祭典２０２０	東京都
１１月　５日	１１月　６日	２０２０『よい仕事おこし』フェア（リアル開催）	城南信用金庫
１１月　５日	１２月２５日	２０２０『よい仕事おこし』フェア（Ｗｅｂ開催）	城南信用金庫
１１月　７日	１１月　８日	第１９回ドリーム夜さ来い祭り	(一財)ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
１１月　９日	１２月　９日	連続立体交差事業の推進	東京都連続立体交差事業促進協議会
１１月１０日	１１月１１日	第１６回日独産業フォーラム２０２０	ドイツ貿易・投資振興機関
１１月１１日	１１月１２日	ＴＳＫ＆ＮＦＪ合同展２０２１　Ｓｐｒｉｎｇ＆Ｓｕｍｍｅｒ	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
１１月１１日	２月２６日	アニメビジネス・パートナーズフォーラム２０２０	(一社)日本動画協会
１１月１２日	１１月１８日	第２４回いたばし産業見本市Ｏｎｌｉｎｅ	(公財)板橋区産業振興公社、板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
１１月１１日	１１月１３日	ビルメンヒューマンフェア＆クリーンＥＸＰＯ２０２０	(公社)全国ビルメンテナンス協会
１１月１７日		リテール＆ＩＴリーダーシップフォーラム２０２０	日本小売業協会
１１月２５日		ＩＣＣ国際仲裁ウェビナー（第３回）	国際商業会議所日本委員会
１１月２６日		知的財産セミナー２０２０オンライン開催	日本弁理士会関東会
１１月２７日		部落解放・人権文化フォーラム２０２０	部落解放・人権文化フォーラム実行委員会
１１月２７日		ＡＳＰＩＣ　ＩｏＴ・ＡＩクラウドアワード２０２０	(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・クラウドコンソーシアム（ＡＳＰＩＣ）
１１月２７日		第４回　東京都立大学　技術懇親会	公立大学法人東京都立大学、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
１１月３０日		コロナ禍における働き方改革支援セミナー	東京都社会保険労務士会
１２月　１日	１月１５日	第１２回東京屋外広告コンクール	(公社)東京屋外広告協会
１２月　９日	１２月１１日	ＥＮＥＸ２０２１「第４５回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
１２月１０日	１２月２５日	東京ミチテラス２０２０	東日本旅客鉄道(株)・三菱地所(株)
１２月１４日	１月１７日	ＳＩＧＧＲＡＰＨ Ａｓｉａ（シーグラフアジア）２０２１ ＴＯＫＹＯ	ＳＩＧＧＲＡＰＨ Ａｓｉａ（シーグラフアジア）２０２１ ＴＯＫＹＯ
１月　７日	１月　９日	ツーリズムＥＸＰＯジャパン２０２０（東京開催） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	ツーリズムＥＸＰＯジャパン推進室
１月１１日	２月２０日	２０２０年度　次世代エネルギーワークショップ（若手社会人編）	一般社団法人環境政策対話研究所
１月１６日		第１６回教育旅行シンポジウム ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(公財)日本修学旅行協会
１月１９日		事業承継ＷＥＢセミナー「将来を見据え早めの一手を～早期事業承継対策の重要性と事業の磨き上げ支援～」	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティング
１月２０日	２月２２日	令和２年度マッチング商談会 オンライン型、キャラバン型	（公財）東京都中小企業振興公社
１月２６日	２月２５日	組合まつり　ｉｎ　ＴＯＫＹＯ ～技と味の祭典！～	東京都中小企業団体中央会
２月　３日	２月　５日	流通大会２０２１	(公財)流通経済研究所
２月１１日		橿原神宮紀元祭	橿原神宮
２月１１日		東日本大震災風化防止イベント「復興応援２０２１」 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	東京都
２月１２日	３月　６日	令和２年度防災コーディネーター研修【地域・生活編】 オンライン開催	東京都
２月１２日	３月１４日	令和２年度防災コーディネーター研修【職場編】 オンライン開催	東京都
２月１３日	２月２８日	第１８回東京シティガイド検定	(公財)日本観光財団
２月１６日		令和２年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、(公財)東京都中小企業振興公社
２月１９日		事業承継ＷＥＢセミナー「大事な財産を次代へつなぐ～中小企業経営者が今日からはじめる資産承継対策～」	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティング
２月１９日	３月１９日	令和２年度防災ウーマンセミナー	東京都
２月１９日		第２回「女性のためのリカレント教育推進協議会」シンポジウム	日本女子大学
２月２４日	２月２６日	第３０回国際ＭＩＣＥエキスポ・オンライン（ＩＭＥ２０２１ Ｏｎｌｉｎｅ）	(一社)日本コングレス・コンベンション・ビューロー
３月　１日	３月　２日	令和２年度総務省・ＮＩＣＴ　Ｅｎｔｒｅｐｒｅｎｅｕｒｓ’　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ２Ｄａｙｓ	国立研究開発法人情報通信研究機構

開　催　日	終　了　日	件　　名	主　催　者　名
3月　1日	3月１５日	第１３回　省エネセミナー	東京都地球温暖化防止活動推進センター
3月　2日		第２０回ＪＩＰＡ知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
3月　3日	3月１６日	第４９回岩手県の物産と観光展（大いわて展）	岩手県、岩手県内全市町村、いわての物産展等実行委員会
3月　9日		第３１回流通交流フォーラム	日本小売業協会
3月　9日		ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国 ビンズン省
3月　9日	3月１２日	リテールテックＪＡＰＡＮ２０２１（第３７回流通情報システム総合展）	㈱日本経済新聞社
3月１０日	4月３０日	防災まちづくりシンポジウム２０２１	(特)日本ソフトインフラ研究センター
3月１２日		ベトナム南部ビンフック省投資環境セミナー（オンライン）	ベトナム社会主義共和国 ビンフック省
3月１２日		事業承継ＷＥＢセミナー「後継者不在企業に向けた会社の上手な譲り方」	㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ、㈱きらぼし銀行、㈱きらぼしコンサルティング
3月１５日	3月２０日	Ｒａｋｕｔｅｎ　Ｆａｓｈｉｏｎ　Ｗｅｅｋ　ＴＯＫＹＯ	（一社）日本ファッション・ウィーク推進機構
3月１７日	3月１９日	２０２１ＮＥＷ環境展	日報ビジネス株式会社
3月１８日		クールジャパン・マッチングアワード２０２１	クールジャパン官民連携プラットフォーム
3月２６日		第２５回全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト	（公社）日本吹奏楽指導者協会

(16) 資料収集・閲覧

①－１）　東商の蔵書資料（２０２１年３月３１日現在）

受入件数	９６８件
除籍件数	１，２５５件
蔵書総数	２２，６１４件
資料発送件数	国内１，１９０件

蔵書内訳分類別資料数

Ⅰ．書籍の部				計　２１，８８３
	1	和書	１３，１８０	
	2	社史・団体史	４，０７１	
	3	洋書	２６５	
	4	製本雑誌・新聞	３２０	
	5	和雑誌	３０４	
	6	新聞	３４０	
	7	洋雑誌	４	
	8	書籍（未遡及分）	３，３９９	
Ⅱ．書籍以外の部				計　７３１
	1	ビデオ	７９	
	2	ＣＤ－ＲＯＭ	６５２	

（Ⅰ.書籍１～８の内訳）

分類	年度末数	分類	年度末数
経　済　一　般	５，０２３	社　会　問　題	１，０４９
企　業　・　経　営	３，３０５	一　般　書	１，５６９
金融・銀行・保険	５１５	統　計　・　年　鑑　類	１，３０８
財　政	３２２	会　社　録	６１８
商　業	２，２５０	新　聞　・　雑　誌	９６８
交　通　・　運　輸	５０９	書籍（未遡及分）	３，３９９
生　産　業	１，０４８	合計	２１，８８３

①－２）　マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	７８０リール（１０，０３７冊／２８，４２９件）

②　全国商工会議所関連資料ＤＶＤ・オンライン版頒布実績累計（２０２０年１月～１２月）

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂㈱が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料（１８７７（明治１０）年～１９６５（昭和４０）年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料（１９０３（明治３６）年～１９４５（昭和２０）年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料（１８８７（明治２０）年～１９４５（昭和２０）年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

１）第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料　（累積）ＤＶＤ版７０８枚　３５図書館・大学等
　　オンライン版　５大学等
２）第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料　（累積）ＤＶＤ版４５２枚　２７図書館・大学等
　　オンライン版　５大学等
３）第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料　オンライン版　１２図書館・大学等

③　他団体資料提供

	提供資料	印刷・展示名	発行・展示月	部数	申請先
1	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	会報誌「商工おおた」	2020 年 5, 7, 9, 11 月 2021 年 1, 3 月	340 部	大田商工会議所
2	1)　東京商業会議所ビル写真 2)　ビル外観（オフィス環境部） 3)　渋沢ミュージアム外観（オフィス環境部）	北区公立中学校副読本	—	48, 000 部	船堀中学校
3	東京商業会議所ビル（赤レンガ）	渋沢栄一検定公式テキスト	2021 年 1 月	5, 000 部	株式会社実業の日本社
4	東京商業会議所ビル（赤レンガ）動画	ＫＳＢ瀬戸内海放送「報・動・力」	2020 年 11 月	—	ＫＳＢ瀬戸内海放送
5	東京商業会議所ビル（赤レンガ）	旧東京商工会議所折り紙建築	2020 年 11 月～12 月	1, 000 部	まちづくり北株式会社
6	第 3 代会頭　藤山雷太　写真	別冊太陽　渋沢栄一	2020 年 12 月	8, 000 部	平凡社
7	1)　法審財産法小委　根抵当審議資料（5） 2)　根抵当立法に関する意見 3)　根抵当立法要綱試案に対する意見 4)　東京商工会議所意見書 5)　会社更生問題に関する意	オンライン版「我妻栄関係文書」	2020 年 12 月	—	丸善雄松堂株式会社

	見他 6) 会社更生法の改善に関する意見書 7) 会社更生法問題に関する意見（案）				
8	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	日本商工会議所青年部「令和６年度全国会長研修会」開催地プレゼン資料	2021 年 1 月	―	郡山商工会議所
9	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	和歌山商工会議所機関誌「月刊和歌山２月号」	2021 年 2 月	4,100 部	和歌山商工会議所
10	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商法会議所設立儀願書 3）東商八十五年史（p11「東京商工会議所ビル２代目建物」）	福井商工会議所創立 140 周年記念展示会「商工会議所の誕生と福井の近代化（仮）」	―	―	福井商工会議所
11	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	清水建設株式会社広告	2021 年 4 月	7,420,000 部	清水建設株式会社
12	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	清水建設株式会社主催「オンライン技術セミナー」	2021 年 2 月	－	清水建設株式会社
13	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	日本商工会議所青年部編「渋澤栄一が教えるお金ってなあに！」	2021 年 3 月	5,000 部	日本商工会議所青年部
14	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	会津喜多方商工会議所「会議所だより」	2021 年 3 月	17,000 部	会津喜多方商工会議所
15	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	神戸商工会議所「神戸商工だより」	2021 年 3 月	12,200 部	神戸商工会議所
16	紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真）	伊那商工会議所「会報　いな」	2021 年 3 月	2,000 部	伊那商工会議所
17	論語と算盤復刻版（新宿支部作成）	茨城県弘道館パネル展「渋沢栄一と弘道館―大正 5 年 5 月 28 日の講演録	2021 年 3 月～2021 年 12 月	―	茨城県　弘道館
18	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	静岡商工会議所「マルチガイドブック２０２１」	2021 年 5 月～2022 年 3 月	20,000 部	静岡商工会議所
19	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	足利商工会議所「会報　友愛」	2021 年 4 月～11 月	5,500 部	足利商工会議所
20	1）紀念写真帖 （渡米実業団の渋沢写真） 2）東京商業会議所ビル （赤レンガ）写真	岐阜商工会議所「活用ガイド」	2021 年 4 月	2,000 部	岐阜商工会議所

④　Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズ・ギャラリー）

６９名（２０２０年4月１日～２０２１年3月３１日）

経緯：１９２６（大正１５）年4月に設立された商工図書館は、１９９５（平成７）年６月に経済資料センターに名称変更した。２０１８（平成２９）年１２月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Ｃｈａｍｂｅｒ’ｓ　Ｇａｌｌｅｒｙ（チェンバーズギャラリー）」をオープンした。蔵書（東

京商工会議所関連資料に特化）は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

今年度はコロナ禍と証明センターが上野に移転したことにより、来館者数も大幅に減少した。

⑤　アーカイブ資料収集・整備・管理

２０２８年の東京商工会議所創設１５０周年を見据え、従来は紙資料をアーカイブとして永久保管していたが、本年度より東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理　　３１７点

ダンボール管理（バーコード未整備）５７箱

(17) 各種支援事業

① 第１８回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第１８回は、２０１９年１２月１２日から２０２０年2月２１日まで募集を行い、１００件の応募があった。その後、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

1) 顕彰制度の概要

a. 選考基準

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し､“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

b. 賞金

「大　賞」　２００万円
「優秀賞」　５０万円
「特別賞」　５０万円

c. 募集期間

２０１９年１２月１２日～２０２０年2月２１日

d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない)。
①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。
②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。
但し、１都８県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

e. 選考経過

第一次選考会（書類審査）	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第二次選考会（書類審査）	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
実地調査	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
第三次選考会（実地調査審査）	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
最終選考会（プレゼンテーション審査）	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

f. 後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会
協力：フジサンケイビジネスアイ

2) 運営組織

a. 実行委員会（委員長＝東京商工会議所　副会頭　　伊　東　孝　紳）
b. 選考委員会（委員長＝国際大学　学長　　伊　丹　敬　之　氏）
c. 選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学　名誉教授　　鵜　飼　信　一　氏）
d. 第一次選考委員（中小企業診断士８名で構成）

3) 応募総数

１００件

4) 選考結果

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

5) 顕彰式典

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

6) 第１９回「勇気ある経営大賞」実行委員会

１０月７日　（７名）

7)　視察会
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

8)　第１９回「勇気ある経営大賞」選考経過
第一次選考会（書類審査）　　３月８日・１２日

9)　過去受賞企業のＰＲ展開
a.　武蔵大学
三学部横断型ゼミナール・プロジェクトに、㈲原田左官工業所を紹介。当社を訪問のうえ、ＣＳＲ報告書を作成した。

10)　文化学園大学の産学連携「勇気ある経営大賞」ＰＲプロジェクトの実施
文化学園大学の学生と連携し、過去受賞企業や渋沢史料館の訪問を通じて、上記「勇気ある経営大賞」の募集ＰＲムービー、募集要項表紙デザイン、メイキングムービー、ならびにメイキングブックを作成するもの。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止

11)　メディアでのＰＲ
a.　フジサンケイビジネスアイ
１１月４日（日刊）に、第１９回募集案内を掲載し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び募集案内を行った。

b.　中小企業の底ヂカラ（ＭＸテレビ）
１２月１９日放送回にて、第１９回募集案内を告知し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び募集案内を行った。

12)　“勇気ある挑戦”緊急掲示板
新型コロナウイルスの感染拡大に対し、果敢に挑戦している企業の取り組みをご紹介することで、企業の認知度向上を図るとともに、ベストプラクティスとして、より多くの企業の皆さまの参考となるよう横展開することを目的に、さまざまな課題解決に向けた企業の取組事例を広く募集し、その取り組みを紹介した。
○開設日　　５月１４日
○掲載件数　　６１件
○ＰＶ数　５，８１２件

②　中小企業国際展開支援事業

「中小企業海外展開エキスパート制度」の運営を通じて、海外ビジネスに課題を抱えている中小企業の実務的な問題解決を図るとともに、公的機関との連携を深め相談あっせんや支援施策の紹介などをすることにより、中小企業の国際展開を支援した。

1)　中小企業海外展開エキスパート制度
中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業海外展開エキスパート」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。
登録エキスパート数・支援件数
・登録エキスパート企業数　　４９件
・エキスパートによる支援件数　　１６件

2)　海外展開支援機関連絡会
中小企業の海外展開支援に携わる公的機関が参加する会合で、各機関の支援施策の理解を深めるとともに支援事例の共有を図ることを目的とする
１１月２４日　（１６名）　意見交換「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」
(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構
(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

③　人材確保支援事業

1)　合同会社説明会

a.　２０２１年３月卒業の新卒者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材対象＜東商ジョブフェア＞

(a)　　５月１６日　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(b)　１０月２４日（企業４４社 ／ 求職者２６６名 ／ 面談数７９９件／ 内定１３名）

於：サンシャインシティ 展示ホールＡ－２

b.　２０２１年３月卒業の新卒者および３４歳以下の方対象＜(公財)東京しごと財団と連携＞

(a)　　８月２１日（企業１０社 ／ 求職者２２名 ／ 内定２名）於：東京しごとセンター 地下２階講堂

(b)　１１月１９日（企業１０社 ／ 求職者２８名 ／ 内定１名）於：東京しごとセンター 地下２階講堂

c.　２０２２年３月卒業の新卒者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材対象＜東商ジョブフェア＞

(a)　　３月１６日（企業２３社 ／ 求職者８５名 ／ 面談数１５８件）

於：新宿エルタワー サンスカイルーム

2)　会員企業と学校法人との就職情報交換会

新卒採用を検討している会員企業の人事担当者と会員学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、「就職・採用、インターンシップ」に関する意見交換・情報収集を目的に開催した。

a.　４月２４日　第　１回　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

b.　７月　１日　第　２回

(a)　情報交換会（企業２３２社 ／ 学校法人６４校 ／ 面談数１，４３８件）

於：大田区産業プラザ（ＰｉＯ）

c.　９月１４日　第　３回

(a)　情報交換会（企業１９３社 ／ 学校法人６７校 ／ 面談数１，４３６件）

於：東京都立産業貿易センター浜松町館

d.　１月２２日　第　４回　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(a)　情報交換会

(b)　セミナー「企業力を高める「人財育成体系の充実」」（録画動画をｙｏｕｔｕｂｅに限定公開）

㈱クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役　　原　　正　紀　氏

3)　採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報提供事業

学校法人および学生に会員企業の魅力を伝えることを目的に、会員企業の採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報をとりまとめ、会員学校法人に提供した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報を提供した。

a.　連携商工会議所：４７会議所（東商含む）

b.　情報提供数　　：採用予定企業　５１６社（うち東商会員企業９５社）

インターンシップ・職場体験受入企業　３９２社（うち東商会員企業６０社）

4)　東商リレーションプログラム

「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、「会社を知る」「仕事を知る」をテーマに主に大学１・２年生が企業と交流し、経営者や従業員と接することで視野を広げ、卒業後の進路を考える参考にしてもらうプログラムを実施した。

a.　第１１回

(a)　事前研修会　：　２月　８日（学生１２０名）

(b)　受入期間　　：　２月　９日～　３月２９日（企業のべ２６社／大学１５校／学生のべ２０５名）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため別途下記のプログラムが中止

（企業のべ５社／学生申込のべ２４名）

5)　東商ジョブサイト

２０２１年３月卒業の新卒者および第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材に求人情報を提供する「東商ジョブサイト」にて、会員企業の事業内容や募集要項、インターンシップ・職場

体験情報等を掲載した。
a.　掲載期間　：４月　１日～　３月３１日
b.　掲載件数　：学生　５８件／キャリア　４７件／女性の再就職希望者　１９件／シニア人材　７件
（３月３１日時点）

6)　東商キャリア人材Ｎｅｘｔ
主に４０～５０歳代以上のキャリア人材を求める会員企業と求職者とのマッチングを図ることを目的に、連携企業（再就職支援会社）に登録がある求職者に対し、会員企業の求人情報を提供した。
a.　求人企業数：６９社
b.　求人件数　：８３件
c.　内　定　　：３３名（２２社）
d.　連携企業　：㈱リクルートキャリアコンサルティング、㈱パソナ　パソナキャリアカンパニー、
パーソルキャリアコンサルティング㈱

7)　東商人材情報プラザ
会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材保有企業（登録制）の人事担当者に対し、会員企業の求人情報を提供、その他各種事業を実施した。
a.　実績
(a)　人材保有企業：２４社
㈱ＩＨＩ、旭化成㈱、味の素㈱、沖電気工業㈱、コニカミノルタ㈱、㈱小松製作所、サクサ㈱、
ＪＦＥスチール㈱、昭和電工㈱、住友化学㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、大日本住友製薬㈱、帝人㈱、
東レ㈱、日産自動車㈱、㈱日立製作所、富士通㈱、丸紅㈱、三井物産㈱、三菱ケミカル㈱、
三菱商事㈱、ライオン㈱、ＹＫＫ㈱
(b)　求人状況
ⅰ．　求人企業数：　　のべ３２２社
ⅱ．　求人件数　：　　のべ４３９件（3月３１日時点）
(c)　人材移動決定件数：６件（６社）

b.　シニア人材活用セミナー
中小企業がシニア社員を採用および活用するうえでの必要なポイントについて講演。
(a)　日　程　：　１２月　４日
会　場　：　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ２」
参加者　：　求人企業１３社
講　演　：「効果的な採用ツール、定着のための社内態勢を紹介」
㈱クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役　　原　　正　紀　氏

c.　大手企業との人材情報交換会
求人企業の採用担当者と人材保有企業の実務担当者との情報交換を目的に、事前に双方から提出される面談希望に基づいたスケジュールの下、求人案件について直接話し合う情報交換会を開催した。
(a)　第　1回：　6月１６日（求人企業１２社　／　人材保有企業１４社　／　面談数５６件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
渋沢ホール
(b)　第　2回：　9月１８日（求人企業１８社　／　人材保有企業１６社　／　面談数８４件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ１・２」
(c)　第　3回：１２月　４日（求人企業１７社　／　人材保有企業１９社　／　面談数１０３件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」
(d)　第　4回：　3月　５日（求人企業１５社　／　人材保有企業１５社　／　面談数６８件）
於：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４・５」

d.　登録企業懇談会　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

e.　運営研究会（兼人材移動実務研究会第３回全体会合）

人材保有企業の実務担当者が抱えている課題等について議論し、スキルアップと情報交換、相互交流を図る場として開催した。

日　程　：１０月１６日
会　場　：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ２」
参加者　：人材保有企業１６社
内　容　：講演
講　演　：【人材送り出し】シニア人材・応援セミナー　～能力を最大限発揮していただくために～
ビジネス研修会社ＷＩＮＴＨ　代表　　西　川　　由　喜　氏

f.　人材移動実務研究会

人材保有企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について、事例等を持ち寄り研究。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを活動の目的としている。

２０２０年度は１４社が参加し２つの班を編成。それぞれの班において、月１回程度の頻度で自主的に研究会活動を行う班別会合のほか、全体会合を実施した。

(a)　班別会合

ⅰ．第　１班活動

（ⅰ）　会員

旭化成㈱、沖電気工業㈱、㈱小松製作所、昭和電工㈱、大日本住友製薬㈱、東レ㈱

（ⅱ）　活動

第　１回　　７月１７日　於：ソマール㈱丸正ビル
第　２回　　８月２０日　於：Ｔｅａｍｓ
第　３回　　９月　７日　於：旭化成（日比谷本社ビル）
第　４回　　９月３０日　於：旭化成（日比谷本社ビル）
第　５回　１０月　７日　於：旭化成（日比谷本社ビル）
第　６回　１０月１２日　於：旭化成（神保町）
第　７回　１１月１７日　於：旭化成（神保町）
第　８回　１２月１７日　於：大日本住友製薬
第　９回　　１月　８日　於：旭化成（神保町）
第１０回　　１月２５日　於：旭化成（神保町）
第１１回　　２月　１日　於：Ｔｅａｍｓ

ⅱ．第　２班活動

（ⅰ）　会員

味の素㈱、住友商事㈱、ソニー㈱、帝人㈱、富士通㈱、三菱ケミカル㈱、ライオン㈱、ＹＫＫ㈱

（ⅱ）　活動

第　１回　　５月１５日　於：Ｚｏｏｍ
第　２回　　６月１５日　於：Ｚｏｏｍ
第　３回　　７月　３日　於：帝人株式会社
第　４回　　７月１７日　於：ソマール㈱丸正ビル
第　５回　　８月２８日　於：ライオン㈱
第　６回　　９月２５日　於：味の素㈱
第　７回　１０月１６日　於：東京商工会議所Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ
第　８回　１１月１３日　於：ソニー㈱
第　９回　１２月１１日　於：富士通㈱
第１０回　　１月　８日　於：Ｚｏｏｍ
第１１回　　１月１５日　於：Ｚｏｏｍ
第１２回　　１月２２日　於：Ｚｏｏｍ
第１３回　　１月２９日　於：Ｚｏｏｍ
第１４回　　２月　１日　於：Ｚｏｏｍ

(b)　全体会合

ⅰ．第　１回全体会合　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。（書面にて決議）

ⅱ．第　２回全体会合

日　程：　７月１７日

会　場：ソマール株式会社丸正ビル４階会議室

内　容：両班での情報共有会(各班の研究活動の進捗を相互に情報交換)

グループ討議(各実務担当者が意見交換や情報共有されたい内容を自由に討議)

Ⅲ．第　３回全体会合

上記「e.　運営研究会」と同一のイベントとして開催した。

Ⅳ．第　４回全体会合

日　程：　２月　５日

形　式：ｔｅａｍｓによるオンライン開催

内　容：班別研究発表

第１班：「人材移動実務担当者として考えるキャリア面談」

第２班：「人生１００年時代・７０歳雇用延長時代に向けた企業の取り組み」

g.　リーダー会議

人材移動実務研究会の代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容や実務研究会の運営について議論する場として開催した。

(a)　第　１回　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。（書面にて決議）

(b)　第　２回

日　程：１２月　９日

会　場：東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ　＆　Ｃｏｎｆｅｒｅｎｃｅ　Ｒｏｏｍ

会議室「ＲｏｏｍＢ３」

内　容：２０２１年度「東商キャリア人材サポート」の案内資料について

「東商ワークショップ」の会則について

「東商ワークショップ」の班編成、代表・副代表幹事候補について

「東商ワークショップ」の全体会合および「大手企業人事担当者による交流会」の概要ならびに開催スケジュールについて

２０２１年度代表・副代表幹事候補への申し送り事項等について

8)　専門高校と支部役員企業等による交流会

高止まりする高校生の離職率改善に向け、企業と工業高校の地域連携を強化し、産業人材の育成の強化を図るための意見交換会を実施。

日　程　：　３月２６日

会　場　：東京都立練馬工業高校

参加者　：各支部より役員企業２３名、青梅および立川商工会議所会員各１名
都立工業高校の校長等１７名

内　容　：視察会(希望者のみ)

【第一部】高校と企業によるキャリア教育支援等に関する取組み事例の紹介

【第二部】ブロック別討議（城東・城西・城南・城北・多摩ブロックに分かれて意見交換）

9)　会員学校への社会人講師派遣

会員大学や専門学校の学生に対し、経営者が自社の経営哲学や中小企業の魅力等を発信する講演を開催した。

(a) 学　校：日本工学院専門学校

講　師：東京商工会議所　青年部会長　　加　藤　　貴　久

日　程：１２月１４日

テーマ：「未来学２０２０」～輝ける人生は自分次第～

学生数：２２７名（おもに１年生）

形　式：集合

(b) 学　校：駒澤大学

講　師：東京商工会議所　青年部副会長　　井　上　　博　貴
日　程：3月１０日
テーマ：Ｉｍａｇｉｎｅ　ｙｏｕｒ　ｆｕｔｕｒｅ　活躍の場はあなた次第
学生数：２５名(１・２年生)
形　式：オンライン

④　ＩＣＴ推進支援事業

中小・小規模事業者の生産性向上に資するＩＣＴ利活用についての情報提供を、ポータルサイトにより展開した。

1)　ＩＣＴ関連情報発信サイト「東商ＩＣＴスクエア」による情報提供・Ｗｅｂ相談

２０１８年度にリニューアルした中小企業向けＩＣＴ関連情報ポータルサイト「東商ＩＣＴスクエア」では「事業者」・「支援者」・「ＩＴベンダー」を対象とした、セミナー情報やコラム、ＩＴツール導入事例の紹介、お知らせ、Ｗｅｂ上でのＩＣＴ相談（会員対象・無料)、最新のＩＣＴトレンド情報や補助金情報、連携する、ＩＴ支援団単体主催セミナー等の紹介、「ＩＴサービス発見ナビ」など、ＩＴに関連する各種情報提供を行った。

また、「東商ＩＣＴスクエア」と「はじめてＩＴ活用」の２サイトを東商サイト内に統合し3月１０日よりリニューアルオープンをした。

・延べ訪問者数　　５３，１２５件
・閲覧ページ数　　６０，８９６件
・コラム掲載　　２１件
・ＩＣＴ活用事例紹介　　１０件
・お知らせ掲載数　　２件
・Ｗｅｂ相談件数　　５件
・ＩＴサービス発見ナビ登録件数　　１０件
（２０２０年4月1日～２０２１年3月１０日実績）

2)　ザ・ビジネスモール

全国の商工会議所、商工会が共同して運営する企業情報サイト「ザ・ビジネスモール」（ｈｔｔｐ:／／ｗｗｗ．ｂ－ｍａｌｌ．ｎｅ．ｊｐ／）にて、会員企業に向けてインターネットを活用した製品・サービスのＰＲ及び全国の企業との商談機会などを提供している。

登録数（２０２１年3月３１日現在）

登　録　社　数	５，５５２社

⑤　中小企業サイバーセキュリティ対策支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者や担当者のサイバーセキュリティに対する意識向上と対策強化を促すことを目的に、オンラインセミナーの開催ならびに「標的型攻撃」メール訓練を実施した。

1)　オンラインセミナー

a.ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

１０月１６日～３０日（申込者数：７４名）
中小企業経営者が考えるべきｗｉｔｈコロナ時代のサイバーセキュリティ「新常識」
㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　　那　須　慎　二　氏

3月１０日～２６日（申込者数：１５８名）
中小企業が狙われる標的型攻撃の最新実態と対策
㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　　那　須　慎　二　氏

2)　「標的型攻撃」メール訓練の実施

a．実施期間
１２月１０日～１８日

b．訓練方法
東京商工会議所から訓練対象者のメールアドレスに「標的型攻撃メール（訓練用)」を送信。
訓練対象者がメール本文内のＵＲＬをクリックした場合に「開封」としてカウント。

c．訓練対象
東商会員企業（従業員１００名以下）の経営者・従業員（公募）８９社・団体、６５１名
※当訓練は、東日本電信電話株式会社（ＮＴＴ東日本）が提供するサービスを利用。

d. 当訓練全体開封率
２４．０％（送信数６５１件、開封数１５６件）
e. 調査結果
3月１０日にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表。

⑥　健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う「健康経営アドバイザー」を認定する研修を全国で実施した。

1)　健康経営アドバイザー研修（Ｅラーニング）の実施
全国からの受講要望に対応すべく健康経営アドバイザー研修を自宅・勤務先のＰＣやスマートフォン、タブレットで受講できる、Ｅラーニングによる研修教材を制作した。
健康経営アドバイザー認定者数：１５，０１１名

⑦　健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

２０１８年度に健康経営アドバイザーの上級認定として中小企業に対し健康経営の実践方法を指導するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修をリリースした。２０１９年度に第２回および第３回を実施し、２０２０年度として第４回および第５回を実施予定であったが、新型コロナの影響により第４回を中止し第５回のみ実施した。
またコロナ禍である状況を鑑みて第５回よりワークショップの形式を従来の集合形式からＺｏｏｍを使用したオンライン形式へ変更した。受講者にとっても自宅・職場から参加することが可能になり利便性が向上された。

1)　対象者：　健康経営アドバイザー研修実施者及び所定の有資格者または実務経験者
有資格者は社会保険労務士・中小企業診断士・産業医・保健師・看護師・健康運動指導士・管理栄養士の７資格

2)　実施方法
a）知識確認テストの実施（５０問：四肢択一、試験時間９０分）概ね８０点以上合格
b）ワークショップの実施（終了後に効果測定課題のレポート提出）

第４回
※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

第５回
１１月２７日～１２月１３日　　知識確認テスト実施
於：　全国２６０ヶ所のテストセンター
１月　５日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　檜山敦子氏
講師　中小企業診断士　小川亮一氏
講師　社会保険労務士　吉野美奈子氏
１月１６日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　社会保険労務士　山岡洋秋氏
講師　中小企業診断士　中保達夫氏
講師　中小企業診断士　山口　享氏
１月１７日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　社会保険労務士　山岡洋秋氏
講師　社会保険労務士　吉野美奈子氏
講師　中小企業診断士　中村　稔氏
１月２２日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）

於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　中小企業診断士　江　崎　泰　将　氏

１月２３日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　檜　山　敦　子　氏
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏

１月２４日　ワークショップ実施（Ｚｏｏｍ　オンライン形式）
於：ＡＰ浜松町　会議室
講師　中小企業診断士　中　保　達　夫　氏
講師　中小企業診断士　中　村　　稔　氏
講師　中小企業診断士　山　口　　享　氏

【健康経営エキスパートアドバイザー更新研修】

２０１８年度にリリースした「健康経営エキスパートアドバイザー」研修が認定期間の２年間を迎えるにあたり、２０２０年９月に更新研修をリリースした。更新後の認定期間は２年間。対象者は各自の健康経営アドバイザー・エキスパートアドバイザー研修用の「マイページ」にて実施。更新手続きは下記通り。

１．認定期間中にＷＥＢ上の研修講座を３講座以上視聴
２．上記視聴完了者のみ更新研修の申込手続きに進む
３．ＷＥＢ上で更新用のテスト（５０問択一式）を受験し８０点以上で合格

【展示会への出展】

展示会に東京商工会議所のブースを出展し「健康経営アドバイザー研修」について周知・普及を実施。
展示会内容：1)「健康経営アドバイザー研修」についてパネル展示
2)「健康経営アドバイザー研修」プロモーション動画の投影
3)「健康経営アドバイザー研修」Ｅラーニングデモ
4)「健康経営アドバイザー研修」パンフ配布

１２月　１日～２日　データヘルス・予防サービス見本市２０２０
於：大阪国際会議場（グランキューブ大阪）３階イベントホール
（大阪府大阪市北区中之島５丁目３－５１）

⑧ メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関（銀行・信用金庫）との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、２００４年９月１５日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

２０２０年度末時点での提携金融機関数は８である。２０２０年度の会員確認書の発行件数は１９３件、提携金融機関による融資実行は１６６件／５億４０百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では９，７９３件、５７９億７９百万円にのぼっている。

表１　提携金融機関（２０２１年3月３１日現在）

地方銀行（２行）	きらぼし銀行、東日本銀行
信用金庫（６金庫）	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

⑨ 創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けるか、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ２，５００万円（創業前の場合は自己資金の範囲内）までを上限額とする融資保証制度で

ある。

２０２０年度の提携金融機関による融資実行は0件であった（２０２１年3月３１日現在の融資実行ベースの実績)。

表１　提携金融機関

地方銀行（３行）	東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行
信用金庫（７金庫）	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合（４組合）	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合

⑩　創業融資（創業支援特例）

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、２０１５年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業（産業競争力強化法第２条に規定する区市町村が実施する事業）に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後５年未満の者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近１年以内に４回以上、１ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２０年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は９３件であった。

⑪　小口資金融資（経営指導特例）

２００７年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から６ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より０．４％低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

２０１８年度より、本制度の融資限度額が１，２５０万円から２，０００万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を６ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。２０２０年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は１件であった。

⑫　記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

＜２０２０年度実績＞

	代　行		相　談		
	対象者数（対象）	延件数（件）	対象者数（対象）	延件数（件）	非継続相談延件数（件）
記帳代行センター	２７	１０２	４１	７０	５７

⑬　中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として２３区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に3種類の専門家派遣を実施した。

なお、当該事業の実施により、東京都中小企業振興公社の「販路拡大助成事業」や、東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ)」の申込要件の一部を満たすことができる。

1)　経営診断チェック（専門家派遣回数：１回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	３８回（社）
中央支部	３２回（社）
港支部	３７回（社）
新宿支部	２７回（社）
文京支部	２０回（社）

台東支部	２３回（社）
北支部	１９回（社）
荒川支部	１６回（社）
品川支部	２５回（社）
目黒支部	１７回（社）
大田支部	１７回（社）
世田谷支部	１９回（社）
渋谷支部	４８回（社）
中野支部	１５回（社）
杉並支部	２１回（社）
豊島支部	１９回（社）
板橋支部	２７回（社）
練馬支部	１３回（社）
江東支部	１８回（社）
墨田支部	２０回（社）
足立支部	１９回（社）
葛飾支部	１４回（社）
江戸川支部	１９回（社）
本部	１８８回（社）
合計	７１２回（社）

2)　アシストコース（中長期課題解決支援／専門家派遣回数：最大９回）

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数　１４０社　　延派遣回数　９８７回

3)　フォローアップコース（専門家派遣回数：最大５回）

「アシストコース」等の支援を受けて「事業計画」を策定した企業が計画実行にあたり、新たな課題に直面した場合、課題の解決を継続的にサポートした。

支援企業数　　１６社　　延派遣回数　　７７回

4)　コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため１３名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数　６９３社　　延支援回数　１，８２８回

⑭　販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

＜受発注商談会＞

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「２０２０年秋開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　１０月９日
会　　場　東京都立産業貿易センター浜松町館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給）、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・５５社
受注希望企業・・１７９社
エントリー・・・４０１社
商談件数　　５０９件

「２０２０年秋開催ザ・商談！し・ご・と発掘市　全国匠の技展」

出展企業数　４９社
来場者数　５７８名

「２０２１年春開催ザ・商談！し・ご・と発掘市」

開　催　日　３月１２日
会　　場　東京都立産業貿易センター　浜松町館
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事
参加企業数　発注企業・・・・・・６６社
受注希望企業・・・１７５社
エントリー・・・・４０１社
商談件数　　５４６件

「２０２１年春開催ザ・商談！し・ご・と発掘市　全国匠の技展」
出展企業数　３６社
来場者数　　５１５名

⑮　販路拡大支援事業

1)　東京ビジネスチャンスマーケット２０２０

中小企業のビジネスに係る全ての商談ニーズにこたえるべく、業種や商談内容を問わず、全ての企業が参加可能な商談会を実施。普段は接点のない企業同士が商談を行うことで、新しいビジネスチャンスの創出に繋がると思料し開催。

開　催　日　１２月１１日
会　　場　東京商工会議所渋沢ホール
商談テーマ　テーマ問わず、全ての商談テーマに対応
参加企業数　３２３社（エントリー数：６１６社）
商談件数　　５５７件
商談方式　　タイムスケジュールに従う予約商談方式

2)　ビジネスマッチング@ＳＭＴＳ２０２１

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開　催　日　２月１７日～１９日
会　　場　幕張メッセ「スーパーマーケット・トレードショー併設会場」
商談テーマ　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共　　催　（一社）全国スーパーマーケット協会
参加企業数　バイヤー企業・・・・・・６５ブース
サプライヤー企業・・・・１３４社（エントリー２３７社）
商談件数　　３２０件
商談方式　　バイヤーによる指名商談方式

3)　東商バイヤーズミーティング

流通系企業との個別商談会多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全２回開催。

「株式会社東急ハンズとの個別商談会」
開　催　日　７月２９日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　素材・道工具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス＆ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、食品など
企　業　数　サプライヤー企業・・１３社
エントリー・・・・・５２社
商談件数　　１３件

「株式会社そごう・西武へのプレゼン提案会」
開　催　日　３月１６日
会　　場　丸の内二重橋ビル５階会議室
商談テーマ　ファッション・雑貨、食品、体験サービス、ポップアップ出店

企　業　数　サプライヤー企業・・８社
　　エントリー・・・・・５８社
商談件数　　８件

4)　緊急！！ものづくり受発注商談会
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受注案件の減少により影響を受ける受注企業を支援すべく、従来の発注主導の商談会ではなく、受注企業の商談希望を優先的に受付る商談会を実施。
開　催　日　８月２６日
会　　場　東京商工会議所渋沢ホール
商談テーマ　金属製品、機械器具、関連業種（加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工等
参加企業数　発注企業・・・・・・１６社
　　受注企業・・・６８社
商談件数　　１１８件
商談方式　　事前マッチング制、受注企業の商談申込を優先的に受付

5)　メーカー自由提案型商談会～食品製造業売り込み商談会～
新型コロナウィルス関連により経済的に打撃を受けている食品を取り扱う企業の販路回復を応援するため、通常の商談会とは異なる、サプライヤーがバイヤーに売り込みをかける形式の商談会を開催。
開　催　日　９月１１日
会　　場　東京商工会議所渋沢ホール
商談テーマ　「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
参加企業数　バイヤー企業・・・・・・１７社
　　サプライヤー企業・・・・８０社
商談件数　　２５７件
商談方式　　バイヤーがブースを構え、サプライヤーが売り込みをかけるサプライヤー提案型形式

6)　東商×名商　主催　新春オンライン商談・情報交換会
ウィズコロナ時代に対応していくための新たなパートナー発掘探しのため、名古屋商工会議所会員企業との情報交換の機会を提供するオンライン形式の商談会・情報交換会を実施した。

開　催　日　１月１４日
企　業　数　東京５２社、名古屋５６社
商談件数　　１０３件

7)　飲食店応援緊急掲示板
新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている飲食店を支援するため、店舗をＰＲするＷＥＢサイト。感染拡大防止の対策を実施している飲食店の「テイクアウト」「デリバリー」の情報を掲載。
開　設　日　２０２０年４月３日
掲載内容　　飲食店（東商会員企業）店舗詳細、「感染防止対策」、「テイクアウト・デリバリーの可否」等
掲載件数　　８８件

8)　ｔｏｓｈｏ　ｆｏｏｄ　ｐａｒｋ
「飲食店応援緊急掲示板」を、感染症対策への取り組み項目をより分かりやすく表記することで、安心して楽しめる飲食店を紹介するサイトとしてリニューアル。またＳＮＳや決済方法等、より詳細な情報の掲載が可能。
開　設　日　２０２０年１１月２日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｔｏｓｈｏ－ｆｏｏｄ－ｐａｒｋ．ｏｒｇ／
掲載内容　　飲食店（東商会員企業）店舗詳細、「感染症対策情報」、「店内飲食・テイクアウト・デリバリーの可否」、「営業時間」、「ウェブサイト・ＳＮＳ表記」「決済情報」等
掲載件数　　８９件
閲 覧 数　　１４，６２１件（3月末時点）

9)　医療・衛生資材情報掲示板
新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不足する医療・衛生資材に関する情報を医療関係者に届ける

ため、医療・衛生資材を販売・製造可能な事業者の情報を掲載するＷＥＢサイト。
開　設　日　２０２０年５月１４日
Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｃｏｖｉｄ－１９／ｍｅｄｉｃａｌ＿ｍａｔｅｒｉａｌ／
掲載内容　サージカルマスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド等不足している医療衛生資材を販売・製造可能な事業者等
掲載件数　５３件

⑯ 創業支援機関との連携事業

1)　創業塾

２０１０年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、２０１１年度より㈱日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として開催している。
※本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2)　都内公的創業支援機関との連携

都内の公的創業支援機関である東京信用保証協会、㈱日本政策金融公庫及び東京商工会議所で、相互の事業連携を図ることを目的に、創業フォーラムにて３機関の創業支援事業のＰＲを行っている。
※本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑰ 東商社長ネット

○開　　設　２０１４年１２月１日
○Ｕ　Ｒ　Ｌ　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｋｙｏ－ｃｃｉ．ｏｒ．ｊｐ／ｓｈａｃｈｏｎｅｔ／
○内　　容　会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。掲載無料。
○アクセス数　３４３，５４４ＰＶ（２０２０年度）
○登録企業数　１，１７３社（２０２１年３月末日）

⑱ プレスリリース支援

共同通信ＰＲワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。
プレスリリース配信
新規入会（登録）５５社　　配信数　２７３本

⑲ 会員企業向けセミナー・講座

1)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】ウィズ・コロナ時代の「危機管理広報セミナー」
開　催　日　　９月　７日～１０月　７日配信
講　　師　神戸大学大学院　経営学科研究科　教授　栗　木　　契　氏
株式会社井之上パブリックリレーションズ　社長兼ＣＯＯ　鈴　木　孝　徳　氏
アカウントサービス本部 コンサルティング１部　シニアアカウントエグゼクティブ　関　口　敏　之　氏
新建新聞社　常務取締役／リスク対策．ｃｏｍ　編集長　中　澤　幸　介　氏
参加者数　１０６社　１０９名

2)【オンラインセミナー（ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信)】広報初心者が知っておきたい！
プレスリリースの基本とメディアの視点
開　催　日　　１０月２９日～１１月１２日配信
講　　師　㈱共同通信ＰＲワイヤー　営業部　営業企画課　課長　西　林　祐　美　氏
参加者数　２２５社　２３９名

3)【対面／オンライン（Ｚｏｏｍ）選択可】プレスリリースレベルアップ相談窓口
開　催　日　　１２月１８日　※３０分１コマの入れ替え制
講　　師　㈱楠田事務所　代表取締役　楠　田　和　男　氏
参加者数　対面２社　２名　　Ｚｏｏｍ４社　５名

⑳ 東商トク割便

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。

契約数　３１社　　利用通数　　５７，１６０通

㉑ 中堅・中小企業のためのＩＳＯ認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1） 概要

コンサルティングによるＩＳＯ９００１（品質）・ＩＳＯ１４００１（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2）実施利用企業数

・ＩＳＯ９００１（品質）	取得支援サービス	１社	
・ＩＳＯ９００１・１４００１	統合版取得支援サービス	１社	計２社

(18) 会員優待サービス

① チェンバーズカード

1） カード会員

	事業所カード		個人カード		合　計
	一　般	ゴールド	一　般	ゴールド	
口　座	６６２	５６９	５８	１６	１，３０５
枚	９５４	８５３	６９	２７	１，９０３

2） 優待協力店（当所にて直接開拓した分）

６８社（件）

(19) 福利厚生支援事業

① 共　済

1） 各共済制度実績

a. 生命共済制度

- 加入事業所　２，８２３事業所
- 加入人員　１９，６１１人
- 加入口数　１２２，４９５口
- 保険金・給付金支払状況（２０１９年１２月　１日～２０２０年１１月３０日）

＊死亡保険金（高度障害を含む）	４４件	３０４，０００，０００円
＊災害保険金	０件	０円
＊障害給付金	２件	３，８００，０００円
＊入院給付金	３７件	８，４００，０００円

- 配当金還元率　３２．５４％（２０１９年１２月　１日～２０２０年１１月３０日）

b. 特定退職金共済制度

- 加入事業所　２，４４０事業所
- 加入人員　３９，０１３人
- 加入口数　３６６，４５５口
- 給付金支払状況

＊退職年金	０人	０円
＊退職一時金	３，１６４人	３，３０６，４３２，２５１円
＊遺族一時金	３６人	６６，１１９，２２３円
＊解約手当金	６０人	６０，６３８，２３８円

c. 経営者年金共済制度

- 加入事業所　３６９事業所
- 加入人員　５９９人

・　加入口数　３，３９４口
・　給付金支払状況
　＊退職年金　１人　６１５，９４８円
　＊退職一時金　６０人　８３３，５９９，４９４円
　＊遺族一時金　０人　０円

d.　大型保障プラン
・　加入事業所　４６５事業所
・　加入人員　６６７人
　大樹生命保険　１９事業所　３８人
　アクサ生命保険　４４６事業所　６２９人

e.　がん保険共済制度
・　加入事業所　３４７事業所
・　加入人員　６０８人

f.　マイライフ年金共済制度
・　加入人員　１，２２２人
・　加入口数　１８，２１１口　(内一時払)　６，３７６口
・　給付金支払状況
　＊脱退年金　２６１人　１３３，２８９，９１９円
　＊脱退一時金　６２人　２５６，４０８，６２３円
　＊遺族一時金　４人　１９，６４４，６９４円

g.　労災上乗せ共済制度
・　加入事業所　８７１事業所

h.　ＰＬ保険制度
・　加入事業所　１，１９７事業所

i.　所得補償共済制度
・　加入事業所　３６３事業所
・　加入者数　２，１５７人

j.　個人情報漏えい共済制度
・　加入事業所　３９５事業所

k.　医療共済
・　加入者数　１，７７７人

l.　東商 確定拠出年金
・　成約件数　０件

m.　業務災害補償共済制度
・　加入事業所　４，３４３事業所

n.　ビジネス総合共済制度
・　加入事業所　３，５５４事業所

o.　団体長期所得補償共済制度
・　加入事業所　８９事業所

2)　セミナーの開催

a.　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
法施行直前！　企業が行うべきハラスメント対策の最終チェックセミナー
会員事業所向けに、各種ハラスメントの防止を義務付ける法律施行に向けた対策についての情報提供と労災上乗せ共済制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを企画した。
○開催日　２０２０年　４月２８日
○講　師　三井住友海上火災保険㈱　営業推進部　法人開発室
課長　齋藤英樹氏
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ１・２」

b.　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
『ＰＬ（製造物責任）対策』セミナー
会員事業所向けに、ＰＬ事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供とＰＬ保険制度のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを企画した。
○開催日　２０２０年　５月１３日

○講　師　ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱　リスクマネジメント第三部　製品安全グループ
コンサルタント　　鶴　田　　彬　氏
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ１・２」

c.　３大ハラスメント防止セミナー
会員事業所向けに、ハラスメントの現況やリスクマネジメントについて説明し、併せて業務災害補償共済のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。
○開催日　２０２０年　９月１５日（３９名）・１０月　１日（３９名）
○講　師　東京海上日動火災保険㈱
本店広域法人部部長　兼　営業開発部参与　　横　山　昌　彦　氏
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ１・２」

d.　【オンラインセミナーＹｏｕＴｕｂｅ配信】製品事故・不祥事発生！　危機対応の備えはありますか？
会員事業所向けに、事業に関するリスクについて幅広く説明し、併せてリスクに備えるビジネス総合共済のＰＲ、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。
○開催日　２０２１年　３月２２日～　４月　２日（申込者数６７名）
○講　師　ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社 危機管理コンサルティング部 危機管理・食品グループ
グループリーダー　　古　宇　朗　人　氏

3)　生保推進会議の開催

a.　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
第１回推進会議
○開催日　２０２０年　４月　８日　（１５名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３」
○内　容　共済制度実績について
新年度共済制度推進について
その他

b.　第２回推進会議
○開催日　２０２０年１２月　９日　（１２名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ４」
○内　容　共済制度年間実績状況について
新年度推進について
その他連絡事項

4)　損保会議の開催

a.　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
第１回営業担当者会議
○開催日　２０２０年　４月２１日
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ３」
○内　容　損保共済制度中間実績報告について
団体ＰＬ保険の新規・更改募集について
２０２０年度共済制度推進について
その他

b.　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
第１回事務担当者会議
○開催日　２０２０年　５月１８日
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＢ３」
○内　容　全制度募集時の注意点について
団体ＰＬ保険制度事務手続きについて
その他　意見交換等

c. 第２回営業担当者会議
○開催日　２０２０年　9月１８日　（１４名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４」
○内　容　損保共済制度中間実績報告について
各社の営業推進状況について
共済センターからの報告・連絡等

d. 第１回推進会議
○開催日　２０２０年１２月１８日　（１４名）
○会　場　東京商工会議所５階　Ｈａｌｌ＆ＣｏｎｆｅｒｅｎｃｅＲｏｏｍ
会議室「ＲｏｏｍＡ３・４」
○内　容　２０２０年度実績報告について
次年度の募集について
共済センターからの報告・連絡等

e. 第２回事務担当者会議
○開催日　２０２０年１２月２２日　（１９名）
○会　場　オンラインによる開催
○内　容　所得補償共済・労災上乗せ共済　新規・更改における事務手続き
その他　意見交換等

5)　表彰の実施

a. 共済制度年間功労者表彰
生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。
○表彰対象数　個人表彰　６３名　生命共済制度　３２名
特定退職金共済制度　２３名
純新規事業所開拓　８名
会社表彰　７社　生命共済制度　３社　日本生命保険相互会社
アクサ生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
特定退職金共済制度　４社　日本生命保険相互会社
アクサ生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
住友生命保険相互会社

b. 損保共済制度年間表彰
損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。
○受賞代理店数　１２２代理店（内、件数部門、保険料部門重複受賞　３４代理店）
件数部門：７８代理店
保険料部門：７８代理店

② ＣＬＵＢ　ＣＣＩ

ＣＬＵＢ　ＣＣＩというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生代行サービスを提供している。

1)　加入状況

	バフェプラン		バフェプランＬｉｔｅ		えらべる倶楽部	
	加入事業所数	登録会員数	加入事業所数	登録会員数	加入事業所数	登録会員数
東京商工会議所	７５９社	１６，２３１人	１５３社	３，４６２人	７９社	１，７３４人
連携商工会議所	２１２社	２，３７０人	２５社	２３１人	５社	４２人
合計	９７１社	１８，６０１人	１７８社	３，６９３人	８４社	１，７７６人

2)　連携商工会議所（１６ヵ所）
千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、水戸、習志野、北大阪、北九州、青梅、和泉、八千代、海老名、草加、安城

3)　入会キャンペーンの実施
○実施期間　　２０２０年9月１日～２０２１年3月１２日
期間中の入会申込者（５９社・５８９人）

4) バフェプラン、バフェプランＬｉｔｅにおけるＦＡＸ速報をメール配信に移行
お勧めサービスを案内するＦＡＸ速報を加入者個人へのメール配信に移行。利便性を向上させた。

③　健康管理サービス

1)　郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	７４
前立腺がん検査	１７
胃がんリスク層別化検査	２２
ピロリ菌抗体検査	５
ペプシノゲン検査	３
子宮頸がん予防検査	１７
高リスクＨＰＶ検査	０
かんたん健診	１８
合計	１５６

2)　雇入時・定期健診　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
a.　受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	０
定期健診	０
略式定期健診	０
合計	０

b.　健診会場
東京商工会議所

3)　生活習慣病健診
a.　受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病＋定期健康診断	５６２
定期健康診断	２０１
胃がん予防健診	１６５
前立腺がん予防健診	１００
肝炎ウィルス検査	９６
卵巣がん検査	８２
合計	１，２０６

b.　健診会場　　（７ヶ所）
台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、大田区産業プラザ、丸の内二重橋ビル、北沢タウンホール

4)　腹部超音波・胃部Ｘ線健診

a.　受診者数

検　査　種　類	受　診　件　数
A　腹 部 超 音 波	１７５
B　A＋胃部レントゲン検査	１２８
C　乳腺超音波＋ＣＡ１２５検査	９１
前立腺検査	６４
肝炎ウィルス検査	２５
合　　計	４８３

b.　健診会場　　（６ヶ所）
台東区民会館、高齢者保健福祉支援センター、屋外広告ディスプレイ健保会館、すみだ産業会館、大田区産業プラザ、北沢タウンホール

5)　一般健診　　受診者数　　８５９名

6)　婦人科健診　　受診者数　　３７名

7)　人間ドック　　受診者数　　２７４名

8)　脳ドック　　受診者数　　１名

9)　生活習慣病健診　　受診者数　　８名

10)　ＰＥＴ－ＣＴ　　受診者数　　０名

11)　ストレスチェック制度　　受診者数　　５０２名

(20) 受託・協力事業

①　東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、２０１４年１月２０日より現根拠法に変更）」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、２００３年３月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

1）会議

全体会議　　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催

議　題　　1）再生支援業務部門における２０１９年度活動実績及び２０２０年度活動方針（案）について

2）事業引継ぎ支援センターにおける２０１９年度活動実績及び２０２０年度活動方針（案）について

2）相談実績

	２０２０年度	設立時からの累計（２００３．３～）
相談企業数	５４４社	４，６９８社
再生計画策定支援完了件数	１６２件	９８１件

3）相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」

１０月１９日・２８日

相談会参加社数　　１２社
２月１６日・２２日
相談会参加社数　　１８社

4）事業再生セミナー
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

② 東京都経営改善支援センター

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、２０１３年2月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。２０１７年5月より早期経営改善計画策定支援事業を開始した。

1）申請実績

	２０２０年度	２０２０年度（早期）	設立時からの累計（２０１３．２～）
利用申請受付	５４件	９９件	２，３６０件
支払申請受付	５４件	８３件	１，５１７件
モニタリング実施回数	３２９回	１０４回	３，０８７回

③ 東京都事業引継ぎ支援センター

後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（２０１４年1月２０日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター」を東京商工会議所に設置した。２０１１年１０月３日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。

1）相談実績

	２０２０年度	設立時からの累計（２０１１．１０～）
相談企業数	８５１社	６，５３９社
事業引継ぎ支援完了件数	８９．５件	３９６（３９５．５）件

※支援完了件数の（　）カッコ内は全国本部の相談対応状況実績（全国センター間マッチングで成約した場合、成約件数１件は譲渡企業紹介センター０．５件、譲受企業紹介センター０．５件となる）

④ 容器包装リサイクル申請関係事業

1） 概　　要

東京商工会議所では、１９９９年１１月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

２０２０年度におけるリサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

2） 東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況
再商品化委託申込事業者数　　２，８７４件

⑤ 制度改正に伴う専門家派遣等事業

1） 概　要

働き方改革関連法などの労働法制、消費税率の引上げに伴う価格転嫁対策や消費税軽減税率制度および適格請求書等保存方式（インボイス）などの税制度、民法改正等の制度変更の円滑な対応に向けて、講習会の開催や相談窓口の設置、専門家の派遣、パンフレット等による周知等を行い、諸制度改正に伴い対応が必要

となる小規模事業者・中小企業者等の事業活動の支援、円滑に対応できるよう支援することを目的とし、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、制度改正に伴う専門家派遣等事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

労働法制、税制度、民法等の制度改正等による諸課題への対応や生産性向上支援として、経営指導員による巡回等において制度改正内容等の周知や指導、専門家による窓口相談での経営計画策定支援等、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導を実施し、中小・小規模事業者への諸制度改正の周知や支援を行った。

a. パンフレット

・労働法制に関する案内チラシ	２，６００部

b. 啓発用ツール

・啓発用デスクメモ	５，０００部
・啓発用ボールペン	５，０００本
・啓発用クリアファイル	５，０００部

c. 広報

・Ｇｏｏｇｌｅバナー広告（２種）	表示回数約２，１７４万件
	（実施期間　１０月２６日～　１２月２８日）

3)　指導など件数の実施件数

中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催	１９回／４１２人
巡回・窓口指導	５，１０１件
巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等）	５，５２２件
専門家派遣（消費税エキスパート）	１４回
窓口専門相談	９，５０５回

4)　設備投資に係る税制措置への対応

卸売業・小売業・サービス業の方で新しく設備導入される場合、３０％の特別償却か、７％の税額控除を受けることが出来る「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を活用する場合は、商工会議所等の指導助言を受け「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」を添付する必要があり、東商本部相談センターならびに２３支部において対応を行った。書類発行件数は７件（※１２月末時点）であった。

⑥　新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業

1)　概　要

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うために、相談員を設置し、窓口での相談対応や相談会の開催、企業訪問等を実施することにより必要な支援を中小企業・小規模事業者に届け、雇用の維持と事業の継続が可能となるように支援するため、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し、窓口相談のほか、電話やメールによる相談等による指導の体制を整えた。専門家による相談会や窓口相談を実施し、経営計画策定の支援や各種申請のサポートを行った。

3)　指導など件数の実施件数

巡回・窓口指導	１４，３８９件
窓口専門相談	３，１０６回

4)　相談会　２回

a.　経営相談会　於：世界貿易センタービル
　　９月１８日～１０月２日（１１２件）

b.　固定資産税・都市計画税の減免確認相談会　於：ハイアットリージェンシー東京
　　１月１８日～２９日（２４６件）

⑦　電子認証サービス

1)　概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、㈱帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ㈱が発行する３

タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

2)　サービス件数

サービス名	㈱帝国データバンク	セコムトラストシステムズ㈱	
	TDB TypeA	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申　込　件　数	１８３件	７８件	５８件

⑧　汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概　要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

項目 / 委託区域	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田	92	92	91
中央	40	40	38
港	60	60	60
新宿	33	33	32
文京	25	25	23
台東	12	12	10
北	26	26	26
荒川	4	4	4
品川	26	26	25
目黒	16	16	16
大田	30	30	30
渋谷	25	25	24
豊島	11	11	11
板橋	27	27	26
江東	29	29	27
墨田	12	12	12
足立	18	18	18
葛飾	13	13	12
江戸川	11	11	10
その他の地域	510	510	293
合計	804	804	788

汚染負荷量賦課金申告受付期間　　２０２０年４月１日から５月１５日

２０２０年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会　　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため開催中止

⑨　経営革新計画点検業務委託事業

1)　目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを行うことを目的に、２００８年１１月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口に配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2)　相談実績（２０２０年４月～２０２１年３月）

経営革新計画承認件数	２６７社
窓口における相談・指導	２４１回
メール・電話による相談・指導	４９０回

⑩　中小企業活力向上プロジェクトネクスト実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクト」（２０１６年度～２０１８年度）の後継事業として２０１９年度より開始した。東京都産業労働局、（公財）東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、（一社）東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内６機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1)　会議等の開催

a.　実行委員会

【第１回】　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、書面開催
○ 日　時　　３月２５日
○ 議　事　　①２０１９年度事業報告及び収支決算について（案）
②２０２０年度事業計画及び収支予算について（案）

b.　幹事会

【第１回】　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、書面開催
○ 日　時　　７月２２日
○ 説　明　　①中小企業活力向上プロジェクトネクストについて
②幹事会について
③事業計画・収支予算について
○ 議　事　　事業の進捗状況について
○ 報　告　　支援事例の紹介について

【第２回】　※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、書面開催
○ 日　時　　２月１７日
○ 説　明　　事業の実施状況について
○ 議　事　　① 今後の予定について
② ２０２１年度事業計画（案）について

c.　担当者連絡会

【第１回】　○ 日　時　　１１月１２日　１５時３０分から１７時００分まで
○ 場　所　　東京商工会議所　会議室Ｂ１・２
○ 説　明　　①中小企業活力向上事業 執行状況（９月末日まで）について
②プロジェクトの進捗について
③利用企業へのアンケート実施について
④支援事例集の作成について
○ 意見交換　各団体の最新動向・支援事例紹介

2)　診断・支援ツール

a.　オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的にＰＣ・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全３回完結のセミナーを５本公開した。

b.　公式ホームページの改修・セキュリティ対策

支援者の利便性の向上に向けた支援者向けサイトの改善の他、一般向けサイトのコンテンツの充実化、ＡＩ機能関連の実装検証などをおこなった。主な変更点は、①説明会動画等の紹介ページ、ハンドブック等の電子書籍のダウンロードページの追加、②登録診断士検索の項目調整、診断事例の充実化、③外部ＡＰＩとリンクさせた対話式検索の返答内容の充実化等。

また、外部機関によるネットワーク脆弱性診断、Ｗｅｂアプリケーション脆弱性診断を行い、適切に対処した。

c.　専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、

専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計２４本のコラムを配信した。

3)　企業経営者向けセミナー

年間計５回のセミナーを下記のとおり開催した。

８月２４日（　７８名）～優秀な人が入りたい・活躍できる・辞めない～『成果を出す組織』を創る技術
(一社)日本チームビルディング協会 代表理事　　斉　藤　秀　樹　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

１１月１３日（　３３名）「～倒産寸前の煎餅工場を１年で黒字化！～センベイブラザーズのブランド戦略」
有限会社笠原製菓 代表取締役　　笠　原　健　徳　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

１２月１１日（　８０名）「～ＷＩＴＨコロナの時代に身に付けたい～オンラインにおける『伝える力』」
Ｅ－ＣｏｍＷｏｒｋｓ株式会社　代表取締役　　山　本　衣奈子　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

２月１６日（　５２名）「～Ｗｉｔｈコロナ時代の集客・売上回復に欠かせない～
Ｗｅｂ・ＳＮＳ・動画を活用した顧客獲得戦略」
㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏
会場：Ｚｏｏｍライブ配信

4)　支援者向け説明会

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、事前に収録した動画をオンラインにて公開する方法にて執り行った。

a.　都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明を行った。
５月上旬より公開　２３区（東商）経営指導員
５月下旬より公開　多摩地区経営指導員

b.　登録中小企業診断士を対象に、「事業概要、事務手続き、診断報告書の記載方法の説明等を行った。
５月下旬より公開　登録中小企業診断士

5)　広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、ＰＲチラシの作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をＰＲする支援イメージ動画を制作し、公式ホームページでの配信やＷＥＢ広告にて配信。今年度からは、日本経済新聞電子版上に取材記事広告を掲載した。経営者層をターゲットとして、スマートフォンアプリを中心としたメディアを通して、認知拡大を図った。

6)　２０２０年度　支援事例集の制作

当事業の成果を普及するため、利用企業アンケート調査結果の分析及び支援事例紹介から成る「支援事例集」を制作した。

7)　年次報告会の開催

a.　内容
各種ＰＲツールの紹介、経営診断・アシストコース・フォローアップコース利用企業へのアンケート調査結果の報告、アシストコース利用企業の講演（１社）、企業支援事例の発表（２社）

b.　開催日／場所
３月８日　Ｚｏｏｍライブ配信

⑪　小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

1)　目的及び内容

中小企業庁は、２０１３年度補正予算分（２０１４年実施）から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則５０万円を上限に補助金（補助率３分の２）を交付している。

東京商工会議所では、事業発足当初から、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している日本商工会議所より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、２３支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うと

ともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が６０歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を乗り越えるため、具体的な対策に取り組む事業者向けに補助上限等を引き上げた「コロナ特別対応型」が創設された。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する取組に対する補助、特例事業者への補助上限の引き上げが追加された。

そのほか、令和元年１０月に発生した令和元年台風第１９号、第２０号及び第２１号の暴風雨による災害による激甚災害地域（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）において、被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、事業再建に向けた取組に要する経費の一部を補助する「被災小規模事業者再建事業費補助金」(持続化補助金台風１９号、第２０号及び第２１号型)が創設された。東京商工会議所にて、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行った。

2)　「事業支援計画書」・「支援機関確認書」発行実績

①令和元年度補正予算

第２回（公募期間：２０２０年　４月　１日～２０２０年　６月　５日）

第３回（公募期間：２０２０年　６月　６日～２０２０年１０月　２日）

第４回（公募期間：２０２０年１０月　３日～２０２１年　２月　５日）

②令和元年度　被災小規模事業者再建事業　持続化補助金台風１９号、第２０号及び第２１号型

第１回（公募期間：２０２０年　４月　６日～２０２０年　５月１５日）

第２回（公募期間：２０２０年　５月１６日～２０２０年　７月１０日）

③令和２年度補正予算　コロナ特別対応型

第１回（公募期間：２０２０年　５月　１日～２０２０年　５月１５日）

第２回（公募期間：２０２０年　５月１６日～２０２０年　６月　５日）

第３回（公募期間：２０２０年　６月　６日～２０２０年　８月　７日）

第４回（公募期間：２０２０年　８月　８日～２０２０年１０月　２日）

第５回（公募期間：２０２０年１０月　３日～２０２０年１２月１０日）

	令和元年度補正予算			令和元年度　被災小規模事業者再建事業　台風１９号、第２０号及び第２１号型		令和２年度補正予算　コロナ特別対応型				
	第２回	第３回	第４回	第１回	第２回	第１回	第２回	第３回	第４回	第５回
千代田	104	52	63	2	2	70	209	16	1	1
中央	117	51	89	8	3	54	244	58	19	11
港	165	74	108	18	18	104	456	129	16	20
新宿	62	48	78	12	4	29	171	132	56	59
文京	40	25	34	0	3	15	77	7	9	2
台東	61	39	41	7	3	32	98	16	7	1
北	25	16	25	0	0	25	57	9	10	4
荒川	28	12	24	1	0	12	43	17	6	10
品川	50	32	63	3	4	63	100	32	18	57
目黒	79	37	61	4	1	41	178	132	76	44
大田	30	30	52	4	6	25	89	40	27	9
世田谷	78	58	107	8	7	61	95	30	26	15

渋谷	181	100	162	12	10	150	461	119	108	30
中野	38	32	13	3	3	37	90	15	15	3
杉並	49	37	55	1	1	26	107	11	2	4
豊島	67	35	52	6	2	47	117	68	19	15
板橋	38	28	45	9	2	22	95	40	15	7
練馬	35	26	47	4	3	34	91	46	10	9
江東	35	35	46	9	2	36	79	39	21	12
墨田	39	24	40	0	1	22	83	21	7	4
足立	45	18	17	1	1	20	68	29	16	6
葛飾	22	17	31	4	3	5	30	7	2	11
江戸川	50	18	24	5	6	16	48	31	17	12
本部	490	204	502	2	0	389	1177	299	144	132
合計	1,928	1,048	1779	123	85	1,335	4,263	1,343	647	478

⑫　認定経営革新等支援機関業務

1)　目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から平成２８年７月２５日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。２０１９年７月１日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要となる書面等は、申請書・事業計画等を確認のうえで会員に対し発行する手続きを開始した。

2)　発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」　５３件（昨年９７件）

②「事業承継補助金に関する確認書」　３件（昨年１２件）

⑬　職域における感染症対策普及促進事業

1)　目的及び内容

新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。また、２０１２年から２０１３年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。

本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、３コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。また、コースⅠとコースⅡについて、新型コロナウイルスに対応した改訂を行った。

	コース名	サポート内容	達成基準
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の８割以上が教材受講
コースⅡ	感染症ＢＣＰ（業務継続計画）の作成	ＢＣＰのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのＢＣＰ作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の９割以上

2)　活動実績

a.　新型コロナウイルスに対応した教材に改訂

	改訂内容
コースⅠ	設問・解説を新たに５問追加（全５７問）し、従業者が新型コロナウイルスに関する知識を学べるようにリニューアル。
コースⅡ	新型コロナウイルスに対応したより実用的なフォーマットにリニューアル。 ・感染症発生段階に応じた企業の取組強化の内容を拡充。 ・流行状況や対策ガイドライン・チェックシート等、企業の情報収集先に関する資料等を追加。

b.　事業説明会

オンライン形式にて開催。

申込者数合計　５３３名

第１回　「職場における感染症対策　～新型コロナウイルスを中心に～」
東京医科大学院　渡航者医療センター　濱　田　篤　郎　氏

第２回　「職場・職域における感染症対策　～新型コロナウイルス感染症を中心に～」
日比谷クリニック　副院長　加　藤　哲　朗　氏

第３回　「職場における感染症対策と新型コロナウイルス感染症」
東京慈恵会医科大学　感染制御課　堀　野　哲　也　氏

第４回　「感染症　企業に求められる対応」
株式会社レスキューナウ危機管理研究所　市　川　啓　一　氏

c.　感染症ＢＣＰ作成支援

(a)ＢＣＰ作成オリエンテーション

オンラインセミナー（ライブ動画配信形式）にて開催。

８月２３日（　４名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

９月　３日（　８名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

９月　７日（　６名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

１０月３０日（　１８名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

１１月　５日（　１３名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

１２月１０日（　５名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

１月１９日（　１０名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

２月１６日（　９名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

３月２５日（　１０名）　内容　「感染症ＢＣＰ作成方法および事例紹介」
中小企業診断士　小　川　亮　一　氏

(b)ＢＣＰ作成解説動画の制作

コロナ禍で本事業コースⅡ（ＢＣＰ作成コース）の申込企業が増える中、ＢＣＰ作成オリエンテーションのほかにも継続的な支援を図るため、ＢＣＰ作成解説動画を制作の上、申込企業への配信を行った。

d.　事業ＰＲ動画の制作

コロナ禍における新しいＰＲツールとして、事業説明を兼ねたＰＲ動画制作を行いホームページ等に掲出した。

e.　申し込み及び達成企業・事業所数

	コースⅠ 従業員研修	コースⅡ ＢＣＰ作成	コースⅢ 風しん対策	合 計（※）	
				延べ数	実数
申込事業所数	２４３	２０９	６０	５１４	２８３
達成事業所数	９８	３６	３	１４７	１０７

※　延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑭　東京都職域健康促進サポート事業

1)　目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

専門家派遣では、１０４社延べ４４７回の派遣を行い、健康経営への取り組みを支援した。

2)　活動実績

a.　情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループおよび㈱きらぼし銀行、あいおいニッセイ同和損保㈱、アデコ㈱、明治安田生命保険相互会社、第一生命保険㈱、大塚製薬㈱と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b.　専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、１０４社延べ４４７回の支援を行なった。

c.　健康経営セミナー

１１月２５日　「職場で始める！感染症対策セミナー」
共催：あいおいニッセイ同和損害保険㈱
講師　中小企業診断士　小 川 亮 一 氏
於：あいおいニッセイ同和損保新宿ビル　地下１階ホール

１２月　２日　「職場で始める！感染症対策セミナー」
共催：あいおいニッセイ同和損害保険㈱
講師　中小企業診断士　小 川 亮 一 氏
於：あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル３階セミナールーム

１２月　９日　「来年こそは健康経営！健康経営・メンタルＷＥＢセミナー
～Ｗｉｔｈコロナ時代に必要な健康経営とメンタルケア～」
共催：アデコ㈱・アクサ生命保険㈱
講師　アデコ㈱　ＥＡＰＳｏｌｕｔｉｏｎ部　谷　大 助 氏
アクサ生命保険㈱　ＭＣＰＶ推進部　野 村 陽 介 氏
東京商工会議所　ビジネス交流部　高 野 恵 司

⑮　地域連携型商談機会創出事業

1)　概要

地域連携型商談機会創出事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関して、まず、都内食品流通企業の購買担当者が沖縄県内食品企業と商談を行う「めんそーれ！おいしいＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ 食の大商談会」を開催。①沖縄県内の食品製造業者による展示試食会、②東京都内食品バイヤーと、県内食品製造業者との商談会、及び③県内食品製造工場の視察を実施した。

次に、愛知県名古屋市で開催を予定していた展示会「メッセナゴヤ２０２０」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常開催からオンライン方式へと開催方法が変更されたため、都内ものづくり企業はオンラインＷＥＢページへの出展を展開した。

最後に、大阪府大阪市地域において「大阪・東京ものづくり加工商談会」を展開。東京都のものづくり企業と大阪地域のものづくり企業の商談・交流の場を創出する販路拡大支援事業を実施した。
加えて、２０２１年度以降の事業実施を見据え、展示商談会の準備を進めた。

2)　地域連携商談・展示会事業

a.　沖縄県における商談機会創出の取り組み

一年を通じて暖かい気候の沖縄は豊かで独自の自然環境をベースに、豊富な南国の農作物に恵まれ、魅力的な地域産品を多く有していることから、常に消費者からのニーズが高い地域である。しかし首都圏と物理的に距離があることから、大手資本の商品等を除きまだ世に出回っていない商品が多数存在する。そのため、より多くの現地事業者とのビジネスチャンスの創出が期待できることから、都内食品バイヤーが沖縄県を訪問し、現地で食品製造事業者との販路拡大支援事業を実施。具体的には、①沖縄県に所在する食品製造業者による展示試食会、及び②都内食品バイヤーが買い手となり、沖縄県内の食品製造業者が売り手となる商談会、さらに③沖縄県内食品製造工場の視察を開催した。

＜めんそーれ！おいしいＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ 食の大商談会　概要＞

主　　催：東京商工会議所、東京都、那覇商工会議所
会　　期：１０月１日～２日（２日間）
会　　場：那覇市民体育館（沖縄県那覇市識名１２２７）

(a)展示試食ブース概要

会　　場：那覇市民体育館　メインアリーナ
小間仕様：３．６㎡（間口１．８m　奥行１．８m）
出展者数：５９社
制　作　物：出展企業商品ガイドブックを計２０００部配布
○出展者説明会（動画配信）　８月５日撮影　於：東京商工会議所会議室
※新型コロナウイルスの影響により、動画配信に変更

(b) めんそーれ！おいしいＯＫＩＮＡＷＡ×ＴＯＫＹＯ 食の大商談会

会　　場：那覇市民体育館
参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・・・３１社　　５３名
　　３県内食品製造業者　・・・・・・５９社　１３０名
商談件数：２１７件
商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

(c) 視察会

開 催 日：１０月２日（３０社　５２名）
視 察 先：株式会社瑞泉酒造

b.　愛知県名古屋市における商談機会創出の取り組み

名古屋市を含む中京地域は、自動車、航空機等の「輸送用機械産業」を中心とした機械メーカーが多数所在しており、部品等の関連産業も含め、日本のものづくりを大きく支える重要な役割を担っている。最近では次世代自動車や光電子技術など高度な産業の開発が行われていることから、今後ますます工場の進出や産業の集積が期待されている地域である。

都内ものづくり企業と中京地域のものづくり企業との事業連携、ビジネスチャンス拡大を図るべく、昨年度に続き２度目の出展を計画していたが新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、通常開催がオンライン開催へ切り替わったため、都内ものづくり企業によるオンライン出展を実施した。

＜メッセナゴヤ２０２０オンライン出展　概要＞

主　　催：メッセナゴヤ実行委員会（愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）
会　　期：１１月１６日（月）～１２月１１日（金）
入場者数：９，６６６人

c.　大阪府大阪市地域における商談機会創出の取り組み

大阪府・大阪市は、ものづくり産業においては、機械産業や化学産業等に有数の技術をもつ企業が集積する、日本を代表するものづくり拠点の一つである。特に、機械金属関係を基盤として、幅広く多様な技術をもつ中小企業が市内には集積しており、ものづくり企業の集積地となっている。

都内ものづくり企業と大阪地域のものづくり企業との事業連携を図るべく、商談会・交流会を実施。

商談会については、受注を希望する大阪地域の企業のニーズが高いことから、発注企業を東京で募集、受注希望企業を大阪地域で募集。具体的な発注案件に基づき商談を実施。

交流会については、ものづくり企業であれば業種は絞らずに参加可能な形式で実施。様々な業種の企業

同士が交流する情報交換会の場を提供した。
＜大阪・東京ものづくり加工商談会・交流会　概要＞
主　　催：東京商工会議所、東京都、大阪商工会議所
共　　催：大阪府
会　　期：１１月２６日～２７日（２日間）
会　　場：交流会場）マイドームおおさか２階　展示場Ｂ（大阪市中央区本町橋２－５）
　　商談会場）大阪商工会議所　地下１階　会議室
(a)交流会概要（１１月２６日）
東京側企業：１６社３０名　※交流会・商談会同一参加者
大阪側企業：５８社７１名
(b)商談会概要（１１月２７日）
東京側企業：１６社３０名　※交流会・商談会同一参加者
大阪側企業：９３社
商談件数：２０４商談

⑯　中小企業等アウトリーチ事業

1)　概　要

経済産業省は、中小企業の輸出管理体制構築等を支援するため、２０１９年度より「中小企業等アウトリーチ事業」を実施している。同事業は、中小企業向けの説明会の開催、輸出管理の専門家による助言・指導等を通じて、安全保障貿易管理体制の構築を支援し、中小企業の保有する機微技術の流出を防ぐことを目的としており、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2)　実施内容

２３区内に本社を置き、輸出等海外展開に取り組む経済産業省選定の企業に対して、輸出管理に関するアンケートを実施した。

また、安全保障貿易管理の内容を盛り込んだ説明会を６回開催したほか、中小・小規模企業向けの相談窓口として、輸出管理に係る実務経験が豊富な専門家による個別相談会を実施し８社が参加した。

a. 中小企業へのアンケート調査（実施期間９月１日～１０月３０日）
・対象企業数　　２８１社
・回答企業数　　９３社（回答率３３．１％）

b. 中小企業向け説明会
９月１７日（５９名）オンライン
１０月１６日（３９名）オンライン
１１月１１日（１４名）オンライン
１２月１８日（３１名）オンライン
１月２６日（３６名）オンライン
２月１９日（４６名）オンライン

c. 専門家派遣（個別相談）　　８社

(21) 東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（延期後）に向けた活動

①　＋１ＭＯＶＥＭＥＮＴ（プラス・ワン運動）

1)　概　要

延期となった東京２０２０大会に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、企業が現状よりも一歩前進するような挑戦を後押しすることを目的とした東京都との連携事業（＋１ＭＯＶＥＭＥＮＴ（プラス・ワン運動））を始動した。

a.　コロナ対策の特設サイト（ＳＴＯＰ－Ｃｏｖｉｄ１９）の開設
開設日　１２月２３日
内　容　新型コロナウイルスに係る企業の感染対策対応フローに沿って、東商の取組み、東京都、国、その他機関の施策・情報を集約して発信

b.　企業の挑戦を紹介するサイト（勇気ある挑戦+１）の開設
開設日　１２月２３日
内　容　コロナ禍の逆境において、ビジネスの変革に挑み、一歩前に踏み出そうと挑戦する企業の取組みを紹介

掲載数　３４社（3月３１日現在）

(22) 「はじめてＩＴ活用」１万社プロジェクト

① コンセプト

ＩＴを経営の中核に位置付け、業務改革等を伴うＩＴ導入で生産性向上を図る「攻めのＩＴ」を推進することを目的に、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に即し事業の再設計を行ったうえで、事業展開した。

② 主な事業

1) 「はじめてＩＴ活用」ウェブサイト

ＩＴ未活用の経営者向けにビジネス・業務におけるＩＴツールの導入を支援する「はじめてＩＴ活用」特設サイトと、ＩＣＴ活用・生産性向上に役立つ情報を発信する中小企業・小規模事業者向けポータルサイト「東商ＩＣＴスクエア」の２つのＷＥＢサイトを統合し、ＩＴ活用に関する情報をワンストップで発信する「はじめてＩＴ活用」ウェブサイトを3月１０日にリニューアル公開した。

2) セミナー

a. ＹｏｕＴｕｂｅ動画配信

８月３１日～9月１３日(申込者数：７６名)
中小企業こそＩＴ活用で経営改革
～なぜ町の豆腐屋が豆腐作りにもう一度集中できるようになったのか？～
つづく㈱　代表取締役　　井　領　明　広　氏

9月２３日～２９日、１０月　２日～１２日（申込者数：１６２名）
「知らないと損をする！ＩＴ、テレワークの補助金活用虎の巻」
ユナイテッド・アドバイザーズ㈱　代表取締役　　西　内　孝　文　氏
※中小企業委員会との共催

9月２５日～１０月　１日、１０月　２日～１２日（申込者数：２３０名）
「まだ間に合う！これからはじめるオンライン営業の基礎」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　　津　山　淳　二　氏
※中小企業委員会との共催

１０月１６日～１２月３１日(申込者数：７４名)
中小企業経営者が考えるべき
ｗｉｔｈコロナ時代のサイバーセキュリティ「新常識」
㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　　那　須　慎　二　氏

１０月２０日～２６日（申込者数：１３９名）
販売促進のためのＳＥＯ、ＳＮＳ活用の動画配信
㈱スプラム　代表取締役　　竹　内　幸　次　氏

１１月　６日～２４日(申込者数：５８名)
テレワークだけでない～中小企業のための「非接触」ＩＴ活用のすすめ～
つづく㈱　代表取締役　　井　領　明　広　氏

１１月１６日～２５日、１１月２７日～１２月　９日（申込者数：１３５名）
「まだ間に合う！これからはじめる『オンライン営業』実践編」
㈱中小企業営業支援　代表取締役　　津　山　淳　二　氏
※中小企業委員会との共催

１１月２０日～１２月７日(申込者数：１８４名)
ＤＸで変わる社会と新たに生まれるビジネスチャンス
㈱ブロードバンドタワー　代表取締役 会長兼社長ＣＥＯ　　藤　原　　洋　氏

１２月　４日～2月２８日(申込者数：１７５名)
中小企業向け業務効率を落とさないテレワーク環境構築方法
国際事務機㈱　代表取締役　　山　田　太　熙　氏

１２月　４日～１４日、１２月１７日～２８日（申込者数：１３２名）
「知ればやりたくなる！クラウドファンディングの始め方」
ｂｉｚ＋ｕ　代表　　横　山　加代子　氏
※中小企業委員会との共催

１２月１１日～２５日(申込者数：６６名)
急速なデジタルシフトがもたらす経済社会の大変革

ｉＵ(情報経営イノベーション専門職大学)　学長　　中　村　伊知哉　氏

１月　４日～２２日(申込者数：１４５名)

２０２１年ＩＴ・デジタルの展望

㈱野村総合研究所　研究理事・未来創発センター　センター長・コンサルティング事業本部副本部長　　桑　津　浩太郎　氏

１月１３日～２９日(申込者数：１４３名)

古いホームページの見直しを考えている方必見！
今どきのＷＥＢサイト事情と裏側の仕組みについて

㈱ＰＥＮＴＡＧＯＮ　代表取締役　　冨　田　さより　氏

１月１９日～　２月　２日、２月　５日～１９日（申込者数：１８３名）

「コロナの今こそ！越境ＥＣ丸わかりセミナー
～失敗しないための６のポイント～」

ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　　齋　藤　　直　氏

※中小企業委員会との共催

１月２１日～　２月　４日、２月　５日～１９日（申込者数：　７４名）

「自社に合ったネット販売の手法が分かる！ＥＣの具体的な始め方と成功の秘訣」

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

※中小企業委員会との共催

２月１２日～　３月　１日、３月　５日～２２日（申込者数：３０６名）

「プロが教える！ＥＣサイトの売上を上げる写真撮影法」

フォト・パートナーズ㈱　代表取締役　　石　田　紀　彦　氏

※中小企業委員会との共催

２月２６日～　３月１５日、３月１９日～３１日（申込者数：２８８名）

「ネット販売の全てが分かる！失敗しないＥＣサイト運営のいろは」

ＮＨＮ　ＪＡＰＡＮ㈱　パートナー事業部長　　齋　藤　　直　氏

※中小企業委員会との共催

３月２３日～　４月　５日、４月　６日～３０日（申込者数：１５９名）

「早分かり解説！事業再構築補助金など最新の補助金を
いち早くご紹介」

七田総合研究所　代表　　七　田　　亘　氏

※中小企業委員会との共催

３月１０日～２６日(申込者数：１５８名)

中小企業が狙われる標的型攻撃の最新実態と対策

㈱ＣＩＳＯ　代表取締役　　那　須　慎　二　氏

３月２３日～　４月　６日(申込者数：９１名)

これからはじめる「オンライン営業」～基本から実践まで～

㈱中小企業営業支援　代表取締役　　津　山　淳　二　氏

３月２６日～　４月　９日(申込者数：６７名)

ｗｉｔｈコロナの今だからこそ始める！脱ハンコの進め方

ＫＦＳコンサルティング　中小企業診断士　　松　本　年　史　氏

３月２６日～　４月　９日(申込者数：５６名)

危機に強くなる！テレワーク活用術～攻めと守りのテレワーク～

Ｔ＆Ｉ　アソシエイツ　代表　　田　中　　薫　氏

b．Ｚｏｏｍライブ配信

２月　１日（申込者数：４０名）

ＥＣサイトの売上アップにつながる集客のコツ

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

３月　５日（申込者数：２８名）

ＥＣサイトの売上アップにつながる集客のコツ

㈱にぎわい研究所　代表取締役　　村　上　知　也　氏

3）アプローチ活動件数：９４８件（中小企業部、ＰＲサポーター、ＢＳＤ職員、支部）

4）優待サービス申込件数：１１２件

5）相談窓口件数：２０３件

(23)　「陰性証明書」発行希望者向け　ＰＣＲ検査事業

①　概　要

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、いであ株式会社及び東商ビル診療所と連携し、東京商工会議所会員事業所を対象に「陰性証明書」発行希望者向けＰＣＲ検査事業を実施した。

②　実施内容

実施期間　２０２０年　９月　１日（火）～２０２１年　３月３１日（水）
検査内容　新型コロナウイルス感染症にかかる唾液によるＰＣＲ検査
実施場所　東商ビル診療所（所在地：千代田区丸の内３－２－２　丸の内二重橋ビルディング地下１階）
受付対象　海外・国内出張時等、ＰＣＲ検査の「陰性証明書」を必要としているケース

③　申込数

２８社９６名

８．登　　録

(1) 法定台帳

① 作成・定期訂正

作　　成　　５月１０日（２０２０年度新規該当者）

定期訂正　　９月３０日（継続該当者）

② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率（%）
会　　員	37,296	15,627	41.9
非　会　員	25,348	6,295	24.8
計	62,644	21,922	35.0

③ 法定台帳の管理運用

1)五十音順整備（地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制）

2)地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料

3)２３区別「特定商工業者統計表」の作成

4)登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

(2) 貿易登録

（単位：件）

会員・非会員	新規登録	登録更新	年度末登録業者数
会　　員	２１８	２，２５８	５，０２３
非会員（含地区外）	２７０	１，０４３	２，８９０
計	４８８	３，３０１	７，９１３

※貿易登録の有効期間は２年間

(3) 会員之章（貸与）

２０１９年度末現在	新規貸与	退 会 ・ 返 却	２０２０年度末現在
4,422	０	８２	４，３４０

９．事務所･建物等運用

(1) 事務所所在地

1	本部	千代田区丸の内３－２－２
2	証明センター	台東区東上野４－８－１　ＴＩＸＴＯＷＥＲＵＥＮＯ３階 ※２０２１年　１月　５日（火）より新事務所にて業務開始
3	千代田支部	千代田区神田神保町３－１９　ダイナミックアート九段下ビル２階
4	中央支部	中央区銀座１－２５－３　中央区立京橋プラザ分庁舎３階
5	港支部	港区浜松町２－４－１　世界貿易センタービル５階Ｅ
6	新宿支部	新宿区西新宿６－８－２　ＢＩＺ新宿４階
7	文京支部	文京区春日１－１６－２１　文京シビックセンターＢ２階
8	台東支部	台東区花川戸２－６－５　台東区民会館１階
9	北支部	北区王子１－１１－１　北とぴあ１２階
10	荒川支部	荒川区荒川２－１－５　セントラル荒川ビル９階
11	品川支部	品川区西品川１－２８－３　品川区立中小企業センター４階
12	目黒支部	目黒区目黒２－４－３６　目黒区民センター４階
13	大田支部	大田区南蒲田１－２０－２０　大田区産業プラザ５階
14	世田谷支部	世田谷区太子堂２－１６－７　世田谷産業プラザ２階
15	渋谷支部	渋谷区渋谷１－１２－５　渋谷区立商工会館７階
16	中野支部	中野区中野２－１３－１４　中野区産業振興センター２階
17	杉並支部	杉並区上荻１－２－１　Ｄａｉｗａ荻窪タワー２階
18	豊島支部	豊島区西池袋２－３７－４　としま産業振興プラザ（ＩＫＥ・Ｂｉｚ）４階
19	板橋支部	板橋区板橋３－９－７　板橋センタービル８階
20	練馬支部	練馬区練馬１－１７－１　Ｃｏｃｏｎｅｒｉ４階
21	江東支部	江東区東陽４－５－１８　江東区産業会館２階
22	墨田支部	墨田区江東橋３－９－１０　すみだ産業会館９階
23	足立支部	足立区千住１－５－７　あだち産業センター４階
24	葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１ テクノプラザかつしか３階
25	江戸川支部	江戸川区船堀４－１－１　タワーホール船堀３階
26	浅草分室	台東区花川戸２－１７－８　ハン六ビル８階

(2) 自己所有土地・建物の概要

①　概　　要

1)　丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會舘ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 2 号　（番地：千代田区丸の内三丁目 14 番 1）
敷地面積	9,935.02 ㎡　(3,005.344 坪)　　（うち東商専有部　1,150.75 ㎡）
建築面積	8,355.06 ㎡　(2,527.406 坪)
延床面積	174,054.18 ㎡（52,651.389 坪）（容積率 1752%）　（うち東商専有部　22,424 ㎡）
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下 4 階・地上 30 階建、塔屋 2 階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	２０１５年１１月１６日
竣工	２０１８年１０月１５日

事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會舘
設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、 三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

2)　新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所 在 地	東京都新宿区新宿三丁目１番２６号（地番：新宿区新宿三丁目１３０番～１４１番）
敷地面積	2,578.69 ㎡　うち、東商所有分：176.65 ㎡（地番：１４１番）
建築面積	1,804.70 ㎡
延床面積	26,360.56 ㎡ うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分　577.55 ㎡ 建物共用部分　124.10 ㎡ 駐車場部分　50.19 ㎡
構　造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階　数	地下３階、地上１４階、ＰＨ２階
高　さ	80.70m
用　途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着　工	２００４年１０月１日
竣　工	２００７年1月３１日

(3) 建物の運用

① 定期貸室使用者（五十音順）

【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱
税理士法人かえで税理士法人
医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）
国際商業会議所日本委員会
サーブコープジャパン㈱
㈱セブン‐イレブン・ジャパン
セントラルスポーツ㈱
タリーズコーヒージャパン㈱
(公社)　東京屋外広告協会
(一社)　東京珠算教育連盟
東京販売士協会
㈱東商サポート＆サービス
㈱東商ビル薬局
日本小売業協会
日本商工会議所
(一財)日本民族工芸技術保存協会

② 貸会議室概要

名　称	規模（㎡）	集客人数（人）			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所　渋沢ホール	580	500	240		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1 台）を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2／Room A3／Room A4／Room A5	85	72	24	20	
Room A1 ＋ Room A2	280	252	90	52	
Room A3 ＋ Room A4 ／ Room A4 ＋ Room A5	170	144	60	32	
Room A3 ＋ Room A4 ＋ Room A5	255	252	96	52	

Room B1 ／ Room B2	120	126	40	28	
Room B1 ＋ Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	

※政府による２０２０年４月７日コロナ緊急事態宣言発令以降、集客人数は半数以下で運用。

③　多目的スペース

1)　企画展

（開催期間）２０２０年１２月～２０２１年　２月

（概　　要）「受け継がれる渋沢栄一の精神」（再展示）

・資本主義の父、渋沢栄一とは？
・渋沢が関わった約５００の日本企業等
・周年事業を振り返る
・東商新聞と東京商工会議所のあゆみ
・歴代会頭の就任・再任時　東商新聞１面記事
・映像アーカイブ
・渋沢栄一はなぜ、現在の「東京商工会議所」を設立したのか？
・明治時代の東京の様子を伝える錦絵
・１４０年にわたる歩み
・東京商工会議所の現在の活動
・歴史と先進性を兼ね備えた新東京商工会議所ビルが始動

2)　催事への貸出

（開催期間）２０２０年５月～６月

（概　　要）「持続化給付金申請サポート会場」

・千代田区内の持続化給付金サポート会場の一つとして東京商工会議所スペースの貸出を実施。

（主　　催）経済産業省

（開催期間）２０２０年　７月２１日～２２日、１１月１９日～２０日

（概　　要）「生産者応援ご当地マルシェ」

・新型コロナウイルス感染拡大による営業縮小の影響を受けている生産者応援を目的に、各地の飲食料品の販売会を実施。

（主　　催）東京商工会議所、日本百貨店

（開催期間）２０２０年　９月１６日～１８日

（概　　要）「with コロナ時代　職場の感染症対策グッズ」

・新型コロナウイルス感染症対策グッズの展示とオンライン商談会を実施。

（主　　催）東京商工会議所

（開催期間）２０２１年　１月２１日～２２日

（概　　要）「やまなみ街道・しまなみ海道　観光ＰＲ」

・松江、尾道、今治、松山の観光ＰＲ展示を実施。※「やまなみ街道・しまなみ海道　観光物産展」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催内容を変更。

（主　　催）松江商工会議所、尾道商工会議所、今治商工会議所、松山商工会議所

（開催期間）２０２１年　３日１８日～１９日

（概　　要）「東日本大震災　被災地支援物産展」

・福島県、宮城県、岩手県の観光ＰＲ、特産品の販売並びに復興状況の紹介を通じ、東日本大震災被災地の復興を支援。

（主　　催）東京商工会議所

（協　　力）福島県、宮城県、岩手県、日本橋ふくしま館(ＭＩＤＥＴＴＥ)、宮城ふるさとプラザ、いわて銀河プラザ

④　メンバーズラウンジ

元議員・㈱塩崎ビル塚本レイ子取締役会長より縄文土器の展示提供を受け、東京商工会議所ビル内５階メンバーズラウンジ前に２０２０年8月３１日　～２０２１年3月１８日まで設置した。

（展示物）　＜深鉢形土器（１）＞（甲州市教育委員会 所蔵）
山梨県甲州市 天神堂遺跡 出土
縄文時代中期（４，５００～５，５００年前）
高さ　４３．２ｃｍ×最大径４０．０ｃｍ
＜深鉢形土器（２）＞（笛吹市教育委員会 所蔵）
山梨県笛吹市 市六遺跡 出土
縄文時代中期（４，５００～５，５００年前）
高さ　２４．５ｃｍ×最大径２１．２ｃｍ

（設置方法）展示ケース（造作）内に縄文土器を設置

⑷ オフィスの運用

①　オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人一人の生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした事務局長直轄による「オフィス町内会」を開催した。

1)　第１回　　５月２６日（支部開催）
2)　第２回　　５月２８日（本部開催）
3)　第３回　　６月２４日（本部開催）
4)　第４回　１１月１２日（本部開催）
5)　第５回　１１月１３日（支部開催）
6)　第６回　　３月　９日（本部開催）
7)　第７回　　３月１１日（支部開催）

②　支部オフィスレイアウト変更

東商の働き方改革の足並みを揃えるため、順次２３支部・浅草分室のオフィスレイアウト変更を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった。本年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談対応件数増加のため、２支部のレイアウト変更を実施し相談ブースを増設した。

1)　千代田支部　７月２７日
2)　渋谷支部　　３月３０日～３月３１日

③　東京商工会議所ビル内における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オフィスエリアおよびカンファレンスエリア内を中心に、各種備品等を設置した。

（備品詳細）・アクリルパネルの設置（机上・来客応接室内）
・検温セルフチェックカウンターの設置（本部５，６階エレベーターホール前）
・消毒液の設置
・自動扉への変更（本部５，６階オフィスエリア入口）

10. 関係団体への加入および連繋等

(1) 日本商工会議所

（２０２１年3月３１日現在）

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会頭	三村明夫	会頭・議員
専務理事	石田徹	専務理事
総合政策委員長	小林栄三	特別顧問・議員・総合政策委員長
税制委員長	田中常雅	特別顧問・議員・税制委員長
労働委員長	塚本隆史	特別顧問・議員・労働委員長

（共同委員長就任委員会）
総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、観光委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会
（委員就任委員会）
表彰特別委員会

（事務局職務協力）　（２０２１年3月３１日現在）

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広報部	４人	広報部
国際部	１４人	国際部
企画調査部	５人	企画調査部
産業政策第一部	６人	産業政策第一部
産業政策第二部	７人	産業政策第二部

(2) 関東商工会議所連合会

（２０２１年3月３１日現在）

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員
代表幹事	西尾昇治	常務理事

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(3) 東京都商工会議所連合会

（２０２１年3月３１日現在）

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	三村明夫	会頭・議員

（事　務　局）　（総務統括部総務課組織連携担当）

(4) 全国商工会議所女性会連合会

（２０２１年3月３１日現在）

全国商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会長	市瀬優子	女性会会長
常任理事	緒方智英子	女性会副会長
常任理事	財津澄子	女性会副会長

（事　務　局）　日本商工会議所 総務部(組織・運営)

(5) 関東商工会議所女性会連合会

（２０２１年3月３１日現在）

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
会　　長	市　瀬　優　子	女　性　会　会　長

（事　務　局）　　（総務統括部総務課組織連携担当）

(6) 専門図書館協議会

（２０２１年3月３１日現在）

専門図書館協議会における役職名	就 任 者 名	当商工会議所における役職名
◎専門図書館協議会		
会　　長	三　村　明　夫	会　頭　・　議　員
理　事　長	石　田　　徹	専　務　理　事
表彰審査委員会委員長	石　田　　徹	専　務　理　事

（事　務　局）　　専門図書館協議会（日本図書館協会会館内）

(7) その他加入団体（五十音順）

(特)ＡＳＰ・ＳａａＳ・ＩｏＴクラウドコンソーシアム
ｔｈｅ　Ｔｏｋｙｏ　Ｕ－ｃｌｕｂ
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
(一社)海外環境協力センター
(一財)機械システム振興協会
企業史料協議会
倶楽部懇話会
(公社)麹町法人会
(独)国際観光振興機構
国際商業会議所日本委員会
(公財)国際人材協力機構
(公財)産業雇用安定センター
(公財)渋沢栄一記念財団
(一社)情報科学技術協会
(一社)情報サービス産業協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団
(一社)世界貿易センター東京
(一社)全国スーパーマーケット協会
(一社)全国福祉用具専門相談員協会
(一財)知的財産研究教育財団
中央労働災害防止協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会
千代田年金委員会
(一財)デジタルコンテンツ協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議
(一財)伝統的工芸品産業振興協会
(公社)東京屋外広告協会
(株)東京會舘　ユニオンクラブ
(公財)東京観光財団
(特)東京シティガイドクラブ
(一財)東京社会保険協会
(一社)東京珠算教育連盟
(一社)東京ビルヂング協会
(一社)内外情勢調査会
(一財)日中経済協会
(一社)日中経済貿易センター
(特)日本ＮＰＯセンター
(公社)日本観光振興協会
(公財)日本関税協会
(一社)日本経営協会
(一社)日本経済青年協議会
(一社)日本経済調査協議会
(一社)日本原子力産業協会
(公財)日本交通公社
日本小売業協会
(一社)日本在外企業協会
(公社)日本産業衛生学会
(一財)日本産業協会
(一社)日本色彩学会
(一財)日本色彩研究所
(一社)日本商事仲裁協会
(一財)日本情報経済社会推進協会
(一社)日本テレワーク協会
(特)日本都市計画家協会
(公社)日本図書館協会
(一社)日本能率協会
(一社)日本販売士協会
(特)日本ＰＦＩ・ＰＰＰ協会
(一財)日本ファッション協会
(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(一社)日本貿易会
(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)日本流行色協会

(公社)東京青年会議所
(一社)東京駐車協会
東京都応急手当普及推進協議会
(一社)東京都港湾振興協会
東京都産業教育振興会
(特)東京都就労支援事業者機構
東京都職業能力開発協会
(公社)東京のあすを創る協会
東京販売士協会
(公社)発明協会
丸の内懇話会
丸の内災害予防普及会
丸の内美化協会
丸の内ビル防犯協会
丸の内防火防災協会
丸の内防犯協会
民間外交推進協会

(8) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　中央環境審議会　地球環境部会　カーボンプライシングの活用に関する小委員会	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
環境省　中央環境審議会　総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	委員	中島　伸二　(エネルギー・環境委員会委員)
財務省関東財務局　国有財産関東地方審議会	委員	小林　治彦　(理事・事務局長)
関東森林管理局　国有林野管理審議会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
経済産業省　営業秘密官民フォーラム	委員	松澤　克明　(知的財産戦略委員会委員)
経済産業省　外国公務員贈賄防止に関する研究会	委員	下中佑一朗　(参与・経済法規委員会委員)
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　地球環境小委員会　地球温暖化対策検討WG	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
経済産業省資源エネルギー庁　総合資源エネルギー調査会　新エネルギー小委員会	委員	中島　彰良　(千代田支部工業分科会副分科会長)
経済産業省　世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法に関する研究会	委員	井上　博貴　(青年部副会長・新事業・イノベーション創出副委員長)
経済産業省　産業構造審議会　産業技術環境分科会　基準認証小委員会	委員	駒沢　　聰　(大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発本部長)
経済産業省　日本産業標準調査会　基本政策部会	委員	阿部　　純　(大崎電気工業㈱ 取締役　技術開発副本部長兼研究開発センター長)
公正取引委員会　独占禁止懇話会	会員	細田　　眞　(議員・経済法規共同委員長)
厚生労働省　技能者表彰審査	委員	西尾　昇治　(常務理事)
厚生労働省　雇用保険二事業懇談会	委員	坂田　甲一　(労働委員会委員)
厚生労働省　社会復帰促進等事業に関する検討会	委員	湊元　良明　(理事・産業政策第二部長)
厚生労働省　職業能力診断ツール開発に向けた調査・研究事業に係る提案書技術審査委員会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委員	橋本　昌道　(元 常任参与)
厚生労働省　中央最低賃金審議会	委員	中西志保美　(労働委員会委員)
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	橋本　昌道　(元 常任参与)
厚生労働省　目安の在り方に関する全員協議会	委員	中西志保美　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会	委員	矢口　敏和　(議員・労働副委員長)
厚生労働省　労働政策審議会	委員	中西志保美　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会安全衛生分科会	委員	中村　節雄　(議員・中小企業のデジダルシフト推進副委員長)
厚生労働省　労働政策審議会　勤労者生活分科会	委員	須永　明美　(女性会理事)
厚生労働省　労働政策審議会勤労者生活分科会　中小企業退職金共済部会	委員	須永　明美　(女性会理事)
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会雇用対策基本問題部会・高年齢者有期雇用特別部会	委員	志賀　律子　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会　労働条件分科会有期雇用特別部会	委員	志賀　律子　(労働委員会委員)
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委員	橋本　昌道　(元 常任参与)
厚生労働省　労働政策審議会労働条件分科会　最低賃金部会	委員	中西志保美　(労働委員会委員)
財務省 財政制度等審議会	臨時委員	広瀬　道明　(副会頭・議員・エネルギー・環境委員長)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
総務省　個人住民税検討会	委員	武田　健三　（品川支部会長・税制委員会副委員長）
天皇陛下御即位東京都奉祝委員会	名誉会長	岡村　　正　（名誉会頭）
東京労働局　職業安定部東京都地域訓練協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京労働局　職業安定部東京都地域ジョブ・カード運営本部	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京労働局　雇用保険審査	参与	小笠原幹治　（㈱アテナ　・監査役）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
東京労働局　東京地方労働審議会	委員	大津　洋子　（千代田支部副会長）
東京労働局　労働者派遣事業	適正運営協力員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
東京国税局　土地評価審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京入国管理局　出入国管理行政懇談会	委員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議	構成員	田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議	構成員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　新型コロナウイルス感染症対策分科会	構成員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　社会機能に関する分科会	構成員	幸本　智彦　（議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
内閣官房　新型インフルエンザ等対策有識者会議　社会機能に関する分科会	委員	田畑日出男　（常議員・災害対策共同委員長）
内閣府　仕事と生活の調和連携推進評価部会	委員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
内閣府　子ども・子育て会議	委員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
内閣府　税制調査会	特別委員	田中　常雅　（特別顧問・議員・税制委員長）
内閣府　知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアム	委員	梶原　徳二　（常議員・知的財産戦略副委員長）
法務省　日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議	委員	大島　　博　（副会頭）
法務省　法制審議会　民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会	委員	増見　淳子　（知的財産戦略委員会委員）

2)　東京都関係

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　介護保険審査会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　環境審議会	委員	中島　伸二　（エネルギー・環境委員会委員）
東京都　教育委員会　（一社）東京学校支援機構	理事	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　教育委員会　高度ＩＴ社会の工業高校に関する有識者会議	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　公園審議会	委員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都　広告物審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会	委員	村木　幸江　（イオン・お客さまサービス部長）
東京都　国民保護協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　教育委員会商業教育コンソーシアム東京	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　景観審議会	委員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都　景観審議会	委員	川本正一郎　（三井不動産・専務）
東京都　技能五輪・アビリンピック２０２１推進協議会	委員	三村　明夫　（会頭）
東京都　国土利用審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　ボランティア活動推進協議会	副会長	佐々木　隆　（顧問）
東京都　産業交流展２０２０実行委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　消費者被害救済委員会	委員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
東京都　消費生活対策審議会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　情報公開・個人情報保護審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　産業労働局　東京の観光振興を考える有識者会議	委員	田川　博己　（副会頭・議員・観光委員長）
東京都　産業労働局　女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副委員長	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　信用保証補助審査会	委員	服部津貴子　（常議員・健康づくりスポーツ振興共同委員長）
東京都　水道事業運営戦略検討会議	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　スポーツ振興審議会	委員	後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興顧問）
東京都　中小企業調停審議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　東京都社会福祉審議会	委員	渡邉　光子　（女性会 顧問）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	三村　明夫　（会頭）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会会議	構成員	石田　徹　（専務理事）
東京都　東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林　治彦　（理事・事務局長）
東京都　東京の中小企業振興を考える有識者会議	委員	大久保秀夫　（副会頭・議員・中小企業委員長）
東京都　東京万引き防止官民合同会議	構成員	西尾　昇治　（常務理事）
東京都　都市計画審議会	委員	中村　節雄　（議員・中小企業のデジタルシフト推進副委員長）
東京都　労働委員会第４４期東京都労働委員会	使用者委員	内田　隆文　（㈱資生堂・社友）
東京都　労働委員会第４４期東京都労働委員会	使用者委員	梅内　克範　（大崎電気工業㈱・社友）
東京都　労働委員会第４４期東京都労働委員会	使用者委員	門馬　卓　（鹿島建設㈱・社友）
東京都　労働委員会第４４期東京都労働委員会	使用者委員	橋本　昌道　（元 常任参与）

3)　その他

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)オイスカ	顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	常任顧問	三村　明夫　（会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	最高顧問	岡村　正　（名誉会頭）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊東　孝紳　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	垣内　威彦　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大久保秀夫　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	野本　弘文　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田川　博己　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	広瀬　道明　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	金子　眞悟　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	斎藤　保　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	上條　努　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大島　博　（副会頭・議員）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	渡辺　佳英　（特別顧問・議員・オリンピック・パラリンピック特別委員長）
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	後藤　忠治　（常議員・健康づくり・スポーツ振興顧問）
観光立国推進協議会	委員	田川　博己　（副会頭・議員・観光委員長）
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	代表理事	田川　博己　（副会頭・議員・観光委員長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	名誉会長	岡村　正　（名誉会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	顧問	三村　明夫　（会頭）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田　徹　（専務理事）
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村　利雄　（顧問）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
㈱東京きらぼしフィナンシャルグループ	取締役	西尾　昇治　（常務理事）
東京都産業教育振興会	副会長	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林　治彦　（理事・事務局長）
「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会	顧問	三村　明夫　（会頭）
中小企業活力向上プロジェクトネクスト 実行委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田　　徹　（専務理事）
㈱世界貿易センタービルディング	監査役	西尾　昇治　（常務理事）
全国健康保険協会　運営委員会	委員	飯野　光彦　（議員・モノづくり推進共同委員長）
(一財)全国商工会議所共済会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公財)全国中小企業振興機関協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
専門図書館協議会	会長	三村　明夫　（会頭）
専門図書館協議会	理事長	石田　　徹　（専務理事）
地球環境基金運営委員会	委員	広瀬　道明　（副会頭・議員・エネルギー・環境委員長）
(公社)鉄道貨物協会	評議員	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公社)東京屋外広告協会	顧問	石田　　徹　（専務理事）
(公社)東京屋外広告協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	顧問	岡村　　正　（名誉会頭）
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	特別顧問	三村　明夫　（会頭）
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会	顧問	上條　清文　（顧問）
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会　東京2020大会ボランティア検討委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会組織委員会　東京2020大会ｽﾀｯﾌ及び都市ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱにおけるﾈｰﾐﾝｸﾞ選考委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京観光財団	監事	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公財)東京しごと財団	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
(一社)東京珠算教育連盟	会長	大久保秀夫　（副会頭・議員・中小企業委員長）
(一社)東京珠算教育連盟	理事長	西尾　昇治　（常務理事）
東京中小企業投資育成㈱	監査役	石田　　徹　（専務理事）
東京信用保証協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
東京信用保証協会　理事候補者の選定に係る外部有識者委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公財)東京タクシーセンター	会長	渡辺　佳英　（特別顧問・議員）
(公財)東京都環境公社	評議員	湊元　良明　（理事・産業政策第二部長）
(社福)東京都共同募金会	会長	三村　明夫　（会頭）
(社福)東京都共同募金会	理事長	西尾　昇治　（常務理事）
(社福)東京都共同募金会	評議員・配分委員長	小林　治彦　（理事・事務局長）
(社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会	委員	小林　治彦　（理事・事務局長）
(公財)東京都公園協会	理事	西尾　昇治　（常務理事）
(一社)東京都産業資源循環協会	監事	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都私学財団	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
(公財)東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
(社福)東京都社会福祉協議会	理事	小林　治彦　（理事・事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(社福)東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会	委員長	小林　治彦　(理事・事務局長)
東京都職業能力開発協会	理事	湊元　良明　(理事・産業政策第二部長)
(公財)東京都スポーツ文化事業団	理事	西尾　昇治　(常務理事)
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)東京都中小企業振興公社	評議員	井上　裕之　(特別顧問・常議員)
(地独)東京都立産業技術研究センター 中小企業のＩｏＴ化支援事業有識者会議	委員	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)東京都歴史文化財団	理事	大谷　信義　(常議員・中央支部会長)
東京販売士協会	副会長	西尾　昇治　(常務理事)
(株)東京ビッグサイト	取締役	西尾　昇治　(常務理事)
東京フットボールクラブ㈱	監査役	西尾　昇治　(常務理事)
東京弁護士会　市民会議	委員	田中　常雅　(副会頭・議員)
東京弁護士会　任官候補者審査部会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
東京ボウリング場協会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	特別顧問	三村　明夫　(会頭)
東京メトロポリタンテレビジョン㈱	監査役	中村　利雄　(顧問)
㈱東京流通センター	社外取締役	石田　　徹　(専務理事)
(一社)東京労働者福祉協議会　東京国際労働事情研究会	顧問	西尾　昇治　(常務理事)
㈱東商サポート＆サービス	取締役	石田　　徹　(専務理事)
(公財)２１世紀職業財団	理事	小林　治彦　(理事・事務局長)
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員長	三村　明夫　(会頭)
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京実行委員会	委員	石田　　徹　(専務理事)
日本銀行　金融広報中央委員会	委員	三村　明夫　(会頭)
(公財)日本環境協会エコマーク　運営委員会	委員	湊元　良明　(理事・産業政策第二部長)
(一社)日本経営協会	評議員	西尾　昇治　(常務理事)
日本小売業協会	顧問	三村　明夫　(会頭)
日本小売業協会	常任理事	西尾　昇治　(常務理事)
(一社)日本珠算連盟	特別顧問	西尾　昇治　(常務理事)
日本商工会議所　運営専門委員会	第３１期 委員	西尾　昇治　(常務理事)
日本商工会議所　表彰特別委員会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
日本商工会議所　貿易関係証明専門委員会	委員	西尾　昇治　(常務理事)
日本商工会議所　貿易関係証明規律委員会	委員	小林　治彦　(理事・事務局長)
日本商工会議所　社会資本整備専門委員会	委員	宮﨑　親男　(議員・首都圏問題副委員長)
(一社)日本商事仲裁協会	理事	西尾　昇治　(常務理事)
日本赤十字社　東京都支部	副支部長	伊東　孝紳　(副会頭・議員)
日本赤十字社　東京都支部	評議員	西尾　昇治　(常務理事)
(一財)日本ファッション協会	理事・副理事長	石田　　徹　(専務理事)
(一財)日本ファッション協会	参与	西尾　昇治　(常務理事)
(一社)日本貿易会	審議員	石田　　徹　(専務理事)
(一財)日本民族工芸技術保存協会	監事	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)日本容器包装リサイクル協会	評議員	西尾　昇治　(常務理事)
(公財)日本容器包装リサイクル協会　総務企画委員会	委員長	湊元　良明　(理事・産業政策第二部長)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一財)日本立地センター　関東地域政策研究センター運営委員会	委員	西尾　昇治　（常務理事）
日本和裁検定協会	会長	西尾　昇治　（常務理事）
防衛懇話会	副会長	三村　明夫　（会頭）
防衛懇話会	理事・常務理事	石田　　徹　（専務理事）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	相談役	三村　明夫　（会頭）
(公財)暴力団追放運動推進都民センター	評議員	西尾　昇治　（常務理事）
丸の内二重橋ビル　防火・防災管理者協議会	副会長	小林　治彦　（理事・事務局長）
明治神宮	責任役員・総代	三村　明夫　（会頭）
明治神宮　鎮座百年祭奉祝行事委員会	名誉顧問	三村　明夫　（会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	会長	三村　明夫　（会頭）
(一財)明治神宮崇敬会	監事	石田　　徹　（専務理事）
(一財)明治神宮崇敬会	理事	中村　利雄　（顧問）
明治神宮武道場至誠館運営委員会	運営委員	三村　明夫　（会頭）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	西尾　昇治　（常務理事）

② 支部役員等

（２０２０年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社)千代田区観光協会	副会長	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田	理事	栃木　一夫　（千代田支部会長）
(公財)まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
千代田区道路通称名選定委員会	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保　和人　（千代田支部建設分科会副分科会長）
千代田区立神田一橋中学校運営協議会	委員	中山　幸豁　（千代田支部工業分科会副分科会長）
千代田区図書館評議会	委員	木原　一雄　（千代田支部卸売分科会副分科会長）
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子　（千代田支部情報産業分科会副分科会長）
千代田区個人情報保護審議会	委員	大津　洋子　（千代田支部副会長）
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	栃木　一夫　（千代田支部会長）
中央区観光協会	理事・副会長	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	中野里孝正　（中央支部副会長）
中央区ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ･ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ区民協議会	部会員	岡本　圭祐　（中央支部小売分科会副分科会長）
中央区男女共同参画推進委員会	委員	遠藤　　彬　（中央支部副会長）
日本橋再生推進協議会	委員	大谷　信義　（常議員・中央支部会長）
中央区文化・国際交流振興協会	理事	遠藤　　彬　（中央支部副会長）
秩父宮みなとラグビーまつり２０２０実行委員会	会長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
(一財)ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧問	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区中小企業振興審議会	委員	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	委員長	池田　朝彦　（常議員・港支部会長）
港区マラソン実行委員会	副委員長	笠井　　寛　（港支部観光・サービス分科会副分科会長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
港区環境審議会	委員	坂田　正子　(港支部運輸・倉庫分科会長)
新宿区景観まちづくり審議会	委員	和田総一郎　(新宿支部観光分科会副分科会長)
新宿区産業振興会議	委員	望田　正吾　(新宿支部建設分科会評議員)
新宿区次世代育成協議会	委員	大田昌一郎　(新宿支部観光分科会副分科会長)
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿区男女共同参画推進会議	委員	藤沢　薫　(新宿支部副会長)
新宿区都市計画審議会	委員	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
大新宿区まつり実行委員会	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
(一社)新宿観光振興協会	副会長	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
(公財)新宿区未来創造財団	理事	髙野吉太郎　(新宿支部会長)
新宿区情報公開･個人情報保護審議会	委員	伊藤　英里　(新宿支部商業分科会評議員)
(公財)文京アカデミー	理事	根本　達　(文京支部副会長)
文京区アカデミー推進協議会	委員	関　誠　(文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井　久之　(文京支部相談役)
文京区献血推進協議会	委員	髙村　清　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚　俊裕　(文京支部印刷メディア情報分科会長)
文京区青少年問題協議会	委員	岩井　良夫　(文京支部建設・不動産分科会長)
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下　和正　(文京支部建設・不動産副分科会長)
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関　伸一　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	関　誠　(文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区特別職報酬等審議会	委員	吉岡　新　(文京支部会長)
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	柳生　浩臣　(文京支部建設・不動産評議員)
文京区リサイクル清掃審議会	委員	渡辺　新吉　(文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	清水　和雄　(文京支部副会長)
文京区子ども・子育て会議	委員	山田真夕子　(文京支部副分科会長企業課長)
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
(公財)台東区産業振興事業団	評議員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副会長	梶原　徳二　(常議員・台東支部相談役)
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区都市計画審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
台東区廃棄物減量等推進審議会	委員	星野　温　(台東支部商業副分科会長)
ときめき　たいとうフェスタ推進委員会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区人口ビジョン・総合戦略策定委員会	委員	武田　和芳　(台東支部副会長)
台東区産業フェア実行委員会	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
台東区花とみどりの審議会	委員	大塚　義司　(台東支部商業副分科会長)
花の心プロジェクト推進協議会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
台東区観光振興計画推進会議	委員	星野　温　(台東支部商業副分科会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
台東区産業振興計画推進会議	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
台東区学校教育ビジョン策定委員会	委員	中川　雅雄　(台東支部副会長)
新たな観光推進組織検討委員会	委員	桑山　征洋　(台東支部会長)
北区産業振興会議	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区産業振興会議　担い手会議	委員	佐藤　文将　(北支部副会長)
北区リレーションシップ協議会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会	理事	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　地域福祉活動計画等推進委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会　子ども・若者応援基金設置検討・準備委員会	委員	佐竹　貴宏　(北支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	監事	田口　絢子　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイディア工夫展実行委員会	審査員	齊藤　正美　(北支部工業分科会長)
北区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
北区きらりと光るものづくり顕彰審査委員会	委員	宮坂　一朗　(北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
２０２０北区花火会実行委員会	委員	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	副会長	越野　充博　(北支部会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	田邊恵一郎　(北支部副会長)
(一社) 東京北区観光協会	理事	杉山　徳卓　(北支部シティプロモーション・まちづくり分科会長)
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審査委員	越野　充博　(北支部会長)
東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会	会長	越野　充博　(北支部会長)
東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会　観光・産業部会	部会員	織戸　龍也　(北支部シティプロモーション・まちづくり副分科会長)
北区女性活躍推進協議会・北区男女共同参画審議会	委員	早瀬可依子　(北支部小売・サービス・情報産業分科会評議員)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評議員	山下　登　(荒川支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	富永新三郎　(荒川支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理事	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区都市計画審議会	委員	熊井昌一郎　(荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理事	井上　浩　(荒川支部副会長)
荒川区ブランディング推進委員会	副委員長	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区ブランディング推進委員会	委員	津滝　義仁　(荒川支部印刷関連・情報副分科会長)
荒川区介護保険運営協議会	委員	増野　繁　(荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委員	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区清掃審議会	委員	湯田　啓一　(荒川支部副会長)
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	副会長	富永新三郎　(荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会幹事会	幹事	富永新三郎　(荒川支部会長)
令和２年度荒川マイスター表彰選考審査会	委員	富永新三郎　(荒川支部会長)
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー	富永新三郎　(荒川支部会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	井上　浩　(荒川支部副会長)
品川区庁舎機能検討委員会	委員	武田　健三　(品川支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧問	武田　健三　（品川支部会長）
しながわ観光協会	名誉顧問	井上　裕之　（常議員・特別顧問）
しながわ観光協会	副会長	武田　健三　（品川支部会長）
品川区観光振興協議会	委員	武田　健三　（品川支部会長）
(一財)品川ビジネスクラブ	副会長	武田　健三　（品川支部会長）
品川区都市計画審議会	委員	松本　　亨　（品川支部建設・不動産分科会副分科会長）
品川区景観審議会	委員	安藤　公裕　（品川支部副会長）
品川区民芸術祭２０２０実行委員会	委員	大木　　晋　（品川支部情報産業副分科会長）
品川区子ども・子育て会議	委員	山下智栄子　（品川支部交通運輸副分科会長）
東京都立産業技術高等専門学校	運営協力者	高須　俊行　（品川支部工業副分科会長）
品川区環境活動推進会議	委員	貝塚　克実　（品川支部建設・不動産副分科会長）
エコライフめぐろ推進協会	理事長	相馬　熊郎　（目黒支部会長）
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委員	竹内　良信　（目黒支部副会長）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副会長	相馬　熊郎　（目黒支部会長）
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧問	佐藤　與治　（目黒支部顧問）
観光フェア実行委員会	部会員	富田　純明　（目黒支部商業分科会評議員）
目黒区環境審議会	委員	平田　和弘　（目黒支部工業副分科会長）
(公財)目黒区国際交流協会	評議員	富田　純正　（目黒支部商業分科会長）
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委員	小林富佐子　（目黒支部情報・卸分科会長）
(社福)目黒区社会福祉事業団	評議員	小林富佐子　（目黒支部情報・卸分科会長）
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委員	百瀬まなみ　（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ　（目黒支部情報・卸副分科会長）
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会員	堀切　克俊　（目黒支部情報・卸副分科会長）
第５回目黒シティラン実行委員会	委員	後藤　栄太　（目黒支部建設・不動産分科会長）
第５回目黒シティラン専門部会	会員	小澤　淳二　（目黒支部情報・卸副分科会長）
(一社)大田観光協会	会長	田中　常雅　（特別顧問・大田支部顧問）
(一社)大田観光協会	副会長	浅野　　健　（大田支部顧問）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	深尾　定男　（大田支部会長）
大田区環境審議会	委員	千葉　　茂　（大田支部副会長）
(公財)大田区産業振興協会	評議員	深尾　定男　（大田支部会長）
(公財)大田区産業振興協会　勤労者共済事業運営協議会	委員	磯　　収二　（大田支部情報・サービス分科会長）
おおたクールアクション推進連絡会	会長	浅野　　健　（大田支部顧問）
おおた少年少女発明クラブ	理事	深尾　定男　（大田支部会長）
ＯＴＡふれあいフェスタ実行委員会	委員	深尾　定男　（大田支部会長）
㈱大田まちづくり公社	取締役	浅野　　健　（大田支部顧問）
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明　（大田支部副会長）
第１２期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子　（大田支部建設不動産分科会評議員）
大田区特別職報酬等審議会	委員	深尾　定男　（大田支部会長）
国際都市おおたフェスティバｌｎ「空の日」羽田実行委員会	委員	深尾　定男　（大田支部会長）
大田区「優工場」	審査委員	小松　節子　（大田支部副会長）
おおた健康プラン推進会議	委員	馬場宏二郎　（大田支部建設不動産分科会副分科会長）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
大田区子ども・子育て会議	委員	田尻久美子　(大田支部情報・サービス分科会評議員)
大田区産業に関する将来像等検討委員会	委員	小松　節子　(大田支部副会長)
大田区産業に関する将来像等検討委員会	専門部会部会員	飯室　肇　(大田支部工業技術分科会長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田　彌　(世田谷支部副会長)
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子　(いであ㈱ 執行役員)
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場　信秀　(世田谷支部会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	石川　和夫　(世田谷支部副会長)
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤　研　(世田谷支部工業副分科会長)
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場　信秀　(世田谷支部会長)
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	石川　和夫　(世田谷支部副会長)
世田谷２４６ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場　信秀　(世田谷支部会長)
(公財)せたがや文化財団	評議員	島田　成年　(世田谷支部副会長)
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
(特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区防災会議	委員	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷再開発協会	副会長	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
原宿表参道元氣祭実行委員会	会長	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷区産業・観光振興ビジョン検討委員会	副委員長	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
(一社)渋谷未来デザイン	理事	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
渋谷パラスポーツを応援する草の根運動の会	顧問	佐藤　仁　(渋谷支部会長)
㈶中野区国際交流協会	理事	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区特別職報酬等審議会	委員	星野　新一　(中野支部商業分科会評議員)
中野区都市計画審議会	委員	鈴木　照男　(中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区帰宅困難者対策協議会	委員長	新井　建喜　(中野支部建設・不動産分科会評議員)
中野区名誉区民選定委員会	委員	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区区民公益活動推進協議会	委員	谷津加大利　(中野支部サービス分科会評議員)
中野区住宅政策審議会	委員	宮島　茂明　(中野支部副会長)
教育課程編成委員会	委員	樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長)
教育課程編成委員会	委員	中山　典隆　(中野支部情報副分科会長)
学校関係者評価委員会	委員	樋口　修　(中野支部建設・不動産副分科会長)
学校関係者評価委員会	委員	中山　典隆　(中野支部情報副分科会長)
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委員長	麻沼　雅海　(中野支部会長)
中野区地域スポーツグラブ理事会	理事	花堂　浩一　(中野支部サービス副分科会長)
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	奥田由美子　(中野支部サービス副分科会長)
(財) 中野区勤労者サービスセンター	理事	谷津加大利　(中野支部サービス分科会評議員)
第５期中野区環境審議会委員	委員	寺崎　務　(中野支部建設・不動産副分科会長)
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	井口　一与　(杉並支部相談役)
(一社) 杉並産業振興運営協会	理事	坂井　潤　(杉並支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	牧野　光洋　(杉並支部副会長)
(一社) 杉並産業振興運営協会	社員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
杉並区交流協会	理事	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	理事	牧野　光洋　(杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	評議員	神谷　次彦　(杉並支部副会長・工業分科会長)
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委員	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区特別職報酬等審議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区都市計画審議会	委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
杉並区社会福祉協議会	理事	柴田　豊幸　(杉並支部副会長)
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委員	井口　一与　(杉並支部相談役)
杉並区における東京２０２０ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	飯田　和憲　(杉並支部副会長)
杉並区における東京２０２０ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
杉並区における東京２０２０ｵﾘﾝﾋﾟｯｸﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ競技大会に向けた懇談会	委員	菅原　敬介　(杉並支部建設評議員)
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理事	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	委員	坂井　　潤　(杉並支部副会長)
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委員	志村　正之　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委員	坂井　　潤　(杉並支部副会長)
杉並区環境清掃審議会	委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋　治信　(杉並支部サービス・情報産業分科会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	井口　一与　(杉並支部相談役)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	坂井　　潤　(杉並支部副会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上　良之　(杉並支部一般会員)
高円寺駅前滞留者対策連絡会	委員	城石　　豊　(杉並支部商業評議員)
阿佐ヶ谷駅前滞留者対策連絡会	委員	渡辺　功一　(杉並支部建設評議員)
荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	岡　　博之　(杉並支部工業評議員)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田　新也　(杉並支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方　淑夫　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村　正之　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	坂井　　潤　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	渡辺　健司　(杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	氏橋　治信　(杉並支部サービス・情報産業分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	ｻｰﾋﾞｽ向上懇談会委員	大場　淳一　(杉並支部建設副分科会長)
杉並・地域モニター会議	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	森川　純一　(商業副分科会長)
杉並区基本構想審議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区交通安全協議会	委員	和田　新也　(杉並支部会長)
杉並区公契約審議会	委員	水島　隆明　(建設分科会長)
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
池袋副都心交通戦略委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
第１４回としまものづくりメッセ実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
第１４回としまものづくりメッセ企画部会	副部会長	増田　庸司　(豊島支部サービス分科会評議員)
第１６回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	里見　雅行　(豊島支部副会長)
第７０回社会を明るくする運動	常任委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	高瀬　西帆　(豊島支部情報副分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤　　司　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井　直樹　(豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松　省三　(豊島支部情報分科会長)
豊島区商工政策審議会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区地域公共交通会議	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
豊島区都市計画審議会	委員	上門　周二　(豊島支部建設副分科会長)
豊島区表彰審査会	委員	南山　幸弘　(豊島支部副会長)
豊島区環境審議会	委員	生田　　茂　(豊島支部サービス副分科会長)
豊島区観光振興推進委員会	委員	小林　俊史　(豊島支部観光分科会評議員)
豊島区リサイクル・清掃審議会	委員	小田原治美　(豊島支部副会長企業)
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永　鈴江　(豊島支部サービス副分科会長)
フェスティバル/トーキョー実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
東京都共同募金会豊島地区協力会	協力委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	千野　富久　(豊島支部副会長兼商業分科会長)
池袋オータムカルチャーフェスティバル２０２０実行委員会	委員	渡邊　裕之　(豊島支部会長)
板橋区観光協会	副会長	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋区産業活性化推進会議	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会	委員	吉村　健正　(板橋支部顧問)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男　(板橋支部建設副分科会長)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監事	吉村　健正　(板橋支部顧問)
板橋区民まつり実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし産業見本市実行委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
板橋製品技術大賞審査会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
いたばし花火大会運営委員会	委員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委員	永友　正志　(板橋支部副会長・建設分科会長)
(公財)板橋区産業振興公社	理事	安達　博一　(板橋支部相談役)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	吉村　健正　(板橋支部顧問)
(公財)板橋区産業振興公社	評議員	岩月　宏昌　(板橋支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区環境審議会	委員	藪本　史郎　(練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	石塚　康夫　(練馬支部副会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評議員	中村　壽宏　(練馬支部相談役)
練馬区区政改革推進会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区子ども・子育て会議	委員	小池　道子　(練馬支部不動産分科会評議員)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(一社)練馬区産業振興公社	理事	髙橋　利充　(練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理事	木内　幹雄　(練馬支部相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
練馬区聖火リレー連絡会議	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
(公財)練馬区文化振興協会	評議員	三宅　泉　(練馬支部副会長)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委員	髙内　恒行　(練馬支部会長)
江東エコライフ協議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境審議会	委員	市川　英治　(江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委員	新井　英希　(江東支部副会長)
(一社)江東区観光協会	理事	市川　英治　(江東支部副会長)
(社福)江東区社会福祉協議会	理事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区商店街振興事業検討会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区中小企業活性化協議会	座長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区民まつり中央実行委員会	委員・会計監事	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区産業表彰審査会	委員長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東地域雇用問題連絡会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東ブランド推進協議会	座長	鈴木　健之　(江東支部会長)
江東区地域福祉活動計画推進・評価委員会	委員	鈴木　健之　(江東支部会長)
すみだまつり実行委員会	委員長	阿部　貴明　(墨田支部会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	小菅　崇行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	山田　昇　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	猪越　行廣　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	久米　信行　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	浜野　慶一　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	風間　利昭　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	廣田　健史　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	小川　正允　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	森　八一　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	香川　省司　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	中田　清史　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	深澤　隆夫　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	老田　勝　(墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副委員長	岡本　惠子　(墨田支部副会長)
(一社)墨田区観光協会	理事	久米　信行　(墨田支部副会長)
墨田区がん対策推進会議	委員	風間　利昭　(墨田支部副会長)
隅田川花火大会実行委員会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	理事	風間　利昭　(墨田支部副会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	顧問	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区献血推進運動協議会	委員	波多野勝穂　(墨田支部運輸交通分科会長)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
墨田区都市計画審議会	委員	老田　勝　(墨田支部副会長)
墨田区老朽建物等審議会	委員	小川　正允　(墨田支部副会長)
墨田区特別職報酬等及び政務活動費審議会	委員	山田　昇　(墨田支部副会長)
墨田区優秀技能者選考委員会	選考委員	浜野　慶一　(墨田支部副会長)
墨田区生活安全推進協議会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区景観審議会	委員	岡本　惠子　(墨田支部副会長)
すみだ地域ブランド推進協議会	理事	小髙　集　(墨田支部ＩＴ分科会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評議員	猪越　行廣　(墨田支部副会長)
墨田区廃棄物減量等推進審議会（第１０期）	委員	廣田　健史　(墨田支部副会長)
産業観光プラザすみだまち処運営委員会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	阿部　貴明　(墨田支部会長)
墨田区協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会	委員	久米　信行　(墨田支部副会長)
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	伊藤　夏香　(墨田支部サービス分科会長)
(一財)足立区観光交流協会	理事	近藤　勝　(足立支部会長)
足立区特別職議員報酬等審議会	委員	堀口　宗弘　(足立支部副会長)
(公財)足立区生涯学習振興公社	監事	遠藤　章　(足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	近藤　勝　(足立支部会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理事	遠藤　章　(足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	山﨑　臣男　(足立支部サービス産業分科会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評議員	島　隆行　(足立支部情報分科会評議員)
足立区経済活性化会議	委員	伊藤　治光　(足立支部副会長)
足立区景観審議会	委員	海老沼孝二　(足立支部副会長)
足立区環境審議会	委員	小泉　俊夫　(足立支部工業副分科会長)
足立区社会福祉協議会	評議員	近藤　勝　(足立支部会長)
葛飾区行政評価委員会	委員	折登　紀昭　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区工業振興会議	会長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区工業振興会議	委員	山田　幸三　(葛飾支部副会長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区子ども・子育て会議	委員	遠藤　隆浩　(葛飾支部建設・不動産分科会評議員)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	杉野　行雄　(葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	羅山　能弘　(葛飾支部一般会員)
葛飾区産業フェア運営委員会	委員長	浅川　弘人　(葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	山田　賢一　(葛飾支部工業分科会評議員)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	飯吉修一呂　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区商業振興会議	委員	瀬尾　滋　(葛飾支部副会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委員	鈴木総一郎　(葛飾支部商業分科会長)
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	大塚　喜司　(葛飾支部常任相談役)
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野　文明　(葛飾支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
葛飾区健康医療推進協議会	委員	宮下　仁志　（議員・葛飾支部副会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	瀬尾　　滋　（葛飾支部副会長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元　成夫　（葛飾支部情報・サービス評議員）
かつしか盆まつり実行委員会	委員	矢部　文雄　（葛飾支部副会長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	近藤　宏一　（葛飾支部情報・サービス副分科会長）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄　（葛飾支部交通運輸副分科会長）
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子　昌男　（葛飾支部副会長）
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾　　滋　（葛飾支部副会長）
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区優良工場及び有料技能士選定審査委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾ブランド推進協議会	委員長	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
第３次葛飾区環境基本計画策定委員会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区リサイクル清掃審議会	委員	杉野　行雄　（葛飾支部工業分科会長）
葛飾区基本構想・基本計画策定委員会	委員	矢部　文雄　（葛飾支部副会長）
(社副)葛飾区社会福祉協議会	理事	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
葛飾区特別職議員報酬等審議会	委員	浅川　弘人　（葛飾支部会長）
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区民まつり実行委員会	委員	平田　善信　（江戸川支部会長）
江戸川区ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ区民連絡会	委員	平田　善信　（顧問・名誉会長）
小岩消防署災害防止会	顧問	平田　善信　（顧問・名誉会長）
小岩消防懇話会	会長	平田　善信　（顧問・名誉会長）
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	会長	平田　善信　（顧問・名誉会長）
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子　延廣　（江戸川支部評議員）
江戸川区自殺防止連絡協議会	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委員	森本　勝也　（顧問・名誉会長）
江戸川区子ども・子育て応援会議	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
仕事と生活の調和推進協議会	委員	近藤　昭義　（江戸川支部副会長）
エコタウンえどがわ推進本部	本部員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
公共施設のあり方懇話会	委員	平田　善信　（顧問・名誉会長）
江戸川区男女共同参画推進区民会議	委員	森本　勝也　（江戸川支部会長）
江戸川区地域自立支援協議会	委員	嶋村　文男　（江戸川支部副分科会長）
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委員	平田　善信　（顧問・名誉会長）

③　事務局員

1)　政府・官庁関係

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業に係る評価委員会	委員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
環境省　低炭素地域づくり推進事業に係る評価委員会	委員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）
観光庁　Ｔｅａｍ　Ｗｅｌｃｏｍｅ実行推進会議	構成員	小島　和明　（地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構成員	上田　裕子　（地域振興部長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議観光地域づくりWG	構成員	小島　和明　（地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長）
関東運輸局　観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策WG	構成員	小島　和明　（地域振興部観光・流通サービス担当課長）
関東運輸局　東京運輸支局　トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
関東地方整備局　関東地方道路協議会有識者懇談会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
関東地方整備局　事業評価監視委員会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
経済産業省　総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会	専門委員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
厚生労働省　技能実習評価試験の整備に関する専門家会議	構成員	村田　真　（産業政策第二部主任調査役）
厚生労働省　公正採用選考人権啓発	協力員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
厚生労働省　高等学校就職問題検討会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
厚生労働省　労働政策審議会　職業安定分科会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
厚生労働省　次世代育成支援対策	推進員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
厚生労働省　生涯現役促進地域連携事業選抜・評価委員会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
厚生労働省　労働政策審議会雇用均等分科会　家内労働部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部担当部長）
ｽﾎﾟｰﾂ庁　健康ｽﾎﾟｰﾂ課・参事官（民間ｽﾎﾟｰﾂ担当）付技術審査委員会	技術審査専門委員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
中小企業活力向上プロジェクトネクスト　実行委員会	幹事	福田　泰也　（中小企業相談部長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　東京地方最低賃金審議会　東京都最低賃金専門部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　東京地方労働審議会（家内労働部会に属する公益代表委員）	臨時委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　東京地方労働審議会　労働災害防止部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京労働局　労働者派遣事業	適正運営協力員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
日本・アゼルバイジャン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ウズベキスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・カザフスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・トルクメニスタン経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ブルガリア経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・モンゴル経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）
日本・ルーマニア経済委員会	監事	西谷　和雄　（国際部長）

2)　東京都関係

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　東京都ｽﾎﾟｰﾂ推進ﾓﾃﾞﾙ企業選定委員会	委員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　イノベーションマップ策定会議	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　エイズ専門家会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	大井川智明　（広報部長）
東京都　駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹事	石井　洋介　（広報部編集担当課長）
東京都　ＥＣＯ－ＴＯＰプログラム認定検討会	委員	高橋　芳行　（検定事業部長）
東京都　観光事業審議会	委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　がん対策推進協議会	専門委員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　がん対策推進協議会就労支援ワーキンググループ	委員	清田　素弘　（産業政策第二部労働担当課長）
東京都　経営革新優秀賞第二次審査会	審査員	小野田賀人　（中小企業相談部副部長）
東京都　健康推進プラン２１（第二次）推進会議	委員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）
東京都　健康推進プラン２１（第二次）推進会議施策検討部会	委員	馬目　学　（ビジネス交流部副部長）
東京都健康推進プラン２１（第二次）推進会議施策検討部会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　子育て応援とうきょう会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都財務局　北展望台軽飲食及び物販店出展者選定委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部担当部長）
東京都財務局　東京都庁舎内コンビニエンスストア設置事業者選定委員会	選定委員	平澤　哲哉　（地域振興部担当部長）
東京都　「産業交流展２０２０」企画選定委員会議	委員	馬目　学　（ビジネス交流部副部長）
東京都　産業労働局 エコシステム構築に関する業務委託に係る技術審査委員会	委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　「海外高度人材獲得支援事業」実施運営業務委託事業者選定に係る審査会	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託企画審査会	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　産業労働局　「外国人材受入れ総合サポート事業」実施運営業務委託事業者選定に係る審査会	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　産業労働局　女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会	委員	長嶋　収一　（総務統括部副部長）
東京都　産業労働局　'2020年世界発信コンペティション（製品・技術（ベンチャー技術）部門）審査会	審査委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　中小企業における外国人材活用に関する検討会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　産業労働局　中小企業しごと魅力発信プロジェクト実施運営等業務委託事業者選定に係る審査会	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　特定技能外国人雇用支援事業　技術審査委員	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　「学生インターンシップ支援事業」技術審査委員会	委員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
東京都　産業労働局　テレワーク導入推奨プラン審査会	構成員	長濱　正史　（地域振興部 生産性向上担当課長）
東京都　産業労働局　東京都「テレワーク導入プラン」追加公募（令和２年度）審査会	審査委員	長濱　正史　（中小企業部ＩＴ活用推進担当課長）
東京都　産業労働局 東京の産業等の魅力発信イベント企画選定委員会	委員	長嶋　収一　（総務統括部副部長）
東京都　産業労働局 東京の産業等の魅力発信イベント実行委員会	委員	長嶋　収一　（総務統括部副部長）
東京都　産業労働局　東京の中小企業の現状（製造業編）　有識者ヒアリング	委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　産業労働局　令和２年度「人手不足対策プロジェクト」に係る連絡調整会議	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都 産業労働局　東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会審査会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　自殺総合対策東京会議	委員	大下　英和　（総務統括部長）
東京都　自転車安全利用推進計画協議会	委員	大下　英和　（総務統括部長）
東京都　障害者差別解消支援地域協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　障害者就労支援協議会	委員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
東京都　戦略政策情報推進本部　スタートアップ・エコシステム　東京コンソーシアム	理事	山下　健　（中小企業部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会	構成員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　総務局　首都圏における大規模水害広域避難検討会広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	平澤　哲哉　（地域振興部担当部長）
東京都　総務局　東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業選定委員会	委員	平澤　哲哉　（地域振興部担当部長）
東京都　地域における青少年健全育成推進会議	委員	長嶋　収一　（総務統括部副部長）
東京都　退職管理委員会	委員	大下　英和　（総務統括部長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会	幹事	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　中小企業世界発信プロジェクト「東京ビジネスフロンティア」実施に係る委託業者選定審査委員会	委員	大山　智章　（中小企業部中小企業振興担当課長）
東京都　伝統工芸品産業振興協議会	委員	山下　健　（中小企業部長）
東京都　東京ブランド推進会議	委員	上田　裕子　（地域振興部長）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都　２０２０年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会	構　成　員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　２０２０年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売ＰＴ	構　成　員	小島　和明　（地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長）
東京都　オリンピック・パラリンピック準備局　２０２０物流ＴＤＭ実行協議会	監　　事	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　　２０２０物流ＴＤＭ実行協議会	委　　員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　２０２０物流ＴＤＭ実行協議会事務局運営業務委託に係る技術審査委員会	委　　員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　２０２０物流ＴＤＭ実行協議会事業に係る運営業務委託（その2）技術審査委員会	委　　員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　令和3年度２０２０物流ＴＤＭ実行協議会事業に係る運営業務委託　技術審査委員会	委　　員	進藤　　創　（東京オリンピック・パラリンピック準備室担当副部長）
東京都　廃棄物審議会	委　　員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）
東京都　廃棄物審議会　プラスチック部会	委　　員	後藤　麻里　（産業政策第二部主任調査役）
東京都　福祉のまちづくり推進協議会	第１３期　委員	上田　裕子　（地域振興部長）
東京都　「Ｂｕｙ　ＴＯＫＹＯ推進活動支援事業」実施運営等業務委託事業者選定に係る審査委員会	委　　員	馬目　　学　（ビジネス交流部副部長）
東京都　麻しん・風しん対策会議	委　　員	藤田　善三　（ビジネス交流部長）

3)　その他

（２０２０年度在任）

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
（公社）ＡＣジャパン東京執行委員会	委　　員	大下　英和　（総務統括部長）
(一社)ASP・SaaS・AI・IoTｸﾗｳﾄﾞ産業協会 ASPIC IoT・AI・ｸﾗｳﾄﾞｱﾜｰﾄﾞ2020 ASP・SaaS部門	審　査　員	鈴木　康修　（オフィス環境部情報システム担当課長）
東京商工会議所　ザ・ビジネスモールプロジェクト	委　　員	馬目　　学　（ビジネス交流部副部長
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	理　　事	上田　裕子　（地域振興部長）
関東地区電気使用合理化委員会	委　　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
(公財)教育資金融資保証基金	評　議　員	山下　　健　（中小企業部長）
(一社)産業環境管理協会　リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委　　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
産業技術大学院大学　ＰＢＬ検討部会	委　　員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）
産業技術大学院大学運営諮問会議　実務担当者会議	委　　員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）
日越大学	理　　事	佐々木和人　（国際部担当部長）
令和3年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業に係る企画競争等審査委員会	委　　員	宮本　雅廣　（国際部担当部長）
(一財)持続性推進機構　エコアクション２１の運営に関する検討委員会	委　　員	石井　照之　（産業政策第二部環境・エネルギー担当課長）
新宿三丁目イーストビル店舗床共有者協議会	委　　員	染谷　政克　（オフィス環境部長）
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	理　　事	高橋　芳行　（検定事業部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	評　議　員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構　障害者雇用支援連絡協議会	委　　員	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
公立大学法人東京都立大学オープンユニバーシティ企画経営委員会	委　　員	和泉　純治　（人材・能力開発部長）
専門図書館協議会	理事・表彰審査委員・運営委員長	大井川智明　（広報部長）
専門図書館協議会	運営委員会委員	石井　洋介　（広報部編集担当課長）
専門図書館協議会　関東地区協議会	委　　員	渡邊　浩江　（広報部経済資料センター）
早稲田文理専門学校　学校関係者評価委員会	委　　員	貫井　晴宣　（人材・能力開発部人材支援センター所長）
中央労働災害防止協会	参　　与	杉崎　友則　（産業政策第二部担当部長）
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	山下　　健　（中小企業部長）
(独)中小企業基盤整備機構　ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委　　員	山下　　健　（中小企業部長）
中小企業のＩｏＴ化支援事業　有識者会議委員	委　　員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）
(公財)東京観光財団	理　　事	上田　裕子　（地域振興部長）
(公財)東京観光財団　学術系国際会議誘致支援事業審査会	委　　員	小島　和明　（地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(公財)東京観光財団　東京都ＭＩＣＥ連携推進協議会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(公財)東京観光財団　令和２年度ＭＩＣＥ施設の受け入れ環境整備支援事業	審査委員	小島　和明　(地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長)
(公財)東京観光財団　ＭＩＣＥ施設の受入環境整備支援助成金審査会	委員	小島　和明　(地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長)
(公財)東京観光財団　国際会議誘致資金助成事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長)
(公財)東京観光財団　国内会議等の国際化支援事業審査会	委員	小島　和明　(地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長)
(公財)東京観光財団　東京観光の魅力発信キャンペーン協議会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
(公財)東京観光財団　ユニークベニュー施設の受入環境整備支援事業	審査員	小島　和明　(地域振興部観光・流通ｻｰﾋﾞｽ担当課長)
東京貴金属工芸品工業協同組合第１１０回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	審査員	紺谷　直之　(中小企業相談部中小企業相談ｾﾝﾀｰ業務推進担当課長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事・事務局長	蓮池　秀夫　(検定事業部)
(一財)東京都営交通協力会	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	染谷　政克　(オフィス環境部長)
(公財)東京都環境公社　東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)
(公財)東京都環境公社　優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
東京都職業能力開発協会東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	和泉　純治　(人材・能力開発部長)
(公財)東京都人権啓発センター	理事	大下　英和　(総務統括部長)
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下　健　(中小企業部長)
(社団)東京都専修学校各種学校協会　東京都におけるグローバル化対応推進支援事業・実施委員会	委員	貫井　晴宣　(人材･能力開発部人材支援センター所長)
(社団)東京都専修学校各種学校協会　東京都におけるグローバル化対応推進支援事業・実施委員会（調査研究分科会）	委員	貫井　晴宣　(人材･能力開発部人材支援センター所長)
(一社)留学生支援ネットワーク　アドバイザリーボード	委員	貫井　晴宣　(人材･能力開発部人材支援センター所長)
令和２年度「地域中小企業人材確保支援等事業」	委員	細井　悠輔　(人材・能力開発部人材支援センター副主査)
令和２年度「地域中小企業人材確保支援等事業」	委員	仁田原美沙　(人材･能力開発部人材支援センター主任)
令和２年度「地域中小企業人材確保支援等事業」	委員	細田　葉月　(人材･能力開発部人材支援センター主任)
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下　健　(中小企業部長)
(公財)東京都中小企業振興公社　危機管理対策促進事業審査会	審査委員	山下　健　(中小企業部長)
(公財)東京都中小企業振興公社　中小企業設備リース事業審査委員会	審査委員	染谷　政克　(中小企業部担当部長)
(一社)東京都中小企業診断士協会	理事	山下　健　(中小企業部長)
東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会　輸送連絡調整会議	委員	進藤　創　(東京ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ準備室担当副部長)
(社)東京のあすを創る協会	理事	高橋　芳行　(検定事業部長)
東京販売士協会	専務理事	高橋　芳行　(検定事業部長)
(一財)東京マラソン財団	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
東京みなと祭協議会	委員	上田　裕子　(地域振興部長)
㈱日刊工業新聞社　第１７回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）全国大会審査委員会	審査委員	山下　健　(中小企業部長)
㈱日刊工業新聞社　第１７回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG）東京審査委員会	委員	山下　健　(中小企業部長)
(特非)日本ＮＰＯセンター	理事	上田　裕子　(地域振興部長)
(公財)日本関税協会　東京支部	幹事	西谷　和雄　(国際部長)
(一財)日本規格協会　環境管理規格審議委員会	委員	石井　照之　(産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)日本経営協会	参与	藤田　善三　(ビジネス交流部長)
(社)日本建築士会連合会　専攻建築士認定評議会	評議委員	上田　裕子　(地域振興部長)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員（座長）	山崎　幹人　(共済・証明事業部証明センター所長)
日本商工会議所 非特恵原産地証明に関する研究会	委員	山崎　幹人　(共済・証明事業部証明センター所長)
日本商工会議所　貿易関係証明発給システム評価会合	委員	山崎　幹人　(共済・証明事業部証明センター所長)
(社福)日本心身障害児協会	評議員	大下　英和　(総務統括部長)
(一財)日本品質保証機構ＩＳＯ諮問委員会	委員	後藤　麻里　(産業政策第二部主任調査役)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(一社)日本流行色協会	監事	高橋　芳行　（検定事業部長）
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会　エイジフレンドリー補助金審査委員会	委員	馬目　　学　（ビジネス交流部副部長）
日本和裁検定協会	監事	橋本　一朗　（財務部長）
丸の内美化協会	常務理事	染谷　政克　（オフィス環境部長）
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹事	津田裕紀子　（総務統括部総務課組織連携担当課長）
ロボット革命イニシアティブ協議会ＩｏＴによる製造ビジネス変革ＷＧ　中堅・中小アクショングループ	委員	山本　泰之　（中小企業部ものづくり担当課長）

④　支部事務局員

（２０２０年度在任）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理事	大野　靖二　（千代田支部事務局長）
中央区大江戸まつり実行委員会	運営委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区観光協会	幹事	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区観光写真コンクール本選	審査員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区協働推進会議	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
東京駅八重洲口再開発協議会	理事	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区自殺対策協議会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
(公財)中央区勤労サービス公社評議員選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
「晴海児童館」等複合施設指定管理者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
「昭和こども園（仮称）」運営事業者選定委員会	委員	栗山　幸夫　（中央支部事務局長）
東京国際映画祭みなと委員会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区環境美化推進協議会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区観光振興ビジョン検討委員会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区観光振興連携会議	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区観光フォトコンテスト	審査委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区協働推進委員会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区区民まつりパレード部会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区３Ｒ推進行動会議	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区商店グランプリ	審査委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区地域雇用問題連絡会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区防衛親交会	常任理事	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区マラソン実行委員会	委員	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委員、会計	荒井隆一郎　（港支部事務局長）
慶應義塾大学法務研究科　教育課程連携協議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区エコ事業者連絡会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区環境審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評議員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区耐震補強推進協議会	理事	森　まり子　（新宿支部事務局長）
新宿区リサイクル清掃審議会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
大新宿区まつり実行委員会	財務部会長	森　まり子　（新宿支部事務局長）
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	森　まり子　（新宿支部事務局長）
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	会計	森　まり子　（新宿支部事務局長）
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区男女平等参画推進会議	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
文京区総合就労支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	城戸口隆俊　（文京支部事務局長）
台東区環境ＭＶＰ選考委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
(公財)台東区産業振興事業団	理事	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（新販路開拓）支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区新市場開拓（アトリエ・店舗出店）支援事業審査会	委員	清水　　優　（台東支部経営指導員）
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区産業フェア企画・運営委託プロポーザル選定委員会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
台東区江戸創業事業所顕彰審査会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
城東職業能力開発連絡協議会	委員	中井　宏好　（台東支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	小倉　政則　（北支部事務局長）
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	小倉　政則　（北支部事務局長）
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区低炭素地域づくり協議会	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
荒川区産業情報紙制作等委託業者選定に係る評価委員会	委員	小林美樹子　（荒川支部事務局長）
しながわ観光協会	理事	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
品川区観光振興協議会専門部会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
城南職業能力開発連絡協議会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
しながわＣＳＲ協議会	委員	渋谷　貴司　（品川支部事務局長）
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	大築　徹也　（品川支部経営指導員）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	大築　徹也　（品川支部経営指導員）
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区技能功労者選考委員会	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区自殺対策推進会議	委員	佐塚　太一　（目黒支部事務局長）
目黒区商工まつり運営委員会	委員	髙橋　祥王　（目黒支部経営指導員）

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)大田観光協会	監事	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
(公財)大田区産業振興協会	理事	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区地域労働関係協議会	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
大田区シティプロモーション推進会議	委員	小山　康司　（大田支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	原田　起臣　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区民まつり企画委員会	委員	原田　起臣　（世田谷支部経営指導員）
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	霜崎　敏一　（世田谷支部事務局長）
渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会	監事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区くみんの広場実行委員会	委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
渋谷再開発協会	理事	鳥光　周一　（渋谷支部事務局長）
中野区国民保護協議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野まちめぐり博実行委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区地域包括ケア推進会議	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
文部科学省委託事業実施委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
いきいきプラン推進委員会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
文部科学省委託事業「先端技術利活用実証研究プロジェクト」	委員	伊東　　海　（中野支部事務局長）
杉並区中学校対抗駅伝大会２０２０実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
第８回すぎなみ産業フェア実行委員会	委員	木下　雄貴　（杉並支部経営指導員）
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委員	栗野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１４回としまものづくりメッセ企画部会	委員	栗野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１４回としまものづくりメッセ企画部会	委員	中條　智司　（豊島支部経営指導員）
第１６回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	栗野　　浩　（豊島支部事務局長）
第１６回池袋モンパルナス回遊美術館実行委員会	委員	河村　古都　（豊島支部経営指導員）
板橋区民まつり実行委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区地域自立支援協議会「就労支援部会」	部会員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区中小企業勤労者福利共済事業運営協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
板橋区立企業活性化センター指定管理者選定委員会	委員	近野　孝行　（板橋支部事務局長）
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
東京都立第四商業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）

10. 関係団体への加入および連繋等　(8)外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
練馬区聖火リレー連絡調整部会	委員	蔵方康太郎　（練馬支部事務局長）
江東区産学公連携連絡会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東区産業展実行委員会	委員	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監事	西郷　直紀　（江東支部事務局長）
クリエイティブスタジオ運営協議会（墨田区創業支援事業）	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
「『区民の健康寿命ＵＰ大作戦！』身体活動向上ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」検討会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條　久美　（墨田支部事務局長）
個だわりすみだ発掘隊選考会	選考委員	千葉喜久雄　（墨田支部経営指導員）
足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	金井　文隆　（足立支部事務局長）
葛飾エフエム放送㈱	監査役	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	井野口智子　（葛飾支部経営指導員）
かつしかふれあいＲＵＮフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
寅さんサミット実行委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
葛飾区生物多様性推進協議会	会員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
(一社)東京社会保険協会葛飾支部	代議員	宇田川裕司　（葛飾支部事務局長）
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審査員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）
産業ときめきフェア実行委員会	委員	山本　順一　（江戸川支部事務局長）